

**「都市の地域再生戦略」
に関する調査研究報告書
～市民の明るい未来のために～**

平成 2 4 年 2 月
都市行政問題研究会

**「都市の地域再生戦略」
に関する調査研究報告書
～市民の明るい未来のために～**

平成 2 4 年 2 月

都市行政問題研究会



発刊に当たって

都市行政問題研究会
会長 三井幸雄
(旭川市議会議長)

都市行政問題研究会は、今回のテーマを「都市の地域再生戦略～市民の明るい未来のために」と定め、約2年間にわたる調査研究の成果として本報告書を取りまとめました。作成に当たり御協力くださいました関係各位に対し、心からお礼を申し上げます。

さて、我が国の社会経済構造は、今、歴史的変動の渦中にあります。明治維新後、戦時期を除きほぼ一貫して増加を続けてきた人口はついにピークを越え、その当然の帰結として少子高齢化が急速に進んできております。日本経済は、1980年代、市場の統合をはじめとする経済のグローバル化の進展に支えられたが故に世界を席けんしましたが、まさに同じ理由により、新興工業国が台頭した現在、その力を失い、雇用の縮小と産業の空洞化に襲われるに至りました。また、成長力の鈍化は、地方から、より早く、より強くその姿を現し、今や、中央と地方の財政力格差は目を覆うばかりです。

そして、我が国が産業構造の転換に苦しんでいるその最中に、東日本大震災と炉心溶融による原発災害という、想定外というよりは、むしろ想定を怠ったがための複合災害に直面し、いまだ被災者の生活再建や被災地域の復興に向けた道筋が見えないなど、一層厳しい状況を招くに至っております。

都市は、まさに、過去の経験則のみからは対策を生み出すことのできない危機と向かい合っているのであり、既存の体制や枠組みを抜本的に見直すことが求められております。

そこで、私たちは、歯を食いしばりながら地域経済を引っ張っている、一見平凡に見える中規模都市が力を回復することこそが国全体の力を高める、という視点から「地域再生」を論じるよう試みてみました。これは、今世紀に入って政府の進めてきた「都市再生」が、当初は国家を代表する都市が国際競争を勝ち抜くための都市機能の更なる高度化を重視していたことと、一線を画するものであります。

本報告書でとりまとめた提言においては、まだ単なる構想にすぎないものも含めて29項目に及ぶ幅広の戦略を打ち出しております。各都市は、歴史や文化、地理的条件も様々で、地域再生を図る上で解決しなければならない課題も千差万別であります。したがって、本報告書で提言した戦略のどれが有効かという点についても様々であります。しかしながら、それぞれの都市が誇るべき歴史や文化、資源、自然などを守り続けるとともに、積極的にこれらを活用していけば地域再生の道が必ずや開かれるに違いありません。

地域再生に向けた政策論議が、国や地方自治体はもとより、経済界や学会など様々な分野において活発に展開される中、本報告書で提言した地域再生の試みが更に一石を投じることになれば幸いです。その波紋が大きくなるとなり、活気あふれる「市民の明るい未来」の構築につながるよう願っております。

地域再生の成功は、市民一人一人の工夫と努力にかかっています。議会人もまた、その使命を担わなければならないのです。

平成 24 年 2 月

「都市の地域再生戦略」に関する調査研究報告書
～市民の明るい未来のために～
目次

発刊に当たって

はじめに・・ 1

第Ⅰ章 なぜ今「都市の地域再生戦略」～市民の明るい未来のために～を議論

しなければならぬのか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

1. 都市が地域再生戦略を進める意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 (1) 地域再生の明確な定義付けを・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 (2) 地域再生の方向性を明確にする・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 (3) 地域再生を果たすためには何を進めればよいか・・・・・・・・・・・・ 7
2. 地域経済が抱える諸問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 (1) 進行する地方都市における「産業空洞化」と「人材空洞化」・・・・ 8
 (2) 雇用問題の解決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 (3) 東日本大震災後、激減する訪日外国人数と出国日本人数・・・・ 11
3. 悪化する国と地方の財政・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 (1) 国の財政状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 (2) 地方の財政状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 (3) 国と地方の税財源配分の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
4. 急速に進む少子高齢化と労働力人口の減少・・・・・・・・・・・・・・ 15
5. 東日本大震災の発生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第Ⅱ章 最近の地域再生に向けた国と地方の主な動き・・・・・・・・ 18

1. 「地域再生法」の施行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
2. 「地域再生基本方針」の閣議決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
3. 「地域再生計画」の認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
4. 「地方再生戦略」の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
5. 「定住自立圏構想（総務省）」の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
6. 「東日本大震災復興基本法」の施行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
7. 「東日本大震災復興基本方針」の閣議決定・・・・・・・・・・・・・・ 26

第Ⅲ章 地域再生の重点戦略	27
1. 首都機能の分散	28
(1) 首都機能分散に関する近年の主な動き	28
(2) 首都機能を分散した方が「よい」という意識が約7割	30
2. 経済の分散化	32
(1) 東京一極集中下にある経済機能	32
(2) 経済の分散化に効果のあるもの	33
3. 人口の分散化	34
(1) 東京一極集中下にある人口	34
(2) 人口の分散化に効果のあるもの	35
4. 税制・財政改革	36
(1) 税収の東京一極集中	36
(2) 財政の地域間格差の拡大	36
(3) 地域再生に向けた税制・財政改革を成し遂げるには	38
第Ⅳ章 都市・市議会における地域再生に向けた取り組み	39
1. 都市における地域再生に向けた取り組み	39
(1) 加盟市アンケート調査にみる各都市の地域再生に向けた取り組み	39
(2) 協働による地域再生に向けた取り組み	41
(3) 「地域ブランドの確立」に向けた取り組み	42
2. 市議会における地域再生に向けた取り組み	45
(1) 地域再生をテーマにした講演会・研修会・勉強会を開催	45
(2) 子ども議会、議場コンサートなどイベントの開催	46
(3) 市民・NPO法人・民間企業・研究者らとの地域再生に向けた意見交換など	46
(4) 「議員連盟」や「各協議会」を立ち上げ、地域再生対策を審議	46
(5) 常任委員会において地域再生対策関連を審議	46
(6) 特別委員会において地域再生対策関連を審議	47
(7) 議会に「プロジェクト会議」を設置し、地域再生を審議	47
(8) 地方自治法第96条第2項に基づき、条例で「定住自立圏形成協定」 など地域再生対策関連の計画等を議決事件に追加	47
(9) 議員若しくは委員会提案による地域再生対策関連の政策的条例	48

第Ⅴ章 提言～市民の明るい未来のために～	49
1. 都市の地域再生戦略	51
(1) 首都機能の分散	51
①国は日本全土の複数地域に首都機能を分散し、併存を	51
②国は「政治機能」と「経済機能」の分離を	53
(2) 経済の分散化	54
①都市は「海外企業」を引き込む企業誘致策の展開を	54
②国は「経済特別区」を全国各地に拡大を	55
(3) 人口の分散化	56
①国は「二地域居住」の推進に向けた具体的な制度の構築を	56
②国は「定住自立圏構想」の法制化を	57
(4) 税制・財政改革	58
①国と地方の税財源配分の見直しを	58
②国は地方交付税の算定根拠である人口割に「第2居住地域」を	58
(5) 東日本大震災からの復旧・復興を	60
①国はエネルギー政策の再構築を	61
②国は東北地方における「農林水産業」の再生を	62
(6) 国は現行の地域再生支援制度の抜本的な見直しを	63
(7) 都市は従来の「枠組み」から脱却し、「相乗効果」のある地域再生戦略 の策定を	64
(8) 都市は常識に捉われない発想をもって地域再生戦略の具体化を	65
(9) 都市は地域再生に従事する自治体職員の長期的な配置を	66
(10) 都市はオンリーワンの「地域ブランド」の確立を	67
(11) 都市は「東アジア」など海外市場に目を向けた地域再生戦略の策定を 	70
(12) 都市は「都市間協力」と「都市間競争」を念頭に置いた地域再生戦略の 策定を	73
(13) 都市は「自治体シンクタンク」を立ち上げ、政策力の強化を	76

2. 市議会から発信する地域再生戦略	77
(1) 市議会・市議会議員が地域再生に向けて果たす役割	77
(2) 市議会は地域再生に関する政策条例を議員（委員会）提案で制定を	79
(3) 市議会は政策力を強化する「議会シンクタンク」の立ち上げの検討を	80
(4) 市議会は「地域再生計画」など重要計画を地方自治法第96条第2項 により議決事件に追加を	81
(5) 市議会は地域再生をテーマにした講演会・研修会・勉強会の積極的 な開催を	81
(6) 市議会は「プロジェクト会議」など既存の枠に捉われない組織の構築を	82
(7) 市議会は常任委員会・特別委員会で地域再生戦略の審議を	83
(8) 市議会は地域再生を広域で審議する「議員連盟」・「協議会」の立ち上げを	84
(9) 市議会は地域再生に関する「意見書・決議」の採択を	85
(10) 市議会は「議会報告会（各主体との意見交換など）」の開催を.....	85
(11) 市議会は地域再生に資する「議会基本条例」の制定を	85
 おわりに	 87

○本報告書の作成経緯等…………… 89

1. 都市行政問題研究会概要…………… 89
2. 都市行政問題研究会歴代調査研究テーマ一覧…………… 89
3. 本報告書の作成経緯…………… 90
4. 平成 22・23 年度役員市並びに加盟市一覧…………… 94
5. 本報告書作成に携わった役員市議会議長…………… 95
6. 本報告書作成に携わった役員市議会事務局長…………… 96

○「都市の地域再生戦略」に関する座談会会議録…………… 97

参加者	: 本研究会会長（旭川市議会議長）	三井 幸雄 氏
	本研究会理事（姫路市議会議長）	大倉 俊巳 氏
	本研究会理事（高松市議会議長）	妻鹿 常男 氏
	地域政策プランニング代表	福田 志乃 氏
	（財）地域開発研究所主任研究員	牧瀬 稔 氏
コーディネーター:	（株）ファシリティ専務取締役	下嶋 忍 氏

○総会講演録…………… 139

1. 第 92 回総会 「伝えるのは命の輝き」…………… 139
旭川市旭山動物園長（ボルネオ保全トラストジャパン理事） 坂東 元 氏
2. 第 93 回総会 「都市の地域再生戦略」…………… 153
地域政策プランニング代表 福田 志乃 氏
3. 第 94 回総会 「市議会から発信する地域再生戦略」…………… 181
（財）地域開発研究所主任研究員 牧瀬 稔 氏

○「都市の地域再生戦略」に関する現地調査結果…………… 218

1. 熊本市現地調査結果（平成 23 年 2 月 17 日（木）～18 日（金））… 218
2. 春日井市現地調査結果（平成 23 年 5 月 30 日（月））…………… 230

○「都市の地域再生戦略」に関する加盟市アンケート調査結果…………… 238

はじめに

本研究会は、第92回総会（平成22年8月23日開催）で「都市の地域再生戦略」～市民の明るい未来のために～を平成22・23年度テーマに決定し、概ね約二年間に亘る調査研究を重ね、本報告書をまとめた。

なぜ今「都市の地域再生戦略」～市民の明るい未来のために～を本研究会で議論しなければならないのか。

都市は今、急速に進む少子高齢化や労働力人口の減少などの問題と相まって、右肩下がりの経済の先行きが見えない状況の中で、さらに、東日本大震災という想定外の大問題に直面し、過去の経験則からは対策を生み出すことのできない危機に立たされている。これまでの人口や経済の右肩上がりの成長を前提とした考え方や常識は通用しなくなるとともに、前例を踏襲した取り組みを展開していたのでは、到底その解決策を見出すことができない状況にある。

つまり、都市は今、既存の体制や枠組みの抜本的な変革、すなわち、パラダイムの転換が求められている時であるといえる。国とて同様、これらの山積した問題を克服すべく的確な方向性を示さなければならない。

しかしながら、我が国は、今まさにあらゆる意味で戦後未曾有の危機的状況にありながらも有効な戦略を打ち出せないために、国民の政治・行政への期待感喪失が根強く存在し、ひいては我が国の危機にまでつながりかねないと言っても過言ではない現状がある。国民の政治・行政への信頼なくして、国は成り立たない。国は危機感を持ちながら、東日本大震災からの復旧・復興や日本経済の再生といった重要政策の実現に全力を傾注し、具体的な成果を示すことで、国民の「国家への信用」を回復することが求められている。

そして、「国の再生は、地域の再生なくしてはなされない」のであり、まさに我が国の存亡の鍵を握るのは地方都市であるといえる。

各地域に多くの変革をもたらしてきた地方分権は今後も一層進展していくものと思われるが、地方が分権を生かしながら進むべき道を創造していく上で大きな足枷となっているのは、急速に進む「人口減少・少子高齢化」や「地域経済が抱える諸問題（雇用問題の解決、産業空洞化への対応）」、そして「地方財政の悪化」などである。これらの我が国が直面する共通の諸課題を論ずること

は重要ではあるが、各都市が個別で議論するのではなく、国全体で議論することが求められているのではないかと考える。

さらに、このたびの東日本大震災を教訓として、「新たな国と地方のかたち」を都市だけではなく国全体で考えるべきであろうし、地域再生の議論も当然そのことを踏まえたものでなければならない。

過去には東京一極集中を良しとする議論もあったが、東日本大震災後、これを推奨する声はなくなったといってもよいのではないか。その意味で地域再生を考えるならば、現在、東京一極集中下にある我が国の「首都機能」、「経済」、「人口」の地方分散化等々、そこから議論を始めることで、何かが見えてくるのではないかと考える。

「地域再生」というテーマは単に地方をこれまで以上に元気にし、他の地域よりも上であれば良いという議論では到底済まされない。むしろ本研究会としては、都市が地域に根ざす強みを生かして、都市同士が「協力」しながら、同時に切磋琢磨して「競争」を繰り広げ、いかに都市の生き残り策を見出すかという議論が重要である。それゆえ、都市が本来の役割と責任を果たし、連携して大きな発信力につなげていくための「地域再生」が求められている。

都市には、そこに住む市民が子々孫々に亘って幸福を享受できるまちづくりが求められる。都市に住む市民の幸福感も様々であることから、地域ぐるみで市民が求める都市のあるべき姿を見出すべく検討が必要である。

第 I 章 なぜ今「都市の地域再生戦略」～市民の明るい未来のために～を議論しなければならないのか

第 I 章では、本研究会がなぜ今「都市の地域再生戦略」～市民の明るい未来のために～を議論しなければならないのかを報告書全体に対する問題提起として、その意義付けを行う。

そのうえで、現下の我が国が抱える喫緊の課題である「地域経済が抱える諸問題（雇用問題の解決、産業空洞化への対応）」、「悪化する国と地方の財政」、「急速に進む少子高齢化と労働力人口の減少」、そして、「東日本大震災の発生」について分析していく。

1. 都市が「地域再生戦略」を進める意義

都市は今、超少子高齢化や労働力人口の減少などの問題と相まって、右肩下がり経済の先行きが見えない状況の中で、さらに、東日本大震災という想定外の大問題に直面し、過去の経験則からは対策を生み出すことのできない危機に立たされている。

我が国は、これらの山積した問題を克服すべく的確な方向性を示さなければならないのであるが、今まさにあらゆる意味で危機的な状況にありながらも有効な戦略を国は打ち出せないために、国民の政治・行政への期待感喪失が根強く存在し、ひいては我が国の危機にまでつながりかねないと言っても過言ではない現状がある。

こうした中で、我が国の存亡を握っているのはまさに地方都市であり、「国の再生は、地域の再生なくしてはなされない」と考えられるが、急速に進む「少子高齢化」や「地域経済が抱える諸問題（雇用問題の解決、産業空洞化への対応）」、そして「地方財政の悪化」などの我が国が直面する共通の諸課題は各都市が個別で議論するのではなく、国全体で議論することが求められている。

このような中で、都市は、東日本大震災の未曾有の被害からの復興も含めて、まずは日本全体を同時並行で元気づける「地域再生」に取り組まなければならない、今まさに「地域再生なくして国の再生はない」という考えの下、地域再生をどのように進めるべきかを真剣に議論すべき時を迎えたといえる。

「地域再生」というテーマは単に地方を元気にして、他の地域の平均値よりも上であれば良いという議論では到底済まされない。

むしろ本研究会としては、都市が地域に密着する強みを生かして、都市同士が「協力」し、支え合いながら、同時に切磋琢磨して「競争」を繰り広げ、究極的には、日本の再生につなげていかなければならない。それゆえ、地域が本来の役割と責任を果たし、連携して大きな発信力につなげていくための「地域再生戦略」が求められている。

都市は常に「市民の明るい未来」に向けて、効率的・効果的な「地域再生戦略」を打ち出していくことに大きな意義を見出すのである。

(1) 地域再生の明確な定義付けを

本報告書で「都市の地域再生戦略」を論じるに当たって、そもそも「地域再生とは何か」を明確に定義付けておく必要がある。この点については、牧瀬稔氏が第94回総会講演のなかで触れているので、以下、抜粋する。



「地域再生」に近い言葉、例えば「地域振興」とか「地域新生」、「新生」という言葉は余り聞かないですが。あるいは「地域復旧」、「地域復興」など幾つかを持ってきています。これは一般的な辞書で調べたのですが、「振興」とは「学術・産業などを盛んにすること」と書いています。あるいは「新生」とは「新しく生まれ出ること」とあります。一方、「復旧」は「壊れたり、傷んだりしたものを、もとの状態に直すこと」。「復興」は「いったん衰えたものが、再びもとの盛んな状態に返ること」とあります。

では「再生」は何なのかというと、「再生」の定義を辞書で調べると、「衰え、または死にかかっていたものが生き返ること」とあります。よく「地域再生」、「地域再生」と連呼されるのですけれども、そこまで死にかかっている地域や自治体ってないだろうと実感しています。言葉の持つ意味や、その向かうべき方向性を、やはり気をつける必要があると思うのです。地域再生なんていっているけど、実はまだまだ地域振興レベルじゃないかとか、本当は地域復旧レベルじゃないか。東日本大震災は、ある意味、完全に地域再生だと思うのです。一方で、地域再生と称している現場に行くと、実はまだまだ余裕のある自治体はいっぱいあるわけです。地域再生や地域振興など、その段階によって目指すべき方向性や具体的に取り組む内容が違ってくると思うのです、もちろん政策のつくり方も。その辺もしっかり押さえておく必要があると思います。今、自分たちの自治体はどの段階なのかということです。これが結構アバウトな、特に私の場合は補助機関と付き合うことが多いのですが、アバウトに考えてしまっている自治体が多いという感じはします。ちゃんと自分たちの現状を把握できているのかということですね。スローガンとしての地域再生はいいと思うのですが、ちゃんと現状を把握した上でやっていかないと、あまり効果も上がってこないのかなと思っています。

(後掲・牧瀬稔氏「第94回総会講演録」より)

各都市が地域再生に取り組む際は、地域再生自体の姿が絵に描いた餅になつてしまわないよう、「地域再生」の定義付けを行うことが欠かせない。

都市は地域再生の定義を見極めるとともに、まずは自分たちが置かれた現状(「地域振興?」、「復旧?」、「復興?」、「再生?」)を把握しなければならない。その都市の置かれた段階によっては、政策のつくり方も、打ち出していくべき地域再生戦略の姿も異なってくるのである。

(2) 地域再生の方向性を明確にする

都市は地域再生の方向性を明確にしなければならない。つまり、都市は地域再生を成し遂げ、何を実現していきたいのかを見極める。

ただし、欲張りすぎて「あれもこれも」というスタンスでは都市が所有する限られた行政資源が分散し、地域再生の効果も総花的・網羅的になってしまうおそれがある。地域再生で実現すべき目的や方向性は「あれかこれか」の1、2点に絞り込んでいくことが求められている。

さらに、地域再生を果たす「地域」とは、どの範囲を想定しているのかを明確にする必要がある。その自治体の全地域なのか、それとも一部の地域なのか。対象範囲が異なることで、打ち出す地域再生戦略が異なってくる。

そして、各自治体は短期・中期・長期の具体的な数値目標を計画に盛り込みながら、都市の地域再生という壮大なテーマに果敢に挑んでいかなければならない。

地域再生法及び地域再生推進のための基本指針から見ると、国は5点ほどを意図している感じがします。1点目が「経済の活性化」です。2点目が「地域雇用の創造」。3点目が「地域住民の誇りと愛着の形成」。4点目が「地域コミュニティの活性化」。5点目が「潤いある豊かな生活環境の創造」。そして6点目は何でもありということなのですが、大体、国は上位5点を意図して、地域再生に向けた活動をしているのかなという感じはします。その中で皆さんの自治体はどこを目指しているのかということです。(中略)

あと、そもそも地域という概念がアバウトなのです。その自治体全部なのか、あるいはどこかの地域を指定しているのか、それも結構不明瞭なのです。だから政策づくりもアバウトになってしまいます。(中略)

先ほど5点挙げましたが、この中の「どれか」に絞ってやっていくのが一番いいと思います。私は個人的には一点突破、1つに絞ってそこでやっていくのが一番いいと思います。なぜかという、行政資源をそこに全部集中できますので、結果が早く出やすいのです。5点すべてやってしまうと行政資源が分散化されてしまいます。皆さんの自治体は大きいからまだいいかもしれないですが、小さな自治体だと行政資源はそんなに多くありません。分散化されてしまいますので、効果が出るのになかなか時間がかかってしまう。あるいは出ないかもしれません。そうであるならば「選択と集中」ではないですが、「あれかこれか」に絞っていくということです。「あれもこれも」ではなくて、「あれかこれか」の方がいいのかなという気がします。2つぐらいに絞ってもいいと思うのですが、やはり一点突破の方がいいのだろうという気はします。

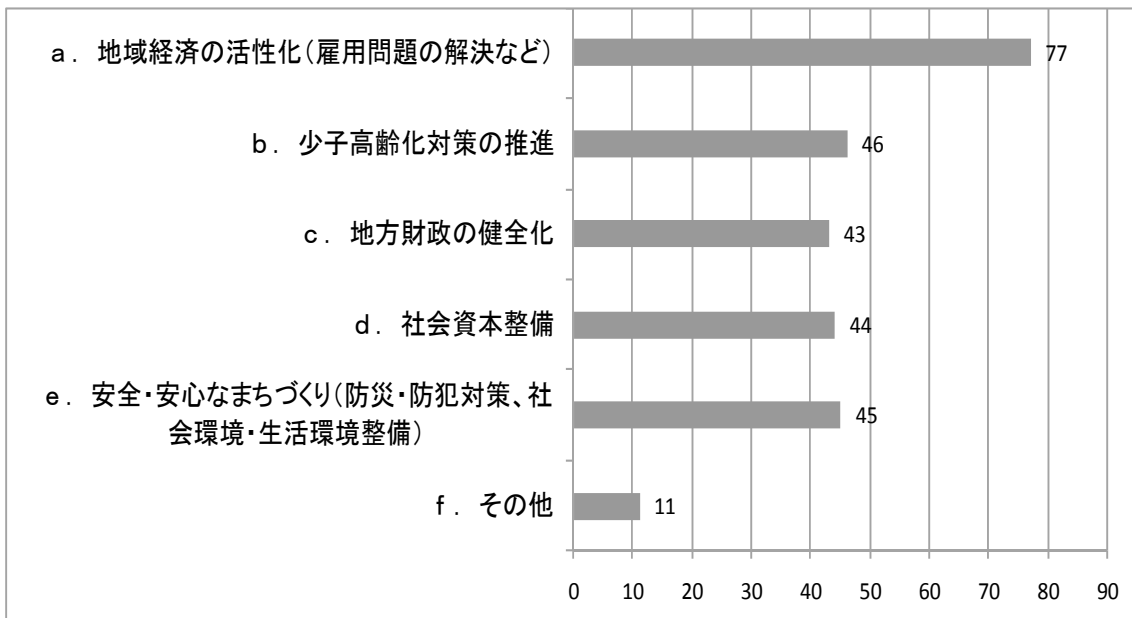
重要なことは、方向性を明確にして具体的な言葉の定義と、かつ、しっかりとした数値目標、短期・中期・長期の数値目標を明記して取り組んでいく。そのようなことが重要だと思います。ここに地域再生を成功させる1つの視点があると思います。

(後掲・牧瀬稔氏「第94回総会講演録」より)

(3) 地域再生を果たすためには何を進めればよいか

本研究会が加盟 87 市を対象に実施した「都市の地域再生戦略」に関する加盟市アンケート調査（以下、「加盟市アンケート調査」）では、地域再生を果たすためには何を進めればよいかの意識調査をした。

結果は次表のとおり、地域再生の切り札に「地域経済の活性化（雇用問題の解決など）」を挙げる回答が 77 市と圧倒的に多い。次いで「少子高齢化対策の推進」46 市、「地方財政の健全化」43 市、「社会資本整備」44 市、「安全・安心なまちづくり（防災・防犯対策、社会環境・生活環境整備）」45 市と同じ比重で回答されている。



この結果を分析すると、都市が地域再生を果たすには、まずは緊急課題である雇用問題を解決し、地域経済の長期的な低迷が叫ばれる地方都市に何とかして活力を取り戻したい。そして、地域経済を活性化させるために、「少子高齢化の解消」や「地方財政の健全化」、さらには「社会資本整備」、「安全・安心なまちづくり」を進めて住みよいまちづくりを目指すという構図がみられた。

したがって、本報告書では、都市が地域再生を果たすには、「地域経済が抱える諸問題」を第一義に解決すべき課題ととらえ、以下、「少子高齢化対策」、「地方財政の健全化」、「社会資本整備」、「安全・安心なまちづくり（防災・防犯対策、社会環境・生活環境整備）」といった重要課題についても検証していく。

2. 地域経済が抱える諸問題

(1) 進行する地方都市における「産業空洞化」と「人材空洞化」

都市は今、「人、モノ、金」が国家や地域などの境界を越え自由に行き来する「グローバル」な経済危機に直面している。

さらに、昨今の超円高による影響で、製造業をはじめとする日本の民間企業はアジアなど海外にその活動拠点を移転することに拍車をかけ、都市では空前の「産業空洞化」が進展している。このままでは、国内産業は衰退の一途をたどり、我が国の経済活力や地域雇用の場が失われていくおそれがあり、ひいては、地方財政を益々悪化させてしまうことが懸念される。そういう事態になれば、デフレからの脱却も東日本大震災からの復旧・復興もままならない。

日本経済の成長を担うのは、中小企業をはじめとする民間企業であるが、いまや企業はグローバル経済の中で生き残るために、安くて優秀な外国人労働者をいかに自社に組み込んでいくかを考えている。この現象は、製造業に限ったことではなく、本来なら日本人に雇用機会が与えられるべき部分も安くて優秀な外国人労働者を雇う動きが加速度的に進行している。

したがって、都市は、地域経済の活性化はもとより、「産業空洞化」と「人材空洞化」をいかに食い止めるのかという戦略を打ち出していく必要がある。



国際的なソブリン問題や円高に、企業収益が圧迫されています。国の財政もどんどん危機的になり、世界的な格付け機関から「日本の国債の格下げ」まで示されました。こんなグローバルな激動の中で、生き残りを賭けた企業はアジアへと進出し、もう「国内の地方への立地」などと言っていない。ましてや国内の首都圏や大都市すら見てもらえない状況にあります。先ほどのアンケート結果に、「企業誘致の重要性」とありましたが、企業誘致というものの意味が非常に難しくなっていることを理解し、この現実はどう対処すべきかを考えなければいけない。もはや国に頼っている場合ではないと思います。

今、企業はアジアへの移転をどんどん加速しています。私が特に問題視しているのは、生産拠点や市場開拓が新興国に流れているだけではなく、日本人の若者を雇うのだったら、アジアの方が英語はもちろん、中国語や自国語もしゃべり、意欲も高いということで、他国の若者を雇う動きがあるという現実です。日本の場合の問題は、教育面も大きすぎる。さらに、私も女性ということで相当苦勞してきましたが、日本の女性参画は世界で

も 93 位と言われ、アフリカの国よりも悪い状況との国際的評価もあります。こう考えてくると、日本では「人材の空洞化」も起こり得るでしょう。やれる人は今、どんどん海外に出て行こうとしているのではないか。

「人材の流出」をどう食い止めるか。これは、地域レベルで見たときも同様で、今、「行動する若手」が地域に残っておられますか？もしかしたら、都市部や海外に出て行ったままなのではないか。「雇用の場が無いから」と他人事にせず、地域自身が「将来の人材をどこまで残せるか」に本気に対応しない限り、地方の衰退は止められないと思います。

(後掲・福田志乃氏「第93回総会講演録」より)

地方都市の「産業空洞化」を食い止めるには、もはや国策として戦略を打たないと対処することができない。約 54 万もの人口を抱える姫路市ですら、限界集落化が懸念される地域が発生しているという。



先ほど本市の産業について触れましたが、姫路市を含む播磨臨海地域の平成 21 年度の製造品出荷額は約 4.7 兆円と、東京 23 区や政令指定都市を凌ぐほどの、わが国有数の規模を誇っています。ところが、これに今、大きな陰りが見えています。みなさんもお承知のように、景気が一向に良くならない中で、これだけの円高が続けば、日本に本社機能があっても、生産機能は姫路のみならず日本で、果たして耐えられるのかという問題が出てきております。いわゆる企業の海外流出の問題です。これが今姫路市にとって、地域再生なり、地域経済の活性化

なり、雇用なりにやはり一抹の不安、陰りを見せているのは事実です。ですから、早く国がしっかりした施策をとっていかないといけないと思います。10 数年前から産業の空洞化については指摘されておりましたが、実際、地域経済は中央で考えている以上に疲弊し、産業の空洞化が進んでおり、それは地方自治体が幾ら頑張っても止められないことなんです。やはり国レベルでの政策なりをその方向で進めないといけないですから。我々もちろん国や県にも要望しますが、やはり確たる国家的戦略を立てて、それを進めていかないと産業の空洞化は止まりませんし、働く場所がなくなると人口が流出してしまいます。中核市の姫路市ですえ限界集落という言葉が出てくるということはどういうことなのか。姫路は新幹線の「のぞみ」も停車しますし、交通網も発達しております。なのに限界集落化が懸念されている地域が発生しています。おそらく 10 年、15 年すると限界集落化する、つまり自治、コミュニティがなくなってしまうと村落の存立さえ危うくなるといったことが、今現在、おそらく旭川市さんも高松市さんもそうでしょうが、全国各地で進行しています。国の方でも、それは考えていろいろ法律を作ったり、手を打っているのかもしれませんが、実際それは機能していないと思っております。

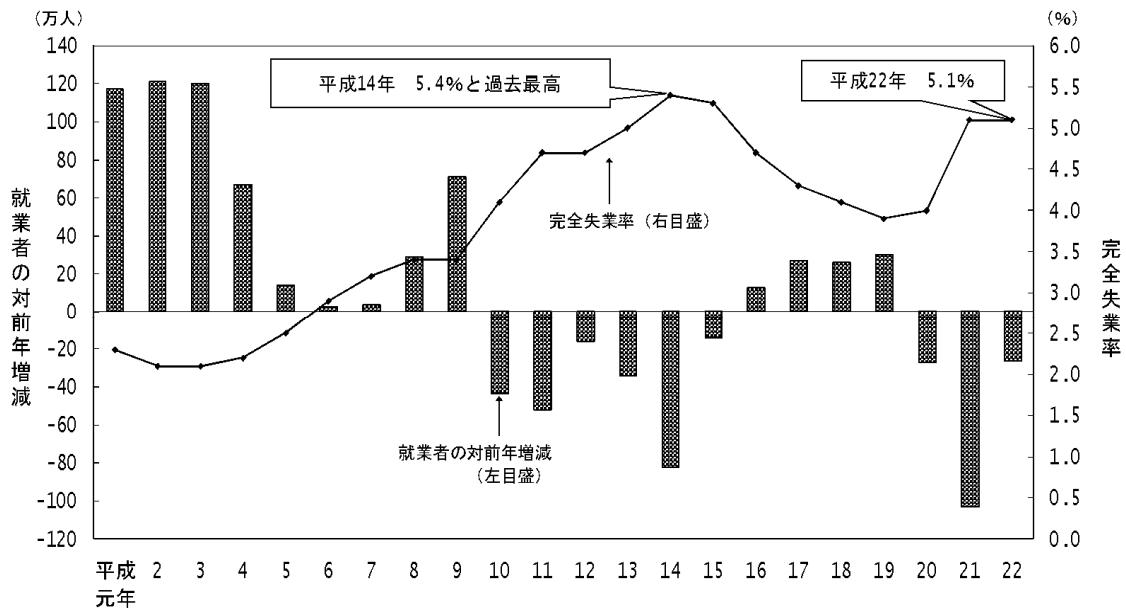
(後掲・「座談会会議録」 大倉俊已・姫路市議会議員 座談会発言より)

(2) 雇用問題の解決

昨今の右肩下がりの経済情勢のなか、我が国の雇用状況を総務省統計局の労働力調査（平成22年平均）からみても。

完全失業率は下表のとおり、平成22年平均で5.1%と前年と同率。2年連続で5%台という高い水準となった。完全失業者数は334万人と前年に比べ2万人減少している。一方、就業者は6,257万人と前年に比べ25万人減少している。産業別にみると、製造業、建設業、サービス業の就業者が年々減少するなか、医療・福祉産業の就業者は増加する傾向にある。

完全失業率及び就業者の対前年増減の推移【総務省「労働力調査」（平成22年平均）】



とりわけ、若者（15～24歳）を取り巻く雇用環境が益々厳しくなっている。完全失業率を年齢階級別にみると、若者（15～24歳）が9.4%（男性10.4%、女性8.0%）と、全年齢計5.1%と比べても非常に高水準で推移している。

国は常に「雇用問題の解決」を政策の中心課題に掲げているが、事態は一向に改善されない。また、東日本大震災の影響により、我が国の雇用環境は益々厳しさを増すことが予測されている。

都市は、我が国の将来を担う若者をはじめ、女性、高齢者、障害者など働く意欲のある全ての人々が、その能力を十分に発揮し、安心して働き、安定した生活を送ることができるような戦略を打っていかねばならない。

(3) 東日本大震災後、激減する訪日外国人数と出国日本人数

「日本政府観光局（JNTO）」によると、平成 22 年の訪日外国人数は過去最高の 861 万 2 千人（前年比 182 万人増、26.8%増）を記録。これは、世界各国の景気回復による外国旅行需要の拡大や、平成 22 年 10 月末の羽田空港国際定期便就航なども追い風となったものと推測される。一方、平成 22 年の出国日本人数は 1663 万 7 千人（前年比 119 万人増、7.7%増）。とりわけ、2010 年は前年の新型インフルエンザの流行のようなマイナス要因はなく、さらに、対ユーロ、対米ドルの為替レートが円高で推移し、海外旅行に割安感が働いたものと推測される。

観光振興は地域経済を活性化させる要であり、各自治体は交流人口の獲得に力を入れている。しかしながら、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災後、海外からの訪日外国人数が激減している。

平成 23 年の訪日外国人数を月別でみると、3 月が前年同月比 50.3%減、4 月が同 62.5%減、5 月が同 50.4%減、6 月が同 36.0%減である。時の経過とともに減少幅は次第に小さくなってきているものの、いまだに外国人が抱く訪日旅行への不安感が継続しているといえる。さらに、昨今の超円高の状態が長期に亘って続いた場合、外国人観光客の足は日本から一層遠のいてしまうことが予測される。

一方、出国日本人数については、3 月が前年同月比 9.1%減、4 月が同 8.1%減、5 月が同 8.4%減、6 月が同 2.9%減である。これは、東日本大震災により、東日本（被災地域）からの海外旅行需要が減退したほか、全国的にも海外旅行を自粛するムードが広がったものと推測されている。

国や都市は、風評被害防止の情報発信や観光キャンペーン等により国内外の旅行需要を回復することが急務となっている。

3. 悪化する国と地方の財政

(1) 国の財政状況

国の財政状況を「日本の財政関係資料」（平成 23 年 3 月・財務省）からみてもみる。それによると、国の平成 23 年度一般会計予算の規模は約 92.4 兆円。このうち歳出を見ると、国債の元利払いに充てられる国債費（23.3%）と地方交付税交付金等（18.2%）、社会保障関係費（31.1%）で歳出全体の 7 割強を占めている。歳入をみると、税収が約 41 兆円と全体の 4 割程度に過ぎず、5 割弱は将来世代への負担となる借金（公債）に依存している状況である。

さらに、国の普通国債残高（公債残高）は年々増加の一途をたどり、平成 23 年度末には 668 兆円に上ると見込まれている。これは国の税収（約 41 兆円）の約 16 年分にも相当し、将来世代に大きな負担を残すものである。

これに地方債務残高も合わせた「国及び地方の長期債務残高」は下表のとおり、年々増え続け、平成 23 年度末には 892 兆円（対 GDP 比 184%）に達する見込みとなっている。

「国及び地方の長期債務残高」（財務省）

（単位：兆円）

	平成10年度末 (1998年度末) <実績>	平成15年度末 (2003年度末) <実績>	平成20年度末 (2008年度末) <実績>	平成22年度末 (2010年度末) <実績見込>	平成23年度末 (2011年度末) <政府案>
国	390程度	493程度	573程度 (568程度)	668程度 (648程度)	692程度 (680程度)
普通国債残高	295程度	457程度	546程度 (541程度)	642程度 (622程度)	668程度 (656程度)
対GDP比	58.7%	92.6%	111% (110%)	134% (130%)	138% (136%)
地方	163程度	198程度	197程度	201程度	200程度
対GDP比	32%	40%	40%	42%	41%
国・地方合計	553程度	692程度	770程度 (765程度)	869程度 (849程度)	892程度 (880程度)
対GDP比	110%	140%	157% (156%)	181% (177%)	184% (182%)

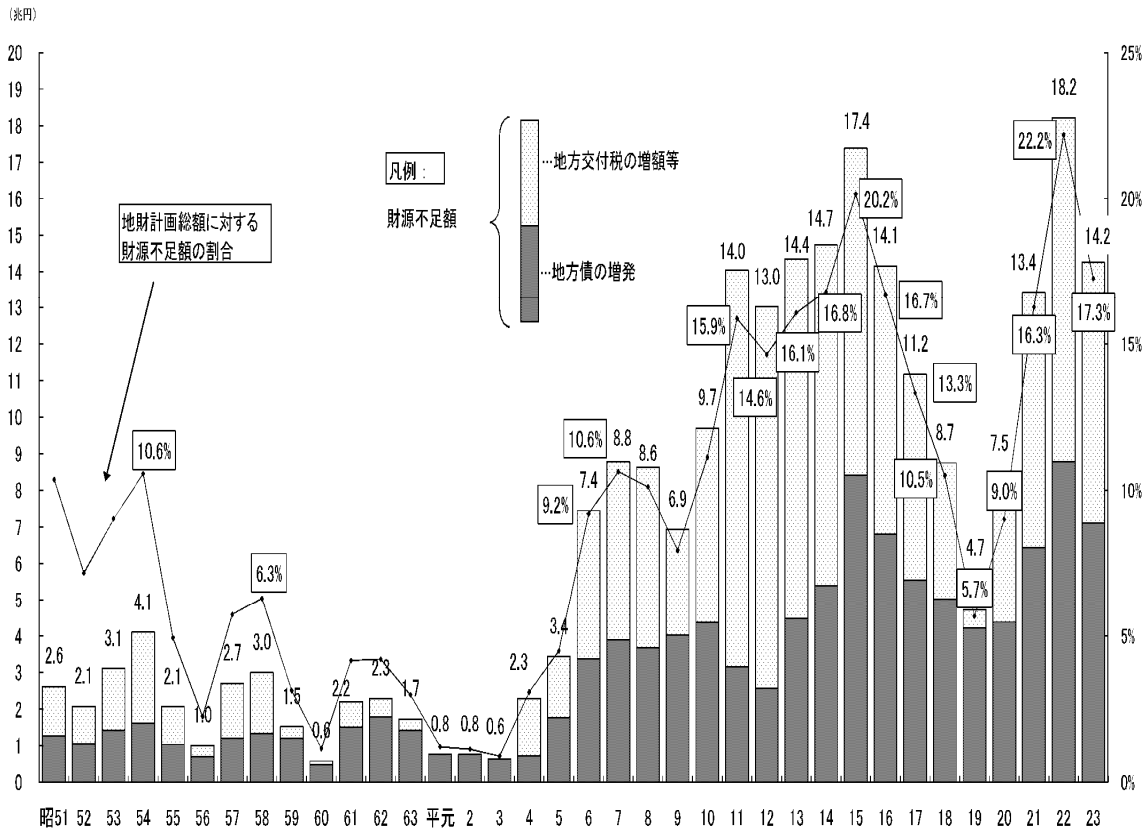
(2) 地方の財政状況

国家財政同様、地方財政も財源不足が年々深刻化し、危機的な状況を迎えている。平成23年度の地方財源不足は、企業収益の回復等により、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が一定程度回復することが見込まれる一方、社会保障関係費の自然増や公債費が高水準で推移すること等により、下表のとおり、14.2兆円（地方財政計画総額に占める割合は約17.3%）に達する見込みとなっている。

また、地方の借入金残高は、近年の地方税収等の落ち込みや減税補てん、景気対策のための地方債増発等により急増し、平成23年度末には200兆円と見込まれる。この額は平成3年度と比べると2.9倍、130兆円の増となっている。

さらに、現在の歴史的水準の超円高は、地方都市の産業空洞化を引き起こし、地方財政を益々深刻化させることが懸念されている。

地方財政の財源不足の状況（総務省）



(注) 財源不足額及び補てん措置は、補正後の額である（平成23年度は当初）。

(3) 国と地方の税財源配分の見直し

上述したように、国と地方の財政状況は極めて厳しい状況におかれている。こうした国と地方の財政を逼迫させる要因の一つとして、受益と負担が連動していない我が国の財政システム自体に問題があると古くから叫ばれている。

つまり、国と地方の歳入・歳出額（平成 21 年度）をみると、歳入では国税：地方税が 53：47 の割合であるのに対し、歳出では 43：57（国：地方）と逆転しているのである。「歳入は国が多く、歳出は地方が多い」という構造であり、このギャップは地方交付税や国庫支出金等により埋められている。

国から地方への税財源移譲は、地域間の財政力格差を是正するという点からは大いに評価されるべきであり、これに反対するものは誰もいない。しかしながら、このような財政調整システムは国が地方をコントロールする手段になりうると同時に、単独で財政責任を伴う各自治体の地方行財政運営を妨げてしまうおそれがある。

また、行政も自主財源を確保し、しがらみのない独自の行政運営を進めるために 3 割自治からの脱却を大きな目標に置いています。5 割、6 割を自主財源でまかなえれば良いなど。しかし、本市を含め、現在全国の多くの自治体は国から地方交付税の交付を受けております。地方交付税総額が 17 兆円、18 兆円。それに様々な補助金や交付金、負担金などを合わせ、地方自治体はこれら国からの財源を確保しなければ、満足に行政運営ができないのが現状です。そういったことから、ほとんどの自治体は国の政策に沿ったまちづくりをせざるを得ないのです。

（後掲・「座談会会議録」 大倉俊已・姫路市議会議員 座談会発言より）

したがって、真の地域主権改革を確立するためには、国と地方の役割分担の大幅な見直しと併せ、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から、国・地方間の税財源配分のあり方を見直すことが必要である。

地域主権が叫ばれるなかで、どこまで財政調整が必要なのか。そして、地域主権時代に相応しい国と地方の財政関係とはどのようなものなのか。

本報告書では、地域再生という枠組みの中で、国や地方の財政問題をいかに解決していくかを考察していく。

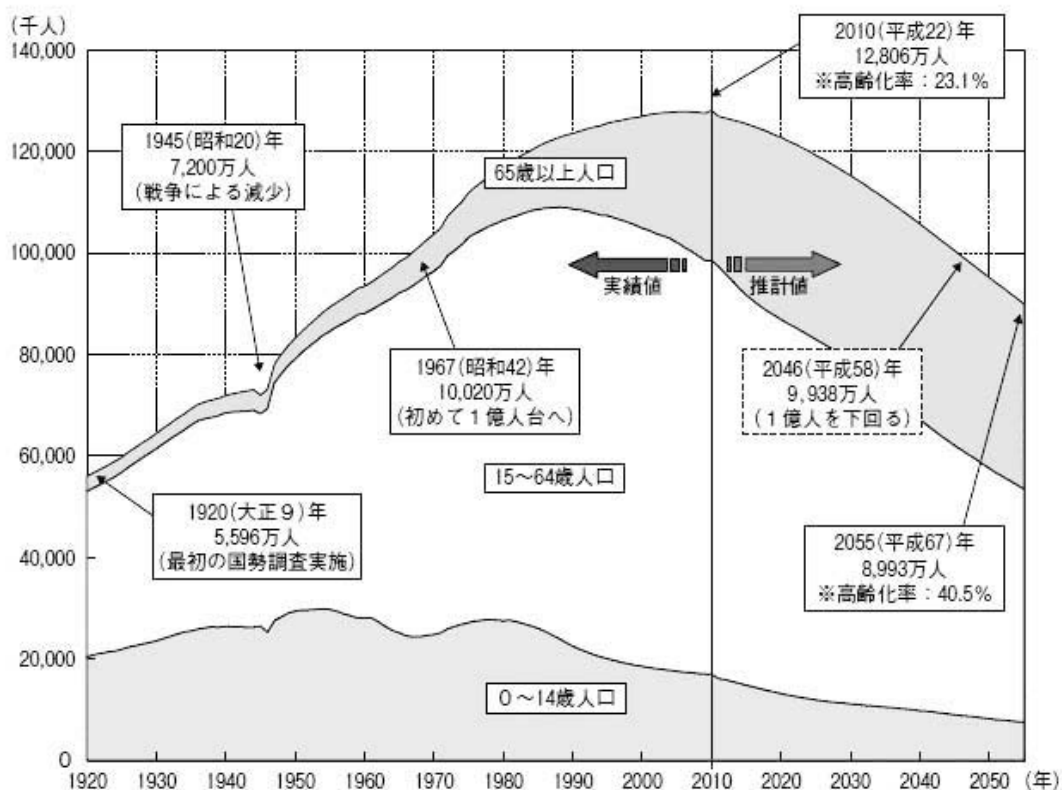
4. 急速に進む少子高齢化と労働力人口の減少

今後、国や都市の持続的な発展に大きな影響を及ぼすであろう、少子高齢化が急速に進み、労働力人口が減少する、いわゆる「人口減少社会」が確実に進んでいる。

総務省統計局の人口推計（平成23年7月1日現在）によると、我が国の総人口は1億2,792万人で前年同月に比べ15万人（0.11%）の減少となっている。

国立社会保障・人口問題研究所が5年毎にまとめる「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」では、合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産む子供の数）が2055年（平成67年）には1.26になると仮定。この仮定のまま人口が推移し続けると、下図のとおり、我が国の総人口は2046年（平成58年）には1億人を下回り、2055年（平成67年）には約4,000万人減少の約8,993万人になると見込まれている。

我が国の人口構造の推移と見通し（図表・平成23年版「子ども・子育て白書」）



資料：実績値（1920～2010年）は総務省「国勢調査」、「人口推計」、「昭和20年人口調査」、推計値（2011～2055年）は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」の中位推計による。

これを年齢3区分別に人口とその全体に占める割合をみってみる。

まず、年少人口（0～14歳）については、2011年（平成23年）の1,619万人（総人口に占める割合12.8%）から2055年（平成67年）には752万人（同8.4%）となる。

生産年齢人口（15～64歳）は、2011年（平成23年）の8,102万人（同63.8%）から2055年（平成67年）には4,595万人（同51.1%）となる。我が国の経済成長を担う働き手が40年後には約3,500万人も減ってしまうのである。

高齢者人口（65歳以上）は、2011年（平成23年）の2,970万人（同23.4%）から2055年（平成67年）には3,646万人（同40.5%）となる。2055年（平成67年）には全国民の約4割（約2.5人に1人）が65歳以上の高齢者になるという推計が示されている。

都市は、この人口減少・超少子高齢化が長期に亘り進み、これを避けては通れない現実を直視しなければならない。人口減少・超少子高齢化の急速な進展により、多くの地域で過疎化や地盤沈下が進み、地方はこれまでにない閉塞感で覆われつつある。さらに、現在の歴史的水準の超円高は、地方都市の「産業空洞化」や「人材空洞化」を引き起こし、結果として、地域コミュニティや伝統文化の衰退まで懸念されてしまう状況にある。

急速に進む少子高齢化と労働力人口の減少は、都市が地域再生戦略を策定するうえでは全くの逆風であり、さらに、社会保障費を膨張させる要因にもなる。この状態を放置したままでは、都市は地域再生を成し得るのが難しくなることは明らかである。しかしながら、我が国がこれまで長期に亘り取り組んできた少子高齢化対策に即効性のある解決策を見出せないという現実もある。合計特殊出生率は一向上がらず、晩婚化も進行するばかりである。

このような人口減少・超少子高齢化の状況下で、都市が地域再生を実現していくのはまさに至難の業であり、ごく一般的な戦略では到底解決をみない。

そこで、本報告書では、現下の人口減少・超少子高齢化社会による弊害をカバーするために、都市はどのような「地域再生戦略」を打ち出していくべきなのかを検証していく。

5. 東日本大震災の発生

平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生し、東北地方の沿岸部を中心に、「地震」と「津波」、さらには「原子力発電所事故」という、戦後未曾有の被害を我が国にもたらした。人的被害は、死者・行方不明者合わせ約 2 万人に達している。

国は、地方自治体、市民、民間企業等と連携し、「仮設住宅の建設による早急な避難所の解消」、「仮設住宅における生活環境改善」、「災害廃棄物処理」、「ライフラインの確保」、「各種交通網」、「農地・漁港」等の災害復旧・復興活動を続けているが、未だ多数の方々が避難所生活など困難な生活を余儀なくされている。

そして、東日本大震災による住宅や道路など直接的被害額は約 16 兆円から約 25 兆円に上ると試算（内閣府）されている。この試算には、原発事故による被害額は盛り込まれておらず、これに、原子力発電所の被害と廃炉、放射能汚染による農産物などの風評被害、計画停電による経済的損失などの間接的被害額も加えれば、総被害額は 50 兆円を越えるのではという説もある。

今回の東日本大震災は「地震」、「津波」、「原発事故」、そして「風評被害」という複合災害の様相を呈し、復旧・復興への道筋が決して単純ではなく、極めてその解決の糸口を見つけるのが難しいことを物語っている。

また、原発事故によりその問題点が露呈されたが、これまでの我が国が原発に依存してきたエネルギー政策を一度白紙に戻したうえで、新エネルギー政策（太陽光発電、風・水力発電、地熱発電など）を再構築する必要がある。

本報告書では、「地域再生」という大きな柱を維持しつつ、東日本大震災からの復旧・復興、そして再生についても検証していく。

第Ⅱ章 最近の地域再生に向けた国と地方の主な動き

第Ⅱ章では、「最近の地域再生に向けた国と地方の主な動き」を検証する。

まず、「地域再生法（平成 17 年 4 月）」や「地域再生基本方針（平成 17 年 4 月）」、「地域再生計画（平成 17 年 6 月～現在）」、「地方再生戦略（平成 19 年 11 月）」、「定住自立圏構想（総務省）（平成 20 年 12 月～）」に焦点をあてる。

さらに、東日本大震災に対応すべく国の法的整備として、「東日本大震災復興基本法（平成 23 年 6 月）」と「東日本大震災からの復興の基本方針（平成 23 年 7 月）」についても記述していく。

これらの動きを通じて、地域再生に向けた方向性を的確に捉え、都市の果たすべき役割を考えることとする。

平成 12 年に「地方分権一括法」が施行され、国と地方は外形上、「対等・協力」の関係になった。これにより、各自治体では、地域の実情に合った独自施策を展開する動きが活発化した。人口や経済が右肩上がり成長し続けてきた時代は終焉し、各地域がそれぞれの責任の下、独自の地域再生施策を展開し、「都市間競争」を繰り広げる時代へと変わってきたのである。

一方、国は、地域が自ら考え、創意工夫を凝らした地域再生施策を後押しすべく、「交付金」や「補助金」といった手段により支援してきた。

こうした時代の変化に即座に対応し、見事に地域再生を果たした都市も一部にはみられるが、むしろ、時代の変化にうまく適応できず、人口や経済規模が縮小し続け、地域再生を成し遂げられなかった都市も多い。

しかしながら、地域再生の失敗を余儀なくされた都市の原因は、当該都市だけにあるのではなく、国策としてこれまで行ってきた地域再生支援制度自体に潜む問題点や、各省庁縦割り行政の弊害など、日本全体の制度・政策を見直し、再構築しなければ解決できないことも多い。

したがって、これまでの国の地域再生支援制度のあり方自体を見直していく必要があるのではないかと考える。

まず、「最近の地域再生に向けた国の主な動き」は次表のとおり。

国がこれまで実施してきた地域再生支援制度を再確認するためにも、以下、年表の中から主だったものをピックアップし、記述していく。

最近の地域再生に向けた国の主な動き

平成 年/月/日	内 容
12/4/1	地方分権一括法施行
15/10/24	地域再生本部が発足（2007年「地域活性化統合本部」に改組）
15/12/19	「地域再生推進のための基本指針」（地域再生本部）
16/2/27	「地域再生推進のためのプログラム」（地域再生本部）
16/5/27	「今後の地域再生の推進にあたっての方向と戦略」（地域再生本部）
17/2/15	「地域再生推進のためのプログラム2005」（地域再生本部）
17/4/1	「地域再生法」 施行（2007年3月31日、2008年5月21日一部改正）
17/4/22	「地域再生基本方針」 閣議決定
17/6/17	地域再生法に基づく 「地域再生計画」 の第1回認定
18/2/15	「地域の知の拠点再生プログラム」（地域再生本部）
19/2/28	「地域再生総合プログラム」（地域再生本部）
19/10/9	「都市再生本部」、「構造改革特別区域推進本部」、「地域再生本部」、「中心市街地活性化本部」の4会合を合同で開催し、これを「地域活性化統合本部会合」と総称することとした。
19/11/30	「地方再生戦略」 （地域活性化統合本部会合、平成20年1月29日、同年12月19日一部改定）
20/1/29	「都市と暮らしの発展プラン」～安全・環境・国際性～（地域活性化統合本部会合、平成20年12月19日改定）
20/4/1	「地方の元気再生事業」創設（2008年度から3カ年度を予定）
20/12/26	「定住自立圏推進要綱」 を策定（総務省）
21/4/22	「人材力が引っ張る地方の元気回復プラン」（地域活性化統合本部会合）
23/3/11	「東日本大震災」 が発生
23/6/24	「東日本大震災復興基本法」 が施行
23/7/29	「東日本大震災からの復興の基本方針」 決定（8月11日改定）

1. 「地域再生法」の施行

平成17年4月に地域再生に関する基本法「地域再生法」が施行された。同法の「目的」、「基本理念」、「国の責務」は下表のとおり。

地域再生法（2005年4月施行）抜粋

(目的) 第一条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生（以下「地域再生」という。）を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念) 第二条 地域再生の推進は、地域における創意工夫を生かしつつ、潤いのある豊かな生活環境を創造し、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる住みよい地域社会の実現を図ることを基本とし、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力を最大限に活用した事業活動の活性化を図ることにより魅力ある就業の機会を創出するとともに、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を総合的かつ効果的に行うことを旨として、行われなければならない。

(国の責務) 第三条 国は、前条に規定する基本理念にのっとり、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、地域再生に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

同法には、国は地方公共団体が自主的に作成する「地域再生計画」を認定していくことが盛り込まれた。さらに、地域再生に必要な事業に対しては、①地域再生基盤強化交付金、②補助対象施設の転用の承認手続の特例、③地域再生支援利子補給金の3つの特別措置により支援していくこととされた。

2. 「地域再生基本方針」の閣議決定

平成17年4月には「地域再生法」に基づく「地域再生基本方針」が閣議決定された。同方針には地域再生の意義と目標が記されている。

まず、地域再生の意義として、地域の自主的・自立的な取り組みと国の支援があいまって、地域活力の再生を加速し、持続可能な地域再生を実現することにあると明示。この実現に向け、地域の特性や資源を有効活用した地域産業の振興、生活環境の改善、観光・交流の促進等、地域の創意工夫を凝らした取り組みを推進することとした。

さらに、「地域再生の成功事例を示すことにより、他の地域の取り組みを刺激し、全国規模で地域活力の増進を図る」という目標も掲げられた。

そして、「地域の活力なくして国の活力はない」として、地域が自ら考え、実行できる体制づくりの必要性が強調されている。

3. 「地域再生計画」の認定

平成17年6月には地域再生法に基づく「地域再生計画」の第1回認定が行われた。以降、第19回（平成23年6月29日）までに認定された地域再生計画の累計は1517件（計画期間終了等による減を考慮すると632件）である。

本研究会加盟87市における「地域再生計画の認定状況」を加盟市アンケート調査結果からみると、「地域再生計画」が認定されているのは71市で回答の8割を超え、これに取り組む加盟市の多さを物語っている。

事業内容別にみると、「社会資本整備（43市）」と「社会環境・生活環境整備（29市）」が多い。これは、同計画の承認機関である国では、箱物行政の整備により地域再生の道を拓こうとしているのが原因ではないかと考察される。

さらに、「地域再生計画」の認定により、地方が元気になったかどうかの意識調査を実施した結果、地方が元気になったと「思われる」のは54市で回答の6割超となった。一方、元気になったと「思わない」という回答も30市に上っている。

地域再生法が施行され、都市で「地域再生計画」が認定されても、実際に地方が元気になったという経済的指標は全くなく、果たして、同計画の認定で地方が元気になったといえるかは難しいところがあると考察される。

4. 「地方再生戦略」の策定

平成19年11月には、「都市再生本部」、「構造改革特別区域推進本部」、「地域再生本部」、「中心市街地活性化本部」の4会合を統合した「地域活性化統合本部」により「地方再生戦略」が策定された。

同戦略の基本理念には「地方」と「都市」が共に支え合う「共生」の考え方に立つことを謳い、地方再生を実現するにあたっては、「地方再生5原則」（次表）を掲げている。

「地方再生5原則」	
○「補完性」の原則	地域の実情に最も精通した住民、NPO、企業等が中心となり、地方公共団体との連携の下で立案された実現性の高い効果的な計画に対し、国は集中的に支援。
○「自立」の原則	地域の資源や知恵を生かして、経済的・社会的自立に向けて頑張る計画を集中的に支援。
○「共生」の原則	地方と都市がヒト・モノ・カネの交流・連携を通じて、ともに支え合い、共生を目指す取組を優先的に支援。
○「総合性」の原則	国の支援は、各省庁の縦割りを排し、地域の創意に基づく計画を総合的に支援。
○「透明性」の原則	支援の対象とする計画の策定、支援の継続及び計画終了時等の評価は、第三者の目を入れて客観的な基準に基づき実施する。

そして、地方再生を進めるには、生活の維持や魅力あるまちづくり、産業活性化に道筋をつける必要があるとして、地方が抱える課題ごとに応じた取り組みを総合的に推進することとしている。

まず、「地方都市」では、地域資源を活用した新商品開発、産学官連携を通じた拠点の形成、広域基盤強化を通じた企業立地・観光振興などの施策を進める。次に、「農山漁村」では、農山漁村への定住、グリーン・ツーリズム、エコツーリズム普及などの施策を、「基礎的条件の厳しい集落」では、緊急医師確保対策、生活支援バスの運行、林業就業意欲のある若者を育てる「緑の雇用」などを進めることとしている。

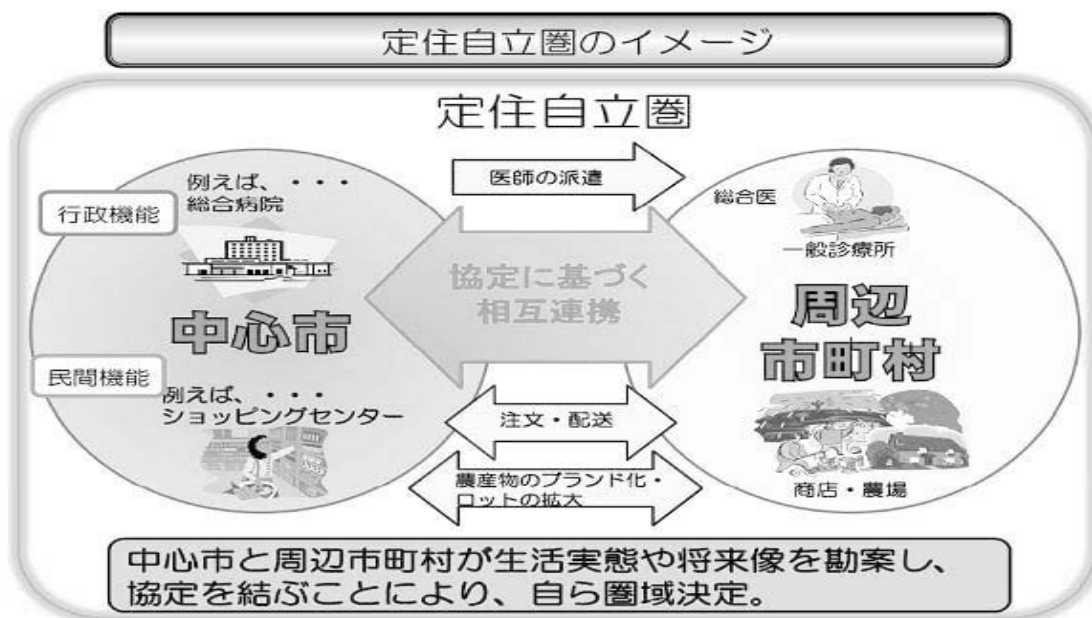
5. 「定住自立圏構想（総務省）」の推進

平成 20 年 12 月には、地域再生の一手ともなりうる「定住自立圏構想推進要綱」（総務省）が策定された。

「定住自立圏」とは、中心市と周辺市町村が「定住自立圏形成協定（方針）」を締結し、定住自立圏を形成。そして、中心市と周辺市町村が相互に連携することで、圏域全体で生活に必要な諸機能を確保し、地方圏への人口定住を促進しようというもの。

中心市となる要件は人口 5 万人以上の市で、三大都市圏以外の市が対象（ただし、三大都市圏内の市では、通勤通学者のうち、特別区又は指定都市に通勤通学する者の割合が 1 割未満の市は対象）となる。中心市は圏域全体の役割を担う意思を明示する「中心市宣言」を行い、周辺市町村と「定住自立圏形成協定（方針）」を締結することで定住自立圏を形成。そして、中心市は定住自立圏の将来像や具体的取組を記載した「定住自立圏共生ビジョン」を策定する。

なお、「定住自立圏形成協定（方針）」を締結または変更するに当たっては、地方自治法第 96 条第 2 項に基づく関係市町村の議会の議決が必要となっている。



平成 23 年 3 月 31 日現在、全国で中心市宣言を行ったのは 69 市。形成された定住自立圏は 54 圏域。「定住自立圏共生ビジョン」を策定した中心市は 48 市である。

定住自立圏が形成された 54 圏域では、「医療・福祉」、「教育」、「産業振興」、「環境」、「地域公共交通」、「地産地消」、「交流移住」といった各政策分野における具体的取組が推進されている。

ここで、「都市の地域再生戦略」に関する座談会（平成 23 年 8 月 24 日開催）に出席した妻鹿常男・高松市議会議員から、同市が中心市となって形成する「瀬戸・高松広域定住自立圏」の取組みが述べられたので、以下抜粋する。

	<p>4つ目が、瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョンに基づく近隣5町と連携した「広域的なまちづくり」でございます。</p> <p>人口減少時代の少子超高齢社会における地域経済の活性化や産業の振興など、地域の魅力をさらに高め、地方から大都市圏への人口流出を食いとめるため、新しい都市間連携の枠組みとして、平成 22 年 1 月、本市が中心市として周辺 5 町と協定を締結し、瀬戸内海の多様な特性を持った島嶼部を含む「瀬戸・高松広域定住自立圏」を形成して、様々な連携事業に取り組んでいます。圏域全体で生活機能を確保するとともに、圏域内の新たなニーズを常に把握し、取組みの、さらなる拡充に努めるなど、近隣自治体との効果的な連携を推進してまいりたいと考えています。（後掲・「座談会会議録」 妻鹿常男・高松市議会議員 座談会発言より）</p>
--	--

また、加盟市アンケート調査において、「定住自立圏構想」が地域再生の道を拓く政策と思われるかどうかの意識を調査した結果、同構想が地域再生の道を拓く政策と「思わない」が 51 市で、「思う」の 34 市を上回った。

この結果を分析すると、総務省が提唱する「定住自立圏構想」というスローガンは理解できるものの、果たして、その効果が望めるか疑問に思われている節があるとの考えが窺えた。「定住自立圏」に認められた場合、財政措置はあるものの、未だ法制化されていない点が同構想の効果が望めないと思われる懸念材料のひとつになっているのではないかと推察される。

6. 「東日本大震災復興基本法」の施行

東日本大震災からの復興に向けた基本理念や枠組みを定めた「東日本大震災復興基本法」が平成 23 年 6 月 24 日に公布・施行された。その骨子は下表のとおり。

東日本大震災復興基本法の骨子	
(基本理念)	
・単なる復旧にとどまらない、21 世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指す。	
・国と地方公共団体との連携、地方公共団体相互の連携を確保する。	
・少子高齢化、人口減少、国境を越えた社会経済活動の進展への対応、食料問題、電力その他エネルギー利用の制約等、人類共通の課題を解決するための先導的施策に取り組む。	
・将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりを進めるための施策	
・被災地域における雇用機会の創出と持続可能で活力ある社会経済の再生	
・地域の特色ある文化を振興し、地域社会の絆の維持及び強化、並びに共生社会の実現	
(基本的施策)	
・復興に必要な資金を確保するため「復興債」を発行する。	
・地域限定で規制緩和や特例措置を行う「復興特別区域制度」を創設する。	
・内閣に「東日本大震災復興対策本部」を置き、本部長に首相、副本部長に内閣官房長官と復興対策担当大臣をもって充てる。さらに、復興対策本部の下に「復興構想会議」を設置する。	
・原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興に関する合議制の機関を置くことができる。	
・内閣に「復興庁」を期間限定でできるだけ早期に設置。復興施策の企画・立案、総合調整、実施を行う。復興対策本部は、復興庁の設置の際に廃止し、その機能は復興庁に引き継ぐ。	

同法は、既に 3 月 11 日の東日本大震災発生から 3 カ月以上経過してからの成立である。東日本大震災からの復旧・復興に向けた政治の動きはあまりにも鈍く、スローペースであるといわざるをえない。これは、平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災の際の「震災復興法」が約 1 カ月後に成立しているのと比べてみても、そのスピードの遅さは一目瞭然である。

いずれにせよ、今後、新設が急がれる「復興庁」が中心となって、復興施策の企画・立案、総合調整、実施の役割が担われることとなる。

7. 「東日本大震災復興基本方針」の閣議決定

平成23年7月29日（8月11日改定）には「東日本大震災復興基本法」に基づく「東日本大震災からの復興の基本方針」が閣議決定された。

その要旨は下表のとおり。

「東日本大震災復興基本方針」（要旨）

【基本的考え方】・東日本大震災からの復興を担う行政主体は、住民に最も身近で、地域の特性を理解している市町村が基本。国は、市町村が能力を最大限発揮できるよう、財政、人材、ノウハウ等の面から必要な制度設計や支援を責任を持って実施する。

・被害を最小化する「減災」の考え方にに基づき、災害に強い地域づくりを推進する。

【復興期間】復興期間は10年間とし、当初の5年間は集中復興期間と位置付ける。

【事業規模】5年間の集中復興期間に実施する事業規模は少なくとも19兆円程度。10年間の復旧・復興対策の規模は少なくとも23兆円程度見込まれる。

【財源確保】集中復興期間中の復旧・復興事業に充てる財源は、平成23年度第1次、第2次補正予算の財源に加え、歳出削減、国有財産売却、特別会計や公務員人件費などの見直し、更なる税外収入の確保、時限的な税制措置により13兆円程度を確保する。

一時的なつなぎとして発行する復興債は、従来の国債とは区分して管理し、その償還期間は今後検討。第3次補正予算編成に合わせ復興債発行及び税制措置法案を国会提出する。

【復興施策】▽「復興特区制度」の創設▽地方自治体が使い勝手の良い自由度の高い交付金の創設▽きめ細やかな雇用対策▽中小企業に対する資金繰り支援▽被災地の農林水産業振興を図り、東北を新たな食料供給基地として再生▽風評被害防止の情報発信や観光キャンペーン等による国内外の旅行需要の回復▽道路、港湾、鉄道等の物流インフラの早期復旧▽被災地域への再生可能エネルギーシステム関連産業の集積を促進—などに取り組む。

【原子力災害からの復興】

(1) 応急対策・復旧対策▽原子力災害時の応急対策拠点施設の体制の強化▽食品中の放射性物質規制値の再検討▽子どもたちが受ける被ばく線量低減▽避難住民や農林水産業者、中小事業者らに対する賠償や仮払いの推進▽放射性物質除去

(2) 復興対策▽福島県に医療産業を集積し、医薬品・医療機器・医療ロボットの研究開発、製造拠点とする▽再生可能エネルギーに関わる世界最先端の研究拠点の福島県における整備、再生可能エネルギー関連の産業集積を促進—などに取り組む。

【復興支援の体制】復興庁（仮称）を設置し、その全体像について年内に成案を得るとともに、その後速やかに設置法案を国会に提出する。

第Ⅲ章 地域再生の重点戦略

第Ⅲ章では、「地域再生の重点戦略」に掲げた「首都機能の分散」、「経済の分散化」、「人口の分散化」、「税制・財政改革」について、各種資料・文献や加盟市アンケート調査結果等を踏まえ、それぞれの方策を検証する。

東日本大震災の発生は、まさに本報告書の重点戦略に掲げた 4 項目を真摯に検討すべき課題として警鐘を鳴らしている。というのも、首都圏で大規模災害が想定外の規模で発生すれば、東京一極集中下にある我が国の存亡にもかかわる恐れがあるからである。過去には東京一極集中を良しとする議論、東京を国際競争力のある都市にすべくますます集中化を加速すべき等の議論もあったが、東日本大震災発生後、これらの議論を推奨する声はなくなったといってもよいのではないか。その意味で地域再生を考えるならば、現在、東京一極集中下にある我が国の「首都機能」、「経済」、「人口」を地方へ分散することから議論を始めることで、何かが見えてくるのではないかと考える。

だからこそ本研究会では、地域再生のために国家のリスク管理も含めて検討すべきものであり、現実的に、大規模災害が発生したとしても被害を最小限にとどめ、少なくとも基幹機能に影響が及ばない対策が急がれ、この体制を国と地方が対等・協力の関係に立って築き上げる必要がある。

これが実現すれば、「日本は安全な国」であることを世界に強くアピールでき、また、そこまでの手法は世界各国の見本となり、世界に貢献する日本への復活。ひいては、地域再生が加速することにも期待が寄せられる。

このなか、第Ⅰ章で検証したとおり、我が国の財政は、まさに危機的状況にあると言える。平成 23 年度政府予算の歳入をみると、税収が歳入総額の半分にも満たない状況である。歳出面も少子高齢化を反映して社会保障関係費が膨らんでいくばかりである。さらに、東日本大震災の災害対策への財政出動が巨額に上ると予測されている。

税源移譲は古くから言われていることではあるが、今やひも付き予算によって、国が地方をコントロールする時代ではなくなったといえる。地方が自立的に予算配分と統制を行い、自活していくことが必須である。これを実現するため、「税制・財政改革」についても、「首都機能」、「経済」、「人口」の分散化と同様、従来の枠組みを超えた思い切った地域再生に向けた手法を探る。

1. 首都機能の分散

(1) 首都機能分散に関する近年の主な動き

まず、これまでの政府・国会における首都機能分散に関する議論の経過をみ
てみる。「首都機能分散に関する近年の主な動き」は下表のとおり。

首都機能分散に関する近年の主な動き

年／月	内 容
平成 2年11月	「国会等の移転に関する決議」 （衆・参両院） ・東京一極集中の排除 ・21世紀にふさわしい政治・行政機能の確立
3年8月	「国会等の移転に関する特別委員会」の設置（衆・参両院）
4年12月	「国会等の移転に関する法律」施行 ・国会等の移転の具体化に向けての国の検討責務 ・国が検討を行う上での指針 ・国会等移転調査会の設置
5年4月	「国会等移転調査会」発足
7年12月	「国会等移転調査会」報告 移転の意義・効果、移転先の選定基準等を取りまとめ
8年6月	「国会等の移転に関する法律」の一部改正 ・移転先候補地の選定等 ・国会等移転審議会の設置
8年12月	「国会等移転審議会」が発足 (1) 調査対象地域の設定 (2) 現地調査、分野・地域ごとの詳細調査、公聴会等 (3) 総合評価等 (4) 移転先候補地の選定
11年12月	「国会等移転審議会」が答申 ・移転先候補地として、北東地域の「栃木・福島地域」又は東海地域の「岐阜・愛知地域」を選定する。 ・「三重・畿央地域」は、他の地域にない特徴を有しており、将来新たな高速交通網等が整備されることになれば、移転先候補地となる可能性がある。
12年4月	地方分権一括法施行
12年5月	国会等の移転に関する特別委員会（衆議院）決議 国会等移転審議会答申を踏まえ、移転先候補地の絞込みを行い、2年を目途にその結論を得る。
15年	「国会等の移転に関する政党間両院協議会」発足
16年12月	「国会等の移転に関する政党間両院協議会」座長とりまとめ 国会等の移転は、国と地方の新たな関係、防災、危機管理のあり方など、密接に関連する諸問題に一定の解決の道筋が見えた後、大局的な観点から検討し、意思決定を行うべきものであるとの意見が多くを占めた。当協議会としては、今後は、上記意思決定に向けた議論に資するため、分散移転や防災、とりわけ危機管理機能（いわゆるバックアップ機能）の中核の優先移転などの考え方を深めるための調査、検討を行うこととする。
19年1月	道州制担当大臣のもとに「道州制ビジョン懇談会」設立
23年3月11日	東日本大震災が発生

年表をみると、平成2年11月に「国会等の移転に関する決議」が衆・参両院で行われ、「東京一極集中の排除」が謳われた。

平成4年12月には「国会等の移転に関する法律」が施行され、「国会等移転調査会」が移転の意義・効果、移転先の選定基準等を取りまとめた。

そして、平成11年12月には「国会等移転審議会」が答申。同答申では、首都移転先候補地として、北東地域の「栃木・福島地域」又は東海地域の「岐阜・愛知地域」が選定されるとともに、「三重・畿央地域」の可能性にも触れた。

さらに、首都機能を移転する意義・効果として、下表のとおり、「**国政全般の改革**」、「**東京一極集中の是正**」、「**災害対応力の強化**」の3点が掲げられた。

「国会等移転審議会」答申（平成11年12月）

1. 「国政全般の改革」 首都機能移転は国政全般を根源から見直すための極めて重要な転機になる。首都機能移転の推進により、行政組織の効率化や地方分権が一層本格的に進むこと、また、政治と経済の中枢を分離することで政、官、民の新たな関係が始まり、国・地方の横断的ネットワークが構築され、真に国民と密着した政策立案が可能となることが期待される。

2. 「東京一極集中の是正」 東京圏への人口、機能、情報の集中は依然として高い水準にある。東京への一極集中の構造や東京の過密状況は変わっておらず、通勤混雑や交通渋滞などその弊害は既に許容限界をはるかに超えている。首都機能移転を契機に、東京を頂点とする序列意識が変化し、地域の自立性が高まって、企業の東京への立地指向にも変化をもたらすと考えられる。

3. 「災害対応力の強化」 現在の一極集中の状態では東京が大地震に襲われると、日本の中枢機能が停止し、我が国のみならず国際規模で深刻な危機を招きかねない。首都機能移転により、政治、行政、経済、文化など全ての中枢が同時に被災することを回避し、仮に被災した場合でも被害の緩和が期待されている。

同審議会の答申後は、衆・参両院の特別委員会で協議が進められ、平成16年12月には「国会等の移転に関する政党間両院協議会」が「座長とりまとめ」を行った。そこでは、国会等の移転は、「国と地方の新たな関係」、「防災・危機管理のあり方」などの諸問題に一定の解決の道筋が見えた後、大局的な観点から検討し、意思決定を行うべきものと指摘。今後は、「**分散移転**」や「**防災**」、「**危機管理機能の中枢**」の優先移転などの調査、検討を行っていくとされた。

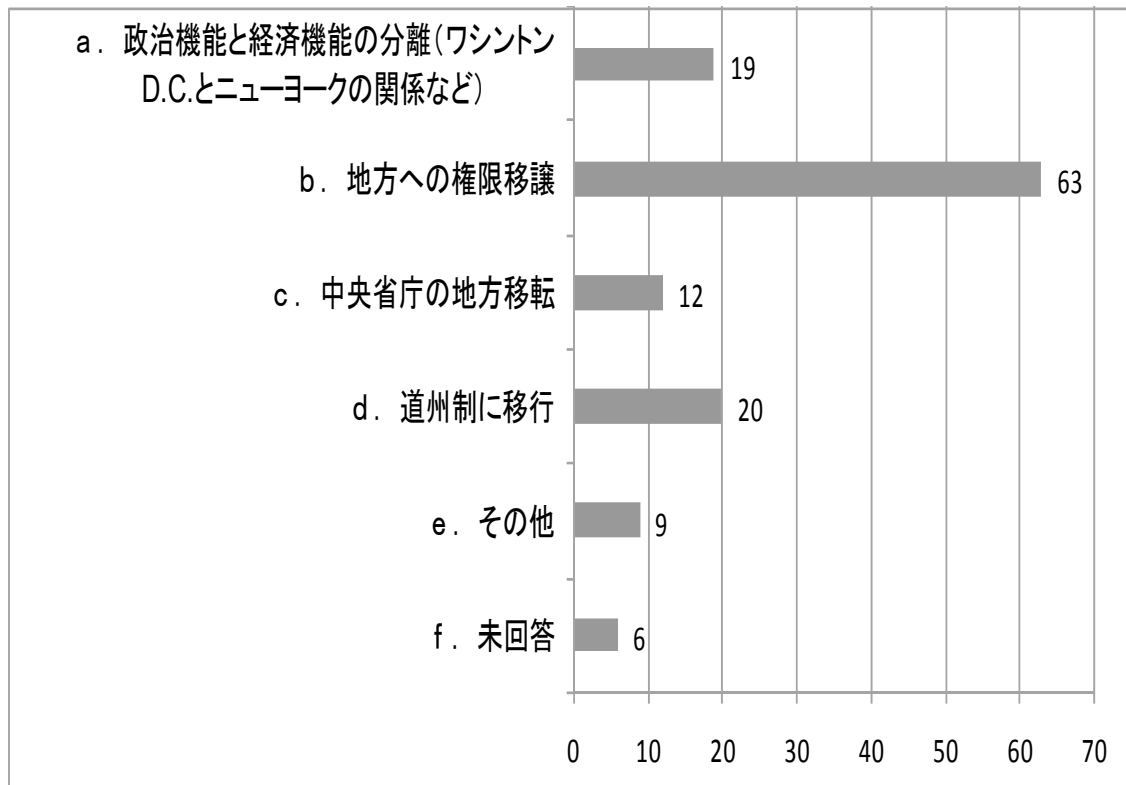
以降、政府・国会等における首都機能移転（分散）に向けた議論は事実上中断し、道州制に向けての議論にシフトしていったといってもよい。

(2) 首都機能を分散した方が「よい」という意識が約7割

加盟市アンケート調査において、地域再生のために首都機能を分散すべきかどうかの意識を調査した結果、首都機能を分散した方が「よい」が58市で回答の約7割を占め、「いいえ」の22市を上回った。

また、首都機能を分散した方がよい理由で最も多いのが「首都に経済が集中しているため」42市。次いで、「首都に機能が集中しているため」36市、「首都に人口が集中しているため」29市と続く。この結果を分析すると、地域再生の切り札がやはり「地域経済の活性化」であり、雇用問題の解決を一番に挙げていることが反映されたものと推察される。地域再生のためにも首都に集中する経済機能を地方に分散することが一番効果的であると考察される。

さらに、首都機能の分散をどう進めたらよいかでは、下表のとおり、「b. 地方への権限移譲」が63市と最も多く、このほか、「a. 政治機能と経済機能の分離」19市や「c. 中央省庁の地方移転」12市、「d. 道州制に移行」20市の回答があった。この結果を分析すると、既存の枠組みの中で地方への権限移譲が可能であれば、一見地域再生が成しえるとの考えが窺えた。



しかしながら、現在の我が国が構造的に変革を迎えている時代背景にあるとすれば、大きく国と地方の形を変えるべく時期に来ている。果たして、地方への権限移譲という手段のみで、地域再生の道が拓けるのか。やはり、「首都機能の分散」という大胆な切り口をもって議論を進めることが大事なのではないかと考察される。

そして、東日本大震災による甚大な被害をまのあたりにし、今一度、「災害対応力の強化」の観点からも、東京一極集中下にある我が国のかたちを見直し、「国と地方の新たなかたち」について検証していく必要がある。

本報告書では、首都機能を地方に分散化する方策を、今一度、再検証していくこととする。

2. 経済の分散化

(1) 東京一極集中下にある経済機能

「平成 21 年経済センサス－基礎調査－（総務省）」によると、我が国の総事業所数は 604 万 3,300 事業所、従業者数は 6286 万 514 人。これを都道府県別にみると、事業所数で最も多いのは東京都で 69 万 4,212 事業所（全国に占める割合 11.5%）、次いで大阪府の 44 万 9,766 事業所（同 7.4%）、愛知県の 34 万 4,523 事業所（同 5.7%）、神奈川県 of 31 万 5,002 事業所（同 5.2%）と続く。

従業者数についても、最も多いのは東京都で 952 万 835 人（全国に占める割合 15.1%）、次いで大阪府の 489 万 4,353 人（同 7.8%）、愛知県 400 万 6,646 人（同 6.4%）、神奈川県 369 万 4,587 人（同 5.9%）と続く。

さらに、企業の約 6 割以上が首都圏に本社（中枢機能）を置き、外資系企業に至っては約 8 割が首都圏に立地しているという。

当時、中枢機能が首都圏に立地しなければいけない理由ですが、一つが、情報とか人材とか資金というのは、(当時から)日本ではなくて世界、グローバルという中で回っており、それを反映しての首都圏集中だった。現在でも、企業の 6 割以上が本社を置いていますし、外資に至っては 80%が立地。経営のスピードとか情報交換の速さが問われているからです。二つ目は、巨大市場に近接するから。これは大阪圏、名古屋圏でも同様、企業立地のメリットです。三つ目が、私はこれこそが一番問題だと思ったのですが、許認可権の問題。一つの事業にしても、開発した商品とか製品の認可にしても、国の出先機関＝地方の出先機関が機能しないと、産業界が言うのです。結局、霞が関の省庁にお百度を踏まなければいけないと。結果、四つ目として、交通費とか通信費とかが、地方部にいるほど高かった。そうした多くの理由で、企業の中核部門は、首都圏から出たがらなかった。

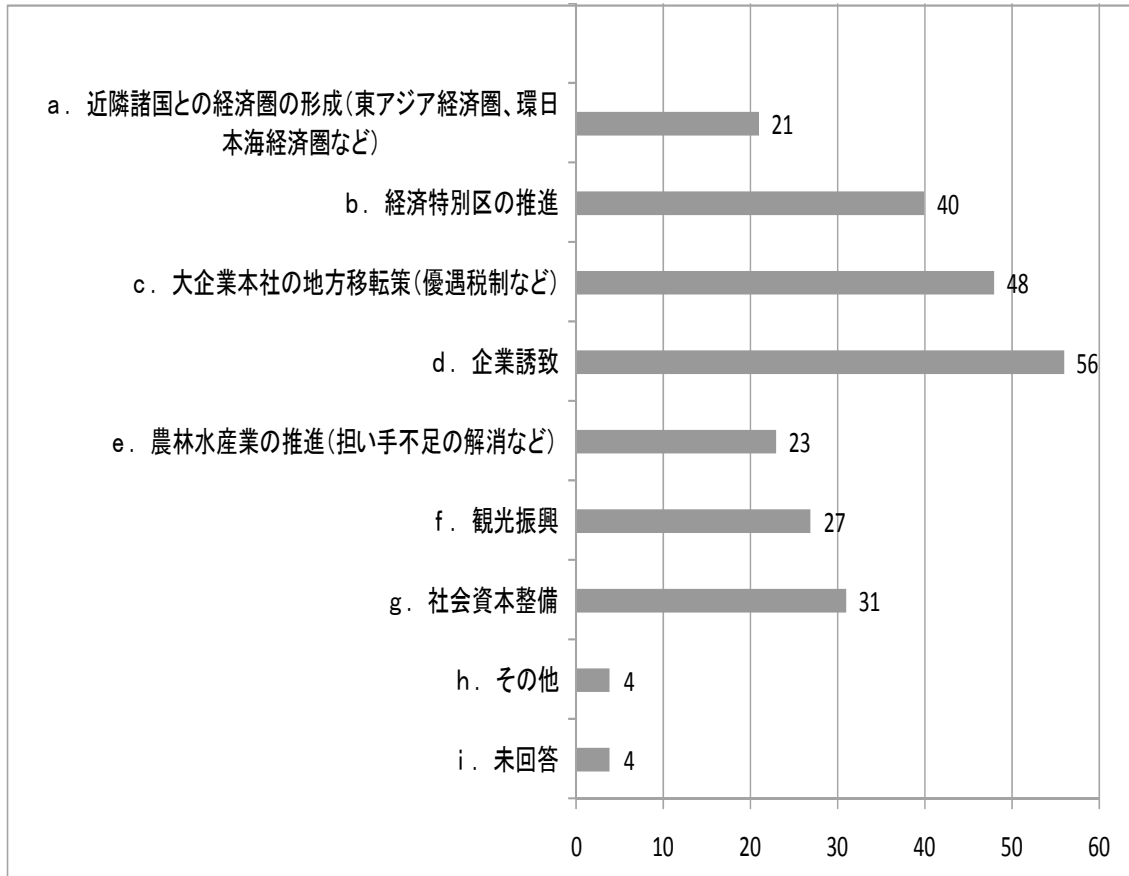
(後掲・「座談会会議録」 福田志乃氏 座談会発言より)

「経済」が東京に一極集中するということは即ち、地方の「産業空洞化」に一層拍車がかかってしまうことを意味する。また、財政の地域間格差をさらに拡大させることにもなる。

本報告書では、経済を地方に分散化させる方策を検証していくこととする。

(2) 経済の分散化に効果のあるもの

そこで、経済の分散化に効果のあるものを加盟市アンケート調査結果からみると、次表のとおり、「d. 企業誘致」56市と「c. 大企業本社の地方移転策（優遇税制など）」48市の回答が目立っている。



当然、経済の主体は民間企業であることから、企業誘致のメリットを見出し、これを実現していかなければならないという意識が窺えた。

しかしながら、従来の取り組みで効果があるのか大いに疑問がある。民間企業が今や中国、インドなどアジア諸国を中心に見据えている状況を鑑みると、これまでの東京を中心とした見方から、新潟市、福井市、下関市、北九州市、福岡市、熊本市、鹿児島市、那覇市などアジア近隣都市を中心線とした見方にずらすだけで世界観が変わるのではないかと考えられる。

その点、「近隣諸国との経済圏の形成（東アジア経済圏や環日本海経済圏など）」や「経済特別区の推進」についても、経済の分散化に効果があるものとして、視野に入れてもよいのではないかと考察される。

3. 人口の分散化

(1) 東京一極集中下にある人口

総務省統計局の「人口推計」(下表)から都道府県別人口をみると、東京都の人口が1286万8千人で全国の約10.1%を占めている。人口の東京一極集中が今なお進行しているといえる。

都道府県別人口及び全国人口に占める割合(各年10月1日現在)
(総務省統計局「人口推計」)

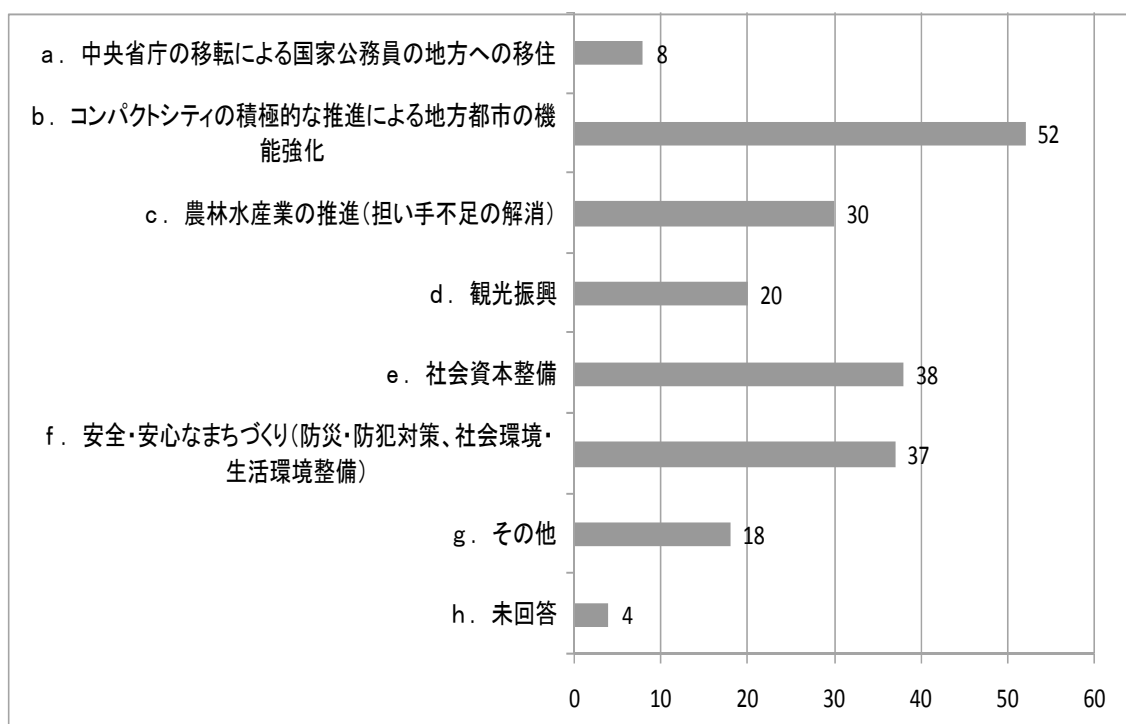
人口 順位	都道府県	平成21年		平成20年		人口 順位	都道府県	平成21年		平成20年	
		人口 (千人)	全国に 占める 割合(%)	人口 (千人)	全国に 占める 割合(%)			人口 (千人)	全国に 占める 割合(%)	人口 (千人)	全国に 占める 割合(%)
—	全 国	127,510	100.0	127,692	100.0	24	鹿児島県	1,708	1.3	1,717	1.3
1	東京都	12,868	10.1	12,838	10.1	25	山口県	1,455	1.1	1,463	1.1
2	神奈川県	8,943	7.0	8,917	7.0	26	愛媛県	1,436	1.1	1,444	1.1
3	大阪府	8,801	6.9	8,806	6.9	27	長崎県	1,430	1.1	1,440	1.1
4	愛知県	7,418	5.8	7,403	5.8	28	滋賀県	1,405	1.1	1,402	1.1
5	埼玉県	7,130	5.6	7,113	5.6	29	奈良県	1,399	1.1	1,404	1.1
6	千葉県	6,139	4.8	6,122	4.8	30	沖縄県	1,382	1.1	1,376	1.1
7	兵庫県	5,583	4.4	5,586	4.4	31	青森県	1,379	1.1	1,392	1.1
8	北海道	5,507	4.3	5,535	4.3	32	岩手県	1,340	1.1	1,352	1.1
9	福岡県	5,053	4.0	5,054	4.0	33	大分県	1,195	0.9	1,200	0.9
10	静岡県	3,792	3.0	3,800	3.0	34	山形県	1,179	0.9	1,188	0.9
11	茨城県	2,960	2.3	2,964	2.3	35	石川県	1,165	0.9	1,168	0.9
12	広島県	2,863	2.2	2,869	2.2	36	宮崎県	1,132	0.9	1,136	0.9
13	京都府	2,622	2.1	2,629	2.1	37	秋田県	1,096	0.9	1,108	0.9
14	新潟県	2,378	1.9	2,391	1.9	38	富山県	1,095	0.9	1,101	0.9
15	宮城県	2,336	1.8	2,340	1.8	39	和歌山県	1,004	0.8	1,012	0.8
16	長野県	2,159	1.7	2,171	1.7	40	香川県	999	0.8	1,003	0.8
17	岐阜県	2,092	1.6	2,100	1.6	41	山梨県	867	0.7	871	0.7
18	福島県	2,040	1.6	2,052	1.6	42	佐賀県	852	0.7	856	0.7
19	群馬県	2,007	1.6	2,012	1.6	43	福井県	808	0.6	812	0.6
20	栃木県	2,006	1.6	2,011	1.6	44	徳島県	789	0.6	794	0.6
21	岡山県	1,942	1.5	1,948	1.5	45	高知県	766	0.6	773	0.6
22	三重県	1,870	1.5	1,875	1.5	46	島根県	718	0.6	725	0.6
23	熊本県	1,814	1.4	1,821	1.4	47	鳥取県	591	0.5	595	0.5

都道府県別人口を3大都市圏別にみると、東京圏(東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県)が3,508万人(全国に占める割合27.5%)、名古屋圏(愛知県・岐阜県・三重県)が1137万9千人(同8.9%)、大阪圏(大阪府・兵庫県・京都府・奈良県)が1840万4千人(同14.4%)で、3大都市圏の合計は6486万4千人(同50.9%)である。日本人の約半数が3大都市圏に集中し、住んでいることになる。

今1,756の自治体がありまして、2005年から2010年の国勢調査で人口がふえたのは約25%だけです。残りの75%は人口が減少しています。さらに、この人口が増えた自治体のうちほとんどが都市圏に位置しています。3大都市圏で人口が増え、地方圏はほとんど増えていないという現状です。地方圏で増えているのは、被災した東北3県を除くと約100自治体のみです。そう考えると、多くの地方圏は人口が減っているわけです。そういう状況の中で地域再生をするというのは、なかなか厳しいものがあります。なので、地域によっては地域再生をしない。あきらめるわけではないのですが、「できない」という現状もあるということをぜひご理解いただければと思います。(後掲・牧瀬稔氏 「第94回総会講演録」より)

(2)人口の分散化に効果のあるもの

そこで、人口の分散化に効果のあるものを加盟市アンケート調査からみると、下表のとおり、最も多かったのは、「b. コンパクトシティの積極的な推進による地方都市の機能強化」52市。次いで、「e. 社会資本整備」38市、「f. 安全・安心なまちづくり」37市の順となっている。



この結果を分析すると、都市は、いわゆる一都市単位の解決法である「コンパクトシティ」や「社会資本整備による人口誘致」を考えている節があると窺えた。ここでは、国の形を変え、地方に人口を分散させるという発想はあまり見られなかった。

本報告書では、人口を地方に分散化させる方策を検証することとする。

4. 税制・財政改革

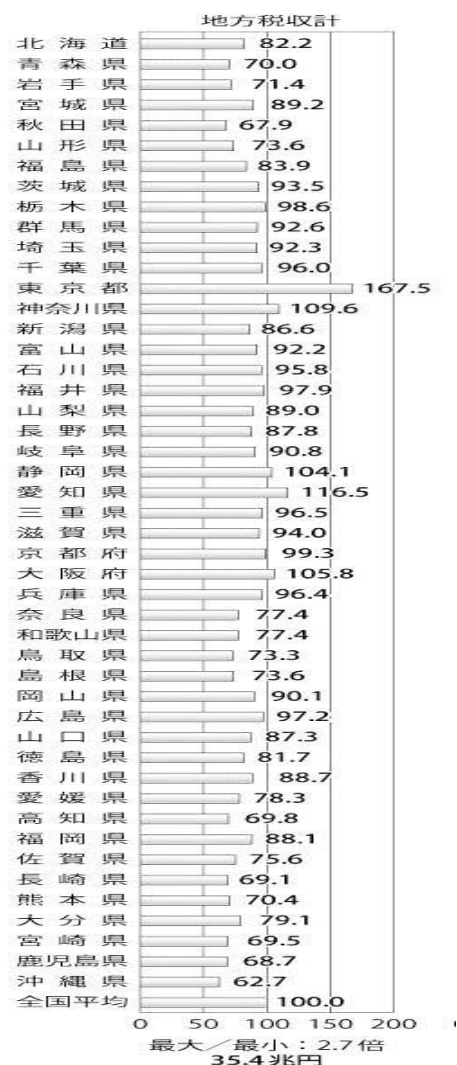
(1) 税収の東京一極集中

前述したとおり、経済と人口が三大都市圏に集中するので、当然税収も三大都市圏、とりわけ東京一極集中となってしまう。

地方税収（地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたもの。また、地方消費税精算後の数値。）について、全国平均を100として、都道府県別に人口一人当たり税収額の指数（平成21年度決算）を比較したのが右表である。

地方税収計では、東京都が167.5で最も大きく、次いで、愛知県（116.5）、神奈川県（109.6）、大阪府（105.8）と続く。

一方、沖縄県が62.7で最も小さく、次いで秋田県（67.9）、鹿児島県（68.7）と続く。東京都と沖縄県を比較すると、約2.7倍もの税収格差があることになる。



(2) 財政の地域間格差の拡大

本来、地方公共団体の財源は自ら徴収する地方税などの自主財源で全てを賄えることが理想的ではあるが、現実的には税源が地域によって偏在してしまう。

このため、地方公共団体間の財源不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるよう一般財源を保障する仕組みが地方交付税制度である。本来、地方の税収入とすべきものであるが、国税として国が代わって徴収し、再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方の固有財源」である。平成23年度の地方交付税総額は17兆3,734億円である。

このように、国から地方への税財源が移譲されてきたにもかかわらず、1970年代以降、財政の地域間格差は一環として拡大し続けてきた。

人口も企業もどうしても大都市圏に集中してくるため、大都市に税収が偏ってしまったということで、財政的な配分の必要性も高まり、「財政的な中央集権」に拍車がかかることになる。結果、地方の政策の欄にありますように、70年代には、住民発意型・参加型でまちづくりを行おうと自力で模索した自治体（地域）と、もう一方で、中央からの補助金に依存し、横並びに国のマニュアルに従ってしまった自治体（地域）とに二分されていきました。というより、むしろその割合としては、自治という形を本当に目指した自治体は5%にも満たなかったと、私は見えています。

この時代の問題として指摘できることが、「地域間格差の是正」は1970年代から既に言われていたということ。そして、40年間、この言葉の下に中央からの交付金や補助金が配分され続けたにもかかわらず、未だに「地域間の格差は開く一方」なわけです。ならば、その交付金や補助金のあり方については、この（中央からの財政移転の）手法自体が既に限界であり、むしろ弊害になるのだろうと。では、「地域間格差の是正」に対してはどうしたら良かったのか。私は、その40年間の間に、産業や文化や教育に至るまで、地域がどんどん個性を失っていったと見ているのですが、国一律の同質的なやり方よりも、地域地域の“持つもの”を大切にす選択をすべきだった。加盟市アンケート結果にも「地域の産業を大事にすべきだ」とありましたが、70年代から失ってきたものが余りにも大き過ぎるので、そこをどう反省していったらいいか。ある意味では取り返しがつかない部分もある中で、地域の将来を自力で考えていかなければいけない時だと思います。

（後掲・福田志乃氏「第93回総会講演録」より）

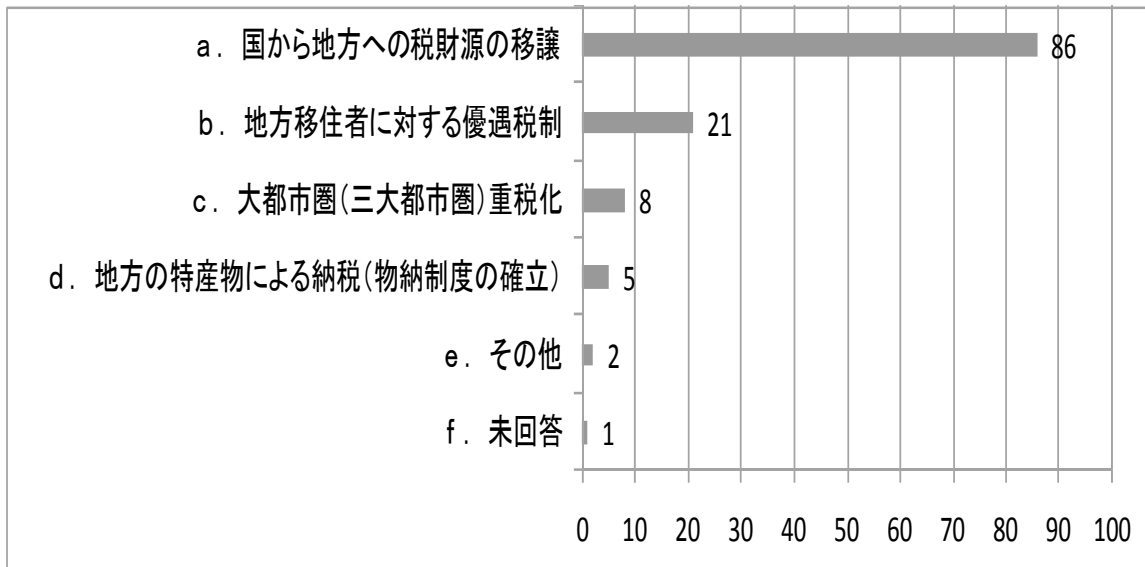
国から地方への税財源移譲は財政力格差を是正するという点からは大変評価されるものではあるが、このような財政調整システムは国が地方をコントロールする手段になりえるため、各自治体の個性や行財政運営を妨げてしまう恐れがある。したがって、国から地方への財源移転手段である交付税や補助金のあり方自体が既に限界をむかえ、むしろ弊害となってしまう部分もあるのではないかと考察される。

また、これまでの国一律の同質的なやり方よりも、地域固有の“持つもの”や“個性”を大切にしながら、各自治体は地域の将来を自力で考えなければならぬ厳しい時代を迎えたといえる。

そして、国と地方の役割分担の大幅な見直しと併せ、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から、国・地方の税財源配分のあり方を見直していくことが求められる。都市は、地域主権時代に相応しい国と地方の財政関係を構築し、地域再生に向けた税制・財政改革を成し遂げる必要がある。

(3) 地域再生に向けた税制・財政改革を成し遂げるには

では、地域再生に向けた税制・財政改革を成し遂げるには何をすればよいか。加盟市アンケート調査結果から、その効果のあるものをみると、下表のとおり、「a. 国から地方への税財源の移譲」の回答が86市と圧倒的に多い。



この結果は、当然なことといえるが、国から地方に税財源の移譲をすれば果たして本当に地域再生が可能なのであろうか。地方への税財源移譲により地方財政を元気にするという議論は正しく、地方財政を健全化する一環として考えるならば効果もあるであろう。

但し、地方で自由に使える予算が増えることは、それだけ地域再生の手腕を問われることであり、的確に地域再生が果たせる都市と、地域再生が果たせない都市とに二極分化されてしまうことも考えられる。

このような事態に決して陥らないよう、地域再生に向けた税制・財政改革のあり方についても検証していく必要がある。

第IV章 都市・市議会における地域再生に向けた取り組み

第IV章では、都市・市議会における地域再生に向けた先進的若しくは特色ある取り組みを検証する。ここでは、加盟市アンケート調査で寄せられた地域再生の事例をはじめ、本研究会が「都市の地域再生戦略」の活路を見出すために実施した現地調査結果の事例を紹介し、これらの先進事例から都市の自活・成功モデルを探っていくこととする。

こうした先進事例を研究・分析する意義は深い。各都市・各市議会の地域再生に向けた取り組みを徹底的に研究することで、自分たちは何をすべきかというヒントにもなり、地域再生戦略そのものの方向性も見えてくるであろう。

1. 都市における地域再生に向けた取り組み

都市の地域再生に向けた取り組みとしては、地域が自ら考え創意工夫を凝らした独自施策を実行し、これに国が支援する策がある。

また、周辺市町村、都市と農山漁村都市といった「都市間協力」により、地域再生をめざす策もある。さらに、大都市では、国際的、広域的視点を踏まえた都市戦略を基本に据え、経済成長著しい東アジア諸国等との強い結びつきにより、地域再生をめざす策もある。

そして、都市が地域再生に向けた取り組みを進め、持続的な発展を遂げるためには、行政はもとより、そこで生活する市民、事業者、NPO法人、大学らと協働することが欠かせない。さらに、地域の貴重な資源や優秀な人材を最大限活かした効率的・効果的な地域再生戦略を打ち出していくことが求められる。

(1) 加盟市アンケート調査にみる各都市の地域再生に向けた取り組み

各都市では地域再生に向けてどのような取り組みが展開されているのかを、加盟市アンケート調査からみてみる。同アンケート調査では、都市における過去5年間（平成18年1月1日以降）の先進的若しくは特色ある地域再生の取り組みを調査した結果、49市から74の取組事例の回答が寄せられた。

49市の施策を事務局で整理すると、次表のとおり、「1. 協働による地域再生」が41市と大半を占める。ここからは「協働」、すなわち「地域の力」なくして、地域再生は成し得ないとの考えが窺えた。

次に多いのは、今日の厳しい雇用情勢を反映して、「2. 地域経済の活性化による地域再生」34市である。この中身を具体的にみると、「地域ブランドの確立」に向けた取り組みが目立っている。

特筆されるのは、「アジア諸国等との経済圏の形成による地域再生」が2市に上ること。我が国の産業空洞化の現状を鑑み、今後の地域再生は国内のみならず、躍進するアジア諸国等と強く結びつくことが地域再生の道を拓く一策となるのではと考察される。

分野	市数
1. 協働による地域再生	41市
2. 地域経済の活性化による地域再生	34市
3. 医療・福祉・少子高齢化対策等の充実による地域再生	17市
4. 地域の環境整備による地域再生	17市
5. 社会資本整備による地域再生	16市
6. 安全・安心なまちづくり(防災・防犯対策)	7市
7. アジア諸国等との経済圏の形成による地域再生	2市※1
8. 構造改革特区による取り組みによる地域再生	2市※2

※1 7.の2市は札幌市、福岡市

※2 8.の2市は大阪市、福岡市

加盟市の地域再生に向けた新しい取り組みで、実施予定にあるもの若しくは構想段階（中長期的な構想）にあるものの回答は11市16取り組み。11市の施策を整理すると、下表のとおり。

ここでも、「地域経済の活性化」に関する回答が多くなっている。

分野	市数
1. 地域経済の活性化による地域再生	9市
2. 協働による地域再生	5市
3. 社会資本整備による地域再生	5市
4. 地域の環境整備による地域再生	4市
5. 医療・福祉・少子高齢化対策等の充実による地域再生	3市
6. 安全・安心なまちづくり(防災・防犯対策)	2市
7. アジア諸国等との経済圏の形成による地域再生	2市※1

※1 7.の2市は千葉市、熊本市

(2) 協働による地域再生に向けた取り組み

ここで、加盟市アンケート調査で回答が多かった「協働による地域再生」の取組事例として、本研究会が現地調査した熊本県熊本市の「熊本城復元整備事業の取り組み」を紹介する。

熊本市は、観光の一翼を担う歴史的建造物「熊本城」の復元事業を行政、市民、民間企業らとの協働により一丸となって進めている。同事業では、その財源を捻出するため、「一口城主制度」という画期的なアイデアを構築し、これによる募金も重要な財源の一つにしている。これは、1万円からの寄付で熊本城主となり、寄付者の名前が熊本城に刻まれるなど多くの特典が得られるというもの。いわば、人の和をもって復元事業を成し遂げようというものである。

「熊本城復元整備事業について」

熊本観光の名所といえば、加藤清正公が400年余の前に築城した日本三名城の一つ「熊本城」。平成20年度には、221万9517人もの観光客が押し寄せている。これは、9年度に策定した「熊本城復元整備計画」に基づき、翌年から進めた第1期復元事業の賜。この第1期復元事業は、熊本城を往時の雄姿に近づけることを目標に、築城400年を迎える平成19年度を目途に進めたもの。これにより、本丸御殿広間をはじめ、7つの建造物を復元した。今は、第2期の復元事業に全力投球している。復元事業全体では、概ね30年から50年をかけて、清正公が築城した城郭全体(約98ha)を対象に忠実に往時の熊本城を復元することとしている。



この復元事業の大切な財源となっているのが熊本城復元募金「一口城主制度」。同制度は、一万円以上の寄付者は「一口城主」として「芳名板」が天守閣に掲示されるとともに、「城主手形」が発行され多くの特典が得られるもの。第1期復元事業における募金額は、約12億600万円。第2期復元事業では、4億3225万7千円(平成23年1月5日現在)に上る。募金がこれほど集まるのは、やはり熊本城の復元に熱い思いを寄せる人が多いことの証明である。こうした復元事業に投資することはその何倍にもなって返ってくる観光収入を期待していることはもちろんのこと、最大の意図はこの事業を市民一丸となって成し遂げたいという達成感、一口城主という概念を元に地域一丸となって再生するという基本姿勢を構築することにある。まさに熊本は市民一体となった事業を推進できるという、題材に恵まれているのである。

この復元事業のほか、「熊本城復元整備計画」をみると、熊本城にきた観光客に親しまれるよう緑の育成やサービス施設の充実、歴史文化の体験学習の整備も掲げている。なかでも、熊本城の歴史文化が学べ、かつ城下町熊本の食と風情が楽しめる「桜の馬場 城彩苑」が平成 23 年 3 月 5 日にオープン。同施設は歴史文化体験施設「湧々座（わくわくざ）」と飲食物販施設「桜の小路」で構成される。

「湧々座」の歴史文化体験施設には、熊本市の歴史が体感できる最新鋭の VR（バーチャルリアリティ）などを配する。「桜の小路」では、熊本県下から厳選された 23 店（飲食 7 店と物販 16 店）が観光客を迎える。（詳細は後掲・「熊本市現地調査結果」）

「熊本城復元整備事業」から地域再生戦略を展望すると、観光客誘致ひいては交流人口の増大を主眼とし、これにより人口減少社会の弊害（熊本市将来推計人口によると平成 20 年 729, 184 人に対し平成 30 年 721, 160 人に減少）を少しでも緩和し、熊本市ならではの独自の地域再生モデルを模索しているといえる。

同事業は、長期にわたり計画的に進めることで、その成果を上げようというもの。このように都市の地域再生も長い道のりを休まずに進むことが肝要と考えられる。

（3）「地域ブランドの確立」に向けた取り組み

前述したとおり、加盟市アンケート調査では、「地域ブランドの確立」に向けた取組事例が多く寄せられた。その市名と事業名は以下のとおり。

市名	事業名
札幌市	「シティプロモートの推進」
川崎市	『音楽のまち・かわさき』推進計画」
宇都宮市	「宇都宮ブランド戦略の推進」
川越市	「連続テレビ小説『つばさ』を活用した観光振興」
静岡市	「ホビーのまち静岡」推進事業
奈良市	「新奈良ブランド発信事業」
松山市	『坂の上の雲』を軸とした 21 世紀のまちづくり」
高知市	「龍馬伝推進事業」
熊本市	「地下水保全への取り組み」
寝屋川市	「鉄道 4 駅起点プロジェクト『香里園ブランド』」（実施予定）

この「地域ブランドの確立」に向けた取り組みから、本研究会が現地調査した熊本県熊本市の「地下水保全への取り組み」を紹介する。

熊本市は、地域資源である地下水を今も全人口 73 万人が利用する「日本一の地下水都市」である。これを国内外にアピールするため、地域が一丸となって地下水保全の取り組みに全力を注いでいる。これは生活用水として質の高い水を市民に提供し続けるという目的と同時に、「熊本ブランド」を売り込むための一つの戦略でもあり、当然観光客誘致につなげる意図もある。

「地下水保全への取り組みについて」

【先人たちから引き継いだ市民生活を支える日本一の地下水を保全】

熊本市は平成 20 年 6 月に「平成の名水百選」に同市の湧水群 2 箇所が選ばれるとともに、「第 10 回日本水大賞グランプリ」を受賞するなど、まさに「日本一の地下水都市」である。これも、市民、行政、事業者、大学など各主体が力を合わせ、熊本市の生活を支える大切な資源である「地下水」の質と量の保全に努めているからである。

その地下水保全に向けた動きでは、昭和 51 年に同市議会が「地下水保全都市宣言」を決議し、翌 52 年には「熊本市地下水保全条例」を制定。その後、都市化の進展に伴い、同条例を平成 19 年 12 月に改正。特に、市民・事業者に対しては、住宅や店舗、事務所の新築の際には雨水浸透施設や節水設備の設置などを義務付けた。

このような地下水保全への取り組みは何故必要なのか、生活用水としての必要性は当然のこととして、これを地域再生戦略に組み込んだことに妙味がある。熊本ブランドの露出度を高めると共に、生活に密着した消耗品を通じて、より洗練された都市ブランドを浸透させるには格好の題材なのである。直接的に雇用創出に繋がるかどうかは不明だが、少なくとも熊本ブランド確立が地域再生の一端を担っているのも、間接的、総合的に貢献していると理解すべきなのである。

地下水保全対策を進めるには、同じ水系を共有する 11 市町村が連携する形で施策を展開することが必要である。そのため、「熊本地域地下水保全対策会議」、「(財) 熊本地下水基金」、「熊本地域地下水保全活用協議会」の 3 組織で様々な事業を展開。24 年度からは、この 3 組織を一元化する準備を進めている。熊本市では、地下水が同市よりも上流の地域で生まれることから、上流地域の支援にも尽力している。

地下水保全に向けては、熊本市が平成 16 年 2 月に「熊本市水源涵養林整備方針」を策定。とりわけ、全涵養量の約 3 分の 1 を担う水田の整備も重要として、熊本市は、大津町、菊陽町を中心とする白川中流域で水田湛水（水張り作業）を行う農家に対し、その日数に応じて助成金を交付し支援している。このように、他の協定町の農家への助成は全国でも珍しい例といえる。

【水ブランドの推進にも力】

ここで、熊本市ならではの水ブランドの取り組みを紹介する。

興味深いのは「熊本水遺産登録制度」。いわば世界遺産の熊本市版である。これは熊本

水遺産として 60 カ所を登録。この水遺産に対し標柱を設置するとともに、「熊本水遺産めぐり」という企画を実施した。このほか、「くまもと水守制度」や「くまもと『水』検定」なども注目される取り組みである。

熊本市の水ブランド化の戦略の最たるものが、熊本の「水」の広報活動等である。熊本の水の名所やイベントなどの取り組みを網羅する「くまもとウォーターライフガイドブック」を作成し、市の出前講座等で配布しているほか、「くまもとウォーターライフホームページ」を立ち上げ、熊本の地下水保全に関する情報を積極的に発信している。

さらに、熊本市が今、最も力を入れているのが、熊本オフィシャルウォーター「熊本水物語」（右写真）をチラシがわりに様々なイベントや会議で配布していること。



また、「地下水都市熊本空間創出事業」も戦略の柱。「蛇口をひねればミネラルウォーター」が熊本市のキャッチフレーズに熊本駅から市役所までに親水施設を 5 カ所配置。そこには必ず蛇口を設け、熊本の水を堪能してもらうことを目的としている。

これにより、市民のみならず、観光客がいつでも美味しい熊本の水と出会えることになるのである。（詳細は後掲・「熊本市現地調査結果」）

熊本市の地下水保全に向けた取り組みは、大切な資源である「水」を市民など各主体が連携して守り、後世へ受け継ぎ、かつ、その素晴らしさを内外にアピールするというもの。

この事例から都市の地域再生戦略を展望すれば、地域が全国に誇る資源や歴史・文化、自然などを守り続けるとともに、積極的にこれを活用すれば地域経済の活性化が図れるであろう。なぜなら、都市は歴史や文化、地理的条件も様々で、必ずや地域の中に貴重な財産があり、優秀な人材がいると考えられるからである。

さらに、熊本市の地下水保全対策は、同じ地下水系を共有する 11 市町村（熊本地域）を中心に、上下流域自治体が連携・協力しながら取り組んでいる。今後、このような「都市間協力」による取り組みが重要度を増していくのではないかと考えられる。

2. 市議会における地域再生に向けた取り組み

ここでは、市議会が地域再生に向けてどのような取り組みを展開しているのか、加盟市アンケート調査結果からみてみる。

同アンケート調査では、市議会における過去5年間（平成18年1月1日以降）で実施している若しくは実施した地域再生の取り組みを調査した結果、27市から46の取組事例の回答が寄せられた。この27市46事例を分野別に区分すると次表のとおり。

市議会においても地域再生に向け、様々な取り組みが展開されていることがわかる。

市議会における地域再生の取り組み

分 野	市数	開催数
1. 地域再生をテーマにした講演会・研修会・勉強会など	9	14
2. 子ども議会、議場コンサートなどイベント	8	11
3. 市民・NPO法人・民間企業・研究者らとの地域再生に向けた意見交換など	4	8
4. 議員連盟、協議会による活動	5	7
5. 常任委員会・特別委員会の活動	3	4
6. プロジェクト会議の設置	1	—
7. 議員提案による政策条例の制定	1	—

(1) 地域再生をテーマにした講演会・研修会・勉強会を開催

上表をみると、「1. 地域再生をテーマにした講演会・研修会・勉強会など」（9市14開催）が最も多い。ここからは、学識経験者等による講演や研修会、勉強会などから一層、議会における地域再生の認識を深め、これを市政に反映しようという考えが窺えた。

今後、市議会の政策立案機能を強化していくうえでも、地域再生をテーマに据えた講演会・研修会・勉強会などの開催が増えていくのではと推察される。

(2)子ども議会、議場コンサートなどイベントの開催

「2. 子ども議会、議場コンサートなどイベントの開催」の回答は8市11開催。

ここからは、「子ども議会」や「議場コンサート」といった各種イベントを市議会の主催で開催することで、市議会と市民（子ども）との距離がより縮まることが期待され、地域再生に取り組みやすい環境を整えようという意識が窺えた。

(3)市民・NPO法人・民間企業・研究者らとの地域再生に向けた意見交換など

「3. 市民・NPO法人・民間企業・研究者らとの地域再生に向けた意見交換など」の回答は4市8開催。

ここからは、市民・NPO法人・民間企業・研究者ら各主体との意見交換を通じ、より幅広い声を拾い集めることで、そこから多面的な地域再生への道を探ろうという意識が窺えた。

(4)「議員連盟」や「各協議会」を立ち上げ、地域再生対策を審議

「4. 議員連盟、協議会による活動」の回答は5市7開催。

ここからは、「議員連盟」や「各協議会」を立ち上げ、周辺市町村と「連携・協力」することで、観光振興や地域経済活性化の相乗効果を広域で上げようという意識が窺えた。地域再生を成し遂げるうえで、「都市間協力」による取り組みは欠かせないと考察される。

(5)常任委員会において地域再生対策関連を審議

加盟市議会の常任委員会において、過去5年間で地域再生対策関連を審議している若しくは審議していたものの回答は22市58常任委員会。

これを名称別にみると、「経済、産業」が16常任委員会で最も多く、やはり地域経済の活性化が地域再生の一番の有効策と捉え、議論されていることがわかった。さらに、「協働による地域再生」、「財政健全化」も地域再生に欠かせないものとして常任委員会で議論されている。

(6) 特別委員会において地域再生対策関連を審議

加盟市議会の特別委員会において、過去5年間で設置している若しくは設置していた地域再生対策関連を審議するものの回答は56市186特別委員会。

これを分野別にみると、特に、「公共交通・まちづくり対策」(62特別委員会)と「地域活性化対策」(61特別委員会)を審議する特別委員会の設置が目立つ。

これは、「社会資本整備」や「地域経済活性化」を目的に特別委員会を立ち上げ、そこでの議論から市民の住みやすい都市の姿を見出し、定住人口・交流人口の増加など地域再生につなげようという節があると考察される。

(7) 議会に「プロジェクト会議」を設置し、地域再生を審議

「経済・雇用対策プロジェクト会議」の設置という全国でも大変珍しい回答を寄せたのは埼玉県さいたま市議会。

今後、同プロジェクト会議のように、既存の枠組みに捉われない組織を市議会で立ち上げ、地域再生に向けた歩みを進めることが求められる。

これは、市議会の「政策立案機能」の強化に資する先進事例といえよう。

(8) 地方自治法第96条第2項に基づき、条例で「定住自立圏形成協定」など地域再生対策関連の計画等を議決事件に追加

地方自治法第96条第2項に基づき、条例で「定住自立圏形成協定」など地域再生対策関連の計画等を議決事件に追加している回答は7市7件。

「定住自立圏形成協定(方針)」を議決事件に追加している回答が多いのは、同構想で「定住自立圏形成協定(方針)」が地方自治法第96条第2項に基づき議会の議決を得たものとされているため。

この事例からは、市の基本計画等の重要計画を議会の議決事件に追加することで、計画作成段階から議会が積極的に関与し、地域再生に向け、議会の声を市政に反映しようとの考えが窺えた。

この取り組みは、議会の「執行機関への監視機能」の強化に資するものといえ、今後、地域再生対策関連の計画等を議決事件に追加する動きが加速することが予想される。

(9) 議員若しくは委員会提案による地域再生対策関連の政策的条例

議員若しくは委員会提案による地域再生対策関連の政策的条例の回答は下表のとおり7市13件。これを分野別にみると、市の数では、地域経済の発展に向けた政策条例が最も多い。一方、条例数で見ると、「安全・安心のまちづくり」に関するものが多く、これは、地域ぐるみで防犯・防災の強化を図り、魅力あふれる都市を実現することにより、地域再生を果たそうとの考えが窺えた。

特筆されるのは、静岡市議会で地域の特産物であるお茶を生かし、地域が一体となって地域経済の発展を遂げようと、議員提案政策条例「静岡市めざせ茶どころ日本一条例」を制定したこと。今後、議会の政策立案機能が強化されるにつれ、これまでは執行部提案であった同市のような政策条例を、議会側から打ち出していくことが増えていくのではと推察される。

市名	議案提出者	条例の名称	可決日 平成 年/月/日
盛岡市	委員会	盛岡市商店街の活性化に関する条例	22. 9. 29
宇都宮市	議員	宇都宮市地産地消の推進に関する条例	18. 12. 11
川口市	議員	川口市中小企業振興条例	22. 3. 23
静岡市	議員	静岡市めざせ茶どころ日本一条例	20. 12. 12
大津市	委員会(防災対策特別委員会)	大津市防災対策推進条例	22. 3. 19
下関市	議員	下関市スポーツ振興のまちづくり基本条例	22. 3. 26
福岡市	議員	福岡市ピンクちらし等の根絶に関する条例	14. 12. 18
	議員	人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例	14. 12. 18
	議員	福岡市ピンクちらし等の根絶に関する条例の一部を改正する条例	16. 3. 26
	議員	福岡市風俗関連の営業に係る勧誘、誘引及び客待ち等の防止に関する条例	18. 9. 15
	議員	福岡市留守家庭子ども会事業の実施に関する条例の一部を改正する条例案	20. 3. 25
	議員	人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例の一部を改正する条例案	20. 6. 20
	議員	公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例案	22. 3. 26

第V章 提言～市民の明るい未来のために～

第V章では、これまでの検証に基づき、都市・市議会から発信する地域再生戦略の提言をまとめる。とりわけ、本報告書のサブテーマで、究極の目的でもある「市民の明るい未来」を実現するには、都市・市議会はいかなる地域再生戦略を打ち出していくべきかを提言する。

提言を行うにあたっては、戦略の効果が一過性のもので、恒久的な問題解決につながらないものではなく、将来、押し寄せる難題にも対応しうる地域再生戦略を打ち出した。さらに、各都市・各市議会における地域再生に向けた活発な議論を喚起したいという思いから、アイデア段階、試行段階のものを含めた幅広の戦略を打ち出している。

したがって、各都市・各市議会は歴史や文化、地理的条件も様々で、本報告書で提言した戦略が全て当てはまるとは到底考え難い。しかしながら、地域が全国に誇る歴史や文化、資源、自然などを守るとともに、積極的にこれを活用すれば地域再生の道が必ずや拓かれるであろう。なぜなら、各都市には必ずや貴重な財産があり、優秀な人材がいると考えられるからである。

本報告書で提言した戦略がきっかけとなり、国はもとより、地方自治体や市民、民間企業、NPO法人、大学、研究機関等々、都市の地域再生に懸命に取り組む関係者の関心を更に高め、地域再生に向けた政策議論が各都市で活発に展開され、究極的には、「市民の明るい未来」に向けた礎となることを望む。

まず、本報告書で提言する地域再生戦略は次表のとおり。

全体像を把握するため、その戦略を列挙したのち、各項目の提言をしていく。

「都市の地域再生戦略」に関する報告書 提言項目

1. 都市の地域再生戦略

(1) 首都機能の分散

- ①国は日本全土の複数地域に首都機能を分散し、併存を
- ②国は「政治機能」と「経済機能」の分離を

(2) 経済の分散化

- ①都市は「海外企業」を引き込む企業誘致策の展開を
- ②国は「経済特別区」を全国各地に拡大を

(3) 人口の分散化

- ①国は「二地域居住」の推進に向けた具体的な制度の構築を
- ②国は「定住自立圏構想」の法制化を

(4) 税制・財政改革

- ①国と地方の税財源配分の見直しを
- ②国は地方交付税の算定根拠である人口割に「第2居住地域」を

(5) 東日本大震災からの復旧・復興を

- ①国はエネルギー政策の再構築を
- ②国は東北地方における「農林水産業」の再生を

(6) 国は現行の地域再生支援制度の抜本的な見直しを

(7) 都市は従来の「枠組み」から脱却し、「相乗効果」のある地域再生戦略の策定を

(8) 都市は常識に捉われない発想をもって地域再生戦略の具体化を

(9) 都市は地域再生に従事する自治体職員の長期的な配置を

(10) 都市はオンリーワンの「地域ブランド」の確立を

(11) 都市は「東アジア」など海外市場に目を向けた地域再生戦略の策定を

(12) 都市は「都市間協力」と「都市間競争」を念頭に置いた地域再生戦略の策定を

(13) 都市は「自治体シンクタンク」を立ち上げ、政策力の強化を

2. 市議会から発信する地域再生戦略

(1) 市議会・市議会議員が地域再生に向けて果たす役割

(2) 市議会は地域再生に関する政策条例を議員（委員会）提案で制定を

(3) 市議会は政策力を強化する「議会シンクタンク」の立ち上げの検討を

(4) 市議会は「地域再生計画」など重要計画を地方自治法第96条第2項により議決事件に追加を

(5) 市議会は地域再生をテーマにした講演会・研修会・勉強会の積極的な開催を

(6) 市議会は「プロジェクト会議」など既存の枠に捉われない組織の構築を

(7) 市議会は常任委員会・特別委員会で地域再生戦略の審議を

(8) 市議会は地域再生を広域で審議する「議員連盟」・「協議会」の立ち上げを

(9) 市議会は地域再生に関する「意見書・決議」の採択を

(10) 市議会は「議会報告会（各主体との意見交換など）」の開催を

(11) 市議会は地域再生に資する「議会基本条例」の制定を

1. 都市の地域再生戦略

(1) 首都機能の分散

①国は日本全土の複数地域に首都機能を分散し、併存を

東日本大震災による甚大な被害をまのあたりにし、今一度、「災害対応力の強化」の観点からも、東京一極集中下にある我が国のかたちを見直し、「国と地方の新たなかたち」を検証していく必要がある。というのも、仮に首都圏において大規模災害が想定外の規模で発生すれば、我が国の首都機能がマヒし、ひいては我が国の存亡にもかかわる恐れがあるからである。

だからこそ本報告書では、地域再生のために国家のリスク管理も含め「首都機能の分散」を提言するものであり、仮に大規模災害が発生したとしても被害を最小限にとどめ、少なくとも日本全体の社会や経済の基幹機能に影響が及ぶ事態を避けるための体制を、国と地方が対等・協力の関係に立って築き上げる必要がある。これが実現すれば、「日本は安全な国」であることを世界に強くアピールでき、さらに、その手法は世界各国の見本となり、世界に貢献する日本への復活。ひいては、地域再生が加速することにも期待が寄せられるのである。

東日本大震災後、我が国では、副首都構想やバックアップ体制の拠点整備などについての議論が活発化している。しかしながら、副首都構想のような特定地域への首都機能移転は新たな一極集中を生むおそれがある。

そこで、国は首都機能を日本全土の複数地域に分散し、併存させる方策を検討してみてはどうか。

例えば、現在、日本で一カ所、永田町にある「国会」を地方巡回型で開催していくという斬新な考え方があってもよいのではないか。何年、何十年に一度、国の象徴である「国会」が地方を巡回するとなれば、各都市に様々な効果が表れることが期待される。なお、この「国会の地方巡回」は、あくまでアイデア段階のものとして提言するものである。

首都機能の移転につきましては、地方分権、規制緩和などを促進する、新たな政治・行政機能の構築につながる契機になるのではないかと思います。東京一極集中の是正によって経済・人口が分散され、首都圏の過密状態の緩和につながるなどが期待されるほか、リスク分散により防災対応や危機管理機能の強化が図られるなどの効果が指摘されているところです。

国家としてのリスク管理において、東京への一極集中には弊害があり、有事の対応を考えた際、中枢機能の確保のため首都機能を分散させることの意義は理解でき、この目的において、国との協力関係のもとで取り組むことについては賛同できます。

しかしながら、経済活性化を初め地域の活力低下の根本的な解決策となるのかどうかにつきましては疑問も感じられるところで、移転先以外の地域にまで効果が及ぶのか、地域再生に結びつくのかにつきましては不透明であると思います。我田引水的な首都機能の移転は、新たな一極集中を生むだけではないのかとも危惧されるところです。

例えば、特定の都市に機能を集中させず、国土の全域にわたる複数の地域に首都機能を併存させることで、一部の機能が麻痺したとしても多方面で代替機能を働かせ、国全体が機能不全に陥ることを避けるなどの手法をとれば、単純な首都機能移転または副首都の設置によるバックアップよりも、多くの地域がその効果を享受できる可能性が推察されるものの、効率や費用などの面で課題があるものと思っています。

いずれにいたしましても、首都機能のあり方につきましては、国民的な議論が必要であり、慎重な対応が求められると考えており、国において、官民の中枢が集中する首都がダメージを受けた場合の国民生活や経済に与える影響につきましては調査が予定されているなど、今後、首都機能移転や分散の検討に向けた具体的な議論を加速させる動きもございますことから、その動向を注視してまいりたいと存じます。

このようなことから、新たな国と地方のかたちの構築につきましては、まずは、地方分権の推進に優先して取り組み、今後、国と地方の役割分担や税源移譲などを議論する中で、道州制のあり方等も含め、地域みずからが、さまざまな課題に主体的に対応していくことのできる枠組みを検討すべきであると思っています。

(後掲・「座談会会議録」 妻鹿常男・高松市議会議長 座談会発言より)

ところが今日、企業は、生産ラインすらアジアに行ってしまう。さらに、日本の人件費も下げてまでアジアに行き、もはや「アジア価格」で生産も消費も考えられ、市場が縮む日本ではデフレになっている。そうしたグローバルな動きも出ている中で、首都機能移転を言うのはすごく難しいと思っています。

結局は、政治的に言うなら、地方分権をきちっと進めること。それはどういうことかという、国の出先機関の役割をどうするかということなのですが、自治体との二層・三層制をどう崩すかが全然議論されていないのでは、実現はかなり難しいのではないかと。結局、首都圏のバックアップ機能の整備を進めていくのが現実的だという感じがします。

(後掲・「座談会会議録」 福田志乃氏 座談会発言より)

結局のところ、「首都機能の分散」の問題を単独で議論することはあまり意味をなさない。この問題は「地方分権」を推進し、国と地方の役割分担、権限・機能の分担を議論していく中で、さらに「道州制」の問題等とともに検討していくことが肝要である。

②国は「政治機能」と「経済機能」の分離を

政治も経済もあらゆる面で東京が中心という考えからまず脱却していくことが、地方分権を進めていくうえで重要な視点となる。

企業が経済活動を展開するうえで東京に立地するメリットが高いというのは間違いないことではあるが、政治機能までも一緒に東京に張り付けておく必要はないのではないか。

したがって、アメリカのワシントンとニューヨーク、イタリアのミラノとローマのように、海外ではよくみられる「政治機能と経済機能の分離」を我が国でも進めたらどうか。

この提言については、国が強力なリーダーシップを発揮し、国策として進めていかないと成し得ない性格のものである。

次に首都機能の移転ということでは、1990年頃、首都機能移転の話が非常にたけなわになったのですが、このときに私は旧国土庁側での経済界の調査を受け持ちました。政治と経済の中核は一カ所である必要はなくて、ワシントンとニューヨークとか、ミラノとローマというように、分離もあり得る。当時は、「では、経済側としての分離は可能か？」という調査をしたのです。金融、製造、化学、食品、流通など、いろいろな業種の大手40社にヒアリングをかけ、「なぜ、中核（経営&企画）機能が東京に立地しなくてはいけないのか」、「中核機能以外に、外に出せる機能——首都になくてもいい機能とは何か？」を聞きました。すると、100%の企業が、「中核機能は、世界都市である東京でないといけない」と回答をしたのです。情報とか研究・開発部門は外に出せる、生産ラインも出せるという回答が主だった。（後掲・「座談会会議録」 福田志乃氏 座談会発言より）

(2) 経済の分散化

第Ⅲ章で検証したとおり、経済の東京一極集中が加速している。これは、即ち地方都市の「産業」と「人材」の空洞化に一層拍車をかけることを意味する。

したがって、本報告書では、地域再生を果たすべく、我が国の経済機能を地方に分散化させる戦略を提言する。

①都市は「海外企業」を引き込む企業誘致策の展開を

地域経済を活性化させ、雇用問題を解決するには、「企業誘致」が最も効果があるといえる。しかしながら、各都市はこれまで、国内企業をターゲットに据えた企業誘致策を展開することが多かった。つまり、どこかの都市が勝てば、他の都市は負けるといった、いわば「ゼロサムゲーム※」の様相を呈していた。

したがって、各都市が企業誘致を展開するにあたっては、「国内企業」だけでなく、「海外企業」をいかに引き込むかを念頭に置かなくてはならない。

そのためには、地域の良さを海外に向け積極的にアピールするとともに、優遇税制等をはじめ、海外企業がそこに立地するメリットを創出しなければならない。なお、昨今の超円高状態で、果たして海外企業の誘致は可能なのかという疑問がつきまとうが、最初からできないと諦めるのではなく、海外企業の誘致活動に向けた行動を都市は実際に起こすことが必要である。

※ゼロサムゲーム：複数の人が相互に影響し合う状況の中で、全員の利得の総和が常にゼロになること、またはその状況を言う。

雇用促進についての私の見解は、都道府県に限定して、従業員数あるいは事業者数を調べると、やはり企業誘致が最も効果があるわけです。例えば、今回配付されたアンケート調査の結果にも、やはり「企業誘致」が一番多いわけですね、複数回答で。この点について私がちょっと気になっているのは、既存の企業誘致というのは、例えば神奈川県が勝てば大阪府が負ける、大阪府が勝てば三重県が負ける、つまり国内での企業誘致ということです。つまり、国内の企業を対象としている限りでは、ゼロサムゲームなのです。どこかが勝てばどこかが負けるということが多々あります。なので、企業誘致をするならば海外から企業を持ってこないと全く意味がないということなのです。そのことについて、やはり、こちらのような団体、たとえば全国市議会議長会が提言していかないといけないと思います。現状では、基本的にどこかが勝てばどこかが負けてしまうということなので、全くこれは意味がないということです。この事実を当事者が意外にわかっていないということを実感として持っています。(後掲・「座談会会議録」 牧瀬稔氏 座談会発言より)

②国は「経済特別区」を全国各地に拡大を

現在、沖縄県には国内で唯一、法人課税所得の35%控除が受けられる3つの「経済特別区」（情報通信産業特別地区、金融業務特別地区、特別自由貿易地域）が設けられている。特区内に立地する企業に対しては、日本で唯一国税の優遇措置が受けられるほか、地方税の優遇措置、雇用・投資に対する各種助成金など多くの支援策が講じられている。さらに、この3つの「経済特別区」以外にも、ソフトウェア業等を対象とした「情報通信産業振興地域（那覇市他20市町村）」や、製造業や機械設計業等を対象とした「産業高度化地域（那覇市他11市町村）」という沖縄県だけに認められた2つの地域制度があり、ほぼ「経済特別区」と同じ優遇措置が受けられるという。

「経済特区」と「構造改革特区」は特定地域に全国一律の規制とは違う制度を認める点で両者に違いはない。ただし、「構造改革特区」が税制や財政支援を伴わない規制緩和のみの支援策であるのに対し、「経済特区」は税制や具体的な財政支援策があることに大きな違いがある。

そこで、国はこの「経済特区」を全国各地に拡大し、国内外から企業を呼び込むことで、経済の分散化を進めてみてはどうか。

(3)人口の分散化

第Ⅲ章で検証したとおり、我が国は、今後、総人口の減少が見込まれるなか、三大都市圏への人口集中、とりわけ、日本の総人口の約 10.1%を抱える東京への一極集中がますます進行している。

人口の東京一極集中は、裏を返せば地方圏から人口が東京に流出するということであり、地方都市の「人材空洞化」に一層拍車をかけてしまう。したがって、各都市が地域再生を成し遂げるうえで、人口の東京一極集中は全くの逆風となる。とりわけ、地方圏では、安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方都市から三大都市圏への人口流出を食い止めると同時に、三大都市圏の住民に対してもそれぞれのライフスタイルに応じた地方都市への居住の選択肢を提供するなど、地方圏への人口の流れを新たに創出していくことが求められる。

本報告書では、以下、我が国の人口を地方に分散化させる戦略を提言する。

①国は「二地域居住」の推進に向けた具体的な制度の構築を

東京から地方へ人口を分散化させる最善策は、都市部から地方への移住を促進させることである。しかしながら、一人ひとりの価値観が変わらないかぎり、首都圏にいる人口を地方圏に分散化させることはなかなか難しい。

そこで、都市住民の多様なライフスタイルを実現する手段の一つとして、「二地域居住」の果たす役割が注目されている。

「二地域居住」とは、都会に暮らす住民が週末や一年のうちの一定期間を農山漁村で暮らすというもので、2005年に国土交通省「二地域居住人口研究会」が提唱したもの。「二地域居住人口」は、一時的に滞在する観光客等の「交流人口」と「定住人口」の中間的な考え方に位置づけられている。

同研究会の報告によれば、「二地域居住人口」は平成 17 年で約 100 万人（都市人口比：2.5%）。平成 22 年には約 190 万人（同 4%）、2020 年（平成 32 年）で約 680 万人（同 17%）、2030 年（平成 42 年）で約 1080 万人（同 29%）になると見込んでいる。

そこで、国は都市と農山漁村の両方に生活拠点を持つ「二地域居住」の推進に向けた具体的な制度を構築したらどうか。さらに、都市部からの居住を受け入れる農山漁村では受入体制の整備が求められることから、国はこれに対する支援制度を充実させてはどうか。

人口の分散化について提言をしたいと思います。今回は、時間の関係上、1点だけに絞って提言をしたいと思います。まず客観的に考えて、首都圏にいる人口を地方圏に分散化させることは難しいと思います。繰り返しますが、既存の首都圏の人口を地方圏に分散化するのは無理です。一人ひとりの価値観が変わらないと絶対無理です。東京都は昨年1,300万人を突破しました。神奈川県は今年900万人を突破しています。どんどん人口が首都圏に集まってきているのです。つまり、集積のメリットが加速度的に動いているのです。この傾向を分散化しようなんて無理なんですよ。また、憲法には、居住移転の自由がありますから、「首都圏から出ていけ」とも言えないです。

ではどうするのかですが、これについて提言を言うと、今回はざっくり言ってしまうと、「2地域居住」になります。そして、この2地域居住ですが、これは国に対して具体的な制度設計を提言したいのです。

(後掲・「座談会会議録」 牧瀬稔氏 座談会発言より)

2つ目は「価値観転換型」。これは、もはや中央や全国を一律に見ても仕方がないよということで、「豊かさの尺度」を自分たちで転換し創出していこうよ。そして、その価値観に共感した人の転入を図る。「暮らし方」や「働き方」を社会に提案し、地域でのルールや仕組みを自分たちで築いていこう。全国の経済尺度や所得というものから見ると低いかもしれないが、それでも良いじゃないかという発想の転換を取り入れた自治体です。

(後掲・福田志乃氏「第93回総会講演録」より)

②国は「定住自立圏構想」の法制化を

第Ⅱ章で検証したとおり、地方圏への人口定住を促進する「定住自立圏構想」については、加盟市アンケート調査結果では、「地域再生の道を拓く政策と思わない」との回答が多数に上っていた。これは、総務省が推進する「定住自立圏構想」というスローガンは理解できるものの、その効果が望めるか疑問に思われている節があった。とりわけ、総務省の財政措置はあるものの、未だ法制化されていない点が同構想の効果が望めないと思われる懸念材料のひとつとなっているのではないかと考察される。

そこで、国は「定住自立圏構想」を法制化し、より具体的な効果が望める制度に格上げしたらどうか。

(4) 税制・財政改革

① 国と地方の税財源配分の見直しを

第Ⅰ章で検証したように、現下の地方財政は、景気後退による税収減や、超少子高齢化の進行による社会保障関係費の増嵩などにより、危機的な状況が続いている。加えて、東日本大震災や福島第一原子力発電所事故により、被災地はもとより、都市全体の財政状況の悪化が懸念されている。

こうした厳しい財政状況のなかで、今後も基礎自治体としての都市が、地域住民のニーズに応え、社会保障や教育など市民生活に欠かすことのできない行政サービスを安定的に提供し続けながら、地域活性化、地域再生を図っていかなければならない。

また、第Ⅲ章で検証したとおり、税収が東京に集中し、財政の地域間格差が拡大し続けている。地域再生を果たすには、地方から人材や資金が中央へ流出する中央集権型の財政構造から、地方都市の自活力を高め、持続的かつ安定的な行財政運営が可能となる地域主権型の財政構造に転換していく必要がある。

そのためには、国は地方税をはじめとする一般財源総額を確保するとともに、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税財源配分を見直し、偏在性の少ない地方税体系を構築することが必要不可欠となる。

② 国は地方交付税の算定根拠である人口割に「第2居住地域」を

財政の地域間格差を是正するには、地方交付税の本来の機能である財源保障機能・財源調整機能の強化が欠かせない。今後も財政力の弱い地方自治体の安定的な財政運営を確保するため、国は地方交付税の算定方法の見直しなど、適切な対応策を講じていくことが求められている。

そこで、この地方交付税の算定根拠である人口割の要素に、「第1居住地域」だけでなく「第2居住地域」を新たに認めたらどうか。例えば、第1は6割、第2は4割というように、いわば、「ふるさと納税」の人口版ともいえるべき地方交付税制度を新たに構築したらどうか。

これにより、前項で提言した「二地域居住」も推進されるとともに、各自治体は「第2居住地域に選んでもらおう」と様々な創意工夫を凝らした政策づくりに邁進する。さらに、都市圏に住む人々は、第2居住地域として地方圏を選

択することが予測されるため、地方交付税が第2居住地域に流れ、地域経済が活性化する可能性がある。そして、第2居住地域の経済活性化が進めば、さらに企業や人の流れを新たに創出することができ、財政の地域間格差の是正にもつながり、結果として、人口の分散化も進むのである。

まさに、好循環が期待できる税財政改革であるといえる。

そこで、国は地方交付税の算定根拠である人口割に「第2居住地域」の要素を認めてはどうか。

現在の交付税というのは人口割という要素も入っています。詳細な議論は省略しますが、そこに住んでいる方を算出根拠として国はお金を地方にあげているわけです。そこで、「住民登録は第2地域まで認めますよ」という制度にするとよいと思います。具体的にいうと、住民が選択する第1居住地域は交付税の算出根拠を6割にしますよ。そして、実際には住んでいないのだけど、第2居住地域として選択した地域は4割にしましょう、とするわけです。簡単に言うと、現在の「ふるさと納税」の人口版となります。ふるさと納税は、納税先を自分の住んでいる地域以外も選べますよね。例えば、私は神奈川県に住んでいますが、徳島県が妻の実家なので、私は第2居住地域を徳島県と選択する。すると、国は、第1地域の神奈川県は交付税の算出根拠を6割にし、第2居住地域の徳島県は4割にすることになる。このように制度を変えることによって、たぶん人口を獲得しようとする競争が地方圏も含んで全国的に起きてくると思います。特に地方圏は「第2居住地域に選んでもらおう」と頑張ると思います。その結果、東京都とか大阪府などの都市圏に住んでいる人たちは、たぶん第2居住地域として地方圏を選ぶことが予測されるため、人口が地方圏に流れ、それにともない、お金が流れていくと思われるのです。第2居住地域では、実際には活動をしないのですが、お金が流れていき、経済が活性化する可能性があります。そして、経済が活性化すれば、また人も流れていくかもしれないので、このふるさと納税の人口版というものをぜひやれるといいと思うのです。これを制度化することによって、リアルの住民基本台帳上の人口は増えないけれども、仮想といいますか、実際的には人口が増えていると捉えることができます。つまり人口の分散化の実現につながります。見えない住民が増えていくということなんですね。こういうことをぜひ、市議会全体として提言してもいいのではないのでしょうか。

(後掲・「座談会会議録」 牧瀬稔氏 座談会発言より)

(5) 東日本大震災からの復旧・復興を

国民の間に日々の暮らしや将来への強い不安が広がる中で発生した東日本大震災は、被災地のみならず、日本全体に生活のあり方そのものを見直していく必要を迫ったといえる。

国は東日本大震災からの復旧・復興、福島第一原発事故の早期収束に全力を傾注しなければならず、特別立法や新基金の創設など確固たる国策をもって被災地を支援していくことが求められる。そして、国や自治体は時間の経過とともに変化する被災地のニーズを自治会などの地域コミュニティを通じ、余すところなく汲み取り、適切な支援を講じていかなければならない。

とりわけ、各自治体においては、地域コミュニティの強化や確固たる防災体制の構築など、常日頃から災害に強いまちづくりを進めていることが重要である。さらに、緊急時には、災害対策面における「都市間協力」の果たす役割が重要であることから、周辺市町村などと良好で緊密な関係を築きあげておくことも地域再生の鍵となると考えられる。

また、今回の震災を受けて再認識しましたのは、人と人との絆を核とする地域コミュニティの強化や、住民の主体的な取り組みによる防災体制の構築と安定した社会基盤整備による災害に強いまちづくりの重要性です。さらに、緊急時における円滑な応援・連携体制がとれるよう、日頃から周辺市町村を初め関係自治体と良好で緊密な関係を築き、地域と地域の絆を深めることも、地域再生に向けた鍵となるのではと考えています。

このようなことから、本市といたしましては、まずは、一義的に、被災地の生活機能や経済活動の正常化などの復興を第一に、被害に遭われた自治体に対し、可能な限りの支援・協力体制をとることが重要であると考えています。その上で、被災者や被災企業の受け入れや移転誘致を促進することが必要と存じております。

(後掲・「座談会会議録」 妻鹿常男・高松市議会議長 座談会発言より)

また、今後、我が国は地震や集中豪雨といった自然災害が多い国であるということを全国民が認識したうえで、災害が発生した際に被害を最小限に抑える「減災」の考え方を積極的に取り入れていく必要がある。国や都市は、たとえ被災しても、人命が失われないことを最重視し、「減災」の考え方にに基づき、災害に強いまちづくりを推進していかなければならない。

以下、東日本大震災からの復旧・復興に向けた提言を行う。

①国はエネルギー政策の再構築を

東日本大震災を教訓として、日本経済を立て直すためには、国はエネルギー政策を再構築することが必要不可欠である。企業が経済活動するうえでの「血液」ともいべき電力が安定供給されなければ、国内産業の発展はもとより、既存の経済活動をも支えることができない。

化石燃料に乏しい我が国こそ、世界に率先して、新たなエネルギー戦略を打ち出すとともに、我が国が世界に誇る高い技術をいかし、省エネルギー・再生可能エネルギーの最先端モデルを世界に発信していく必要がある。



特に、東日本大震災の関係で触れさせていただきます。本当に今までに経験したことのない大震災であったわけです。とりわけ、原発事故が今日までの国のエネルギー政策の可否が問われる重大な問題ではないかと考えています。将来的に今日までの施策を大きく見直さなければならない状況にあるのではと思います。

特に自然エネルギー開発をこれから大きく活用していかなければいけないと思います。特に北海道では今日まで風力発電に随分力を入れている自治体があり、日本海側の沿線あるいは稚内市あたりも風力発電に力を入れていまして、北海道全体では日本全体の60%ぐらいの風力発電が今実際に行われていると言われていています。それともう1点、太陽光発電などについても積極的な利用の機運が盛り上がってきているのではないかなど。これは現在議論されている法律がどうなるかによっても状況が変わってくるかなとは思いますが、国のエネルギー政策の早急な実施が喫緊の課題ではないかと考えています。(後掲・「座談会会議録」 三井幸雄・旭川市議会議長 座談会発言より)

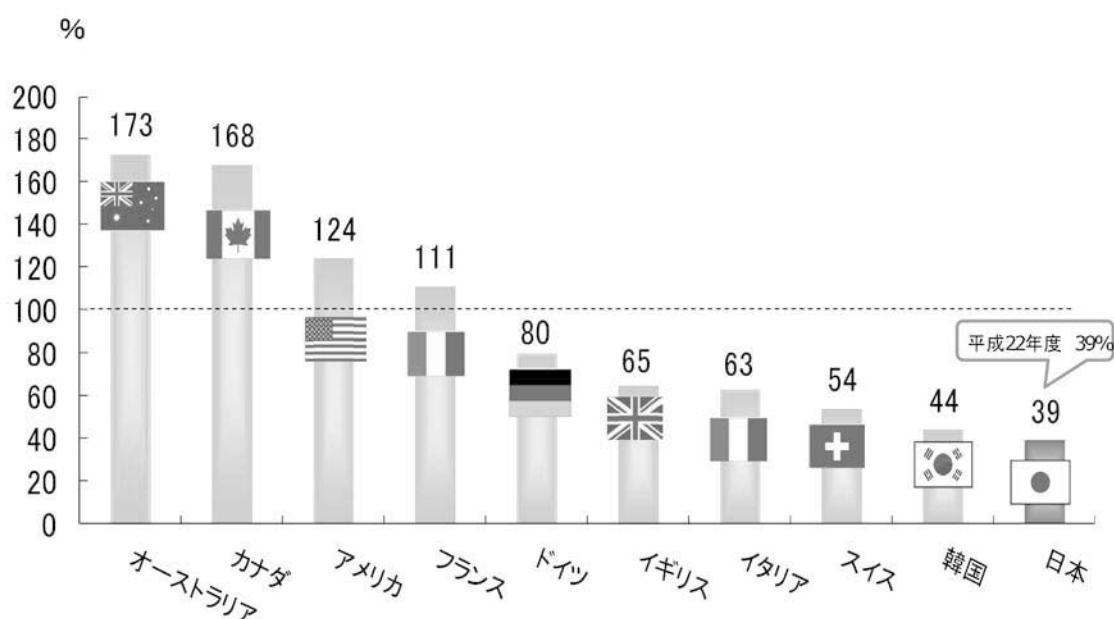
太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスといった再生可能エネルギーは、出力規模が少なく、発電コストが高いといった課題を抱えるが、今後、エネルギー源の多様化・分散化、地球温暖化対策、環境新産業の創出などの面から、一段と注目を浴びることは間違いない。したがって、国は、中長期的には原発依存度を可能な限り引き下げるとともに、再生可能エネルギー（自然エネルギー）の強力な普及促進を図る必要がある。そして、災害時には、電力会社からの電力供給が途絶えたとしても、病院や避難所といった重要施設に自力で電力を送ることができる地域システムを構築することが求められる。

国は、これまでのエネルギー政策を一度白紙に戻したうえで、再構築していくことが、地域再生に向けた礎にもなると考えられる。

②国は東北地方における「農林水産業」の再生を

日本の平成22年度食料自給率（概算値、「農林水産省」）はカロリーベースで39%と年々低下している。他の先進各国と比べても、下図のとおり、我が国の食料自給率は最低の水準となっている。

世界の食料自給率（カロリーベース） 「農林水産省」



このなか、東日本大震災が発生し、我が国の農林水産業を支えてきた東北地方を中心に甚大な被害を及ぼした。

国は「東北地方の再生なくして、日本の再生はない」という覚悟の下、東北地方に一大「農業フロンティア」を新たに開拓する位の気概をもって、東北地方における農林水産業の再生を図らなければならない。

具体的には、東日本大震災で被害を受けた農林水産業に対する迅速な財政支援を行うこと。さらに、福島第一原子力発電所事故により、放射性物質が放出されたことから、消費者の安全を確保するため、農林水産物等の検査や除染作業の強化を図るとともに、出荷停止等を受けた生産者を早急に救済することが求められる。

東北地方の農林水産業を再生させることが、全国の農林水産業の再生につながり、ひいては、全国都市の地域再生につながると考えられる。

(6) 国は現行の地域再生支援制度の抜本的な見直しを

第Ⅱ章で指摘したとおり、これまでの国の地域再生に向けた取り組みについては、「地域活性化」、「観光振興」、「農林水産業」など、各省庁が政策分野毎に支援制度を創設し、個々縦割りによる支援がなされていた。

そして、この支援（補助）メニューの中には、類似するものが数多く存在し、補助対象事業や補助率が微妙に異なるなど、支援制度を活用する都市にとっては複雑で非常に分かりにくいものとなっている。

そこで、国は、これまで実施してきた地域再生支援制度を抜本的に見直し、都市にとっては真に使い勝手が良く、かつ効果の高い支援制度を構築することが求められる。そのためには、各省庁の縦割りにより創設されてきた、重複や類似性がみられる支援制度を抜本的に見直し、省壁を越え、整理・合理化・統合を進めていくべきである。

また、地方サイドも地域再生を進めるにあたり、「まずは補助金を獲得してから事業を動かせばよい」という安易な姿勢を見直していくことが求められている。

3つ目が、「中央崇拜&『良き時代』固執型」。地域再生法や中心市街地活性化法などがありますが、最近、私も中活計画をつくる手伝いのある都市でやりましたが、これが相変わらずなのです。私も30年近くこうした実態を見てきましたが、「まずは補助金をとってから、地域や事業を動かせば良いじゃないか」となる。要は、補助金獲得のための国の審査がありますから、それを通った後に地域内で考えればいいじゃないという姿勢が地域、議会、自治体にあるのです。国の審査項目には目標値というのがあって、この目標値を達成していかないと、次の年の補助金がもらえない。だから、アップしやすい指標を目標値に選定すればいいじゃないか… という議論が行われているわけです。こうした地域側の姿勢が、80年代以来、全然直らない。このように、活性化が難しい実態があるので、国が審査するやり方や補助金・交付金のあり方そのものを、私は強く否定してきたのです。

(後掲・福田志乃氏「第93回総会講演録」より)

(7) 都市は従来の「枠組み」から脱却し、「相乗効果」のある地域再生戦略の策定を

都市は、従来の「枠組み」（仕組みや手法）から脱却した地域再生戦略を打ち出さなければならない。まずは「規制の行政界を超え」、鳥瞰的な新しい視野に立ち、戦略を白紙から考え直していくこと。そして、自治体自らの発案により、国に強力に働きかけていくことが必要である。

さらに、戦略は、相乗効果を生み出し、関係者全員のメリットを見出すものでなければならない。

神戸と和歌山の事例にもありましたが、「従来の枠組みから脱却するには？」ということで、今日のまとめになるところです。

1 番目は、何度も申してきましたが、「規制の行政界を超える」こと。圏域やターゲット、市場とかを考えると、鳥瞰的な新しい視野に立って、白紙から考え直していくこと。そして、構想実現のためには、神戸や和歌山みたいに、自治体から発案して、国に働きかけていく。結果は、「自らの発案」からでしか生まれないと考えています。

2 番目は、「プロ同士の提携（not 連携）」。「地域が、何で生きるか」の覚悟をしたら、次には賛同者でチームを作るなりして、「お互いのメリット」を考え、必ず「責任を分担し合う」形をとる。その“関係”を、どうつくっていきけるか。

3 番目は、これは研究者が良く「強みか、弱みか」とか言って、データの的に分析・比較するのを、私は好きではないのですが、私なら、「たとえ弱み」でも、「これでしか生きられないとの強い想いで、強みに」したい。本来、「強み」と言える手持ちのカードなんて、少ないものです。「強みか弱みか」などと他者と比較しても、実際、カードとして切れるものは、非常に少ない。大切なのは、「失敗や成功の経験値」を積み重ねておき、それをもとに、舵を切り続けることでしかない。

そして、誰かがプロデュースして「夢」を語っていく際、それが「みんなのメリット」なんです。「夢」は、「同じ一つのメリット」ではないかもしれない。「夢」はそれぞれに違います。そこを、個々のメリットを生み出す仕掛けで、つなげて「夢」にする形です。

4 番目。もし、関係者全員のメリットが見出せないならば、「人のココロ」を動かさせません。その「人のココロ」を動かすことが、実は、最も難しい戦略、＝マネジメントだと、私は経験的に考えています。ですから、「人のココロ」を動かす仕組みの提案について、ここに「解を捻出する」と書きましたけれども、これをどう出すか。まず、「 $1 + 1 + 1 = 3$ 」では駄目なんです。それならバラバラでも同じことなので、「 $1 + 1 + 1 \Rightarrow 5$ 」となる相乗効果が見える解が必要です。これを“捻出”する。まさに議会さんの、政策提案する側の腕の見せどころだと思います。

5 番目は、世に「打って出るテーマ」。「地域が生きる」というのは、「人」の人生の勝負と同じだと思うのですが、この意味は、先ほどの事例に含まれていたので省略します。

（後掲・福田志乃氏「第93回総会講演録」より）

(8) 都市は常識に捉われない発想をもって地域再生戦略の具体化を

都市は常識に捉われない発想をもって、地域再生戦略を練らなければならない。そして、いくら綿密な地域再生戦略を練ったとしても、それを実行しなければ何も始まらない。

都市は、たとえアイデア段階、試行段階の戦略であっても、「やれることは全てやる」「思い立ったらすぐ行動に移し、具体化する」というスタンスで地域再生に取り組んでみたらどうか。



市の施設でここまではすごいですねではなく、市の常識の中でやっけてうちみたいな動物園が生まれるわけがないわけで、そういう意味では、常識的ではない発想でやってきました。

(中略)

旭山動物園の取り組みは、昭和 61 年のワンポイントガイドが始まって、いろいろな仕掛けを始めました。学校教育と連動しながらズーノートを作ったり、出張授業もガイドも含めたら年間 300 件以上今やっています。平成 14 年の「もぐもぐタイム」がうちの一大ヒットですが、動物たちの一番特徴的なところをより多くの人に見てもらおう

ということから始めたものです。これも日本の動物園の中では本当に画期的な行事だったので。以降、その死を伝えること、あるいは「とことん旭山」、去年位からは「三度のメシより旭山」とか、とにかく足し算でやっけて、地元の人に来なくなったことがあるので、定員 10 名みたいな行事を毎週やっています。その中で、どうにかもう一回地元の人たちに足を運んでいただきたいということで、全部足し算でやっています。自分たちで自発的に始めているので、どうしても引き算ができなくて。今年できなかったことを来年はもう一回やってみようよということで、どんどん足し算になっています。

うちの組織ですが、昔から体質的にというか伝統的にお金がない動物園でした。ないからできないとか、これがあつたらできるよということも言っても全く無意味なので、自分もそうだったので、ごみの収集日に車で走って出勤する途中で、まだ使えそうなものがあつたらいてもたつてもいられず、車に積んで職場に持って行って使つたりしていました。とにかく形に、思いついたら何かしてみる。思っただけじゃ何も先に進まないのです。やってみないとわからないことがいっぱいあつて、いろいろなことをやっけていたのですが、それが自分たちの組織の原点のような気がします。

(後掲・坂東元 氏「第 92 回総会講演録」より)

(9) 都市は地域再生に従事する自治体職員の長期的な配置を

都市が地域再生を成し遂げるには、地域再生を担う素晴らしい人材を育成していくことが不可欠である。しかしながら、通常の自治体職員は2～3年で人事異動してしまうことが多い。地域再生は一日にしてならず、長い道のりを経て成し遂げられるものであり、これに従事する自治体職員を長期的に配置することが欠かせない。短期間での人事異動は全くの無意味であり、ゼロからのスタートになってしまい、地域再生のスピードを鈍くしてしまうおそれがある。

したがって、都市は、地域再生に従事する職員を最低でも5年以上、長期的に配置したらどうか。

通常の自治体職員は2～3年の人事ローテーションで異動するのですが、神戸市では、医療産業都市をプロデュースし続けている職員の方は、10年以上ずっと併走されていました。病院や大学側にも、「人の情報」を持って、人を動かしている人材がいます。例えば、「企業のAさんと、研究者のBさんと、役所のどの部局のCさんをつなげれば、今、問題になっていることが解決できるだろう」という判断ができるプロデューサー的人材が、3～4人はいます。そうした人材がない限り、実現はしていかないということです。

(後掲・福田志乃氏 「第93回総会講演録」より)

ちなみに、これに関連して私がよく執行機関の方で伝えているのは、2～3年の人事異動はだめだということです。地域ブランド、地域再生においては、2～3年の人事異動は全く無意味です。単なる邪魔でしかありません。やはり職員を5年間とか7年間とか配置するぐらいの気概がないと、地域ブランドや地域再生は結実しません。どの自治体もそうですが、地域再生とか地域ブランドがうまくいっているのは職員の在職期間が長いのです。7年とか10年とか長いのです。自治体の中に、地域再生を手がけてくれそうな職員を見つけたならば、その方を異動させない。あるいは外部でそういう主体をつくっていかないと、人事異動で全部だめになってしまいますので、このことについて、執行機関で2～3年の人事異動は慎むべきだということは言っています。最低5年間は移動させないほうがよいという気はします。

私は、いろいろな地域に入り、地域再生というか地域ブランドのお手伝いをするのですが、きれいに2～3年で異動してしまうわけです。そうしたら、またゼロからのスタートです。本当にそれは困ってしまうなという気がしますし、そういうことをやっていると、結果的に住民が不信感を持ちます。そのことを私は「協働の失敗」と言っているのですが、異動してきた職員が住民に対して「一緒にやろう」、「一緒にやろう」と言っておいて、2年たったらいなくなってしまうわけです。それが何回も繰り返されてしまうと、住民は自治体に対して不信感を持ってしまいます。これはすごく気をつけるべきであって、もし地域再生、地域ブランドを本気でやっていくならば、職員を5年間、10年間は異動させないぐらいの気概は重要と思っています。(後掲・牧瀬稔氏「第94回総会講演録」より)

(10) 都市はオンリーワンの「地域ブランド」の確立を

加盟市アンケート調査で多くの回答が寄せられたように、今日、「地域ブランド」の確立を進める地方自治体が全国的に増えている。

しかしながら、このなかには地域ブランドが目的化している自治体が少なくないという。地域ブランド化はあくまで「手段」であり、「目的」ではない。地方自治体は、地域ブランドという「手段」により、他の地域から住民や企業などを新たに獲得するという「目的」がある。さらに、自治体が地域ブランド化に取り組むことにより、既存の住民や企業などが地域に愛着や誇りを持ち、他地域への流出を阻止するという「目的」もある。

地域ブランド化に成功した都市に住む住民の生活水準は間違いなく上がるという。したがって、都市は、「住民の福祉の向上」という地方自治体の根本にある目的を達成するためにも、地域ブランド化を進めてみてはどうか。

あと、気をつけなければいけないのは、地域再生は「手段」ということです。目的ではないということなのです。特に、これは地域ブランドに多いのですが、地域ブランドが目的化している自治体は結構多いのです。それだとだめなのです。ブランド化が目的で、ブランド化してしまうとおしまいということで、発展性がないわけです。

(中略) ブランド化がうまくいって人がいっぱい来ても、税金は思ったほど増えない。むしろ、減ってしまう可能性もあるということなのです。

ただ、唯一言えるのは、自治体財政には寄与していませんが、住民の生活水準は、間違いなく向上しているということです。この住民の生活水準の向上を促すという視点から、私はやはりブランド化したほうが良いという結論なのです。必ずしも税金は増えないかもしれない。しかし、絶対に住民の生活水準は上がっている。だからブランド化した方がよいということなのです。(後掲・牧瀬稔氏「第94回総会講演録」より)

都市は、他と明確な「違い」があるオンリーワンの「地域ブランド」を創出していくことが求められる。他との「違い」がつくれずに、同じ市場や層を対象にしてしまうと、「都市間競争」が一層激化してしまうのである。

これは私の意見ですが、「地域ブランドは都市間競争で激化しません」ということです。なぜかという、ブランドは「違い」をつくることに真髄があります。今、激化している理由は、自治体と同じ市場や同じ層を奪い合っているからなんです。つまり「違い」をつくっていないのです。他の自治体と同じことをやっているんです。だから激化してしまっ

ているわけです。もし、すべての自治体がブランドをつくり、つまり「違い」をつくって
いけば、すべての自治体がそれぞれ違うことをやっていけば、同じ市場や同じ層が重なる
ことはありませんから、決して競争が起きないのです。しかし、違いをつくれていない、
つくっていないところがいけないのです。繰り返しますが、今、同じ市場や同じ層を対象
としたブランドをつくってしまっているため、都市間で競争が激化してしまっているのだ
です。本来、地域ブランドというものは独自のものをつくっていくということです。それが
ブランドです。なので、私の考えは、地域ブランドは都市間競争にはつながらない、むしろ
都市間競争という考えから、離れていくと思っています。

(後掲・「座談会会議録」 牧瀬稔氏 座談会発言より)

ここで、「地域ブランドの確立」に向けた取り組みとして、本研究会が現地調
査した愛知県春日井市の「春日井サボテンブランド構築事業」を紹介する。

愛知県春日井市は、現下の人口減少社会にある中、人口増の一途を辿る特例
市。他市も羨む地理的条件と自然環境を有する同市であるが、国内外に「春日
井」の名をアピールしようと、地域活性化対策に余念がない。

その最たる策が実生栽培日本一を誇る「春日井サボテン」を地域ブランドに
据えた「春日井サボテンブランド構築事業」である。

「春日井サボテンブランド構築事業（春日井サボテンプロジェクト）について」

1. 春日井市のサボテン栽培の歴史

◎「春日井サボテン」との出会い

同市には、かねて桃やリンゴなどの果樹栽培で有名な桃山町がある。この地で果樹栽培に携
わっていた2人の生産者が昭和28年に緋牡丹という真赤なサボテンに魅せられたことから、
これを機にサボテン栽培の歴史が始まった。当初、2人は芽が出ずに失敗が続いていたが、あ
きらめずに弛まぬ努力を続けた結果、徐々に生産を整えるまでに至った。

◎伊勢湾台風がサボテン栽培に拍車をかける

昭和34年に春日井市を襲った伊勢湾台風により果樹は全滅状態になった。これにより、サ
ボテン栽培の先駆者2人は、果樹からサボテン栽培に転換することを決意。2人は英知を結集
し、サボテンを大量生産する画期的な方法を見出し、これに成功した。そして、昭和40年頃
からのサボテンブームでサボテン栽培が一気に軌道に乗ったのである。まさしくピンチをチャ
ンスに変えた地域再生の成功モデルといえよう。

2. サボテンブランド構築事業に向けた取り組み～サボテンプロジェクトの挑戦～

春日井市は平成18年2月に「サボテンプロジェクト」を立ち上げた。これは、市と商工会
議所やサボテン生産組合、市内の商工業者が一体となって、サボテン関連の特産品開発と地域
PRを進めるもので、「春日井サボテン」のブランド化の取り組みの柱となっている。

◎サボテンキャラクターで地域ブランドのPR

同プロジェクトでは、春日井サボテンを広く知ってもらおうとサボテンイメージキャラクター3体を作成。その名は公募により左から「春代（はるよ）」、「日丸（にちまる）」、「井之介（いのすけ）」と名付けられた（右写真）。

これらの可愛いキャラクターが春日井市のサボテンPRの一翼を担っているのである。



◎食用サボテンによる特産品の開発

同プロジェクトの目玉は、「サボテンを食べる」点に着目したこと。サボテンは鑑賞用植物としてのイメージが強く、単に鑑賞用サボテンをPRしても効果が見えない。そこで、食用サボテンによる特産品を開発。成分分析や商品化のレシピに取り組んだ結果、学級給食にも取り入れられ、地産地消にも貢献している。

◎商工業者もサボテン商品の開発に全力

商工業者もまた、春日井サボテンを使った商品開発に全力で取り組んでいる。とりわけ、ラーメンやスープなどの料理を商品化したことに加え、きしめんやパンなどの加工食品にも範囲を広げた。このほか、アイス、ういろ等々の新商品を次々と開発している。

◎サボテンアンテナショップを開店

サボテンアンテナショップ「こだわり商店」が平成21年9月に開店。ここでは、サボテン関連商品約20種類が展示・販売され、店舗の奥には、研究開発をするラボも併設している。

◎サボテンのプランテーション化で安定供給と生産者の増を目指す

今後の課題は、安定した原料の確保。そこで、安定した春日井サボテンの生産を目指し、土地を借りプランテーション化することを計画。名城大学で生産技術の研究を進めている。また、このプランテーション化には、サボテン生産者を増やしたいとの狙いもある。

◎全国進出に向けて

商工会議所は、平成22年2月2日から5日にかけて東京ビックサイトで開催された「Tokyo International GIFT SHOW」にサボテン関連商品のブースを出展。これにより、春日井サボテンをPRし、全国進出に向けた足掛かりにしようとの思いがある。

（詳細は後掲・「春日井市現地調査結果」）

この事例からは、やはり「都市間競争」に打ち勝つべく、地域ブランドを確立するには幾重の山を乗り越えなくては辿り着くものではないことが判明した。並大抵の努力では地域ブランドを確立できない。地域ブランドの確立は、その都市に時代の卓越した先見性を備えた人材がいるか。加えて、その人材を見出し、その地域再生戦略のアイデアを行動に移せるかが鍵となると考えられる。

(11) 都市は「東アジア」など海外市場に目を向けた地域再生戦略の策定を

我が国は人口減少・少子高齢化が急速に進むなかで、日本国内だけに目を向けていたら、もはや内需策は期待できない。そこで、都市は、経済成長著しい東アジア諸国などの海外市場に目を向けた戦略を打ち出したらどうか。

日本は80年代にアジアのリーダー役の時期を完全に逃し、今、欧米や新興国の日本への関心は著しく低下しています。これを認めつつ、本当に内需策をつくっていいのかと考えたとき、もはや地方地方が国の中央を見て内需策をつくっていくのでは叶わない。地域自らが（国際社会を見つめながら）つくっていかねばいけない、ということ。（中略）

1つは「積極チャレンジ型」。自身の可能性を信じて、海外に向けて打って出ている自治体さん。内需ではもう生きていけない中で、自分たちの環境や農業や企業活動の実績——技術やノウハウやそれらを駆使できる人材を結集して世界に打って出ている、あるいは営業して世界から呼びこんでいる。もう既に、こういう自治体の動きはあります。

（後掲・福田志乃氏 「第93回総会講演録」より）

ここで、本研究会が現地調査した熊本県熊本市の「東アジア戦略の推進」についての取り組みを紹介する。

熊本市は今、平成23年3月に九州新幹線鹿児島ルートが全線開業し、翌24年4月には、九州では3番目となる政令指定都市移行予定という大きく飛躍する時を迎えている。同市は、この絶好の機を逃すまいと、躍進する東アジアの近隣都市という地の利点を活かした「熊本市東アジア戦略」を22年3月に策定し、これを推進している。

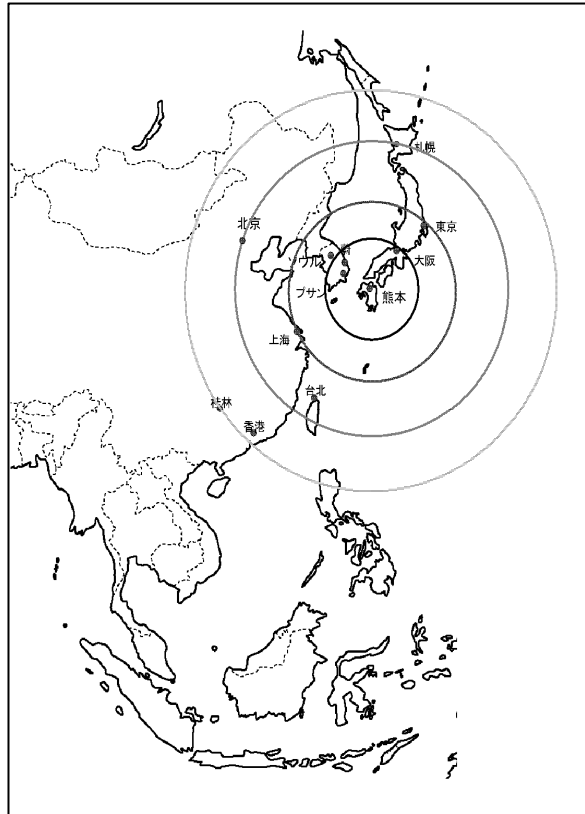
同戦略では、発展著しい東アジア市場に目を向け、その強い結びつきを図り、観光客誘致や地場産業振興に伴う雇用創出も目指している。まさにこれが同市の地域再生戦略の切り札となっている。

さらに、同戦略は、九州他県にも相乗効果が及ぶことが期待される。これに習えば、熊本市の東アジア戦略の効果は、一都市のみにとどまらず、他都市の発展にも寄与するものであると言える。

熊本市の地域再生戦略は、まさに、世界に打って出る攻めの姿勢と地域資源を大切に守るという攻守を交えた施策を積極的に展開するとともに、「都市間協力」と「都市間競争」を同時並行で進めるなど、本研究会の目的でもある「市民の明るい未来」を築こうという志が強く感じられた事例である。

「熊本市東アジア戦略の推進について」～東アジアから選ばれる都市になる！～

熊本市は、地域再生の切り札ともいえるべく「熊本市東アジア戦略」を平成22年3月に打ち出した。日本の他都市の東アジアをターゲットにした成功事例を参考としたもので、いわば熊本市ならではの戦略である。その取り組みは市の特徴である「地下水都市」、「森の都」、熊本城など日本文化の宝庫、高等教育機関が集積という熊本の魅力を向上させ、経済成長著しい東アジア（韓国、中国、香港、台湾、アセアン諸国）の都市（右図）と経済のみならず広範に亘る交流、連携、情報発信等を進め、「熊本市の存在感を示し、東アジアから選ばれる都市になる！」ことを目標としている。この戦略の実現に向け熊本市は、市民をはじめ産学官の堅い絆の下、三都市（福岡市・熊本市・鹿児島市）連携等による東アジア各都市との多様な交流を行うこととし、以下の4つにチャレンジする。



チャレンジ1「東アジアに熊本市の存在感を示す都市ブランドの確立と観光振興・コンベンション誘致」

熊本市が東アジアから選ばれる都市になるには、その存在感を東アジアに示す必要がある。これを果たすには、東アジアからの観光客誘致に拍車をかける取り組みが有効な手段といえよう。熊本市を中心に九州他県に観光客が流れる滞在型の観光振興が推進されれば、より安定的な事業収入になり、雇用創出効果も上がってくるといえよう。それゆえ、これを果たすべく熊本市の戦略に余念がない。まず、官民が一体となって「おもてなしの心」を持って、東アジアの観光客を迎える仕組みづくりに努めている。例えば、道路標識や案内板等の表示を4カ国語に変更し、外国人観光客が不自由なく、安心して旅行できる環境づくりを進める。また、中国からの観光客誘致を一層推進するため、銀れんカード（中国人向けデビットカード）の利用店舗を増やす取り組みを進める。これも全て観光客誘致による商業発展のための地道なる施策なのである。熊本市はこの施策を粘り強く行っていくことで、独自の観光都市モデルが完成するのである。東アジアに向けた都市ブランドの確立は、まさに観光都市として生き残り、永続的に発展する都市モデルを構築するための絶対的課題なのである。

チャレンジ2「東アジアと連携した学術都市づくり」

熊本市は、東アジアを中心に外国人留学生の積極的な受け入れを目指している。特に、東アジア諸国の大学と熊本市内の大学との連携協定校を増やすこと。これにより、留学生

の交流を促進するのである。一時的に留学生の数を増やして住宅産業や生活物資に関する流通業を盛んにするのではなく、熊本で学んだ学生が母国に帰国した後、企業幹部となった時に、熊本との絆が生かされ、新たな産業の誘致につながることを目的としているといえる。

チャレンジ3 「東アジアとのビジネスの促進」

熊本市は、我が国が直面する人口減少社会や産業の空洞化を見据え、東アジアビジネスの促進に拍車をかける。そのため、熊本市産出の製品・農水産物等を国内のみならず、東アジア市場への販路拡大を中長期にわたり展開していく。その取り組みでは、東アジアの新たなビジネス機会を創出するため、香港国際食品見本市（Food Expo2009）への熊本の地場企業の出展や個別商談会を開催した。さらに、ジェトロ熊本事務所等との連携のもと、地場企業への海外情報の提供や支援など、更なるビジネスサポート機能の充実を図ることで、地場企業が東アジア諸国でビジネスしやすい環境づくりを進める。

熊本の地場企業の海外展開は、熊本の地域再生、とりわけ雇用創出に直結すると考えられている。熊本地場企業の代表例としては、中国で約500もの店舗を構えるほど人気の高い熊本発祥「味千ラーメン」（右写真）がある。「味千ラーメン」とは協定を結び、観光客誘致等も進めている。例えば、味千ラーメンの中国店舗に熊本市のPRポスターを貼るなど情報発信の拠点となってもらおう。熊本市では、「熊本旅行」が当たる抽選を店舗で展開するなど、両者のメリットとなる事業を展開していくのである。



香港・中国で大人気の「味千ラーメン」

また、熊本市のおいしい「水」のブランド化を図るとともに、その水から作られる優れた農産物等の東アジアにおける市場の獲得も進める。

東アジアビジネスの拡大を考えれば、東アジアで活躍できるような人材の確保と育成も不可欠である。そこで、東アジアに関するビジネス研修・講座等を大学等と連携しながら開催するほか、熊本に留学経験のある海外人材とのネットワーク化も進める。

チャレンジ4 「東アジアの中の環境先進都市の実現」

熊本市では、都市化が進展する中、地域が一体となって大切な宝物である地下水や緑の保全を図り、持続可能な都市づくりを推進する。

東アジアの中の環境先進都市の実現に向けては、市域のみならず東アジア地域における経済発展と環境保全の両立にも貢献しなければならない。特に、日本の政府機関や国際機関、大学など教育機関、民間企業と連携のもと、東アジアからの視察団や研修生の受け入れ等を通じて、地球環境対策などで東アジアの環境保全に努める。これも総合的に熊本ブランドの確立に寄与するともいえよう。（詳細は後掲・「熊本市現地調査結果」）

(12) 都市は「都市間協力」と「都市間競争」を念頭に置いた地域再生戦略の策定を

都市では、都市間が手を携えて共に発展を遂げる「都市間協力」の取り組みと同時並行し、「都市間競争」の取り組みが進められている。これは、一見二律背反ともとれるが、今後一層、地域再生戦略の主要な取り組みとなるのではと考えられる。

「都市の地域再生戦略」に関する座談会では、「都市間協力」と「都市間競争」を一つのテーマに設定し、熱い議論が展開された。以下、座談会参加者の各発言から「都市間協力」と「都市間競争」を検証する。

まず、本研究会会長市である旭川市は、国内にとどまらず、海外都市との「都市間協力」を進めている。

旭川も行政サイドでサハリン州のユジノサハリンスク市と旭川市の建設業関連団体が寒冷地向け住宅の開発ということで協定を結んでいます。これは旭川建設業協会、北海道建築士会旭川支部、旭川建築協会、北海道建築士事務所協会旭川支部、そういった団体が寒冷地住宅で協定を結んでいるというのと、もう1つ、モンゴルのウランバートル市と旭川市とで協定を結んでいます。これも寒冷地における都市開発技術改善事業ということに対しての協力関係を結ぼうということで今いろいろな企業もモンゴルに出ています。庭園の造成をしたり、寒冷地住宅を建てて実際に向こうで販売をするであるとか、あと、旭川市の中においては、建築技術者などを向こうの方に一定期間派遣をして、寒冷地における都市の都市計画などについても指導をしている。そういった都市間協力というのがこれからもっと求められてくるかなと思っていますところです。

(後掲・「座談会会議録」 三井幸雄・旭川市議会議員 座談会発言より)

本研究会理事市である姫路市は、「都市間競争」に打ち勝つために、市長自らがセールスマンとなって「企業誘致」を進めている。一方、「都市間協力」については、16年前の阪神・淡路大震災以降、市民交流や観光など様々な事業を広域で連携しながら取り組んでいる。

やはり今のところ姫路市でも企業誘致については、都市間競争に負けてはいけないということで、専門の職員を張りつけてずっと企業回りを行っています。一部上場、二部上場の会社を当たって、いい情報があればすぐ、例えば市長自らがセールスマンになって誘致するというようなことをしています。(中略)

都市間協力は、16年前の阪神・淡路大震災を契機として、兵庫県では都市間の協力が進

みました。本市を含めて、西播磨地域という広域の5市6町とか、そういった形で常に連絡をとり合っております。また、一番最近では、姫路市と岡山市と鳥取市で、姫路の「H」と岡山の「O」、鳥取の「T」でHOTトライアングルということで、3市が協調しながら、市民交流をはじめ、観光も一緒にやろうという取り組みを進めており、今それが具体的に動いております。(後掲・「座談会会議録」 大倉俊已・姫路市議会議員 座談会発言より)

本研究会理事市である高松市では、「都市間協力」の取り組みとして、周辺5町と連携した「瀬戸・高松広域定住自立圏」を進めている。とりわけ、医療分野における遠隔医療ネットワークを使った連携がなされている。

まず、都市間協力の取り組みの1つ目としては、先ほども申し上げました、定住自立圏の枠組みによる周辺5町との連携がございます。本市は、「瀬戸・高松広域定住自立圏」として、国の定住自立圏構想の先行実施団体に決定され、平成22年度から、周辺町と連携して、現在41の事業を実施しております。

その主なものとして、まず、医療分野の遠隔医療ネットワークを使った連携がございます。これは、全国初のITによる全県的な医療システムで、平成22年度から、本市市民病院においても、定住自立圏域内を含む近隣の医療機関との間で診療情報の交換や患者の紹介などを行っているものです。平成26年度には新病院を開院する予定としており、地域の中核医療機関として、また、耐震構造や備蓄倉庫などを備えた、災害拠点病院を目指した整備を行っているところです。さらに、本市が整備した救急艇を活用して、圏域内の島嶼部の救急患者等の搬送を行うことにより、より安心・安全な救急医療体制の確保に努めております。(中略)

最後になりますが、本市が活力と魅力あふれるまちづくりを推進するため、県や市町など多様な主体との効果的な連携を図っていくことは、厳しさを増す地域間競争に勝ち抜く上でも、これまでも増して重要なことと存じております。

都市間協力の取り組みとしてご紹介した「瀬戸・高松広域定住自立圏」の特徴は、1対1の協定の締結に基づく、柔軟かつ弾力的な圏域形成が可能なところであり、個々の自治体で不足する部分を補う方策の1つです。こういった水平補完や、瀬戸内国際芸術祭での広域的な事業展開と自治体独自の施策をうまく組み合わせながら、地域の魅力をさらに高めることが、都市間競争に打ち勝つ結果につながっていくと考えています。

(後掲・「座談会会議録」 妻鹿常男・高松市議会議員 座談会発言より)

牧瀬稔氏は、地方分権の推進に伴い自治体の業務量が増加するなか、「都市間協力」なしでは今後の自治体運営が成り立たなくなるのではと危惧する。

一方、「都市間競争」については、同氏が意図する「きょうそう」とは、「協力して「創」り出すという意味の「協創」である。

都市間協力は、私は大賛成です。今後ますます地方分権が進むならば、1つの自治体だけで対応することは無理です。ある程度、自治体と自治体が協力をして役割分担していかないと、職員がもたなくなってしまうと思います。ある政令市は昨年170名弱の長期病気療養者がでています。この一つの理由は、地方分権にともない業務量が増加する中で、職員数が増えないため、一人当たりの業務量が増大しているからと考えています。今後、地方分権にともない、もしどんどん事業が国から下りてくるのであるならば、自治体は協力をして、役割分担をしていかないと厳しいのではないかと考えています。その意味で、私は、都市間協力は大賛成です。(中略)

とはいいつつも、やはり競争がないと何事も発展しません。その意味では競争は大切だと思っていますが、私が今イメージしている競争というのは、「協」力して「創」つくり出すという意味で使用しています。「協」力して「創」造するという意味の「協創」です。これからの時代は、この考えが極めて重要になってくると思います。先ほど都市間協力が必要になってくると言いましたが、自治体同士が「協」力して「何か」を「創」り出す。そして、この「何か」がブランドなのです。

(後掲・「座談会会議録」 牧瀬稔氏 座談会発言より)

福田志乃氏は、これまでの「協力」や「連携」という言葉では、思った以上に成果が上がらなかった点を鋭く指摘する。今後は、具体的な相乗効果を生み出す「提携策」を模索する時を迎えたのではないかという。

これからは、事業提携やスキル提携という形で、具体的に見えないといけないと思う。そのためには、提携者の互いの“切り札”がなければやれない。「連携」とか「協力」だと目的語がなくても使える言葉ですが、「提携」は目的語がないと意味が無い。ですから、「お互いが提携するメリットが何なのか」をきちんと出していく必要があるのです。

「提携」は、新たに資金や時間やエネルギーを使わなくても、“切り札”＝「自分はこれだ!」というものを、どうつないで事業化するかというやり方です。もしお互いの“切り札”を集めて、「1+1+1⇒3」にしかならないのだったら、提携する必要はない。「1+1+1⇒5」という新しい相乗効果のメリットが出せるのだったらやろう、という仕組みづくりなのです。そうした「提携」も、ブランド化の一つだと思います。

「競争」とか「協力」のあり方をみんなで論じるよりも、具体的な提携策を個別に模索する時だと思います。(後掲・「座談会会議録」 福田志乃氏 座談会発言より)

「都市間競争」が一層厳しくなる分権時代においては、近隣市町村との「都市間協力(提携)」が極めて重要となる。単独の自治体では成し得ないことでも、それぞれのまちの個性や特性、強みなどを活かし、強固に連携することで大きな新しい力を生み出すことができるのであろう。

都市は、「都市間協力」と「都市間競争」を念頭に置いた地域再生戦略を進めていかなくてはならない。

(13) 都市は「自治体シンクタンク」を立ち上げ、政策力の強化を

前項で提言したとおり、21世紀は「都市間競争」の時代と称される。

都市は、このような厳しい時代に身をおきながら、生き残っていくためには、「政策力」を一層強化させることが欠かせない。

現在、こうした要求に応えるべく、執行機関に「自治体シンクタンク」を新設する自治体が増えているという。

そこで、都市は「自治体シンクタンク」を立ち上げ、政策力の強化を図ってみてはどうか。

地域再生戦略を実現していくためには、やはり執行機関の企画部門の強化は絶対必要だと思います。政策力の強化ですね。この事例で言いますと、最近、執行機関でシンクタンクを設置する傾向が強まっています。例えば横須賀市都市政策研究所、これは横須賀市の企画調整部、いまは政策推進部にあります。あと、戸田市で言うと政策秘書室の中に戸田市政策研究所があります。あとは町レベルでも三芳町政策研究所があります。あるいは春日部市では今年度から、かすかべ未来研究所が設置されています。来年度は、例えば島根県益田市も、川越市もつくっていく動きがあります。こういう研究所を、私は「自治体シンクタンク」と称していますが、政策づくりに特化した部門がないと都市間競争あるいは地域再生戦略の方向性を描けないと思うのです。自治体シンクタンクという現場ではないからこそ描ける未来があると思います。この企画部門の強化は極めて重要と思います。

私は自治体職員という経験がありますが、私は企画調整部に所属していたのですが、結局、企画なんてしていないのです。している業務の多くは調整なのです。調整ばかりで、企画はどこにあるのといったら、それは外部のコンサルであったり、シンクタンクなのです。でも、外部の機関は自治体の内部事情をわかっていませんから、適当なことを言ってしまうりするわけです。これは今、私は自治体の外部にいてわかることです。だからこそ、いわゆる自治体の中にシンクタンクをつくる意義はあると思っています。地域再生を実現していくためには、こういう自治体シンクタンクという企画部門の強化が必要だと思います。その際に、大学の知見をもらったり、私みたいなコンサルが入ったり、市全体としての政策力を高めていく、これは極めて重要だと思っています。そういう中で、先ほどお話しした横須賀市がどこから人口をとってくるのかということを検討したり、流山市がどの層にターゲットを絞っていくのかとか、そういう政策づくりがありますので、いわば政策力の強化というのは極めて重要だと思っています。(後掲・「座談会会議録」 牧瀬稔氏 座談会発言より)

2. 市議会から発信する地域再生戦略

ここでは、「市議会から発信する地域再生戦略」として、「市民の明るい未来」に向けて市議会は何をすべきかを提言する。

(1) 市議会・市議会議員が地域再生に向けて果たす役割

市議会は、二元代表制の下、執行機関との健全な緊張関係を保持しながら、「立法機能」及び「監視機能」を発揮するとともに、「政策立案機能」を高め、その役割と責任を十分に果たしていくことが求められている。

最後に「市議会から発信する地域再生戦略」をお話ししたいと思います。

今回、このテーマでお話をいただいて、私は議会においてできることは何かといろいろ考えたのです。議会の役割というのは一般的に2つあります。大きく分けて、「執行機関の監視機能」と「政策立案機能」があります。(後掲・牧瀬稔氏「第94回総会講演録」より)

そして、市議会は地域再生に向け、執行機関への「監視機能」や「政策立案機能」の強化はもとより、地域再生をテーマに各主体（市民、民間企業等）との意見交換や様々な事業を企画し、そこから市民の意思が十分に反映された地域再生戦略を発信していくことが期待される。

まず、焦点となるのは「執行機関に対する監視機能」の強化である。地域再生に関する取り組みが条例化、予算化され、行政サイドで実行していく中で、果たして本当に効果があったのか。地域再生に寄与することができたかの検証は重要ではあるが、1、2年のスパンでは到底判断できない。都市の地域再生という壮大な課題に対しては、継続的かつ長期的な検証が必要となる。その部分で市議会は果たしてどのような評価基準を持って執行機関を監視していくのかをきちんと決めておかなければならない。

次に、市議会の「政策立案機能」の強化である。昨今、議員（委員会）提案政策条例の制定をはじめ、市議会が積極的に政策を形成する機会が増えている。

これにより、市議会議員には、時代を読む先見性やグローバルで豊かな発想や知識が求められるのはもちろん、市民の様々な要望に対応する柔軟性や説明力といった総合的な能力が求められている。二元代表制の一翼を担う「市議会」の政策立案機能を強化することが、地域再生につながると考えられる。

また、市議会の内部では、議員同士の地域再生に向けた活発な議論を担保することが必須である。徹底的な議論と対話、理解によって懸命に一致点を見出すことができるのが市議会である。市民が表明する生の意見を議員が吸い上げ、議員同士がこれに基づき議会で地域再生戦略を徹底的に議論する。さらに、議会で議論した地域再生戦略を市民に説明する機会を設け、透明化を図る。そして、最終的には、市議会から行政サイドに対して地域再生戦略を政策立案していく。これらのサイクルを徹底し、「生きた合議体」としての議会を作ることで、市民も自ずと議会と積極的に関わり、市議会や市議会議員が果たす役割を再認識していくことが考えられる。

いずれにせよ、地域再生を成し遂げるには、議会への積極的な市民参加を促すとともに、議会と市民との信頼関係を構築することが欠かせない。

しかしながら、議会と市民、議員同士、行政と議会、市民同士の間では、「1000人1000色」の多様な立場や価値観、意見が存在し、時にはぶつかり合うことも多い。その一番の調整役を担い、「住民福祉の向上」という根本的な役割を担うのが、市民の代表で構成された市議会であり、個々の市議会議員である。

都市が地域再生を果たすうえで、二元代表制の一翼を担う市議会の役割は極めて大きいといえる。

それでは、「調整」をどうしていくかですが、議会と市民、議会の議員さん同士、行政と市民、市民同士の間では、本当に「1000人1000色」の多様な立場や価値観、意見があって当たり前です。大切なのは、「お互いが異なることを、どう理解し合うか」。(中略)

そういった調整を、市民に向けて誰がやるかといったとき、私は案外、行政ではなくて、それこそ市民の代表者でいらっしゃる議会の役割なのではないかと。市議会の役割というのは、今後、ここまで大きく変わっていくのかなと思っているのです。(中略)

(後掲・福田志乃氏「第93回総会講演録」より)

ちなみに私の個人的な見解ですが、Aさんの福祉とBさんの福祉は違うと思うのです。Aさんの福祉を増進させるとBさんの福祉は減退してしまうかもしれないわけです。多分、その間に入るのが、例えば議員さんあるいは自治体職員だと思うのです。その間に入って利害を調整して、AさんとBさんの総体的な福祉を増やしていく。これが議員さんあるいは議会、地方自治体の役割ではないかなと思っています。いずれにしろ地域全体として福祉、すなわち幸福感、これを増やしていくことが議会活動あるいは議員活動、そして自治体活動すべての根本にないといけませんし、そこが地域再生の一番の重要な視点だと思っています。(後掲・牧瀬稔氏「第94回総会講演録」より)

(2) 市議会は地域再生に関する政策条例を議員（委員会）提案で制定を

市議会から発信する地域再生戦略は、まさに、「市議会にできることは何か」に集約される。その答えとして、市議会が持つ最も強力な武器として、「議員（委員会）提案政策条例」の制定が挙げられる。

全国市議会議長会が毎年まとめる「市議会の活動に関する実態調査結果（平成22年12月31日現在、809市）」（以下、「実態調査結果」）によると、平成22年中の新規の議員提出政策条例案は88市156件（参考・平成21年中82市131件）。委員会提出は11市14件（参考・平成21年中11市13件）であった。

また、本研究会の加盟市アンケート調査では、議員（委員会）提案による地域再生対策関連の政策的条例の回答が7市13件寄せられた。

今後、議会の政策立案機能が強化されるにつれ、これまでは執行部提案であった政策条例を議会サイドから打ち出していく動きが全国的にも増えていくのではと推察される。

そこで、市議会は、いわば戦略ともいえる「地域再生に関する政策条例」を議員若しくは委員会提案で制定してはどうか。

議会ができることというのは「条例提案」だと思うのです。政策条例をつくっていくことが、市議会ができることと思います。つまり「議員提案政策条例」を実現していくことが、一番重要ではないかと私は思いました。もちろん、市議会ができること、すべきことは、いろいろあるとは思いますが、その中で根本的な市議会の役割を考えていくと、やはり議会として条例を提案していくというのが1つの視点になると思います。もちろん、いろいろあると思います。ただ、私が言えるのは、「議員提案政策条例」です。

スライドに「地域再生と議員提案政策条例」とありますが、地域再生に向けて議会が果たせる役割は、やはり政策条例の提案の実現と思っています。その政策条例に基づいて補助機関がしっかりと粛々と施策や事業を進めていく。そういう役割分担があると思います。

最近では、議会における議員提案政策条例が活発化しています。明日、私が長崎に行ってお話するのも議員提案政策条例になりますが、そこで地域再生を目指した議員提案政策条例を発信していくことが大きな役割だと思います。議会として発信していくということです。党派とか議員個人ではなくて、議会全体として発信していくということが重要だと思います。さらに言うと、「戦略」というテーマをいただいたので、「戦略」を辞書で調べると「将来を見通しての長期的な計画」と書いてあるわけですね。やはりこれを実現するのは「条例」なのです。条例というのは継続性を持ちます。1回作れば廃止されるまでは続きますので、戦略イコール条例と考えても、それは間違いではないと思います。

（後掲・牧瀬稔氏「第94回総会講演録」より）

(3) 市議会は政策力を強化する「議会シンクタンク」の立ち上げの検討を

市議会の政策力を強化するためには、その活動を補佐する議会事務局の果たす役割が非常に大きい。そのため、議会事務局の調査・政策法務等の機能を充実させることが求められる。

現在、議員の政策立案に必要な情報を提供する役割を担っているのが議会事務局の議事調査部門スタッフである。しかしながら、同スタッフは政策スタッフであると同時に、日常の議員活動もサポートする実務スタッフでもあり、政策研究に与えられた時間を十分に確保されているとはいえない。

前項で提言した「自治体シンクタンク」については、現在、執行機関で新設する自治体が増えている。されど、執行機関の政策力ばかりが強化されてもいけない。二元代表制の一翼を担う「市議会」の政策力強化が欠かせない。

そこで、「議会シンクタンク」のような議会事務局の政策力強化につながる組織の立ち上げを検討してみてもどうか。

今後、市議会では議会事務局の機能を充実させるため、インターンシップ制度の活用や政策、法務を専門とする議会事務局独自採用職員のあり方を研究していく必要がある。

そして、最終的には、市議会と執行機関の両方の政策力を高め、この両輪をもって都市の地域再生戦略を進めていくことが極めて重要となる。

このことに関連してもう1点付言しますと、今、お話ししたのは「執行機関」なのです。だから、まだ事例はないのですが、やはり「議会シンクタンク」も必要と思います。つまり、議会事務局の強化です。ここは住民に密接な「市議会」の集まりですから、この考えは極めて重要と考えます。ただし、この議会シンクタンクがどういう形になるかわわかりません。一つの事例として、ある市議会は議会基本条例の中に、独自に職員を採用する規定を盛り込んだりしています。この意図は、議会事務局の強化です。このことについて、賛否両論はあると思いますが、これは1つの良い事例だと私は思っています。議会が独自の人材を雇い、そして議会の政策力を強化していく。議会力の強化のためには議会シンクタンクというものがあってもいいと思いますし、そういうことをもって議員さんも執行機関に提案して、議会の事務局の強化、そこで議会が政策力を高めていくことが重要だと思います。もちろん同時に執行機関の政策力も高めていく。この両輪で地域再生戦略をつくっていくことが極めて重要ではないかと思っています。

(後掲・「座談会会議録」 牧瀬稔氏 座談会発言より)

(4) 市議会は「地域再生計画」など重要計画を地方自治法第96条第2項により議決事件に追加を

市議会は「地域再生計画」など市の重要計画に積極的に関与していくべきである。市議会が計画作成段階から関与することで、地域再生に向けた議会の声を市政に反映させるのである。

「実態調査結果」によると、地方自治法第96条第2項の規定による議決事件に「市の基本計画」を追加しているのは88市(10.9%)、基本計画以外の「重要計画」を追加しているのは29市(3.6%)であった。

また、本研究会の加盟市アンケート調査では、条例で「定住自立圏形成協定(方針)」など地域再生対策関連の計画等を議決事件に追加している回答が7市7件寄せられた。

そこで、各市議会は、「地域再生計画」など重要計画を地方自治法第96条第2項の規定による議決事件に追加することで、執行機関に対する監視機能の強化を図ってみてはどうか。

(5) 市議会は地域再生をテーマにした講演会・研修会・勉強会の積極的な開催を

市議会は、執行機関に対する「監視機能」や「政策立案機能」を発揮するうえで、常に正確かつ最新の地域再生に関する情報を仕入れておかなければならない。最新情報が得られなければ、市議会は執行機関への監視機能を発揮するどころか、単に執行機関が提案してくる地域再生施策を追従するだけの機関になってしまうおそれがある。

そこで、市議会は、執行機関と真正面から対峙しうる政策力を養うためにも、地域再生に造詣の深い学識経験者等を市議会が主催する講演会・研修会・勉強会等に積極的に招いてみてはどうか。

そこから地域再生に向けたヒントを得ることで、議会の政策立案や審議機能の充実にもつながることが期待できる。

(6)市議会は「プロジェクト会議」など既存の枠に捉われない組織の構築を

加盟市アンケート調査では、さいたま市議会から「経済・雇用対策プロジェクト会議」の設置という、全国でも珍しい地域再生に向けた事例の回答が寄せられた。同プロジェクト会議の概要は以下のとおり。

「経済・雇用対策プロジェクト会議」の設置（さいたま市議会）

取組名：「経済・雇用対策プロジェクト会議を設置し、市長に提言書を提出」

実施期間：22年6月25日～22年9月29日

概要：さいたま市を取り巻く経済・雇用の危機的状況に鑑み、議会としてもその対策を協議・検討することを目的に、議長を座長、副議長を座長補佐、各会派及び無所属議員各1名で構成する経済・雇用対策プロジェクト会議を設置した。市への提言についてプロジェクト会議という形態で検討・協議するのは、本市議会初の試みである。

会議では、取り組むべきテーマの決定、市内の経済・雇用状況の把握、経済界・教育界等有識者からの参考意見聴取等を経たうえで、各委員が施策・意見を提案。内容や効果を総合的に勘案し、提言事項を「早期に効果が見込まれる施策」「将来を見据えた中長期的な施策」にわけて提言書としてまとめた。提言書については市長に提出し、提言事項の速やかな実施と各種施策の果敢な取り組みを要望した。

（後掲・「加盟市アンケート調査結果」より）



写真上：有識者（手前）からの参考意見聴取
写真下：清水勇人市長（中央奥）に提言書を渡す関根信明プロジェクト・チーム座長（中央左）とプロジェクトメンバー（写真提供：「さいたま市議会」）

さいたま市議会が設置した「経済・雇用対策プロジェクト会議」は、市議会から発信する地域再生の取り組みとしては、他に類を見ない画期的な試みである。

同プロジェクト会議は、市内の経済・雇用状況を独自に調査研究し、経済界・教育界等有識者らの参考意見を聴取したうえで、提言書をまとめた。そして、市長にこの提言書を提出し、「経済・雇用対策の充実」、ひいては市の地域再生施策に一石を投じたのである。

そこで、同プロジェクト会議のように、各市議会でも既存の枠組みに決して捉われることのない組織（形態）を立ち上げ、市議会が先頭に立って、地域再生に向けた歩みを進めてはどうか。

このプロジェクト会議の事例は、市議会の「政策立案機能」と執行機関に対する「監視機能」の両方の強化につながるものであるといえる。

(7)市議会は常任委員会・特別委員会で地域再生戦略の審議を

前項で提言したプロジェクト会議のような新組織の立ち上げが難しいのであれば、既存の常任・特別委員会を最大限活用していくことも一手である。

第IV章で検証したとおり、加盟市アンケート調査では、地域再生対策関連を審議する常任委員会が22市58委員会、特別委員会は56市186委員会の回答が寄せられた。

常任・特別委員会では、地域再生問題について、市執行部や市民・事業者との意見交換、学識経験者等による講演、行政調査など精力的な調査活動が展開されることが期待される。そして、常任・特別委員会は、地域再生に関する報告書を取りまとめ、その解決策を市長に提言していくことが重要である。

とりわけ、常任委員会の審議範囲は広範におよび、その効果も散漫となってしまう可能性がある。したがって、地域再生という重要な問題を審議するにあたっては、専門の特別委員会を立ち上げ、その目的を一点に絞って審議していくことが望ましい。

この常任・特別委員会における地域再生戦略の審議は、執行機関への「監視機能」と議会の「政策立案機能」の両方の強化に資する活動であるといえる。

(8)市議会は地域再生を広域で審議する「議員連盟」・「協議会」の立ち上げを

前述の「都市の地域再生戦略」で提言したとおり、地域再生を成し遂げるには、「都市間協力」による取り組みが欠かせない。とりわけ、「観光振興」や「地域活性化」など各市共通で抱える問題を広域で審議する「議員連盟」や「協議会」を立ち上げることで相乗効果も期待される。

加盟市アンケート調査では、「議員連盟」・「協議会」による活動の回答が5市7開催寄せられた。このなかから、福島市議会から寄せられた事例をみてみる。

福島市議会は、観光振興を目的とした「仙台・福島・山形市議会広域観光連携推進協議会」を三市議会が共同で設立。

毎年、三市議会の議員を対象に研究会(講演や観光ルートの視察等)を開催するなど、広域観光振興策の調査・研究を重ねている。

この事例からは、三市議会が県境を越えて連携・協力し合うことで、地域再生の相乗効果を広域であげようという考えがみられた。

そこで、各市議会は地域再生問題を広域で審議する「議員連盟」や「各協議会」の立ち上げを検討してみてもどうか。



写真上：広域観光について調査・研究している研究会風景

写真下：実際の観光ルートの視察風景
(写真提供：「福島市議会」)

(9)市議会は地域再生に関する「意見書・決議」の採択を

市議会は、地域再生に関する「意見書・決議」を採択し、国会、政府等の関係機関へ強力に働きかけるべきである。

さらに、全国市議会議長会の常任委員会や協議会と連携のもと、各市は地域再生に関する要望活動を国に対し活発に行うことが必要と考えられる。

国は、市議会から表明された意見書を真摯に捉え、現行にそぐわない制度があれば、直ちに直視していく必要がある。

(10)市議会は「議会報告会（各主体との意見交換など）」の開催を

市議会は、市民の意思・意見を十分に反映した地域再生戦略を打ち出さなければならない。

そして、「開かれた議会」や議会議論の充実を図るためには、「議会報告会」や「各主体との意見交換」等を通じて、民意をくみ取る仕組みを構築することが欠かせない。

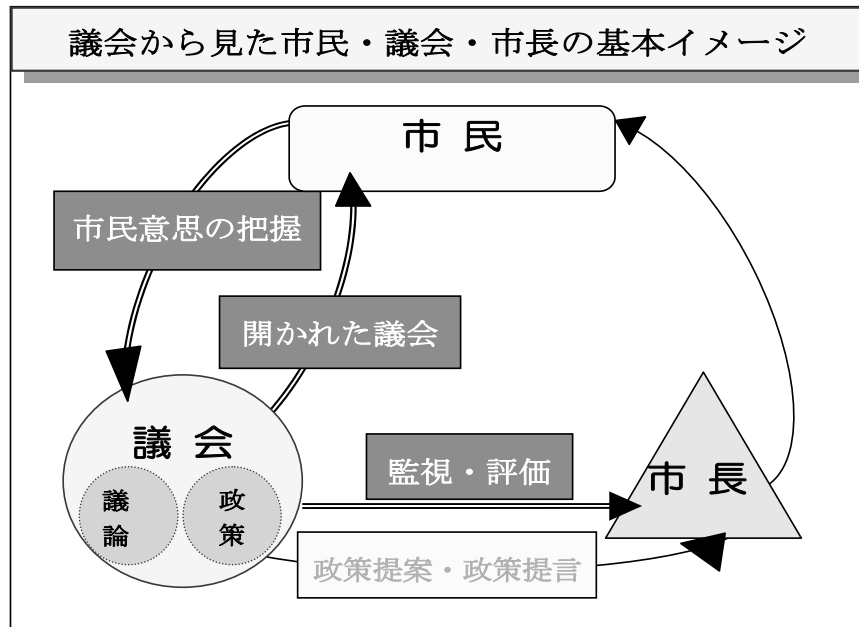
そこで、市議会は市民との関係をより密接なものにしていくため、「議会報告会」や「各主体との意見交換」をあらゆる機会をとらえ開催してはどうか。

(11)市議会は地域再生に資する「議会基本条例」の制定を

「議会基本条例」は、「市民に対する議会の約束事」として、議会の役割と責任を示した地方議会の憲法ともいえる条例である。

平成18年5月に全国初の「栗山町議会基本条例」ができてから5年が経過し、その間、議会改革の一環として、「議会基本条例」を制定する市議会が増加している。「実態調査結果」によると、平成22年12月31日現在で「議会基本条例」を制定しているのは95市/809市（参考・平成21年12月31日現在49市）。同条例を制定する市は年々増加傾向にある。

各市議会で議会基本条例の内容の相違はあるが、本研究会会長市である「旭川市議会基本条例（平成 22 年 12 月 10 日施行）」をみると、本報告書で提言した「議会や議員の役割」、「市民と議会との意見交換をする機会を設けること」、「議員同士が十分に議論を尽くす議会運営をすること」、「情報公開や広聴広報機能の充実」、そして、「執行機関に対する監視・評価機能」、「積極的な政策提案・提言」などが明文化されている。



(イメージ図 : 「旭川市議会」提供)

したがって、議会基本条例を制定することが地域再生の礎を築く一歩になるのではと考えられる。

そこで、各市議会は地域再生に資する「議会基本条例」を制定してはどうか。ただし、この提言は決して「議会基本条例」の制定を強要するものではなく、むしろ、市議会で市民を巻き込みながら懸命な議論を侃々諤々した結果、「我が市は議会基本条例を制定しない」という結論に至ったのであれば、そのことを最大限尊重することが肝要である。

おわりに

我が国は今、「人口減少・超少子高齢化」や「経済のグローバル化」の進展等により、社会・経済構造が大きく変化している。そして、国民の間に将来への不安感や閉塞感が漂うなかで、「東日本大震災」という想定外の大問題が発生し、過去の経験則からは対策を生み出すことのできない危機に立たされている。

それゆえ、本研究会の平成22・23年度テーマ「都市の地域再生戦略」は、まさしく今日の我が国が抱える最重要課題であったといえ、その調査研究に向けては、「国の再生は、地域の再生なくしてはなされない」との考えの下、都市ひいては国の再生策の解を見出すため、様々な角度から議論を交わすとともに、「加盟市アンケート調査」や「現地調査」、「学識経験者等による総会講演」、「座談会」等々、広範な事業を展開し、本報告書を取りまとめるに至った。

本報告書は全5章で構成。第Ⅰ章では、「本研究会がなぜ今、都市の地域再生戦略を議論しなくてはならないのか」について、報告書全体に対する問題提起としてその意義付けを行った。そのうえで、我が国が直面する喫緊の問題である「地域経済が抱える諸問題（雇用問題の解決、産業空洞化への対応）」、「悪化する国と地方の財政」、「急速に進む少子高齢化と労働力人口の減少」、「東日本大震災の発生」について分析した。

そして、地域同士が「協力」しながら、同時に切磋琢磨して「競争」を繰り広げ、究極的には、日本再生につなげなければならないと強調。さらに、東日本大震災を教訓に「新たな国と地方のかたち」も考察すべきとし、これを踏まえた地域再生に向けた議論の必要性を訴えている。

第Ⅱ章では、「最近の地域再生に向けた国と地方の動き」として、年表を用いながら、地域再生に関する法体系を検証。そして、国がこれまで実施してきた地域再生支援制度のあり方自体を見直していく必要があると指摘した。

第Ⅲ章では、地域再生の重点戦略に掲げた「首都機能の分散」、「経済の分散化」、「人口の分散化」、「税制・財政改革」の4項目について、多面的側面を踏まえ検証した。

第Ⅳ章では、加盟市アンケート調査や現地調査から各都市・各市議会における地域再生の取り組みを検証。そこから都市の自活・成功モデルを探った。

第V章では、第I章から第IV章までの検証に基づき、「都市の地域再生戦略」に関する提言を29項目にもおよび打ち出した。

提言ではまず、都市から発信する地域再生戦略として、18項目におよぶ戦略を打ち出した。特に、重点戦略に掲げた「首都機能」、「経済」、「人口」の分散、「税制・財政改革」に関する提言のほか、「地域ブランド」の確立や「東アジア」に目を向けた戦略、「都市間協力」と「都市間競争」を念頭に置いた戦略など、広範に提言している。

一方、市議会から発信する地域再生戦略として、11項目の戦略を打ち出している。特に、市議会の執行機関に対する「監視機能」や「政策立案機能」の強化はもとより、「開かれた議会」を目指し、議会と市民との距離が一層縮まるような戦略を提言している。このほか、「議会シンクタンク」や「議会プロジェクト会議」の立ち上げ、地域再生に資する「議会基本条例」の制定などについても提言している。

以上の提言をするにあたっては、戦略の効果が一過性のもので、恒久的な問題解決につながらないものではなく、将来、押し寄せる難題にも対応しうる地域再生戦略を打ち出している。さらに、各都市・各市議会における地域再生に向けた活発な議論を喚起したいという思いから、アイデア段階、試行段階のものを含めた幅広の戦略を打ち出した。

したがって、各都市・各市議会は歴史や文化、地理的条件も様々で、本報告書で提言した戦略が全て当てはまるとは到底考え難い。しかしながら、地域が全国に誇る歴史や文化、資源、自然などを守るとともに、積極的にこれを活用すれば地域再生の道が必ずや拓かれるであろう。なぜなら、各都市には必ずや貴重な資源があり、優秀な人材がいると考えられるからである。

本報告書で提言した地域再生戦略がきっかけとなり、国はもとより、地方自治体や市民、民間企業、NPO法人、大学、研究機関等々、都市の地域再生に懸命に取り組む関係者の関心を更に高め、地域再生に向けた政策議論が各都市で活発に展開されることを期待してやまない。

そして、究極的には、本報告書が「市民の明るい未来」の礎になることを望むものである。

○本報告書の作成経緯等

1. 都市行政問題研究会概要
2. 都市行政問題研究会歴代調査研究テーマ一覧
3. 本報告書の作成経緯
4. 平成22・23年度役員市並びに加盟市一覧
5. 本報告書作成に携わった役員市議会議長
6. 本報告書作成に携わった役員市議会事務局長

1. 都市行政問題研究会概要

設立年月日	昭和 32 年 11 月 14 日
加盟市数	87 市（人口概ね 25 万以上の市）
会長市	北海道旭川市
設立目的	都市行政の諸問題についての調査研究及び資料・情報の交換等により都市の発展に寄与することを目的とする。
設立経緯	昭和 32 年、地方自治法の「大都市に関する特例」の拡充強化を推進することを目的として、人口 25 万以上の 24 市の議長によって都市行政懇談会として設立された。その後、昭和 52 年 2 月の総会で、地方行財政環境の大きな変容に対応するため規約改正を行い、目的を前述のように変更し、都市行政問題研究会と改組した。

2. 都市行政問題研究会歴代調査研究テーマ一覧

昭和	33. 1～36. 4	行政事務の移譲
〃	33. 12～36. 2	行政事務の移譲に伴う職員及び経費調査
〃	37. 12～40. 3	厚生関係行政の実態とその改善策
〃	42. 1～43. 10	地方公営企業の経営合理化
〃	45. 5～47. 8	都市行政近代化のための方策
〃	49. 1～50. 11	行政事務再配分
〃	51. 3～53. 2	大都市における地域的住民組織
〃	53. 4～55. 2	大都市における議会と住民参加
〃	55. 4～57. 2	新時代に即応した市議会機能の向上策
〃	57. 4～59. 2	情報化時代における市議会
〃	59. 4～61. 2	高齢化社会と都市行政
〃	61. 4～63. 2	都市の活性化と行政
〃	63. 4～H2. 2	国際化時代の都市のあり方
平成	2. 4～4. 2	快適な都市環境とまちづくり
〃	4. 4～6. 2	文化行政と都市のあり方
〃	6. 4～8. 2	少子化時代の都市行政
〃	8. 4～10. 2	地方分権と市議会の活性化
〃	10. 4～12. 2	情報公開と市議会
〃	12. 4～14. 2	分権時代における議会運営のあり方
〃	14. 4～16. 2	I T（情報技術）時代に対応した市議会のあり方
〃	16. 4～18. 2	分権時代における市議会のあり方
〃	18. 4～20. 2	人口減少社会と都市行政
〃	20. 4～22. 2	都市におけるエコ対策
〃	22. 4～24. 2	都市の地域再生戦略

3. 本報告書の作成経緯

平成22年

2月26日 平成22・23年度調査研究テーマ（案）に関する加盟市アンケートを加盟87市に送付した。

5月20日 調査幹事会（於・高松市）

平成22・23年度の調査研究テーマ案を「都市の地域再生戦略」～市民の明るい未来のために～とまとめるとともに、同テーマ案を次の役員会に提案することとした。

7月21日 役員会（於・那覇市）

平成22・23年度の調査研究テーマ案を「都市の地域再生戦略」～市民の明るい未来のために～とまとめ、第92回総会に提案することとした。

8月23日 第92回総会（於・全国都市会館）

平成22・23年度調査研究テーマを「都市の地域再生戦略」～市民の明るい未来のために～に決定した。

協議終了後、坂東元・旭川市旭山動物園長より「伝えるのは命の輝き」と題する講演を聴取した。

10月14日 調査幹事会（於・旭川市）

「都市の地域再生戦略」に関する加盟市アンケート調査（案）について協議し、同アンケート案をまとめるとともに、これを役員会に提案することとした。

同日 役員会（於・旭川市）

「都市の地域再生戦略」に関する加盟市アンケート調査（案）について協議し、決定した。

10月27日 「都市の地域再生戦略」に関する加盟市アンケート調査を加盟87市に送付した。

平成23年

1月13日 調査幹事会（於・ルポール麹町）

「都市の地域再生戦略」に関する加盟市アンケート調査結果（平成23年1月13日現在）の報告のほか、「都市の地域再生戦略」に関する調査研究報告書の目次・骨子（案）について協議した。

2月 2日 役員会（於・全国都市会館）

「都市の地域再生戦略」に関する加盟市アンケート調査結果（平成23年2月2日現在）の報告のほか、「都市の地域再生戦略」に関する調査研究報告書の目次・骨子（案）について協議し、原案のとおり第93回総会に諮ることとした。

同 日 第93回総会（於・全国都市会館）

「都市の地域再生戦略」に関する加盟市アンケート調査結果（平成23年2月2日現在）の報告のほか、「都市の地域再生戦略」に関する調査研究報告書の目次・骨子（案）について協議し、原案のとおり決定した。

協議終了後、福田志乃・地域政策プランニング代表より「都市の地域再生戦略」と題する講演を聴取した。

2月17日 熊本県熊本市において「都市の地域再生戦略」に関する現地調査を実施した。

4月13日 調査幹事会（於・岐阜市）

熊本市における「都市の地域再生戦略」に関する現地調査結果の報告のほか、「都市の地域再生戦略」に関する調査研究報告書の内容（案）や座談会（案）について協議した。

5月30日 愛知県春日井市において「都市の地域再生戦略」に関する現地調査を実施した。

7月 5日 役員会（於・姫路市）

熊本市と春日井市における現地調査結果の報告のほか、「都市の地域再生戦略」に関する調査研究報告書の内容（案）及び座談会（案）について協議し、原案のとおり第94回総会に諮ることとした。

8月24日 第94回総会（於・全国都市会館）

熊本市と春日井市における現地調査結果を報告したほか、「都市の地域再生戦略」に関する調査研究報告書の内容（案）及び座談会（案）について協議し、原案のとおり決定した。

協議終了後、牧瀬稔・（財）地域開発研究所主任研究員より「市議会から発信する地域再生戦略」と題する講演を聴取した。

同日 「都市の地域再生戦略」に関する座談会（於・全国都市会館）

座談会は、本研究会の平成22・23年度テーマ「都市の地域再生戦略」の調査研究に資するために開催したもの。

参加者は、本研究会会長の三井幸雄・旭川市議会議長、本研究会理事の大倉俊巳・姫路市議会議長、同理事の妻鹿常男・高松市議会議長、福田志乃・地域政策プランニング代表、牧瀬稔・（財）地域開発研究所主任研究員の5名。コーディネーターは下嶋忍・（株）ファシリティ専務取締役が行った。

座談会では、『都市の地域再生戦略』～市民の明るい未来のために～をテーマに、「1. 参加市の地域再生戦略に向けた取り組み」、「2. 現下の国内事情を踏まえた『都市の地域再生戦略』の構築とその進め方」、「3. 都市間協力と都市間競争」について、各参加者の立場から熱い議論が展開された。

11月 8日 調査幹事会（於・倉敷市）

「都市の地域再生戦略」に関する調査研究報告書（原案）について協議した。

11月21日 役員会（於・全国都市会館）

「都市の地域再生戦略」に関する調査研究報告書（原案）について協議し、決定した。

11月25日 加盟87市に「都市の地域再生戦略」に関する調査研究報告書（原案）を送付した。

平成24年

1月23日 調査幹事会（於・ルポール麴町）

「都市の地域再生戦略」に関する調査研究報告書（案）について協議した。

1月24日 役員会（於・旭川市）

「都市の地域再生戦略」に関する調査研究報告書（案）について協議し、原案のとおり第95回総会に諮ることとした。

2月 7日 第95回総会（於・全国都市会館）

「都市の地域再生戦略」に関する調査研究報告書（案）について協議し、原案のとおり決定した。

4. 平成22・23年度役員市並びに加盟市一覧

(平成23年4月現在)

ブロック	部会	市数	会長	副会長	理事	監事	相談役	会 員
第1ブロック	北海道	3	旭川			函館		札幌
	東北	8			盛岡			青森、仙台、秋田、山形、福島、郡山、いわき
	北信越	6			福井			新潟、長岡、富山、金沢、長野
	関東	21			平塚 高崎			八王子、町田、川崎、横須賀、藤沢、相模原、宇都宮、前橋、さいたま、川越、川口、所沢、越谷、千葉、市川、船橋、松戸、柏、市原
第2ブロック	東海	10		岐阜				静岡、浜松、豊橋、岡崎、一宮、春日井、豊田、津、四日市
	近畿	20			姫路 奈良	堺	大阪	豊中、東大阪、吹田、高槻、枚方、茨木、八尾、寝屋川、京都、大津、神戸、尼崎、明石、西宮、加古川、和歌山
第3ブロック	中国	6		呉		倉敷		岡山、広島、福山、下関
	四国	4			高松			徳島、松山、高知
	九州	9			那覇			北九州、福岡、久留米、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
合計	9	87	1	2	8	3	1	72

5. 本報告書作成に携わった役員市議会議長

会 長	旭川市	鎌田 勲 (22. 2. 4～23. 5. 1)	○三井幸雄 (23. 5. 16～24. 2. 7)
副会長	岐阜市	林 政安 (22. 2. 4～23. 5. 1)	○渡辺 要 (23. 5. 24～24. 2. 7)
	呉 市	竹川和登 (22. 2. 4～22. 12. 20)	石崎元成 (22. 12. 20～23. 4. 30)
		○神田隆彦 (23. 5. 16～24. 2. 7)	
理 事	盛岡市	佐藤栄一 (22. 2. 4～23. 8. 27)	○村田芳三 (23. 9. 12～24. 2. 7)
	福井市	松山俊弘 (22. 2. 4～22. 6. 2)	栗田政次 (22. 6. 2～23. 5. 1)
		○加藤貞信 (23. 5. 24～24. 2. 7)	
	平塚市	金子修一 (22. 2. 4～23. 4. 30)	○須藤量久 (23. 5. 19～24. 2. 7)
	高崎市	田中治男 (22. 2. 4～22. 5. 14)	柴田和正 (22. 5. 14～23. 4. 26)
		○丸山和久 (23. 5. 18～24. 2. 7)	
	姫路市	松田貞夫 (22. 2. 4～22. 6. 8)	山下昌司 (22. 6. 8～23. 4. 30)
		○大倉俊巳 (23. 5. 18～24. 2. 7)	
	奈良市	山本 清 (22. 2. 4～23. 6. 24)	○上原 雋 (23. 6. 24～24. 2. 7)
	高松市	大橋光政 (22. 2. 4～22. 5. 14)	住谷幸伸 (22. 5. 14～23. 5. 1)
		○妻鹿常男 (23. 5. 17～24. 2. 7)	
	那覇市	金城 徹 (22. 2. 4～23. 8. 10)	○永山盛廣 (23. 8. 10～24. 2. 7)
監 事	函館市	吉田崇仁 (22. 2. 4～23. 5. 1)	○能登谷 公 (23. 5. 23～24. 2. 7)
	堺 市	星原卓次 (22. 2. 4～22. 5. 17)	松本光治 (22. 5. 19～23. 4. 30)
		○馬場伸幸 (23. 5. 20～24. 2. 7)	
	倉敷市	大橋 賢 (22. 2. 4～23. 2. 7)	○森 守 (23. 2. 7～24. 2. 7)
相談役	大阪市	舟戸良裕 (22. 2. 4～22. 6. 3)	荒木幹男 (22. 6. 3～23. 4. 29)
		○大内啓治 (23. 5. 19～24. 2. 7)	

※ ○は現職。平成22年2月4日は役員就任日である第91回総会開催日
平成24年2月7日は役員退任日である第95回総会開催日

6. 本報告書作成に携わった役員市議会事務局長

会 長	旭川市	○森下 元 (22. 2. 4～24. 2. 7)
副会長	岐阜市	江口 優 (22. 2. 4～23. 3. 31) ○植村俊之 (23. 4. 1～24. 2. 7)
	呉 市	○手嶋信彦 (22. 2. 4～24. 2. 7)
理 事	盛岡市	吉田隆一 (22. 2. 4～23. 3. 31) ○小山和良 (23. 4. 1～24. 2. 7)
	福井市	街道正行 (22. 2. 4～22. 3. 31) ○矢野文雄 (22. 4. 1～24. 2. 7)
	平塚市	月本大洋 (22. 2. 4～22. 3. 31) ○上村直健 (22. 4. 1～24. 2. 7)
	高崎市	塚越芳則 (22. 2. 4～22. 3. 31) ○高村 正 (22. 4. 1～24. 2. 7)
	姫路市	堤 修 (22. 2. 4～22. 3. 31) 林 尚秀 (22. 4. 1～23. 6. 30) ○三木隆道 (23. 7. 1～24. 2. 7)
	奈良市	芝野勇夫 (22. 2. 4～22. 3. 31) ○竹本尚史 (22. 4. 1～24. 2. 7)
	高松市	塩津政春 (22. 2. 4～23. 3. 31) ○川原譲二 (23. 4. 1～24. 2. 7)
	那覇市	高嶺哲彦 (22. 2. 4～23. 3. 31) ○上原郁夫 (23. 4. 1～24. 2. 7)
監 事	函館市	大竹教雄 (22. 2. 4～23. 5. 24) ○小上一郎 (23. 5. 25～24. 2. 7)
	堺 市	○佐々木 純 (22. 2. 4～24. 2. 7)
	倉敷市	○斉藤邦彦 (22. 2. 4～24. 2. 7)
相談役	大阪市	寺本良平 (22. 2. 4～23. 3. 31) ○鶴田勝紀 (23. 4. 1～24. 2. 7)

※ ○は現職。平成22年2月4日は役員就任日である第91回総会開催日
平成24年2月7日は役員退任日である第95回総会開催日

○「都市の地域再生戦略」に関する
座談会会議録

日時：平成23年8月24日（水）15時30分

場所：全国都市会館 B1「第4会議室」

都市行政問題研究会

「都市の地域再生戦略」に関する座談会会議録

○主 催：都市行政問題研究会

○開催日時：平成23年8月24日（水）15時30分～18時00分

○場 所：全国都市会館地下1階「第4会議室」

○開催目的： 座談会は、本研究会の平成22・23年度テーマ「都市の地域再生戦略」の調査研究に資するもの。

都市は今、少子高齢化や労働力人口の減少などの問題と相まって、右肩下がりの経済の先行きが見えない状況の中で、さらに、東日本大震災という想定外の大問題に直面し、過去の経験則からは対策を生み出すことのできない危機に立たされている。国として同様、これを克服すべく的確な方向性を示さなければならない。

それゆえ、本研究会のテーマ「都市の地域再生戦略」は、まさしく今日の重要課題であり、本研究会の調査研究では、「地域再生なくして、国の再生はない」との考えの下、都市ひいては国の再生策の解を見出すため、都市の地域再生戦略について様々な角度から議論を交わすとともに、加盟市アンケート調査や現地調査、学識経験者の講演等を展開している。

座談会は、この調査研究を大きく前進させるため、加盟市議会議長や学識経験者等により実施するもので、座談会では、現下の国内事情を踏まえた「都市の地域再生戦略」をいかに構築し、どのように進めればいいのかについて、各参加者の立場からの忌憚のない発言を求め、報告書に綴る提言につなげることとしている。

○座談会テーマ：「都市の地域再生戦略」～市民の明るい未来のために～

1. 参加市の地域再生戦略に向けた取り組み

（参加される加盟市議長からは、都市・市議会における地域再生戦略の取り組みについて発言を求める。また、学識経験者等からは、地域再生戦略に向けた都市の取り組みのなかで興味深い事例を紹介してもらおう。この議論から、都市・市議会の成功モデル等をヒントに地域再生戦略をどのように進めるべきかを検証）

2. 現下の国内事情を踏まえた「都市の地域再生戦略」の構築とその進め方

（本研究会の「地域再生の重点戦略」に掲げる「首都機能」・「経済」・「人口」の分散化について焦点をあて、将来あるべき「新たな国と地方のかたち」を検証）

3. 都市間協力と都市間競争

（都市では、地域再生を考えるにあたり、都市間が手を携えて共に発展を遂げる「都市間協力」の取り組みと同時並行して、地域ブランドの確立など「都市間競争」の取り組みが進められている。これは、一見二律背反ともとれるが、今後一層、地域再生戦略の主要な取り組みとなるため検証）

○参加者：	本研究会会長（旭川市議会議長）	三井 幸雄 氏
	本研究会理事（姫路市議会議長）	大倉 俊已 氏
	本研究会理事（高松市議会議長）	妻鹿 常男 氏
	地域政策プランニング代表	福田 志乃 氏
	（財）地域開発研究所 主任研究員	牧瀬 稔 氏
○コーディネーター：	（株）ファシリティ専務取締役	下嶋 忍 氏

都市行政問題研究会 「都市の地域再生戦略」に関する座談会 参加者プロフィール

◎三井 幸雄（みつい ゆきお）・本研究会会長（旭川市議会議員）

生年月日 昭和 21 年 7 月 8 日（満 65 歳）

昭和 40 年に旭川龍谷高等学校を卒業と同時に、旭川市役所に入庁。以来、平成 2 年まで旭川市役所にて勤務。

平成 3 年 5 月、旭川市議会議員に初当選し、現在 6 期目。

この間、旭川市議会特別会計予算特別委員会委員長、同民生常任委員会委員長、同補正予算等審査特別委員会委員長、同旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例議案審査特別委員会委員長等を歴任。

平成 23 年 5 月、第 32 代旭川市議会議員に就任、現在に至る。

◎大倉 俊巳（おおくら としみ）・本研究会理事（姫路市議会議員）

生年月日 昭和 21 年 11 月 25 日（満 64 歳）

昭和 44 年 3 月 同志社大学法学部法律学科卒業

昭和 54 年 4 月、姫路市議会議員に初当選し、現在 8 期目。

この間、姫路市議会運営委員会委員長、同文教委員会委員長、同建設委員会委員長、同経済企業委員会委員長、同地域医療対策特別委員会委員長、同山陽自動車道対策特別委員会委員長、姫路市監査委員などを歴任。

平成 15 年 5 月～平成 16 年 6 月、第 59 代姫路市議会議員に就任、平成 23 年 5 月から第 67 代同議長に就任し、現在に至る。

◎妻鹿 常男（めが つねお）・本研究会理事（高松市議会議員）

生年月日 昭和 16 年 6 月 6 日（満 70 歳）

昭和 35 年 香川県立高松工芸高等学校を卒業と同時に、榑穴吹工務店入社。

平成 11 年 4 月に高松市議会議員に初当選し、現在 4 期目。

この間、第 81 代高松市議会副議長、同総務消防常任委員会委員長、同教育民生常任委員会委員長、同議会運営委員会委員長、高松市監査委員等を歴任。

平成 23 年 5 月に第 91 代高松市議会議員に就任し、現在に至る。

◎福田 志乃（ふくだ しの）・地域政策プランニング代表

日本初の都市・地域政策立案専門の独立系シンクタンク、(株)エックス都市研究所の主任研究員を経て、1997年からフリー。地域や行政内のタテワリを崩し、新しい価値観や行動をつくる地域経営コンサルタントという新しい職業を模索・確立。徹底的に現場に入り、対話重視の手法を貫く。これまでに赴いた地域は、北海道から九州、離島まで250を超える。国や地方自治体での委員、講師、アドバイザーなど、専門家活動は多数。

◎牧瀬 稔（まきせ みのる）・(財)地域開発研究所主任研究員

法政大学大学院博士課程人間社会研究科修了。博士（人間福祉）。民間企業、横須賀市都市政策研究所、(財)日本都市センター研究室を経て(財)地域開発研究所研究部勤務となる。そのほか、法政大学現代福祉学部兼任講師、法政大学大学院政策科学研究科兼任講師、東京農業大学国際食糧情報学部非常勤講師などを兼ねている。専門は自治体政策学・地域政策・地方自治論で市区町村のまちづくりや政策形成に広くかかわっている。

コーディネーター

◎下嶋 忍（しもじま しのぶ）・(株)ファシリティ専務取締役

1982年に東京大学教育学部卒業

在学中は硬式野球部に在籍し、東京六大学野球リーグで東大4番打者として6本塁打（東大記録）を放つなど活躍。卒業後はプリンスホテル野球部に2年間所属したのち、海外リゾート開発に従事。その後、オンキヨー(株)の要職に就き企業再建に奔走。四国アイランドリーグの設立に関わり、常務取締役として、若者の夢の実現と四国への定住に向け尽力。そのなかで、下嶋経営戦略研究所代表として、中小企業の再建を担う。現在は、(株)ファシリティ専務取締役として手腕を発揮している。

1. 開 会

○三沢部長 ただいまから、都市行政問題研究会の「都市の地域再生戦略」に関する座談会を開会いたします。まずここで、座談会にご参加の皆様をご紹介します。

本研究会会長の三井幸雄・旭川市議会議長さんでございます。

○三井氏 三井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○三沢部長 次に、本研究会理事の大倉俊巳・姫路市議会議長さんでございます。

○大倉氏 世界文化遺産姫路城のまち、姫路市から参りました大倉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○三沢部長 次に、本研究会理事の妻鹿常男・高松市議会議長さんでございます。

○妻鹿氏 よろしく申し上げます。

○三沢部長 次に、地域経営コンサルタントとしてご活躍され、去る2月の第93回総会でご講演いただきました地域政策プランニング代表の福田志乃様でございます。

○福田氏 福田でございます。よろしくお願いいたします。

○三沢部長 そして、本日の第94回総会においてご講演をいただいた（財）地域開発研究所主任研究員の牧瀬稔様でございます。

○牧瀬氏 牧瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○三沢部長 最後に、本日の座談会コーディネーターをお願いしているのは、株式会社ファシリティ専務取締役、下嶋忍様でございます。

○下嶋氏 下嶋です。よろしくお願いいたします。

○三沢部長 それでは、下嶋様、よろしくお願いいたします。

○下嶋氏（コーディネーター） それでは、僭越ではございますが、本日、座談会のコーディネーターを務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本研究会は、聞くところによりますと、来年2月開催の第95回総会までにまとめます「都市の地域再生戦略」に関する調査研究報告書の作成を進めているとのことでございます。本日の座談会は、この調査研究に資するものとして、「都市の地域再生戦略」、副題としまして「～市民の明るい未来のために～」というテーマで、各参加者のお立場からご発言をいただくこととしております。

2. 会長挨拶

○下嶋氏（コーディネーター） それでは、開会に当たりまして、本研究会の三井会長様よりご挨拶をお願いいたします。

○三井会長 ご紹介いただきました旭川市議会議長の三井幸雄でございます。開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。本日は、公務大変ご多忙の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど牧瀬先生からも地域再生戦略ということでご講演をいただきましたけれども、本研究会は、平成22、23年度テーマを「都市の地域再生戦略」とし、「地域再生なくして国の再生はない」、そういう考えのもと調査研究を進めているところであります。その調査

研究を進める上では、我が国が今極めて厳しい状況に置かれている中で、いかに地域再生の道を切り開くか、その解を見出すべく様々な角度から検討しているところであります。本日の座談会は、その調査研究を大いに前進させるものと確信をいたしておりますし、そして、この後皆様からいただく貴重なご意見は、報告書の最重要部分でもあります提言にも反映することといたしておりますので、どうか皆様方のお立場から忌憚のないご発言をいただきながら、今回のこの座談会を進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

3. 座 談 テーマ「都市の地域再生戦略」～市民の明るい未来のために～

(1) 参加市の地域再生戦略に向けた取り組み

○下嶋氏（コーディネーター） それでは、これより座談を進めてまいります。

まず初めに、テーマ（1）といたしまして、「参加市の地域再生戦略に向けた取り組み」について議論したいと思います。

先般事務局が実施しましたアンケート調査の2ページをご覧ください。ここに興味深い結果が出ております。この加盟市アンケート調査結果の分析で、2ページの冒頭に質問があります。「地域再生を果たすためには何を進めればよいと思われませんか」



という質問に対して、一番多かったのが「地域経済の活性化」ということで、これが断トツに多い。それから、b、c、d、e と、これがほぼ同じ順位だったと出ております。これによりますと、地域再生の鍵になるのは何か。一番多かったのは、ここに出てるように雇用促進です。当然といえば当然の結果かもしれませんが、87市のうち77市が一様に雇用促進と答えているのは、やはりこのことで相当悩んでいるということが窺われると思います。逆に、雇用促進さえ何とか進めていけば、その他の項目である、少子高齢化、地方財政、社会資本整備、安全・安心というテーマは連鎖的に解決するのではないかというような印象も受けました。つまり、地域再生の救世主は、何といても雇用促進ということに絞り込まれているのであれば、何らかの方策なり戦略は立てられるのではないかという気もいたします。そのあたりのことを、現在行っている地域再生戦略の中で、雇用促進に対する考え方等を含めて、現在取り組まれている状況等をご発言いただければと思います。

ここでは、まず、会長市の旭川市議長様からお願いいたしまして、順次、姫路市議長様、高松市議長様、福田様、牧瀬様と行きますので、忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。それでは、旭川市議長様、よろしくお願いいたします。

○三井氏（旭川市） ただいまお話がありましたように、地域再生ということから考えれば雇用促進が非常に重要だということについては、私どもも全く認識を同じにするところであります。そのことに触れる前に、旭川市の状況などについて若干ご紹介をさせていただきたいと思えます。

皆さんも旭川市には何度もいらしていただいた方が大半かなとは思いますが、北海道のほぼ中央に位置してまして、人口約 35 万人、行政区域が 747 平方キロメートルという行政区域を持っている都市でありまして、人口的に見れば札幌市に次ぐ北海道第 2 の都市ということでもあります。



本州の都市などは何百年という歴史を持っている都市が多いとは思いますが、北海道は歴史がまだまだ浅いものですから、昨年に開村 120 年記念事業というのを実施いたしました。様々な事業を展開しながら、特にこれは後から触れたいと思うのですが、旭川市周辺を巻き込んだイベントなどを開催して大変賑ったわけでありまして、旭川は特に盆地にあり、寒暖の差が非常に激しい都市でして、皆さんもご存知かと思いますが、明治 35 年に -41℃という日本記録を持っている都市であります。しかし、盆地なものですから、夏はかなり暑いのですね。平成元年には+36℃という記録も出し、プラスマイナスをすると寒暖の差が 70℃という状況で、非常に寒暖の差の大きな土地柄でございます。特に、近年、旭山動物園が非常に賑っているわけで、観光行政という面でも全国的にもかなり注目をいただいている都市ではないかなと思っているところであります。

そこで、今年 1 月に先ほどお話がありました都市行政問題研究会のアンケート調査と併せて、それぞれの加盟自治体に対して「地域再生に向けた先進的もしくは特色ある取組状況」をそれぞれの自治体から聴取をいたしました。その中で旭川市も 2 つの事業をここで報告させていただいているものですから、その 2 点の事業からまずご報告をさせていただきたいと思えます。

1 つ目には、旭山動物園を起爆剤とした滞在型観光振興による雇用機会の拡大ということをご報告させていただきました。その中で書かれている内容について若干読ませていただきたいと思います。 「急増する旭山動物園への入園者を起爆剤に位置付け滞在型観光振興を図るため、観光や産業の振興策と連動し、増加、多様化する滞在観光客に対する質の高い観光サービスの提供、地域産業の特性を活かした観光商品の開発と販売、観光情報サービスの充実を担う人材の育成や確保に関する事業を一体的に実施することにより、地域におけるモデル的な取り組みとして官民協働のもと地域産業のみならず地域産業全体に

における雇用機会の増大を目指すものである」と位置づけをしながら、事業期間は平成 17 年度～19 年度の 3 年間であります。

事業費については、約 1 億 2,200 万を使いまして、事業内容の 1 つ目に観光産業担い手育成事業、2 点目に旭川観光フォーラム開催事業、3 点目に観光ベンチャービジネススクール事業、4 点目に旭川オリジナル観光商品等開発支援事業、5 点目に旭川地場製品販売能力スキルアップ事業、6 点目にもものづくり技能・技術者育成事業、7 点目に観光情報発信ノウハウ講座開催事業、8 点目に情報技術者育成事業などを行ってきたところであります。成果といたしまして、3 年間で 2,836 人の雇用を創出することができました。

課題としまして、旭山動物園という事業であったために、事業内容がどうしても限定されてしまったということ。そのことによって参加者を選ぶ事業、結果的にそうってしまったということが課題としてあるかと思えます。

もう 1 つの事業ですが、これはものづくり産業、観光産業の振興を通じた雇用創出推進事業と位置づけまして、当市においては、ものづくり産業の集積が顕著であります。これは特に木工芸の関係で、家具のまち旭川というようなことで木工産業が随分盛んに行われているものですから、ものづくりに対して視点を当てながら事業展開を行ってきたものです。長い歴史に裏打ちされた高度な技術を持つ人材が数多く存在しておりますし、高齢者や後継者不足の問題など業界全体が抱える課題も多いところではありますが、しかし、経済波及効果の高い観光産業などにおいても、観光客が満足し得るようなスキルやホスピタリティを高め続けることは、動物園効果を一過性に終わらせず、地域経済の活性化を図る上で肝要であると思えます。

これらのことから、本事業においては特にものづくり分野を初めとして、依然好調が続く観光分野、さらにはこれをサポートする産業分野における人材の育成と確保に重点を置いた施策を展開するという事業を実施してきて、平成 20 年度～22 年度の 3 年間でいきました。事業費は 1 億 3,200 万を擁して、事業内容としては、営業力強化セミナー事業、デザインコンペティション事業、基礎就業能力開発セミナー事業、溶接技術者育成セミナー事業、専門加工技術者育成セミナー事業、インターンシップ事業、観光案内力向上支援事業、さんろく街活性化支援事業、教育・体験旅行産業支援事業、ネットショップトレーナー育成講座開催事業、IT 入門セミナー事業、情報技術資格取得研修事業、コールセンター人材養成事業、U・I・J ターン定住促進事業などの事業を展開いたしました。3 年間で企業 155 社に参加をしていただいて、参加者数が 1,674 人、参加人数が 382 人ということでした。

課題としては、当時の世界的な金融不安により景気が悪化したことで、企業の求人状況も悪化し、参加者や就職者数が伸び悩んでいる状況の中でありましたので、なかなかこれに参加をして雇用の促進ということに結びつけるというのは非常に難しい現状ではありましたが、こういう事業も行ってきたということですのでございます。

この 2 点が、都市研の取り組み状況について報告をさせていただいていた事業ですが、そのほかに今回新たに 2 件の事業についてご紹介をさせていただきたいと思います。

1 つには、中心市街地活性化事業であります。これは中心市街地活性化法に基づく事業として展開をしているところです。計画期間は平成 23 年 3 月～平成 28 年 3 月ということで、今年始まったばかりの事業で 425 ヘクタールを計画区域として実施しています。

ご存知の方もいらっしゃるかと思うのですが、旭川市には昭和 47 年に国道を封鎖し歩行者専用道路がオープンいたしました。私どもは買物公園と言っているのですが、これが日本の歩行者専用道路の初めてのものと考えていまして、約 1 キロの区間を歩行者専用道路として現在も市民に親しまれているところなのですが、やはりこういう状況の中で、この平和通買物公園に面しているお店がだんだん減少してきていまして、空き店舗が目立ってきているという状況になっています。そこで、調べてみましたら、平成 14 年には 62 軒の空き店舗がありました。平成 16 年には 72 軒、平成 18 年には若干減って 68 軒だったのですが、平成 23 年度には 107 軒の空き店舗ということで非常に空き店舗が増えているということで、この空き店舗対策をどうするかが大きな課題になっています。

そこで、目標として掲げていますのは、まず中心市街地に訪れる人を何としても増やしていかなければいけないということで、色々な施策を展開しているところです。この平和通買物公園の中に丸井今井旭川店という大きなデパートがありました。旭川には大きなデパートは 2 つしかないのですが、この丸井今井デパートと西武百貨店、丸井今井デパートは明治 30 年開業のデパートだったのですけれども、閉店を余儀なくされるという状況でした。平成 8 年頃が絶頂期だったのですが、このころは 155 億円の売り上げを出していたデパートなのですけれども、郊外の方にイオンなどの大型ショッピングセンターが開設されるということがあったりして、そういったことに影響をされて平成 21 年 8 月に 112 年の歴史に幕を下ろすという状況になりました。このデパートを再度オープンさせて、この買物公園あるいは旭川の中心市街地ににぎわいを取り戻すということが非常に大きな課題になっていたわけですが、ようやく今年の 7 月に「フィール旭川」という形でオープンさせることができました。

これに行政としても相当大きくかわりを持ってオープンさせたわけですが、特に今年 9 月からは子供向けの屋内遊技場をデパートの中につくる、あるいは子供の読書活動スペースをつくる、あるいは国際交流センターを設置する、消費生活センターであるとか、あるいは結婚相談所であるとか、あるいは高齢者の大学をこの中につくるというようなことで、年間約 20 万人の利用者を、行政が行う施策によって人を集めていこうということを今考えているところです。9 階建てのデパートで、地下から 6 階まではデパートということで、6 階の一部と 7 階に行政機能を持ってこようと。8 階、9 階にはコールセンターが入る予定になっているようで、ここで 1,000 名ぐらいの雇用が生まれてくるのではないかと予測しているところであります。

もう1点は、旭川の中心市街地活性化事業とあわせて、今、旭川駅舎の高架化の事業が行われているところです。この高架化とあわせて都市計画事業をここで行うということで、86ヘクタールという広大な用地が旭川の駅周辺に存在しています。この86ヘクタールの用地をどのように活用していくかが今非常に大きな課題になっています。かなり事業も進んできまして、昨年10月に高架については第1次開業を行ったということで、あと今年の11月には駅舎が完全にオープンする予定になっていまして、この鉄道高架化と駅舎の新築ということも旭川市の大きな懸案事項になっておりました。

駅と鉄道の線路によって南北にまちが分断されている状態になっていたわけですが、これを高架にすることと、駅のすぐ裏に川があるものですから、この川に2本の橋をつけることによって、南北の町を一つに合流して発展を図っていくということで行ってきました。この86ヘクタールの用地の中には、特に国の合同庁舎であるとか、障害者福祉センター、科学館、あるいは近年、北海道はガーデンブームなものですから、まずガーデンをつくらうかということで、19ヘクタールの北彩都ガーデンを今計画していまして、これも今年の秋ぐらいからは造成に取りかかる予定です。

この敷地の中に150戸の子育て家族などを対象とした市営住宅を建設することで今建設計画を立てていまして、これも具体的に進むという状況になっています。これが整備されれば、またここにも雇用効果というか、中心市街地の活性化にも相当結びついていくのではないかという事業を今具体的に進めています。

以上、旭川の現在行われている特徴的な事業についてご紹介させていただきました。

○下嶋氏（コーディネーター） ありがとうございます。旭川市では、まず2つ施策があり、旭山動物園を核とした滞在型観光振興事業をやっておられた。その結果、雇用機会を創出したということと、ものづくり産業、この辺は相当苦勞されたようですが、しっかり行政がかかわって雇用促進をしていくという姿があらわれていると思います。現在進めている中心市街地の活性化と駅舎の高架化事業、これについても積極的に雇用促進に取り組んでいるという姿が出ていると思います。

それでは、姫路市議長の倉様、よろしくお願いいたします。

○大倉氏（姫路市） その前に、下嶋先生を含め牧瀬先生、福田先生、姫路に来られたことはございますか。

○下嶋氏（コーディネーター） 有名ですからね。

○大倉氏（姫路市） 電車で姫路に来られた方は、まず駅を見て、まちを歩く。駅から姫路城まで大体1kmありますが、そこを散策しつつ、お城あるいはその周辺を回る方が多いと思います。来訪者は、ただ駅へ来て、「姫路城が見えるな」ということだけでなく、そのまちの雰囲気、つまりそのまちがどれだけ活性化し賑わっているのかな、ということを感じることだと思います。そして、賑わいや良い雰囲気を感じることができたまちに好感を抱くことでしょう。先ほど牧瀬先生からお話がございましたように、地域の活性化、

再生は「人」にあります。住民がいかに定着するか、あるいはいかにまちの魅力を高めて多くの方に来ていただくか、これにかかっているということで、私どもも特にその点に留意してまちづくりを進めております。

本市の人口は現在約 53.6 万人で、市域面積が合併により約 530 平方キロと広大になった中で、合併特例債等を活用しながら、均衡ある発展を目指しまちづくりを進めております。財政的には姫路は臨海部を中心に重厚長大産業が存立し、中には製品のシェア世界一という製品を製造している企業が 10 社ほどあったりと、全国的に自治体の財政が厳しい中においては、比較的恵まれているのではないかと思います。



例えば、日本触媒という会社があるのですが、これは一部上場の企業ですが、紙おむつに使用される高吸収性樹脂の製造で 7~8 割のシェアを占めています。紙おむつというのは何も赤ちゃんだけでなく、高齢者の方の需用も高くなっていることから急速に伸びています。こういった会社を含め新日本製鐵や山陽特殊製鋼などといった大企業が本市にあります。そしてもう 1 つ、やはり忘れてならないのは、優秀な企業を誘致するということで、3 年前にパナソニックの誘致に成功しました。IPS アルファテクノロジーという会社で、これは液晶パネルの製造会社でございますけれども、この投資金額は 1,000 億円単位のものであると聞いております。

このように重厚長大産業の広がる本市ですけれども、やはり雇用の問題は大きな問題です。機械化が進んだことなどに伴って、例えば、最盛期の新日鐵広畑製鐵所は 2 万人規模の雇用があり、その他関連企業、下請企業を合わせますと 3~4 万人規模の雇用があったと聞いておりますが、現在では新日鐵広畑製鐵所の従業員数は千数百名となってしまいました。ただ、下請、関連企業を含め、今までと同じぐらいのペースで鉄鋼を生産されているということで安心はいたしております。

そういったいわゆる周辺企業のおかげをもちまして、今、姫路は兵庫県の中でも有効求人倍率が高く、全国では 0.63 ですが、姫路では 0.74 となっており、自分が希望してここしか行かないという人はともかく、求職者の 3 分の 2 強はその中に入れるということになり、それなりの求人倍率はあるということでひとまず喜んでおります。しかし依然として経済情勢は厳しく、雇用情勢の悪化懸念も残っておりますことから、本市も労働局やハローワーク、県や商工会議所などの関係機関と連携しながら、また国や県から補助金あるいは交付金等をいただきながら、雇用対策の推進に取り組んでいます。

そして今、姫路市が最も懸念しておりますのは、平成 22 年 12 月に関西広域連合が設立され、取り組みが進められる中で、兵庫県の西の端である西播磨、その中の姫路市、これが埋没してしまうのではないかとということです。関西広域連合のトップの方々の眼中に西播磨や姫路市が見えているかどうかはわかりませんが、やはりその中で埋没してはいけないということで、本市では政令市に向かった取り組みを今懸命にやらせていただいております。熊本市が人口約 73 万で、来年の 4 月 1 日、20 番目の政令市に移行します。私どもも地方自治法上の人口要件 50 万人はクリアしており、政令市に向かう条件は揃っております。しかし、現実的には人口が 53~54 万人ではとてもだめだし、総務省の 1 つの考えでは、人口 70 万人でなく 80 万人以上が要件だとも伺っております。熊本市が人口 70 万人強で政令市になるのは最後で、今後は人口 80 万以上が必要だと。ただし、その前提として、100 万人都市になる可能性があるかどうかということで政令市の要件が決まると言われておりますので、今、特命の副市長を総務省からお迎えし、その方を中心として政令市に向かったの取り組みを推進しています。

それと、先生方が姫路に来られたときは、まだ別名「白鷺城」とも呼ばれる姫路城の美しい姿を見ることはできましたか。というのは今、姫路城は大天守保存修理を行っており、大天守は工事用の素屋根に覆われているんです。この素屋根に 15 名ほど乗れる大型エレベーターを 2 台設置しまして、「天空の白鷺」という修理見学施設を設けています。最上階とその下の階で、通常見られない間近の距離で大天守を見ることができ、匠の技といただきますか、屋根や漆喰壁などを職人さんが修理している様子を実際に見ていただいております。もちろん保存のために耐震補強もしないといけません。

姫路城は「法隆寺地域の仏教建造物」と共に日本における世界文化遺産の第 1 号ですけれども、崩壊すると世界文化遺産は取り消しになるようですね。ですから、今懸命に耐震補強も含めた修復作業を 28 億ほどかけてやらせていただいております。

地域再生戦略という意味で、観光振興は特に地方都市にとって重要です。世界文化遺産姫路城の存在は、姫路市民の誇りであり、国際観光都市を目指す本市にとって非常に大きなものです。大切な遺産を保存し、次世代に受け継いでいくことは私たちの大きな責務であり、都市の魅力を高めることにつながるものだと思います。

先ほど本市の産業について触れましたが、姫路市を含む播磨臨海地域の平成 21 年度の製造品出荷額は約 4.7 兆円と、東京 23 区や政令指定都市を凌ぐほどの、わが国有数の規模を誇っています。ところが、これに今、大きな陰りが見えています。みなさんご承知のように、景気が一向に良くならない中で、これだけの円高が続けば、日本に本社機能があったとしても、生産機能は姫路のみならず日本で、果たして耐えられるのかという問題が出てきております。いわゆる企業の海外流出の問題です。これが今姫路市にとって、地域再生なり、地域経済の活性化なり、雇用なりにやはり一抹の不安、陰りを見せているのは事実です。ですから、早く国がしっかりした施策をとっていかないといけないと思いま

す。10 数年前から産業の空洞化については指摘されておりましたが、実際、地域経済は中央で考えている以上に疲弊し、産業の空洞化が進んでおり、それは地方自治体が幾ら頑張っても止められないことなんです。やはり国レベルでの政策なりをその方向で進めないといけないですから。我々ももちろん国や県にも要望しますが、やはり確たる国家的戦略を立てて、それを進めていかないと産業の空洞化は止まりませんし、働く場所がなくなると人口が流出してしまいます。中核市の姫路市でさえ限界集落という言葉が出てくるということはどういうことなのか。姫路は新幹線の「のぞみ」も停車しますし、交通網も発達しております。なのに限界集落化が懸念されている地域が発生しています。おそらく10年、15年すると限界集落化する、つまり自治、コミュニティがなくなってしまって村落の存立さえ危うくなるといったことが、今現在、おそらく旭川市さんも高松市さんもそうでしょうが、全国各地で進行しています。国の方でも、それは考えていろいろ法律を作ったり、手を打っているのしょうけれども、実際それは機能していないと思っております。

私どもも、様々な取り組みをする中で、姫路市が将来にわたって生き残っていけるように、世界文化遺産の姫路城がさらに子々孫々まで誇れるようなまちづくりをしていかなければいけないと思っております。

○下嶋氏（コーディネーター） ありがとうございます。前半は非常に他の市から見たらうらやましい話で、重厚長大産業は根づいている、世界一の技術が10社もあるというようなことで非常にうらやましい話だったのですが、政令市を目指すということでは非頑張っていたきたいと思います。ただ、後半の、円高の状況、これは本当に深刻です。国が思っている以上に民間はとてもしゃないが、日本でモノは作れないという状況になっています。企業の生き残り、これは経営者が考えることですが、市の生き残りも皆さんやはり考えていかないといけない時代になったと思います。

それでは、高松市議長の妻鹿様、よろしく申し上げます。

○妻鹿氏（高松市） 最初に、高松市の概況と、現在取り組んでいることについて説明させていただきます。高松市は、人口約42万人で、面積約375平方キロメートルを有する中核市で、北は多島美を誇る海の国立公園、瀬戸内海に面して、南は讃岐山脈を望む、風光明媚で温暖な、香川県の県庁所在都市でございます。

本市は、人口減少、少子高齢社会の進展、地球規模での環境問題、国・地方を問わず厳しさを増す財政状況など、社会経済情勢の大きな変化に適切に対応し、魅力と活力ある新たなまちづくりを進めるため、平成18年度に近隣6町と合併して一回り大きくなった本市の合併後のまちづくりを本格化させるとともに、平成20年度には第5次高松市総合計画を策定し、新しいまちづくりをスタートさせております。

本市の人口は、今回の国勢調査速報値では、前回の調査から辛うじて微増となったものの、将来推計人口では全国の傾向と同様に減少が続き、2050年には29万8,000人になる

と推計されております。特に、0歳から14歳までが半減するとともに、15歳から64歳までの、いわゆる生産年齢人口も4割以上の減少が推計されている一方で、65歳以上の人口は増加し、1.3倍になります。中でも85歳以上の人口の増加が顕著であり、約2.5倍に増加すると予測されております。



このような背景において、総合計画では、目指すべき都市像を「文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松」として、人口減少・少子超高齢社会という困難な社会環境の中で、都市の再生を図り、「持続可能な福祉都市」を形成していくために、次のような特徴的なテーマを持ってまちづくりに取り組んでいます。

1つ目が、自治基本条例に基づくコミュニティを軸とした「参画と協働による市民主体のまちづくり」です。

本市の市制施行120周年記念日である平成22年2月15日に施行しました高松市自治基本条例では、市民が自治の主権者であることを基本理念に掲げ、情報共有、参画、協働を自治運営の3つの基本原則とし、自治の主体である、市民、議会、執行機関それぞれの役割と責務などを定めています。

また、市内44地区すべてで立ち上がった地域コミュニティ協議会を、地域の課題を解決するために活動する組織として条例上明確に位置づけ、この地域コミュニティ協議会を軸として、地域の皆さんが自主的、自立的に地域の魅力や特性を生かしたまちづくりを進めています。

2つ目が、都市計画マスタープランに基づく多核連携型コンパクト・エコシティを目指す「コンパクトなまちづくり」です。これからの人口減少・少子超高齢社会において、地域社会が活力を失わず、市民が誇りを持てるまちであるためには、まちづくりの考え方を、これまでの拡散型から集約型へ大きく方向転換していく必要があります。

総合計画にある土地利用構想では、中心部での都市機能の集約とともに、各地域の特徴を生かしながら、規制・誘導を図って公共投資を効果的、効率的に行うほか、公共交通の利用促進に努め、コンパクトで持続可能なまちづくりを進めることとしています。

また、平成20年12月に策定した都市計画マスタープランにおいては、本市の目指すべき都市構造「多核連携型コンパクト・エコシティ」を掲げ、集約拠点への都市機能の集積や、市街地の拡大抑制によるコンパクトな都市構造、また、人と環境にやさしい公共交通を機軸とした交通システムの構築などに取り組むこととしております。

3つ目が、美しいまちづくり条例に基づく景観の保全形成と環境美化による「美しいま

ちづくり」です。

美しい多島美を誇る瀬戸内海など風光明媚な自然とまちの佇まいがほどよく調和した、日本でも有数の美観都市である本市の地域資源や景観要素を生かし、さらに美しいまちづくりの実現を図るため、景観形成と環境美化に関する基本条例として、平成 21 年 12 月に「高松市美しいまちづくり条例」を制定いたしました。

これを受け、本年 3 月に策定いたしました、景観施策の指針となる「美しいまちづくり基本計画」に基づき、地域に即した規制誘導の強化充実を図るため、景観法に基づく景観計画を策定するほか、主要幹線道路の無電柱化、美しいまちづくりを行う市民への支援強化など、市民や利用者との協働のもと、さらに魅力ある美しいまちづくりの推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

4 つ目が、瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョンに基づく近隣 5 町と連携した「広域的なまちづくり」でございます。

人口減少時代の少子超高齢社会における地域経済の活性化や産業の振興など、地域の魅力をさらに高め、地方から大都市圏への人口流出を食いとめるため、新しい都市間連携の枠組みとして、平成 22 年 1 月、本市が中心市として周辺 5 町と協定を締結し、瀬戸内海の多様な特性を持った島嶼部を含む「瀬戸・高松広域定住自立圏」を形成して、様々な連携事業に取り組んでいます。圏域全体で生活機能を確保するとともに、圏域内の新たなニーズを常に把握し、取り組みのさらなる拡充に努めるなど、近隣自治体との効果的な連携を推進してまいりたいと考えています。

いずれにせよ、このような施策を通じ、本格的な人口減少社会においても、それぞれの地域が経済的、社会的に活力を失わず、人々が真の豊かさや幸せを実感しながら生きていけるための方策を真剣に模索、検討しながら都市を再生していく必要があると考えております。

次に、本市の雇用促進についての取り組みでございます。まず、本市の雇用状況について申し上げますと、今年 6 月の有効求人倍率が、全国平均で 0.63 倍であるのに対し、本市は 0.92 倍となっております。香川県は人口に対してスーパーや大型ショッピングセンターなどが多く、接客や販売業の求人が多いことなどから、県全体でも有効求人倍率は全国平均と比べて高い傾向にありますが、平成 20 年 9 月に起こったリーマンショックの影響から、21 年 12 月には、全国では 0.43 倍ですけれども、高松も 0.57 倍まで落ち込みました。その後は上昇傾向にあり、6 月の県の有効求人倍率は全国でも 2 位の 0.99 倍となっておりますが、リーマンショック前の 1.12 倍までには回復しておりませんので、本市としても、さらなる取り組みが必要と考えております。

そこで、本市におきましては、県と協力しての企業誘致や、融資などを中心とする中小企業の支援活動を行うことで、市民の働く場所の確保に努めておりますが、雇用促進事業については国や県が主導的に行っている事業が多く、本市としては側面的な支援が主な内

容となっております。

具体的には、平成 20 年度から就職応援・適職相談事業として、毎年度 2 回、職業相談コーナーやキャリア・カウンセリングコーナー、職業適性診断コーナー、生活福祉資金相談コーナーの 4 コーナーを、しごとプラザ高松など関係行政機関等の協力により設置し、求職者や学生などの就職に関する悩みや抱えている問題の解決などを支援しております。

また、22 年 8 月からは、県のふるさと雇用再生特別基金事業を活用した、離職を余儀なくされ、再就職を希望する高齢者や、職場の人間関係などで悩みながら働いている人に産業カウンセラーが無料で相談に当たる「はたらくきもちサポート事業」を実施しているところでもあります。

また、本市ホームページでは、月 1 回程度、「ワーキングたかまつ」というタイトルで、香川労働局、高松公共職業安定所などから提供された、法改正や各種助成金の内容、就職説明会や雇用・労働に関するセミナーの開催、職業訓練などの情報を掲載しているほか、「たかまつ労政だより」としても労働関係の情報を提供しており、こちらは高松商工会議所や高松公共職業安定所にも配付しております。

そのほかにも、国・県との連携事業として、毎年 10 月に、高松商工会議所や香川労働局、高松公共職業安定所、雇用・能力開発機構香川センター、香川県、本市が共催して、新規学卒予定者及び中途採用希望者を対象とした就職面接会を開催しており、昨年度も 88 の企業と 346 人の求職者に参加していただいたところでございます。

○下嶋氏（コーディネーター） ありがとうございます。急激に人口構造が変わってきたこと。生産年齢人口が 4 割減、80 歳以上が 2.5 倍になった、こういう状況の中で非常に難しい舵取りをしておられると思います。そんな中で、地域コミュニティの充実、都市計画マスタープラン、美しいまちづくり基本計画、瀬戸内海、高松広域定住自立圏構想と、非常に積極的に関わっておられると思います。有効求人倍率は全国平均よりはいいんですね。そういう意味では恵まれているとは思いますが。

○妻鹿氏（高松市） 人口が少ないから、ちょっと当たればそんな感じになるんだと思います。

○下嶋氏（コーディネーター） やはり大変だと思いますね。ありがとうございました。

では、次は福田さん、ご意見をお願いいたします。

○福田氏 再生とか戦略という事例を示してということで話をいただいたのですが、まずその事例を示す前に問題提起をしたいと思います。250~300 の自治体や地域に入り、いろいろな政策や活性化策をやってきた中で感じているのですが、活性化とか振興とか再生という類似のことは、もう 30 年以上も言われてきて、国が主導して、例えば中心市街地だったり文化事業だったり、公共事業だったり一次産業だったり…、それぞれに各省庁が補助金や交付金をつけてきた。30 年以上そういうテーマや手法でやられてきたのに、全国的に功を奏してこなかったこと自体に、やはり国のお金のつけ方に限界があると感じています。

一方の地方自治体側としても、「再生」と最近では言葉を変えて言っていますが、その再生のイメージが各地域ごとに見えていないのが一番の問題です。要は、“What” = 「何で」再生するかということ以上に、「どう再生をするか」の“How”ですね。その部分を持っていないところが多いのではないかと。具体的に、市議会のアンケート結果を使わせていただくと、先ほど「雇用問題の解決が先決だ」とありましたが、私が一番気になるのは、「では、雇用とは何か？」といったら、結局はインフ



ラとしての公共事業や社会整備事業（まちづくり、環境整備）となってしまう点。どこの地域に行っても、「経済自体の建て直し」という部分がすごく少ないのです。都市の経済機能や雇用をどうしていくかというときに、やはり公共事業に戻ってしまう。これが日本の現実かなと、今まで多くの地域に入ってきて感じてます。

大切なことは、どう再生するか。「何を」が見えないのだったら、公共事業じゃなくてどういう「地域の生き方」があるのか。思うに、その考え方の一つには、アジアや世界と闘ってV字回帰を図る方法。二つ目には、人口流出を防ぎながら、現状維持を保つことを目標とする方法。三つ目は、「縮む」とか「小さくなること」を恐れずに、質を上げながら小さくなっていく、あるいは、小さくなるスピードを遅らせる方法。今は、各地域がその「生き方」を考えるラストチャンスの中で、秒読みに入ったというイメージを持っています。個々の地域が、「働き方」とか「暮らし方」とかの像、イメージをきちんと描いて提示し、国に依存した形でなくて、危機感を持って動く必要があるのかと。

そう申すのは、私も千葉の幕張にいるのですが、300万人を集めていた国際モーターショーが幕張を閉鎖して東京に移りました。ですが、東京ですら企業や人を集められなくて、今は上海にどっと企業が流れてしまった。確かに人口的には、東京、神奈川、千葉、埼玉の1都3県+愛知だとか、ベッドタウンとしての滋賀だとかは、増加してはいるのですが、国際的に見れば、首都圏においてすらかなり危機なのです。

私は、再生という甘い言葉を使うのではなく、各地域、各自治体、あと各企業が「アジアを見据えてどう生きていくか」——これは、私が2004年に連載で書いたことですが、日本の財政が厳しくなる中で、国の借金や年金問題等が顕在化してくる。私は1960年代生まれですが、それ以降の生まれの人間とかはお金を使えなくなる。使わなくてもモノがあふれているので、どんどんデフレ化していく。15年前ならば、アジアの安い人件費でモノをつくり、日本の市場に戻っていたが、そんな時代は早く終わるだろうと。今後は、む

しろアジアの市場を狙って企業は出ていき（＝輸出に頼らざるを得なくなる）、そういう時代が来るんじゃないかと、2004年時点で書いていました。そうしたら、今は円高というさらなる追い打ちがかかってしまった。そういう中で、企業も生き残りが大変、地域も大変、実は個人も大変なのです。先月も大学生170人に講義をやったのですが、今は若手が「どう生きていいか」がわからない。社会的に雇用の問題もあるうえ、企業それぞれも大変。もう再生ではなくて、「どう生きるか」、もしくは「どう生き残るか」のところに、地域も個人も企業も置かれているのです。それだけ厳しい。国が「再生法」とか言っているのには、ちょっとズレを感じています。

私は、今まではアジアとかグローバルとか全国的にどう見ていくかを言い続けてきたのですが、今回、事例をお話しするに当たっては視点を変えて、もう一度地域や自治体に立脚し、『市民との関係』をどう持ちながら地域として生き残るかの事例を出していきたいと思えます。

先ほどのお話で、姫路市さんには大きな産業があった。あと旭川市さんにも250～300万人を集める動物園があると言われたのですが、今回、私が事例としてお持ちしたのが三鷹市です。これは東京にありながら約17万の人口で、都心のベッドタウンではあるのですが、大きな産業も大きな観光も文化施設もなかった自治体です。ですが、『市民との関係』という点では、私は日本一だと思っています。1999年から2005年までに4～5回取材にも行っていますし、2006年と2007年には市民の方々に呼ばれて、「なぜ、福田は三鷹が日本一だと思うのか？話題提供せよ」ということでお話してきました。そういうこともあって、今回は私の知る三鷹市について、お話しします。

まず、「きぎょう」と言った時、大きな「企業」の誘致や産業誘致が思い浮かびますが、三鷹で言う「きぎょう」は、「き」の字が違って、起こすほうの「起業」です。起業とは、市民がちゃんと地域を理解し、その土地に立地するメリットがないとやれないものです。

三鷹市では、40年間脈々と『市民との関係』を模索し続け、『市民と行政の関係』だけじゃなくて『市民同士の関係』というところまで考えられてきた。その40年間という蓄積の長さがあるのですが、全国の自治体がいつかは踏み出さなければいけない点でもモデルといえます。

始まりは1970年代に遡るのですが、当時の日本は高度成長期。インフラというと道路と下水道と公園が3大インフラとされ、国の補助事業としてどう整備していくかが全国一律に論じられていた時代だった。この時代に、三鷹市は、市民の福祉なり環境なりを整えていくには、国の補助金を待てられないから、下水道整備率100%は市単費でも重点施策としてやってしまおうと舵を切り、下水道の受益者負担制度も独自につくった。

私が調べたところだと、全国的に見ると、既に1968年には全国の住宅戸数の供給が、世帯数を上回っていたのです。ということは、地方からはどんどん人口が流出して空き家が増え始め、一方の大都市や都市部では、どんどん新しい住宅が増えていたことを意味し

ます。既に、早い時代から人口や住まいのアンバランスが起き、地域の何かが崩れ始めていた。その「何か」がコミュニティなのですが、地方部では「流出しているから崩れる」、一方の大都市や都市部には「流入してくるから、従来のコミュニティが崩れていく」となる。コミュニティ問題は、70年代には地方と都市の双方の問題になっていたわけです。そこで、旧自治省は「コミュニティに関する対策要綱」をつくり、やはり全国一律に適用しようとしていたのですが、ここでも三鷹市は全然違った手法で、国には倣わないでドイツのコミュニティセンター（地区住民の生活拠点づくり）というものを導入しました。

1970年に渡独して学ばれ、73年時点では、7つの地域ごとにセンターを置き、80～100人から成る住民協議会をつくった。住民協議会は今でもいろいろな自治体が持っていますが、三鷹の場合は、意見を伺う住民協議会としてではなくて、——これは、今からではどの自治体も予算的に手遅れで、真似できないことですが——私が調べている90年代から2000年代前半で、1センター当たりの運営管理の助成費は平均8,600万円(!)という予算が出ているのです。もちろん、センター自身も、イベントや資源ごみ回収とか都市型農業の売り上げとか、自主財源を持つための活動をしています。ではどうしてこんなに大きな予算が1センター当たりにつくかといいますと、三鷹市では、外部のコンサルとか大学とかに委託した調査とかを行いません。「コミュニティ・カルテ」という方式を採り、協議会ごとに地区の問題や課題をまとめてもらう。協議会自身が、地域のアンケートや現地調査を行い、分析し、それを報告書や提言書にまとめる。要するに、コンサルや大学を雇わないで、住民がその役を担ったわけです。

ただ、このカルテを数年やっていると、今度は、地区ごとに「要望する住民」と「その意見を賜る行政」という形になり、結局は、「全部の要望を予算化できないよ」となってしまった。そこで、80年代からはカルテもやりながら、「まちづくりプラン」の手法をつくっていった。例えば施設とか河川とか公園とかのハード整備だったら、市民の間でいろいろな意見を自分たちで調整しながら、プランはつくっていけるでしょうと。

そのように、いろいろな形で市民の巻き込み方を模索していったのですが、90年代前半になると、今度は、住民協議会の人員の固定化や高齢化の問題、市民を相手にした民間施設との競合の問題などが起きてきた。そこで、90年代後半から、「総合計画への市民参加」が検討されたのですね。「地域がどう生きていくか」という“政策づくり”に、最初から市民を巻き込んでしまおうという、『市民会議』——これは三鷹市が全国で最初に行ったものです。

『市民会議』は2000年にスタートし、10の分科会のテーマごとに、市民に議論をしてもらい、まとめてもらう方法をとった。私がおもしろいと思ったのは、こういった議論をしていく上でのポイントで、最初は「市民VS行政」という構図があるのですが、実は市民も、1000人1000色なわけで、市民は決して“一括り”にできないのです。2年間で、400人の市民が、全体会と分科会との延べ400回以上の会議を重ねるうちに、市民自身が

「みんな、考え方が違うんだね」ということに気付き出した。「異なる意見をまとめていくのって、大変なんだね」と。そして最終的には、「市民が市民をコーディネートする」「市民VS市民」だということを、参加する市民たちが理解した。ここまで『市民との関係』が進んだ自治体は、あまり見られないでしょう。

私は取材をして、2000年に三鷹のことを全国記事にして発表したところ、多くの自治体が『市民会議』をやり、1～2年で総合計画をつくるのが流行してしまった。ですが、コンサルを入れて、仕様書通りに形式的にやっているの、ほとんどが形ばかりに終わっていると思います。やはりこれだけ何十年も『市民との関係』を考え、そして行政も政治側も、市民から出てきた最終的な案に対して上位政策的あるいは予算的に「やれないものは、やはりやれないんですよ」と言える。三鷹の場合は、予算の中身も全部情報公開でオープンにし、制限無しでの400回の会議ですから、そういった姿勢やプロセスが非常に重要と思います。

これは自治体だけではなく、今後、市議会でも参考にできる動きなのではないかと思います。というのは、やはり予算の配分(=重点付け)といった時に、「市民の声を反映して」となってしまうのですが、それはキレイ事であって、実際は削るところは削らなければいけない。しかし、これだけ市民が1000人1000色であると、予算づけのプライオリティの説明の前に、市民間でお互いの意見が違うことへの理解が必要なのです。ですから、三鷹市の考え方は、今後、執行部だけではなく、議会でも取り入れていく手法になると思ってます。

次に、再生についてですが、「起業」という点で考えると、今、大きな税収となる産業が無いとか、集客できる観光資源も無いということ、地域の停滞の理由にはいけないということです。この市民の起業となるSOHO(スモールオフィス、ホームオフィス)も三鷹市から生まれた発想ですが、ちょうど新たな『市民との関係』を模索していた1996年、東京のベッドタウンじゃなくて、新たな産業や雇用の創出をどうしたらいいかという議論が始まっています。「ベッドタウンから脱却しよう」。そのためには、①賃料は三鷹で借りる方が安い、②NTTの光ファイバーの整備がなされるので、今後、情報通信網を先駆的な活用していける、③情報ビジネスは広い土地や建物は一切要らず、空き店舗とか既存のテナントを利用できる、④首都圏においても人口移動が減る。どんどん高齢化が予想される中で、女性とか若者とか高齢者といった新たな労働力を生み出せる、⑤これまで何十年も蓄積してきた市民参加の風土があり、今こそ市民に力を発揮してもらおう——そうしたことがSOHOの構想のもとになっていったのです。

結果的に、現在の施設の提供者はというと、自治体だけではなく、地域振興整備公団、民間のパートナー企業——これは、企業として取り組みを後押ししましょうということもあれば、ビルのテナントのオーナーとなるところもある。ビルは寄附しましょうということもあり、今では、市内中心部以外にも郊外にも立地し、市内6カ所にSOHOの

拠点があります。その運営主体も、昔の公社で今は民営化された「㈱まちづくり三鷹」とかパートナー企業とか民間企業とか、これも多様化しています。評価する点としては、起業したSOHOが今では90~100社もあることです。その業種も、ソフトウェア、流通、デザイン、設計、法律関係、コンサルティング、NPOなど多業種に及んでいます。賃料は4~5万から数十万まで。

一番申し上げたいことが、SOHOの成功について、都心部に行かなくても三鷹に起業するメリットについて、「地域の良さ」をよく知る市民がいて、「市民の政治・行政への信頼」が高いことでしょうか。情報公開が徹底して行き届いているし、起業をサポートするスキルがある。そういったことは、やはり三鷹市が30~40年かけて獲得してきたことだと思っています。また、個々のSOHOがこれだけの賃料を払えるということは、税収アップということよりも、「自立した人たちが動いて活気を生み、さらに中心市街地だけじゃなく、郊外も活気を帯びている」ということに他ならない。

もう一点だけ、1999年から始まった『三鷹の森・ジブリ美術館』について言わせてください。これは、三鷹市役所が、スタジオジブリが探しているときに積極的に誘致しました。誘致の話は、時間的に割愛しますが、現在の施設では、一日の入場者をたった2,400人に抑えているのに、それでも年間65万人を集めているのです。チケット販売も月1回だけで、電話で日時を予約してローソンでしか購入できない。入場料は1,000円。そういう条件下でも65万人を集めて、リピーターも多数。やはり今後、文化施設とか大きな観光施設とかはなくても、国際的に通用する文化とどう提携していくか。むしろ提携してビジネス&経営していくかの視点が重要かと。

結局、三鷹市から私が言えることは、「都市としてのブランド化」というか——最初はベッドタウンだったのですが、一步一步、『市民との関係』なり、SOHOの創出なり、情報都市化の施策なりを入れて、ブランド化を進めている。そのためには、一旦、国の支援とか補助金を脇に置いて、自分たちの足元で考えたということが大切です。

「自力で何が捻出できるか」を常に考え、そして市民の関心を高めながら、税とか財政とかすべてオープンにしながら、市民の啓発も進めてきた。そういったことが、結果的に起業するメリット、市民が「ここに住みながら、ここで新たに事業を起こすメリット」というものに繋がっているのだと。三鷹市さんとは10年以上おつき合いしながら、そのように感じています。全国の自治体も、産業の「企業」が誘致できないということではなくて、再生には、こういった「起業」の視点もあるのだということをご参考にしていただければと思います。

○下嶋氏（コーディネーター） ありがとうございます。貴重なご意見を本当にありがとうございます。国がもう30年以上前から地方再生を言い続けていながらも、まだ現在に至って効果があらわれていないということですね。予算のつけ方、金の使い方が効果的ではないのではないということでしょう。各都市においては再生イメージをきちっと構

築しなければいけないですね。どういうふうにするか、何をやるか、What と How のことですね。非常に共感するところは、首都圏においても危機意識を持っているということですね。確かに幕張にあれだけ大きいコンベンションセンターを作りましたが、いまあまり利用されていないようですし、有明のビッグサイトも幕張にとって変わっていますが、いまやそのビッグサイトを飛び越えて、展示会ビジネスは上海に行っているというのが実情です。東京もうかうかしてられないというのはこんなところにも現れていますね。企業、民間としては、この現象は非常に敏感に感じるところでして、私は現在、太陽電池関係の会社に携わっていますが、上海の太陽電池関係のコンベンションの大きさというのは、東京のビッグサイトの 10 倍以上もあり、度肝を抜く規模に育っています。ですから、世界中の人が、今や、東京ではなくて上海に集まっている。そこで世界のソーラービジネスが決まってしまうという現実を見ているので、東京も安閑としてはられないということは痛切に感じます。

最後に三鷹市の素晴らしい事例を紹介していただき、一般的に企業誘致だとかいろいろなことを考えますが、そうではなくて自分たちで市民の力をどんどん成長させて、市民との関係をソフトの部分でかかわりながら、力をつけていく、市としてのブランドを高めていくという、非常に良い例を紹介していただきました。

それでは最後に、牧瀬さん、よろしくお願いいたします。

○牧瀬氏 私の方からは、雇用促進についての見解と、地域再生戦略に向けた事例をご紹介します。

雇用促進についての私の見解は、都道府県に限定して、従業員数あるいは事業者数を調べると、やはり企業誘致が最も効果があるわけですね。例えば、今回配付されたアンケート調査の結果にも、やはり「企業誘致」が一番多いわけですね、複数回答で。この点について私がちょっと気になっているのは、既存の企業誘致というのは、例えば神奈川県が勝てば大阪府が負ける、大阪府が勝てば三重県が負ける、つまり国内での企業誘致ということです。つまり、国内の企業を対象としている限りでは、ゼロサムゲームなのです。どこかが勝てばどこかが負けるということが多々あります。なので、企業誘致をするならば海外から企業を持ってこないとか全く意味がないということなのです。そのことについて、やはり、こちらの様な団体、たとえば全国市議会議長会が提言していかないといけないと思います。現状では、基本的にどこかが勝てばどこかが負けてしまうということなので、全くこれは意味がないということです。この事実を当事者が意外にわかっていないというこ



とを実感として持っています。

特に、最近の企業誘致は補助金も高額化してきています。例えば、都道府県のある団体は、百数十億円となっています。お金があるところが勝ってしまう、そういう状態なので、結果的には企業誘致すると都市圏だけが勝ってしまう、そういう現状になってきています。なので、もっと海外から企業を持ってくるということを考えていかなければいけないなと思っています。

あと、今、福田さんの話にもあったのですが、今日、企業誘致の目指すところは、ほとんどが「大企業」誘致なのです。ただ、よくよく考えると、当たり前なのですが、大企業はもともと中小企業だったんですよね。中小企業が大企業になっていくわけです。そのように考えるのであれば、やはり「起業」です。もっとベンチャー起業の支援をやって、起業から中小企業へ、そして大企業を育てていくということを自治体がやっていかないと、いつかは大企業も枯渇してしまうということなのです。

よくよく考えると、今のソニーにしてもパナソニックにしても全部町工場から始まっていますから、その中小企業をいかに中堅企業、大企業にしていくか、そういう視点をもっと持っていないといけないと思いますし、多分そういうことをやるのが行政、あるいはもしかしたら基礎自治体だと私は思っていますので、この点で企業誘致の危惧というか、ちょっと触れておきたかった、私の見解になります。

あともう1点として、地域再生戦略に向けた事例を紹介したいと思います。地域再生戦略を実現していくためには、やはり執行機関の企画部門の強化は絶対必要だと思います。政策力の強化ですね。この事例で言いますと、最近、執行機関でシンクタンクを設置する傾向が強まっています。例えば横須賀市都市政策研究所、これは横須賀市の企画調整部、いまは政策推進部にあります。あと、戸田市で言うと政策秘書室の中に戸田市政策研究所があります。あとは町レベルでも三芳町政策研究所があります。あるいは春日部市では今年度から、かすかべ未来研究所が設置されています。来年度は、例えば島根県益田市も、川越市もつくっていく動きがあります。こういう研究所を、私は「自治体シンクタンク」と称していますが、政策づくりに特化した部門がないと都市間競争あるいは地域再生戦略の方向性を描けないと思うのです。自治体シンクタンクという現場ではないからこそ描ける未来があると思います。この企画部門の強化は極めて重要だと思います。

私は自治体職員という経験がありますが、私は企画調整部に所属していたのですが、結局、企画なんてしていないのです。している業務の多くは調整なのです。調整ばかりで、企画はどこにあるのといったら、それは外部のコンサルであったり、シンクタンクなのです。でも、外部の機関は自治体の内部事情をわかっていませんから、適当なことを言ってしまうりするわけです。これは今、私は自治体の外部にいてわかることです。だからこそ、いわゆる自治体の中にシンクタンクをつくる意義はあると思っています。地域再生を実現していくためには、こういう自治体シンクタンクという企画部門の強化が必要と思

ます。その際に、大学の知見をもらったり、私みたいなコンサルが入ったり、市全体としての政策力を高めていく、これは極めて重要だと思っています。そういう中で、先ほどお話しした横須賀市がどこから人口をとってくるのかということを検討したり、流山市がどの層にターゲットを絞っていくのかとか、そういう政策づくりがありますので、いわば政策力の強化というのは極めて重要だと思っています。

このことに関連してもう1点付言しますと、今、お話ししたのは「執行機関」なのです。だから、まだ事例はないのですが、やはり「議会シンクタンク」も必要と思います。つまり、議会事務局の強化です。ここは住民に密接な「市議会」の集まりですから、この考えは極めて重要と考えます。ただし、この議会シンクタンクがどういう形になるかわかりません。一つの事例として、ある市議会は議会基本条例の中に、独自に職員を採用する規定を盛り込んだりしています。この意図は、議会事務局の強化です。このことについて、賛否両論はあると思いますが、これは1つの良い事例だと私は思っています。議会が独自の人材を雇い、そして議会の政策力を強化していく。議会力の強化のためには議会シンクタンクというものがあってもいいと思いますし、そういうことをもって議員さんも執行機関に提案して、議会の事務局の強化、そこで議会が政策力を高めていくことが重要だと思います。もちろん同時に執行機関の政策力も高めていく。この両輪で地域再生戦略をつくっていくことが極めて重要ではないかと思っています。

いま2点お話ししました。第1に雇用促進で私が危惧している点と、あとは地域再生戦略に向けた、昨今の事例、プラス「議会シンクタンク」という提言をお話しさせていただきました。

○下嶋氏（コーディネーター） ありがとうございます。また非常に貴重なご意見をいただきました。企業誘致に関しては、ゼロサムゲームではいけないということですね。確かにそのとおりです。また、一時ベンチャーブームがかなり高まりましたが、いまは鎮静化してしまいました。ただ、やはり起業というのが非常に重要だと思います。それを行政がうまく仕掛けていくということが大事になってくると思いますね。

それと、後半の、市そのものがやはり戦略的にならないと生き残っていけない。これも非常に貴重な意見だと思いますので、ぜひ議会の事務局がシンクタンク化して、いい政策を上げていただきたいと思います。

○大倉氏（姫路市） 今の福田さんのお話ですが、姫路市にも、「姫路スタイル・コンパクトシティ」という、コンパクトな都心部と地域生活圏の充実を目指した考え方も総合計画に盛り込んでおりますし、それを特化する形で一部地域を、ということも考えておりますが、三鷹市と比べると姫路市は面積が30倍以上もあるのに人口は3倍ほどでしょう。その中で、昔からの歴史と伝統、そういった中で生きていくというのはしがらみがあります。また、行政も自主財源を確保し、しがらみのない独自の行政運営を進めるために3割自治からの脱却を大きな目標に置いています。5割、6割を自主財源でまかなえれば良い

など。しかし、本市を含め、現在全国の多くの自治体は国から地方交付税の交付を受けております。地方交付税総額が 17 兆円、18 兆円。それに様々な補助金や交付金、負担金などを合わせ、地方自治体はこれら国からの財源を確保しなければ、満足に行政運営ができないのが現状です。そういったことから、ほとんどの自治体は国の政策に沿ったまちづくりをせざるを得ないのです。三鷹市はおそらく、純粹にコンパクトシティだし、若い人がそのまちの魅力に集まってきて、人も企業も、いわゆる循環型になっているかもしれませんが、私ども姫路市も含めて多くの自治体はなかなか従来型の手法、いわゆるしがらみから脱却できないんです。たとえそういった考え方がありましても。

国と地方の関係が、地方分権の話などでよく取り上げられますが、私ども、予算獲得のため年に何回も東京へ来て、各省庁に要望活動を行います。私どももこんなことではいけない、と思っている、要望活動を常に行っておかなければ、「じゃああなたのところは要らないのですか」ということになります。そういったことの全体のシステムを変えてもらわないと、旭川市も高松市も姫路市も地方の中核都市ですから、非常に難しいと思うのです。

○福田氏 私も地方部のいろいろな地域に入っているのですが、地域社会のシステムの問題やしがらみの問題はどこにでもあります。でも、地域の方々の中に、やろう（変わろう）とする人もいます。だけど、やろうとする人と、そうじゃなくて従来型の方がいて、その調整というか、仕切りが難しい。結局、新しいことは言えないとか、あるところでは、女性は意見を言っちゃいけないとか、今日でもいろいろな地域があるので、（地方部は）まだまだ難しいと感じています。

○大倉氏（姫路市） 三鷹市のシステムは、私どもにとっては理想であって、仮にそういう土壌があったとしても現実的にはこういったことはできにくい。なぜなら、これからますます財政が苦しくなったら、小さな市町村はより大きなところと合併せざるを得ない。そうすると、地域で育んできた歴史や文化、伝統などが失われてしまう可能性が高くなります。極端に言ったら「この地域は、田舎だから田園都市構想でよろしい」とか、「ここは林業中心にする」と、大雑把で短絡的な都市構想になってしまうことも考えられます。

ところで、全国にある離島の中で、人口が増え、日本一元気な離島はどこだと思いますか。

○福田氏 沖縄じゃないですか。

○大倉氏（姫路市） いえいえ、これは姫路市の坊勢島です。この島では漁業が盛んで、瀬戸内海のおいしい魚がたくさん獲れ、若い漁師が多いのです。これは特異な例です。以前に NHK 番組で特集されていたのですが、全国の離島の中でなぜ人口が増え元気な離島と呼ばれているか。それは 1 人当たりの漁獲高が平均と比べてかなり多い。漁業従事者が魅力ある漁場に集まってくる。若い人が父や兄の姿を見て、自分も漁師になろうという、こういったことがかなっている、全国の離島の中で日本一元気な離島と言われる。地域活

性化、地域再生には、やはり「人」が重要だと、そういうことだと思います。だから、先生がおっしゃることはわかるけれども、一旦「人」が離れると、つまり人口流出が進む地方都市にとっては理想論で、非常にいいけれどもやれるところとやれないところがある。

○福田氏 「理想論」とは、わかっている。私も過疎地に多く入ってきたので。だけど、逆に、「やれない」というところから始まるのではなく、やはり、新たな『市民との関係』を模索していく必要があると思っています。要は、地域とか市民とかが、すぐに変えることはとても難しいと思うのですが、その「一步を踏み出そう」という前提（＝姿勢、意識）に立たないと、何も動かないということはずごくあると思います。地方部の現実の中で、理想論的だとは思いますが。姫路市にも、コンサルタントとして4年間ぐらい関わったことがあるので、おっしゃることはわかるのですが。

○下嶋氏（コーディネーター） 三鷹の場合は40年かかったということですから、やはり一步踏み出すのも大事かもしれませんね。ここで1回休憩を入れます。

（ 休憩 ）

（2）現下の国内事情を踏まえた「都市の地域再生戦略」の構築とその進め方

○下嶋氏（コーディネーター） それでは、座談会を再開します。現下の国内事情を踏まえた「都市の地域再生戦略」の構築とその進め方についてお話ししたいと思っています。この現下の国内事情を踏まえた「都市の地域再生戦略」の構築とその進め方については、本研究会の「地域再生の重点戦略」に掲げる首都機能・経済・人口の分散化に焦点を当てたいと思います。将来あるべき新たな国と地方の形を中心に議論したいと思っています。3月11日に東日本大震災が発生しましたが、まさにこれを教訓として国の形が今議論されており、百家争鳴のごとくであります。議論を拡散させない程度に地方再生についてご意見をお願いいたします。では、旭川市さんお願いします。

○三井氏（旭川市） 特に、東日本大震災の関係で触れさせていただきます。本当に今までに経験したことのない大震災であったわけです。とりわけ、原発事故が今日までの国のエネルギー政策の可否が問われる重大な問題ではないかと考えています。将来的に今日までの施策を大きく見直さなければならぬ状況にあるのではと思います。

特に自然エネルギー開発をこれから大きく活用していかなければいけないと思います。特に北海道では今日まで風力発電に随分力を入れている自治体があり、日本海側の沿線あるいは稚内市あたりも風力発電に力を入れていまして、北海道全体では日本全体の60%ぐらいの風力発電が今実際に行われていると言われております。それともう1点、太陽光発電などについても積極的な利用の機運が盛り上がってきているのではないかなど。これは現在議論されている法律がどうなるかによっても状況が変わってくるかなどはと思いますが、国のエネルギー政策の早急な実施が喫緊の課題ではないかと考えています。

特に、原発の安全性については根本から見直す必要があるのではと思います。かつて、

「原発がそれほど安全なものであれば、最も電力需要の大きな東京に建設すべきだ」と言った方がおりましたが、そういったことを本当にこれからの経済活動とエネルギー政策という面では十分検証していく必要があるのではと思います。

それと、首都機能・経済・人口の分散化で言えば、これはまさに全国的には東京一極集中、北海道では札幌市に一極集中という状況になっていまして、北海道では特に農業政策などにおいて非常に過疎化が進んでしまっています。それと、後継者不足ということもあり、旭川市の郊外の方でも限界集落という状況になっているところが何カ所もあります。やはりこれからの農業政策であるとか、あるいは人口増に対する対策であるとか、そういったことが大きな課題になってくるのではないかなど。

それともう1点、北海道の地方都市においては医療過疎化が非常に進んでいます。医療と高齢化の問題にもしっかりと取り組んでいかなければいけないということ、少子化現象にいかんにか歯止めをかけていくかも重要な要素になってくると考えています。

それと、危機管理という点から言えば、ここにも機能の分散が非常に重要になってくるのではないかなど。今回の震災の経験からもそのことを強く感じています。例えば、今後30年以内に震度6以上の地震が発生する確率が発表されていますが、東京都は70%と言われていますが、北海道旭川市は0.2%であります。非常に災害が少ないまちということであり、そういったまちの特色であるとか優位性などについても、これからのまちづくりに十分生かした取り組みを進めていかなければいけないと思います。経済対策はもとより重要ではありますが、少子高齢化対策であるとか安全・安心の実現ということが、これからの地域再生にとっては非常に大きなポイントになってくるのではないかと感じております。

○下嶋氏（コーディネーター） ありがとうございます。東京、札幌に一極集中してきて、北海道でも農業の過疎化、医療の過疎化が見えているということですね。今後は、経済の分散化だけではなくて、少子高齢化や安全・安心にテーマを置いてやっていくべきではないかというご意見でした。それでは、引き続き姫路市さん、お願いします。

○大倉氏（姫路市） 経済・人口の分散化、特に人口の分散化ですが、これは日本全体もそうですが、各都市レベルでも分散化が起きています。若い人は生活に便利な中心部へ流れ、残った人は高齢者ばかりだということは、姫路市のみならず、今、世の中全体の流れがそのようになっておりまして、何とか中心部に集中する人を周辺部へと分散したいと考えています。もちろんそのためには、分散先にと考える地域の魅力を増すような施策が必要になってきます。

姫路市で先日、ある小学校が廃校となりました。最盛期には400人以上の児童がおりましたが、全校児童が20人程に減ってしまったということで、廃校になってしまいました。学校が廃校されるとなると、特にその地域には行政が何らかの手を入れていかないとますます高齢化して、コミュニティ活動にも影響が出てくる村落が存在するという事です。

これは日本全体、姫路市のようないわゆる中堅都市の中でも起こり得る現象です。

そこで、私ども姫路市ではどう地域再生計画を立てるかといえば、新潟県の長岡市と同じように、まず教育だろうと。特に小学校、中学校の一貫教育を通して、6・3制を維持しつつも義務教育9年間を見通した一貫した指導を行おうということで、まずモデル校をつくりました。そして今、全ての市立小・中学校は小中一貫教育に取り組むことになりました。小・中学校が、先生の相互交流とか、一緒に運動会なり文化発表会なり、そういったことをして、小学校と中学校の垣根を取ろうじゃないかという試みです。この小中一貫教育をはじめとして本市の教育改革をしようということで平成20年度に「魅力ある姫路の教育創造プログラム」という構想を策定しました。平成23年度はこのプログラムに取り組んでから3年目ということで、その検証を行うことになっています。これまでの取組、成果及び今後の課題ということで、検証の結果が出るかと聞いております。まずは姫路の小学校、中学校など学校教育の質を上げて、姫路へ行けばすばらしい教育をやっているんだよという、ある意味、公共投資ばかりでなく、そういったことも必要かなと思います。

もう1つは、各都市とも一番困っていますのが中心市街地の活性化ですが、いかに予算を投入しても中心市街地は活性化しません。これは、日本全国同じで、郊外に大型量販店ができ、至る所にコンビニエンスストアができて、既存の商店街は既に大きなダメージを受けております。そこで、本市では集客力のある様々なイベントの誘致に力を入れておまして、今年11月12日・13日に、東北大震災を受けられたところにも呼びかけまして、B-1グランプリを開催する事になっています。2日間で40～50万人の集客を見込み、そして受け入れ態勢を万全にするため、その周辺整備も行っています。もちろん従来からの伝統ある「お城まつり」や「ゆかたまつり」といったイベントも大切にしながら、こういった新しいイベントをどんどん誘致し、まちの活性化に繋がりたいと考えております。

また、中心市街地における公共空間を有効に活用する手法としては、春と秋の観光シーズンにあわせて年2回オープンカフェを開催しております。ジャズ演奏など、普段はお目にかかれないくつろぎの空間を演出し、お休み処として来訪者の方からも好評を得ております。これも1つの中心市街地の活性化に繋がる独自の施策だと思います。

それと、姫路城の保存修理工事があと2、3年で完成しますが、それと同時に、駅もリフレッシュします。駅前広場も100億近い資本を投入し、サンクンガーデンなどを整備し、壮大な、世界文化遺産を有するまちにふさわしい玄関口ということで魅力あるものを整備しています。先ほど福田先生が、「観光だけが・・・」とおっしゃいましたが、観光の素材があるのだから、それを利用しない手はないと思っています。まだまだ世界文化遺産姫路城を活かしきれていないので、十二分にそれを活用することが、これから姫路市が生きていく中で一番大切なことかなと思っています。

○下嶋氏（コーディネーター） ありがとうございます。姫路市のような中堅都市でも既に人口の過疎化が起きているという話ですね。ちょっとびっくりしました。それに対して

は教育に力を入れる、それからイベントを誘致して活性化するというご意見でした。では、高松市さんをお願いします。

○妻鹿氏（高松市） 首都機能の移転につきましては、地方分権、規制緩和などを促進する、新たな政治・行政機能の構築につながる契機になるのではないかと思います。東京一極集中の是正によって経済・人口が分散され、首都圏の過密状態の緩和につながるなどが期待されるほか、リスク分散により防災対応や危機管理機能の強化が図られるなどの効果が指摘されているところです。

国家としてのリスク管理において、東京への一極集中には弊害があり、有事の対応を考えた際、中枢機能の確保のため首都機能を分散させることの意義は理解でき、この目的において、国との協力関係のもとで取り組むことについては賛同できます。

しかしながら、経済活性化を初め地域の活力低下の根本的な解決策となるのかどうかにつきましては疑問も感じられるところで、移転先以外の地域にまで効果が及ぶのか、地域再生に結びつくのかにつきましては不透明であると思います。我田引水的な首都機能の移転は、新たな一極集中を生むだけではないのかとも危惧されるところです。

例えば、特定の都市に機能を集中させず、国土の全域にわたる複数の地域に首都機能を併存させることで、一部の機能が麻痺したとしても多方面で代替機能を働かせ、国全体が機能不全に陥ることを避けるなどの手法をとれば、単純な首都機能移転または副首都の設置によるバックアップよりも、多くの地域がその効果を楽しむ可能性が推察されるものの、効率や費用などの面で課題があるものと思っています。

いずれにいたしましても、首都機能のあり方につきましては、国民的な議論が必要であり、慎重な対応が求められると考えており、国において、官民の中枢が集中する首都がダメージを受けた場合の国民生活や経済に与える影響につきましては調査が予定されているなど、今後、首都機能移転や分散の検討に向けた具体的な議論を加速させる動きもごございますことから、その動向を注視してまいりたいと存じます。

このようなことから、新たな国と地方のかたちの構築につきましては、まずは、地方分権の推進に優先して取り組み、今後、国と地方の役割分担や税源移譲などを議論する中で、道州制のあり方等も含め、地域みずからが、さまざまな課題に主体的に対応していくことのできる枠組みを検討すべきであると考えております。

また、今回の震災を受けて再認識しましたのは、人と人との絆を核とする地域コミュニティの強化や、住民の主体的な取り組みによる防災体制の構築と安定した社会基盤整備による災害に強いまちづくりの重要性です。さらに、緊急時における円滑な応援・連携体制がとれるよう、日頃から周辺市町村を初め関係自治体と良好で緊密な関係を築き、地域と地域の絆を深めることも、地域再生に向けた鍵となるのではと考えています。

このようなことから、本市といたしましては、まずは、一義的に、被災地の生活機能や経済活動の正常化などの復興を第一に、被害に遭われた自治体に対し、可能な限りの支

援・協力体制をとることが重要であると考えています。その上で、被災者や被災企業の受け入れや移転誘致を促進することが必要と存じております。

去る7月29日、東日本大震災復興対策本部において決定された「東日本大震災からの復興の基本方針」では、復興施策として、高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくりをはじめ、地域の支え合い、再生可能エネルギーの利用促進とエネルギー効率の向上などが示されました。これは、経済社会の構造変化を見据え、選択と集中の考え方で必要なインフラの整備に重点化を図ること、高齢者や子供、女性、障害者などに配慮したコンパクトで公共交通を活用したまちづくりを進めること、地域包括ケアの体制を整備し、その提供拠点をコンパクトなまちづくりの中の交流拠点として位置づけること、また、再生可能エネルギーの利用促進などエネルギーの利用効率を高めた環境配慮型のコミュニティを先駆的に導入することなどを復興に当たっての方向性とするものです。

このような、環境面にも配慮したコンパクトで効率的なまちづくりの方向性は、災害に強く、少子高齢社会に対応したまちづくりとして本市が進めております、都市機能の集約化を図る多核連携型コンパクト・エコシティの取り組みにも通ずるものでして、被災地域の復興のみならず、厳しい社会経済情勢のもと、利便性や安全性などの住民ニーズに対応するため、限られた資源の効果的な投資がインフラ整備に求められる地方都市においても、極めて重要であると考えています。安全・安心で、だれもが暮らしやすいまちづくりを目指しながら、地域の実情・特性に応じた産業・文化の振興や観光・交流の促進などを適切に行っていくことが、持続可能な魅力あるまちづくりとなつて、それぞれの地域の再生につながるものと思っております。

○下嶋氏（コーディネーター） ありがとうございます。前半は首都機能の分散について議論をしていただきましたが、東京一極集中は確かに国家としてのリスク管理上問題だということですね。ただ、安易に一極集中を直して、ある都市に集中させても余り機能しないのではないかという疑問。国全体にわたって国の機能を併存化していくことが大事だろうということですね。地方分権について、主体的に取り組む体制を築くようにしていかないといけない。税源移譲だとか道州制だとか、そういうことを提言されているということですね。福田さんお願いします。

○福田氏 「国と地方の形」という点では、2000年に地方分権一括法が出て、それ以降も関連法が出てくる中で、本気で変えてこなかったのが一番弊害だと思う。ただ、自治体サイドでこれを言うに当たっては、国の従来どおりの交付金&補助金を前提に分散化と言うのか、あるいは、自分たちのきちんとした自由度——一度、ゼロベースで自由度や自立度を考えた末に分散化を言うかで、「国と地方の形」の意味が違ってくるでしょう。

去年、私は神戸の事例・医療産業都市について、こちらの全国市議会でも出させていただいたのですが、大阪・神戸・京都の大学と産業界&医療界が現実的に提携して、新たに3,000人の雇用をつくった。さらに、外資も含めて100社以上が新たに立地して、税収も

10 数億上げている。この件は、後で報告書にも載ると思うので読んでいただければと思うのですが、そのときに重要なのは、神戸市が、「震災が起きたから衰退したのではなく、震災が起きなくても構造的に衰退があった」との厳しい姿勢で舵を切ったことです。私は、その気持ちこそが重要だったと思うのです。民間がゼロベースで発車して、次第に行政を動かし、国をも動かしていった。

そういう神戸のような動きをやるか、やれないかという視点で、今の「国と地方の形」を見ますと、私は、地方分権はやはり進まないと感じます。なぜかという、国は、「格差是正は国土全体の課題で、平等的に進めることに国の責任がある」という言い方をしますし、地方側にも 1000 人 1000 色の言い分があり、「ゼロベースで考えた構想なり計画なりを迅速に動かすためには、国は関与しなくていい」という自治体もあれば、一方で、やはりお金の話になってしまい、「国に支援をしてもらわないと、生きられない」という言い方をする自治体もまだまだ多い。結局、『責任』と『関与』と『支援』という立場ごとの言い分が堂々めぐりしていて、これではまとまらないだろうと。だから私は、地方分権の実効性の論じ方として、結局はお金の話ですから、国の『関与』は要らないというところには一括交付金で、権限も含めて先に渡してしまう。また、一方の国の『支援』が無くてはやれないというところには、別枠の財布（補助金枠）を設け、従来通りに、同様のところと取り合ってもらおう。自治体や地域を“全国一律に”論じる今のやり方に限界がある。自立意識の差が大きいので、意識に応じて段階的にやらないと地方分権は進まないというイメージを、私は持っています。

次に首都機能の移転ということでは、1990 年頃、首都機能移転の話が非常にたけなわになったのですが、このときに私は旧国土庁側での経済界の調査を受け持ちました。政治と経済の中核は一方所である必要はなくて、ワシントンとニューヨークとか、ミラノとローマというように、分離もあり得る。当時は、「では、経済側としての分離は可能か？」という調査をしたのです。金融、製造、化学、食品、流通など、いろいろな業種の大手 40 社にヒアリングをかけ、「なぜ、中核（経営&企画）機能が東京に立地しなくてはいけないのか」、「中核機能以外に、外に出せる機能——首都になくてもいい機能とは何か？」を聞きました。すると、100%の企業が、「中核機能は、世界都市である東京でないといけない」と回答をしたのです。情報とか研究・開発部門は外に出せる、生産ラインも出せるという回答が主だった。

当時、中核機能が首都圏に立地しなければいけない理由ですが、一つが、情報とか人材とか資金というのは、（当時から）日本ではなくて世界、グローバルという中で回っており、それを反映しての首都圏集中だった。現在でも、企業の 6 割以上が本社を置いていますし、外資に至っては 80%が立地。経営のスピードとか情報交換の速さが問われているからです。二つ目は、巨大市場に近接するから。これは大阪圏、名古屋圏でも同様、企業立地のメリットです。三つ目が、私はこれこそが一番問題だと思ったのですが、許認可権の

問題。一つの事業にしても、開発した商品とか製品の認可にしても、国の出先機関＝地方の出先機関が機能しないと、産業界が言うのです。結局、霞が関の省庁にお百度を踏まなければいけないと。結果、四つ目として、交通費とか通信費とかが、地方部にいるほど高かった。そうした多くの理由で、企業の中核部門は、首都圏から出たがらなかった。

ところが今日、企業は、生産ラインすらアジアに行ってしまう。さらに、日本の人件費も下げてまでアジアに行き、もはや「アジア価格」で生産も消費も考えられ、市場が縮む日本ではデフレになっている。そうしたグローバルな動きも出ている中で、首都機能移転を言うのはすごく難しいと思っています。

結局は、政治的に言うなら、地方分権をきちっと進めること。それはどういうことかという、国の出先機関の役割をどうするかということなのですが、自治体との二層・三層制をどう崩すかが全然議論されていないのでは、実現はかなり難しいのではないかと。結局、首都圏のバックアップ機能の整備を進めていくのが現実的だという感じがします。

経済的に考えるなら、やはり神戸のようにゼロベースからプロジェクトを起こし、特区化していくような力量を持つていくことが大切ですが、それも、道州制や広域連合のような地方分権の発想でやっていかないと、なかなか難しいのかなと。

もう一点。人口という点では、国全体の人口が自然減に入り、300 万人も労働人口が減っているんですね。先ほど、若い人が都市部や首都圏に流れてしまうという話がありました。でも、私は地方部に行っていて、北海道で聞いた話ですが、首都圏に來たって働くのは大変です。長時間労働で死ぬような思いで働かされ、結局、くたくたになって北海道の農家に戻った若い方が、「おれ、農家で良かったよ。都市の企業のほうが厳しいよ」と言ったのです。そういう人も結構多い。競争下の企業で働く、今は外国語がしゃべれないとアジアでは使えないという問題もあって、若手はどんどん疲れ果てていく可能性もあるわけです。今年 2 月の総会で、和歌山県の森林で取材した話も紹介しましたが、和歌山には家族も含めると 300~400 人の若手が移住している。中には、「森で一生働きたい」という人もいます。裏返せば、学生時代の教育の中で、「林業で生きられる」、「農業で生きられる」ということを聞いていないから、都市部の若い世代は「企業に就職することが、自分が生きることだと思っていた」と言うんです。要するに、「生き方」や「働き方」の価値観の転換を図っていくようなことを、大学教育を含めて、国を挙げてどういう形でやっていけるのだろうか。

現実には、国の人口が自然減になったので、パイの奪い合い。首都圏から流れ出たって、どこかが歪む。たとえ、地方部の都市に流れたとしても、周辺部のストロー現象が加速し、必ずしも地方圏として広く活性化するとは限らず、そのうち地方部の過疎地がさらに過疎化していくという形にもなりかねない。ですが、人口の取り合いに参加できるパワーがあるのか否かというのがありますし、所詮、参加できないとの弱気なところは低迷だろうし、バランスの良い国の形というのは、かなり厳しくなると思う。

そういう状況下で「国と地方の形」を言うのだったら、私は、双方に役割が無さ過ぎると思うのです。そこで、国に提言するとしたら、日本の中で外国人とかアジアの人材をどうするか。観光をどう呼ぶかとか、留学生をどう呼ぶかというだけではなくて、法人税の議論も弱いし、投資先としてアジアからどう呼び込むかという企業全体の話も弱い。国にはむしろ、国内のことよりもグローバル社会に目を向けて、きちんと“国”としての役割（責任）を果たしてほしい。

一方の地方の役割としては、経済的な尺度はもちろんですが、「生きる尺度」と私は申し上げているのですが、“地域の価値観”を築いてほしい。必ずしもUターンだけではなくて、都市部の人たちのIターンとしても、いろいろなニーズがあるのです。林業なり農業なりで「他所から来たって、新しい新規就労や農業はできないよ」とか言わず、新たな受け入れ方、生き方、働き方を提案しながら地域を売っていくというか。そんなやり方もあるのかなど。それが地方の役割なり、戦略かと思っています。

○下嶋氏（コーディネーター） ありがとうございます。多面的な意見が出ました。神戸の事例を挙げて、もうゼロベースで考えるべき時代に来ているということですね。地方分権はこのままではおそらく進まないのではないかと、ですから、今までの考え方、価値観を変えて、国も地方自治に対しては一律に同じような政策を論じるのではなく、おのおのの特徴を持ったアプローチの仕方があるのではないかとということですね。また、人口の分散、経済の機能の分散で事例を挙げていただき、ありがとうございます。

牧瀬さんお願いします。

○牧瀬氏 私の方からは、首都機能の分散化についての感想と、人口の分散化についての提言をお話したいと思います。

首都機能の分散化についての私の感想ですが、今回、配付されたアンケート調査結果を見ると、「地域再生のために首都機能を分散したらいいですか」という設問に対して、58市議会の、67%が「やった方がいいです」と回答しているわけです。つまり国というマクロの視点で考えた際に、「首都機能分散をやった方がいいです」と言っているわけです。続いて、今度は「地域で考えた際に何が一番効果がありますか」と聞いたら、「コンパクトシティがいい」と回答しているわけです。つまり地域というミクロの観点でとらえると「人口を集約のほうがいい」と言っているわけです。これは矛盾していますよね。国というマクロで考えたら「首都機能を各地域によこせ」と機能の分散化を希望しています。一方で地域というミクロで考えたら、「うちのところは行政機能を集約するぞ」みたいな。これはやはり変なんですよ。

分散化と集約化のどちらがいいかと考えると、私の意見は、やはりそれは集約化だと思います。経済学にも「集積のメリット」という概念があります。私は、首都機能分散について是非かと言われたら、私は非の方をとります。やはり基本は東京にあって、別の地域につくるとしたら、せいぜいやっても大阪ぐらい、2カ所に首都機能をつくるのがいい

のではないのでしょうか。さまざまな機能を集約化していくことに、絶対メリットがあるわけです。今回のアンケート調査の結果から、集約化のメリットは、皆さんもわかっているわけです。皆さんは「地域でやっぱり集約した方がいい」とアンケート調査の結果ではいっています。しかし、マクロで考えると機能の分散化を求めている。ここに矛盾が出てきますし、この矛盾は、皆さんも潜在的にはわかっている。ただ、そうはいつでも、人が減っちゃってきているので、「どうすればいいのか」ということなんですよね。ここが一番の問題だと思われまます。

これに関連して、人口の分散化について提言をしたいと思います。今回は、時間の関係上、1点だけに絞って提言をしたいと思います。まず客観的に考えて、首都圏にいる人口を地方圏に分散化させることは難しいと思います。繰り返しますが、既存の首都圏の人口を地方圏に分散化するのは無理です。一人ひとりの価値観が変わらないと絶対無理です。東京都は昨年1,300万人を突破しました。神奈川県は今年900万人を突破しています。どんどん人口が首都圏に集まってきているのです。つまり、集積のメリットが加速度的に動いているのです。この傾向を分散化しようなんて無理なんですよね。また、憲法には、居住移転の自由がありますから、「首都圏から出ていけ」とも言えないですし。

ではどうするのかですが、これについて提言を言うと、今回はざっくり言ってしまうと、「2地域居住」になります。そして、この2地域居住ですが、これは国に対して具体的な制度設計を提言したいのです。現在の交付税というのは人口割という要素も入っています。詳細な議論は省略しますが、そこに住んでいる方を算出根拠として国はお金を地方にあげているわけです。そこで、「住民登録は第2地域まで認めますよ」という制度にするとよいと思います。具体的にいうと、住民が選択する第1居住地域は交付税の算出根拠を6割にしますよ。そして、実際には住んでいないのだけど、第2居住地域として選択した地域は4割にしましょう、とするわけです。簡単に言うと、現在の「ふるさと納税」の人口版となります。ふるさと納税は、納税先を自分の住んでいる地域以外も選べますよね。例えば、私は神奈川県に住んでいますが、徳島県が妻の実家なので、私は第2居住地域を徳島県と選択する。すると、国は、第1地域の神奈川県は交付税の算出根拠を6割にし、第2居住地域の徳島県は4割にすることになる。このように制度を変えることによって、たぶん人口を獲得しようとする競争が地方圏も含んで全国的に起きてくると思います。特に地方圏は「第2居住地域に選んでもらおう」と頑張ると思います。その結果、東京都とか大阪府などの都市圏に住んでいる人たちは、たぶん第2居住地域として地方圏を選ぶことが予測されるため、人口が地方圏に流れ、それにともない、お金が流れていくと思われるのです。第2居住地域では、実際には活動をしないのですが、お金が流れていき、経済が活性化する可能性があります。そして、経済が活性化すれば、また人も流れていくかもしれないので、このふるさと納税の人口版というものをぜひやれるといいと思うのです。これを制度化することによって、リアルの住民基本台帳上の人口は増えないけれども、仮想と

いいですか、実際的には人口が増えていると捉えることができます。つまり人口の分散化の実現につながります。見えない住民が増えていくということなんですね。こういうことをぜひ、市議会全体として提言してもいいのではないのでしょうか。

○下嶋氏（コーディネーター） 第1地域と第2地域を分けるということですか。

○牧瀬氏 そうですね。議論を単純化していますが、今は第1居住地域だけにしか交付税の算出根拠としかならないのです。そもそも第2居住地域も交付税の算出根拠とする発想がないと思います。そこで、第1居住地域には6割と算出根拠として、第2居住地域を選んだら交付税の4割の根拠としますよ、とすれば、一生懸命に地方圏の自治体は、「では第2居住地域に選んでもらおう」となってきたり、さまざまな創意工夫を凝らした政策づくりにまい進すると思います。その結果、人口の分散化が進むと思います。現在、すすめている2地域居住というのは、たとえそこに住んでいても、住民登録していないと、交付税の根拠とならないのですよ。簡単に言うと、住民登録は2カ所までいいですよ、とする制度になります。

○下嶋氏（コーディネーター） ふるさと納税で分散化していくということですね。

○牧瀬氏 そういことがあっても、おもしろいかなという気はします。

○下嶋氏（コーディネーター） なるほど。わかりました。ありがとうございます。

ここも非常に活発な意見が出ました。



（3）都市間協力と都市間競争

○下嶋氏（コーディネーター） それでは、最後の課題に参ります。

「都市間協力と都市間競争」というテーマなのですが、都市では、地方再生を考えるに当たり、都市間が手を携えてともに発展を遂げる「都市間協力」と同時に、地域ブランドの確立など「都市間競争」も同時に起きております。これは一見二律背反ともとれ

ますが、今後一層、地域再生戦略の主要な取り組みとなるためにはどのように検証すべきかについて、ご意見をいただきます。旭川市さんからお願いします。

○三井氏（旭川市） 旭川の置かれている立場からすれば、都市間協力、都市間競争というのは、地域とどう連携をしながらまちづくりを進めていくかということが非常に重要になっていますし、特に医療の問題、教育の問題、経済の問題でも、すべて道北管内でいえば旭川が中心になってその役割を担っているということから考えれば、いかに地域のまちの方々と連携をした行政を推進していくかということが最も重要なのではと思っています。

1 つ、2 つ申し上げたいと思うのですが、先ほど申し上げましたが、昨年、旭川の 120 周年記念事業として「北の恵み食べマルシェ」というイベントを開催しました。道北管内の各自治体の方々にお願いして特産品を集約していただき、そこでイベントを開催しました。食にテーマを当てたイベントですが、参加自治体数から言えば、17 市 16 町 1 村、34 の自治体をご参加いただいて、3 日間で 79 万人の動員をすることができたということで、非常に大きな、地域における都市間協力ができたのではと思っています。

もう 1 点、これはおもしろい例なのですが、先日、中部地方のある自治体から災害時相互応援協定の締結という申し出がありました。この自治体は平成 18 年に 2 町が合併して誕生した自治体ですが、旭川市と比較すると人口規模あるいは行政面積からしてもかなり小さな自治体なのですが、今までに旭川とは何ら交流のあった自治体ではありません。なぜ旭川が選定されたのかという話を聞きましたところ、全国のいろいろな地域を調査したけれども、旭川市が一番地震など災害の少ない地域だということと、一定程度都市基盤なども整備されている地域だということもあって旭川を選定したのだということで、近々、副市長さんなども旭川に来られて、いろいろそういった協定についての打ち合わせが行われることになっています。

そういう都市間協力というのもこれからは必要になってくるのではないかなと思っていますのと、それから、先ほど牧瀬先生がおっしゃいました、どこかが勝ったらどこかが負けるんだ、あるいは、企業誘致といったって、誘致すればどこかが減るだけの話だという話もありまして、外国から持ってこなきゃだめなんだという話をお伺いしましたが、旭川も行政サイドでサハリン州のユジノサハリンスク市と旭川市の建設業関連団体が寒冷地向け住宅の開発ということで協定を結んでいます。これは旭川建設業協会、北海道建築士会旭川支部、旭川建築協会、北海道建築士事務所協会旭川支部、そういった団体が寒冷地住宅で協定を結んでいるというのと、もう 1 つ、モンゴルのウランバートル市と旭川市とで協定を結んでいます。これも寒冷地における都市開発技術改善事業ということに対しての協力関係を結ぼうということで今いろいろな企業もモンゴルに出ていっています。庭園の造成をしたり、寒冷地住宅を建てて実際に向こうで販売をするであるとか、あと、旭川市の中においては、建築技術者などを向こうの方に一定期間派遣をして、寒冷地における都市の都市計画などについても指導をしている。そういった都市間協力というのがこれから

もっと求められてくるかなと思っているところです。

○下嶋氏（コーディネーター） ありがとうございます。国内だけではなくて海外の都市とも協力関係にあると。非常におもしろいですね。では、姫路市さん、お願いします。

○大倉氏（姫路市） まず都市間競争ですが、10年ほど前は企業、大学、そして高校・専門学校誘致合戦をいろいろやっていましたが、特に企業以外のものはある程度落ちついたというか、むしろ学生の定足数が足りないという現状では、大学を誘致することによって都市を再生するんだ、魅力あるまちづくりにするんだということは非常に遠い昔の話になってしまいました。また、企業誘致については、日本国内からであろうといえども、やはり都市計画で工業用地としてある程度予定したところに企業を張りつけたいというのが、何もそれはエゴイズムでも何でもなくて、魅力ある地域づくりを考えたときに必然的に起こる考えです。そのためにはとにかく企業を誘致しないといけないということになります。ゼロサムゲームだとおっしゃっても、やはり今のところ姫路市でも企業誘致については、都市間競争に負けてはいけないということで、専門の職員を張りつけてずっと企業回りを行っています。一部上場、二部上場の会社を当たって、いい情報があればすぐ、例えば市長自らがセールスマンになって誘致するというようなことをしています。ですから、都市間競争はやむなくやっているというようにご理解いただきたい。大きな視野に立てば、牧瀬先生の言うことがもちろん正しいのでしょうけれども、現実的にはなかなかそこまで到達できないということです。

都市間協力は、16年前の阪神・淡路大震災を契機として、兵庫県では都市間の協力が進みました。本市を含めて、西播磨地域という広域の5市6町とか、そういった形で常に連絡を取り合っております。また、一番最近では、姫路市と岡山市と鳥取市で、姫路の「H」と岡山の「O」、鳥取の「T」でHOTトライアングルということで、3市が協調しながら、市民交流をはじめ、観光も一緒にやろうという取り組みを進めており、今それが具体的に動いております。

○下嶋氏（コーディネーター） ありがとうございます。高松市さんお願いします。

○妻鹿氏（高松市） まず、都市間協力の取り組みの1つ目としては、先ほども申し上げました、定住自立圏の枠組みによる周辺5町との連携がございます。本市は、「瀬戸・高松広域定住自立圏」として、国の定住自立圏構想の先行実施団体に決定され、平成22年度から、周辺町と連携して、現在41の事業を実施しております。

その主なものとして、まず、医療分野の遠隔医療ネットワークを使った連携がございました。これは、全国初のITによる全県的な医療システムで、平成22年度から、本市市民病院においても、定住自立圏域内を含む近隣の医療機関との間で診療情報の交換や患者の紹介などを行っているものです。平成26年度には新病院を開院する予定としており、地域の中核医療機関として、また、耐震構造や備蓄倉庫などを備えた、災害拠点病院を目指した整備を行っているところです。さらに、本市が整備した救急艇を活用して、圏域内の島

嶼部の救急患者等の搬送を行うことにより、より安心・安全な救急医療体制の確保に努めております。

次に、ファミリー・サポート・センター事業がございます。地域の子育てを支援するため、有償ボランティアと幼児・児童を持つ主婦などの会員同士が、育児について相互援助活動を行うものでございます。22年度実績といたしましては、会員数が約1,600人、援助活動件数は約5,900件となっております。

また、文化芸術鑑賞機会等の提供としまして、高松市文化芸術ホールで劇団四季ミュージカルの小学生招待公演を実施し、圏域内の小学生約4,300名を無料招待し、児童が生の優良な文化芸術に触れる機会を提供しております。

2つ目の取り組みとしては、「瀬戸内国際芸術祭 2010」です。このイベントは、昨年7月19日（海の日）から10月31日（日曜日）までの105日間、高松港周辺と7つの島を舞台に、「海の復権」をテーマに開催されたものです。18の国と地域から75組のアーティストが参加し、16の関連イベントが開催されました。来場者は、当初見込みの30万人の3倍以上となる、全ての都道府県や、台湾、アメリカなどの海外から約93万8,000人を数え、成功をおさめました。

一方、都市間競争の取り組みについてでございます。

本市を取り巻く社会経済動向の1つといたしましては、都心部から郊外部への住みかえ需要が高まったことや、郊外型大型店舗の立地等により、都心部のスプロール化が進行しております。また、居住人口や来街者の減少とともに、商業活動の衰退による販売額の低下や空き店舗の増加など、中心市街地の空洞化の現象が顕著であるところです。

このような状況の中、高松城築城とともに開町され、400年以上の歴史を持つ高松丸亀町商店街では、現在、再開発事業を施行中であります。この再開発事業は、再開発組合等を事業主体として、7つの街区で整備を行うこととしており、そのうち、AからC街区が完成し、現在、G街区が施工中であります。平成18年度に完成したA街区については、開業後1年でエリアの売上額は3倍、10億から30億に、通行量は1.5倍、1日1万2,000人から1万8,000人に、また、固定資産税の建物の額ですが、額は9倍、400万から3,600万になるなど、一定の経済的な効果があらわれており、今後、G街区などの整備により、さらなる効果が期待できるものです。

また、本市におきましては、「人がにぎわい活力あふれるまち」の実現をまちづくりの目標の1つに掲げ、盆栽、香川漆器、庵治石等の特産品を広く宣伝、紹介するなど、地域資源を生かした、特色ある産業の振興に取り組んでおります。特に、本年11月18日から4日間、「第11回アジア太平洋盆栽水石高松大会」が日本で初めて開催されます。

さらには、中四国初のLCCの路線として、去る7月15日、春秋航空の高松－上海便が就航され、四国の他県や岡山県、さらに関西方面などからも幅広い層の利用が見込まれており、高松を拠点とした魅力ある観光地としての整備も重要であります。こういった背景

において、本市の魅力を国内外に広く発信するため、海外に向けて、英語、中国語、韓国語版インターネット広告「アート・ハブ・シティ高松」により、四季折々の魅力を動画ブログも取り入れ、発信するなど、外国人観光客誘致や受け皿の整備のための方策に取り組んでおります。

最後になりますが、本市が活力と魅力あふれるまちづくりを推進するため、県や市町など多様な主体との効果的な連携を図っていくことは、厳しさを増す地域間競争に勝ち抜く上でも、これまでも増して重要なことと存じております。

都市間協力の取り組みとしてご紹介した「瀬戸・高松広域定住自立圏」の特徴は、1対1の協定の締結に基づく、柔軟かつ弾力的な圏域形成が可能なところであり、個々の自治体で不足する部分を補う方策の1つです。こういった水平補完や、瀬戸内国際芸術祭での広域的な事業展開と自治体独自の施策をうまく組み合わせながら、地域の魅力をさらに高めることが、都市間競争に打ち勝つ結果につながっていくと考えています。

本市がこれまでに培ってきた拠点都市としての優位性を保持し、中核市としての権能を最大限発揮しながら、様々な面におきまして、県内におけるリーダーシップを発揮することが本市の使命でもあると存じており、今後とも四国のリーディングシティとして、その責任と役割を果たしてまいりたいと存じます。

○下嶋氏（コーディネーター） ありがとうございます。福田さん、お願いします。

○福田氏 「競争」という点に関連し、ブランドについてお話ししたいと思います。ブランド化にもいろいろあって、先ほど言った神戸市とか三鷹市のように、数十年かけて地域自体をブランド化していこうという取り組みもありますが、開発のした一商品とかをブランド化という動きが主流です。これには、私はすごく矛盾を感じていて、商品の開発について、生産側の作り手が「ブランド、ブランド」と言って売り出すことは、ちょっと本末転倒でしょう。本当にブランドになっていく過程には、自己投資をして、毎日、市場のあり方とかデータとかを追い、売り上げなり、そのターゲットの変化なり、徹底して毎日毎日、日に日に動くデータをマーケティングして。さらに研究を重ね、反省を重ねて、月日を要して、やっと客観的に「あっ、ブランドだ！」と評価されるものでしょう。作り手側が、最初からブランド、ブランドと言っているのでは、ちょっと甘い。まず、知るべきは対外評価。

そこで、私は、コンサルで地域に入る時に良く言うのですが、商品をブランドという場合は、「まず大市場に見に行ってください」と。そうしたら、お酒、ワイン、柚子関連商品、スイーツ、フルーツも…と、大都市では溢れているのです。デパート、スーパーでは100種類とか並ぶのに、それぞれが「地域のブランド、ブランド」として売られている。確かに、一級品なのはわかるのです、日本の場合は本当に品質が良くて。ただ、消費者は財布の紐が固いうえ、どこのを買えば良いのか、逆に迷って買えない。外国のものと比べたりもする。その消費者の動きをしっかりと見てくださいますと存じています。

そうとわかれば、「地域に来た人たちにファンとなってもらって、地元だけで売ったらいい」とか「ネットで売ったらいい」となって、大市場に出すのをやめたところもあるのですが、そのやり方でも、一商品すら売り続けることはかなり難しい。

そういう中でブランドという意味を考え直していく必要があります、どうやってブランドのイメージを獲得していくかが大切です。マーケティングをして、作り直しながら、競争にさらされることは基本ですが、今の地方が考えるブランド化は、要するに消耗戦というか過当競争に身を投じているだけで、余り意味をなしていないようなところもある。本当にブランドの評価を得たところは、マーケティングにも販売にもすごい戦略を持っていて、「どう生きるか」の自己投資も惜しまない覚悟をしている。ですから、紆余曲折しながらも、“他と競争する意識”ではないのです。

良い事例として、私が取材した土幌町の話があります。開拓時代から 50 年以上やってきたものの、米も葉物も豆も（気候的に）失敗し、土幌農協が涙ぐましい努力の末、やっとのことで「ジャガイモと酪農ならやれるかもしれない」ということにたどり着いた。本当に貧しい地域と言われていたのですが、今では、北海道のジャガイモや乳製品はブランドです。ですが今、十勝のジャガイモとか土幌のジャガイモとか、地名をつけていないのですね。その答えはすごく明確で、例えば、カルビーと提携したポテトチップス、味の素とはポテトサラダで。ニチレイとはコロッケで。ホクレンとはフライドポテトで… というように、ブランド企業と提携することで、地域が豊かになる“生き方”を選択したわけです。「通販を活用しても限界がある。地名を売ることよりも、そこで暮らす農民の生活の自立こそが重要だった」という農協の方の言葉に感銘したのを覚えています。

私も自分の腕一本で稼いでいる立場です。コンサルなんて数十万とありますが、その中で「やっていけた」ということもあるので、少しは厳しいことを言う資格があるのかなと思っています。要は、自立の覚悟と、「競合し得ない得意技を、どう見せるか」という戦略、ですね。

余談ですが、最近、小笠原が世界遺産というブランドになりました。この取り組みの始まりは平成 13 年。この時、私は自立・振興策を考えるコンサルとして小笠原に入っていたのですが、その舵切りは大変だった。キッカケは、石原知事が小笠原空港を凍結して、「空港がないと人が来ないよ」となったこと。小笠原は、特別離島振興法により 100%補助が保障されていたのですが、現地に長く泊まって調べた結果、「今の観光のあり方や食材の出し方で、観光でやれると思いますか?」「空港整備後 1~2 年は人がどっと来るけれど、内側から充実しないとリピーターにつながらない」ということを申し上げて、侃々諤々の議論をしました。その当時の村長も（空港推進派に）辞任に追いやられ、私にも「空港整備を言わないなら、もう島に来るな」となった。そのくらいの闘い(?)がありました。そんな中で、次第に島民みんなの考えが、「観光や一次産業で生きたい。観光(=生きる道)の立て直しが先じゃないか。空港は後でもいいかも知れない」となっていった

のですね。それから 10 年経って、世界が認めるブランドになったニュースを聞きました。やはり、「何で生きるか」のものすごい覚悟をした時が、ターニングポイントだったのだと思います。

最後に、「協力」ということについてお話すると、「協力」とか「協働」とか「連携」という言葉は、卒業していいと思っています。それは、産学官連携とか、農業・商業・観光などの農商連携などと、30 年以上も言われてきた割には、成果があがってこなかったから。「連携」や「協力」という言葉は、「一緒にやろうね」「これから一緒に考えよう」みたいなイメージで、責任とか分担とか自分たちのリスクの話が無くても、使えてしまう言葉です。非常に安易な言葉というか。むしろ、土幌町のジャガイモの例を出しましたが、「カルビーのポテトチップス&土幌の芋」とかいうように、具体的な対象が重要なのです。私の場合も、「フリーのコンサルとしてのスピードと現場密着のノウハウ&大手の広い営業・総合技術力」との提携とかでやっている。これからは、事業提携やスキル提携という形で、具体的に見えないといけないと思う。そのためには、提携者の互いの“切り札”がなければやれない。「連携」とか「協力」だと目的語がなくても使える言葉ですが、「提携」は目的語がないと意味が無い。ですから、「お互いが提携するメリットが何なのか」をきちんと出していく必要があるのです。

「提携」は、新たに資金や時間やエネルギーを使わなくても、“切り札” = 「自分はこれだ！」というものを、どうつないで事業化するかというやり方です。もしお互いの“切り札”を集めて、「1 + 1 + 1 ⇒ 3」にしかならないのだったら、提携する必要はない。「1 + 1 + 1 ⇒ 5」という新しい相乗効果のメリットが出せるのだったらやろう、という仕組みづくりなのです。そうした「提携」も、ブランド化の一つだと思います。

「競争」とか「協力」のあり方をみんなで論じるよりも、具体的な提携策を個別に模索する時だと思います。

○下嶋氏（コーディネーター） ありがとうございます。最後に牧瀬さんお願いします。

○牧瀬氏 都市間協力と都市間競争について私の見解ですが、都市間協力は、私は大賛成です。今後ますます地方分権が進むならば、1つの自治体だけで対応することは無理です。ある程度、自治体と自治体が協力をして役割分担していかないと、職員がもたなくなってしまうと思います。ある政令市は昨年 170 名弱の長期病気療養者がでています。この一つの理由は、地方分権にともない業務量が増加する中で、職員数が増えないため、一人当たりの業務量が増大しているからと考えています。今後、地方分権にともない、もしどんどん事業が国から下りてくるのであるならば、自治体は協力をして、役割分担をしていかないと厳しいのではないかと考えています。その意味で、私は、都市間協力は大賛成です。

あともう 1 点、都市間競争についてです。先ほどの講演でもお話したのですが、報告書案の中で「地域ブランドの確立など『都市間競争』」というフレーズがありますが、地域ブランドと都市間競争はイコールではないということを指摘しておきたいと思います。

これは私の意見ですが、「地域ブランドは都市間競争で激化しません」ということです。なぜかという、ブランドは「違い」をつくることに真髄があります。今、激化している理由は、自治体と同じ市場や同じ層を奪い合っているからなんです。つまり「違い」をつくっていないのです。他の自治体と同じことをやっているんです。だから激化してしまっているわけです。もし、すべての自治体がブランドをつくり、つまり「違い」をつくっていけば、すべての自治体がそれぞれ違うことをやっていけば、同じ市場や同じ層が重なることはありませんから、決して競争が起きないのです。しかし、違いをつくれていない、つくっていないところがいけないのです。繰り返しますが、今、同じ市場や同じ層を対象としたブランドをつくってしまっているため、都市間で競争が激化してしまっているのです。本来、地域ブランドというものは独自のものをつくっていくということです。それがブランドです。なので、私の考えは、地域ブランドは都市間競争にはつながらない、むしろ都市間競争という考えから、離れていくと思っています。

とはいいつつも、やはり競争がないと何事も発展しません。その意味では競争は大切だと思っていますが、私が今イメージしている競争というのは、「協」力して「創」つくり出すという意味で使用しています。「協」力して「創」造するという意味の「協創」です。これからの時代は、この考えが極めて重要になってくると思います。先ほど都市間協力が必要になってくると言いましたが、自治体同士が「協」力して「何か」を「創」り出す。そして、この「何か」がブランドなのです。議会同士が協力して何かをつくり出す、これがブランドなのです。そして一番重要なのは、議会と執行機関が協力して何かを創り出すということです。最近、長対議会の対立があったりしますが、そうではなくて、長も議会も、向かっている「住民の福祉の向上」という目標は一緒ですから、そうであるならば、お互いが協力をして何かを創っていく、それが多分ブランドになっていくと思います。そういう意味で、私は、この「きょうそう」という言葉は、「協力して創っていく」なんていうことをイメージして話しています。

4. 閉 会

○下嶋氏（コーディネーター） 今日貴重な意見が多数出まして、非常にいい座談会だったと思います。最後に三井議長、ご挨拶をよろしくお願いします。

○三井氏（旭川市） 閉会に当たり、一言ご挨拶をさせていただきたいと思います。

本当に長時間にわたり、白熱した議論が展開されて、充実した座談会であったと思っております。ご協力いただきました皆さんに心からお礼を申し上げたいと思います。

今回の座談会会議録については、皆さんに後ほどまたご確認をいただいた後、報告書に盛り込ませていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ご協力いただきました皆様に心からお礼を申し上げまして、閉会のご挨拶にかえたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

○総会講演録

1. 第92回総会（平成22年8月23日（月））

「伝えるのは命の輝き」

旭川市旭山動物園長 坂東 元 氏

2. 第93回総会（平成23年2月2日（水））

「都市の地域再生戦略」

地域政策プランニング代表 福田 志乃 氏

3. 第94回総会（平成23年8月24日（水））

「市議会から発信する地域再生戦略」

(財)地域開発研究所 主任研究員 牧瀬 稔 氏

第92回総会講演録（平成22年8月23日（月））

「伝えるのは命の輝き」

旭川市旭山動物園長（ボルネオ保全トラストジャパン理事） ばんどう げん 坂東 元 氏



略歴： 1961年 旭川市生まれ
1986年 酪農学園大学酪農学部獣医学修士課程卒
同年5月 旭川市旭山動物園就職
1995年 飼育展示係長
2004年 副園長
2009年 園長

平成9年の「こども牧場」から「ペンギン館」「あざらし館」…「ちんぱんじー館」「レッサーパンダ舎」「オオカミの森」「エゾシカの森」「もうきん舎」まですべての施設のデザインを担当、数々のアイデアを出し具体化してきた。また手書きの情報発信やもぐもぐタイムなどのソフト面でも係の中心となり具体化、システム化を図ってきた。現在は、タンチョウ舎、北海道産両性類は虫類館設計などを手がけている。

著書：「動物と向きあって生きる」 角川学芸出版
「旭山動物園へようこそ」 二見書房
「夢の動物園」 角川学芸出版

【スタートライン】

皆さん、はじめまして。旭山動物園の坂東といいます。今日はよろしくお願ひします。

今回、旭川市旭山動物園ということで、今日、うちの議長がいらっしゃっていて、それがご縁でこのような機会をいただけたことに本当に感謝いたします。それと、旭山動物園夢基金というのがありますが、今回のことで少し夢基金に寄附をいただけるということで、それもこの場で感謝したいと思います。本当にどうもありがとうございます。

旭山動物園はすっかり有名になって、多くの人々が訪ねてきています。動物園は市の直営組織であり、その中で自発的なアイデア、いろいろなものを具体化しながら、議会とか市の内部とかの合意をいただきながらここまでやってきました。僕らが実際現場でどんな思いを持ちながら具体化してきたのかという話をさせていただきます。

昭和61年に獣医として動物園に入りました。この頃、動物園がいつなくなるのだろうという時に入りました。動物園はなぜか赤字、黒字の中で議論されることが多く、その程度の対象だということだと思のですが、動物たちとかかわっているうちに、こんな素晴らしいものなのに、それがつまらないからなくなるという悔しい思いが募りました。そして、少なくなったとはいえ、お客さんが来られて、つまらないじゃなくて、1つでも素晴らしいという気持ちを心に持って帰ってもらえれば、きっとこうじゃなくなるはずだと。それがスタートラインだったという気がします。

【入園者は結果としてついてくるもの】

結果として入園者が300万人まで一時いって、経済効果ばかりが話題になりました。自分たちの中では、入園者はあくまで結果としてついてくるもので、それを求めるものではないと思います。なぜかという、自分らは動物園で働いているというか、動物園にいと動物たちは素晴らしく、動物がいるから動物園が存在しないといろいろな生き物のことを知ることができません。これからは「生物多様性」という言葉がキーワードになり、エコもそうですが、等しく人だけじゃなくて地球上のいろいろな命、生き物たちと一緒に暮らす未来を見ようというのがエコだと思、その接点として動物園が必要なのであって、動物園が存在するために動物がいるのではありません。例えば、入園者を追い求める気持ちを持ってしまうと、動物が道具に変わってしまいます。自分たちの組織は数十名の市の職員でやっています。今は少し入園者が落ちていますが、入園者を増やそうという努力は絶対しないでくれと言っています。ただ、伝える努力、今までやってきたもの、そして来年につながることを今年できなかったことをまた来年具体化していく。その気持ちだけ、その努力をしようという気持ちは絶対になくすなよと言っています。ただ、ここに来て、市の組織の中で外国から観光客が訪れるようになって、いろいろなものを背負ってしまったというのがあります。

【「伝えるのは命の輝き」をテーマに努力、動物側の視点に立った発想の「あざらし館」で全国区へ】

「伝えるのは命の輝き」が旭山動物園のテーマです。旭山動物園が全国区になったのが「あざらし館」という施設ができたときです。入園者が100万人を超えるという、地方の

35 万都市ではあり得ないような事態になったのが平成 16 年です。これが世界で初めてみたいな施設になったのですが、この写真をホームページに出すと、外国人も当然見るようになり、やはり日本人はおかしいみたいなことで、このアザラシを何時間この中に瓶詰にしておくのだという苦情が来るようになりました。確かに何となくホルマリン標本みたいな感じにも見えますが、上と下が通じていて、アザラシが自発的にこの中を通る仕組みです。実はすごく当たり前であるが発想としてなかったのは、多分、動物園やいろいろな組織では見る側、見せる側の理屈で全部がつくられていた。そこで一生を過ごす動物側の視点はずっと欠けていたからそういう発想がなかったのかなという気がします。

【300 万人という数字的な成功を果たしたが、地元の人の足が遠のくという新たな課題に挑む】

旭山動物園は日本最北の動物園として昭和 42 年にできました。地方の成功というか、都市の豊かさの象徴、シンボリックなところで日本は異常なくらい動物園の数が多い国です。そういう意味では、日本は動物好きの国民だとよく言われます。ただ、本当にそうなのかといったらちょっと疑問はありますが、成り立ち自体が都市の豊かさの象徴みたいなところでできたところに問題の原点があるのかなという気がします。

自分が入った途中ですが、平成 6 年にエキノコックスという、人と動物の共通の感染症、外来寄生虫病が園内の動物で発生して自主的に閉鎖しました。入園者はずっと落ちていたのですが、これが決定的になって 26 万人まで落ちました。もうこれはというところだったのですが、市長が変わり、とにかくボロボロになった施設だけはどうにかすることになりました。それでリニューアルが始まり、その中で獣舎を建てたら、着実に少しずつ入園者を増やしながら右肩上がりが続け、平成 16 年の「あざらし館」になっていくという歴史があります。そして、300 万人まで来ていろいろな話題になりました。35 万都市でこれだけの人が来るというのは観光要素がすごく強くなります。景気だとか社会状況に影響されませんが、今は少し入園者が落ちついています。

僕らは、訪れた人に何かを感じて持って帰ってもらう。それが結果だと思うのですが、やはり数字が結果に見える人たちも当然いるわけで、300 万人までというのは数字的には成功かもしれないですが、逆に受け入れる能力としては多分 150 万人位が限度だったところに、それを上回るお客さんが来続けました。その訪れた人の中には不満がたまっていたという歴史もあったのかなと。最近すごく顕著なのは市民が来なくなってしまったことです。特に田舎なので、行列ができる場所に足を運ぶことはほとんどしません。学校の遠足で動物園をやめよう、旭山はやめようということになって、地元の人の足が本当に離れてしまったのです。なぜかというと、動物園で子供たちが絵を描いていると、人が込んでいるところで何で絵を描かすのだと遠くから来たお客さんから苦情が来てしまうのです。自分たちが見られない、子供たちが来られない環境がどんどんできました。幼稚園の子供たちが遠足で来ててもどこも見られない状況になり、地元の人の足がどんどん遠のきました。今そこをもう一回作り直す時代に入ってきたのかなと思います。数字的な成功と自分たちが中にいて感じる部分とにいろいろなギャップを抱えながらですが、大体 200 万人位まではどうにか快適に過ごしてもらえ環境がやっと今作れつつあるという現状です。

【公立だからこそ、ここまでこれた動物園】

旭山動物園にいろいろな方が視察に来られるようになり、平成16年にメディアに多く出るようになりました。なかでも、ディズニーランドのオリエンタルランドの方が注目していたらしいのです。というのも日本の集客施設は必ず欧米のノウハウが入って始まります。その資本が引いた時点で全部だめになっていきます。唯一残っているのがディズニーランドとUSJだということで、名前も知らないような都市の動物園に見たことがない施設がいっぱいあり、どこのノウハウだろうと調べたが、その背景がない。それで直接オリエンタルランドの方が来られて、市の直営という話に本当にびっくりされていました。

ハードやソフト、「もぐもぐタイム」等で様々な仕掛けを自分たちでたくさんやっています。当然本来の仕事ではないのですが、そういうところが全部評価の基準になっているのです。市の施設でここまではすごいですねではなく、市の常識の中でやっつけてうちみたいな動物園が生まれるわけがないわけで、そういう意味では、常識的ではない発想でやってきました。その民間の人たちが園内を視察していて、同じ職員があっちでしゃべっていたと思ったら今度はこっちにいたとか、とにかく動き回っている。何でこんなに頑張っているのだ、どういう手当の出し方をしているのだと言うから、うちはそういう手当なんて1円もないのですよと。じゃあ何でそんなにみんな頑張れるのというから、そう言われてもどうしようもないのですが、やはり自分たちが素晴らしいと思っているものを素晴らしいと共感してもらえたことが一番嬉しくて、それが何よりもということで頑張っているのかなと思います。入園者が増えて、たくさん人が来られて、園内の売店は民間で経営されていますから、うちがよくなったら儲かる人たちもいます。入園者が増えて、よく頑張っていると言われながら、僕らの給料は右肩下がりが続く中でやっています。何で頑張れるのか、むしろお金が絡まない、旭山動物園は公立だからこそ、ここまでこれた動物園だと思っています。廃園の危機があり再整備になったその中で、自分の中での分析ですが、もし民間だったら、やっぱりお客さんに受けること、来てもらえる人に受けること、その人たちが望むことに応えようというスタンスだったと思います。

【珍しい動物がない動物園も素晴らしいと共感できるスタンスでの取り組みが革新的なものにつながる】

珍しい動物もない中で、僕らの普通の動物園はずっと素晴らしいと思われ続けている。そのことを共感してもらえれば、自分たちの側のスタンスで共感を得たい。その取り組みをしてきたことが、やはりいろいろな意味で革新的なものにつながっていったのかなという気がします。あと、どん底の26万人まで落ちた時代と300万人まで増えた近年、動物の足し算を一切していないのです。こんな動物じゃ誰も来ないよといった動物たちで300万人までできました。本当に動物園がみんななくなろうとしていた時代だったので、その中で旭山動物園がこのようなやり方ということで、他の動物園にいろいろな意味でたくさん影響があったのかなと思います。

それと、行政の方によく聞かれますが、完全な黒字経営がここ5~6年続いています。うちは特別会計の中で、一般会計からある一定の金額をもらいながらずっとやっていたので

す。200万人を超えた年から実質上一般会計から1円ももらわないでも運営できるようになりました。いろいろあったのです。本当はそれは別じゃないかという話はあったのですが全部なくなったのです。だから、うちは人件費も含めて一般会計から1円ももらわずに運営しています。過去の借金の返済もしているし、新しく建てる建物も全部黒字分でやっているということで、いろいろ評価されているのかなと思います。

僕らがどんな思いを共有しながらやってきたかですが、これは理屈じゃなくて観念的な部分になりますが、日本の動物園・水族館の不幸な歴史と言ったら変ですが、日本には元々動物園という発想が江戸時代までありません。欧米文化が入ってきたときに、その価値観の中で動物園も持ち込まれます。動物園は動物に直接かかわっていない人たちが経営部分を考えて、動物だけ見せればいいやとやってきたところに原点があるような気がします。その素晴らしさを伝えたい部分が出てこなかった、現場の人たちが表に出なかったことが、結局、パンダ、コアラ、ラッコのようなスター動物を追い求めるスタンスになってしまったのかなという気がします。

自分は動物たちがこんな素晴らしいものだ気づいたのは動物園に入ってからです。どんな気持ちを共有するかですが、昔、オオカミがすごく狭い檻の中にいたのです。お客さんには「汚い犬だね」みたいに見られながら、年とったオオカミが1頭いたのです。僕が獣医になったのは、やっぱり助けること、命は大切、いろいろなキーワードの中で、延命すること、助けること、痛みを取ることで、それが絶対善なのだと思って動物園に入りました。そのオオカミのおしっこが出なくなって、膀胱に石ができたのです。当時、施設も設備もないということで、外科的な手術は判断できない。年をとっているので予後管理も難しい。点滴をしたら溶けるので、内科的に溶かして、それを10日ぐらい集中的にやればと考えると、それをやったのです。ただ、動物園の動物は人に依存しないのです。30年飼育したクマでも、一回扉を閉め忘れてたら殺されちゃうという、その存在は認めるのですが、絶対に距離感を保つのが動物園の動物です。年をとったとはいえオオカミなので、直接中には入れず、注射もできません。吹き矢を使って麻酔をしている間だけ治療するのですが、3日目、4日目までやったらおしっこが出始めて、これはいいと思ったのです。オオカミの側にすれば当然治療されているという概念はないですから、僕の姿を見たら足が震えて、口から泡を吹いたみたいな状態になります。それでも麻酔をして、自分はいいことをしていると思いつけてやっていました。そうしたら、1週間目に、吹き矢が当たった瞬間にショックで死んでしまったのです。それが自分の中ではすごくショックで、自分のやってきていることって何なのだろうと。命というものを取り扱う、その命って何なのだろうとすごく迷いました。それまで、狭いながらも担当者がオオカミらしくと思って一生懸命飼育してきたものが、最期を迎える1週間、本当にただの拷問のような状態で最期を迎えていく。しかも、お客さんにはそれが「汚い犬だね」としか見てもらえなかった。いろいろな思いの中からすごく悔しい思いがあって、自分の中では、やはり自分が思っていない生命観、実は人間だけがすごく特別な生き方をしている生き物だなとすごく思い知らされるものがたくさんありました。相手を知ったり、思いやったりというのは本当にどうということ

なのだろう、相手の立場に立ったら全然違う景色が見えることが余りにもたくさんあることに気づきました。

痛みとか苦しみとか、そういうのは僕らだけの概念なので、それが無いとどうなるのだろうという、やはりそれを受け入れて生きるという生き方があるのです。その痛みも苦しみも自分のものとして生き、それで生きられなかったら死んでいく、あるいは食べられていくという生き方があるのです。そうすると、ぶれることがないし、誰かをうらやむことをしないし、自分がすごいぞと自慢をすることがありません。100 生まれたら 100 死んでいきますが、その命にずっとかかわっていると、彼らの純粹さ、気高さ、尊さみたいなものが、面白い、面白くないとか、珍しい、珍しくないとか、可愛い、可愛くないとか、そんな薄っぺらな感情の中で見続けるものでは絶対にはずだという思いをどんどんみんなの中で共有していくようになりました。

そうはいつでも、動物園舎は本当にボロボロだったので、僕も右も左もわからないときによく他の動物園の視察に行ったのです。何が嬉しかったって、うちの動物園よりぼろいところを見つけたら本当に嬉しくて、うちよりこんなひどいところあったよという、それだけが楽しみみたいな感じで他の動物園を見に行ったのです。そして、動物園はどんどんボロボロになっていき、この動物園つまらない、かわいい動物も狭いし、かわいそうだし、臭いし、面白くない。そんな中で、ラッコもいないみたいなことで、お客さんが減り続ける歴史の中に入っていました。

それでも、僕たちは彼らの尊さを共有していったのですが、ラッコのブーム、コアラのブーム、やっぱりこれはブームです。うちの動物園には当然いません。北海道にもラッコが入ってきてすごいブームになりました。本当にみんなラッコ、ラッコと言い出しました。うちの動物園に来たお客さんも、本当に何の変哲もないプールにアザラシがいたのですが、そこに行くと「ラッコいないの？」と必ず聞くようになったのです。昔、幼稚園とか小学校の遠足は、先生の先導でクラス単位で連れて、「はい、次行くよ」というのが動物園の定番の見方でした。動物ってその程度と言ったら変ですが、例えばうちには、正面から入るとフラミンゴが3種類います。オレンジ色のきれいな色のと、背の高いピンク色のと、背の小さいのと3種類です。子供たちってすごく素直だから、「どれがお母さんなの？」みたいに必ず先生とか親に聞くのです。そうしたら、「オレンジ色のお母さん、背の高いのがお父さん、小さいのが子供たちだよ」みたいな。嘘ですよ。嘘だけど、子供たちがふんふんと納得していました。嘘だけはやめろよみたいに思いながらいたのですが、ただ、動物って、1足す1が3のような嘘じゃないのです。その程度で、何か楽しければいいやで次々行き、アザラシに到着します。アザラシまで来ると、子供たちにはフィルターがかかっていないので、何の変哲もないプールにいるアザラシを見続けることができ、たくさん発見します。ここどうなっているの、あそこどうなっているのと、どんどん発見します。子供たちが見ていると、先生は何十年もずっと見ていて、もう知っているつもりになってしまい、これはただのアザラシに思っています。だから、先生は見えていません。子供たちが見ていて、そろそろ時間だから次行きますよと言うと、子供たちはもうちょっと見たい

となります。しかし、ある一定時間が過ぎると、当時は先生なり大人が「これラッコじゃないよ。ただのアザラシだよ」と必ず言ったのです。大人がそういう価値観を持ってしまったのはしかたないにしても、それを聞いた子供たちがどう反応するかが一番大事だと思います。子供たちにすると、自分の中で素晴らしいものをいっぱい発見したのに、先生が「ただのアザラシだよ」と言った瞬間に、「何だ、ただのアザラシだったの」になってしまったのです。本当はこんな社会にしたのもこんな地球にしたのも僕ら大人なわけで、子供たちが僕らと同じ価値観を共有したのでは変わる要素がないと思うのです。子供の中でつけたものをしっかり育てあげることが本当は僕らがしなきゃいけないことで、それがすごく悔しく思いました。その当時アザラシはそんなに注目されていなかったもので、餌を持って歩いていて、たまたま「ただのアザラシだよ」みたいな話を先生がしたら、先生のところに行って、「先生、ちょっと待ってください。今、ただのアザラシって。どこがただなのか説明してください」と、結構かみついてけんかしました。

ただ、その「ただのアザラシ」にしたのは誰なのか、それはその命を預かっている側の動物園・水族館だったのです。命を扱う側が命の価値に差をつけて見せ続けてきた。それがきつと動物の価値に差をつけ、いつの間にか、パンダはすごい生き物で地元にいるタヌキやキツネとは全く別格の生き物になってしまいました。本当は一緒ですよ。今、普通の生き物を大切にできない僕たちが希少種だけを守れるわけがないのです。だから、身近な生き物、スズメでもカラスでも本当にみんな素晴らしいということを伝えなきゃという思いがずっと募っていました。「あざらし館」はかなり気合いが入っていて、いつか見返してやろうと思い、あの「あざらし館」になっていったのです。

【20 数年休むことなく続けているワンポイントガイド】

その中で動物園がなくなろうとしていました。本当にお金がなかったのです。年度末には1万円の修繕費がないと騒ぐ動物園だったのです。この中でも、やはり来た人に素晴らしかったねと思ってもらいたいよねと。それにはどうしたらいいかと、みんなで勉強会を月1回、仕事が終わってからずっと行いました。その中で、お金がなくてもできるのは、「しゃべるのはタダじゃないの」という話になったのです。もう20年以上前の話ですけども。動物は自分のことを自慢しない、お客さんにはつまらないとしか映らない、それでも、素晴らしいと思いつけている自分たちがいるのだ、その懸け橋になれないのかと。格好よく言えばそうだったのですが、それでやろうということになりました。ただ、いわゆる現業職の職場で結構気難しい人が多く、動物のことは苦勞と思わないが、人前でしゃべるなんてあり得ないという人もたくさんいました。それでも全員でやらなきゃ旭山の力にならないだろうと、侃々諤々やって、日曜の11時からと決め、公平にやろうということであみだくじで順番を決めてやりました。人前でしゃべるなんて本当にあり得ないと思う人もたくさんいました。自分の番が来る1週間前位から緊張して半分ノイローゼみたいになります。ちょっと来てくれと、こんなこと話そうと思うんだけど、どうだろうとか相談しながらやって、日曜の11時になったら20~30人ぐらい、何だろうと集まってくるのです。話し始めると、聞いてもらおうじゃなくて、自分がしゃべるので精一杯なので、例えば

イオンの話だったら、食肉目ネコ科で、アフリカに生息し、プライドという群れをつくり、雄だと体重 200 kg 以上、雌で百数十 kg、食料は草食獣で主にシマウマで、子供は何頭でみたいな、聞いてもつまらない話が続くのです。そうしたら、1人欠け、2人欠け、どんどんお客さんがいなくなるのです。うちは班体制で飼育体制をとらずに、みんな個人に責任が集中する全部個人職場ですが、ワンポイントガイドが始まると、他の職員も面と向かって見ていないのです。木陰から、建物の陰から、あいつ何しゃべるのだろうと見ているのです。お客さんが最後の2~3人になると、これはまずそうだということで、いつの間にかその最後のお客さんを飼育係が取り囲む状況が生まれます。最後のお客さんも、聞いていて申し訳ないけど行こうかなと思って後ろを向くと、難しい顔をした飼育係と目が合って、半分強制したような状態でワンポイントガイドが終わります。雨が降ってお客さんがいないときは、自分たちで手分けをして、10分で終わるから聞いてくださいと頭を下げ集まってもらい、それでもいないときは、昔は遊園地があって、バイトしている子をお客さんにしました。台風が来ても、嵐が来ようがここ20数年、ワンポイントガイドは一回も休んだことがなく、それが自分たちの力、特に自分の中でもすごく原点になっています。

【行動展示～自分たちが素晴らしいと思ったものをお客さんに還元～】

自分は飼育係じゃなくて飼育展示係なのだ。自分たちが素晴らしいと思ったものをお客さんに還元することがすごく大切な仕事だと思うようになりました。その思いがあれば具体化していかないと負けだというのがすごくあって、そこから自発的に、トップダウンではなく、自分たちの中から生まれたものをどんどん具体化しています。それで、つまらないでは終われないということで、行動展示と呼ばれる行動になっていくのです。古い施設の建て替えでは、何か付加価値をつけた姿ではなくて、日常に関わることが僕らがずっと関わり続ける原点であり、ありのままが一番素晴らしいはずだという思いで設計しました。

◎頭上にいるヒョウ～寝ている姿でも感動を伝える～

最初、猛獣類の施設がボロボロだったので、それを引っ越しました。「頭上にいるヒョウ」。ここに引っ越す前、このヒョウは、日曜日の夕方に動物を収容したら、格子の中は石ころだらけでした。なぜかというと、寝ていてつまらないから、動けということで石をぶつけられる、棒でつつかれる、手をたたいて驚かされる。そういう見方をされていました。引っ越し後は、同じ寝ていても、そっと見ていようという気持ちになれる、あるいは本当に「わっ、すごい」と見てもらえるようになりました。それが本当に原点です。

◎ペンギん館～水中ではマグロカイルカの迫力で大人気～

平成12年に「ペンギん館」ができますが、おもしろいもので、人間って相手を見てその価値を決めちゃうとそれ以外は見ないのです。ペンギンというと、よちよちした可愛い生き物です。特にこの「ペンギん館」ができて少し話題になると、何十年ぶりに動物園に来たというおじいちゃん、おばあちゃんが陸上を見ないで、まず水中の中を見に来るのです。ペンギンを探しているのですが、多分そのおじいちゃんの中では、ペンギンの泳いでいる姿と陸上のよちよち姿が全くリンクしていないのです。会話を聞いていると、目の前で泳いでいるのは何だという話になってしまいます。「これマグロじゃないか」、背中から空気

が出るから「これイルカじゃないの」と本当に言っていました。ああ、なるほど。そのすごく本質的なところで何か気づきがあって、それがきつと、うちは有料率が8割位で収入が多いのですが、大人が来る動物園になっていったのかなと思います。

◎あざらし館～筒を通るだけで歓声～



「あざらし館」でも、アザラシにここに入ってもらおうという訓練は一切していないのです。アザラシの閉鎖された空間の中で一生を終わっていくという、生き物の側に立って発想したものです。ただ、これができる、アザラシがこの筒を通るだけでわっと歓声上がるのです。ほかの動物園、水族館の方、あるいは美術館、博物館のいろいろな人が来ましたが、ショーとか芸をするのではなく、当たり前で歓声が上がったのは多分日本では初めての出来事だと。しかも、それが海外の生き物じゃなく、地元の生き物だというのが、

いろいろな意味ですごくインパクトになったのかなと思います。だから、その素晴らしさだとかをどこに見つけて、見続けてもらう視点はどこにあるのかということです。姿だけだと、2～3回見てわかったつもりになります。でも、彼らは生きています。生きていれば、今日と明日の姿は絶対違うし、成長があり、老いがあり、死があり、誕生があり、常につながっていくのが命なので、そのことを心で感じてもらえることを願いながら努力し続けています。

よく、投資し続けたからここまで来たと言われますが、うちは実は大がかりなものというより、試行錯誤でやっていることの方が結構得意です。これはお金がない時代に自分らの溶接でつくったタヌキとかキツネの檻です。そのタヌキ、キツネの檻ですが、お客さんにどう映っていたかという、お客さんは歩いて行きます。その檻の角ぐらいいくると、結構フンとかオシッコの匂いがきついです。匂いが来ると当然臭いという感覚になるので角に来ると「わっ、臭い」になります。「わっ、臭い」となるとどうなるかという、走り抜ける施設、ワープするためにあるみたいな施設で、だれも見えてくれない施設だったので。だけど、キツネ、タヌキというのは昼間に見ることは多分、野外でもないと思うのですが、昼間は物陰とか木陰で寝ているのです。夜になったら動き出す。じゃあ気持ちよく寝られる場所を作ってやろうということで、もらった木をここに置き、こっちは廃材の塩ビ管を拾ってきたのを置いて、檻とつながりました。すると、当然タヌキはこの中に入って寝るし、キツネはこの筒の中に入って寝ます。そうしたら見られないだろうという話になるのですが、ただ、人間も結構いろいろな習性がある、間違いなく言える習性の1つに覗くのが大好きです。何かが見えるから覗くんじゃないのです。多分、この部屋のどこかに穴をあけておくと、みんなとりあえず一回何だろうと覗かずにはいられないと思うのです。そういうことで、この施設で大事なのはここにフタがあることなのです。何がいるで

はなく、フタがあると何となく気になってぱかっというのです。ぱかっあけたら、何か毛むくじゃらのモジャモジャが入っています。「わっ、タヌキだ、タヌキだ」と。同じにおいがしますが、これも人間の特性で自分がプラス思考で見ると意外と認められちゃうのです。そのにおいが、「これがちょっと臭いけどタヌキのにおいだね」と認めちゃうところがあります。そういう小さな取り組みとか、何かできないのかと常に考え、何か拾ってきたり、みんな自分の発想の中で具体化してやっています。

◎ペンギンの散歩～旭山動物園の冬の風物詩～

旭山動物園ですっかり冬の風物詩になったペンギンの散歩があります。始めは 20～30 人の人と一緒に散歩していたのですが、今は何千人という方が見に来るようになりました。これはパレードでも行進でもないのです。うちは散歩という言葉にすごいこだわりを持っています。犬を飼ったら散歩に行きたいよというのと一緒のことです。何も訓練をしていないのに、2～3 回出すと毎回こうやって出て行こうとします。毎日頭をゴチゴチぶつかけながら出て行くのです。でも、この 20cm を越えられない、精一杯な生き物が地球上でずっと生き続けているという、地球ってすごいなと思います。ただロープも張らない、何もしないので、すごく調教されているイメージが強く、パレードという印象がどうしてもついてしまいます。このペンギンの散歩の秘密は、こっちにお客さんに並んでもらいます。こっちにお客さんに立ってもらおうと、ペンギンにしたならここしか空いていないので、そこをただ歩いていくみたいな、それがペンギンの散歩の秘密です。コースを変えようと思ったら、お客さんの並べ方を変えればすぐ変わるのです。ただ、うちは雪があるときしか歩かせません。ペンギンの体のこともあるのですが、やはり寒さと雪があって初めてペンギンの姿が心の中に残ってくれることが何より大切だと思っています。今の地球環境、いろいろな問題があります。暖かくなって南極や北極の雪がなくなるときに、うちで見たペンギンの散歩、寒い中で見た彼らをふっと心に思い出してもらえれば、きっと他人事じゃなく自分事として何かしなきゃいけないという思いになるのではないかな。そういう思いがあるので、このペンギンの散歩があります。ただ、これがうちでうまくいくと、ペンギンを冬の間、外に出すところが多くなってきたのです。なぜか音楽が鳴り手拍子をしていたり、着ぐるみを着た人が先導したり、ひどいところになると蝶ネクタイをしてみたいな話になるのです。そうすると、その時点で全く違うものになってしまうと思います。付加価値をつけて見に来てくださいねとなると、ペンギンのことが伝わるのではなく、その水族館・動物園の道具になってしまう気がします。だから、その部分ではなかなか自分たちの思いが広まらないとすごく思うところです。

【旭山動物園の取り組みの経過】

旭山動物園の取り組みは、昭和 61 年のワンポイントガイドから始まり、いろいろな仕掛けを始めています。学校教育と連動しながらズーノートを作ったり、出張授業もガイドも含めたら年間 300 件以上今やっています。平成 14 年の「もぐもぐタイム」がうちの大ヒットですが、動物たちの一番特徴的なところをより多くの人に見てもらおうということで始めたものです。これも日本の動物園の中では本当に画期的な行事だったのです。以降、そ

の死を伝えること、あるいは「とことん旭山」、去年位からは「三度のメシより旭山」とか、とにかく足し算でやっていて、地元の人が出来なくなったことがあるので、定員 10 名の行事を毎週やっています。その中で、どうにかもう一回地元の人たちに足を運んでいただきたいということで、全部足し算でやっています。自分たちで自発的に始めているので、どうしても引き算ができなく、今年できなかったことを来年はもう一回やってみようよということで、どんどん足し算になっています。

うちの組織は、昔から体質的にというか伝統的にお金がない動物園でした。ないからできないとか、これがあつたらできるよということと言っても全く無意味なので、ごみ収集日の出勤する途中で、まだ使えそうなものがあつたらいてもたってもいられず、車に積んで職場に持って行って使ったりしていました。とにかく形に、思いついたら何かしてみる。思っただけじゃ何も先に進まないのです。やってみないとわからないことがいっぱいあって、いろいろなことをやっていたことが自分たちの組織の原点のような気がします。

飼育展示係ですが、やはり動物のすごさ、擬人化しない、人間の価値観に引き込まない、その中で動物のことを知ってほしい、そのことを感じてほしいということでやっています。それが軸になり、それに刺さっている串だんごみたいな組織です。みんなの合議で何かをやっていくというよりも、それぞれ、例えば「もうじゅう館」の担当は 1 人です。「ペンギん館」なら 1 人なのです。その人の思いの中でやっていくのです。あと、しゃべるのが得意な人もいれば、物を作るのが得意な人、いろいろな個性の集団なので、その個性をどうにか伸ばしてあげるような形をつくっています。「もぐもぐタイム」も一切原稿は作らないのです。例えばペンギンの話をする際、順番でいろいろな人が話すので、3 人いたら 3 人の話し方があります。原稿を作ったら同じことが伝わりますが、3 人の個性の中で感じたことをそれぞれの個性で伝えると、3 倍のことが伝わる可能性が出てきます。だから、動物もそうだし、人間も動物なので、その中で一番やりがいを持てる仕組みを作りながら、自分の得意なことを伸ばせるような形で組織をつくっています。ただ、この軸から外れることはだめですよということで、そういうときはみんなの話し合いでやっています。

【動物の死を伝えること】

これまでやってきた動物園の取り組みの中で、すごく議論になったことがあります。それは「死を伝える」ということをタブーでしたが始めました。実はうちの業界と言ったら変ですけども、動物園、水族館の中ではすごく議論になりましたが、今、命というもののとらえ方、人間社会の中でもそうだし、すごく曖昧になってきました。「命は大切」というのが最終的な切り札みたいに使われるようになっていきます。僕は、「命は大切」というのは、長く生きることではなく、どう生きることなのかだと思うのです。だから、その中で、誕生とか死というのは日常のことであって特別なことではない。子供に「死って何？」と聞くと必ず「病気」と言うのです。病気じゃないですよ。死は必ずだれにでも訪れることだし、どの生き物にも訪れることです。だから、死を知って初めてだと思うのです。

死ということで、カンゾウというクマが 4~5 年前にいたのです。当時、日本で飼育している最高齢の雄のホッキョクグマで、野生由来だったのですごく尊厳のあるやつでした。

これがうちの動物園に来る前、上川のベアーセンターにいたのです。麻酔をかけて血液検査をしたら、当時から最高齢で30歳を超えていたので当然いろいろなものが衰えているのですが、肝機能がすごく悪くなっていたのです。ガンマGTPが2,000を超える値が出ていて。それで、安易に僕らは、肝臓が悪いからカンゾウという名前を付けました。ある秋、歯も衰え、ボロボロになって、ぺたぺた歩いていて、野生では当然生きていけない高齢な状態だったのですが、プールから上がって、プールの水面を見たら米粒みたいなのが無数に浮いていて、何だろうと思ったら、無数のウジです。ハエの幼虫、ウジ虫が浮いていて、これはとってカンゾウを見たら、爪の間とかにびっしりウジが刺さっているのです。本当に耳を澄ますと音が聞こえるくらいのウジが大量についていました。検査してみたら、新陳代謝が衰えて腐敗したものがたまり、ハエが卵を産んでいたのです。肝機能も当然衰えているのですが、腎臓もかなり悪い状態で腎不全寸前でした。そこで例えば腹膜透析、いろいろなことをして2~3カ月の延命はできるのですが、やはりカンゾウらしく、ホッキョクグマらしく暮らしてほしい。それをたくさんの人に共感してほしいと思って飼育をしてきて、最期をどう迎えさせてあげるか。やはりホッキョクグマらしい、カンゾウらしい最期ということで、うちの動物園では安楽殺という選択肢にします。終わらせてあげないと終われない。本当は、野生で生きている状態では生物学的な寿命まで生きる生き物はいなく、かなり短命で次の命にすべてを引き継いでいく。要するに食物連鎖の中での動物園はその環から外すので終われない命になっている部分があるので、どこかでということ視野に入れながらずっと治療を続けます。これは安楽殺じゃなくて自然死だったので、死ぬ前日にはもう目も見えない、耳も聞こえていないのですが、僕らが檻の前にはわかります。そうすると、後ろの扉が開くと外に出られますが、そっちに行くのです。こんなになっても外に出せと。これは科学でも理屈でもなく、やはり生きているから生きているのだという本当に当たり前のことが伝わってきました。次の日に自然死だったのですが、体力があると死ねないのです。若くして癌になると、体が半分溶けても死ねないようになります。やっぱり安楽殺というのが出てくるのですが、必ず命は終わります。

その中で、4年前から「生まれました」、「新しく来ました」と同じように、「死にました」、「どこかに出ていきました」、というのを全て表示するようにしました。例えば、ペンギンはうちには50羽位いるので1羽死んでもだれも気づきません。だけど、うちは個体識別しているので、そのことを「死にました」と伝えるようにしました。大きい動物が死んだら当然マスコミも知りますが、そうではありません。例えばカモでも何でも個体識別しているものが死んだら、「死にました」と出すようにしました。ただ、これは動物園ではすごくタブーで、楽しいところですから、「新しく来ました」、「生まれました」は伝えますが、「死にました」はあえて伝えることはしてきませんでした。だけど、命というのは、そこに現存して生きているうちはそこにいます。ペットでもそうですが、死んでから初めて心の中で生き始めるのだと思います。人間もそうだし、おじいちゃん、おばあちゃんもそうだと思います。そこに立ち会って、そこから存在が消えて初めて心の中で生き始め、自分の生き方に反映され、自分たちがどう生きたいという気持ちになっていく。だから、動物

園で見続けた動物がその瞬間にいなくなり、そのことに少なくとも「ありがとう」でなきゃいけないし、何でこんな動物園の中での一生だったのだろう、僕はそれでもいいと思うのです。いろいろなものを感じてもらうことが、きっと命というのをすごく身近に感じる。今は本当に感じられない社会になってきているので、唯一動物園、子供たちが見続けている場所なので、そのことに気づいてほしいのです。ただ、やはり苦情もあり、何でこんなもの出すのだと言われることもあります。自分たちはこういう思いでやっています。

年度初めに貼って年度終わりにはがすことを繰り返しますが、当然 100 生まれたら 100 死んでいき、青いパネルの「死にました」看板が年度末にはそこらじゅうにあります。ペンギンの散歩のシーズンにはたくさんの観光客が来ますが、おばちゃん方の話を聞いていると、「この動物園、あっちもこっちも、死んだ、死んだばかり書いてあるじゃないの」、「やっぱり入園者日本一になろうと思ったら、動物もストレスで死んでいくのかわいそうにね」みたいな話をしています。僕らは、いやいや違うと思うのですが、これもやはりやり続けることだと思っています。批判があったからやめるのではなく、自分たちの思いがあります。だから、安楽殺をしたら安楽殺も正直に書いています。闘争で死んだら闘争で死んだと書きます。すごくいろいろな意見をいただきます。でも、一つ一つ、電話が来たら出られるときは自分が出て、自分たちのこういう思いの中からこういうふうにしていますということをずっと伝え続けています。そういう中で、動物のこと、いろいろな命のことをしっかりわかってほしいという思いで動物の死を伝えていきます。

【動物園の可能性】

最後になりますが、動物園には、いろいろな施設でもそうですが、必ず理論があります。動物園の場合、特に娯楽施設、レクリエーションあるいは見世物的な要素がすごく強くなります。動物園をお客さんに見てもらおうという「娯楽・レクリエーション」部分と、動物園を柱に動物たちのことをしっかりと調べる「研究」、「自然保護」、今は保全ですね。そして、「教育」という4つの柱を掲げています。だけど、本当はそれぞれ専門機関があります。なぜ動物園がその4つを一緒に持たなきゃいけないかです。すごく変な話ですが、例えば蝶ネクタイをしたペンギンから、あるいは自転車に乗るチンパンジーからここにはつながらないと思います。自然で生きている生き物たちに対する思いにはつながらないと思うのです。だから、娯楽という言葉を変えて、彼らの本当にありのままの素晴らしさを感じる。その驚きであり、素晴らしさであり、尊さであり、何より動物がいる空間の居心地のよさ、そういうことを感じるからこそ、動物園の中で彼らを知るための研究があり、彼らとともに生きようという未来を見るための自然保護活動があって、彼らのことをしっかりと正しく知ってもらえる教育があるのだろうと思います。それが全部一体となって存在しないといけない場所だと思っています。

人間は、さっき覗くのが好きだと言ったのですが、もう一個すごい特徴があって、人は、大切にみんなが思ったら守り抜こうとする生き物です。別にゴッホの絵が好きじゃなくても、みんなが何となく大切に思っているものは大切にします。なぜか地球上で46億年ずっと一緒に暮らしてきた生き物たちが二の次、三の次になります。その生物たちで僕ら

の暮らしの中で永遠に地球上にいなくなってしまう命が今たくさんあります。昔のお城や文化遺産などよりも、共に生きてきた彼らの方が本当は尊いし、大切だと思います。そのことをたくさんの方が共感すれば、絶対に仕組みが変わると思うのです。自分たちの生き方の仕組みが変わり、いろいろな価値のつけ方が絶対変わるはずだと思います。そのことをたくさんの方が気づいてもらえる可能性のあるのが動物園だと思います。だから、これからもしっかりと、軸をぶれずに、入園者の数ではなくて、しっかりとした理念のもとにやっていければと思います。目指すところは、やはりみんなが地球のことを本当に愛し、人も含めてたくさん命が輝く未来のためにできること、今できることを精一杯やり続けていくことと思っています。

公立で運営している意味をすごく思います。形上、今は税金を投入されなくてもやっていますが、基本的に僕らは税金で暮らしています。自分が知ったこと、発見したこと、得たものを還元していく。そのスタンスをしっかりと持ってやっていかないと、表面上の収支の部分で見るのであれば存在する意味はないと思います。それでも、ここまでこれたのは、本当にどん底になったときに考えたことが、経営の改善ではなかった。どん底とはいえ26万人もの人が足を運んでくださっている。その人たちに素晴らしいという気持ちを1つでも持って帰ってほしい。そこに立てたのは、多分、公立だったからと思うし、動物を道具にしないで済んだのも、やはり公立だったからだと思うのです。今でもそのスタンスでいられるのもそうだと思います。

その中で、地方公務員はその地方の中での超エリートが100倍位の関門をくぐり抜けなっています。うちは特に現業職で本当に昔は動物園に行きたい人なんていなかったのです。今うちで中心になってバリバリやっているのは、市内在住の最終学歴高卒というのが基本だったので、採用試験で受かった人の中で「昔、家で猫を飼っていました」の一言で動物園に配属になったのです。一番中心になっている人は、4月1日出勤してこなかったのです。動物園なんて行くとは思っていない、動物なんて飼ったこともない、そんなもの嫌だと言って来ませんでした。だけど、とにかく頑張ってみろ、やってから考えろ、1日も出勤しないで退職する必要ないと。その中で、今、やはり同じものを共有できたら、大の男が一生を懸けられる仕事になっていくのです。そういう意味では、一般に暮らしている人たちに同じものを共有してもらえたら、本当にエコなんて、だれかが考えなくても、みんなで共に生きようと思ったら全然違うものが見えてくるはずなので、そういうことに気づいてもらうのです。それが多分民間だとお客さんに受けようという視点が強くなると思うので、そのことを僕はしっかりと持ちながらこれからもやっていければと思います。

もちろん市の内部の理解とか、議会の中での理解とか、いろいろなことが本当に大切ですが、旭川市の場合は本当に議長を初め、すごく共に動物園をとということで考えてくださって、ここまでこられたなと思います。

これで終わりにしたいと思います。最後までどうもありがとうございました。(拍手)

第93回総会講演録（平成23年2月2日（水））

「都市の地域再生戦略」

地域政策プランニング代表 ふくだしの 福田 志乃 氏



日本初の都市・地域政策立案専門の独立系シンクタンク、(株)エックス都市研究所の主任研究員を経て、1997年からフリー。

地域や行政内のタテワリを崩し、新しい価値観や行動をつくる地域経営コンサルタントという新しい職業を模索・確立。徹底的に現場に入り、対話重視の手法を貫く。これまでに赴いた地域は、北海道から九州、離島まで250を超える。

1999年から、『地方分権』と『市民自治社会』をテーマに、自治体向けジャーナリスト活動も展開。「地域経営論」(2000年)、「市民・民間と行政の新しい関係論」(2000年)、「総合地域政策論(新しい総合計画、県と市の政策における二層制の打開)」(2001年)、「地域振興策とセットの公共事業」(2002年)などを全国先駆けて提唱してきた。国や地方自治体での委員、講師、アドバイザーなど、専門家活動は多数。 <http://www.spica.biz/shino/>

◆委員&アドバイザー等 (2009年度)

総務省&内閣官房主催 『地域経営塾』選定の「地域経営の達人」

長野県「公共事業評価監視委員会」委員(委員長)

国分寺市「行政改革推進委員会」委員

佐賀県「情報化ビレッジ形成PJ」コンサルティング・アドバイザー

◆書籍:【実践 そこにしかない地域経営】福田志乃 著(時事通信社)2008年1月

【自治体実行主義】梅田次郎・福田志乃 共編著(ぎょうせい)2002年3月

ご紹介いただきました福田でございます。今日はこのような貴重な会にお招きいただき、ありがとうございます。「都市の地域再生戦略」というタイトルをいただいたのですが、現実的に「地域の再生って何?」、また「戦略って何?」と考えたとき、もはや全国一律で考えるテーマではなくなってきたと思います。ですから、今日は多くの地域を代表する皆様に向けて、全員の皆様に通じる共通の適切な話題を提供できるか分からないのですが、私はコンサルとして、また取材活動として、九州から北海道、離島まで250くらいの地域に入ってきました。そうした現場の立場からお話を提供してまいりたいと思います。

本日のサブテーマに「将来の保障は何も無い時代。立案&実行に必要な舵取り」とつけたのですが、私はむしろ、この「舵取り」というものこそ、地域における戦略と言えると考えています。話の流れとしましては、「今なぜ、地域戦略が問われているのか」ということが1つ。そして2つ目は、事例も交えて、「地域戦略をどう捉えていくか」、「そもそも地域戦略とは何か」ということ。3つ目に、政治の役割、さらに核都市としての役割というものをご考えていかれたらいいのかということで、話題提供したいと思います。

1. 今、なぜ、「地域戦略」が問われるのか?

【日本の自治体に、“政策”が育たなかった理由】

資料の1ページ目をお開きください。今、なぜ地域戦略が問われるのか。

まず国の政策を一番左の欄に、地方の政策を真ん中に、そして地域整備や住民意識・生活というものを一番右に、私が考えるところをまとめたものですが、今日は、これらの中から「地域の戦略」に関する事柄を拾いながら、「戦略」の必要性を考えてみます。

まず、戦後1950年代の国の政策。ここに「ナショナル・ミニマムの発想がベース」とありますが、これは皆さんもよくご存知の内容だと思います。「国民の最低限度の生活水準を全国一律に保障していく」ということですが、この時代では当たり前だった。ですが、日本の場合は、この手法が戦後脈々と60年間続いてきました。この問題が大きい。今日、欧米でも、新興国ですら、ナショナル・ミニマム的な発想ですべての政治・行政が行われているところはほとんどないでしょう。

次のポイントが、1970年代から80年代の地方の部分にある「シビルミニマムへの転換」です。美濃部都政の時代、1968年にナショナル・ミニマムとは全く逆の発想で、まさに今の時代に議論され出していることですが、「自治体が達成すべき目標は、自治ごとに考えた方がいい」となった。産業経済も地域開発も社会保障も住宅政策も防災も… こうした地域のことは自分たちの手で考えていこうという動きがありました。ところが同時期の国の欄を見ていただきたいのですが、人口も企業もどうしても大都市圏に集中してくるため、大都市に税収が偏ってしまったということで、財政的な配分の必要性も高まり、「財政的な中央集権」に拍車がかかることになる。結果、地方の政策の欄にありますように、70年代には、住民発意型・参加型でまちづくりを行おうと自力で模索した自治体（地域）と、もう一方で、中央からの補助金に依存し、横並びに国のマニュアルに従ってしまった自治体（地域）とに二分されていきました。というより、むしろその割合としては、自治という形を本来に目指した自治体は5%にも満たなかったと、私は見えています。

この時代の問題として指摘できることが、「地域間格差の是正」は1970年代から既に言われていたということ。そして、40年間、この言葉の下に中央からの交付金や補助金が配分され続けたにもかかわらず、未だに「地域間の格差は開く一方」なわけです。ならば、その交付金や補助金のあり方については、この（中央からの財政移転の）手法自体が既に限界であり、むしろ弊害になるのだらうと。では、「地域間格差の是正」に対してはどうしたら良かったのか。私は、その40年間の間に、産業や文化や教育に至るまで、地域がどんどん個性を失っていったと見ているのですが、国一律の同質的なやり方よりも、地域地域の“持つもの”を大切にすべきた。加盟市アンケート結果にも「地域の産業を大事にすべきた」とありましたが、70年代から失ってきたものが余りにも大き過ぎるので、そこをどう反省していったらいいか。ある意味では取り返しがつかない部分もある中で、地域の将来を自力で考えていかなければいけない時だと思えます。

【待てない地方分権。もはや、グローバルな潮流に目を向ける時代に】

そして迎えた1990年代初頭の「バブル経済の崩壊」。そうした流れの中で、90年代後半には、民間の大企業の倒産やリストラが続き、大失業時代に突入していきます。この時代になって、民間（市民）側から著しい政治への不信、行政への不満が出てきます。地方の欄のところに、「行財政改革の萌芽」とありますが、90年代半ばから県レベルから行革が盛んになる。民間側が痛みを経験したことで、行政を押し動きが出てきたわけです。

一方の国では、同じ時期の1995年に地方分権の検討委員会が設置。2000年4月には地方分権一括法が施行されました。それから10年余り。今、どれくらい地方分権が進んだかと言えば、これまた世界的にも遅れているわけです。法の施行後、1～2年でどんどん分権改革を進めている国もあるのですが、日本は本当に進まなかった。この点も大問題ですね。2000年代、小泉内閣が誕生した頃には、国の借金は700兆円に達し、ここに書かれたような「改革づくし！」が掲げられました。そして2005年、国主導の「全総」も廃止となっていった。

2000年代の地方側では、2005年に「平成の大合併」が一段落します。同時に、夕張の財政破綻問題を契機に、国が自治体の経営を監視する法も制定されました。地域や市民側の動きとしては、まちづくりを超えた参加や協働意識、政治や行政への関心が一気に高まり、自治基本条例ですとか、NPOの動きだとかが一気に加速していくことになります。

このように時代を追うと、自治体の動き、議会の動き、行政の動きとして、流れとして非常に良く見えてくるものはあります。しかし、現時点で私個人としては、「日本の国内で考える」または「地域の中で考える」ということ以上に、全然違った視点を持っています。むしろ今、地域が目向けなくてははいけないのは、その下に書かれたこと、どういうことかと言いますと、2007年に米国でサブプライム問題が起き、2008年には「100年に一度の世界的金融危機」リーマン・ショックが勃発しました。その頃、日本では民主党への政権交代が起きます。その後の「今は？」と言いますと、国際的なソブリン問題や円高に、企業収益が圧迫されています。国の財政もどんどん危機的になり、世界的な格付け機関から「日本の国債の格下げ」まで示されました。こんなグローバルな激動の中で、生き残りを

賭けた企業はアジアへと進出し、もう「国内の地方への立地」などと言っていない。ましてや国内の首都圏や大都市すら見ていられない状況にあります。先ほどのアンケート結果に、「企業誘致の重要性」とありましたが、企業誘致というものの意味が非常に難しくなっていることを理解し、この現実はどう対処すべきかを考えなければいけない。もはや国に頼っている場合ではないということで、今日、事例紹介でもお示しできると思います。

地域・市民の欄を見てください。今、企業はアジアへの移転をどんどん加速しています。私が特に問題視しているのは、生産拠点や市場開拓が新興国に流れているだけではなくて、日本人の若者を雇うのだったら、アジアの方が英語はもちろん、中国語や本国語もしゃべり、意欲も高いということで、他国の若者を雇う動きがあるという現実です。日本の場合の問題は、教育面も大きすぎる。さらに、私も女性ということで相当苦労してきましたが、日本の女性参画は世界でも93位と言われ、アフリカの国よりも悪い状況との国際的評価もあります。こう考えてくると、日本では「人材の空洞化」も起こり得るでしょう。やれる人は今、どんどん海外に出て行こうとしているのではないか。

「人材の流出」をどう食い止めるか。これは、地域レベルで見たときも同様で、今、「行動する若手」が地域に残っておられますか？もしかしたら、都市部や海外に出て行ったままなのではないか。「雇用の場が無いから」と他人事にせず、地域自身が「将来の人材をどこまで残せるか」に本気で対応しない限り、地方の衰退は止められないと思います。

【地方自治における今日的論点】

2ページ目の下に「地方自治の今日的論点」とありますが、「国と地方」の間の論点では、進まぬ地方分権。しかし、国を批判していても、手法を評論していても仕方ないので、これを誰が、どうやって実現していくのかということに尽きるでしょう。「日本と海外」の論点では、先ほど申し上げたように、どうやって若手や女性の人材を生かし切れるか。そして、日本は80年代にアジアのリーダー役の時期を完全に逃し、今、欧米や新興国の日本への関心は著しく低下しています。これを認めつつ、本当に内需策をつくっていきけるのかと考えたとき、もはや地方地方が国の中央を見て内需策をつくっていきけるのでは叶わない。地域自らが（国際社会を見つめながら）つくっていかなければいけない、ということ。

地域の「政治・行政と市民」の論点として、自治体と市民と議会といったときに、今、消費税アップの話が出てきました。国債の格付けも下がり、年金破綻が想定され、「市民が痛みを負う現実」が見えてきた。その現実を、政治がどう説明できるのか。財政破綻を前に、「市民の要望を100%実現すれば…」といった従来型のスタイルでは、これからの政治はやっていけない。限られた財源とプライオリティを示し、「できないものはできない」と、そういう説明をしていく必要があるのかもしれない。

そうした「地域の生き残り策」をですね。誰が、いかに構想し、行動し、実現で示すのか。ここが政治に問われ、かなり難しい問題になってきていると思います。

2. そもそも、「地域戦略」とは何か？

【「自立度」で、日本の自治体は4タイプに分類】

3ページ目をご覧ください。「そもそも、地域戦略とは何？」と考える前に、私は250の地

域に入ってきた経験から、日本の自治体は大きく4つのタイプになると考えています。

1つは「積極チャレンジ型」。自身の可能性を信じて、海外に向けて打って出ている自治体さん。内需ではもう生きていけない中で、自分たちの環境や農業や企業活動の実績——技術やノウハウやそれらを駆使できる人材を結集して世界に打って出ている、あるいは営業して世界から呼びこんでいる。もう既に、こういう自治体の動きはあります。

2つ目は「価値観転換型」。これは、もはや中央や全国を一律に見ても仕方がないよということで、「豊かさの尺度」を自分たちで転換し創出していこうよ。そして、その価値観に共感した人の転入を図る。「暮らし方」や「働き方」を社会に提案し、地域でのルールや仕組みを自分たちで築いていこう。全国の経済尺度や所得というものから見ると低いかもしれないが、それでも良いじゃないかという発想の転換を取り入れた自治体です。

3つ目が、「中央崇拜&『良き時代』固執型」。地域再生法や中心市街地活性化法などがありますが、最近、私も中活計画をつくる手伝いのある都市でやりましたが、これが相変わらずなのです。私も30年近くこうした実態を見てきましたが、「まずは補助金をとってから、地域や事業を動かせば良いじゃないか」となる。要は、補助金獲得のための国の審査がありますから、それを通った後に地域内で考えればいいじゃないという姿勢が地域、議会、自治体にあるのです。国の審査項目には目標値というのがあって、この目標値を達成していかないと、次の年の補助金がもらえない。だから、アップしやすい指標を目標値に選定すればいいじゃないか…という議論が行われているわけです。こうした地域側の姿勢が、80年代以来、全然直らない。このように、活性化が難しい実態があるので、国が審査するやり方や補助金・交付金のあり方そのものを、私は強く否定してきたのです。

4つ目が「SOS!依存型」。さらに活性化が難しいところですが、例えば、合併して町村が支所となって市の下に位置づけられた際などによく見られます。支所になったほうが、本所の指示待ちになってしまう。国や県の上位官庁だけでなく、本庁も上位に見えてしまうところも多いわけですね。一方の都市側で、こうした支所を抱えたところも多いのではないかと。私が見る限り、3,300の自治体が合併して1,700とかに減りましたが、実はこの3番目と4番目の2つのタイプに入る自治体が、全国では60~70%以上かもしれない。これが日本の現実かと思います。

それでは、そうした現実にあって、何をしていけるのかということのヒントになる話題を提供します。今日は、「戦略って何?」と考えるのに2つの事例をもってきました。これらは、私が取材を続けてきたものですが、1つは「価値観の尺度を変えた事例」ということで、和歌山県をご紹介します。これは都市ではないですが、地域や都市の戦略を考える上でとても参考になる事例です。2004年、2006年と取材し、森の中まで入りました。昨年2010年には、熊野古道や高野山にも行って来ました。もう一つの事例は、加盟自治体でもあられる神戸市です。「海外に向けて打って出た事例」として、すごい数の企業誘致にも成功している医療産業都市なのですが、私は2000年、2003年、2007年と現場で取材を続け、他の仕事でも4年程度、訪れていました。これらの事例を中心にお話しします。

【事例 - 1 : 「価値の転換」 : 森林を核に据えた地域経営 (和歌山県)】

○「森林での雇用」から生まれた地域の総合政策

最初に、和歌山県の事例です。2000年の話ですが、和歌山県は県土の約8割が森林ですから、当時の木村知事が「森で生きるしかない」と決意されたことに始まります。和歌山県というと、所得で見ると全国ではワースト3とかに入ってしまう。ならば、「森でどう生きていったら良いか?」となると、雇用をつくろうとか企業を呼ぼうといっても、森林ではそれもできない。「森が豊かなところに住みたい」という人も多かつたらしいのですが、そういった移住の希望すら「雇用がないから」と断らなければいけなかった。そうした現実をどう解決していったらいいか。ここが、そもそもの発想の原点だったそうです。

ところが、和歌山県を超えて、ふと大阪とか名古屋とかの都市圏を眺めますと、先ほどの年表にもありましたように、90年代後半は大失業時代だった。大阪では5%という高い失業率でした。そのような時、「自分たちのエリア」だけを見ていると何も生まれてこないものですが、広域的に、国土スケールで、いわば自分たちから離れて鳥瞰的に眺めますと、一方の地域では人が足りない、もう一方では人が余っているといった「雇用のミスマッチ」が見えてきます。これの解決を考えることが、政策ですよ。そのように眺めれば、「都市部から和歌山の森に、雇用・労働として入ってもらえたら、一石数鳥ではないか」と。それは、国の雇用対策にもなるし、国土や森林の環境対策にもなるし、もちろん自治体の地域振興や過疎対策にもなる。そういうトータルな政策を捻出されたのです。

最初の2001年には、森での雇用に補助をしましょうという意味で、『緑の公共事業』という形で、三重県・北川知事と共同で国に提言を出したところ、他に28道府県が賛同した。そして2002年には小泉内閣を動かし、公共事業という言い方だと誤解があるので、『緑の雇用事業』として国の予算がついていったわけです。

国の予算化の話はさておき、その際、自治体や地域として何をしていたか。知事が『緑の雇用事業』を国に提案している段階の2001年には、「緑のふるさと暮らしインフォメーション事業」と名づけ、各森林組合が大阪、名古屋、東京…と全国のいろいろな都市に出かけ、ブースで面接し、お見合いをして、「自分たちの森に来ませんか」と人材獲得に入っていました。当時は、失業している若者が多かったので、気が合えばすぐにでも連れて帰って…という形をとった。その結果、2002年には、県外都市部から133人の移住があり、当時50歳代後半位だった森林組合の平均年齢も、一気に38.6歳まで下がりました。県内からも342人が研修生となりました。翌年の2003年には、その県外から来た133人のうち103人が継続して残り、新規に172人を受け入れ、平均年齢はさらに36歳まで下がっています。私が2回目の取材をした2006年時点では、300人が森の雇用として働いており、家族を含めて500人という新規の若い人たちが移住していました。一つの県に300人も移ってきたということは、あまり報じられていませんが、すごいことですよ。やはり、自治体や地域自らが動いたからこそ、そうした移住する環境が創り上げていけたのだと。

ただ、全く未経験の人にも5,000円の日当を出していくので、実際は教える経費など1万円が出ていってしまう。その(人件費の)不足分については森林組合が自腹を切っ

も、若者を雇おうとしたところもあった。「過疎の村に活気が戻るならば、負担してでも」の想いで、みんなが地域に若者を…と動いたことに、取材をしていた私は驚きました。

しかし、地域の負担だけではやはり足りません。そこで、どうやって所得をつくっていったかということで「和歌山流『ながら所得』」とありますが、例えば、①森に入れない雨の日には木工を、夏期には観光や筏師などのコミュニティビジネスを奨励する、②移住者の家族には農協や地域の食堂とかでパートをしてもらう、③移住者にも地域に甘えるだけでなく、自家菜園で米や野菜をつくったり、鶏を飼ったりと、自給自足の生活をしてもらう、④森林組合としても、梅農家と提携して収穫の時期には手伝うなど、いろいろな副業、所得のあり方なり、働き方をつくっていったのです。

ところが、現在は、『緑の雇用事業』は林野庁の事業として予算化され、全国一律にやるようになったため、全国的に成功しているとは言えません。一律になってしまうと、要は縦割りの林野庁事業（間伐）ですから、環境・エコロジーや地域振興や過疎対策や… そういった総合的な縦割りを超えた事業にしていけなかったわけです。和歌山県については、景気が少し良くなった時期に都市に若者が戻ったこともあって、300人の新規就業者は今は240人とかに減っているのですが、逆に、5～7年生の中核作業員の方々が育っていることが評価できます。和歌山は、その意味で成果が出ているところだと思います。

○企業の戦略を、地域の森林整備に活用する

和歌山の事例をお話しするに当たり、もう一つ『企業の森』を紹介します。2001年に和歌山県の森林組合がブースで面接をしていた。その走り回っている姿を見て、ユニチカユニオンという労働組合が、「何で（森に入る）人手がない人手がない」と走り回っているのかなと思ったそうです。「人手はあるのではないの？」と。そこで、「森を貸してくれるのなら、我々（企業側）が使いたいよ」という提案が県側にあったのです。

実を言いますと、今日、エコ部門に関してどれだけやっているかは、企業の評価の対象になってきました。森林整備への支援は、①環境に貢献している企業として、社会的に高い評価が得られる、②会社の福利厚生施設として、ハードを持たず、ソフトで経費を削減する、③森林を、社員教育や研修の場にも使うなど、企業にとってみれば一石数鳥であるのだということに、おそらくユニチカが気づいたのでしょう。一方、「森を使いたい」という企業ニーズが潜在的にあることを知って、和歌山県では2,000社ほどにダイレクトメールを出したところ、2006年8月時点では27社、ANAとか花王、住友信託、松下、サントリ、イオンなどの錚々たる企業が「森を借りたい」と言ってこられた。これが、2009年5月時点で49社に。目下、2011年1月には55社、56カ所、186ヘクタールの森が借りられています。いかに、県内や地域内から、境界を越えて、よそに目を向けることが大切かということです。どういう対象をターゲットにできるか。そこが1つの戦略と言えます。

さらに、『企業の森』として地域でどういう仕組みを創ったかですが、5ページにあるように、①まず県と市町村と都市部の企業との間で、森林保全と管理協定を結び、②次に、森林所有者と企業との間で、土地賃貸契約を締結する。借地期間は最低でも5年～20年、その間はお金を出してねと約束する、③その企業が森林所有者に出したお金で、森林所有

者は高齢化とかで働けないので、実際には森林組合に委託をするという形をとっているわけです。

企業では、年間2～3回、社員がまとまった形で森に入ります。その際、家族とかを連れて来ます。地域側でも、例えば温泉や郷土料理や体験プログラムなどをオプションで用意しているので、地域が気に入ったら、個人的にも訪れたいとなる。和歌山では、熊野古道の学習を高校生の総合教育に取り入れたり、保健機関と一緒に、古道を歩くことによって健康増進を図るミニ人間ドックをつくったりもしている。『企業の森』は、そうした地域とのつながりの中で、5者、自治体にも企業にも森林所有者にも森林組合にも地域住民にも、みんなが“それぞれの本領”を持ち寄って発揮するだけで、全員がラッキーになれる仕組みといえます。また、この仕組みにおいて私が重要視するのは、環境×振興×雇用×定住×交流×文化×保健×教育……などの要素を総合的に組み入れていったということです。ここが「地域を経営する」という意味で、すごく重要なところだなと。

ただ、を私も和歌山については2005年に記事にして全国に大々的に紹介したものですから、他都市や他県でも、『企業の森』と同様のことを始めたので、今では森林整備への参加企業がすごく増えているものの、全国に散らばり、和歌山県だけに集まらなくなってしまった。企業側にも「森を選ぶ選択肢」が出てきたという動きになっています。

○和歌山県の森林に学ぶ「地域戦略」とは？

和歌山に見る「戦略」としては、広域的・鳥瞰的に眺めたこと。要は、自治体の境界を越えない限り、地域戦略は練れないということが1点。森は“重荷”だったのですが、実は「弱みか、強みか」といった議論はあまり意味がなくて、「弱みを強みに変える」ぐらいの発想をするには、既存の境界を越えていくしかない。そういった政策を練る力があるかどうかです。2つ目は、営業戦略とも言えますが、地域から飛び出して足で稼ぐ、動く。和歌山で言えば、ブースの面接で人材を獲得する、さらに企業の動きを知ることで潜在ニーズを把握していったということ。こうした営業力は、地域にも、企業とまったく同じように求められてくると思います。3つ目は、自分たちの地域を広域的・多角的に見たとき、「参加者全員が有利になる仕組み、メリットを創れるか」。ここが重要なポイントだと思います。よく絵に描いた言葉で、官民連携とか産学官連携とかありますが、私は実際にコンサルの現場ではそんな一撃を持ちません。「連携」とは、すごく甘いイメージで、「誰が、どういうメリットを持てるか」まで落とし込んで考えないと、実際は、固有名詞ありの事業者間となるので、私は「提携」と言っています。「誰と誰で、どういうメリットを生み出せるか」、「誰のメリットと誰のメリットを創ることで、さらにどんな相乗効果が出るか」。だから、「提携」という具体的な言葉になるのです。

そうした点を、森林といえども、この和歌山の事例から学べると思います。

【事例 - 2 : 「ゼロからの挑戦」：医療界&産業界&大学&行政の壮大なPJ（神戸市）】

○「危機意識と覚悟」の共有。それが、行動のスピードを生む

次は神戸市の事例で、壮大なプロジェクトの紹介です。あまり語られていない内容ですが、私が取材したことです。

1995年の大震災では、その復興の予算は、市の一般財源と市債発行で7割にも達しました。それで、神戸市は（財政的な）危機に陥った。私が驚いたのが、市がズタズタになった経済について、「震災のせいにしてはいけない」とあったことです。「経済不振は、むしろ社会・経済の構造にある。既存産業の復活を今の復興政策に据えていたのでは、8割復興以上の将来は見込めないだろう」と。いずれ構造的に衰退していく。神戸市のすごく厳しい認識。覚悟をされていたその言葉なり、そのときの報告書があるのですが、それを読んだときに涙が出ました。やはりそこまでの危機感がないと動かせないものだなと思いました。

産業医療都市プロジェクトの立ち上げは、1998年に一人の発案から始まりました。当時の神戸市立中央市民病院の院長の呼び掛けで懇談会を発足。一年後の1999年には、医療界、産業界、大学（京都大、大阪大、神戸大）、医療や保健の各機関、厚生省等が集まって研究会になった。こうしたところが集まって、最初にしたことは「問題の共有」です。大学の基礎研究と実用的な産業の製品開発との間には分離があつて、日本ではバラバラではないかと。先端医療の研究は重要ですが、医療機器、医療材料、医薬品といった市場開拓もどうかしていこうとなり、すぐワーキンググループが組まれた。私は取材で何回も神戸に行っていますが、とにかく議論が早く、1年間で着実に行動体制までつくっていった。

2001年には国の再生プロジェクトの第1号に認定され、日本初の産業クラスターへ始動しています。産業クラスターとは、20～30年間、どこの地域でも使っている言葉ですけれども、実現化しているのは神戸が唯一かと思います。2003年4月には、日本の特区第1号にも指定されました。

こうした進化の背景には、次のような裏話もありました。99年時点では、当時の市長がトップセールスで世界都市会議へ飛び、産業医療都市構想を発表。2000年には米国の78の企業へ参加を呼び掛けています。米国企業は厳しいですから夢物語では動かせないですが、政治・行政をはじめ、関係者のいろいろな企業誘致活動によって、外国の企業が動き始めたのです。2000年に私が1回目に取材に行ったときには、正直、「構想は絵にかいた餅に終わるかな？」と半信半疑だったのです。ですが、その時点で早くも30社もの進出が模索され、米国で最大手のGEメディカル社が西日本の統括拠点を置くとの回答を得ていたのです。プロジェクト立ち上げから、わずか数年後のことで、このスピードがすごいと思いました。

それから3回目の取材となる2007年までの間に、さらに、いろいろな動きがあり、「特許の所在」や「販売の権利」の話とか、「治験」を市民に公表し参加してもらう話とか、巨額の経費がかかるため、新たなファンドの設立の話も検討されていました。実は、ファンドについては、既に1号ファンドが2001年にでき、13億円集まっています。2号ファンドも2002年に20億円、3号ファンドも2004年に30億円、4号ファンドも2006年に20億円と。こういうスピードでプロジェクトの資金も集めており、2011年1月時点では、約100近いベンチャーに投資がされていた。そして今では、スーパーコンピューターの誘致も決まり、大学等との提携が進められています。神戸市では「絵にかいた餅」ではなく、これだけのスピードで行動しているのが現実です。それでは、「なぜ、それが可能か？」と

いったとき、関係者は「いちばん最初の危機感」だと仰います。厳しい現実を、決して甘く見なかった。「震災だから仕方がないよ」と他所にSOSをしなかった。そこに成功の秘訣があったと思うのです。

それでは、その結集の成果ということで、社会・経済の具体的な効果を見ていきます。まず企業誘致では、2007年時点で、外資系を含め110社。2011年1月現在では194社が立地しています。今後、日本の医療関係企業の間では、神戸に立地することが社会的ステータスになるかも知れませんね。現に世界からの投資もあり、ドバイ危機で頓挫したものの、一時はドバイから神戸に100億円の投資も決まっていた。投資の代わりに、その技術なりノウハウが欲しいということだったのですね。

雇用者数でも、中核施設や医療企業において、2007年時点では1,970人の新規雇用が生まれ、うち医師と博士取得者が431人。2011年1月現在では3,783人と、どんどん増えています。経済効果では、2005年時点で約409億円、新しい市税収入としても12~13億円が生まれました。ちなみに、最新の2010年の調査結果は今年中にでるそうです。

○神戸市の医療産業都市に学ぶ「地域戦略」とは？

私が神戸を語るのに重要と思うことは、「マイナス（＝崩壊）からのスタートだった」こと。マイナスでもない自治体が「低迷をどうしよう」と言っているのとは比較にならない大変厳しい状況を見てきました。涙なしでは取材もできなかつたし、記事も書けなかつた。

特に、港湾などのハードの場合、震災前は日本一の国際港であったのに、港が崩壊したため、荷は全部、横浜にとられたのですね。私は横浜市でも委員をやっていたので、横浜港の流通もみたのですが、神戸港のハード面がすべて復旧しても、横浜からの荷は全く返って来なかつた。それは当たり前ですね。「国際の荷」は今や横浜をコアに回っているのですから、ハードがなおったからと言って「神戸に、荷を戻してあげましょう」とはならない。そんな更なるマイナスを背負う中で、神戸市はこれだけのことをやってきたのです。

神戸に見る「戦略」ですが、1つは、「危機感」や「覚悟」をどう広く共有させていくか。一人の呼び掛けからテーブルを設定し、実現まで転がしていく手腕はやはり見事というか、よほどの戦略がなければできないことです。そして2つ目は、和歌山県と同様に、業界や分野の縦割り、地域の境界を越えて、自分たちを眺めてみるということです。3つ目として、産業者、研究者、自治体、地域など、これも和歌山同様、「参加者全員の、個々のメリット」を探し出しつないでいく手法を築くことが、戦略として最も必要だと思います。

4つ目としては、「実行のスピード」。これは、「戦略とは“舵の切り方”」だと冒頭で申しましたが、実現には、ぶつかる困難が非常に多いんです。話がちょっと中断しますが、私が入る現場でも、プロジェクトがうまく進む保障は無いです。石原都知事の小笠原空港を凍結したとき、私はコンサルとして小笠原に入っていました。そこで、島では初めての住民参加をやりながら、「空港の前に、島が何で生きていくかの決意を！」と議論しました。その舵切りは、大変でした。「観光で生きるから、空港が必要」と言われるのですが、現状の農業・漁業、観光業のままだと、たとえ空港をつくっても、最初にどっと人が来たとしても、リピーターにはなっていきませんよと。産業なり観光なりの魅力の問題があつて、

自立的にどう立て直していくかという議論に持っていくことが大変だった。議論を仕掛け、提案して、批判にも遭いながらも舵を切り続け、転がしていく。途中、何度も頓挫しました。「空港ありきだ！」ということで、村長が議会に、政治的失脚に追いやられる事態にもなりました。要は、舵切りとは、そういう岩に何度もぶつかったとき、「一旦、止まって引き返すか」、「上を飛び越えるか」、「水面下を潜るか」、「左右に迂回路を探すか」… という判断であって、その舵の切り方に、一律の解はございません。でも、そうしたことを皆で乗り越えて、小笠原では、世界遺産候補やエコツーリズムの動きがつくれていったのです。

補足ですが、通常の自治体職員は2~3年の人事ローテーションで異動するのですが、神戸市では、医療産業都市をプロデュースし続けている職員の方は、10年以上ずっと併走されていました。病院や大学側にも、「人の情報」を持って、人を動かしている人材がいます。例えば、「企業のAさんと、研究者のBさんと、役所のどの部局のCさんとをつなげれば、今、問題になっていることが解決できるだろう」という判断ができるプロデューサー的人材が、3~4人はいます。そうした人材がない限り、実現はしていかないということです。

○発案者は、政治・行政、議会、民間、地域… どんな立場でも良い

和歌山県の事例の最初の発案者は、知事でした。その案に、みんなが共感して動いた。神戸市での発案者は、市立病院の院長さんでした。ですから、議会の皆さんも、先ほどのアンケート結果では、「我がまちでの中長期的な構想は、まだされてない」というのが多かったのですが、構想するのは誰でも良いわけです。構想することは、自治体（執行部）だけの役目ではございませんので、議会の皆さんでもどんどん、そうした動きをつくっていただければと思います。

3. 地域再生に向け、従来の「枠組み」（仕組みや手法）から脱却するには？

神戸と和歌山の事例にもありましたが、「従来の枠組みから脱却するには？」ということで、今日のまとめになるところです。

1番目は、何度も申してきましたが、「規制の行政界を超える」こと。圏域やターゲット、市場とかを考えると、鳥瞰的な新しい視野に立って、白紙から考え直していくこと。そして、構想実現のためには、神戸や和歌山みたいに、自治体から発案して、国に働きかけていく。結果は、「自らの発案」からでしか生まれないと思っています。

2番目は、「プロ同士の提携（not 連携）」。「地域が、何で生きるか」の覚悟をしたら、次には賛同者でチームを作るなりして、「お互いのメリット」を考え、必ず「責任を分担し合う」形をとる。その“関係”を、どうつくっていきけるか。

3番目は、これは研究者が良く「強みか、弱みか」とか言って、データの分析・比較するのを、私は好きではないのですが、私なら、「たとえ弱み」でも、「これでしか生きられないとの強い想いで、強みに」したい。本来、「強み」と言える手持ちのカードなんて、少ないものです。「強みか弱みか」などと他者と比較しても、実際、カードとして切れるものは、非常に少ない。大切なのは、「失敗や成功の経験値」を積み重ねておき、それをもとに、舵を切り続けることでしかない。

そして、誰かがプロデュースして「夢」を語っていく際、それが「みんなのメリット」

なんです。「夢」は、「同じ一つのメリット」ではないかもしれない。「夢」はそれぞれに違います。そこを、個々のメリットを生み出す仕掛けで、つなげて「夢」にする形です。

4番目。もし、関係者全員のメリットが見出せないならば、「人のココロ」を動かさません。その「人のココロ」を動かすことが、実は、最も難しい戦略、＝マネジメントだと、私は経験的に考えています。ですから、「人のココロ」を動かす仕組みの提案について、ここに「解を捻出す」と書きましたけれども、これをどう出すか。まず、「 $1+1+1=3$ 」では駄目なんです。それならバラバラでも同じことなので、「 $1+1+1\Rightarrow 5$ 」となる相乗効果が見える解が必要です。これを“捻出”する。まさに議会さんの、政策提案する側の腕の見せどころだと思います。

5番目は、世に「打って出るテーマ」。「地域が生きる」というのは、「人」の人生の勝負と同じだと思うのですが、この意味は、先ほどの事例に含まれていたので省略します。

4. 地域再生に向けた政治（首長&議会）の役割、核都市としての役割

【「市民とは1000人1000色」が大前提】



今日の最後の話題のテーマが、「政治（首長&議会）の役割、核都市としての役割」です。

一般に、政治や行政をみると、「市民は一律なひと固まり」として語られていることが多いですが、私はそろそろ「1000人1000色」と考え直したほうが良いと思います。

「市民の皆さんのために」と言うのは、ちょっと嘘かなと。お金のある時代には、1,000人すべての要望が聞けて、「市民の皆様」という形で、それぞれの要望にお金はつけられたのですが、もうそういう時代ではないのですから。

「協働」の意味も、最近随分変わってきました。これについては、資料にもあるように、『協働の方程式』と名付けて、私は2001年には発表していました。当時は、「協働・連携」論がブームで、私の主張はあまり理解されなかったのですが。政策とか戦略を立案して進めていく上には、「新しいコミュニケーション術」が必要です。それは「駆け引き」にもなると私は思うのです。

まず、協働とか連携とか、私はこういう甘い言葉は絶対言いません。言うのはたやすいですが、現実的でない。議員の皆様は「1000人1000色」の多様な、且つマックスの市民要望と向き合わざるを得ない状況に置かれています。私もコンサルとして、いつもそうした状況下に置かれます。異なる考えの方々からは、石や槍を受けたりします。もちろん、その逆の立場に立てば、一人一人は誰も間違っていないのですから、「どの立場で、調整屋になり切れるか」という気持ちで、私はコンサルの現場に入っています。

【調整とは？ 市民の多様&マックスの要望に、政治はどう向き合うか】

それでは、「調整」をどうしていくかですが、議会と市民、議会の議員さん同士、行政と市民、市民同士の間では、本当に「1000人 1000色」の多様な立場や価値観、意見があつて当たり前です。大切なのは、「お互いが異なることを、どう理解し合うか」。特に、市民サイドにはいろいろな意見があり、こう言っている人がいる一方で、そう思っていない人もいる。まったく違ったことを言い出す人もいる。まずは、「自分たち（＝市民）は、本当に様々なんだ」ということを、市民自身が知ることがいちばん重要です。市民は、案外そのことを知りません。

これは日本特有の問題で、市民は最近まで、政治・行政に無関心な「サイレント・マジョリティ」だった。地域や市民側の責任、自分たちで議論する習慣が無さ過ぎるのです。ですから、いろいろな地域で「(大きな声以外に、) いろいろな意見があること」をオープンにしようとする、必ず、(一部の市民からの) 石や槍を受けることになるのです。私の現場では、70～80%のエネルギーを「相互理解」に費やすでしょうか。地域の中では、こんな意見があるけれど、それだけじゃないんですよ、「皆が、お互いの、いろいろな意見を知りましょう」と。そこにエネルギーを使います。

従来の調整ならば、例えば、100人いたら、「そのうちの10%の人たち（＝10人）の8割満足（＝大きな声の満足）」だったり、あるいは「50～60%の人たち（半数）の2～3割程度の満足」に終わっていたりということが多かった。私が調整で目指すところは、100人いるのだったら、「そのうちの80%（80人）の、それら1人1人の8割満足」。そこまでは必ず上げられる。そういう想いでコンサルを続けていますが、かなり成功してます。

この「70～80%のエネルギーを使う相互理解」のやり方ですが、(損得抜きに) 本音でぶつかり合っていけば、その調整に奮闘して汗をかいている姿を見て、その本気度を分かってくる人が増えて、信頼を勝ち得ていくことができるものです。そして、地域の皆さんのモチベーションや理解が上がってきたところで、大きくモノゴトを動かし、変えることができる。改革なども、案外やれるものです。

【協働の方程式「協働＝理解×責任×分担×連携 ⇒ 提携」の意味】

それでは、この方程式の意味ですが、市民が相互に理解し合えなければ、「分担」なんかできない。ましてや押しつけ合いになり、「責任の担い合い」もできない、ということです。

ポイントは、70～80%のエネルギーを使うことで、相互の理解に漕ぎ着けたならば、その後の「分担」と「責任の担い合い」はすごく早く進むということです。逆に、「責任の担い合い」など、一気にできてしまう。大切なのは、「相互理解」の段階で、関係者の信頼なりモチベーションを上げながら、「何をお互いに譲り、約束していこうか」などを“込み”で話を進めていくということ（＝戦略）なのです。ですから、「理解し合った」ときには、気がついたら、「分担し、責任を担い合う関係」にまで落ちていたということになる。

そういった調整を、市民に向けて誰がやるかといったとき、私は案外、行政ではなくて、それこそ市民の代表者でいらっしゃる議会の役割なのではないかと。市議会の役割というのは、今後、ここまで大きく変わっていくのかなと思っているのです。

【これからの議会の役割（あり方）を考える】

この「議会の役割」の図も、かなり前に公表したのですが、当時は「何と失礼な」といろいろな市町村議員の皆さんからお叱りを受けたものです。ですが今では、ご理解をいただくことも多くなってきました。

議会の皆様には、地域や地区の代表者として「1000人1000色」から成る“1票の重み”は必ずあると思います。ですが、従来型の「ミクロな地区の課題を背負った議員さん」という立ち場ではなく、例えば、世界一の財政難をどう乗り切るか、アジアを見たとき地域がどう生きていくのか…など、「マクロな市の政策」を考えることが重要です。

重点分野をどこにするか、ですよね。最初に、「市民の言うことを全部やっていたら、200円かかってしまうのよ」と。次に、「しかし、自治体の予算は、今は100円しかないのよ」と。そうしたら、あとは、市民間の調整になってくるわけです。「それじゃあ、100円分の借金をして、200円分の要望を全部実現しようか」、それとも「何かを削減するか」。そうしたら、「市民要望の中で、どこから切らなければいけないか」とのプライオリティの議論になる。プライオリティの決定については、議員の皆さんが非難される話ではないと、私は思うのです。だからこそ、「どのくらい（予算が）足りないか」をオープンに透明にして、市民間の議論にしていかなければいけない。さもなければ、いつまで経っても、議会の責任、政治の責任となってしまいますし、（言うだけの）地域や市民の責任は問われず、市民も成長しません。ここがやはり欧米との差で、サイレント・マジョリティが多いと言われる日本の、問題の根本だと思っています。難しいけれど、市民と向き合うことから逃げずに、新しい議会の姿というのを目指していただければと願います。

【核都市の役割とは】

最後に、核都市の役割ですが、この考えはまとまっているわけではございません。ただ、今、県の広域連合という形で動きあるのですが、私は地方自治にずっと入ってきてみて、核都市の役割はとて大きくないと考えます。合併後に「本庁の指示待ち」という旧町村を抱えたところでは、支所をどう育てていくかも、もちろん大切です。ですが、今日、何度も申し上げましたが、「広域的・鳥瞰的に眺めるスキル」と「地域の現場」を持っているのは核都市です。広域的な政策をつくって、逆に、県の広域連合や国を動かしていく力があるところも、もちろん都市部だと。これからは、都市自身を中心となってリーダー役をしなければいけないと思います。数年前までは、私も、広域的な政策は県レベルが妥当かとも考え、「県と市町村の二層制の打開」なども唱えていました。ですが、ここ2～3年のグローバル化の加速で、国は世界に目を向け、県はより国土レベルに…と、すべての行政でワンランク、マクロな視野が必要になっていると感じています。

核都市は、国への対応を模索していただきながら、さらに、自治体である県との関係をどうするかという議論にまで踏み込みながら、今がいちばん難しいお立場だとは思いますが、中心的な立場になられて、ぜひ、地域からの新しい政策や戦略を創って、前向きに取り組んでいかれることを期待いたします。

話題提供としては以上でございます。これで終わりにさせていただきます。（拍手）

【質疑応答】

○石崎副会長 福田先生、ありがとうございます。折角の機会ですので、少しお時間をいただき、皆様からご質問等がございましたら、お願いいたします。

○岡南副議長（徳島市） 素晴らしいお話をありがとうございました。和歌山県の事例は非常に参考になりました。田辺市の郊外に秋津野ガルテンというのがありますが、小学校の廃校舎を利用して民宿とか農業体験とかできるというところを1回視察に行ったので、その話の拡大版のように思うのです。私が非常に関心を持ちましたのは「和歌山流ながら所得」というところで、副業として云々とありますが、これをコミュニティビジネスというかどうかは別として、「企業の森」にいろいろな方が参画されておるのですが、必ずキーパーソンとかキーグループとかがいらっしゃると思うのです。おそらく森林組合じゃなからうかと思うのですが。どういうグループがキーパーソン、キーグループとなってこの事業を進めているかについて関心がありますので、お答えをよろしくお願いいたします。

○福田先生 最初に仕掛けたのは県ですから、自治体だとは思いますが、実際に動いているのは森林組合や地域です。和歌山の中でも森林組合の全てが成功しているわけではありません。ブースで面接して連れて来ても、若者が定着しないという地域もあれば、とても定着した地域もあります。田辺市さんは、かなり成功しているところですよ。成功している地域の例ですが、先ほど森林組合の話をしました。山奥で合併とかを繰り返して、集落の人口が500人の過疎村になってしまった地区がありました。そうした衰退の苦い経験をした森林組合では、日当の1万円のうち、若手は5,000円しか稼げないですから、「あとの5,000円分は森林組合で持つよ」とありました。自腹より、若者の定着のほうが重要だと。森林組合がそうやって一生懸命に人材を育てているところが成功しています。

「和歌山流ながら所得」では、農協や食堂や地域の人たちが、移住者の家族に対して、支援の受け皿を提供できるかどうかが一番大きかった。いきなり行ったところで、地域の冠婚葬祭とかにも入っていかなければいけない。そうした生活のサポートとか、心の支援とか、地域の「住まい方」に協力してくれる地域の風潮といいますか、受け皿があるかないか。これは森林組合だけではなくて、地域の中にそうした受け入れる気持ちがあるかないかが、大きな「差」となっています。地域側に、「若者への対応は、森林組合がやればいいのか」といったところは、必ず失敗していく。

では、なぜ、田辺市さんが成功しているかといいますと、よそ者とか、観光客が来ることに慣れているからだと思っております。外から来た人を警戒し、「よそ者」なんて言い方をするところからは、出て行ってしまふ。これは都市部だろうが、農村部だろうが同じですね。私がコンサルである地域に入ったとき、「アジアから見た視点」と言ったのですが、「何で、外国人や観光客に気を使わないといけないんだ?!」と返ってきたのです。「だか

ら、東京のコンサルは駄目だ」と。そのようなことではダメで、受け入れる気持ちとか、外に行って戻って来た人材を活用するとか、外にバリアがない風土をどうクリアに創っていくかということが大切です。「誰ならつくれる」ということではないのですが、「外から地域を見る経験」があるか無いかで、ちょっと違って来るかな。そうした人材が地域にいない場合は、石や檜を受けてくれる“よそ者”を連れて来てでも、新しい風土づくりの開拓をしてかなきゃいけない。その過程が、すごく難しいと思っています。

《 テーマ 》 都市の地域再生戦略

～～ 将来の保障は何も無い時代。立案&実行に必要な「舵取り」～～

1. 今、なぜ、「地域戦略」が問われるのか？ ⇒ 国際化の潮流を先読みする

①政策不在、世界一の借金大国。日本が、どうして、このような事態に陥ったか。

②今日的な地方自治の論点： 海外と日本、国と地方自治、地方行政と市民

2. そもそも、「地域戦略」とは何か？ ⇒ 期待値や想定では「絵に描いたモチ」

①これからの「地域の生きる方向（選択肢）」は？

②「地域の生き方」を考えるのに、ヒントとなる事例

- 1) 森林を核に据えた地域経営（和歌山県）：「強みか、弱みか」でなく、「弱みを、強みに」の転換
- 2) 医療産業都市（神戸市）： 震災復興の危機感と覚悟。医療界&産業界&大学&行政の壮大なPJ

③国内の横並びの発想や事例の真似からは、“みんなで一緒に”沈んでいくだけ。その理由？

④従来の「枠組み」（仕組みや手法）から脱却。まったく新しい発想で地域戦略を練るPoint

- 1) 地域が関係し得る「圏域」や「ターゲット」は、鳥瞰的な視野で、白紙状態から考える。
- 2) プロ同士の“提携”（not 連携）。「何で生きるか」の覚悟（決意）と、足元の問題点の共有
⇒ 安易な目標（値）の共有からは何も生まれない
- 3) 『1+1+1⇒5』の解を見つけ出すことが、参画する人のココロを動かす
⇒ 本音で「人を動かすこと」が、一番、難しいマネジメント = それこそ「戦略」
- 4) 他者との比較で「強みか、弱みか」より、たとえ“弱み”でも「これでしか生きられない」の想い
⇒ 少ない「手持ちカード」の切り方は、経験値に基づく知恵（not 知識）

⑤地域の「生き残り」は、世界を相手にした企業、あるいは人生の勝負と同じ。

～ 世に打って出るテーマ、実現可能性の判断、交渉&説得&駆け引き、信頼関係に基づく提携 ～

⑥【参考】『地域経営』を始動させ、地域戦略を練るための“4つの基礎ワーク”（福田流）

3. その他： 政治（首長&議会）の役割、核都市としての役割

① 総花的・網羅的な地域戦略など無い ⇒ 「何で、どう生きるか」の再確認

～ 投資先の選択（政策実行⇒予算付けの優先順位こそ、政治の役割）～

② 県レベルの広域連合との役割分担。市民と密接な基礎自治体がリードできて、地域主権。

★★★ Fine ★★★

《 テーマ 》 都市の地域再生戦略

〜〜 将来の保障は何も無い時代。立案&実行過程で必要な「舵取り」〜〜

1. なぜ、今、「地域戦略」が問われるのか？

2001年5月 三重県職員研修資料として作成したものに継続的に加筆

	国の政策	地方の政策	地域整備／住民意識・生活
戦後～ 1950年代	<ul style="list-style-type: none"> 戦後の国土計画(復旧・復興) ナショナル・ミニマムの発想がベース (国民の最低限度生活水準を保障) 道路特定財源制度(1954年) 	<ul style="list-style-type: none"> 大都市への一極集中の顕在化 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅や社会資本投資の量的整備が進行(米国追随志向)
1960年代 国主導の社会資本の量的充実 国民の経済力と生活消費水準の向上 “量的豊かさ”実現の時代	<ul style="list-style-type: none"> 産業・経済の高度成長時代 (追いつけ追い越せ主義) 1962年～70年 「第一次全国総合開発計画」 『地方部における拠点開発促進』 	<ul style="list-style-type: none"> 県主導の地域開発計画策定 (国の下請け機関: 県企画部) 1969年の都市計画法(新法)改正の中で、地方自治体の都市計画決定権限の全面的移譲 (制度上の整備・開発・保全の方針) 大都市部への人口移動に伴う、都市問題、地方問題の顕在化 格差拡大の深刻化 	<ul style="list-style-type: none"> 国土計画や都市計画に関して、欧米への都市政策研究が進む。 道路・公園・下水道(3大インフラ)の整備率の向上 医療施設、文化施設の整備 東京を中心とした広域高速交通体系の確立、大都市の税収増大 核家族化の進行 1968年、全国的に住宅戸数が世帯数を上回る 住宅規模や浴室等の整備が向上
1970年代～ 1980年代前半 国の施策としての補助金行政の確立 地方の時代・(地方自立/市民参加) “質的豊かさ”追求の時代	<ul style="list-style-type: none"> 1969年～77年 「第二次全国総合開発計画」 『大規模プロジェクト構想』(地方) 大都市部における税収拡大 大都市と地方部における地域格差是正の必要性 (補助金行政の正当化 財政的中央集権に拍車) 1977年～87年 「第三次全国総合開発計画」 『定住構想』 (地方振興、人間と自然の調和) <p style="text-align: center;">地域間格差の是正政策、効奏さず</p>	<ul style="list-style-type: none"> シビル・ミニマムへの転換 (自治体が達成すべき目標は自治で) 「東京都中期計画(1968)」で、産業経済や地域開発でなく、社会保障、環境衛生、住宅政策、防災等を重視した政策がつけられる (美濃部都知事 政権下) 全国市町村において住民発意型・参加型の「まちづくり行政」が定着 横浜市: 都市デザイン行政 住民間の「協定・協議会」 三鷹市: コミュニティ自治行政 世田谷区: 住民参加の条例 金山町、小布施町のまちづくり 補助金依存型の自治体の増加 「金太郎飴」(横並び)型行政、前例主義、マニュアル主義、 “政策・計画なき事業” 	<ul style="list-style-type: none"> 1970年に電気冷蔵庫と洗濯機の普及率はほぼ100%に。 75年には掃除機とカラーテレビがほぼ100%の普及率 70年代後半に、週休2日制導入 余暇時間の増大へ関心が高まる (労働・家庭・余暇構造の変質) 受験戦争時代突入(高学歴志向) 1980年代には、乗用車、ガス湯沸器、応接セット、電子レンジ等は50～60%の普及率 「新人類」(高度成長期生まれ)の登場 全国民、「中流意識」時代へ
1980年代後半 ～1990年代前半 補助金行政の地方支配 架空の豊かさ心の喪失	<ul style="list-style-type: none"> 1987年～98年 「第四次全国総合開発計画」 『多極分散国土の形成』 (一日交流圏、土地利用適正化、民間活用) バブル経済時代の絶頂期に 国債・地方債発行による財源拡大 「民活法」、「リゾート法」全盛期 	<ul style="list-style-type: none"> 「まちづくり」や市民参加、生活重視といった“地味”な概念の陳腐化 (横並びの経済志向、地域の文化や景観の消失、大規模開発志向) 地域の基幹産業(生産拠点)をアジアへ(技術の空洞化構造促進) 第三セクターの乱立 	<ul style="list-style-type: none"> 「3K」、「サービス産業志向」、「3高志向」、「持ち家・別荘志向」 アッシー、メッシー、みつく君登場 求人・就職率 100%を超える 遊ぶ学生。教育現場の「質」の変質? 国民“総投資家”時代へ

そして、バブル経済の崩壊...

	国の政策	地方の政策	地域整備／市民意識・生活
<p>1990年代後半</p> <p>世界一の借金大国?!</p> <p>税金の無駄遣いや汚職の表面化</p> <p>政治や行政への不信</p> <p>改革自治体の出現</p>	<p>・国の経済運営の失敗による財政破綻(世界一の借金大国)が囁かれ始める</p> <p>・政治家や官僚たちの汚職事件が続発</p> <p style="text-align: center;">“失われた10年”への責任逃れ…</p> <p>・1995年、「地方分権」の議論が開始 《地方自治体との論点》 本質的な目的は、財政破綻の責任の分配(自治省) 「権限移譲」とセットで「財源移譲」が叶うか?… が地方の最大関心</p>	<p>・補助金依存による政策・計画立案の能力の喪失が顕在化 ⇒事業スキーム構築能力の欠如</p> <p>・3セク等の経営破綻(ランニング・コストの曖昧さが表面化)</p> <p>・行政や議会の組織内問題が続出 ⇒ムダ使い、情報の隠蔽?</p> <p>・地域や市民よりも、「国」に眼を向けた地方行政の体質が明らかに ⇒市民とのコミュニケーションの喪失。政治には無関心な市民</p> <p>・地方自治体からの行財政改革の萌芽 三重県:事務事業評価と行革 静岡県:「業務棚卸し」 北海道:「時のアセスメント」等</p>	<p>・企業の不良債権が表面化</p> <p>・産業・経済の低迷による大企業の倒産。リストラによる構造改革。「大失業時代」</p> <p>・住宅ローン、教育費が家庭経済を圧迫</p> <p>・投資家たち(一般国民)への被害増大 ⇒自己責任の時代へ</p> <p>・納税額の増大、保険料増大、医療費の値上がり、国民年金給付年の後退、失業保険・年金基金危機、民間年金(保険)給付額の激減 ⇒国民の将来不安の増大 一人当たり借金が500万円超</p> <p>・グローバル:環境問題の深刻化、人口減少・少子高齢化、IT革命による変化激化、ボーダレスな経済競争 ⇒ゆとり・うるおい生活から乖離した、競争重視のストレス社会</p> <p>何を信じて良いのか分からない国民 ⇒著しい大衆的な政治不信 市民オンブズマン活動の活発化</p>
<p>2000年以降～</p> <p>市民自治への構造転換</p> <p>政治と市民のコミュニケーション、相互責任の関係を確立</p> <p>「市民の痛み」の本格化</p> <p>国際的ソブリン(財政破綻)問題</p> <p>「増税」時代に突入?!</p>	<p>・1998年～2010年 「第五次全国総合開発計画」 『多軸型国土構想』『参加と連携』</p> <p>・2000年4月、「地方分権一括法」施行 ⇒医療・老人保険の危機への対応として、地方分権のモデル・スタディである「介護保険制度」実施</p> <p>・小泉内閣誕生(700兆円の借金!) 道路公団民営化、規制改革(特区)、財政三位一体改革、不良債権改革、年金改革、雇用保険制度改革、医療改革、司法改革、国立大法人化、公務員制度改革… 改革づくし!!</p> <p>・2005年 国主導の『全総』の廃止へ</p> <p>2007年 米国でサブプライム崩壊 2008年 100年に一度の世界的金融危機(リーマン・ショック)勃発</p> <p>・2010年夏。自民党→民主党の歴史的な政権交代。(900兆円の借金!)</p> <p>・「国際的なソブリン問題」と円高による企業収益圧迫。⇒国の財政へ</p>	<p>・1998年から、行政改革論・行政評価論が大ブーム…</p> <p>・「公共事業のあり方」の見直しが加速(公共事業費の大幅削減)</p> <p>・組織スリム化とともに、「政策立案型」「横断組織型」を行財政改革に謳う自治体が急増</p> <p>・『説明責任』をキーワードとし、情報公開制度にとらわれない積極的な説明・公開のチャレンジが始まる</p> <p>・2005年「平成の大合併」が一段落… ・夕張市の財政破綻問題を契機に、国が自治体経営を監視する法が制定</p> <p>・年金制度の破綻問題、地域医療の衰退問題、介護保険制度の限界、教育制度の見直し(世界での学力低下)… ⇒国際的にどんどん下がる日本の社会・経済、教育ランキング</p>	<p>・2000年、日本における「IT元年」</p> <p>・「企業の痛み」「市民(国民)の痛み」がキーワードに登場…</p> <p>・企業間合併による産業界の構造改革(グローバルな競争時代へ)</p> <p>・2000年以降、「まちづくり」を超えた市民参加や行政・市民の協働意識が一気に高まる 三鷹市:市民参加の総合計画 ニセコ町:自治基本条例 神戸市:行政とNPOをつなぐNPO 志木市:行政と市民・NPOとの分担</p> <p>・世界的金融危機を受け、再び大失業時代に突入。企業はアジアへの移転加速</p> <p>・バブル経済崩壊の時よりも厳しい就職氷河期に突入(人材雇用もグローバル化)。企業の生産拠点と市場開拓が、新興国へシフト。日本の空洞化が避けられず</p> <p>・「エコ」「食の安全」「文化の再生」「ワークシェアリング」が、21世紀のキーワード?!</p> <p>・世界一の高齢化。進む晩婚化・非婚化 ・留学しない学生。「内向き」が海外の評価</p>
ついに、世界からも、『失われた20年』と評価…			
<p>地方自治の今日的論点</p> <p>海外と国</p>	<p>●10年間、進まぬ地方分権。「地域主権」とは、何ぞや? いつ、誰が、どうやって実現するの?</p> <p>●県レベルが進める広域連合と、基礎自治体との関係は??</p> <p>●アジアのリーダー役を逸した日本に対する、欧米&新興国の関心は著しく低下</p> <p>●日本国の経済(企業活動、税収)は、もはや海外依存。内需策はあるのか?</p>	<p>●「財政破綻」を突きつけられ、将来の保障が見えない市民の不安。「消費税UP!」もOKとする市民が“痛みを負う現実”…を、財政状況や政策&実行手段とともに、きちんと説明することが政治の義務。</p> <p>●もはや、横並びでは低迷するだけ。地域の、自治体の『豊かさ』とは? 「生き残り策」を、誰が、いかに構想し、行動し、実現に導くか?</p>	<p>国と自治体</p> <p>自治体と住民</p>

2. そもそも、「地域戦略」とは何か？

⇒ 期待値や想定では「絵に描いたモチ」

◆ どうやって生き残る？ これからの「地域の生きる方向(選択肢)」は？ ◆

● 積極チャレンジ型：

海外に向けて、自身の可能性を信じて、打って出る

- ・ 人口減、少子・高齢社会。国をあげての財政難で、将来的な保障が示されない中、市民の財布のヒモは閉じた状態が続く。内需では、もはや生きられない。
- ・ だが、自分たちには、これまでに蓄えてきた豊かな環境や農業や企業活動等の実績——技術やノウハウや、それらを駆使できる人材——がある。
- ・ 今こそ、それらを信じ結集して、世界に出る、あるいは誘致する“チャレンジ”。

● 価値観転換型：

豊かさの尺度を転換し、地域で新たな仕組みを構築

- ・ もはや従来のような人口の社会増には期待できない。次世代の人口流出の食い止めが先決で、「新たな価値観」に共感した層の転入を図る。
- ・ そのためには、この地域で暮らせる生活費の保障(多様な稼ぎ方)、プラスαとしての新しい価値観『そこで暮らせる幸福感』の創出&実現が必要。
- ・ 新しい「暮らし方」「働き方」を社会に提案し、現実の地域社会で機能させるための新しい仕組みやルールを考案する。

● 中央崇拜&「良き時代」固執型：

中央から補助金獲得する「モチ描き」に長ける

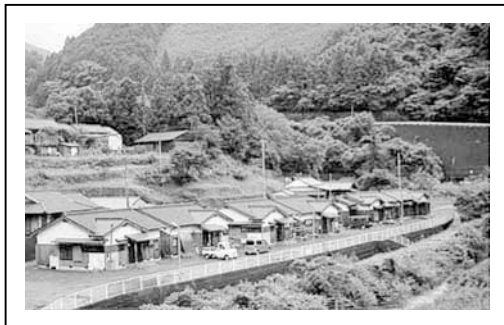
- ・ 「過去に全国の先進事例になり、国からも評価された」「実績が高いから、補助金の獲得がうまい」ことにこだわり、国がいう計画&目標値作り、根回しに長ける。
- ・ 「地域や事業を動かすのは、国の審査が通った後で良い」という(本末転倒の)姿勢。

● SOS! 依存型：

中央&上位官庁の「指示待ち」を最善策とする

- ・ 「お金が無い」「やる人がいない」「ノウハウがない」「そもそも権限がない」「どこも、やっていない」「仕方がない」が合言葉。“無い無い尽くし!”を強調することで、支援を得ていくことを最善(常識)とする。

◆事例-1 「価値の転換」：森林を核に据えた地域経営（和歌山県）



- ◆上は、企業が契約して借りた山
- ◆下は、若い新規林業者の定住のために、和歌山県が用意した住宅

表3-4 「企業の森」事業参画企業・団体一覧（2007年8月現在）

企業・団体名	活動開始	活動地・面積
1 ユニチカユニオン 「ユニチカの森」	2003. 3	日高川町 2.0ha
2 関西電力労働組合 「関西ふれあいの森」	2004. 2	田辺市 1.0ha
3 森林ボランティア団体 「ゲンジの森」	2004. 4	高野町 0.2ha
4 NPO 法人和歌山野球振興協会・夢クラブ 「野球の森」	2004. 4	かつらぎ町 1.0ha
5 NPO 法人原風景 「原風景の森」	2004. 4	かつらぎ町 0.5ha
6 ロータークラブ 「ロータリー100年の森」	2004. 5	高野町 3.0ha
7 大阪ガス株式会社 「大阪ガスの森」	2005. 3	田辺市 1.0ha
8 日本たばこ産業株式会社 「JTの森 中辺路」	2005. 3	田辺市 50.0ha
9 全日本空輸株式会社 「私の青空 関西空港・高野山ゲンジの森」	2005. 4	高野町 0.5ha
10 住友金属工業株式会社和歌山製鉄所 「住友金属和歌山の森」	2006. 2	田辺市 2.5ha
11 イオン株式会社、財団法人イオン環境財団 「イオンの森調月」	2005.10	紀の川市 36.0ha
12 日本労働組合総連合会和歌山県連合会 「連合和歌山の森」	2006. 3	日高川町 1.0ha
13 サントリー株式会社 サントリー 「天然水の森湯の峰」	2006. 4	田辺市 4.1ha
14 東京海上日動火災保険株式会社 「東京海上日動の森」	2006. 4	紀美野町 1.1ha
15 セイカグループ 「セイカの森」	2006. 4	日高川町 1.2ha
16 紀陽銀行・紀陽銀行従業員組合 「紀陽の森」	2006. 4	日高川町 1.3ha
17 東洋紡績株式会社 「東洋紡みらいの森」	2006. 4	日高川町 0.8ha
18 積水ハウス株式会社 「積水ハウスの森」	2006. 4	田辺市 2.6ha
19 ダイキン工業労働組合 「ダイキン工業労働組合の森」	2006. 4	田辺市 1.4ha
20 高野熊野世界遺産連絡会 「空海の森」	2006. 4	田辺市 1.0ha
21 松下電工株式会社 「松下電工・田辺龍神『ながきの森』」	2007. 4	田辺市 20.0ha
22 社団法人和歌山県宅地建物取引業協会 「宅建の森」	2006. 1	日高川町 1.1ha
23 株式会社 NTN 紀南製作所 「NTN 紀南 半妻『稻』の森」	2007. 2	上富田町 1.0ha
24 花王株式会社和歌山工場 「花王の森紀美野」	2007. 4	紀美野町 0.7ha
25 東宝建設株式会社 「感謝の森」	2007. 3	田辺市 0.7ha
26 住友信託銀行株式会社 「住友信託銀行『しんたくんの森』」	2007. 4	日高川町 0.8ha
27 紀州製紙労働組合 「紀州労組 虹の森」	2007. 3	那智勝浦町 0.4ha
合 計 27企業・団体		136.9ha

～雇用対策×環境保全×地域振興～

【『緑の雇用』事業】

- ・01年、「緑のふるさと暮らしインフォーメーション事業」。各森林組合がブースで面接。
- ・02年、都市から133人(平均年齢38.6歳)の移住。県内からも342人が研修生に。03年、133人のうち103人が継続。新規に172人の受け入れ(平均年齢36.0歳)。09年5月現在、240人の新雇用(家族含めて3~400人の定住)があった。

【『企業の森』事業】

- ・森林所有者、参加企業、県、市町村&住民、森林組合のみんなが Win-Win とする「地域の仕組み」をつくる。2011年1月現在、55社に、186.4haの森を貸している。

【和歌山流『ながら所得』】

- ①副業:雨降りの日には木工、夏期には観光筏師などのコミュニティ・ビジネスを行う。
- ②移住者の家族には、農協や地域の施設、食堂などで、パートをしてもらう。
- ③家庭菜園で米や野菜を作ったり、鶏を飼ったりして、自家消費の食材を得る。
- ④森林組合として、梅農家との提携。(梅摘み労働、出荷の手伝いなど)

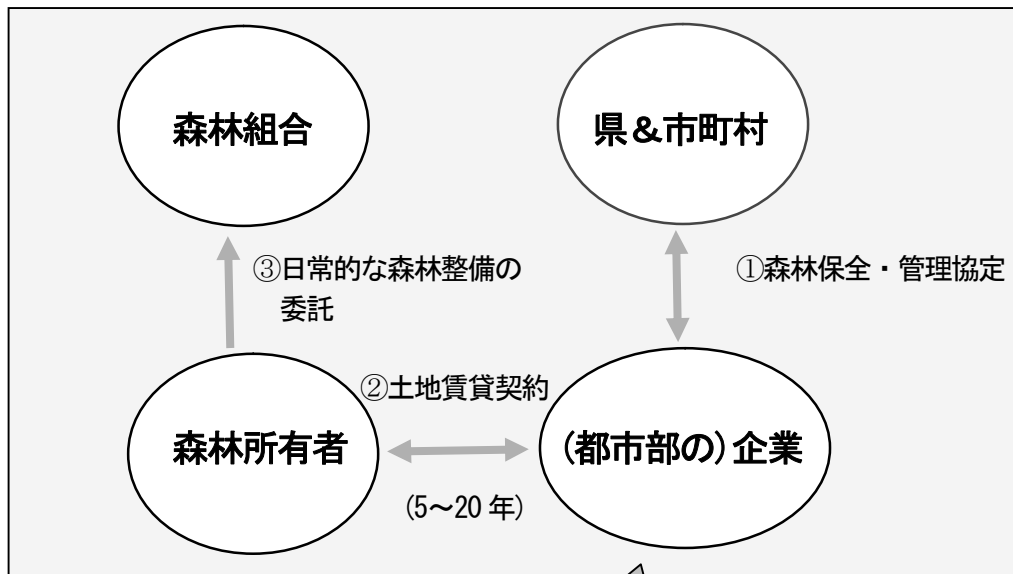
※ 地域やコミュニティとして、日常生活やいろいろな相談事のお世話。「地域のルールに従って!」だけではなく、受け入れる気持ちも大切…

【企業の森】

みんなが“つながり”、それぞれの本領を発揮！するだけで、みんなが Happy! Lucky! になる『地域の仕組み』

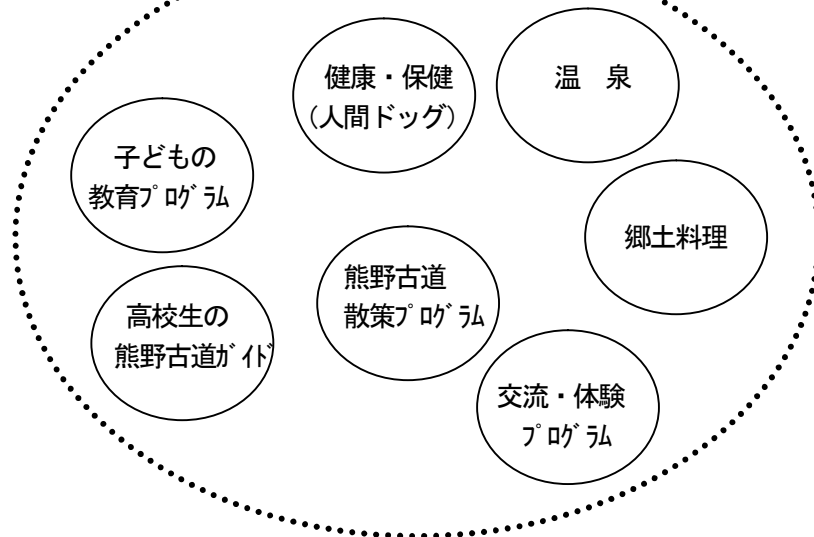
- ①森林所有者
 - ・森林所有者は、環境林としていきたい森林を、「無償で」企業に提供（貸与）。
 - ・代わりに、経費や人手をかけずに、所有する森林の維持・管理が計画的にできる。
- ②参加企業
 - ・事業を行う企業と県と地元市町村との三者で、森林保全活動の方針を申し合わせる「森林保全・管理協定」を締結。
 - ・森林所有者と企業との間でも、「土地賃貸契約」を締結。借地期間は5~20年で、その間の森林管理は企業が行う。
 - ・企業側のメリットは、社会貢献（環境企業のイメージ）、福利厚生、社員教育など。
- ③和歌山県
 - ・森林保全活動のPRや、活動への技術的支援を実施。「森林で生きる地域」という、県のブランド・イメージの確立。
 - ・森林保全にかかる行政経費の削減。
- ④地元市町村&地域住民
 - ・企業の社員や家族が、植栽や間伐等の作業で訪れた際に、必ず、泊り掛けとなるため、宿泊サービスや各種の交流・体験プログラム（料理、温泉等）の提供を行う。
 - ・『ながら所得』、地域振興、地域の人たちの生き甲斐…
- ⑤森林組合
 - ・森林の日常的な管理は、企業の支払う経費を元手に、森林組合が行う（所有者が、森林組合に依頼する形）。
 - ・環境林整備の計画的推進、新しい人材育成などができる。

『企業の森』をコアにした地域戦略の展開（和歌山県）の仕組み



都市部と森林地域の新しいつながり

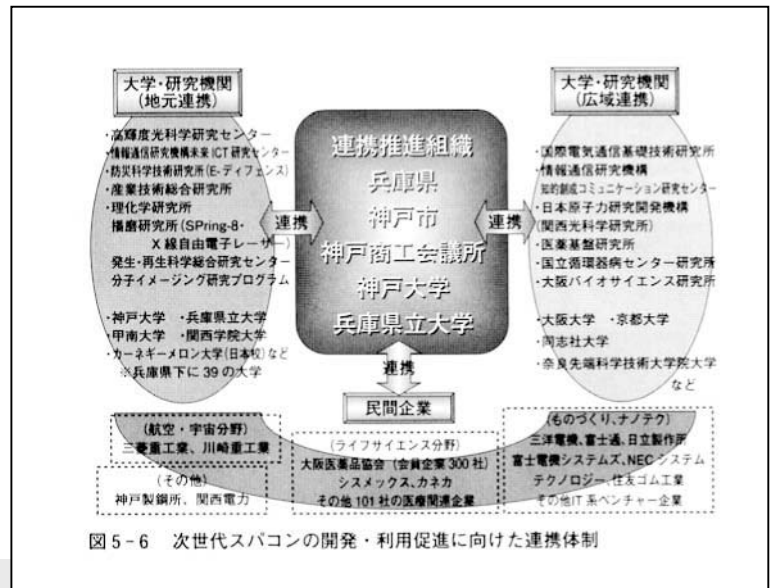
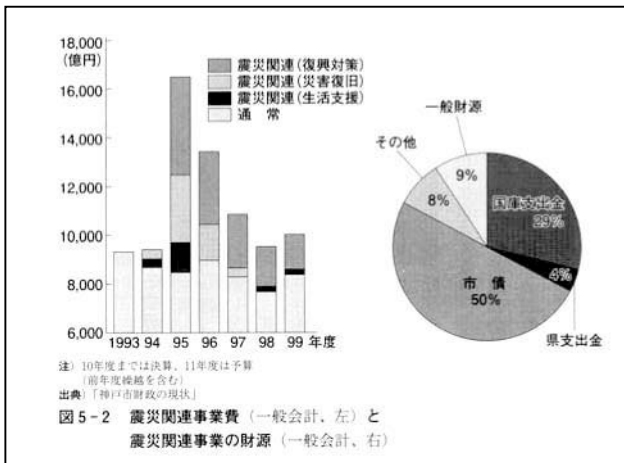
④地域の様々な事業や活動との提携



環境 × 振興 × 雇用 × 定住 × 交流 × 文化 × 保健 × 教育 × etc...

By Shino Fukuda

◆事例-2「ゼロからの挑戦」：医療界&産業界&大学&行政の壮大なPJ（神戸市）



左図：1995年1月の震災後の危機。復興の予算は、市の一般財源と市債発行が7割。

右図：「震災のせいにしてない。経済不振は、むしろ、(社会・経済)構造にあり」。既存産業の復活を産業政策に据えたのでは、『8割復興』以上の将来は望めない・・・(市報告書)との厳しい認識&覚悟。

PJ立ち上げ期の「実現化」のスピード。 議論よりも「誰が、何を、どう変え、担うか」を素早く決定

- 1998年、当時の神戸市立中央市民病院院長、ひとりの呼び掛けから、懇談会が発足。
- 1999年、医療界&産業界等の壮大な研究会へと発展。京都大学、大阪大学、神戸大学、国立循環器病センター、世界保健機関(WHO)、医師会、旧厚生省・旧通産省、兵庫県、神戸市(保健福祉、産業振興、震災復興、)商工会議所、関西圏の医療機器・製薬メーカーなど。問題の共有(基礎研究と実用的な製品開発の分離など)に始まり、先端医療の研究とともに、医療機器・医療材料・医薬品といった医療産業の新市場開拓が決定。ワーキンググループへ。
- 2001年8月、国の都市再生PJに認定。大阪北部地域の医薬品基礎研究&創薬産業、神戸地域の再生医療の臨床研究&先端医療産業集積などをつなぐ、日本初の産業クラスターへ始動。
- 2003年4月、「先端医療産業特区」(日本の特区第一号)に指定。政治のトップセールス(1999年、世界都市会議での構想発表。2000年、米国の78企業への参加呼び掛け)や、行政の企業誘致活動等により、03年7月当時に、早くも30社の進出が模索。医療関連業界のGEメディカル社が、西日本統括拠点を置く。
- 2003~07年、「特許の所在」や販売の権利、「治験」に対する市民との合意形成、巨額な公的研究費の運用・管理(ファンドの設立)などについても検討され、実現に至っている。

※ 現在の医療産業都市の中核施設群や研究内容(特に、世界的な再生医療の実績)、市民と医療都市との関係については、あまりに壮大で高度な情報のため、現地への視察・取材をお勧め。

危機感&覚悟&「それぞれの汗」の結集の成果！ = PJの社会・経済効果

- 誘致企業数：2007年10月時点では110社(外資系18社)。2011年1月現在、194社(外資系23社)。
- 新規雇用者数：医療関連企業と中核施設、それ以外の一般企業の合計。07年10月時点では、約1970人(うち医師と博士号取得者は431人)。2011年1月現在、3783人。
- 経済効果：2005年時点(最新データ。2010年調査中)で約409億円。市税収入として12~13億円。

◆地域のデフレ・スパイラルの構造：地域の“沈み”が止まらない理由？◆

《低迷する地方部》

- 1980年代以降加速した各省庁からの補助金行政への依存
- 地方交付税や過疎税などを「もらうこと」が当然の意識
(努力して微々たる税収を上げたら、交付税が減るから損…との意識)

《国》

- 全国一律の画一的な規格・採択条件のヒモ付き補助金 ⇒『総合交付金』化
- 中央省庁に、現場現場の計画書や目標値や策定過程の是非を「審査」するスキルは無い！

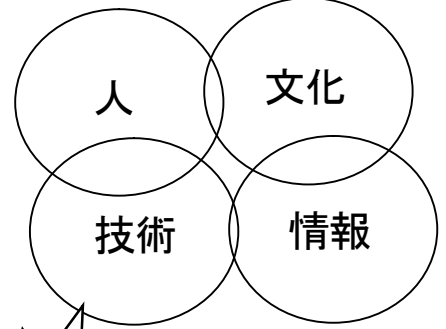
《海外&国際企業》

国際的な経済活動での
サバイバルを賭けた
真剣勝負！

海外との
渉り合い

《首都圏・大都市》

経済活動を求めて一極集中
& 集中が生む国際競争下の価値



自己投資
マインドの
欠如

地場産業振興や地域経済など、
『外貨を稼ぐ』意識の喪失

地場産業者や観光関係者の
“プロ意識”の欠如

格差拡大！

- ◆全国的に画一的な景観や環境、画一的な産業構造、画一的な教育と人づくり、画一的な価値観やモノの考え方、画一的な文化・芸術…

「価値」への
外貨集中

チャレンジ精神や
ビジネスマインド、
集中と競争が生む
「鍛え上げられた
センス」に投資の
価値あり！

地域の「魅力」や「個性」、「価値」
(=そこにしかないもの)の低下

よそ者(海外、企業、来訪者、
投資家等)からみた判断。
彼らがお金を出す価値とは？

地域の分析力、地域への審美眼、
地域戦略構築力の欠如・喪失

「どこにでもあるモノ」に
外貨は落とさない。もち
ろん、投資はしない。
地域の『努力度』は、外
部の「目利き」には一目
瞭然で分かる！

「外貨を落とさせる」
地域戦略を持つ。
結果的に次世代の
就労、地域活性化に
つながる

さらなる
地域のデフレ
スパイラル

- ▼雇用・就労の場の消失
- ▼就労の場を求めて若者人口の転出
- ▼ハコ物による維持管理費の圧迫
- ▼高齢社会による社会保障費の増大
- ▼地域活力の低下、地域存続の危機 ……

分かれ道

《自立する地方部》

「人」「文化」「技術」に関して、
“そこにしかない価値”や地域
振興のポテンシャルが残ってい
る地方部には、地域のデフレ・
スパイラルから脱却する可能性
がある

◆ 従来の「枠組み」(仕組みや手法) から脱却。

～～ まったく新しい発想で地域戦略を練るPoint ～

①規制の行政界を超える

地域が関係し得る「圏域」や「ターゲット」は、鳥瞰的な視野に立ち、白紙状態から考える。

②プロ同士の“提携”(not 連携)

「何で生きるか」の覚悟(決意)と、足元の相互の問題点の共有。

⇒夢とは、「厳しさの先」にあるもの。その現実を理解して一步を共に踏み出せる本音の人材やチーム。口よりも、汗の量の共有。
(周辺の巻き込みには、「楽しさ」のシナリオが必要)

③他者との比較で「強みか、弱みか」より、

たとえ“弱み”でも、「これでしか生きられない」の強い想い

少ない「手持ちカード」を確実に切るには、失敗や成功や…の“経験値”に基づく知恵(not 知識)がなければできない。

⇒何で生きるか。その先にある「夢」。あとは、「夢」に向けて、どうカードを切るか。「誰が」、それをプロデュースするか?

④『1+1+1⇒5』という相乗効果ある解を捻出(!)する

関係者(参加者)全員のメリットを見出せてこそ、人のココロは動かせる。

⇒「人を動かすこと」が、実はいちばん難しいマネジメント。そこに、真の「戦略」が存在する。

⑤「地域が生きること」は、企業や人生の勝負と同じ

世に打って出るテーマ、実現可能性の判断、交渉&説得&駆け引き、信頼関係に基づく提携……

⇒試行錯誤の連続。成否は、走りながら「舵を切るスピード!」にあり。
現状では、「単年度の(予算の)発想」がマイナス要因。

◆『地域経営』を始動させ、戦略を練るための“4つの基礎ワーク”（福田流）

(1) 当該地域のグローバルおよび広域的な位置づけを、徹底分析する

- グローバルな社会・経済情報は、日常的に把握しておく（金融、企業活動、市場 等）
- 広域地域内での地形条件、自然・環境条件 等の分析。+ 最寄りの都市圏や近隣市町村、広域交通体系からみた「地域の吸引力」（=集客&市場、海外アクセス）の分析。
- 広域地域内での文化・観光資源、第一次産業の特産物や経営状況、市場の分析。



(2) 当該地域の社会・経済の状況を、周辺地域および類似地域と比較しながら徹底分析する ⇒ 地域の「発展可能性」を見い出す

- 国の各省庁、都道府県、自治体、民間統計会社 等が出す、ありとあらゆる統計書を入手・駆使。当該地域の問題点や課題、“この地域にしかない”“将来的にポテンシャル(可能性)となり得る”資源（=産業、文化、組織、環境…）を抽出。
- 1・2のワークをすれば、抽出された資源の「戦略的な使い道」や攻めるべき「市場&ターゲット」は自ずと見えてくる。



(3) 徒歩での現場調査 ⇒ 全国的視野を持つ“目利き”を使う

- 1や2のワーク結果が実態としてどうなっているかを、目や耳で確認。
- グローバル&全国的な“目”で、モノや空間やヒトや値段や味覚や…を概観。資源の使い方工夫、新しい資源の創出の可能性、直すべき点を徹底的に洗い出



(4) 関係者の声（=意見、アイデア、不満、夢…）を聴く⇒ 『誰が実行者か』

- 実際に事業に携わる関係者や「携わりたい」との意向がある人たちの声を広く詳細に聴く。地域や組織の会合では、拾い切れていない声が少なくない。
- 実際に汗を流す人材か、「言いつ放し」の意見かをチェック。将来的に地域を担っていくプロデュース力を有する人材、協調的に新しいチャレンジができる人材 等の見極め（「新しい一歩」のための人材の一本釣り）。
- 関係者の課題の共有を図り、協業、起業、提携・分担の可能性を議論・実践する。

3. その他：政治（首長&議会）の役割、核都市としての役割

市民は、「市民＝一塊」ではなく、1000人1000色。
お金がある時代には、「1000人の全ての要望」も実現できたけれど…

《「協働の方程式」》

～ 協働＝理解×分担×責任×連携 ⇒ 提携 ～

政策&戦略を立案し、進める上での『新しいコミュニケーション術』

- (1) 「協働」や「連携」がブーム。言うのは容易いが、実現には多難な道のり…
立場やテーマ別の、多様な「MAXの市民要望」と向き合うことこそ。

「誰も間違っていない」が、調整屋（＝政策&戦略立案者）のスタート
時点の心構え。

- (2) 議会と市民、行政と市民、市民同士など、多様な立場や価値観や意見の
人たちが理解し合う」＝「お互いの意見が異なる場合が多々あること」を
知り合うことが最重要であり、大変なプロセス。

上記の『協働方程式』の70～80%の時間やエネルギーを、「相互理解」
の段階に使う。（資料8頁の「声を広く聴き、議論する」ワークに相当）

調整屋（＝政策立案）は、調整に奮闘し、汗をかいている姿を分かってもら
うことで、大多数の「信頼」を（勝ち）得ることができる。

- (3) 相互に「理解」し合えなければ、「分担」も、「責任の担い合い」もできない。
大切なのは、調整の議論の過程で「お互いに、何を約束するか」。
言いっ放しの意見を聴くばかりでは、「絵に描いたモチ」の計画作りや美辞
麗句の法律作文に終わってしまう可能性が高い。

反対に、いったん理解し合えれば、お互いのメリットを活かして、「ここま
では、折れてよい」「分担し合おう」となり、相互に『責任』の意識が芽生
える。

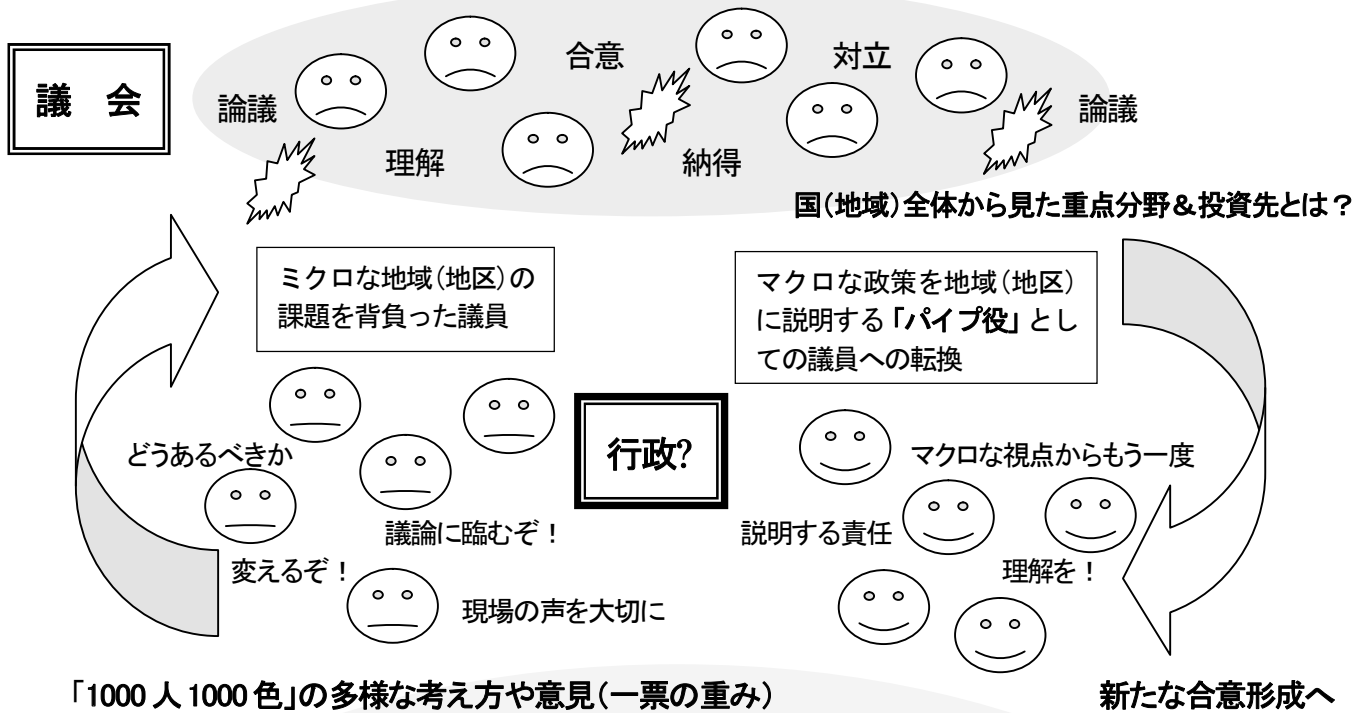
「地方行政」・2001年9月6日号、『自治体実行
主義』（ぎょうせい）にて発表。
「広報」（日本広報協会・内閣府所管団体）でも
「協働の方程式」を紹介

◆1000人1000色の意見や価値観と向き合う ⇒ 市民社会型の議会の役割

(「地方行政」時事通信社 2005.12.05 号にて発表)

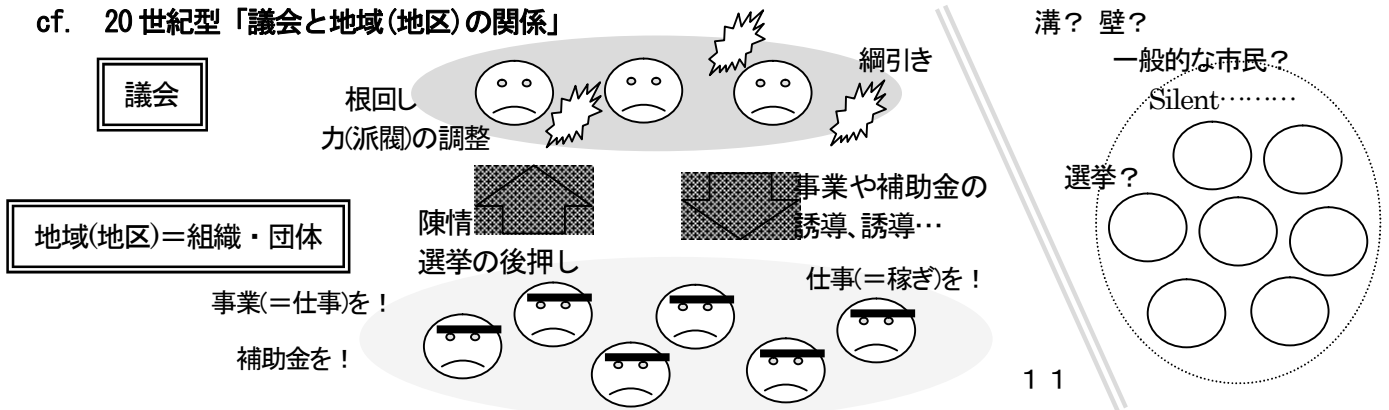
世界一の「借金大国」という財政難をどう乗り切る？

国際社会における国(地域)全体の発展方向とは？



By Shino Fukuda

cf. 20世紀型「議会と地域(地区)の関係」



第94回総会講演録（平成23年8月24日（水））

「市議会から発信する地域再生戦略」

（財）地域開発研究所 主任研究員 ^{まきせ} 牧瀬 ^{みのる} 稔 氏



【専門】 専門は自治体政策学・地域政策・地方自治論で、市区町村のまちづくりや政策形成に広くかかわっている。

【略歴】 法政大学大学院博士課程人間社会研究科修了。博士（人間福祉）。民間企業、横須賀市都市政策研究所、（財）日本都市センター研究室を経て（財）地域開発研究所研究部勤務となる。そのほか、法政大学現代福祉学部兼任講師、法政大学大学院政策科学研究科兼任講師、東京農業大学国際食糧情報学部非常勤講師などを兼ねている。

【公的活動】 加西市総合計画審議会会長、吉川市総合振興計画審議会会長、横須賀市土地利用調整審議会委員（委員長職務代理者）、足立区民評価委員会委員（分科会長）、佐倉市指定管理審査委員会委員、厚木市市民協働推進検討委員会などの委嘱を受けて有識者委員としても活躍している。また、戸田市、春日部市、新宿区、熱海市、三芳町などの政策アドバイザーを担当している。

【著作】 『地域再生のヒント』（日本経済評論社 共著）
『政策開発の手法と実践』（東京法令出版 編著）
『政策形成の戦略と展開～自治体シンクタンク序説～』（東京法令出版 単著）
『条例で学ぶ政策づくり入門』（東京法令出版 単著）
『政策条例のポイント～政策立案の手法を学ぶ』（東京法令出版 単著）
『協働と市民活動の実務』（ぎょうせい 共著）
『地域力を高めるこれからの協働』（第一法規 共著）
『地域魅力を高める「地域ブランド」戦略～自治体を活性化した16の事例～』（東京法令出版 編著） など多数

【その他】 時事通信社「官庁速報」（ijamp）において「条例探訪」を連載していた。ホームページは、http://homepage3.nifty.com/makise_minoru/

こんにちは。今回、「市議会から発信する地域再生戦略」というテーマをいただきました。このテーマをいただいたときに最初に思ったのは、「地域再生をしない」という選択肢もあるということです。多分、今のところ地域再生をするという前提で進んでいると思うのですが、「地域再生をしない」という「地域自決権」という考えもあると思います。あるいは、私は、先週に、某地方都市に行ってきた、その中山間地域に入ってきたのですが、そういうなかなか地域は再生できないわけですね。そもそも再生のための「力」がないわけです。今回、ご参加されている市議会さんは、ある程度規模が大きいので地域再生できると思うのですが、全国を見たときに、「地域再生できない地域もある」ということも知ってほしいと思います。そして、選択肢として「地域再生しない」という考えもあるはずですよ。

今回は「地域再生をする」という前提でお話をしますが、「地域再生をしない」という地域の自決もあるということも、皆さんに是非ご理解いただければなと思います。私は、地域再生に関する本を書いていますので、読者の中から「地域再生することがいいことじゃないんですよ」というお叱りをよく受けるのですが、そんなことは私も理解しているつもりでして、現実には、地域を再生できないことも多々あるということです。

例えば、若干余談ですけども、今 1,756 の自治体がありまして、2005 年から 2010 年の国勢調査で人口がふえたのは約 25% だけです。残りの 75% は人口が減少しています。さらに、この人口が増えた自治体のうちほとんどが都市圏に位置しています。3 大都市圏で人口が増え、地方圏はほとんど増えていないという現状です。地方圏で増えているのは、被災した東北 3 県を除くと約 100 自治体のみです。そう考えると、多くの地方圏は人口が減っているわけです。そういう状況の中で地域再生をするというのは、なかなか厳しいものがあります。なので、地域によっては地域再生をしない。あきらめるわけではないのですが、「できない」という現状もあるということをご理解いただければなと思います。

今回は 5 点のテーマで進めていきたいと思っています。最初に「地域再生の意味は何なのか」です。これを再確認させていただきます。続いて、地域再生の事例をご紹介します。地域再生の背景を私なりの考えでお話しします。そして、最後に今回のテーマ「市議会から発信する地域再生戦略」で私の考えをお話ししたいと思います。

【地方自治体の目的は何か】

お手元の資料に基づいてやっていきますが、いつも自治体や地方議会の講演や研修では、「地方自治体あるいは地方議会の目的は何ですか」と聞いています。「地方自治体の目的は何なの？」といつも聞いています。この回答がアバウトだと、やはりまずいと思うのです。地域再生するにしろ、議会活動あるいは議員活動するにしろ、この根本的な目的が明確でないとはやはりまずいような気がするのです。

多分皆さんはもう回答はわかっていると思うのですが、地方議会も地方公共団体の中に入ります。地方自治体、あるいは地方公共団体の根拠法は地方自治法にあります。これは地方議会もそうです。この地方自治法の第 1 条、これは地方自治法の目的が書いてあるわけです。第 1 条は、地方自治法はこういうことが目的ですよと書いてあります。ここでの回答は、第 1 条の 2 になります。「地方公共団体は〇〇の〇〇の〇〇を図ることが目的なん

だよ」と、そこに明記してあるわけです。ここに、議会活動あるいは皆さんの議員活動、あるいは執行機関の日々の事務事業、政策づくり、その他様々な行政サービスの根本になんといけないと私は思います。答えは聞けばわかるのですが、そこには「住民の福祉の増進」とあります。これが地方自治の根本だと思うのです。この理念が根底にないことには、地域再生しても意味がないということです。住民の福祉の増進、地域として住民の福祉を増やしていくこと、これがやはり地域再生の一番の肝なのです。重要な部分なのです。これをしっかり押さえておかないといけないと思っています。

今、住民の福祉の増進という話をしたのですが、住民というのは、これは原則狭義の住民と捉えられます。だから皆さんの自治体に住民登録をしている方ですね。いわゆる広義の住民ではない。広義の常民とは、観光客であったり、あるいは通勤通学で来る方とかなります。そういう方は原則入っていません。一応、原則論は、皆さんの自治体に住民登録をしている方が住民となります。

では、福祉って何なのということです。これもなかなか抽象的な言葉ですが、福祉というのは、「幸福感」といえます。極めてアバウトですよ。ただし、この福祉の増進というのは、その地域に住む、そこで生活をしている、住民登録をしている住民の幸福感を増やしていくのが自治体の目的なのですよということになります。これをしっかり押さえておかないと、間違った地域再生に行ってしまう可能性があるのです、自治体とか議員さんの前でお話をするときは、もう一度原点に立ち返っていただきたく、このような話をさせていただきます。

ちなみに私の個人的な見解ですが、Aさんの福祉とBさんの福祉は違うと思うのです。Aさんの福祉を増進させるとBさんの福祉は減退してしまうかもしれないわけです。多分、その間に入るのが、例えば議員さんあるいは自治体職員だと思うのです。その間に入って利害を調整して、AさんとBさんの総体的な福祉を増やしていく。これが議員さんあるいは議会、地方自治体の役割ではないかなと思っています。いずれにしても地域全体として福祉、すなわち幸福感、これを増やしていくことが議会活動あるいは議員活動、そして自治体活動すべての根本になんといけないですし、そこが地域再生の一番の重要な視点だと思っています。

【「地域再生」の意味とは何か】

次に、「地域再生」の意味とは何なのかということです。スライドに「地域再生の意味は何ですか」とありますが、この会場に100人いれば100人の地域再生の意味があると思うのです。私も日々いろいろな自治体に行っていて、明日は長崎の方に行き、その次は福岡に行ったり、全国をまわっているのですが、そこで、自治体職員の皆さんや議員の皆さんや、そのほかの関係者と話すと、地域再生の意味がばらばらなのです。その地域における地域再生の意味が決まってないので、皆さんが向かう方向がばらばらなのです。だから効果が出てこないというのが現状だと思います。その自治体、あるいはその議会の地域再生の意味をしっかり明確にしておかないと、皆さんが勝手に進んでしまいます。

「地域再生」なんていうフレーズは、言葉的にいいじゃないですか。「地域再生しようよ」

と言え反対する方はいませんから、それはなかなかいいと思うのですが、具体的に中身は何なのという、結構アバウトなのです。その辺をしっかりとしていく。かつ、できれば数値目標もがっちり考えていくということですね。それをしっかりとやらないと、やはり効果的な地域再生にはつながらないと思っています。

「地域再生」に近い言葉、例えば「地域振興」とか「地域新生」、「新生」という言葉は余り聞かないですが。あるいは「地域復旧」、「地域復興」など幾つかを持っています。これは一般的な辞書で調べたのですが、「振興」とは「学術・産業などを盛んにすること」と書いています。あるいは「新生」とは「新しく生まれ出ること」とあります。一方、「復旧」は「壊れたり、傷んだりしたものを、もとの状態に直すこと」。「復興」は「いったん衰えたものが、再びもとの盛んな状態に返ること」とあります。

では「再生」は何なのかというと、「再生」の定義を辞書で調べると、「衰え、または死にかかっていたものが生き返ること」とあります。よく「地域再生」、「地域再生」と連呼されるのですが、そこまで死にかかっている地域や自治体ってないだろうと実感しています。言葉の持つ意味や、その向かうべき方向性を、やはり気をつける必要があると思うのです。地域再生なんていつているけど、実はまだまだ地域振興レベルじゃないかとか、本当は地域復旧レベルじゃないか。東日本大震災は、ある意味、完全に地域再生だと思ってしまうのです。一方で、地域再生と称している現場に行くと、実はまだまだ余裕のある自治体はいっぱいあるわけです。地域再生や地域振興など、その段階によって目指すべき方向性や具体的に取り組む内容が違ってくると思うのです、もちろん政策のつくり方も。その辺もしっかり押さえておく必要があると思います。今、自分たちの自治体はどの段階なのかということです。これが結構アバウトな、特に私の場合は補助機関と付き合うことが多いのですが、アバウトに考えてしまっている自治体が多いという感じはします。ちゃんと自分たちの現状を把握できているのかということですね。スローガンとしての地域再生はいいと思うのですが、ちゃんと現状を把握した上でやっていかないと、あまり効果も上がってこないのかなと思っています。

スライドの下の方に、いろいろな自治体とか、国における地域再生の定義を持ってきました。このスライドでいいたいことは、地域再生は、実はいろいろな定義がありますよということです。これは後ほどごらんください。

【「地域再生」は多義的である】

続いて、「地域再生」というのは多義的なのですよ、いろいろな意味があるのですよということをお話したいと思います。漠然と、地域再生は、「衰え、または死にかかっている地域が生き返ることを目指すこと」と定義できるような気がします。先ほど紹介した再生の定義そのままですね。

この「地域再生」という4文字には、ダイナミズム、力強さがありますので、スローガンとして使う分にはすごくいいと思うのです。ただ一方で、その中身をちゃんと行政計画、あるいは条例かもしれませんが、しっかりと落とし込んでいかないと、これは単なるスローガンで終わってしまう可能性があるということです。意外にこういう自治体が多いとい

うことです。スローガンの地域再生が多いです。だから「地域再生」、「地域再生」とずっと言われているのに、一部の地域は確かに再生されたが、まだまだ多くの地域が再生されていないという現状があるのかなと思います。

「地域再生」の中身を明確にしないと、ゴール地点を設定しないでマラソンをするようなものですから、どこがゴール地点なのかをしっかりと押さえておく必要があります。これがやはり地域再生では極めて重要なことだと思います。私から問題提起ということでお話しさせていただきました。

【国における「地域再生」の意図】

スライドの下の方で「国における地域再生の意図」とあります。地域再生法及び地域再生推進のための基本指針から見ると、国は5点ほどを意図している感じがします。1点目が「経済の活性化」です。2点目が「地域雇用の創造」。3点目が「地域住民の誇りと愛着の形成」。4点目が「地域コミュニティの活性化」。5点目が「潤いある豊かな生活環境の創造」。そして6点目は何でもありということなのですが、大体、国は上位5点を意図して、地域再生に向けた活動をしているのかなという感じはします。その中で皆さんの自治体はどこを目指しているのかということです。この5つすべては大変だと思うので、1つか2つに絞ってやっていかないと、どこに行っているかわからないという現状があると思います。

【地域再生の方向性】

国が意図している地域再生とは6点ほどあります。上位5点がかなり重要だと思います。それぞれの自治体が地域再生に取り組む場合、どの方向を目指しているのかということです。これを明確にする必要があると思います。

あと、今回、様々な自治体の地域再生の行政計画をいろいろ見ましたが、そもそも地域という概念がアバウトなのです。その自治体全部なのか、あるいはどこかの地域を指定しているのか、それも結構不明瞭なのです。だから政策づくりもアバウトになってしまいます。もちろん明確にしている自治体もあるのですが、そうではないところが結構あつたりします。では地域って何なのということですね。これを明確にしておかないといけないという感じはします。

あとは「再生」の定義ですね。皆さんの自治体が考える再生の定義、これは何なのかということです。先ほど5点挙げましたが、この中の「どれか」に絞ってやっていくのが一番いいと思います。私は個人的には一点突破、1つに絞ってそこでやっていくのが一番いいと思います。なぜかという、行政資源をそこに全部集中できますので、結果が早く出やすいのです。5点すべてやってしまうと行政資源が分散化されてしまいます。皆さんの自治体は大きいからまだいいかもしれませんが、小さな自治体だと行政資源はそんなに多くありません。分散化されてしまいますので、効果が出るのになかなか時間がかかってしまう。あるいは出ないかもしれません。そうであるならば「選択と集中」ではないですが、「あれかこれか」に絞っていくということです。「あれもこれも」ではなくて、「あれかこれか」の方がいいのかなという気がします。2つぐらいに絞ってもいいと思うのですが、

やはり一点突破の方がいいのだらうという気はします。



重要なことは、方向性を明確にして具体的な言葉の定義と、かつ、しっかりとした数値目標、短期・中期・長期の数値目標を明記して取り組んでいく。そのようなことが重要と思います。ここに地域再生を成功させる1つの視点があると思います。ただし、「これを行ったから絶対成功する」とは私も保証できないのですが、やはり最低限これがないと、ぶらぶらしているような地域再生になってしまうと思います。

資料の下の方に、「地域再生の意味とは何か」というまとめを書いています。皆さんの

自治体の地域再生は何を目指しているのかということです。これを明確にしていくということです。何をやっていこうとしているのか。あとは、地域再生の定義って何なのかということです。国の定義ではなくて、その自治体独自の定義は何なのかということです。

あとは、なかなか難しいのですが、その決定した定義を全職員あるいは全議員がちゃんと共有化できているのかということです。全職員は大変かもしれないですが、少なくとも議員さんでは共有化していただきたい。あるいは全ての部長とか課長とか、そのぐらいは共有化してほしいと思います。情報を共有していくことが必要ではないかなと思います。庁内で共有化していなければ、庁外には広がりませんということです。庁内で共有化してこそ、初めて外にも広がっていくわけで、皆さんがばらばらであると、わけのわからない定義がどんどん広がっていってしまいます。まず議員さん、あるいは部長さん、少なくとも管理職ぐらいは共有化する必要があると思います。

あと、気をつけなければいけないのは、地域再生は「手段」ということです。目的ではないということなのです。特に、これは地域ブランドに多いのですが、地域ブランドが目的化している自治体は結構多いのです。それだとだめなのです。ブランド化が目的で、ブランド化してしまうとおしまいということで、発展性がないわけです。だから地域再生をして何を実現したいのかということです。この「何を実現したいのか」が目的になります。これが一番重要な視点です。結構、地域再生自体が目的化していますので、地域再生がいいところまで行ってしまうとおしまいみたいなことが、実は、結構いろいろな自治体が多いです。その目的と手段を履き違えないことが重要という気がします。

もちろん、究極の目的は住民の福祉の増進ですが、その前段階の目的になります。その前段階の目的は何なのか、地域を再生して何を実現したいのか、それがすぐ出てくるのか、ということです。その意識の共有化が、少なくとも管理職、あるいは議員さんでやっておかないと、これはなかなか効果的な結果は出ないのかなと思っています。

ここまでの話が初めの地域再生の意味とは何なのかということです。いろいろな方が多

分いろいろ言っていると思いますので重々承知とは思いますが、もう一度確認の意味でお話しさせていただきました。

【地域再生の事例①—境港市「水木しげるロード」の取り組み】

私が幾つか知っている、いいなと思った事例を紹介したいと思います。皆さんもご存知だと思いますが、境港市の「水木しげるロード」です。これはかなり有名ですよ。

まず、その「水木しげるロード」をご紹介したいと思います。これは最近すごく注目を集めているのですが、もともとのスタートは平成元年です。だから今から20年くらい前なのですね、スタートは。そして、なかなか結果が出なかったのです。ところが、15、6年たった結果が出始めて、そして一気に火がついている状態です。

地域ブランドの話をする際に、私が事例で皆さんに言っているのは、皆さんが目指す地域ブランドというのは「大きなやかんで目指している」のか、「小さなやかんで目指している」のですか、ということをよく話しています。どういうことかと言うと、小さなやかんだとすぐ沸騰しますよね。でも、すぐ冷めてしまうわけです。大きなやかんは、なかなか沸騰しないのですが、ただ、1回沸騰するとなかなか冷めないのです。これが多分、境港市の事例に当てはまるのです。境港市は、なかなか沸騰しなかったのです。ようやく15年くらいたって沸騰して、今でもなかなか冷めないわけです。これが良い事例です。こういう事例は、ほかには湯布院もそうですよね。あれも十数年かかりましたし、あとは長野県の小布施町もそうです。あれも十数年かかっています。何れの事例も、なかなか結果が出てこないわけです。ところが、1回沸騰すればなかなか冷めない。さめない間に、また次のブランドを考えていくことができる。これが良い地域再生ですよ。やはり5～6年では結果は出ませんので、地域再生とか地域ブランドというのは、じっくりやっていくということです。大きなやかんで作っていくということが重要だと思います。

○地域再生に携わる自治体職員の長期的な配置

ちなみに、これに関連して私がよく執行機関の方で伝えているのは、2～3年の人事異動はだめだということです。地域ブランド、地域再生においては、2～3年の人事異動は全く無意味です。単なる邪魔でしかありません。やはり職員を5年間とか7年間とか配置するぐらいの気概がないと、地域ブランドや地域再生は結実しません。どの自治体もそうですが、地域再生とか地域ブランドがうまくいっているのは職員の在職期間が長いのです。7年とか10年とか長いのです。自治体の中に、地域再生を手がけてくれそうな職員を見つけたならば、その方を異動させない。あるいは外部でそういう主体をつくっていかないと、人事異動で全部だめになってしまいますので、このことについて、執行機関で2～3年の人事異動は慎むべきだということは言っています。最低5年間は移動させないほうがよいという気はします。

私は、いろいろな地域に入り、地域再生というか地域ブランドのお手伝いをするのですが、きれいに2～3年で異動してしまうわけです。そうしたら、またゼロからのスタートです。本当にそれは困ってしまうなという気がしますし、そういうことをやっていると、結果的に住民が不信感を持ちます。そのことを私は「協働の失敗」と言っているのですが、

異動してきた職員が住民に対して「一緒にやろう」、「一緒にやろう」と言うおいて、2年たっただけでなくなってしまうわけです。それが何回も繰り返されてしまうと、住民は自治体に対して不信感を持ってしまいます。これはすごく気をつけるべきであって、もし地域再生、地域ブランドを本気でやっていくなれば、職員を5年間、10年間は異動させないぐらいの気概は重要と思っています。

○境港市「水木しげるロード」の経済効果

話しは戻りまして、この成功のポイントは鬼太郎とか妖怪にターゲットを絞ったことにあります。ちなみに当初は、住民はすごく大反対していたそうです。また、庁内的にも賛同は得られませんでした。そして何よりも近隣住民も大反対です。「こんなものがまちにつけられたら困る」みたいな反対の声が多かったそうです。それを当時の職員が戸戸訪問して説得していったということを知っています。この活動から始まり、徐々に広がって行って、マスコミからの注目も集め、そして今ではかなり有名になったという現状です。

2008年時点で約172万人来て、当時の経済効果は幾らかというと、大体120億円と商工会議所が試算をしています。これは2008年段階でして、最近のデータですと2011年8月18日現在で200万人突破ということです。もう既に2008年のレベルを超えているということです。ちなみに2010年は372万人来ています。2011年はこの372万人を超えるだろうということです。このペースで行くと超えていくということです。大体2割増みたいですね。やはり長くつくってきたので沸騰するとなかなか冷めない、むしろ沸騰し続ける、そういう現状があるのだらうと思います。

今日では、この取り組みは、地元企業や市民ボランティアを巻き込んで、市全体の活性化にもつながっています。当時は商店街の活性化でやっていたのですが、今はそうではなくて、地域全体の活性化になってきています。境港というブランドも構築されましたので、そういうメリットがあるということになります。

またここで皆さんに問題提起的な、かつおもしろい話を提供したいのですが、よくいろいろな自治体が地域ブランド、地域ブランドと言いますよね。担当職員に「何で地域ブランドをするのですか」と聞くと、その中の回答の1つに「税収の拡大」があります。しかし、実は、地域ブランドにより観光客が増えて、税収が拡大した事例は少ないのです。結構おもしろいですよね。毎年、ある機関が自治体のブランドランキングをしています。そして、ランキングで上位20位のうち税収が増えている自治体は数自治体だけです。実は多くの自治体の税収は減っているのです。だから、極論をいうと、地域ブランドをしたからといって税収は増えませんよということです。増えない可能性のほうが高いということです。

何でこのようになるかわかりますか。実は私もわからないのです。人はたくさん来ているでしょう。間違いなくお金を落としていると思われれます。なのに、なぜ税収が増えないのか。この点について、仮説でまだ立証できてないのですが、例えば、昨年100人の観光客が来て、1人1,000円使った。そして今年は200人来て、1人1,000円使った。そうすると、売り上げは上がりますよね。そして、ほとんどが個人事業主など企業の視点で考え

ると、この増えた売り上げに税金がかかるのは嫌ですよ。なので、事業主が事業費という名目で物を買ってしまうのです。つまり、税金のかかる部分を圧縮していると思われま。もし私が個人事業主ならば、頑張って苦勞してたくさん稼いだのに、勝手に税金として持っていかれるのは馬鹿らしいな。もちろん、税金の意義や制度は理解していますが、感情的に納得できないと思います。だったら、今まで乗っていた軽自動車を事業費として乗用車に変えてしまおうとか、少しでも事業費として活用することで、税金がかかる部分を圧縮してしまうわけです。中には、その圧縮が行き過ぎてしまって、税金が昨年より少なくなってしまうみたい。これは仮説ですが、この視点で考えると、ブランド化がうまくいって人がいっぱい来ても、税収は思ったほど増えない。むしろ、減ってしまう可能性もあるということなのです。

ただ、唯一言えるのは、自治体財政には寄与していませんが、住民の生活水準は、間違いなく向上しているということです。この住民の生活水準の向上を促すという視点から、私はやはりブランド化したほうが良いという結論なのです。必ずしも税収は増えないかもしれない。しかし、絶対に住民の生活水準は上がっている。だからブランド化した方が良いということなのです。よく多くの自治体が、あるいは議会会議録を見ても、議員からの質問に「なぜブランド化するのですか」とあり、執行機関が「税収増進のため」とか言っていますが、これはなかなか難しいから、その辺も気をつける必要があると思っています。

スライドの下の写真が境港市の状況です。電車にも猫娘が描いてあったり、町の至るところに、鬼太郎や妖怪の銅像があります。左下の写真は街灯です。街灯が目玉のおやじになっているわけです。ここまで徹底しているということです。ここまで徹底して地域ブランド、地域の活性化を図っている。ここまでやらないと人は来ないということなのです。町全体としていろいろな視点を取り込んでやっている、だから成功した。そういう事例があるので、既に有名になっていますが、今回、紹介しました。

【地域再生の事例②—東京都檜原村の取り組み】

続いて、東京都檜原村の事例をご紹介します。ここは八王子市から大体40～50分かかってしまう、山の中になります。私が視察したのは、7年くらい前なので、ちょっと古いかもしれませんが、ご紹介します。

檜原村に、何があるかという、ここはジャガイモが特産なのです。ジャガイモと、檜原村の字のごとく檜ばかりなのです。そして、この地域資源を使って何かしらできないかと考えた発端です。当時では珍しいジャガイモを使った焼酎をつくっています。今だと結構ありますよね。シソの葉を使った焼酎とか、今ではいろいろな素材を使った焼酎が、全国にありますけれども、当時はかなり珍しく、ジャガイモを使った焼酎をつくって結構売れたという状況があります。

また檜原村は字のごとく檜の原っぱの村ですから、周りは自然ばかりなのです。この自然を何とか活かさないかということでやったのが、「セラピーロード」です。これは林野庁から認定されています。檜原村のセラピーロードは、その森林の中を歩くとストレス解消になるというか、気分がよくなりますよということです。今では、いろいろな自治体がセ

ラピーロードの申請をして、多いのですが、檜原村が申請したときは、ほとんどありませんでした。当時としては珍しい事例であり、地域にあった資源をそのまま活用した事例になります。ちなみに当時は、土日に行くと言った人がいっぱいいるという状態でした。最近では、行っていませんので、現状はわかりませんが。

あと、おもしろい取り組みというのは、檜原村の杉や檜を 100%使った図書館をつくっています。今でもないと思われませんが、当時としては初めてということです。木でつくっていくと、建築費は倍以上かかってしまうようです。それでも造ったということです。杉や檜がいっぱいあるから造ったという理由もあるのですが、コンクリートの図書館とか学校施設で勉強するよりも、木の施設で勉強した方が集中力が増し成績も上がるらしいです。そういう調査があり、図書館を木にしたと町長はおっしゃっていました。100%木なので、図書館に関しては入り口で靴を脱いで入っていくのです。なかなかいい図書館でした。小学校などの教室も、順次木質化に取り組んでいるということでした。今お話している檜原村は、地元にある資源を使って地域を再生させ、活性化していく、そんな事例でご紹介しています。

この檜原村というか、ほかの事例もそうなのですが、できれば初期段階では、行政の役割がすごく重要だと思っています。行政の役割に否定的な方も結構いるのですが、私はもともと自治体職員をしていた勤務もあるので、やはり行政というのは初期の段階では重要だと思っています。行政が頑張ることによって、関係者を徐々に巻き込んでいって、ある段階で自立できたら民間に投げていくというのがベストだと思います。初めから民間がやってくれば一番いいのですが、なかなかやってくれない場合もありますので、まず行政である程度形をつくっていき、ある程度形になったら民間に投げていく。そういう役割が重要と思っています。特に檜原村の場合は、約 70 名の職員がいるので、この地域の中では一番の大企業と捉えることができます。その自治体が頑張ることによって、こういうブランド化というか、地域再生というか、そういうものやっていく意義があると私は思っています。

次のページが檜原村の写真ですけれども、左上が 100%木質化の図書館です。右側がセラピーロードですね。何のことはない山の中なのですけれども、既存の地域資源を活用してセラピーロードとして林野庁に認定してもらって、その資源を活用して人を呼び込んだという事例ですね。このほかにいろいろな事例があるのですけれども、今回は、境港市と檜原村をご紹介します。

【境港市、檜原村の事例の総括】

境港市の事例を地域再生に当てはめると、経済の活性化や地域雇用の創造になります。実際に地域雇用に創造しています。あとは地域住民の誇りと愛着、この 3 点が出来上がったと思います。

檜原村は、地域住民の誇りと愛着の形成、そして地域コミュニティの活性化、あるいは潤いある豊かな生活環境の創造ができたという感じはします。

これらの事例の中で成功要因を探すと、全国の地域再生というか、地域ブランドの成功

要因がちょっと重複してしましますが、成功事例の多くは、ブランド化ができているという点あげられます。ところで、ブランドの意味ってわかりますか。その意味を、よくよく考えたことがありますか。自治体って片仮名が大好きで、「ブランド」とか「パートナーシップ」、「シティセールス」、「シティプロモーション」とか片仮名ばかりですが、その中でブランドの意味は何なのかというと、明確に言えますか。今「シティプロモーション」が流行っていますが、「じゃあ何なの」と聞かれたら、なかなか言えないですよ。このことが一番まずい点と私は思っているのです。

片仮名を使うこともいいとは思いますが、再度、その持つ意味を日本語にして考えることが必要だと思います。ブランドって、もともとどういう意味かということ、かなり前になりますが、欧米では、自分たちが生活するために牛を飼っていましたよね。その牛を放牧します。そうするとAさんの牛とBさんの牛がわからなくなってしまいます。それで、自分牛と他人の牛を区別するために「焼き印」を押します。この焼き印のが、そもそもの「ブランド」の由来になるのです。つまりAさんの牛とBさんの牛に「違い」をつけるということの意味する。違いとは「差別化」とも言えます。これがブランドのポイントです。境港市も檜原村も、違いをつくったから成功したといえます。本当の意味で、ブランドというのは「違い」をつくってないのです。二番煎じではブランド化につながっていかないのです。だから成功しないのですね。

今回事務局から提示された報告書案の中で、ブランドはいわゆる競争という意味であるようなことが、どこかで書いてあった気がするのですが、そもそもそれぞれの自治体が違いをつくっていけば競争は発生しないのですよ。それぞれが違いをつくって、その違いに特化していくわけですから、競争は発生しません。しかし、最近のブランド化は、同じターゲットや同じ市場を対象としてブランド化してしまっている。だから競争になってしまっているのです。本当にそれぞれの自治体が違いをつくっていけば、それはWin-Winの関係になるわけです。ところが、実態をみると、ほとんどの自治体が違いをつくっていないのです。結局は「同じ」なのです。だから同じ市場や同じ層を奪い合っているので競争が発生してしまっているわけです。それが根本的な間違いです。繰り返しますが、ブランドをつくるということは全く違うものをつくっていくということになります。全国の成功したブランド事例を見ると、やはり違いができているということになります。そこに行かなければ食べられない、そこに行かなければ経験できないというものがあるわけです。これが一番のポイントです。

あとは、長期的な取り組みも成功要因の一つです。少なくとも5年間ぐらいは同じことをやっていく。それと、これは賛否両論あるのですが、私は賛成の方なのですが、行政資源を特化していくということです。何かに特化してやっていく。こういう気概が重要だと思います。

【地域再生の背景】

地域再生の背景をお話ししていきたいと思えます。

このスライドの空欄に入る言葉は何かわかりますか。まさにこれは地域再生の1つの目

的だと思うのですが、「都市間競争の目的は、既存【 】の流出の阻止に加え、新規【 】の獲得にある」ということです。「自治体を『経営』という視点に立つと、それは【 】の獲得に集約される」とスライドにあります。何となくわかりますか。回答は「住民」が入ります。都市間競争というか、地域再生というのは住民を獲得していく、住民を増やしていく、これが根本的な背景にあると思います。特に人口減少時代においては、いかに住民を増やしていくのかという視点が重要だと思います。賛否両論あると思うのですが、私はそんなふうに捉えています。

最近、ピーター・ドラッカーが流行っていますが、彼が著した『現代の経営』という著書の中で、事業経営の目的について、端的に「顧客の開拓」と言っているわけです。それはそうですね。顧客をつくっていかないと会社はつぶれてしまいますからね。顧客をつくっていくことが、事業を継続的に発展させていくがポイントだと言っています。この「顧客の開拓」を自治体経営に当てはめると、それは「住民」なのです。住民の開拓、住民の獲得だろうと私は思っています。余談ですが、この「顧客の開拓」という日本語訳で、スライドの「顧」が太字になっています。私はこの「顧客」という言葉が大好きです。なぜならば、「顧」は「かえりみる」と書きます。例えば、あの商店は大丈夫かなと顧みられる、この「顧」をつくったところが成功しています。いわばリピーターともいえるかもしれません。そして、継続的な経営に失敗している民間企業というのは「客」の開拓だけなのです。1回だけ来てくれて、もう来ないわけですね。だから自治体においても「顧客」、「顧みる住民」をいかにつくっていくかがすごく重要と考えます。今は、多分こういう視点が自治体は余りないのだろうという気がするのです。今の自治体は「とりあえず集めちゃえ」みたいな感じがします。そこには「顧」という考えがありません。「顧客」の「顧」大切と実感しています。

【住民獲得の事例】

住民獲得の事例として、2つご紹介します。詳細はスライドに記していますので、後で読んでいただきたいのですが、上のスライドは引っ越してきたら1万円あげますという事例です。ちょっと古いのですが、沖縄県豊見城村が、引っ越してきたら1万円あげるという取り組みを一時的に実施しました。人口獲得の事例の単刀直入というか、実にわかりやすい政策ですね。

下のスライドは刑務所の誘致です。普通は刑務所って嫌がりますよね。来てほしくないですね。ところが、2002年に刑法犯認知件数が約285万件に上り、刑務所を4カ所つくりますと法務省が言ったら、全国の自治体が「うちにつくってくれ」と手を挙げたのです。その自治体は、ほとんどが地方圏に位置します。なぜ自分たちの地域に刑務所をつくってほしいかという、刑務所に入る受刑者は、そこに住民票を移すからです。つまり、その地域の住民になるわけです。500人規模の刑務所ができれば、常時500人いるという状態なのです。だから人口がかなり厳しい自治体は刑務所に来てもらいたい。しかも規模が大きければなおいい。しかも刑務所は不景気には強いですから、変な言い方ですが。だから刑務所を設置してもらいたい、そういう状態なのです。

【定住人口と交流人口】

先ほど「住民の獲得」ですと言ったのですが、住民には二通りあるのです。これをしっかり自治体は押さえているのかと疑問にもっています。どの自治体も住民を増やそうと思って頑張っているのですが、どちらの住民を増やすことを目指しているのでしょうか。

スライドに2つの空欄があります。ここに何が入るかという、まずは「定住人口」です。そこに住んでもらう人になります。もう一つが「交流人口」です。そこに通勤通学、あるいは観光として来てくれる方になります。自治体は、どちらを目指しているのかということです。自治体職員に「どちらを目指しているのですか」と聞くと、ほとんどの自治体が「両方」と回答します。実は、両方というのは、だめなのです。やはり優先順位をつけるべきです。どちらがメインなのかということです。初めに交流人口をやって、次に定住人口だったらいいと思うのですが、今どっちやっているのといったときに「両方」というのは、行政資源が分散化されてしまいますから、あまり効果があがりません。やはり優先順位をつけるべきです。

下のスライドは定住人口を分類化したものになります。定住人口も、こんなふうに分かれていきます。大きく何に分かれるか。一番初めに、「持ち家」か「借家」かということです。これにより、住民の価値観が全然変わってきます。これはアンケート調査をとってわかっているのですが、持ち家を志向しているのか、あるいは借家なのかで住民の価値観は大きく変わってきますので、どちらを自治体は獲得しようとしているのかということを明確にしなくてははいけません。しかし、実際の自治体では、この思考がなく、結構アバウトなのです。そもそもこういう発想がないわけです。持ち家か借家かをしっかり押さえておくことは重要だと思います。皆さんはある程度規模の大きい自治体ですから、こういうことを精力的にやった方がいいと思います。

そして「持ち家」がまた2つに分かれます。どんなふうに分かれるのか。それは「独身」か「既婚」かですね。これにより住民の価値観が全然変わってきます。自治体は、人口の獲得といっても、独身者をとろうとしているのか、既婚者なのかということです。そして独身がまた2つに分かれて、「男性」か「女性」かということです。また価値観が変わってくるわけです。

既婚者が4つに分かれます。まず初めが「DINKs」（ダブルインカムノーキッズ）、夫婦共働きで子どもがいない世帯をDINKsといいます。これもまた価値観が変わってきます。続いて、「DEWKs」（ダブルエンプロイドウイズキッズ）です。夫婦共働きで子どもがいる世帯です。さらに言うと、「SINKs」（シングルインカムノーキッズ）です。例えば旦那さんだけ働いて奥さんは働いてなくて子どもがいない世帯になります。あとは「SEWKs」（シングルエンプロイドウイズキッズ）、1人だけ働いていて子どもがいる世帯です。気をつけてもらいたいのは、自治体なので「すべての層」を対象とする必要があります。すべての住民に対して自治体は行政サービスを提供するのです。どこかの層を捨ててはいけないわけです。すべての層を対照とするのですが、どこが「メインターゲット」かということです。民間企業の場合は、採算が確約できない層は切ってしまういいのですが、自治体は「すべて

やる」のです。採算が合わなくても絶対やらなければいけないのです。その中であえてどこが「メイン」ターゲットと絞ることが大切です。

ちなみに男性、女性、DINKs、SEWKsなどの右側はもっと続きます。どういうものが続くかという、20代、30代、40代、50代、どの世代なのか、ということです。さらに、もっと続きまして、その右側は年収200万円なの、400万円、600万円、800万円、1,000万円なのか、ということです。ここまでセグメント化されるわけです。先進的な自治体はここまで綿密に考えて、メインターゲットを絞って人口の獲得を目指しているのが現状です。繰り返しますが、自治体なのですべての層を対象とするのですよ。すべてやるのだけれども、あくまで「メイン」ターゲットを絞るということです。このことが、結果的には「違い」をつくることにつながってくるわけです。

借家も全く同じ構図がきます。独身、既婚、男性、女性ということです。

あと、定住人口に関して言うと、どこから獲得してくるかということもすごい重要なこととなります。獲得するとか、持ってくるという表現はよくないですが、1つのポイントとして、どこから持ってきてやすいかを考える視点をご紹介します。それは、皆さんの自治体の過去5年間でも10年間でもいいので、住民基本台帳のデータを確認するといいたいと思います。そうすると、「この辺からやって来る」という傾向がみてとれます。例えば横須賀市の場合は、品川区と横浜市金沢区が多いことがみてとれます。それがわかったら、そこにターゲットを絞った方がいいですよ。全国のすべての地域に、自分たちの自治体のよさをPRするよりも、品川区域内と横浜市金沢区域内に限定してPRした方がいいですよ。とても効率がいいわけです。地域というターゲットを絞って、そこから人口を持ってくるという発想も、これから大切になってくるかもしれません。実は、今日、ご参加されている皆さんの自治体の人口も、もしかしたら、どこかの自治体にとられているかもしれないということです。ここで紹介したのは、いいか悪いかは別にして、そういう時代に入りつつありますよということです。私は余りいいとは思っていないのですが、ただ先進的な自治体は、人口減少の時代においては、こういう傾向がでてきているのが事実です。

交流人口は何に分かれるかという、ここは観光客をターゲットに考えているのですが、ざっくり言って、一番初めが「日帰り」か「宿泊」かに分かります。それでまた全然、価値観が変わってきます。また、地域も、日帰りであれば近隣が対象になります。宿泊になれば、もうちょっと遠い地域まで対象となります。このことによりどこをターゲットに絞るのかということが明確になります。右側は、先ほどのものと全く一緒になります。独身、既婚者、男性、女性になっていくわけですね。

最近話題になっている千葉県流山市はもどこをターゲットにしているかという、定住で持ち家、かつ既婚者となっています。かつDEWKsです。30代から40代に絞っているようで、世帯年収1,000万円にターゲットを絞ったまちづくりをしています。ここまでセグメント化して、対象を絞ってやっているのです。あそこは、つくばエクスプレスが通ったことにより、人口が増加できる要因が増えたということもありますが、そのチャンスに乗かって、ちゃんとターゲットを絞って人を集めようとしています。その結果、ちょっと

前までは高齢者が多かったのですが、平均年齢が下がってきたという現状です。ここで紹介したのは、いいか悪いかは別にして、問題提起として、こういう傾向がありますよ、と紹介しました。これからの自治体間競争というか、地域再生もこういう視点があった方がいいのではないですか、ということでお話をしています。

まとめになりますが、皆さんの地域再生というのは、どの住民を対象としているのかということです。住民も様々ですので、メインターゲットを絞っていく必要性を問題提起として、投げかけました。何度も言いますが「メイン」ターゲットであり、自治体なのですべての層を対象とするのです。すべて対象とするのですが、その中でメインターゲットを絞ってやるのが重要です。いわゆる対象住民を絞ることによって、市の政策も変わってきます。また、市の外の主体との連携の仕方も変わってきます。市外の主体としいのは、例えば大学、民間企業とかになります。その連携の仕方も変わってきます。なので、メインターゲットをしっかりしないと総花的な連携になってしまうわけです。メインターゲットを絞って、それを実現するために具体的な連携をとっていくという傾向が、最近では登場してきたという事例を紹介しました。

地域再生の対象住民によって効果的なメニューも変わってきますので、そんなことも考えられるといいかと思います。賛否両論いろいろありますが、地域再生のためには対象住民を明確にしていくことがやはり重要と私は思っています。

【市議会から発信する地域再生戦略】

最後に「市議会から発信する地域再生戦略」をお話ししたいと思います。

今回、このテーマでお話をいただいて、私は議会においてできることは何かといろいろ考えたのです。議会の役割というのは一般的に2つあります。大きく分けて、「執行機関の監視機能」と「政策立案機能」があります。その基準で考えると、議会ができることというのは「条例提案」だと思うのです。政策条例をつくっていくことが、市議会ができることだと思います。つまり「議員提案政策条例」を実現していくことが、一番重要ではないかと私は思いました。もちろん、市議会ができること、すべきことは、いろいろあるとは思いますが、その中で根本的な市議会の役割を考えていくと、やはり議会として条例を提案していくというのが1つの視点になると思います。もちろん、いろいろあると思います。ただ、私が言えるのは、「議員提案政策条例」です。

スライドに「地域再生と議員提案政策条例」とありますが、地域再生に向けて議会が果たせる役割は、やはり政策条例の提案の実現と思っています。その政策条例に基づいて補助機関がしっかりと粛々と施策や事業を進めていく。そういう役割分担があると思います。

最近では、議会における議員提案政策条例が活発化しています。明日、私が長崎に行ってお話しするのも議員提案政策条例になりますが、そこで地域再生を目指した議員提案政策条例を発信していくことが大きな役割だと思います。議会として発信していくということです。党派とか議員個人ではなくて、議会全体として発信していくということが重要だと思います。さらに言うと、「戦略」というテーマをいただいたので、「戦略」を辞書で調べると「将来を見通しての長期的な計画」と書いてあるわけですね。やはりこれを実現するの

は「条例」なのです。条例というのは継続性を持ちます。1回作れば廃止されるまでは続きますので、戦略イコール条例と考えても、それは間違いではないと思います。

下のスライドは、ここ2～3年間の議員提案政策条例で、地域再生のどの分野に該当するのかなと調べたものになります。例えば、盛岡市の「盛岡市商店街の活性化に関する条例」は、国で言う①②④に該当すると思いますし、国立市の「国立市次世代に引き継ぐ環境基本条例」は④⑤だろうという感じがします。福生市の「福生市清潔で美しいまちづくり条例」は⑤に該当すると思いますし、横浜市の「横浜市中心企業振興基本条例」は、①②だろうという感じがするわけです。一番初めに提起した地域再生に関する国の6つの要素を入れた議員提案をしていくことが、市議会というか、議会としての一番強力かつ大きな発信機能であり、議会の役割と思います。そうはいつても、なかなか難しいよという話もあると思います。ただ、最近は結構活発化してきていますし、私もいろいろバックアップしていきたいと思いますので、何かあれば遠慮なくご連絡いただければと思います。

最後に、まとめに入ります。いろいろな意見はあると思うのですが、市議会から発信できる地域再生戦略の基本は、私の中では議員提案政策条例が一番重要だと思います。なので、地域再生に関連する条例を提案していくことが議会の役割と思います。

ここからは役割分担の話になるのですが、議会が政策条例をつくったらば、執行機関はそれを行政計画として落とし込んでいくということです。自治体が計画化していく。議会が条例をつくって、執行機関は計画をつくって、その両輪で地域再生をやっていく。この役割分担が重要だと思います。条例だけではだめですし、計画だけでもだめです。やはり条例と計画の両輪があった方がいいと思っています。

最後にスライドの「おわりに」になります。市議会から発信する地域再生戦略は、「市議会にできることは何か」に集約されます。その回答は多々あると思いますが、最も強力な答えは「議員提案政策条例」ではというのが私の考えです。人それぞれあると思いますが、私はこのように思っています。

地域再生に取り組む前には、幾つか先行事例がございますので、それを今回ご紹介しました。地域再生の背景は多々あると思いますが、「住民の獲得」というキーワードでご紹介しました。

地域再生を成功させるには、地域再生の定義をしっかりと、かつ具体的に中長期のスパン、大きな役割で進めていくことが重要だとお話ししました。なので、議会だからこそできた、そういう地域再生をしていただければと思います。

スライドの最初と最後に私のメールアドレスがありますので、もし何かあれば遠慮なく個別に連絡をいただければ、後方支援させていただきたいと思います。もちろん、ちゃんと返信いたします。若干タイムラグはあると思うのですが、私はしばしば山の中に入ったりして活性化のお手伝いをしているので、その時はなかなかメールを確認できませんが、絶対返信はしますので、遠慮なくこれを機会に私を使っていただければと思います。

時間にもなりましたので、私の問題提起的な講演はおしまいにしたいと思います。

どうもありがとうございました。(拍手)

市議会から発信する地域再生戦略

～ 市議会にできることは何か？ ～

2011年8月24日

財団法人地域開発研究所研究部

牧瀬 稔

makise@ias.or.jp

http://homepage3.nifty.com/makise_minoru/

1

自己紹介 →→→ どんな人？

法政大学大学院人間社会研究科博士課程修了。博士(人間福祉・法政大学)。
博士論文は「地方自治体における環境協働の研究— 環境再生行動を通じた自治体と住民の新たな協力関係 —」というテーマで作成した。

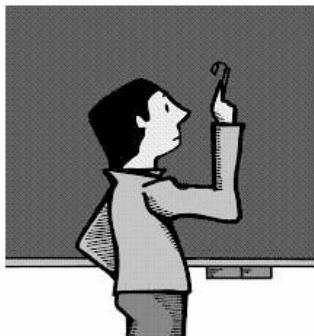
民間企業、横須賀市都市政策研究所、(財)日本都市センター研究室を経て、現在、(財)地域開発研究所に主任研究員として勤務している。法政大学現代福祉学部兼任講師、法政大学大学院政策科学研究科兼任講師、東京農業大学国際食料情報学部非常勤講師等を兼ねる。

公的活動としては、新宿区新宿自治創造研究所政策形成アドバイザー、戸田市政策研究所政策形成アドバイザーをはじめ、春日部市、熱海市、三芳町などのアドバイザーを兼ねている。また審議会等は、横須賀市土地利用調整審議会委員(委員長職務代理者)、足立区区民評価委員会委員(分科会長)、加西市総合計画審議会会長、吉川市総合振興計画審議会会長など多数ある。

ホームページ : http://homepage3.nifty.com/makise_minoru/

2

① 「地域再生」の意味とは何か



5

Copyright Minoru Makise. All Rights Reserved

☆☆質問☆☆

「 」の意味は何ですか？



6

Copyright Minoru Makise. All Rights Reserved

再生の意味

- 振興
 - 学術・産業などを盛んにすること。また、学術・産業などが、盛んになること。
- 新生
 - ①新しく生まれ出ること。②生まれ変わった気持ちで新たな人生を歩みだすこと。
- 復旧
 - 壊れたり、傷んだりしたものを、もとの状態にすること。また、もとの状態にもどること。
- 復興
 - いったん衰えたものが、再びもとの盛んな状態に返ること。また、盛んにすること。再興。
- 再生

7

Copyright Minoru Makise. All Rights Reserved

「地域再生」の意味

国・県・市	定義	出所	
国	「地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生」を意味する。 「地域再生の推進は、地域における創意工夫を生かしつつ、潤いのある豊かな生活環境を創造し、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる住みよい地域社会の実現を図ることを基本」とする。	地域再生法	
国	「地域の産業、技術、人材、観光資源、自然環境、文化、歴史など地域が有する様々な資源や強みを知恵と工夫により有効活用しながら、文化的・社会的なつながりによる地域のコミュニティの活性化を図ったり、地域内外のニーズを掘り起こし、それに応じて民間事業者がビジネスを健全な形で展開することを通じて、これを成し遂げるための十分な雇用を創出できるようにすることにより、個性ある豊かな地域づくりを達成するものであり、これらを通じて「地域経済の活性化」と「地域雇用の創出」を実現すること」を意味する。	地域再生推進のための基本指針	
西脇市	兵庫県	「地域のさまざまな資源を生かしながら、経済の活性化や雇用の創出など地域の活力の再生に向け、市が自主的・自立的に計画を策定し、総合的な取り組みを進めるもの」を意味する。	西脇市地域再生計画
北杜市	山梨県	「地域の持つ資源や知恵を結集し、都市と農村との交流を促進して地域を元気にしていくことが目的で、高齢化率62.3%の地域を交流人口の増加により再生していくこと」を意味する。	増富地域再生計画
魚沼市	新潟県	「市の有用な人材、自然、産業、技術、文化などの資源を、相互に連携させることにより、産業の再生・創出を推進し、地域経済の活性化と雇用の増大を図るとともに、多様なまちづくりの展開を持続させること」をいう。	魚沼市地域再生計画
松江市	島根県	「市に蓄積する知的財産や地域資源を活かした新たな地域ブランド創生」を意味する。	「Ruby City MATSUE」プロジェクト

資料) 国および各自治体の資料から作成

8

Copyright Minoru Makise. All Rights Reserved

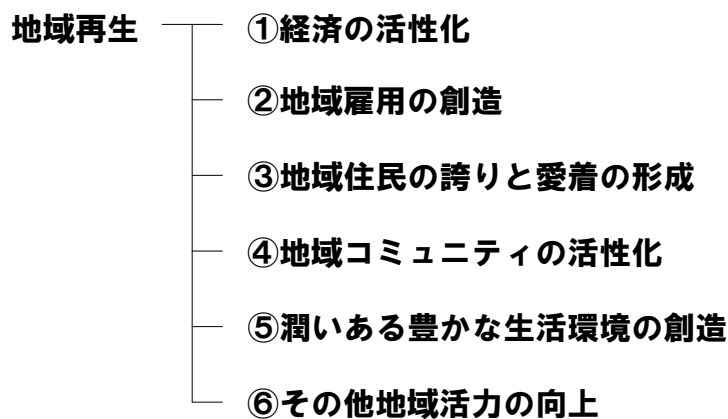
「地域再生」は多義的である

- 「地域再生」の持つ意味は多義的である。漠然と「地域再生」とは、衰え、または死にかかっている地域（国や自治体など、ひとまとめにされる土地のこと）が生き返ること」と捉えることが可能である。
- 「地域再生」という4文字には、ダイナミズム（力強さや迫力）が内包されているため、スローガンとして使うぶんにはよい。
- しかし、行政計画に落とし込んでいく場合は、「地域再生」の意味を明確にしないと危険である。
- 「地域再生」の意味が明確でないということは、ゴールを決めずにマラソンをするようなものである。
- 市の多くは、国の定義を踏襲したり（ゴール地点が曖昧）、定義を明確にせず地域再生に取り組んだり（ゴール地点を決めずに走りだす）する人が多い。

9

Copyright Minoru Makise. All Rights Reserved

国における「地域再生」の意図



資料)「地域再生法」および「地域再生推進のための基本指針」から作成



どれを目指した地域再生ですか？

10

Copyright Minoru Makise. All Rights Reserved

地域再生の方向性

- 国が意図している地域再生の方向性は、6点の方向性が見られる。
- 各市が地域再生を取組む場合、どの方向性を目指しているのか(そもそも「地域」って何?「再生」の意味は?)。
- 一つだけに特化する必要もなく、例えば「②地域雇用の創造」と「④地域コミュニティの活性化」のハイブリッド型も考えられる(個人的には、「一点突破」がよいと思う)。
- 重要なことは、方向性を明確に示して、具体的定義と目標数値をあげることである(「方向性の明確な提示」と「地域再生の定義の明快さ」が少ない)。

11

Copyright Minoru Makise. All Rights Reserved

まとめ①



- 貴市の地域再生は**何を**目指しているのですか。
- 貴市の地域再生の**定義**は何ですか。
- そのことを全議員や全職員が**共有化**していますか。
- 庁内で共有化できなければ、庁外にも広がりません。

- そして、地域再生は目的ではありません。**手段**です。
- **何を実現する**ための地域再生ですか。
- 目的と手段を履き違えている地域再生が少なくないような気がします。

12

Copyright Minoru Makise. All Rights Reserved

②地域再生の事例紹介<境港市>



13

Copyright Minoru Makise. All Rights Reserved

境港市「水木しげるロード」の取組み

- 境港市は、平成元年に商店街活性化策の一つとして「緑と文化のまちづくり」をテーマと掲げた。
- この事業の一環として、「鬼太郎」や「妖怪」をキーワードとし、妖怪オブジェを商店街歩道に設置する「水木しげるロード」構想がまとまった。
- 当初の計画は、観光客を対象としたものではなく、地域住民を商店街へ誘い込む事業として整備したものであった。
- しかし、このユニークな発想がテレビ等マスコミに多く取り上げられ、多くの観光客が訪れる有数の観光スポットへ変化した。
- 現在、800メートルの商店街沿いに、妖怪ポケットパーク、ブロンズ像139体、レリーフ5基、絵タイル8枚を設置した「水木ワールド」が広がっている(2010年4月時点)。

14

Copyright Minoru Makise. All Rights Reserved

境港市「水木しげるロード」の経済効果

- 境港市観光協会によると、2008年は約172万人の観光客を達成した。
- 経済効果は【 】億円と試算している。
- 地元企業や市民ボランティアなど、市全体の活性化にも寄与している。
- 商店街の活性化のみならず、周辺地域の活性化も実現し、近隣地域の集客にも波及的な効果を与えている。

境港市に2009年度に「ふるさと納税」をした寄付者が79人517万円となった。前年度実績の26人481万円を突破している。寄付した人のほとんどが市の出身者ではない。そこで「境港出身の漫画家、水木しげる氏の妖怪ファンや観光で訪れた人と思われる。妖怪観光の振興がふるさと納税の広がりにつながった」と捉えている。

15

Copyright Minoru Makise. All Rights Reserved



16

Copyright Minoru Makise. All Rights Reserved



17

Copyright Minoru Makise. All Rights Reserved

③地域再生の事例紹介<檜原村>



18

Copyright Minoru Makise. All Rights Reserved

檜原村にあるのは



じゃがいも

と



檜(ひのき)

19

Copyright Minoru Makise. All Rights Reserved

既存の資源を（再）発見する

- 檜原村の特産品である「ジャガイモ」と、檜原村にありすぎる「檜」を活用することに目を付けた。
- 檜原村の「ジャガイモ」のブランド化を図るため、地元のイラストレーターの手による「檜原村特産ひのじゃがくん」が誕生した。
- ジャガイモを活用した「じゃがいも焼酎HINOHARA」をつくり、新しい特産品として販売をはじめている（この「じゃがいも焼酎HINOHARA」は村長の発案である）。



20

Copyright Minoru Makise. All Rights Reserved

既存の資源を（再）発見する

- 「檜」の活用事例としては、「セラピーロード(ウォーキングロード)」の誕生がある。
- 「セラピーロード」は、林野庁などが健康増進やリハビリ効果が期待できる森林保養地として、認定を推進している事業である。檜原村は東京都の市区町村の中で、はじめて「セラピーロード」として認定された。
- 檜原村産の「杉」や「檜」を活用した新しい檜原村立図書館が2007年4月1日にオープンした。この図書館は、すべて木材でできている。土足は禁止であり、入り口で靴を脱いで図書館に入ることになる。
- また、同村にある小・中学校の木質化にも取り組んでいる。

21

Copyright Minoru Makise. All Rights Reserved

行政の役割が重要である

- 檜原村の地域再生に向けた取組みは、村長の発案がほとんどである。ある意味、行政主導の取組みである。
- 檜原村の人口は2,932人(2007年7月1日現在)であり、規模の小さな自治体である。
- その中で檜原村役場は、財政規模は約2,500百万であり、職員数は約70人であるため、檜原村の中にあっては、規模の大きい優良企業である。
- このように行政には資源(ヒト・モノ・カネ)が潤沢にあり、地域再生を進めるうえでは、行政の役割は大きいと考える。

22

Copyright Minoru Makise. All Rights Reserved



23

Copyright Minoru Makise. All Rights Reserved

まとめ②

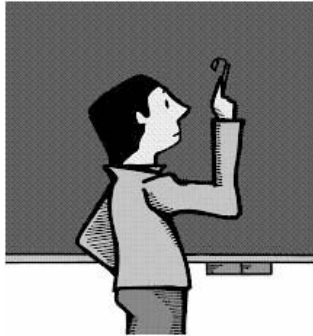


- 境港市の事例は、①経済の活性化、②地域雇用の創造、③地域住民の誇りと愛着の形成、を実現している。
- 檜原村の事例は、③地域住民の誇りと愛着の形成、④地域コミュニティの活性化、⑤潤いある豊かな生活環境の創造、が達成されたと捉えることができる。
- いずれの事例の成功要因を考えると、「**ブランド化の実現**」「**長期的な取組み**」「(行政)**資源の特化**」が達成されたと考えられる。。

24

Copyright Minoru Makise. All Rights Reserved

④地域再生の背景



「地域再生」の背景は、多々あるが、都市間競争に伴う【 】の流出の阻止と、【 】の獲得が一つの大きな要因と思われる。

25

Copyright Minoru Makise. All Rights Reserved

地域再生の一背景

- 今日、都市間競争がおきつつある。都市間競争と地域再生の取組みには、関係性があるのではないか。
- 都市間競争の目的は、既存【 】の流出の阻止に加え、新規【 】の獲得にある。
- 自治体を「経営」という視点に立つと、それは「【 】の獲得」に集約される。
- ピーター・ドラッカー(Peter Ferdinand Drucker)は経営の目的として「顧客の開拓」と端的に述べている(『現代の経営』)。この顧客が自治体にとっては【 】でとなる。
- しかし、【 】も多々いる。そこでメインターゲットを絞る必要がある。

26

Copyright Minoru Makise. All Rights Reserved

沖縄県豊見城村(とみぐすくそん)の事例

- 豊見城村は那覇市に隣接し、同市のベッドタウンとして人口が増えた。
- 「一気に市への移行へ」と考えた村は、**転入者に1万円を出すなどして人口を増やし**、地方自治法に定めた市の要件「5万人以上」を満たしたとして県、国に市制移行を申請することとなった。
- この結果として、1,145人が移転した(その後、市へ移行)。市昇格のメリットとして、地方交付税は、町や村に比べて、増額が期待できる。

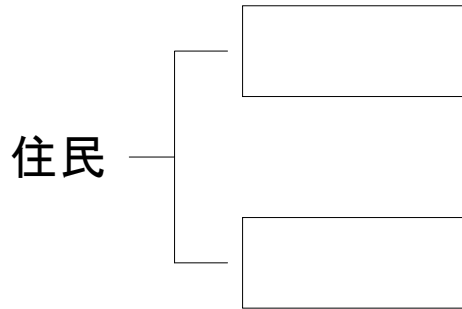
資料) 毎日新聞、2002年1月23日

刑務所の誘致

- 法務省は新設を計画している刑務所の事業予定地に山口県美祢(みね)市の「美祢テクノパーク」を選定したことを発表した。
- 男女の初犯受刑者を500人ずつ収容する(男女の拘禁場所は別)。**刑務所は不況に強い**(不況になればなるほど強い?) **理由で刑務所の誘致を目指す**自治体が目立っている。
- 誘致の理由は、**税収が安定して過疎化も止まり**、「企業や工場の誘致より効果的」と注目されているからである。国勢調査では受刑者も人口に加えられ、地方交付税の算定基準になる。鹿児島刑務所のある吉松町では、町に入る同税のうち約1億2千万円を受刑者で「稼ぐ」計算になる。

資料) 毎日新聞、2004年1月27日

住民は2つの概念がある

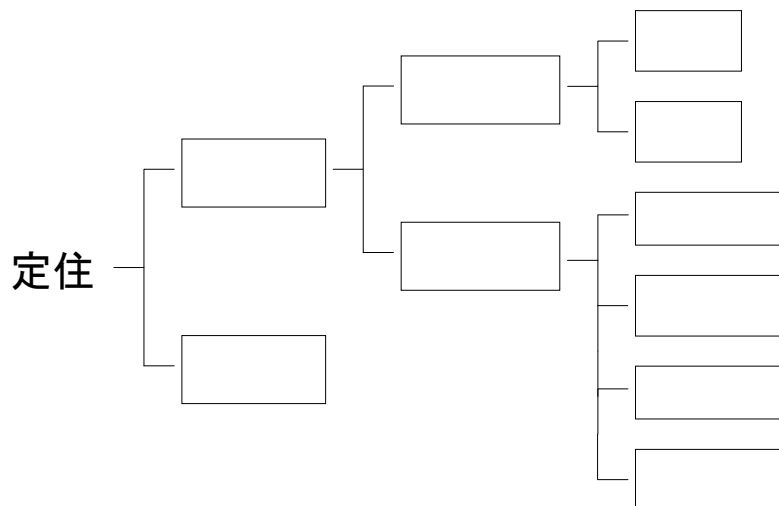


どちらの人口の獲得を目指しているのか？

29

Copyright Minoru Makise. All Rights Reserved

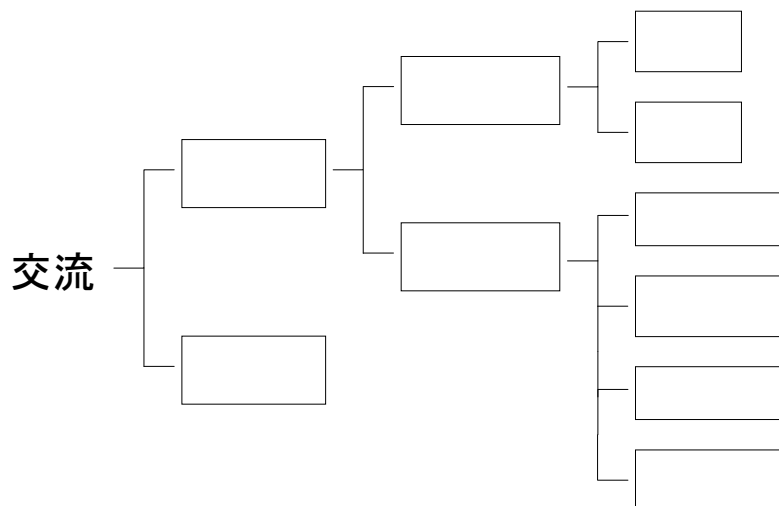
定住人口を分けると・・・



30

Copyright Minoru Makise. All Rights Reserved

交流人口を分けると・・・



31

Copyright Minoru Makise. All Rights Reserved

まとめ③

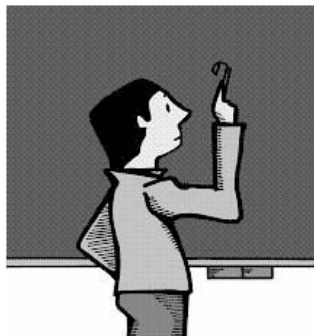


- 貴市の地域再生は、**どの住民を想定したもの**ですか。
- 住民もさまざまあるため、**メイン・ターゲット**を設定してすすめる必要があります。
- 地域再生の対象住民により、市の役割も変わってきます。また、市外との主体との連携も異なってきます。
- さらに、地域再生の対象住民により、効果的なメニュー（観光や企業誘致、商店街など）も異なってきます。
- 地域再生の**対象住民を明確に**することが大切です。

32

Copyright Minoru Makise. All Rights Reserved

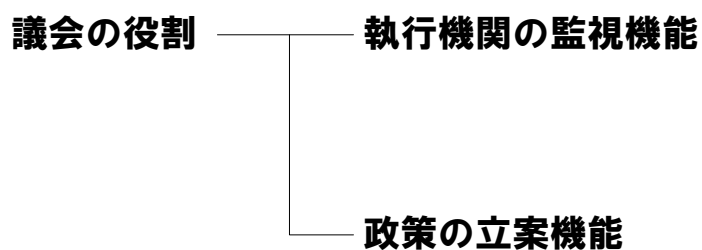
⑤市議会から発信する地域再生戦略



Copyright Minoru Makise. All Rights Reserved

33

議会（議員）の役割



※議会には、大きく2つの機能がある。

Copyright Minoru Makise. All Rights Reserved

34

議会（議員）の役割

- 執行機関の監視機能がある。執行機関が提案してきた議案について、修正や否決などを行うことにより、議会の意思を執行機関に反映することができる。
- 政策の立案機能とは、条例を制定する権能と指摘できる。議会の権能を最大限に発揮できる「能動的」な取り組みである。
- ここでは、能動的な取り組みである政策立案機能について言及する。そして政策立案機能とは、議員が提案する政策条例に集約される。

35

Copyright Minoru Makise. All Rights Reserved

市議会から発信する地域再生戦略は・・・

地域再生を目指した【 】はどうか。

政策条例の意味は、「議会や議員の身分等に関する条例以外の政策的な行政関係条例である」と捉えられる。すなわち、政策条例は、議員定数、議員報酬、議会の情報公開、資産公開、政務調査費、議会事務局組織などに関わるものは除いた条例を意味する。

36

Copyright Minoru Makise. All Rights Reserved

地域再生と議員提案政策条例

- 地域再生に向けて、議会が果たせる大きな役割は、政策条例の提案である。
- 今日、市議会においても、議員提案政策条例の機運は高まりつつある。
- そこで、地域再生を目指した議員提案政策条例を発信していくことが、市議会の戦略につながると考える。
- 戦略とは、「将来を見通しての長期的な計略」という意味がある。戦略の土台となるのが、条例である。

37

Copyright Minoru Makise. All Rights Reserved

地域再生と議員提案政策条例

議員提案政策条例	地域再生の要素
盛岡市商店街の活性化に関する条例	①②④
国立市次世代に引き継ぐ環境基本条例	④⑤
福生市清潔で美しいまちづくり条例	⑤
横浜市中心小企業振興基本条例	①②
横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例	③④
豊明市協働のまちづくりをすすめる地域社会活動推進条例	③④
宮古市食育及び地産地消の推進基本条例	①③④
一関市産業振興基本条例	①②
南房総市観光振興基本条例	①②
山陽小野田市寄付条例	④⑥

38

Copyright Minoru Makise. All Rights Reserved

まとめ④



- 市議会から発信する地域再生戦略の基本は、**議員提案政策条例**にあると考えます。
- 地域再生に関する政策条例を積極的に提案したらどうでしょうか。
- 市議会が政策条例により地域再生の方向性を提示し、執行機関は行政計画により地域再生を着実に進めていくという両輪が重要です。
- 議員提案政策条例は難しくありません。詳細は、拙著をご覧ください(買わなくていいのでご覧ください)。

39

Copyright Minoru Makise. All Rights Reserved

おわりに

- 市議会から発信する地域再生戦略は「市議会にできることは何か」に集約されます。その回答は多々ありますが、いま求められ、最も強力な答えは「議員提案政策条例」になります。
- 地域再生に取り組む前には、先行事例を収集し考察する必要があります。今回は、いくつか簡単に紹介しました。
- 地域再生の背景は多々ありますが、今回は、「住民の獲得」をキーワードに考えました。
- 地域再生を成功させるには、地域再生の定義を明確にし(定義の明確はターゲットなどの明確化にもつながる)、戦略的にすすめていくことが大切です。その戦略の土台が条例になります。
- 市議会だからこそできる「いい地域再生」をしてください。

40

Copyright Minoru Makise. All Rights Reserved

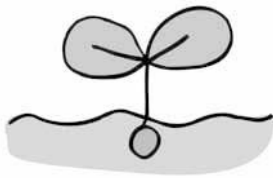
ありがとうございました。

ご意見・ご質問などは、

makise@ias.or.jp にご連絡下さい。

「呼ばれるうちが花」なので、どこにでもいきますよ！

第100条の2 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。



財団法人地域開発研究所研究部
牧瀬 稔

41

Copyright Minoru Makise. All Rights Reserved

○「都市の地域再生戦略」に関する 現地調査結果

1. 熊本市現地調査結果（平成 23 年 2 月 17 日（木）～18 日（金））

- ◎「熊本市東アジア戦略の推進について」
- ◎「地下水保全への取り組みについて」
- ◎「熊本城復元整備事業について」

2. 春日井市現地調査結果（平成 23 年 5 月 30 日（月））

- ◎「春日井サボテンブランド構築事業（春日井サボテンプロジェクト）について」

都市行政問題研究会

「都市の地域再生戦略」に関する現地調査結果

◎熊本市現地調査結果

1. 日 時：平成 23 年 2 月 17 日（木）～18 日（金）
2. 場 所：熊本県熊本市（本研究会加盟市）
3. 調査目的：都市行政問題研究会の平成 22・23 年度テーマ「都市の地域再生戦略」の調査研究に資するため、熊本市における地域再生に関する諸施策について、地域再生の活路を見出すために検証した。

熊本市は今、大きく飛躍する時を迎えている。というのも、平成 23 年 3 月に九州新幹線鹿児島ルートが全線開業し、翌 24 年 4 月には、九州では 3 番目となる政令指定都市に移行する予定なのである。

熊本市は、この機を逃すまいと、同市が九州中央部に位置し、躍進するアジアの近隣都市という地の利を活かした「熊本市東アジア戦略」を 22 年 3 月に策定し、これを推進している。同戦略は、発展著しい東アジアマーケットに目を向け、その強い結びつきを図り、観光客誘致や地場産業振興に伴う雇用創出も目指している。まさにこれが同市の地域再生戦略の切り札となっている。

熊本市はまた、地域資源である地下水を今も全人口 73 万人が利用するという全国一の規模を誇る「地下水都市」である。この「日本一の地下水都市・熊本」を国内外にアピールするため、地域が一丸となって地下水保全の取り組みに全力を注いでいる。これは生活用水として質の高い水を市民に提供するという目的と同時に、「熊本ブランド」を売り込むための一つの戦略でもあり、当然観光客誘致につなげる意図もある。この地下水が豊富な由縁は、熊本市の歴史を辿ると、豊臣時代の名将として知られる加藤清正公が手がけた治水・利水事業にある。

さらに熊本市は、観光の一翼を担っている清正公が築城した歴史的建造物である「熊本城復元事業」を着々と進めている。現在は第 2 期復元事業を実施。往時の名城を今によみがえらせようと精力的に進めている。熊本市では、この復元事業の財源を捻出するため、「一口城主制度」という画期的なアイデアを

構築し、これによる募金も重要な財源の一つにしている。これは、1万円からの寄付で熊本城主となり、寄付者の名前が熊本城に刻まれるなど多くの特典が得られるというもの。いわば、人の和をもって復元事業を成し遂げようというものである。

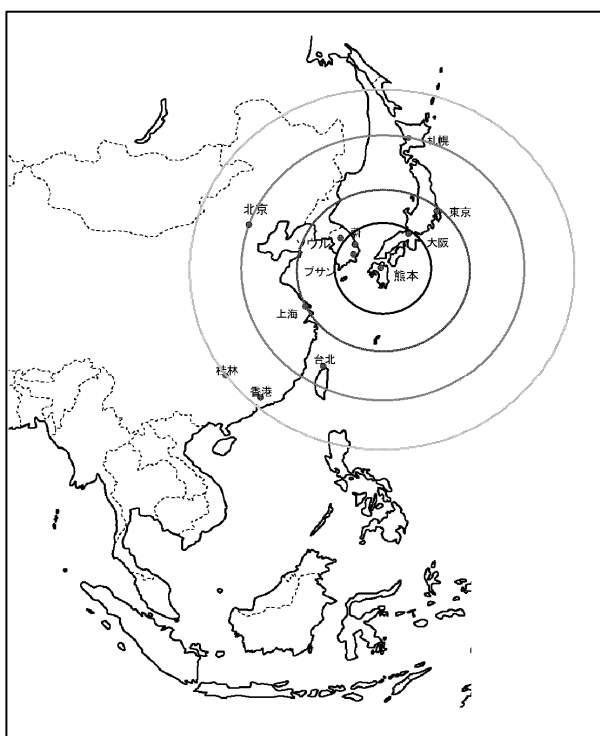
このように熊本市の地域再生戦略を展望すると、観光客誘致、ひいては交流人口の増大を主眼とし、そのことによって人口減少社会の弊害（熊本市将来推計人口によると20年729,184人に対し30年721,160人に減少）を少しでも緩和し、熊本市ならではの独自の地域再生モデルを模索している。まさに、世界に打って出る攻めの姿勢と地域資源を大切に守るという攻守を交えた施策を積極的に展開し、市民の明るい未来を築こうという志が強く感じられる。以下、その内容を検証したい。

1. 「熊本市東アジア戦略の推進について」～東アジアから選ばれる都市になる！～（熊本市企画財政局企画情報部都市戦略課の説明より）

熊本市は、地域再生の切り札ともいべく「熊本市東アジア戦略」を平成22年3月に打ち出した。

これは、日本の他都市の東アジアをターゲットにした成功事例を参考とし、21年3月に策定した「熊本シティブランド戦略」に基づいたもの。いわば熊本市ならではの戦略である。戦略期間は30年度まで。今後の社会経済動向の変化に対応するため、25年度を目途に見直すこととしている。

その東アジア戦略は、市の特徴である①「東アジア一の地下水都市」、「森の都」、「田園都市」、「温泉やゴルフ場に近しい都市」など東アジアの中のオアシスであること、②熊本城、城下町、水前寺成趣園など日本文化の宝庫であること、③高等教育機関が集積して



いることに磨きをかけ、都市の魅力を向上させる。

そして、九州新幹線全線開業による交通アクセス向上と政令指定都市移行を控え都市機能が強化される絶好の機会を捉え、地理的に近く、歴史的にもつながりの強い、経済成長著しい東アジア（韓国、中国、香港、台湾、アセアン諸国）の都市（**図表参照**）と経済のみならず広範に亘る交流、連携、情報発信等を進め、「熊本市の存在感を示し、東アジアから選ばれる都市になる！」ことを目標としている。

この戦略の実現に向け熊本市は、市民をはじめ産学官の堅い絆の下、三都市（福岡市・熊本市・鹿児島市）連携等による東アジア各都市との多様な交流を行うこととし、以下の4つにチャレンジする。

チャレンジ1「東アジアに熊本市の存在感を示す都市ブランドの確立と観光振興・コンベンション誘致」

熊本市が東アジアから選ばれる都市になるには、その存在感を東アジアに示す必要がある。これを果たすには、九州の高速交通網の充実によりアジアの玄関口である福岡市とわずか35分で結ばれることを手がかりに、東アジアからの観光客誘致に拍車をかける取り組みが有効な手段といえよう。九州中央の交流拠点でもある熊本市を中心に九州他県に観光客が流れる滞在型の観光振興が推進されれば、より安定的な事業収入になり、雇用創出効果も上がってくるといえよう。

それゆえ、これを果たすべく熊本市の戦略に余念がない。まず、官民が一体となって「おもてなしの心」を持って、東アジアからの観光客を迎える仕組みづくりに努めている。例えば、道路標識や案内板等の表示を4ヵ国語（日・英・中・韓）に変更し、外国人観光客が不自由なく、安心して旅行できる環境づくりを進める。このほか、商店街に「指さし会話集」なるものを配布している。また、中国人観光客の誘致を一層推進するため、中国では高額な買い物をする場合にカードを利用する人が見られることから、銀れんカード（中国人向けデビットカード）の利用店舗を増やす取り組みを進める。これも全て観光客誘致による商業発展のための地道なる施策である。熊本市はこの施策を粘り強く行っていくことで、独自の観光都市モデルが完成するのである。

市民と東アジアの人たちとの異文化相互理解を深めるのも重要な一策である。それには、東アジア諸国と熊本市のパートナーシップを構築し、市民と東アジアの人たちとの温かい結びつきを実現する。そこで、22年9月に始めたのが「アジアンホリデーINくまもと」。もっとアジアのことを知ってもらおうと、市の催しに東アジア文化や特産物等を紹介するコーナーを設けるなど、市民が異文化を理解する機会を与えている。23年は10月に開催する予定。これは、20年にも亘り引き継がれている「福岡アジアンマンス」から学んだものである。

東アジアに向けた都市ブランドの確立は、まさに観光都市として生き残り、永続的に発展する都市モデルを構築するための絶対的課題なのである。特に、東アジアへの認知度を高めるため、市長によるトップセールスはもとより、産学官民、「わくわく親善大使」など各種団体と連携を図り、情報収集や働きかけを行う。

成果指標	単位	基準値 (H21)	目標値 (H25)
ホームページアクセス数（多言語版:英・中・韓）	件	1万6千	100万
東アジア諸国からの宿泊客数	千人	45 (H20)	68
銀れんカード利用可能店舗数	店舗	11	増加
東アジアに関心がある市民の割合	%	40.6	50

チャレンジ2「東アジアと連携した学術都市づくり」

熊本市は学園都市、学術都市に見合う要素がみられるものの、まだ十分にその地位を確立したとはいえない。研究機関や人材集積の面からみても、その可能性はあるが、東アジアにおける学術研究の拠点とまではいえない状況である。一つの例として、東アジア諸国からの留学生が平成21年度482人と、九州他県と比して少ないことでも証明される。そこで熊本市は、東アジアを中心に外国人留学生の積極的な受け入れを目指している。なぜなら、熊本市にはその条件が揃っている。それは、熊本市には大学も多く、大学側には留学生を受け入れたいとの意向もある。そのうえ、熊本の住みやすさ、暮らしやすさ、環境のよさという強みもある。これらを活かす有効な取り組みを進めれば、最大の目標である「東アジアと連携した学術都市」の実現はなされるのである。

特に、東アジア諸国の大学と熊本市内の大学との連携協定校を増やすこと。これにより、留学生の交流を促進する。これに向けては、23年11月を目途に熊本市、熊本県、熊本大学の3者が共同して上海事務所を設立しようという検討がなされている。そこには、この事務所を拠点に留学生誘致はもとより、観光客誘致やビジネスの促進にも取り組んでいきたい考えがある。一時的に留学生の数を増やして住宅産業や生活物資に関する流通業を盛んにするのではなく、熊本で学んだ学生が母国に帰国した後、企業幹部となった時に、熊本との絆が生かされ、新たな産業の誘致につながることを目的としているといえる。

このほか、産学官連携の下で、国際的な学会やシンポジウム等を開催し、研究者の往来を活性化するとともに、研究機関や人材の集積を図るなど、熊本市における学術研究・高等教育の拠点性の向上に努めることとしている。国際会議の開催や大学・研究機関の誘致は民度を高め、今までにないハイレベルな産業を誘致する可能性もある。

成果指標	単位	基準値 (H21)	目標値 (H25)
東アジア諸国から本市内の大学への留学生数	人	482	720
東アジア諸国の大学と本市内の大学間等の連携協定数	件	73	増加

チャレンジ3「東アジアとのビジネスの促進」

熊本市は、我が国が直面する人口減少社会や産業空洞化を見据え、東アジアに視点を置くビジネスの促進に拍車をかける。そのため、熊本市産出の製品・農水産物等を国内のみならず、東アジア市場への販路拡大を中長期にわたり展開していく。

その取り組みでは、東アジアでの新たなビジネス機会を創出するため、香港国際食品見本市（Food Expo2009）への熊本の地場企業の出展や個別商談会を開催した。さらに、ジェトロ熊本事務所等との連携のもと、地場企業への海外情報の提供や支援など、更なるビジネスサポート機能の充実を図ることで、地場企業が東アジア諸国でビジネスしやすい環境づくりを進める。

熊本の地場企業の海外展開は、熊本の地域再生、とりわけ雇用創出に直結すると考えられる。熊本地場企業の代表例としては、中国で約 500 もの店舗を構え、中国では知らない人がいないといわれるほど人気の高い熊本発祥「味千ラーメン」がある。この企業の発展モデルに習って、第 2、第 3 の「味千ラーメン」とな



香港・中国で大人気の「味千ラーメン」

る企業の進出がなされるであろう。更に「味千ラーメン」とは協定を結び、観光客誘致等も進めている。例えば、味千ラーメンの中国店舗に熊本市の PR ポスターを貼るなど情報発信の拠点となってもら。熊本市では、「熊本」の文字を描いた T シャツやポロシャツ等を提供するとともに、「熊本旅行」が当たる抽選を店舗で展開するなど、両者のメリットとなる事業を展開していく。

また、熊本市のおいしい「水」のブランド化を図るとともに、その水から作られる優れた農産物等の東アジアにおける市場の獲得も進める。

東アジアビジネスの拡大を考えれば、東アジアで活躍できるような人材の確保と育成も不可欠である。そこで、東アジアに関するビジネス研修・講座等を大学等と連携しながら開催するほか、熊本に留学経験のある海外人材とのネットワーク化も進める。さらに、行政においても、職員の語学力やコーディネータ力の向上を図るとともに、外国人などの外部人材を積極的に登用していくこととしている。

成果指標	単位	基準値 (H21)	目標値 (H25)
本市企業の東アジア諸国への進出数	件	35	70
商談会、見本市での商談成約数（累計）	件	5	30
東アジアに関するビジネス研修・講座等への参加者数	人	300 (H20)	増加

チャレンジ4「東アジアの中の環境先進都市の実現」

熊本市は、世界に誇れる東アジアの中の環境先進都市づくりに邁進している。というのは、「清らかな地下水」、「森の都」と称されるなど豊かな自然を有している熊本市であるが、今日の地球規模に広がる環境問題に目を逸らすことができない状況にある。これを克服するためには、熊本市はもとより、世界の各地域で地球環境問題の解決に向けた様々な取り組みを進めなければならない。そこで、熊本市では、都市化が進展する中、地域が一体となって大切な宝物である地下水や緑の保全を図り、持続可能な都市づくりを推進している。

東アジアの中の環境先進都市の実現に向けては、市域のみならず東アジア地域における経済発展と環境保全の両立にも貢献しなければならない。特に、日本の政府機関や国際機関、大学など教育機関、民間企業と連携のもと、東アジアからの視察団や研修生の受け入れ等を通じて、地球環境対策などで東アジアの環境保全に努める。これも総合的に熊本ブランドの確立に寄与するといえよう。

成果指標	単位	基準値 (H21)	目標値 (H25)
東アジア地域からの視察・研修生の受け入れ件数	件	1 (23名)	5 (100名)
地場環境ビジネスの東アジアでの展開数	件	1	増加

2. 「地下水保全への取り組みについて」（熊本市環境保全局環境保全部水保全課の説明より）

【先人たちから引き継いだ市民生活を支える日本一の地下水を保全】

熊本市は平成 20 年 6 月に「平成の名水百選」に同市の湧水群 2 箇所が選ばれるとともに、「第 10 回日本水大賞グランプリ」を受賞するなど、まさに「日本一の地下水都市」である。これも、市民、行政、事業者、大学など各主体が力を合わせ、熊本市の生活を支える大切な資源である「地下水」の質と量の保全に努めているからである。

熊本市の最近の地下水保全に向けた動きをみると、昭和 51 年に健軍水源地近くのマンション建設反対運動等を機に市議会が「地下水保全都市宣言」を決議した。翌 52 年には「熊本市地下水保全条例」を制定。井戸開設時の届出や採取料報告の義務化などを定め、地下水保全に努めた。

このなか、都市化の進展に伴い、地下水涵養量の減少による地下水位の低下や硝酸性窒素による水質悪化がみられることから、同条例を平成 19 年 12 月に改正。特に、市民・事業者に対しては、住宅や店舗、事務所を新築する際には雨水浸透施設や節水設備の設置などを義務付けた。また、農業者には、市が行う硝酸性窒素等の削減対策への協力を義務付けている。

そもそもこの取り組みは何故必要なのか、生活用水としての必要性は当然のこととして、これを地域再生戦略の中に組み込んだことに妙味がある。熊本ブランドの露出度を高めると共に、生活に密着した消耗品を通じて、より洗練された都市ブランドを浸透させるには格好の題材なのである。このことが直接的に雇用創出に繋がるかどうかは不明だが、少なくとも熊本ブランド確立が地域再生の一端を担っているので、間接的、総合的に貢献していると理解すべきなのである。

地下水保全対策を進めるには、同じ水系を共有する熊本市を含む 11 市町村が連携する形で施策を展開することが必要である。そのため、市町村長をメンバーとする「熊本地域地下水保全対策会議」、熊本市が運営する「（財）熊本地域地下水基金」、年間 1 万トン以上の水を汲み上げる地下水採取事業者の「熊本地域地下水保全活用協議会」で様々な事業を展開。24 年度からは、この 3 組織が足並みを揃えて地下水保全に取り組めるよう、一元化する準備を進めている。

連携する 11 市町村の人口規模は概ね 100 万人に上る。熊本市では、地下水が同市よりも上流の地域で生まれることから、上流地域の支援にも尽力している。

地下水保全に向けては、減少する水源涵養林の整備が必要不可欠であるため、熊本市は平成 16 年 2 月に「熊本市水源涵養林整備方針」を策定。このなかで、熊本市外に所在し、地下水涵養地域に属している森林及び白川、緑川の流量調整等を目的とした森林は全て「水源涵養林」と位置づけ、水源涵養機能を高度に発揮させるため、引き続き管理していくこととしている。

また、全涵養量の約 3 分の 1 を担う水田の整備も重要である。そこで、平成 16 年 1 月に熊本市と大津町、菊陽町及び水循環型営農推進協議会が「白川中流域における水田湛水推進に関する協定」を締結。熊本市では、大津町・菊陽町を中心とする白川中流域で水田湛水（水張り作業）を行う農家に対し、その日数に応じて助成金を交付し支援している。このように、他の協定町の農家へも助成しているのは全国でも珍しい例であろう。

【水ブランドの推進にも力】

ここで、熊本市ならではの水ブランドの取り組みを紹介する。

興味深いのは「熊本水遺産登録制度」。いわば世界遺産の熊本市版である。熊本市の水遺産として 60 カ所を登録。市民が水と触れ合えるよう、この遺産に対し標柱を設置するとともに、身近な水遺産をめぐる、「熊本水遺産めぐり」という企画を実施した。

「くまもと水守制度」も特色ある取り組みである。熊本市の水保全や魅力発信の活動を行う人を「くまもと水守」の愛称で登録。ユニークなのは、登録者が水保全にちなんだ名前を自分で名乗れること。例えば、節水の活動をする人は「節水水守」など。この様にして、それぞれの活動に励んでもらい水保全の PR をしてもらうことにより、水保全の輪を市民に広げていくこととしている。

「くまもと『水』検定」も注目される取り組み。これは、熊本の水を中心とした「水」に関する検定試験を行うもの。市民の水保全への思いや知識を深めるために実施している。平成 20 年度からスタートした同制度の 3 級試験応募者はすでに 2 万人を超えている。2 級応募者は約 1,000 名。1 年遅れでスタートした最高位の 1 級試験応募者は約 300 名。この制度が更に充実すれば、水を守る人材の育成が一層推進されるであろう。

熊本市の水ブランド化の戦略の最たるものが、熊本の「水」の広報活動等である。熊本の水の名所やイベントなどの取り組みを網羅する「くまもとウォーターライフガイドブック」を作成し、市の出前講座等で配布しているほか、「くまもとウォーターライフホームページ」を立ち上げ、熊本の地下水保全に関する情報を積極的に発信している。

さらに、熊本市が今、最も力を入れているのが、上下水道局が製造した熊本オフィシャルウォーター「熊本水物語」(右写真)というペットボトルをチラシがわりとして様々なイベントや会議で配布し、熊本の水をPRしていること。東京銀座熊本館でも販売している。さらに、別バージョン



として「清正水物語」というペットボトルを九州新幹線全線開業に合わせ、昨年夏から限定ラベルとして製造している。

「地下水都市熊本空間創出事業」も戦略の柱である。「蛇口をひねればミネラルウォーター」が熊本市のキャッチフレーズ。これほど市民の生活に密着したものはないと言える。しかしながら、熊本市の中心部では、名水に巡り会える場所がわずかであることから、「水の都」という実感がわからない。そこで同事業は、熊本駅から市役所までに親水施設を5カ所配置し、そこには必ず水が飲める蛇口を設け、熊本の水を堪能してもらうことを目的としている。これにより、市民のみならず、観光客がいつでも美味しい熊本の水と出会えることになる。

熊本市の地下水保全の取り組みは、大切な資源である水を市民など各主体が連携して守り、後世へ受け継ぎ、かつ、その素晴らしさを内外にアピールするというもの。この事例から都市の地域再生戦略を展望すれば、地域が全国に誇る歴史や文化、自然などを守るとともに、積極的にこれを活用すれば地域活性化が図れるだろう。なぜなら、都市は歴史や文化、地理的条件も様々で、必ずや地域の中に貴重な財産があり、優秀な人材がいると考えられるからである。

《現地視察》

熊本市の地域再生の鍵を握る「熊本城復元整備事業」を調査すべく、「熊本城」と「桜の馬場 城彩苑」を視察した。

3. 「熊本城復元整備事業について」（熊本城総合事務所の説明より）

熊本の観光名所といえ
ば、加藤清正公が400年
余の前に築城した日本三
名城の一つ「熊本城」で
ある。平成20年度には、
221万9,517人もの観光
客が押し寄せている。こ
れは、9年度に策定した
「熊本城復元整備計画」



に基づき、翌年から進めた第1期復元事業の賜。この第1期復元事業は、熊本城を往時の雄姿に近づけることを目標に、築城400年を迎える19年度を目途に進めたもの。これにより、本丸御殿広間をはじめ、7つの建造物を復元した。

現在は、第2期復元事業に全力を傾注している。この復元事業では、老朽化が進み補修が必要なもの、施設管理や景観上優先すべきものとして、「馬具櫓一帯」、「平左衛門丸の堀」、「西櫓御門及び百間櫓一帯」の整備を進めている。整備に際しては、発掘調査や石垣保存修理を行い、木造による復元手法で建築するなど熊本城復元整備計画との整合を図ることとしている。整備期間は概ね10年間。

第2期後の復元予定建造物では、「竹の丸五階櫓」や「数寄屋丸五階櫓」などの整備を進めることとしている。復元事業全体では、概ね30年から50年をかけて、清正公が築城した城郭全体（約98ha）を対象に忠実に往時の熊本城を復元することとしている。

この復元事業の大切な財源となっているのが熊本城復元募金「一口城主制度」。同制度は、一万円以上の寄付者は「一口城主」として「芳名板」が天守閣に掲示されるとともに、「城主手形」が発行されるなど多くの特典が得られる。第1期復元事業における募金額は約12億600万円。第2期復元事業では、4億3225万7千円

(23年1月5日現在)に上る。募金がこれほど集まるのは、やはり熊本城の復元に熱い思いを寄せる人たちが多くことの証明である。これは、熊本城の歴史を紐解けば明白である。

というのも、熊本城は明治維新期に勃発した西南戦争の舞台となり、鹿児島士族の猛攻を受けながらも、50余日の籠城に耐え、難攻不落の城としてその名を轟かせた話は有名で、今の時代にも語り継がれている。また、焼失を逃れた宇土櫓など13棟の建造物は国の重要文化財に指定されていることも挙げられる。歴史のみならず、天守閣から一望する熊本の街並みは絶景である。これは、条例で天守閣より高い建物を建築できないからである。

こうした復元事業に投資することは、その何倍にもなって返ってくる観光収入を期待していることはもちろんのこと、最大の意図はこの事業を市民一丸となって成し遂げたいという達成感、一口城主という概念を元に地域一丸となって再生するという基本姿勢を構築することにある。企業でもよくあるが、社運をかけたプロジェクトで企業が再生する事はよく目にする光景である。まさに熊本は市民一体となった事業を推進できるという、題材に恵まれている。

この復元事業のほか、「熊本城復元整備計画」をみると、熊本城を訪れた観光客に親しまれるよう緑の育成やサービス施設の充実、歴史文化体験学習の整備も掲げている。なかでも、熊本城の歴史文化が学べ、かつ城下町熊本の食と風情が楽しめる「桜の馬場 城彩苑」が23年3月5日にオープンした。同施設は歴史文化体験施設「湧々座（わくわくざ）」と飲食物販施設「桜の小路」で構成される。

「湧々座」は、歴史文化体験施設、総合観光案内所、多目的交流施設の3施設で構成。いずれもPFIの手法を用いて整備された。特に、歴史文化体験施設には、熊本市の歴史が体感できる最新鋭のVR（バーチャルリアリティ）などを配する。総合観光案内所では、観光ボランティアが観光客に対し「おもてなしの心」をもって接する。多目的交流室は、周辺地域の人々と観光客との交流の場として、熊本の城下町に伝わる伝統芸能等が披露される。

「桜の小路」は、民間の独立採算事業で整備。ここでは、熊本県下から厳選された23店（飲食7店と物販16店）が観光客を迎える。

熊本城の復元事業は、長期にわたり計画的に進め、その成果を上げようというもの。この様に都市の地域再生も長い道のりを休まずに進むことが肝要と考えられる。

都市行政問題研究会

「都市の地域再生戦略」に関する現地調査結果

◎春日井市現地調査結果

1. 日 時：平成 23 年 5 月 30 日（月）
2. 場 所：愛知県春日井市（本研究会加盟市）
3. 調査目的：都市行政問題研究会の平成 22・23 年度テーマ「都市の地域再生戦略」の調査研究に資するため、春日井市が地域活性化の起爆剤として日本一の実生（みしょう）栽培を誇る「サボテン」を地域ブランドに据えた「春日井サボテンブランド構築事業」について検証し、そこから地域再生戦略を見出すべく現地調査した。
4. 現地調査：春日井市からサボテンを地域ブランドに据えた「春日井サボテンブランド構築事業」と同市のサボテン栽培の歴史の説明を聴取した。さらに、高田敏亨・春日井市議会副議長より、春日井サボテンの普及・PR や、同市が誇る（株）王子製紙の東日本大震災後の取り組み等について、貴重な意見が伺えたので報告書に綴ることとした。また、春日井市のなかでもサボテン実生栽培が最も盛んな桃山地区にある「（有）後藤サボテン」を視察したので、これを報告することとした。

「春日井サボテンブランド構築事業（春日井サボテンプロジェクト）について」（春日井市産業部経済振興課の説明より）

愛知県春日井市は、現下の人口減少社会にある中、人口増の一途を辿る特例都市である。その人口の推移をみると、市制施行した昭和 18 年が約 5 万 4 千人、平成 17 年には 30 万人を超え、同 22 年になると約 30 万 8 千人に達している。というのも、春日井市は名古屋市北部に隣接する位置にあり、自然豊かな住環境に恵まれたベッドタウンだからである。

他市も羨む地理的条件と自然環境を有する春日井市であるが、国内外に「春日井」の名をアピールしようと、地域活性化対策に余念がない。その最たる策が実生栽培日本一を誇る「春日井サボテン」を地域ブランドに据えた「春日井サボテンブランド構築事業（春日井サボテンプロジェクト）」。これはサボテンを地域ブランドとして確立するために様々な取り組みを展開するもの。ではなぜ、春日井市がサボテンを地域ブランドとしたのか。まず、春日井市におけるサボテン栽培の歴史を紹介してから、サボテンブランド構築事業の取り組みの詳細を説明する。

1. 春日井市のサボテン栽培の歴史

◎「春日井サボテン」との出会い

春日井市には、かねて桃やリンゴなどの果樹栽培で有名な桃山町がある。この地で果樹栽培に携わっていた2人の生産者が昭和28年に緋牡丹（ひぼたん）という真赤なサボテンに魅せられたことから、これを機にサボテン栽培の歴史が始まったといえよう。サボテン栽培の当初、2人は外国から種を輸入し栽培方法を研究したが、芽が出ずに失敗が続いていた。しかしながら、2人はあきらめずに何度も種を発注し、弛まぬ努力を続けた結果、徐々に生産を整えるまでに至った。

◎伊勢湾台風がサボテン栽培に拍車をかける

昭和34年に春日井市を襲った伊勢湾台風は、果樹を全滅状態にした。これにより、サボテン栽培の先駆者2人は、果樹からサボテン栽培に転換することを決意。2人は英知を結集し、サボテンを大量生産する画期的な方法を見出し、成功した。そして、昭和40年頃からのサボテンブームでサボテン栽培が一気に軌道に乗ったのである。まさしくピンチをチャンスに変えた地域再生の成功モデルといえよう。

◎分業による委託生産システムの確立で実生栽培日本一のまちへ

サボテン栽培の最盛期には、桃山町に約50軒もの栽培農家があった。その栽培農家の分業による委託生産システムの確立が春日井を実生栽培日本一のまちへと転換させたのである。それでは、分業による委託生産システムをみってみる。それは、伊勢湾台風により倒れた果樹が戻るまでの副業として



移植作業の様子

周囲の農家が参加。第一次生産農家が種から発芽させ、約半年程育苗（いくびょう）し、1cm程の幼苗（ようびょう）にする。これを引き継ぎ、第2次生産農家が幼苗を1～1年半かけて直径3～5cm程度に育苗し、第1次生産農家へ戻すというもの。これが実を結び、桃山町は一気にサボテン生産地となり、全国から仲買人が集まる実生栽培日本一のまちとなったのである。

◎サボテン栽培が苦難な時代へ

サボテンの国内における過剰供給と円高で輸出が減少したことから、昭和 45 年から 57 年にかけてサボテン栽培に携わる農家の数も減っていった。加えて、円高と安価な外国製サボテンの台頭が追い打ちをかけ、春日井のサボテン輸出が振るわなくなったとの意見もあったという。農家数のみならず、サボテンの量や種類も減少した。ある農家は出荷数が 3 分の 1 に、種類も 200 種以上から半分程度に落ち込んだ。順風満帆と思われた春日井のサボテン栽培が苦難の時代を迎えたのである。

◎食用サボテンで苦難を乗り越えることに期待の声

苦難の時期はしばらく続いたが、商工業者から食用となるウチワサボテンの商品化を求める声が上がった。つまり、食用サボテンの商品化により多くの人たちに春日井のサボテンが広がれば、相乗効果により、鑑賞用サボテンにも目が向けられることに期待が寄せられたのである。とりわけサボテン栽培の後継者も、より付加価値の高い希少種や食用サボテンなど新たな需要や可能性を掘り起こしていきたいという。

ここまで、春日井市のサボテン栽培の歴史を辿ってみた。やはり、地域ブランドの確立には幾重の山を乗り越えなくては辿り着かないことが判明した。並大抵の努力では地域ブランドを確立できないのである。勿論、春日井市がサボテン栽培に適した気候にあるというのが条件の一つにはあるが、地域ブランドの確立には、その都市に時代の卓越した先見性を備えた人材がいるか。加えて、その人材を見出し、その地域再生戦略のアイデアを行動に移せるかが鍵となろう。

それゆえ、春日井市のサボテン栽培に渾身の力を振り絞ってきた人たちの努力が他市の地域活性化を導く手がかりになると確信する。

2. サボテンブランド構築事業に向けた取り組み～サボテンプロジェクトの挑戦～

ここからは、春日井市が地域活性化の起爆剤に据えた「サボテンブランド構築事業」（サボテンプロジェクトの挑戦）による様々な取り組みを紹介する。

春日井市は平成 18 年 2 月に「サボテンプロジェクト」を立ち上げた。これは、市と商工会議所やサボテン生産組合、市内の商工業者が一体となって、サボテン関連食品などの特産品の開発と地域 PR を進めるもので、「春日井サボテン」のブランド化の取り組みの柱となっている。それでは、その取り組みを説明する。

◎サボテンキャラクターで地域ブランドのPR

サボテンプロジェクトでは、春日井サボテンを広く知ってもらおうとサボテンイメージキャラクター3体を作成。その名は公募により左から「春代（はるよ）」、「日丸（にちまる）」、「井之介（いのすけ）」と名付けられた（写真）。これらの可愛いキャラクターがプロモーション映像やノベルティグッズ、着ぐるみなどで春日井市のサボテンPRの一翼を担っている。



◎食用サボテンによる特産品の開発

同プロジェクトの目玉は、「サボテンを食べる」という点に着目したこと。サボテンは鑑賞用植物としてのイメージが強く、ただ単に鑑賞用サボテンをPRしても効果が見えない。そこで、食用サボテンによる特産品を開発するため、同サボテンの成分分析や商品化のレシピに取り組んだ。その結果、食用サボテンは学級給食にも取り入れられ、生産者と児童たちが一緒にこれを食する機会が持たれ、そこで生徒にその美味しさが知られた。この様な取り組みはまた、地産地消にも貢献しているのである。同サボテンの成分分析では、様々な栄養素がある緑黄色野菜と果物の栄養素を併せ持つ健康食品であることが判明した。今も名城大学に機能分析を依頼し、その健康効果について調査している。

◎商工業者もサボテン商品の開発に全力

商工業者もまた、地元食材の春日井サボテンを使った商品開発に全力で取り組んでいる。とりわけ、粘りと酸味のあるサボテンの特徴を生かしたラーメンやスープなどの料理を商品化したことが挙げられる。加えて、保存が効いて使いやすいようペースト状にすることで、きしめんやパンなどの加工食品にも範囲を広げた。さらに、春日井サボテンを使った商品開発に余念がない。特に、インスタントラーメンやビール（発泡酒）の開発に着手し、販売されている。ここで、上述のほかのサボ

テン商品を紹介する。(1) サボテンアイス、(2) サボテンういろ、(3) サボテン餅、(4) サボテンキムチ、(5) サボテンハンバーグ、(6) サボテン焼き、(7) サボテンと海水晶のサラダ、(8) サボテン・ジャンバラヤ、等々。

◎サボテンアンテナショップを開店

サボテンアンテナショップ「こだわり商店」が平成 21 年 9 月に勝川大弘法通り商店街の一角に開店した。そこでは、サボテン関連商品約 20 種類が展示・販売されている。店舗の奥には、サボテンの研究開発をするラボも併設している。その店長には熱い思いがある。それは、沖縄や長野などの特産品も扱っているが、いずれはサボテン商品が地域交流の一品として全国に発信できるようにしていきたいという思いである。さらに、平成 22 年 9 月には、市役所近くの商店街の空き店舗を利用して、もう一つのアンテナショップ「サボベース」が開店。今後もサボテン関連商品が購入できる店舗を増やしていきたい考えがある。

◎サボテンのプランテーション化で安定供給と生産者の増加を目指す

春日井サボテンの今後の課題は、安定した原料の確保。そこで、安定した春日井サボテンの生産を目指し、土地を借りプランテーション化することを計画。名城大学で生産技術の研究を進めている。また、このプランテーション化には、サボテン生産者を増やしたいとの狙いもある。さらに、サボテン商品が市内外で特産品として広がりを見せ、観賞用サボテンにも波及することに期待を寄せている。

◎全国進出に向けて

商工会議所は、平成 22 年 2 月 2 日から同 5 日にかけて東京ビックサイトで開催された「Tokyo International GIFT SHOW」にサボテン関連商品のブースを出展。これにより、春日井サボテンを PR し、全国進出に向けた足掛かりにしようとの思いがある。

ここで、春日井市の事例を総括する。やはり、同プロジェクトの究極の目標は、「春日井サボテン」の全国普及。だからこそ、同プロジェクトの推進に一層の力こぶしを握る思いが伝わってきた。サボテンは人の心を癒す効果があるという。東日本大震災後の国民の不安は膨らむばかりである。どうか、春日井サボテンが全国に普及し、国民の心を癒す一助となってもらいたい。ひいては、全国の地域再生の良薬になることを望むものである。

3. 【高田敏亨・春日井市議会副議長に聞く】



【高田 敏亨（たかだ としゆき）プロフィール】

生年月日 昭和 41 年 7 月 21 日

昭和 60 年 3 月 王子製紙春日井工場入社(原質部配属)

平成 15 年 4 月 春日井市議会議員初当選

平成 16 年 1 月 王子製紙春日井工場（事務部総務G）

平成 19 年 4 月 春日井市議会議員 2 期目当選

平成 23 年 4 月 春日井市議会議員 3 期目当選

平成 23 年 5 月 春日井市議会副議長就任

高田敏亨副議長より、春日井サボテンの普及・PRや、前歴の春日井市が誇る王子製紙(株)春日井工場社員の立場から同社の東日本大震災後の取り組みについて、貴重なご意見を伺ったので、ここで紹介する。

王子製紙(株)の東日本太平洋沖大地震への取り組み

王子製紙では、東北地方に主要洋紙工場がないため震災による被害はありませんでした。しかし、グループ企業である王子板紙(株)日光工場や段ボール関係の王子コダマコンテナ(株)仙台工場、福島工場で設備関係の被害があると聞いております。紙パ他社では、報道関係でご承知のように日本製紙(株)石巻工場・岩沼工場や三菱製紙(株)八戸工場で大きな被害がありました。

紙パ業界としては、製品供給不足の回避を優先に取り組み、他工場への振替生産や停止予定していた設備の再稼働、輸出向け製品の国内へのシフトなど、各社ともに供給面で最大限の努力をしている状況であり、当春日井工場としてもフル生産を維持しながら安定供給へ努力しているところであります。

また、春日井工場ではDIP（De-Inked Pulp）設備があることから、東北地区並びに関東地区で被害にあった巻取製品（洋紙）を受入れ、再生原料として製造を開始しております。

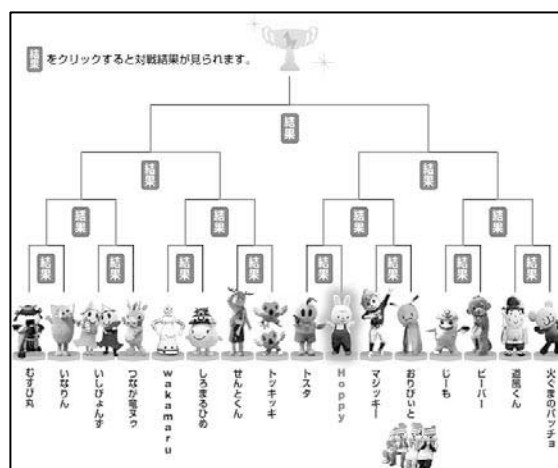
震災後の販路については、洋紙は基本的に代理店を通じて供給をしていることから販売ルートに大きな影響は無かったと認識しておりますが、前述したとおり供給責任を果たすべく鋭意努力をしております。

今回の震災に対して、王子製紙(株)としては、被災地でニーズのある「紙おむつ」や「飲料水」などの当社製品と義援金を含めて、総額1億円を拠出しました。

また、現在、調整中ですが、春日井市からの要望もあり、春日井市と当工場（および王子ネピア(株)）間で、大地震等の震災に備えて、王子ネピア名古屋工場（王子製紙(株)春日井工場敷地内に隣接）で製造している「紙おむつ」と「トイレットロール」の災害時協定締結の方向で検討を始めたところでもあります。

王子製紙(株)春日井工場のサボテン普及について

春日井市からの依頼もあり、当社製造製品である「ネピアBOX」のパッケージを春日井ブランドバージョンとして「書のまち」「実生サボテン日本一」をモチーフにした製品の製造をしました。また、当工場として「サボテンの普及」でお手伝いできる事としては、都市対抗野球の本大会の中にある「キャラクター選手権」でサボテン三兄妹をエントリーして、春日井市とサボテンのPRができたと思っています。



春日井市のサボテンPRについて

地域ブランドを全国に発信するには、HPなどで実施していますが、現代では、やはりメディアの影響力は大きいと思います。ローカルTVや全国ネットなどで、PRできれば、もっと全国的に認識していただけたと思います。2009年8月にあいち子ども芸術大学において、小学生を対象にしたCM制作をいたしました。取材、構成、演出を子ども達の日線、感性で製品を捉えてCMを製作したのですが、結構面白く出来ていました。こういった、親しみのある事業展開をしながら、今後も情報の発信をして努力していきたいと思っています。

4. 《現地視察》【サボテン農家・（有）後藤サボテンを訪問】

春日井市のなかでもサボテン実生栽培が最も盛んな桃山地区にある「（有）後藤サボテン」を視察した。この視察では、サボテン農家の現場を見学するとともに、サボテン栽培の説明を伺った。さらに、「生サボテン」と「サボこん（こんにゃく）」を実食することもできた。

園内に入ると、大小、姿かたちが様々なサボテンがびっしりと敷き詰められた光景が広がり、まるで異国に来たかのような感覚におそわれた。

私共を元気いっぱいの笑顔で出迎えてくれたのは、サボテン栽培はもとより、メディアでも活躍する（有）後藤サボテンの後藤奈保子・代表取締役社長（写真）。後藤社長は、次世代に「食べるサボテン」の魅力を伝えるため、学生の社会見学を積極的に受け入れるなど、地場産業の振興を念頭に置いた幅広い社会活動に取り組んでいる。



食用サボテンとして使用するのはウチワサボテンの新芽の部分で、3月から10月にかけては、生で食べることができるという。早速、後藤社長は私共にサボテン料理を並べ試食させてくれた。その味はというと、カツオ節と醤油でおひたしのようにして食したサボテン料理が非常に美味であった。また、「サボこん」は、からし味噌にあえて食したが、大変食べやすく、酒の肴にもってこいの感があった。

春日井サボテンは、生産農家の顔がみえる安全かつ栄養価の高い食材であることから、学校給食にサボテンを使った献立を取り入れることで、地産地消の一役も担っている。とりわけ、生産者サイドとしては、サボテンが「加工品」としてではなく、栄養価の高い「野菜」としてもっと普及してほしいという思いがあるという。春日井のサボテン事業は、消費者と地域との深いつながりが見える事業として今後も成長していくことであろう。

今からが旬を迎える「春日井サボテン」。私共は、是非、春日井市に足を運んでもらい、サボテンの素晴らしさを堪能してもらいたいとの思いである。

○「都市の地域再生戦略」に関する
加盟市アンケート調査結果

都市行政問題研究会

I . 調査概要

1. 調査目的
都市行政問題研究会(人口25万以上の87市議会議員により構成)の平成22・23年度テーマ「都市の地域再生戦略」の調査研究に資するものとして、加盟市における地域再生に向けた意識や取り組み等を調査することを目的に実施

2. 調査対象
都市行政問題研究会加盟87市

3. 調査方法
調査票を加盟市へ郵送

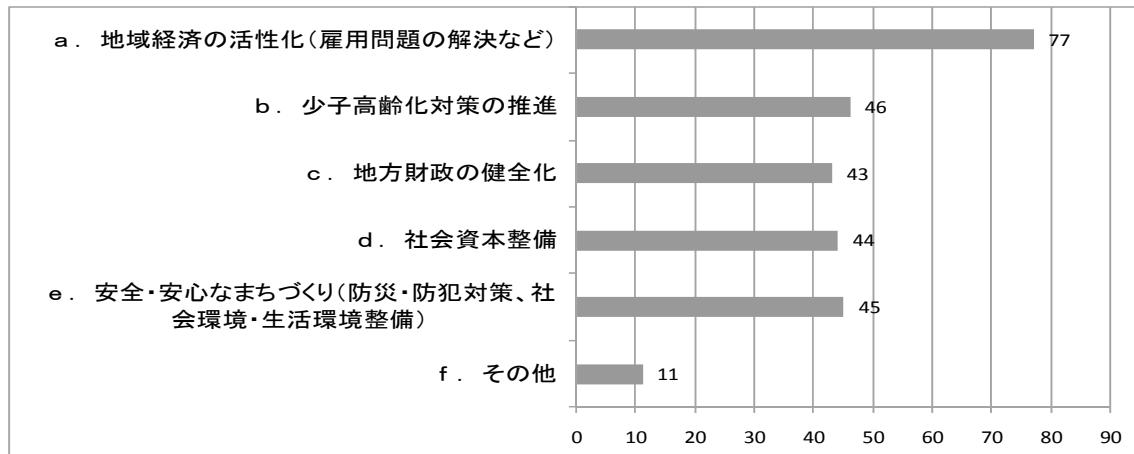
4. 調査実施期間
平成22年10月27日～平成22年12月1日

5. 回収結果
回収市数 87市／87市 回収率 100%

Ⅱ. アンケート調査結果

◎地域再生に関する意識調査等(市名を公開しません)

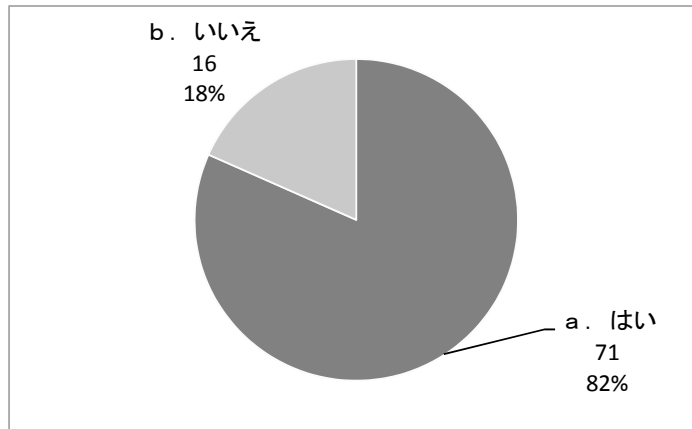
問1 地域再生を果たすためには何を進めればよいと思われますか。(複数回答)



地域再生の切り札に「a. 地域経済の活性化（雇用問題の解決など）」を挙げる回答が 77 市と圧倒的に多い。次いで「b. 少子高齢化対策の推進」46 市、「c. 地方財政の健全化」43 市、「d. 社会資本整備」44 市、「e. 安全・安心なまちづくり（防災・防犯対策、社会環境・生活環境整備）」45 市と同じ比重で回答されている。総括すると、緊急課題である雇用問題を何とか解決し、地方に活力を取り戻したい。その雇用問題を解決するために、少子高齢化の解消や、地方財政を健全化して公共事業を呼び込むこと、さらには社会資本整備を進めて住みよいまちづくりを目指すという構図であると考察した。

「f. その他」の回答
芸術・観光の振興
未来のまちづくりを担う人材の育成
個々単独ではなく有機的な形で成立しなければ成し得ないと思う
教育
中心市街地の活性化
雇用対策、人材育成、中小企業支援
政治機能と経済機能の分離、地方への権限移譲、農林水産業の推進(担い手不足の解消)首都圏への増税と地方都市への減税、TPP 参加と大胆な地方再生農業政策の断行、首都圏大企業に対する増税と地方減税の断行、首都圏における人口集中を地方に分散させること
地域分権の徹底
協働のまちづくり

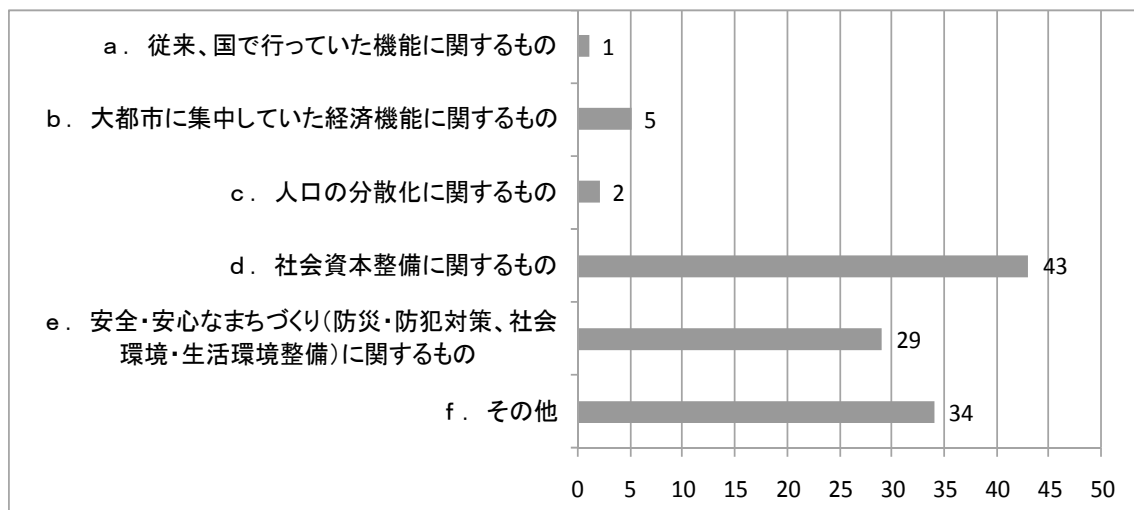
問 2-1 貴市では、地域再生法に基づく地域再生計画を申請(申請の準備を含む)若しくは認定(事業終了を含む)されていますか。



「a. はい」が71市で回答の8割を超え、これに取り組む加盟市の多さを物語っている。

問 2-2 (問 2-1 で「a. はい」と回答された71市が回答)

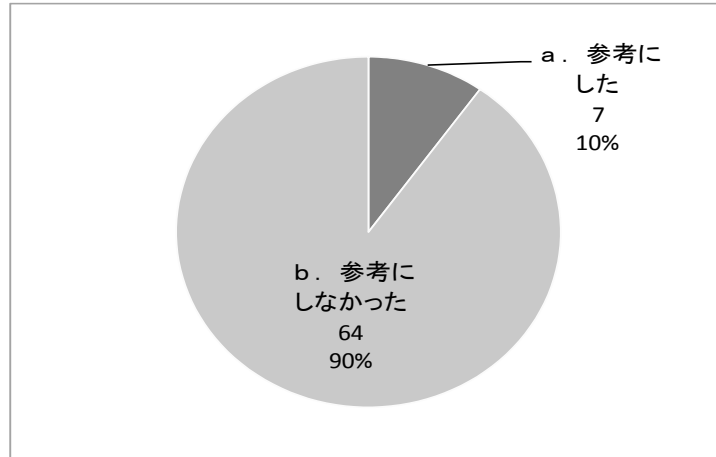
地域再生計画の事業内容について、下記の中から該当するものに○印をお付け下さい。(複数回答)



「d. 社会資本整備」43市、「e. 社会環境・生活環境整備」29市が多い。これは、同計画の承認機関である国において、箱物行政により地域再生の道を拓こうとしているのが原因ではないかと考察した。また、f「その他」の回答で雇用創出が多いのは、雇用問題解決の意思の強さであろうと考えた。

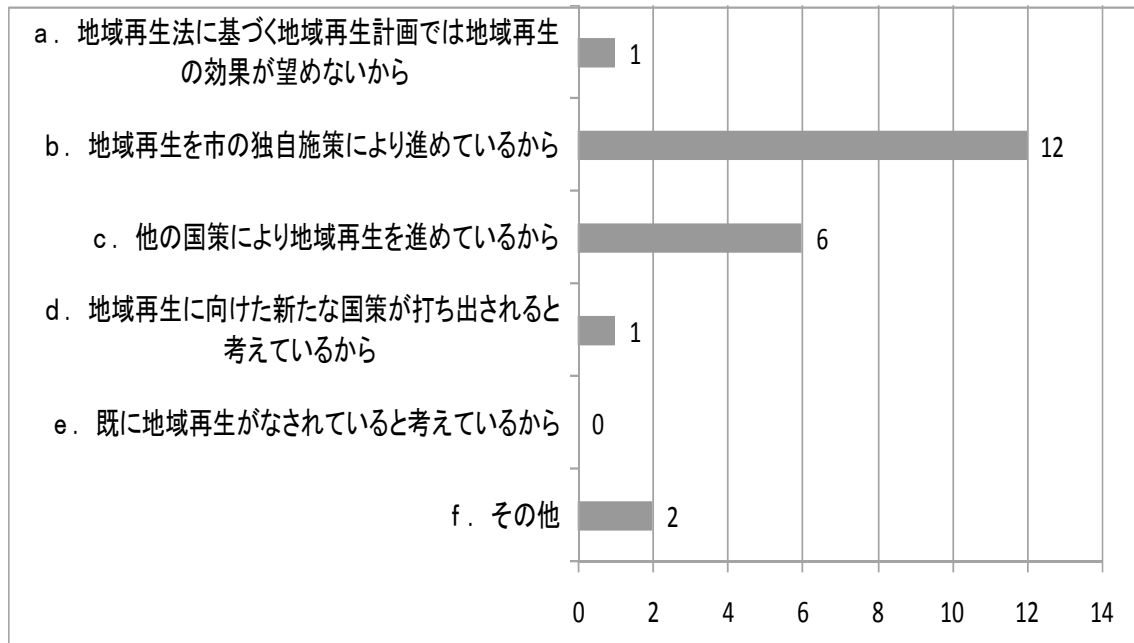
問 2 - 3 (問 2 - 1 で「a. はい」と回答された 7 1 市が回答)

貴市では、地域再生計画を申請するに当たり、参考とした都市とその事業を記述下さい。



問 2 - 4 (問 2 - 1 で「b. いいえ」と回答された 1 6 市が回答)

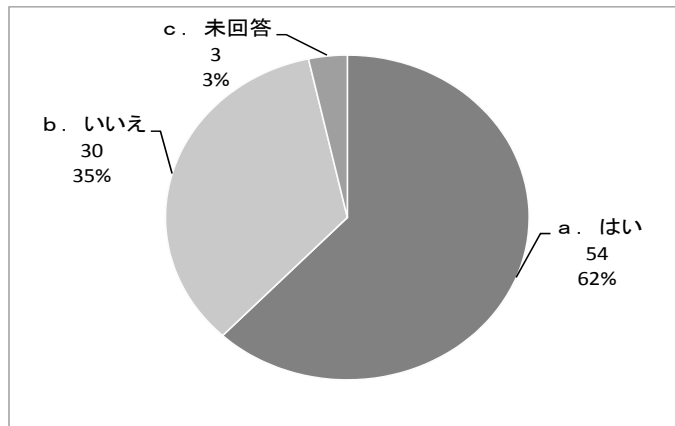
貴市が地域再生計画を申請する予定がない理由について、下記の中から該当するものに○印をお付け下さい。(複数回答)



「f. その他」の回答

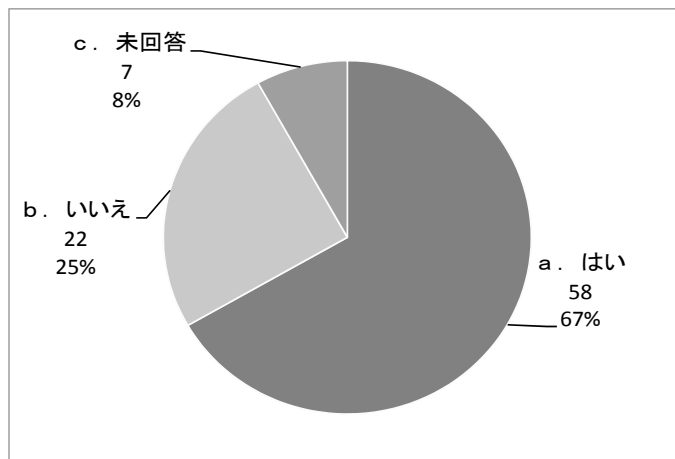
先行事例の効果等の検証が必要と思われるから
対象となる事業がこれまでになかったため

問3 地域再生法に基づく地域再生計画が1394件認定されていますが(平成22年6月30日現在)、これにより地方が元気になったと思われませんか。



「a. はい」が54市で回答の6割超となっている。一方、「b. いいえ」も30市に上る。地域再生法施行後、実際に地方が元気になったという経済的指標はなく、果たして、地域再生計画による取り組みで地方が元気になったといえるかは、難しいところがあると考察した。

問4-1 地域再生のために首都機能を分散した方がよいですか。下記の中から該当するものに○印をお付け下さい。



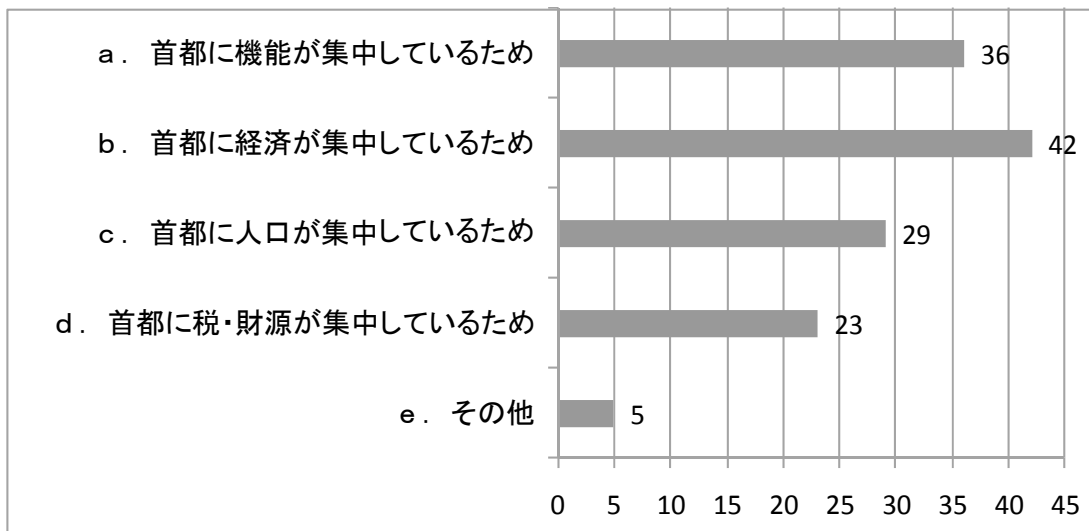
「a. はい」が58市で回答の約7割を占め、「b. いいえ」22市を上回った。

「c. 未回答」の回答

「首都機能の分散」の問題は、単独で議論することにはあまり意味を持たない。また、「地域再生」の視点から議論するにはその順位も低と言わざるを得ない。この問題は、「地方分権」において、国と地方の役割分担、具体的には、権限・機能の分担を議論する中で、「道州制」の問題等とともに議論・検討すべきものである。

問4-2 (問4-1で「a. はい」と回答された58市が回答)

なぜ首都機能を分散した方がよいと思われますか。下記の中から該当するものに○印をお付け下さい。(複数回答)

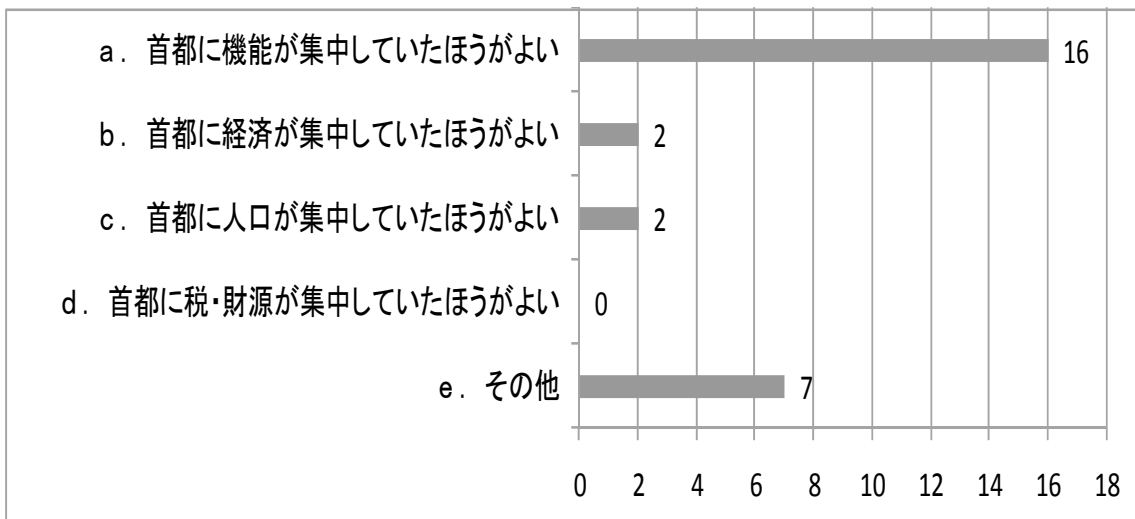


最も多いのが「b. 首都に経済が集中しているため」42市。次いで、「a. 首都に機能が集中しているため」36市、「c. 首都に人口が集中しているため」29市の順。これを総括すると、問1での地域再生の切り札がやはり「地域経済の活性化」であり、雇用問題の解決を一番に挙げていることが反映されたものと推察。首都に集中している経済機能を地方に分散することが一番効果的であるとの考えが自然であるとみた。

「e. その他」の回答
人口減少・少子高齢社会を迎えた中、地域が持続的に発展していくためには、一部の地域に人口、税・財源等が集中しているのは好ましくないと考え。
国際競争力の強化に向けた都市機能の効率的集積や人口減少、少子高齢化に対応した郊外市街地のコンパクト化が必要と考えるため。
機能が集中することにより、経済・人口が集中するため
地域分権の推進の端緒となるため
首都圏に大地震等の自然災害への対応

問4-3 (問4-1で「b. いいえ」と回答された22市が回答)

なぜ首都機能を分散しない方がよいと思われませんか。下記の中から該当するものに○印をお付け下さい。(複数回答)



「e. その他」の回答

首都機能の移転先となる地域以外の地域再生につながるとは考えられないため。

地域再生のみを目的とした首都機能の分散は適当でない。

本市は首都機能をもつ三大都市圏にあるため。

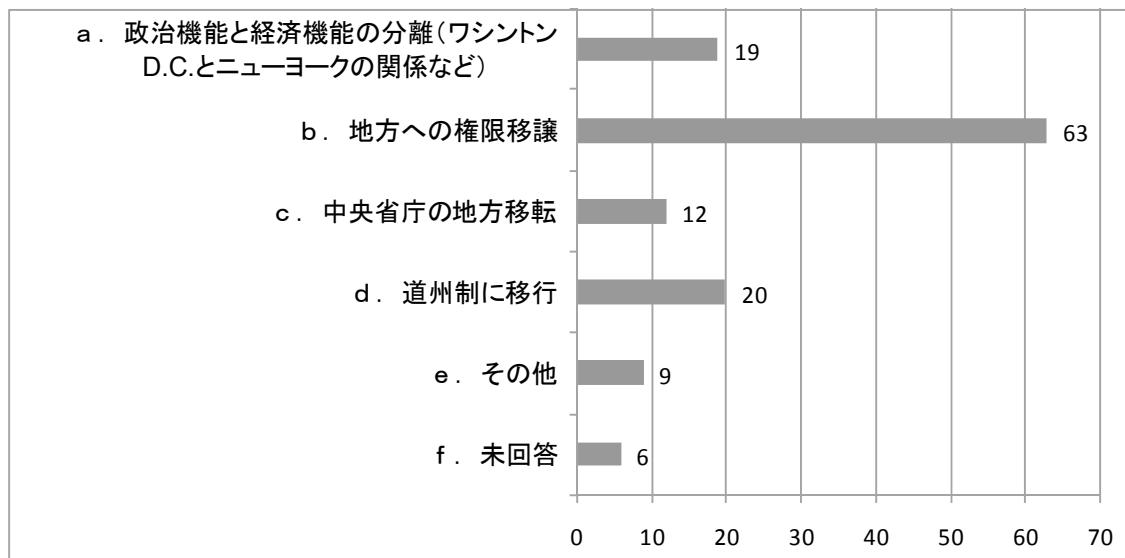
首都機能移転と地域再生が常に関連があるとは限らない

首都機能の分散は、我が国の国力を分断し弱体化させるものとするため。

国が掲げる「新成長戦略」の実現のため、選択と集中の観点から、限られた資源を首都圏域に集中させ、国際社会における競争力を強化する必要があるため。

①人口移転による地域活性化は移転先のみに関係するもので、国全体を強化するものではないのではないか②危機管理面では分散化だけが手段ではないのでは。

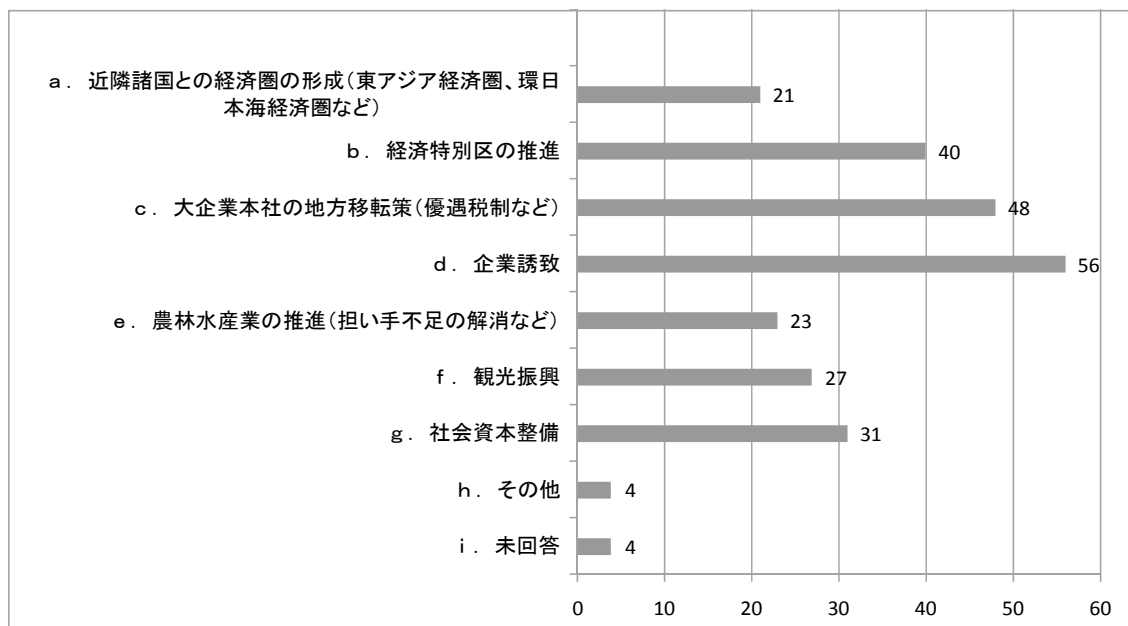
問5 首都機能を分散するとしたら、どう進めたらよいと思われますか。(複数回答)



「b. 地方への権限移譲」が63市と最も多く、このほか、大胆な試みである「a. 政治機能と経済機能の分離」19市や「c. 中央省庁の地方移転」12市、「d. 道州制に移行」20市の回答であった。この結果を分析すると、既存の枠組みの中で地方への権限移譲が可能であれば、地域再生が成しえるとの考えが窺えるが、しかし、現在が構造的な変革を迎えている時代背景にあるとすれば、大きく国の形を変える時期に来ている。果たして、地方への権限移譲という手段のみで、地域再生の道が拓けるのか。やはり、大胆な切り口で議論をすすめることが大事なのではないかと考察した。

「e. その他」の回答
首都機能の移転先となる地域以外の地域再生につながるとは考えられないため。
地方への財源の移譲
首都機能移転と関係なく、地方分権などを優先して行うべき。
大都市圏域への機能の分散など、資源の集積率が低下しないような工夫が必要。総合的にみて首都機能の分散は、地域の再生に結びつかないものとする。
国と地方(関係自治体)の十分な協議と連携体制の構築
国会の地方移転若しくは、地方巡回
地域主権の推進による国と地方自治体のかたちの見直し
アジアの窓口機能の集約移転など
地方への財源移譲

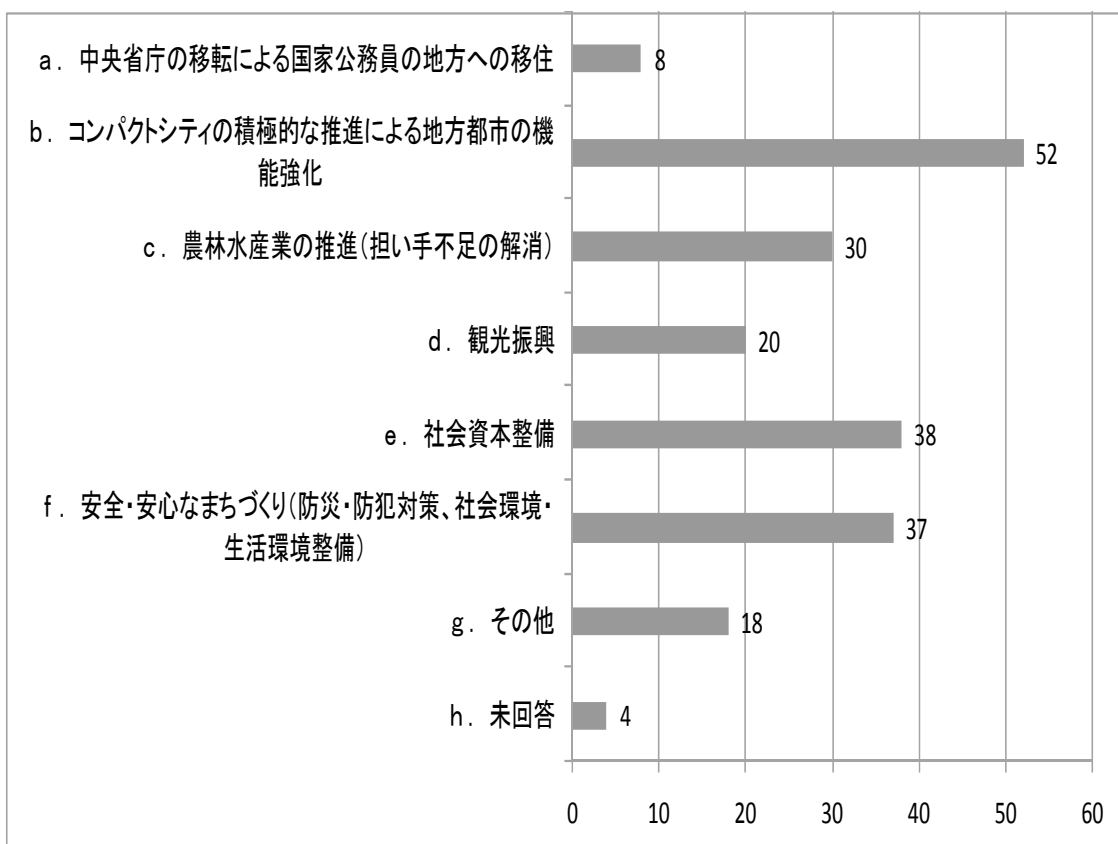
問6 経済の分散化について効果のあるものは何があると思われますか。(複数回答)



「d. 企業誘致」56 市と「c. 大企業本社の地方移転策（優遇税制など）」48 市の回答が目立っている。つまり、民間企業に主眼を置いた施策が主力である。当然、経済の主体は民間であり、地方が企業を呼び込めるだけの施策を見出し、これを実現しなければならないという意識が窺えた。しかしながら、従来の取り組みで効果があるのか大いに疑問があり、民間企業は今や中国、インドなどアジア諸国を中心に考えている状況を見ると、東京を中心とした見方から、新潟市、福井市、北九州市、福岡市、那覇市などアジア近隣都市を中心線とした見方にずらすだけで世界観が変わるのではないかと問題を投げかけた。その上で、国の枠組みを変えろという発想をもって考えなければならず、その点、「a. 近隣諸国との経済圏の形成(東アジア経済圏や環日本海経済圏など)」21 市と「b. 経済特別区の推進」40 市も視野に入れてもよいのではないかと考察した。

「h. その他」の回答
人為的な分散化を図るのではなく、地域特性に応じた産業振興策を講じるべき。
経済については、分散化するものではないと考える。様々な制度を活用し、地域の特性をいかした産業を確立することが望ましいと考える。
産業の集積化、学術・研究機関の分散化
TPP 参加と大胆な地方再生農業政策の断行、首都圏大企業に対する大增税と地方減税の断行、首都圏における人口集中を地方に分散させること

問7 人口の分散化について効果のあるものは何があると思われますか。(複数回答)

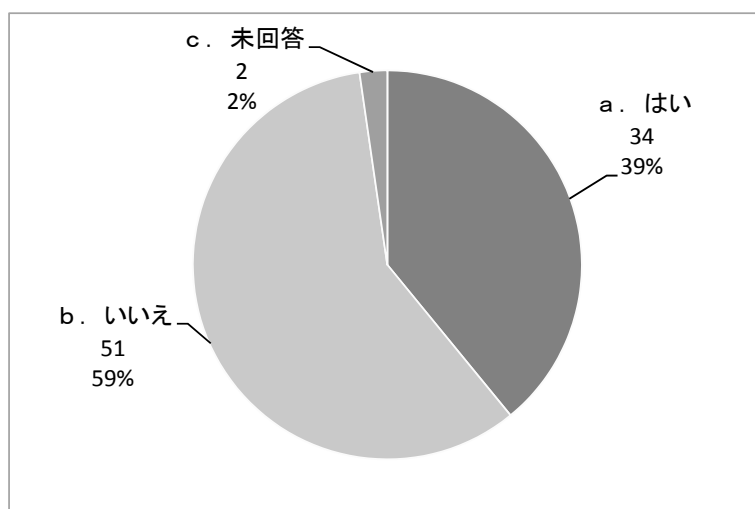


最も多かったのは、「b. コンパクトシティの積極的な推進による地方都市の機能強化」52市。次いで、「e. 社会資本整備」38市、「f. 安全・安心なまちづくり」37市の順。これを分析すると、少子高齢化という歴史上未曾有の問題に直面しながら、いわゆる一都市単位の解決法である「コンパクトシティ」や「公共投資による人口誘致」を考えている節があり、ここでは、国の形を変えるという発想はあまり見られなかったと考察した。

「g. その他」の回答
二地域居住の推進
地域において、経済の活性化策を通じて安定した職場を実現するとともに安心して子どもを 生み育て、ゆるやかに老後を過ごせるような環境を実現し、地域の魅力を高める必要がある。
企業の地方移転
地方分権
地方分権の進展により、地方が自立し、特色ある施策を展開する。その結果として、地方の 人口増が図られると考える。
企業誘致推進等による地方における雇用機会の創出
人為的な分散化を図るのではなく、地域特性に応じた地域振興策を講じるべき。

「g. その他」の回答
少子高齢・人口減少社会において、経済成長のための国際社会への競争力を高める上でも、人口の分散化はなじまないものとする。
首都一極集中から本市への人口分散が図られるという前提においては、人口増加に伴う経済活動の活性化が見込まれる。一方、市域内の人口分散については、今後、都市機能の集約化が必要と考えており、メリットがないとする。
大企業本社等企業の地方移転
機能の分散化
企業の地方移転による従業員の地方移住
雇用の場の創出
首都圏への増税と地方都市への減税、TPP 参加と大胆な地方再生農業政策の断行、首都圏大企業に対する増税と地方減税の断行
地方独自の貿易、研究体制の確立による経済の活性化
経済の分散化
雇用
雇用創出

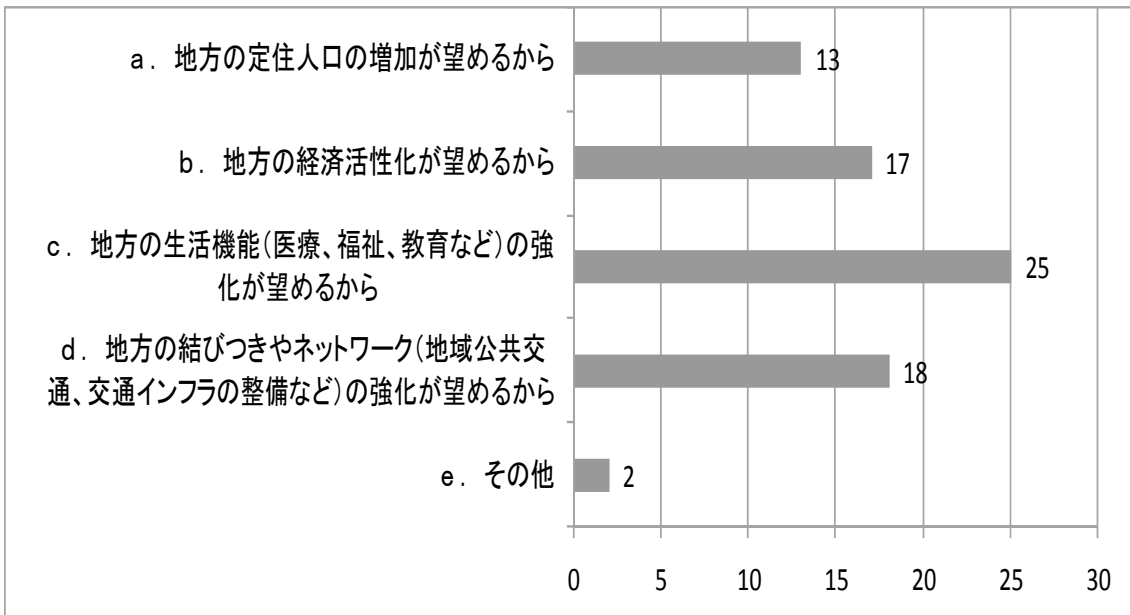
問 8 - 1 定住自立圏構想は地域再生の道を拓く政策と思われますか。下記の中から該当するものに○印をお付け下さい。



「b. いいえ」が 51 市と「a. はい」34 市を上回った。これは、**問 8 - 3** のとおり、国が提唱している定住自立圏構想というスローガンは理解するものの、果たして、その効果が望めるか疑問に思われている節が窺えるとみた。

問 8 - 2 (問 8 - 1 で「a. はい」と回答された 34 市が回答)

なぜ定住自立圏構想は地域再生の道を拓く政策と思われますか。(複数回答)

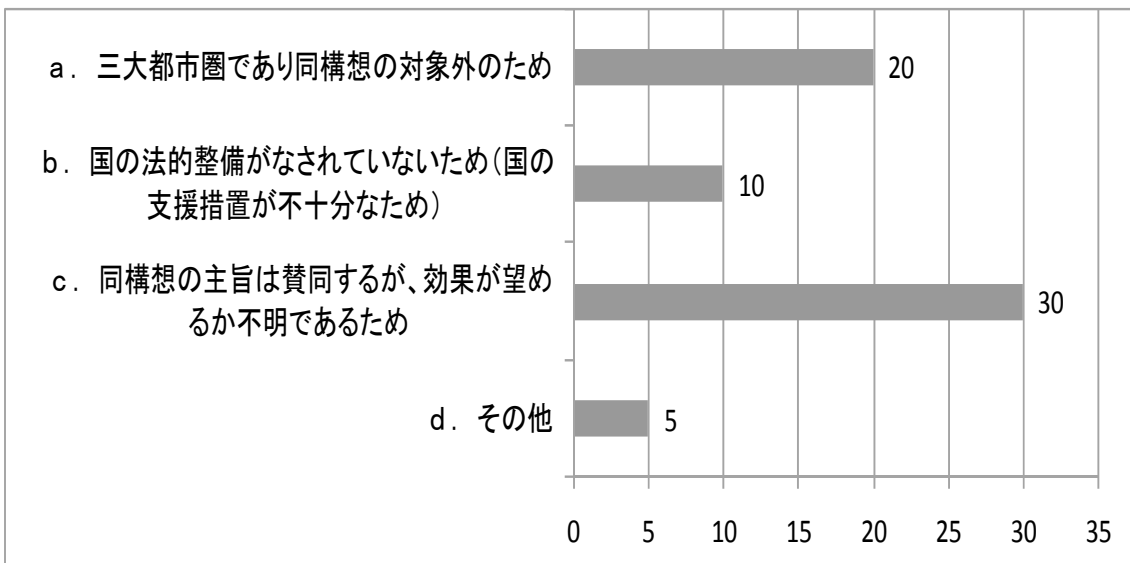


「e. その他」の回答

機能分化によって効率的な社会資本整備が期待できるから

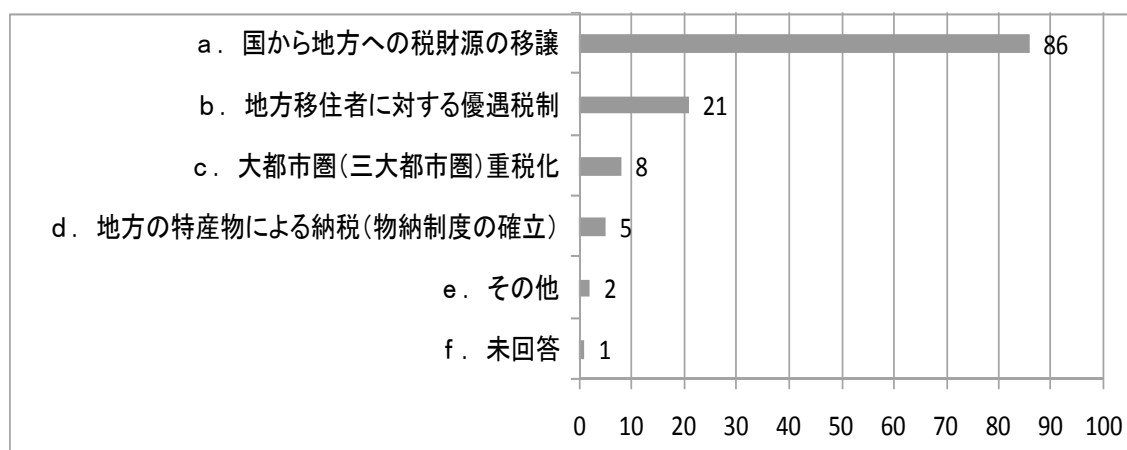
問 8 - 3 (問 8 - 1 で「b. いいえ」と回答された 51 市が回答)

なぜ定住自立圏構想は地域再生の道を拓く政策だと思われないのですか。(複数回答)



「d. その他」の回答
地域の特性により、効果に差異がある。
・「平成の大合併」で市町村合併を推進した地域にとっては、圏域形成が難しい。 ・自立圏構想を策定しない場合は国の支援措置が受けられない。
本市は、三大都市圏ではなく同構想の対象だが、一般的には定住自立圏構想は、地域再生への足掛かりになるものとする。
大胆さ、具体性、現実性に欠ける。
中国・四国地方の中核都市にふさわしい発展を遂げるため、これまでも都市基盤整備を進め、今後も取り組んでいく。定住自立圏構想を否定するわけではないが、その視点のみで基盤整備を進めるわけではない。

問9 地域再生のための税・財政改革を進めるのに効果のあるものは何があると思われますか。(複数回答)



「a. 国から地方への税財源の移譲」の回答が86市と圧倒的に多い。国から地方への税財源の移譲をすれば果たして本当に地域再生が可能なのかどうか。これは財政の健全化という問題を解決する効果はあると考えられるが、果たして最も重要視されている雇用問題の解決につながるのか疑問があると考察。勿論、市の総合対策の中での税財源の移譲により地方を元気にするという議論は正しく、その一環として考えるならば効果もあるであろう。但しアンケートから分析されることは、税財源の移譲であって、税収を上げる、若しくは、物納制度を考える等々、従来の発想から外れたものは受けつけないという姿勢が窺えた。

「e. その他」の回答
国の支援措置による定住自立圏の推進
産業の振興

◎都市における取り組み(市名を公開します)

問10-1 貴市の地域再生に向けた取り組みのうち、現在実施している及び過去5年間(平成18年1月1日以降)で実施していた先進的若しくは特色ある取り組みの概要を2件以内でご記入下さい。

回答は49市74取り組み。49市の施策を事務局で整理すると、下表のとおり。「1. 協働による地域再生」が41市と大半を占める。これは「協働」、すなわち「地域の力」なくしては、地域再生は成し得ないとの考えが背景にあると考える。次いで、「2. 地域経済の活性化による地域再生」34市の順となっている。これは、今日の厳しい雇用情勢を反映したものと考えられる。特筆されるのは、回答市は2市とわずかだが、「7. アジア諸国等との経済圏の形成による地域再生」。躍進するアジア諸国等と強く結びつくことが地域再生の道を拓く一策となるのではと考察した。

分野	市数
1. 協働による地域再生	41市
2. 地域経済の活性化による地域再生	34市
3. 医療・福祉・少子高齢化対策等の充実による地域再生	17市
4. 地域の環境整備による地域再生	17市
5. 社会資本整備による地域再生	16市
6. 安全・安心なまちづくり(防災・防犯対策)	7市
7. アジア諸国等との経済圏の形成による地域再生	2市※1
8. 構造改革特区による取り組みによる地域再生	2市※2

※1 7.の2市は札幌市、福岡市

※2 8.の2市は大阪市、福岡市

市名	地域再生に向けた先進的若しくは特色ある取組概要
札幌市	<p>事業名：「シティプロモートの推進」 事業期間：22年度～ 事業費：70,198千円 市の単独事業である</p> <p>概要：今後、本市でも人口減少が見込まれる中、質の高い交流人口や定住人口を獲得するとともに、観光を始めとする産業を活性化させ、経済構造のぜい弱さを克服するため、本市の魅力を外にアピールするシティプロモートに戦略的・重点的に取り組むこととし、新たなブランドづくりや効果的な魅力発信を行うため、シティプロモート推進のための総合戦略を策定するほか、4つの重点プロジェクトをスタートした。</p> <p>1 東アジア+新興市場観光促進プロジェクト (1) 中国・韓国でのプロモーション強化 (2) ロシア、インド、マレーシアなど新興市場向けプロモーション展開</p> <p>2 MICE推進プロジェクト 官公庁が定める「JAPAN MICE YEAR」と連携し、コンベンション等の誘致を促進</p> <p>3 新たな札幌の魅力創出・発信プロジェクト 国際芸術展開催検討のための調査やアートツーリズム推進、市民の創造的活動を活発化する「創造都市さっぽろ」の取組を実施</p> <p>4 札幌ライフブランド化プロジェクト 首都圏から人材を誘致するため、現住地と本市との二地域居住の促進に向けたモデル事業を実施</p> <p>成果：本年度より実施のため、未確定 課題：本年度より実施のため、未確定</p>
旭川市	<p>事業名：「旭山動物園を起爆剤とした滞在型観光振興による雇用機会の増大」(パッケージ事業) 事業期間：17年度～19年度 事業費：122,293千円 市の単独事業でない 関連計画：「地域再生計画」</p> <p>概要：急増する旭山動物園への入園者を起爆剤に位置付け滞在型観光振興を図るため、観光や産業の振興策と連動し、増加・多様化する滞在観光客に対する「質の高い観光サービスの提供」、「地域産業の特性を活かした観光商品の開発と販売」、「観光情報サービスの充実」を担う人材の育成や確保に関する事業を一体的に実施することにより、地域におけるモデル的な取組として、官民協働のもと観光産業のみならず地域産業全体における雇用機会の増大を目指すものである。</p> <p>1. 観光産業担い手育成事業 2. 旭川観光フォーラム開催事業 3. 観光ベンチャービジネススクール事業 4. 旭川オリジナル観光商品等開発支援事業 5. 旭川地場製品販売能力スキルアップ事業 6. ものづくり技能・技術者育成事業 7. 観光情報発信ノウハウ講座開催事業 8. 情報技術者育成事業</p> <p>成果：3年間の実施による雇用創出は企業の雇入れ数が2,836人と非常に大きな成果を上げ、地元企業に対する経済波及効果も大変高いものであった。 課題：旭山動物園という強力な個性を中心とした事業であったため、事業内容が限定したものとなり、参加者を選ぶ事業となった。</p> <p>事業名：「ものづくり産業・観光産業の振興を通じた雇用創造推進事業」(新パッケージ事業) 事業期間：20年度～22年度 事業費：132,115千円 市の単独事業でない 関連計画：「地域再生計画」</p> <p>概要：当市においては、ものづくり産業の集積が顕著であり、長い歴史に裏打ちされた高度な技術を持つ人材が数多く存在するが、高齢化や後継者不足の問題など業界全体が抱える課題も多い。また、経済波及効果の高い観光産業などにおいても、観光客が満足し得るようなスキルやホスピタリティを高め続けることは、動物園効果を一過性に終わらせず、地域経済の活性化を図る上で肝要であるといえる。これらのことから、本事業においては、特にものづくり分野を始めとして、依然好調が続く観光分野、更にこれらをサポートする産業分野</p>

市名	地域再生に向けた先進的若しくは特色ある取組概要
	<p>における人材の育成と確保に重点をおいた施策を展開する。</p> <p>1. 営業力強化セミナー事業 2. デザインコンペティション事業 3. 基礎就業能力開発セミナー事業 4. 溶接技術者育成セミナー 5. 専門加工技術者セミナー事業 6. インターンシップ事業 7. 観光案内力向上支援事業 8. さんろく街活性化支援事業 9. 教育・体験旅行産業支援事業 10. ネットショップトレーナー育成講座開催事業 11. IT入門セミナー事業 12. 情報技術資格取得研修事業 13. コールセンター人材養成事業 14. U・I・Jターン定住促進事業</p> <p>成果:平成20年度、平成21年度の2年で93社1,177人が事業に参加し、事業参加者のうち260人が雇用につながった。</p> <p>課題:2年前の世界的な金融不安により景気が悪化したことで、企業の求人状況も悪化し、参加者や就職者数が伸び悩んでいる。</p>
青森市	<p>事業名:「地域の人材を通じた中心市街地活性化と企業誘致による雇用創出プラン」 事業期間:20年度～22年度 事業費:H20 47,130千円、H21 59,118千円、H22 58,106千円 市の単独事業でない 関連計画:「青森市総合計画-ネクストAOMORI推進プラン-」「青森市中心市街地活性化基本計画」</p> <p>概要:地域の雇用者・被雇用者双方の人材育成を行うことにより、これまで実施している求人と求職のマッチング等の産業振興施策の実施効果を高めるとともに、中心市街地の活性化と企業誘致の促進による雇用の創出を図るため、青森商工会議所、県中小企業団体中央会、観光コンベンション協会、雇用対策協議会、公立大学、日本労働組合総連合会青森県連合会、県情報サービス産業協会、青森大学、県社会福祉協議会及び市で構成された「青森地域雇用増大促進協議会」を組織し、厚生労働省の委託事業「地域雇用創造推進事業」(新パッケージ事業)を実施している。具体的には、新幹線開業効果である交流人口の増大、ビジネスチャンスの拡大を最大限活かすため、本市の観光資源を十分活かせる人材や広域の観光連携を担う人材を育成するとともに、高齢者の中心市街地への住み替えを促進する介護関連施設の充実を支える介護労働者の確保及び質の向上を図っている。また、首都圏から遠隔地である地理的要因を克服できる情報通信関連産業分野の企業の求める人材を育成することによって、企業誘致の一層の促進を図っている。さらに、中心市街地内の創業者に対する経営支援や異業種から介護分野へ事業進出する事業主に対する経営労務能力の向上等、事業主に対する経営支援を図っている。</p> <p>成果:求職者及び事業者等が知識やノウハウを習得したことにより、就職や起業及び事業拡大につながるきっかけとなり、地域経済の活性化と雇用創出に貢献しているものと考えられる。</p> <p>課題:①アウトプットであるセミナー等への参加者は目標をほぼ達成しているものの、長引く不況を反映し、アウトカムである「就職者数」の目標は達成できそうにない。②当初計画したセミナー等について、柔軟に見直し・変更ができるようにするべき。③国の委託決定・予算配当の時期が6月にずれ込むため、事業の開始時期が遅れ、成果に影響している。また、最終年度において、その後の精算、国への事業報告など協議会の事務に支障をきたす。</p>
秋田市	<p>事業名:「スポーツホームタウンにぎわいづくり事業」 事業期間:22年度～ 事業費:10,415千円 市の単独事業である</p> <p>概要:現在、本市を拠点とするトップスポーツクラブとして、ラグビートップイーストリーグの秋田ノーザンブレッツR.F.Cがあり、22年度からは、プロバスケットボールbjリーグに秋田ノーザンハピネッツが新規参入することに加え、サッカーJFLのブラウブリッツ秋田が本市でもホームゲームを開催するなど、本市を取り巻くトップスポーツ開催の機運が高まっている。このため、ト</p>

市名	地域再生に向けた先進的若しくは特色ある取組概要
	<p>トップスポーツに対する市民の関心や盛り上がりを充実させていくためにも、市民への十分な周知とチームの浸透を図ることが重要であると認識し、本市拠点のトップスポーツクラブの活動を支援することで、競技の魅力を市民に伝えるとともに、人気の定着による地域活性化を図ることを目的とする。取組としては、県や関係市とともに、3チームのユニフォームスポンサーとして本市の情報を発信する。また、市内にのぼりを設置するなどPRに努めるほか、会場周辺でイベントを開催し、秋田の物産、飲食の屋台や観光状況を提供するブース等を設置するなど、ホームゲームを盛り上げる企画を実施する。さらに、トップスポーツクラブが地域交流を目的として主催するイベントに対し支援する。このほか、スポーツ等の合宿誘致に向けて、本市の魅力をアピールする。</p> <p>成果:3チームのスポンサーとして、ユニフォームへのロゴ掲載を行った。また、秋田駅前に大型のバナーと、試合会場付近にのぼりを設置し、市民への意識喚起をはかるとともに試合会場へ応援用の看板を設置した。</p> <p>課題:次年度以降、継続的な取組と新規の取組の具体的な支援手法について、関係機関と調整を行い、引き続き市民の一体感を醸成し、地域に対する愛着を深める必要がある。また、スポーツ団体の合宿誘致に向け、取組の検討が必要となる。</p>
山形市	<p>事業名:「地域再生基盤強化交付金制度『人と自然を大切にすまち』山形市」 事業期間:17年度～20年度 事業費:2,958,477千円 市の単独事業でない</p> <p>概要:山形市内全域における快適で清潔な生活環境の実現と、河川等の公共用水域の水質保全を図る上で重要な汚水処理施設整備を、これまで「山形市排水処理基本構想」に基づき、公共下水道・農業集落排水・浄化槽の3事業で整備を進めてきた。農業集落排水事業は、平成15年度で完了しているため、今後は地域の特質にあった整備方法を選択し、経済的・効率的に早期完成させるために、市街地や周辺集落等住宅密集地については公共下水道、公共下水道区域と農業集落排水区域以外を浄化槽処理区域として整備を促進する。公共下水道整備については、補助事業も活用しながら早期完成を目指す。</p> <p>成果:</p> <p>(目標1)汚水処理施設の整備を促進する。 汚水処理人口普及率を95.0%から98.4%に向上する。 汚水処理人口普及率 H16=95.0% H20=98.4%</p> <p>(目標2)立谷川のBODを4.0から環境目標値の3以下にし、同様に坂巻川を8.1から5以下にして水質を向上する。 立谷川(mg/l) H16=4.0 H20=3.0以下 坂巻川(mg/l) H16=8.1 H20=5.0以下</p> <p>(目標3)「蔵王」に訪れる観光客数を1,667千人から1,700千人に増加する。 「日本一の芋煮会」の観光客数を170千人から180千人に増加する。 蔵王(観光人数) H16=1,667千人 H20=1,700千人 日本一の芋煮会(観光人数) H16=170千人 H20=180千人</p>
福島市	<p>事業名:「飯坂地区都市再生整備事業」 事業期間:18年度～22年度 事業費:1,860,000千円 市の単独事業でない</p> <p>概要:温泉や豊かな自然環境、坂が多く変化に富んだ地形、そして地区の文化歴史など飯坂地区の特性・魅力を最大限に生かし、「もてなしとにぎわい」のまちを地域全体で築き上げるため、市民と行政との協働のまちづくりを進める。 ※「もてなし」「にぎわい」を創出する交流拠点の整備、又、回遊性を促す交流ネットワークの形成により、飯坂らしさを表現し、まちの再生を図る。</p> <p>成果:地区内の各界各層の代表者で組織される協議会が中心となり、ワークシ</p>

市名	地域再生に向けた先進的若しくは特色ある取組概要
	<p>ヨップ等で事業(整備)の具体的な内容を決めるなど、まちづくりに対する市民と行政との協働の取り組みが活発になってきており、住民のまちづくりに参加する機運が高まっている。</p> <p>課題:整備事業終了後においても、地元でのまちづくりが滞ることのない様、住民がまちづくりに参加する工夫が必要と考える。</p>
郡山市	<p>事業名:「郡山市東部地域づくり基本計画の策定及び同計画の推進」 事業期間:2010年度～2019年度 市の単独事業である 関連計画:「郡山市第五次総合計画」 概要:市の東部地域(阿武隈川以東及び郡山駅東口周辺地域)の地域資源や地理的特性など、地域の特性を最大限に生かした地域活性化を図るため策定した「郡山市東部地域づくり基本計画」に基づき、地域づくりや産業活性化、道路交通網の整備などに計画的に取り組むことにより、当該地域の活性化並びに市内全域のバランスのとれた持続可能なまちづくりを推進する。</p> <p>成果:地域の課題等を把握しながら、その地域に適した施策を重点的に行うことができる。</p> <p>課題:農業振興等による地域産業の確立や農・商・工・観光連携による地域づくり</p>
新潟市	<p>事業名:「地域と学校パートナーシップ事業」 事業期間:19年度～(継続中) 事業費:119,481千円(H22予算額) 市の単独事業である 関連要綱:「新潟市地域と学校パートナーシップ事業実施要綱」 関連計画:「新潟市教育ビジョン」 概要: 【目的】市の設置する小・中学校が、さらなる学校教育活動の充実を図るとともに、豊かなコミュニティづくりのため、地域に開かれ、地域と共に歩むことができるように、学校と社会教育施設、地域との様々な活動を結ぶネットワークづくりや協働事業等を推進し、学・社・民の融合による教育を進める。 【事業内容】 ①学校と地域団体(地域コミュニティ協議会など)、社会教育施設(公民館など)を結ぶネットワークづくり ・協働活動の推進 ②学校の教育活動における地域人材の参画と協働 ・専門的な知識や技能、自分の生活体験を生かした学習支援 ・人的補助(校外学習の引率補助、セーフティスタッフ、図書ボランティア等) ③学校における地域の学びの拠点づくり ・学校の施設、人材の活用→これらの活動をつなぐ「地域教育コーディネーター」を配置。</p> <p>成果:・学校と地域との連携がより強化された。 ・地域の大人が授業や活動に関わることで、子ども達の理解・関心が深まり、教職員の負担軽減につながっている。</p> <p>課題:地域教育コーディネーターの配置校数は104校(H22.4.1現在)。平成26年度の全校(171校)配置を目指しているが、人材と財源の確保が課題となっている。</p>
富山市	<p>事業名:「とやま緑豊かな国際都市づくり計画(地域再生計画)」 事業期間:17年度～21年度 事業費:2,485,468千円 市の単独事業でない 概要:<地域再生計画の作成主体>富山県、富山市、中新川郡立山町 <地域再生計画の区域>富山市並びに富山県中新川郡立山町及び上市町の全域 <内容>富山県中央部における主要な市道3路線と中山間地域における林道9路線を整備し既設道路と連携した路網の構築を目指すことにより、ヒト・モノの流れの効率化を図る。</p>

市 名	地域再生に向けた先進的若しくは特色ある取組概要
	<p>事業名:「富山市「共生・交流・創造」のまちづくり(地域再生計画)」 事業期間:17年度～21年度 事業費:12,562,172千円 市の単独事業である 概要:<地域再生計画の作成主体>富山市 <地域再生計画の区域>富山市の全域 <内容>本計画では、公共下水道は八尾町地区、婦中町地区の事業認可区域の一部を、農業集落排水事業は熊野地区、月岡南部地区を整備する。また、公共下水道、農業集落排水施設で整備しない地域については、合併処理浄化槽整備を推進し、生活環境及び神通川、富山湾の水質の改善を目的として汚水処理施設整備の推進を図る。</p>
福井市	<p>事業名:「福井市地域コミュニティバス運行支援事業」 事業期間:22年度 事業費:8,000千円 市の単独事業である 概要:各地域の特性にふさわしいコミュニティバス等の運行計画の立案や運行事業者の選定、運行開始後における利用促進活動に地域住民が主体的に取り組んでいる。事業対象地域(周辺市街地、農山漁村地域、中山間地域)ごとに、運行継続のためにクリアすべき基準(収支率、1運行あたりの平均乗車人員、欠損額上限)を定めることにより、地域の移動需要に応じた適切なサービス水準を誘導する。</p> <p>成果:それぞれの地域の特性にふさわしい生活交通(コミュニティバス等)の整備・確保を図り、都市交通戦略に掲げる全域交通ネットワークの実現に寄与する。 課題:地域住民との対話や助言等を適切に行うことにより、幹線バス路線等を補完し地域の交通ネットワークの最適化に資するような運行計画の立案を誘導する必要がある。</p> <p>事業名:「フクイ夢アート2010事業」 事業期間:22年度 事業費:3,000千円 市の単独事業である 概要:10月の1カ月間を通じて、市主催をはじめ、公募で参加した個人・団体合わせて約40の作品展や創作活動、ワークショップ、野外映画上映会等を福井駅周辺の中心市街地で催した。最大の事業は、市民約120人が参加して福井駅西口駅前広場で開催される「西口広場に絵を描こう」で、アスファルト3,000㎡のキャンパスに思い思いの色を塗り巨大アートを完成させる参加型イベントである。中心市街地が持つ多様な可能性を、アートを通して市民が知る機会の提供を行うことで中心市街地の活性化を図る。</p> <p>成果:まちなかでアートを通して、創作する、参加するなどの活動をすることで、人と人、人とまちを結びつけ、中心市街地の継続的な賑わい創出につながった。 課題:多くの市民の参加を得て開催するが、中心市街地の商店街とのつながりをつくり、商業振興につなげることが重要である。</p>
八王子市	<p>事業名:「八王子駅南口地区市街地再開発」 事業期間:18年度～22年度 事業費:41,760,000千円 市の単独事業でない 関連計画:「八王子市基本計画、八王子市都市計画マスタープラン」 概要:平成22年11月にオープンした再開発ビルには、複合施設として商業・業務、住宅などのほか、公共公益施設として八王子駅南口総合事務所を整備し、平日午後8時、土・日午後5時までの全国でもトップクラスの開庁時間で、市民の利便性の向上を図っている。また、新たな文化の拠点として平成23年4月にオープンする新市民会館では、世界的な指揮者である西本智実さんが、クラシック音楽をベースとしてオペラやバレエなどの要素を取り入れた舞台芸術をプロデュースし、八王子でしか見られないオリジナルの公演を行うなど、「音楽のまち八王子」にふさわしい施策を推進する。</p> <p>成果:駅前広場等の公共施設整備により歩行者空間の形成を図るとともに、商業・業務、文化、住宅等の複合施設を創出することにより、八王子の南の玄関口にふさわしいまちなみの整備を図った。</p>

市名	地域再生に向けた先進的若しくは特色ある取組概要
	<p>事業名:「道の駅八王子滝山」 事業期間:19年度～ 事業費:指定管理料金0千円 市の単独事業である 関連条例名:「八王子市道の駅条例」 関連計画:「八王子市基本計画」、「八王子市産業振興マスタープラン」、「第2次八王子市農業振興法」 概要:道の駅八王子滝山は、東京都内初の道の駅である。観光地に設置されているものが多い中で、「都市型道の駅」として平成19年4月にオープンし、年間100万人以上の来場者を迎え、賑わいを見せている。来場者の利用目的の第1位は「野菜の購入」となっており、150名以上の市内農家で組織される農産物直売所「ファーム滝山」が盛況である。そのほか、八王子市の農業振興の拠点として、地場農産物を材料に使ったアイスクリームや惣菜の販売などの事業展開を行っている。特徴として、指定管理者制度を導入(公募)し、管理運営は民間会社が行っている。</p> <p>成果:地場産品の販売、飲食の提供を通じて、消費者の食に対する安全・安心への要求に応え、農業をはじめとする地域産業の安定が図れた。 課題:今後も八王子の元気野菜をPRするとともに、地場農畜産物を利用してユニークな特産品を開発し「八王子ブランド」として販売促進活動を支援し、更なる市民サービスの向上を目指す。</p>
町田市	<p>事業名:「20年間期間限定認可保育所の新設事業」 事業期間:21年度～41年度 事業費:90,000千円 市の単独事業である 概要:町田市の保育園は、公立9園と法人立の40個あり、2009年1月現在で4,772人の園児が入所している。ここ5年間で保育所を8箇所、計622人の定員増を図ってきたが、2008年4月現在の待機児童数は234人で、今もなお増加傾向にある。既存の国庫補助制度の活用による保育所の新設は、事業採択の絞り込み等により開設までに時間を要する状況にあり、町田市独自の「待機児童解消・緊急プラン」として、始まった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設保育所は定員100名で2009年度中に3園を着工し、2010年4月開所する。 ・土地所有者から土地と建物を借受け、還俗20年間の賃貸借契約を結ぶ。建物建設時には3000万円を上限に補助をする。 ・土地賃借料は固定資産税・都市計画税の3倍以内もしくは、年間500万円を上限に保育所運営に当たる社会福祉法人に20年間補助をする。 ・土地所有者は、契約終了後に土地、建物の新たな有効利用が可能。また、建築費を補助することにより、市の監査・監督が可能となる。 <p>成果:平成21年度中に3園着工し、平成22年4月に開園した。</p>
川崎市	<p>事業名:「『音楽のまち・かわさき』推進計画」 事業期間:17年度～22年度 事業費:複数の事業にまたがるため合算不能 市の単独事業である 概要:市内にある多くの音楽的資源を活かして、音楽を中心とした芸術や文化の創造を通じ、うるおいのある地域社会の実現を図り、産業の振興や新たな産業機械の創出など、社会的経済的に幅広い効果による音楽のまちづくりを推進すると同時に、国内外に新しい都市イメージをPRする。また、街角で気軽に音楽を楽しめる環境づくりのための各種事業を実施しつつ、文化芸術による創造のまち支援事業の活用により音楽公演を支える人材を育成する。これらにより、川崎市の活性化を図る。</p> <p>成果:・かわさきのまちのイメージが良くなった。(市民アンケート) ・「音楽のまち・かわさき」の定着で音楽イベントの増加。 課題:・若手演奏家の演奏する場の創出、確保(路上演奏に対する支援) ・音楽関連産業のさらなる振興</p>

市名	地域再生に向けた先進的若しくは特色ある取組概要
	<p>事業名:「『川崎ものづくり産業の高度人材育成』推進計画」 事業期間:18年度～20年度 事業費:526,530千円 市の単独事業でない 概要:本市では、産業構造の転換や生産機能の海外移転等によって製造業の空洞化が続いている。こうした状況に対応すべく、川崎の地域産業特性から今後の我が国の高度なものづくり産業を担う技術分野としてハードウェアとソフトウェアを融合した「エンベデッド(組込み)システム」に着目し、この分野を中心とした高度産業人材の育成を行う。これにより川崎ものづくり産業の高度人材育成による産業振興と雇用創出を推進するとともに、川崎ものづくり産業が国際競争力強化に資することで持続可能な地域再生を図る。</p> <p>成果:3年間の事業であったが、総体的に事業の運営も円滑にでき、また、事業が企業や求職者に浸透し、アウトカム指標では計画に対する実績は90%と、高い達成率となった。事業による支援を受けた求職者が、地域の企業に就職し、地域産業の振興に結びつく役割を果たしていることから、事業実施により大きな成果が挙げられたものと考えている。</p> <p>課題:研修内容は満足度が高く、参加した求職者の評価も高かったほか、参加者を雇い入れた地域事業者も、人材を確保できたことに満足している結果を得られた。ただし、就職支援の部分では、企業合同就職説明会が実施されてはいるが、個別の就職紹介・斡旋は無かったため、求職者独自の企業開拓をしなければならない点で不満はあったことは課題と考えている。</p>
平塚市	<p>事業名:「農業集落排水整備事業」 事業期間:17年度～27年度 事業費:5,475,000千円(総額) 市の単独事業でない 関連計画:「平塚市総合計画 第1次実施計画、平成22年度版実施計画」 概要:河川の水質保全や公衆衛生の向上のため、西部丘陵地域の下水道(汚水)を整備する。</p> <p>成果:管渠築造工事を実施し、浄化センターの建設が完了したことにより、第1期地区の供用開始が出来ることとなった。</p> <p>課題:今後の管渠埋設においては、道路の拡幅整備を行いながら施工しなければならない箇所が出てきている。</p> <p>事業名:「里山保全推進事業」 事業期間:平成18年度～ 事業費:1,465千円(H21決算) 市の単独事業でない 関連計画:「平塚市総合計画 第1次実施計画、平成22年度版実施計画」 概要:自然環境評価結果に基づき、西部丘陵地域の自然を保全するため、市民や市内の大学との協働による里山の手入れや里山モデル地区での活動などを実施します。</p> <p>成果:平成21年度は、里山保全協議会、市内里山推進会議等を開催するとともに、下草刈り等里山の整備を行った。また、市民、大学、自然環境保全団体と協働で市民・大学交流事業や子ども環境教室を実施し、自然環境保全の啓発等に努めた。また、神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例に基づき、市民活動団体2団体の活動協定が認定され、県とともに活動を支援した。</p> <p>課題:里地里山の再生・保全活動範囲の拡大を図るためには、地元自治会や地権者の協力・理解が欠かせないため、里山モデル事業を継続して実施するとともに、地元住民への説明会を開催し、情報提供等地域に密着した事業の実現を図る。</p>

市名	地域再生に向けた先進的若しくは特色ある取組概要
宇都宮市	<p>事業名:「宇都宮ブランド戦略の推進」 事業期間:20年度～(継続) 市の単独事業である 関連計画:「宇都宮ブランド戦略指針(平成20年度策定)」</p> <p>概要: 目的 都市間競争が激化する中、市内外の多くの人や企業に選ばれ、100年先も持続可能な都市として発展し続けるため、全市一丸となって本市の価値や魅力を高める都市ブランド戦略を進めることにより「宇都宮ブランド」の確立を目指す。</p> <p>(1) 事業のターゲット⇒市内、市外の人たちの両方 (2) 宇都宮ブランド確立に向けた取組 市民や企業、行政が、本市の魅力を再認識し、一体的に市内外に広く発信・売込みを行い、宇都宮の認知度を総合的に高めていくことが必要であることから、「認知」「信頼」「愛着」の3ステップにより進めていく。</p> <p>〔具体的な取組〕</p> <p><u>平成21年度</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民ボランティア活動支援(H21.6～)⇒「創造ボランティア」の活動支援 ・公式HP「宮カフェ」の運営(H21.3～)⇒情報発信の場としての機能の更なる充実 ・認知度・信頼度向上に向けた活動(H21.4～)⇒ブランドメッセージ(住めば愉快だ宇都宮)の作成、市内でのワークショップ開催、市外でのPRイベント、宇都宮愉快写真展、愉快CMの作成と放映 ・戦略的情報発信(H21.3～)⇒首都圏メディア等に働きかける広報活動の実施 ・宇都宮アンテナショップ「宮カフェ」の運営支援(H21.11～)⇒補助金の支出 <p><u>平成22年度</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知度・信頼度向上に向けた活動(H22.4～)⇒愉快マークの拡大、愉快市長選定、愉快CMのコンテスト、愉快市民証の作成、交通広告など様々な広報媒体を活用したPR等 ・進捗状況調査(H22.10)⇒市民及び県外在住者に対する意識調査の実施 <p>成果:検証中 課題:全市一丸となった「宇都宮ブランド戦略」の推進 ・市内外に向けた効果的な情報発信策の検討と実施</p>
	<p>事業名:「『自転車のまちうつのみや』推進事業」 事業期間:21年度～(実施中) 市の単独事業である 関連計画:「(仮称)自転車のまち推進計画(H22年度中に策定予定)」</p> <p>概要: 目的 環境意識や健康志向の高まり、余暇活動の活発化等といった自転車を取り巻く環境の変化や多様化する市民ニーズに対応するため、自転車に関する総合的な計画を策定するとともに、計画に基づく施策事業を推進することにより、ひとや環境にやさしい「エコ・サイクルシティうつのみや」の実現を図る。</p> <p>(1) 「(仮称)自転車のまち推進計画」の策定 ・計画策定懇談会を設置し、意見・提言を受けながら、自転車に関する総合的な計画として「(仮称)自転車のまち推進計画」を策定する。</p> <p>(2) 自転車走行空間の整備 ・安全で快適な自転車走行空間を確保するため、自転車通行帯のカラー舗装や注意喚起のための路面表示などを行う。</p> <p>(3) 自転車利用・活用の促進に向けたモデル事業の実施 ・観光用レンタサイクルの導入に向けたモデル事業⇒市内ホテルと連携した「おもてなしレンタサイクル事業」を実施 ・自転車利用者の利便性の向上のためのモデル事業⇒宇都宮駅西口に更衣室やシャワーブースを備えた「宮サイクルステーション」を開設</p> <p>(4) スポーツ振興を通じた自転車利用の促進 ・ジャパンカップサイクルロードレースの充実⇒全国で初めて、中心市街地の大通りに於いて「クリテリウム」競技を開催</p> <p>成果:検証中 課題:自転車走行空間の計画的な整備推進 自転車利用・活用の促進に向けたモデル事業の展開と検証</p>

市名	地域再生に向けた先進的若しくは特色ある取組概要
さいたま市	<p>事業名:「さいたま市水辺空間の保全と再生計画」 ※平成17年度地域再生計画に認定 事業期間:17年度～21年度 事業費:3,006,821千円 市の単独事業である 概要:公共下水道については、未整備地区のうち、人口密度が高い市街地を優先的に整備推進し、合理的な事業推進を図る。合併浄化槽については、下水道認可区域外における生活排水による公共水域の汚濁を軽減するため、個人設置型の合併浄化槽の設置を進める。併せて、市民団体と行政による「水環境ネットワーク」の河川美化運動を推進し、水環境についての取組みを市民と行政が連携を深めながら進めていく。</p> <p>成果:計画終了後に必要な調査を行い、状況を把握するとともに達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行うこととしているが、平成22年度の事業が翌年度に繰越しとなったことから、平成23年度に成果を含めて評価を実施することとしている。</p>
川越市	<p>事業名:「連続テレビ小説「つばさ」を活用した観光振興」 事業期間:20年度～21年度 事業費:26,000千円 市の単独事業でない 概要:連続テレビ小説「つばさ」を活用した観光振興を図り、本市に対する全国的な認知度を高めるとともに、埼玉県、観光協会、商工会議所、民間等で「つばさ」推進協議会を組織し、多種多様な誘客施策を実施。</p> <p>成果:「つばさ」推進協議会事業については、主催事業の「つばさ」展(於:鏡山酒造跡地、期間:平成21年5月～平成22年3月)の来館者数が約19万人となるなど、目的の一つである観光振興に結びつく成果を出すことができた。また、ドラマ撮影地周辺の住民の方々にエキストラとして撮影に参加していただく(延べ約500名)など、まちおこし・地域振興にも貢献することができた。NHK連続テレビ小説「つばさ」放送期間中の蔵造りの町並み周辺の入込観光客数は、前年比較で約30パーセント増加し、観光振興の指標となる観光客数でも一定の成果を出すことができた。</p> <p>課題:平成22年7月に、ドラマや映画の誘致および受け入れ体制の整備としてフィルムコミッション(川越ロケーションサービス)を立ち上げ、映像効果による観光客の誘致施策の推進を図っていく。</p>
	<p>事業名:「協働推進事業制度」 事業期間:21年度～22年度 事業費:7,186千円 市の単独事業である 概要:協働事業を効果的に実施し、協働を推進するため“市民の皆さんの提案による協働”と“市の提案による協働”の両方を実施できる制度を創設した。</p> <p>成果:平成21年度実績について ・提案型協働事業補助金(審査事業数19事業⇒14事業を採択) ・協働委託事業(審査事業数2事業⇒2事業を採択) 課題:当該制度のほか、「川越市協働指針」で市が取組むべきものとしている各施策について推進し、あわせて庁内の協働推進体制を充実していく。</p>

市名	地域再生に向けた先進的若しくは特色ある取組概要
川口市	<p>事業名:「一日版環境家計簿『エコライフDAY』」 事業期間:12年度～市の単独事業でない 関連計画:「川口市地球温暖化対策地域推進計画」</p> <p>概要:6月の第2日曜日に地球高温化防止と環境のことを考えた生活をしてもらい、その成果として参加者数、削減できた二酸化炭素量をまとめ発表する取組。実施にあたっては、市内のNPO法人と教育委員会の3者での共催とし、市民・事業者が環境に関心を持ってもらう、きっかけ作りとして、また事業者や団体が各自の環境の取組の1つとして実施してもらうよう、日常生活で実践できる行動を載せ、実施日以降でも継続できるような内容としている。</p> <p>具体的には、大人・中高校生・小学高学年・小学低学年の4種類のチェックシート(できたかどうか記入するシート)を作成し、市内の小、中、高校の全校生徒へ配布するほか、6月の広報紙の1ページを使い掲載、実施を希望する市内の企業や団体への配布、HPや市の掲示板(930ヶ所)での周知を行なっている。</p> <p>成果:今年で11回(年)の実施となり、近年の環境に対する関心の高まりもあり、多くの市民や事業者に認知されてきていると思われる。今年度は6月13日に実施し、参加人数78,838人、削減されたCO2の総量は53.5tとなった。</p> <p>課題:年々、参加人数が増え、チェックシートの回収や集計にかかる労力確保が難しくなっている。(ネットやデータチェックでの参加や集計もお願いしているが利用は少ない)また、データの信憑性がないとの指摘もあるが、あくまで多くの人が環境に関心を持ってもらうきっかけ作りとなる事業なので、事業自体の課題はないが、日常生活から削減できる次のステップアップとなる事業の普及も必要と思われる。</p>
	<p>事業名:「カーシェアリング導入検証事業」 事業期間:21年度～23年度</p> <p>事業費:7,000千円 市の単独事業である</p> <p>関連計画:「川口市地球温暖化対策地域推進計画」</p> <p>概要:平成20年4月に応募した『環境モデル都市』の取組のなかで、市域での公用車の一部共有化の実施を挙げており、その手法の検討を行なった。その結果、公用車の市民への貸出は、財産管理・事務処理・利用料金・実施にあたる権限等の問題があり、他の手法としてカーシェアリングの導入の検討となった。このなかで、自治体が母体としてカーシェア事業を実施するには特区認定の大規模事業となることから、最終的にカーシェアリング事業者の協力のもと、会員として借りると共に、自治体に合った使用・料金等の制度を両者で確立する事とした。この結果、平成21年から平成23年の3ヶ年で、川口市での自動車からの二酸化炭素削減対策及び公用車の削減及び有効活用の1つとなるか段階的に導入検証を進めていくこととした。平成21年では、川口駅前と朝日環境センターの2ヶ所にて、3台の公用車を削減し、2台のカーシェアリングを使用し、使い勝手等の検証をスタート。川口市独自の制度として、占有車(平日の8-18のみ市が占有使用、休日や19時以降は市民や事業者も使用)の導入と利用状況に合わせた料金設定(1キロ100円)等とした。平成22年度からは市民利用の促進策として会員となるための諸経費相当額の補助金の交付(5千円)。平成23年度からは、事業者向けの補助金の交付(2万円)と、駅前の事業者(銀行や組合等)のカーシェア利用の協議を進めている。また、占有車のエコカーへの変更も協議中。</p> <p>成果:カーシェアリングの公用利用は2年目となるが、当初に懸念していた職員の利用の不便さ等の問題はなく、市民の利用者も徐々に増加している。駅前では、占有車以外に3台が利用可能であることから、利用時間が重複していても問題は生じてなく、他施設との相乗りや自転車等の回数も増えているとのことで、駅前では導入効果はあると思われる。</p> <p>課題:週末の市民利用の可能性はまだ大きく、カーシェアの車両台数を増やし</p>

市名	地域再生に向けた先進的若しくは特色ある取組概要
	ていくには、平日の昼間の利用度を上げていく必要がある。また、エコカーの導入には、充電設備が必要となり、その設置場所の確保が難しい。(現在、月極駐車場を利用しているため)
越谷市	<p>事業名:「水辺空間活用再生計画」 事業期間:16年度～25年度 市の単独事業でない 関連計画:「都市再生整備計画(東南部副次核形成地区)」 概要:越谷レイクタウン地区は、大規模な調節池整備と土地区画整理事業による新市街地整備を一体的に進める全国初の事業として取り組みが始まった。地区の中央に配置する調節池を最大限に生かしたカヌー大会等のイベント開催や水辺を生かした公共空間の多様な活用を実現することは、地域における中心的な役割を担うだけでなく、地区中央に横断するJR武蔵野線の新駅開業(越谷レイクタウン駅)による他都市との交流人口の増加にもつながるものである。地区の特色である広大な水辺と都市を融合させたモデル的なまちづくりを推進することにより、地域の再生を目指す。</p> <p>成果:越谷レイクタウン地区では、UR都市機構が進める土地区画整理事業の事業進捗を踏まえ、平成16年度からまちづくり交付金を導入して「親水文化創造都市」の形成を目指し、まちづくりを推進している。平成20年春には、まちづくり交付金を活用して整備したJR武蔵野線の新駅の「越谷レイクタウン駅」の開業にあわせ、地区の北側の一部がまちびらきとなった。その後、地区内には国内最大級といわれる大型複合商業施設がオープンし、市内はもとより県外からも多くのお客様にお越しをいただくとともに、集合住宅や戸建住宅も次々に建設され大変な賑わいを見せている。また、平成21年度には、越谷レイクタウンにおける広大な調節池が持つ地球温暖化の抑制機能と低酸素社会の構築、生態系に配慮した環境の創造などが評価され、「環境に配慮した住みよいまちづくり国際賞」として唯一の国際的表彰制度である「リブコムアワード」のプロジェクト賞において、日本で初めて金賞を受賞している。</p> <p>課題:地区のシンボルである広大な水辺空間を有する大相模調節池は、現在工事中のため、土地区画整理事業の施行者であるUR都市機構が暫定的に管理を行っているが、将来の河川区域編入を見据え、調節池でのイベント開催や水辺空間の活用など、調節池の利活用についてルールづくりを進め、「水辺空間と共生する良質でモデル的なまちづくり」を推進する必要がある。</p> <p>事業名:「越谷市水辺再生計画」 事業期間:平成17年度～平成21年度 事業費:349,002千円 市の単独事業でない※計画に関する助成金を利用(汚水処理施設整備交付金) 概要:市内河川の水質悪化を解消するため、公共下水道事業計画認可区域の整備を推進するとともに、整備区域内の公共下水道接続率の向上を図る。また、市街地調整区域においては合併処理浄化槽設置の促進及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進することにより、公共用水域の水質の向上を図り、市民にとって憩いの場としてのかけがえのない水辺の再生を実現する。</p> <p>成果:本計画に係る支援措置(交付金等)を有効活用することで、目標に向けて積極的に取り組むことが出来た。 課題:社会的・経済的な情勢の変化等の影響を受けてしまったこと。</p>
千葉市	<p>事業名:「水環境創造事業」(こてはし台調整池) 事業期間:16年度～ 事業費:182,609千円 市の単独事業でない 概要:千葉市建設局は、かつての豊かな水辺を取り戻すため、生物と共存できる水環境を創出する「水辺再生基本プラン」(平成15年度策定)の一環として、大学と行政で「水辺づくりにおける市民と行政のパートナーシップ形成」について共同研究を行った。千葉市花見川区にある「こてはし台調整池」をフィールドとし</p>

市 名	地域再生に向けた先進的若しくは特色ある取組概要
	<p>て、多様な自然を有する同調整池の有効利用を望む地元自治会や、環境・体感教育の場として活用したい小学校の声を受け、大学、自治会、小学校、行政の4者で「こてはし台調整池水辺づくり協議会」を立ち上げ、管理型調整池を多自然型調整池へ変える水辺づくりの整備を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備にあたっては4者の役割を明確にし、それぞれの立場から調整池のあり方や整備手法について協議を重ね、小学校児童が実際に調整池へ足を踏み入れて動植物等にふれあって感じたことを基に、「夢の調整池」と題して描いた絵画作品等を整備計画に取り入れた。 ・平成20年度に調整池内の協働作業(水路づくり、石並べ、植栽等)を2回行い、多自然型調整池として整備が完了し、平成21年4月に供用開始した。 ・整備後の調整池の維持管理についても協議会で検討を重ね、平成21年3月に地元と行政が維持管理協定を締結し、地元で積極的に日常管理を行うと共に、地元・行政の協働作業による清掃活動を年2回行っている。 <p>成果:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[想定した事業効果] 水辺を市民と共に創造することにより「都市と自然」「人と生態系」の良好な関係を築き、潤いと安らぎのある生活空間、循環型社会に貢献する水環境の構築を目指し、市民協働で保全を行う事で維持管理費の低減が図れる。 ・[現在の成果] 本事業を通じて、4者が相互の信頼関係を築き、それぞれの役割の中で自立性をもって協働作業を行うことができた。 <p>課題:維持管理している地元ボランティア団体メンバーの高齢化が進んでいるため、若い担い手の確保が必要と思われる。(世代交代)</p>
市川市	<p>事業名:「市民活動団体支援制度(1%支援制度)」 事業期間:平成17年度～ 事業費:29,332千円(平成21年度) 市の単独事業である 関連条例名:「市川市納税者等が選択する市民活動団体への支援に関する条例」 関連計画:「第三次総合3ヵ年計画」 概要:市川市内で公共性・公益性の高い活動や地域貢献の活動を行っている団体の事業に対し、市民が支援したい団体の事業を選び、個人市民税の1%相当額を支援できる(補助金として交付)制度で、全国で初めての取り組みである。平成19年度からは、これまでの納税者に加え、地域ポイントを持っている人も団体選択の届出ができ、また、納税者の選択できる団体数が3団体以内にまで拡大されるなど、多くの市民が参加できるよう制度を改正し、よりバージョンアップして実施している。</p> <p>成果:制度開始から6年目を向かえるが、市民の納税に対する意欲やボランティア活動等に対する関心が高まっているとともに、市民活動団体への支援や促進を図ることで、結果として市民の福祉の増進に繋がっている。</p> <p>【平成21年度実績】 支援団体数:128団体 支援金総額:15,845,790円 課題:今後、支援してきた団体が、行政との協働をすすめていくために、市民活動団体への支援のあり方や対象事業の内容などについて、問題点や課題を整理、検証し、この1%支援制度がより適切で効果的な活用を図れるものとする事で、市民活動団体のさらなる成長と協働を推進するツールとして制度として拡げていきたい。</p> <p>事業名:「大学との包括協定」 事業期間:平成20年度～ 市の単独事業である 概要:市川市内にある大学(千葉商科大学及び和洋女子大学)と市川市は官学協働の視点から様々な分野で連携し、地域の活性化に向けた取り組みを行ってきたが、さらに連携を充実させる目的から、それぞれの大学と市とが包括協定を結び、引き続き地域貢献と双方の発展に資するために包括的な連携・交流・協働を行っているもの。</p>

市 名	地域再生に向けた先進的若しくは特色ある取組概要																		
	<p>成果:市と大学とが包括協定を締結したことにより、千葉商科大学においては情報技術やまちづくり分野、和洋女子大学においては健康・栄養分野など、それぞれの大学の強みを活かした事業を協働により進めていく体制ができた。</p> <table border="1" data-bbox="384 488 1364 958"> <thead> <tr> <th data-bbox="384 488 874 533">千葉商科大学 ※H20. 5. 25協定</th> <th data-bbox="874 488 1364 533">和洋女子大学 ※H21. 8. 29協定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="384 533 874 577">①ICT分野に関する事項 8件</td> <td data-bbox="874 533 1364 577">①健康・保健・福祉分野に関する事項 16件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 577 874 622">②文化・国際分野に関する事項 5件</td> <td data-bbox="874 577 1364 622">②文化・国際分野に関する事項 3件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 622 874 667">③スポーツ振興分野に関する事項 5件</td> <td data-bbox="874 622 1364 667">③生涯学習分野に関する事項 3件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 667 874 712">④環境分野に関する事項 4件</td> <td data-bbox="874 667 1364 712">④環境分野に関する事項 3件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 712 874 790">⑤まちづくり・産業振興分野に関する事項 6件</td> <td data-bbox="874 712 1364 790">⑤まちづくり・産業振興分野に関する事項 4件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 790 874 835">⑥災害分野に関する事項 2件</td> <td data-bbox="874 790 1364 835">⑥災害分野に関する事項 1件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 835 874 913">⑦その他、大学及び市が必要と認める事項 0件</td> <td data-bbox="874 835 1364 913">⑦その他、大学及び市が必要と認める事項 4件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 913 874 958">計 30件</td> <td data-bbox="874 913 1364 958">計 34件</td> </tr> </tbody> </table> <p>課題:現在行われている事業の多くが大学の先生が参加したもので、学生が参加した事業がまだまだ少ない状況である。学生が事業に参加することは、地域活性化の大きな力になるものと考えられることから、今後、学生が参加した事業をどのように進めていくかが課題となっている。</p>	千葉商科大学 ※H20. 5. 25協定	和洋女子大学 ※H21. 8. 29協定	①ICT分野に関する事項 8件	①健康・保健・福祉分野に関する事項 16件	②文化・国際分野に関する事項 5件	②文化・国際分野に関する事項 3件	③スポーツ振興分野に関する事項 5件	③生涯学習分野に関する事項 3件	④環境分野に関する事項 4件	④環境分野に関する事項 3件	⑤まちづくり・産業振興分野に関する事項 6件	⑤まちづくり・産業振興分野に関する事項 4件	⑥災害分野に関する事項 2件	⑥災害分野に関する事項 1件	⑦その他、大学及び市が必要と認める事項 0件	⑦その他、大学及び市が必要と認める事項 4件	計 30件	計 34件
千葉商科大学 ※H20. 5. 25協定	和洋女子大学 ※H21. 8. 29協定																		
①ICT分野に関する事項 8件	①健康・保健・福祉分野に関する事項 16件																		
②文化・国際分野に関する事項 5件	②文化・国際分野に関する事項 3件																		
③スポーツ振興分野に関する事項 5件	③生涯学習分野に関する事項 3件																		
④環境分野に関する事項 4件	④環境分野に関する事項 3件																		
⑤まちづくり・産業振興分野に関する事項 6件	⑤まちづくり・産業振興分野に関する事項 4件																		
⑥災害分野に関する事項 2件	⑥災害分野に関する事項 1件																		
⑦その他、大学及び市が必要と認める事項 0件	⑦その他、大学及び市が必要と認める事項 4件																		
計 30件	計 34件																		
静岡市	<p>事業名:「ホビーのまち静岡」推進事業、「模型の世界首都 静岡ホビーフェア」 事業期間:22年度～22年度 事業費:806, 288千円(内一般財源150, 000千円) 市の単独事業である 関連計画:「第2次総合計画」</p> <p>【事業概要】 事業名称:「模型の世界首都 静岡ホビーフェア」 開催期間:平成22年7月24日(土)～平成23年3月27日(日) 開催場所:東静岡広場(静岡市葵区長沼 東静岡駅北口前) 主 催:静岡市 共 催:静岡ホビーフェア実施本部 (構成員) (株)バンダイ、ホビーのまち静岡実行委員会、静岡産業振興協会、静岡特産工業協会、静岡市)</p> <p>【事業内容】 ★実物大ガンダム像(18m)の設置(鉄骨及び強化プラスチック製) ★「ホビーのまち 静岡」をPRするためのホビー関連イベントの開催 ★ミュージアムを設置し、静岡のプラモデルの歴史や貴重な資料を展示・紹介 ★静岡の地場産業と観光PRを実施</p> <p>成果:○集客交流人口の増加○本市の地場産業と観光のPR○新規雇用機会の創出 ○地域経済の活性化○ブランドの確立(シティプロモーションの強化)</p> <p>課題: ・今後業務の民間等への移行を検討する中で、市の役割と分担。 ・「静岡ホビーショー」開催時期にあわせたホビー関連イベント等の誘致。 ・関連イベントの補助制度 ・ホビーウィーク時の渋滞緩和策と駐車場の確保 ・ポスト・ホビーフェアとして模型産業振興策の構築</p>																		

市 名	地域再生に向けた先進的若しくは特色ある取組概要
	<p>事業名:「議員提案条例制定を契機とした茶業振興の推進」 事業期間:20年度～市の単独事業である 関連条例名:「静岡市めざせ茶どころ日本一条例」 関連計画:「静岡市茶どころ日本一計画」 概要:本市は全国有数の茶産地であるとともに、茶の集散地として生産から加工、流通まで、茶に関わる様々な業種が集積し、多くの市民が茶産業に関わることから、茶は基幹産業の様相を呈しているものの、主産地が中山間地域であり、高齢化の進展、緑茶消費の低迷などを背景に、年々規模縮小の傾向にあります。このような状況を背景に、平成20年12月12日、静岡市としては初めて市議会提案による政策条例「静岡市めざせ茶どころ日本一条例」が全会一致で可決・制定され、翌4月1日より施行されました。これを受け、本市の基幹産業である茶業の振興とお茶を介した豊かで健康的な市民生活の実現に向けたまちぐるみでの取組みが始まりました。条例施行に伴う具体的な動きとして、平成22年3月までに、今後目指す“日本一の茶どころ”としての将来像と実現に向けた具体的な施策を盛り込んだ「茶どころ日本一計画」の策定、多くの市民に改めて地元のお茶に目を向けていただくとともに、緑茶消費の契機拡大を目的に「お茶の日」が制定され、本年度より、行政、茶業界、市民が一体となった日本一の茶どころに向けた活動がはじまりました。</p> <p>成果:○茶業振興、お茶のまちづくりに向け、業界だけでなく市民ぐるみでの活動展開の契機となった。 ○茶の生産・流通団体、行政の連携体制が構築された(市茶業振興協議会の発足)。 ○市内における計画推進の体制整備ができ、部局横断的な事業推進が可能となった。 課題:○長期間にわたる計画のメンテナンス及び推進に係る人材・財源確保 ○推進の中心である茶業界の主体的取組みの喚起 ○より“まちぐるみ”の展開を高めるための市民活動の誘発支援</p>
浜松市	<p>事業名:「産学官連携新産業創出プロジェクト」 事業期間:12年度～23年度 事業費:合計約100億円 市の単独事業でない 関連計画:「知の拠点活用による浜松ものづくり産業再生計画」、「浜松市創業都市構想」、「浜松地域オプトロニクスクラスター構想」等 概要:浜松市では、平成12年度から(独)科学技術振興機構の地域結集型共同研究事業、13年度から経済産業省の産業クラスター計画(現 広域的産業集積活性化補助事業)、14年度から文部科学省の知的クラスター創成事業(現 地域イノベーションクラスタープログラム グローバル型)の国と地域が連携した大型の産学官連携プロジェクトを進め、当地域の強みである、先端光・電子技術とものづくり基盤技術を主体とする産業創出に取り組んできている。また、21年度には文部科学省と経済産業省の産学官連携拠点および(独)科学技術振興機構の地域産学官共同研究拠点整備事業の認定・採択を受け、「光・電子技術」の世界的拠点形成を進め、「次世代輸送用機器」、「新農業」、「健康医療」、「光エネルギー」の新産業4分野の基幹産業化を目指している。</p> <p>成果:産学官の強固な連携体制により、これまでに関連特許200件以上、事業化50件以上、ベンチャー企業創出30社以上を実現。光電子関連の産業規模は、事業開始時の約1,000億円から、現在では2,500億円となっており、10年以内には1兆円の実現を目指している。浜松の産業は、綿織物と製材から発し、繊維、楽器、オートバイ、自動車と産業構造が変遷してきたなかで、成長可能性が高い「次世代輸送用機器」、「新農業」、「健康医療」、「光エネルギー」という新産業分野でも、ものづくりのメッカとして、グローバル競争に打ち勝つ産業を確立していく。 課題:輸出型産業が多い地域であるため、グローバル競争に打ち勝ち、外需を取り込まずして、地域の持続的な発展は見込めないため、為替問題をはじめ、TPP</p>

市 名	地域再生に向けた先進的若しくは特色ある取組概要
	<p>やEPA等への期待も大きい。また、大手企業が海外展開等を加速させる一方で、中小企業の経営資源やノウハウ等も乏しいことから、仕事量や経営・開発資金・販路支援、雇用(有効求人倍率等)等の問題も生じている。</p> <p>事業名:「三遠南信地域連携推進ビジョン」 事業期間:平成20年度より概ね10年間 市の単独事業でない 概要:三遠南信地域は、人口約230万人、愛知県東三河地域、静岡県遠州地域、長野県南信州地域からなる3県の県境地域に位置する。豊かな経済資源や多様な自然環境、特色ある歴史・文化は、都道府県にも匹敵する大きなポテンシャルを有している。市町村合併や広域交通ネットワークの整備による地域構造の変化、また、道州制や国土形成計画など国の地域づくり制度の検討が進められるなか、地域住民をはじめ、大学、経済界、行政など圏域の発展を願う様々な関係者が力を合わせ、平成19年11月に飯田市で開催した第15回三遠南信サミットでの合意を経て、平成20年3月、「三遠南信地域連携ビジョン」を策定した。また、同年11月に三遠南信地域連携ビジョン推進会議(SENA)を発足させ、重点プロジェクトの推進、道州制等の国の動きに対する働きかけ、NPO法人や企業等が取り組む連携活動に対する支援等を行っている。</p> <p>成果:①浜松市消防ヘリコプターの広域運用として、東三河地域、南信州地域の市町村と航空消防に関する応援協定を締結し、広域消防体制の強化を行っている。②三遠南信地域基本計画(浜松市、豊橋市、飯田市)の同意を得、ものづくり基盤技術と先端光・電子技術等を活かして、10年後の基幹産業化を目指し、4分野「輸送機器用次世代技術産業」、「健康・医療関連産業」、「新農業」、「光エネルギー産業」において新産業の創出を図っている。③地域社会創造事業(内閣府)の採択を受け、自然資源を活用した雇用創造、地域づくりによる雇用創造、安心安全を確保するための雇用創造の3分野において、社会起業インキュベーション事業及び社会的企業人材創出・インターンシップ事業を行うことにより、雇用創造のネットワーク・システムを構築し、社会的企業による継続的な雇用創造を図っている。 など、三遠南信地域連携ビジョンを基に取り組み、広域連携地域の形成に成果を上げている。</p>
豊橋市	<p>事業名:「豊橋市バイオマスタウン構想」 事業期間:18年度～22年度 事業費:6,002千円 市の単独事業である 関連計画:「次世代型とよはし農業創造計画」 概要:バイオマス資源の有効利活用の推進を図る。 ・高品位たい肥製造の推進 ・特徴あるたい肥づくりの推進 ・バイオマス資源(家畜排せつ物等)の用途開発の推進 ・情報の共有による先駆的事業の多発化</p> <p>成果:平成20年度 情報共有のためバイオマスタウン推進事業専門ホームページを開設したが、年々、アクセス数が増え広く周知している。 課題:家畜排せつ物等の有効利活用について進めていく。</p>
一宮市	<p>事業名:「市民が選ぶ市民活動支援制度」 事業期間:20年度～ 事業費:30,075千円(H22年度) 市の単独事業である 関連条例名:「一宮市民が選ぶ市民活動に対する支援に関する条例(H22.6月制定)」 概要:市内で活動している市民活動団体に対して事業補助を行っている。なお、支援対象事業は審査会の審査により決定し、支援金の額は18歳以上の市民の選択届出及び市民1人あたりの支援額に基づいて決定する。 実施団体 市民活動団体 補助額 事業経費の2/3または市民の選択届出に基づく額のいずれか低い方 ※選択届出ができる者 市民の選択届出をする年度の1月1日現在において、一宮市の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されている年齢</p>

市 名	地域再生に向けた先進的若しくは特色ある取組概要
	<p>18歳以上の者。 ※市民1人あたりの支援額 市民の選択届出をする年度の6月1日現在の個人市民税額1%に相当する額を、同日現在の18歳以上の市民の数で除して求めたもの。</p> <p>成果:市民活動を財政的に支援することで、活動が拡充され、市民による地域の活性化に付与している。 課題:公共性の高い市民活動の発掘・育成。</p> <p>事業名:「自治基本条例制定」 事業期間:22年度～ 事業費:923千円(H22年度) 市の単独事業である 関連条例名:「自治基本条例 H22. 6. 29制定 H23. 1. 1施行」 関連計画:「新しい地域自治のしくみづくり(地域づくり協議会設置)」 概要:まちづくりの基本的な理念・原則・役割分担・仕組等を明文化する。</p> <p>成果:まちづくりの基本的な理念等が出来上がり、今後のまちづくりの指針となる。 課題:具体的な施策の実践。</p>
豊田市	<p>事業名:「地域自治システム」 事業期間:20年度～ 市の単独事業である 関連条例名:「地域自治区条例」 概要:地域自治システムは、都市内分権を推進し、地域住民の意見を市政に反映するとともに、地域の課題を地域住民自らが考え解決するための仕組みである。具体的な仕組みとして、市内26箇所地域会議(地方自治法で定める地域協議会)を設置し、それぞれの地域会議で、①地域予算提案事業②わくわく事業の審議・審査を行う。</p> <p>■地域予算提案事業…地域会議が、地域住民の意見を集約し、地域課題を解決するための事業の必要経費を事業計画書による提案を通じて、市の予算に反映するものである。事業実施にあたっては、地域内の合意形成を必要とし、地域と行政との役割分担に基づく共働の取組を基本としている。また、事業予算は、1地域会議あたり2,000万円/年を上限とする。</p> <p>■わくわく事業…地域の組織や市民活動団体などが、住みやすい地域づくりに向け、人、文化、自然などの地域資源を活用し主体的に取り組む事業に対し、地域会議の審査を経て補助金を交付する制度である。補助交付額は、1地域会議あたり500万円/年を上限とする。</p> <p>成果: ・地域予算提案事業 21年度実施:17地域会議23事業 決算額57,960千円 ・わくわく事業 21年度実施:交付件数270件 交付金額102,312千円 課題:地域自治システムを構成する2事業の市民周知を徹底すること。地域予算提案事業は、地域内における合意形成を重視しているため、事業に対するより多くの市民参画を促すとともに、市民力及び地域力の向上につなげることである。わくわく事業は、数値目標を明確にして活動者を着実に増やすこと。また、担い手づくり・人材育成を念頭に推進することである。</p>
大阪市	<p>事業名:「構造改革特区」にかかる大阪市の取組について(「ビジネス人材育成特区」) 事業期間:開始年度 平成15年度～</p> <p>概要:株式会社が大学や専門職大学院の設置主体となることを認めることにより、自ら新しいビジネスを立ち上げる人材や、それを支援する専門人材、さらには高度なIT技術を持つ人材を体系的に育成し、大阪市の産業育成を図る。 医療系専門大学における運動場に係る要件の弾力化により、高度で質の高い医療人材の育成を図り、健康医療ビジネスの振興を推進する。</p> <p>※特区計画により実施されている事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校設置会社による学校設置事業(平成22年12月1日現在 2校) ・運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業(平成22年12月1日現在 1校)

市名	地域再生に向けた先進的若しくは特色ある取組概要
	<p>事業名:「サッカー・ナショナルトレーニングセンターの整備」 事業期間:19年度～21年度 整備費:5,700,000千円 市の単独事業でない 関連条例名:「堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例」 関連計画:「自由都市・堺ルネサンス計画」 概要:臨海部においてサッカー・ナショナルトレーニングセンターを整備し、市民のスポーツや健康づくりの場、日本代表チームなどの練習拠点として供するとともに、全国規模の大会開催やイベントの誘致に取り組む。また、世界で活躍する選手の育成などスポーツを通じた青少年の健全育成を推進する。 (施設内容)天然芝フィールド5面(うち1面は観客席付、照明施設付)、人工芝フィールド8面(うち2面は照明設備付)、人工芝400mトラック付フィールド1面、人工芝フットサルフィールド8面(うち3面は屋根付、全面照明施設付)、センター広場、サイクリングコース、ウォーキングコース、クラブハウス、ロッカーハウス等</p> <p>成果:目標来場者数(50万人)の達成 10月末現在約39万人。 課題:・青少年の健全育成に向けた学校体育との連携 ・サイクリングコース、ウォーキングコース等を利用した健康増進 ・障がい者や高齢者のスポーツの機会の創出 ・産学連携による利活用の促進 ・指定管理者による収支均衡</p>
堺市	<p>事業名:「堺鳳駅南地域市街地整備事業」 事業期間:18年度～25年度 事業費:約11,104,300千円 市の単独事業でない 関連計画:「都市再生整備計画」 概要:堺市西区域の地域生活拠点にふさわしい都市機能の集積を図るため、大規模工場跡地における土地利用転換と併せ、駅前広場、都市計画道路等の都市基盤を整備するとともに、民間事業者による生活利便性の向上に資する複合施設、良質な都市型住宅の供給を促進する。</p> <p>成果:本事業は、平成14年に都市再生緊急整備地域に指定された「堺鳳駅南地域」(約70ha)において、地域整備方針である「大規模工場跡地の土地利用転換による都市機能の集積とあわせて、周辺市街地の整備を図り、防災性に配慮した生活・交流拠点を形成する」ことを整備の目標としており、当地域を西区域の地域生活拠点に相応しいものとすべく公民協働によるまちづくりを進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> *平成17年6月 地元組織「まちづくり協議会」から堺市に対し「鳳富木線」変更の提案書の提出 *平成18年3月 駅前広場や都市計画道路の都市計画変更の決定告示 (幅員:18m、延長:約1260m、駅前交通広場:約4400㎡ 車線数:2) *平成18年4月 地震災害などの避難地ともなる近隣公園「鳳公園」の開園 *平成18年6月 都市計画道路「鳳上線」の事業認可取得 *平成19年12月 南花田鳳西町線(鳳地区区間)整備完了 *平成20年3月 拠点ゾーンの複合施設 竣工、開店 JR鳳駅駅舎のバリアフリー化 完了 *平成20年4月 拠点ゾーン西街区において民間健康増進施設 開業 鳳駅東第1自転車等駐車場 供用開始 *平成20年7月 拠点ゾーン西街区において民間保育園 開園 *平成21年3月 歩行者回遊ルート整備 完了 *平成22年3月 拠点ゾーン西街区において都市型住宅 竣工 *平成22年5月 鳳駅東第2自転車等駐車場 供用開始 <p>課題:都市計画道路「鳳上線」延長約1.26km 駅前広場約4,400㎡の整備を進めている。現在鳳駅前周辺は狭隘な道路が多く防災面で問題を抱えており、地域の回遊性が弱く急行停車駅であるにも関わらず地域のポテンシャルが活用できない状況となっている。駅前と周辺施設とを結ぶ都市計画道路「鳳上線」の整備が急務となっている。</p>

市 名	地域再生に向けた先進的若しくは特色ある取組概要
豊中市	<p>事業名:大阪国際空港周辺地域における移転補償跡地の有効活用による「まちづくり」と「産業再生」計画 事業期間:18年度～32年度 市の単独事業でない</p> <p>概要:豊中市内には、約240箇所の未利用跡地・代替地がネットフェンスに囲われて点在する。このため、住宅地においては宅地再編や集合化が難しく、工業地においても産業用地再整備が出来ないなど、まち全体のバランスの取れた発展を図る上で大きな阻害要因となっている。</p> <p>市では、地域再生を見据えた移転跡地等の管理処分事業に協力しながらこうした課題の解決を図るため、本計画の支援措置である国等の各関係機関で組織された特定プロジェクトチームを活用することで迅速・円滑な事業推進を図る。これにより「まちづくり」と「産業再生」の視点に立った移転跡地等の早期有効活用を図る。</p> <p>成果:移転跡地等の管理処分事業として、国で進められている「国有財産信託契約」が平成21年2月16日に締結され、189物件の内、平成22年11月現在住居系として57物件が売却され、「まちづくり」が進んできている。</p> <p>課題:「まちづくり」として住居系用地の道路拡幅、整備等手法や、「産業再生」から企業立地に向けた事業系用地としての活用等について国と協議を要する。</p> <p>事業名:「豊中市地域雇用創造推進事業(新パッケージ事業)」 事業期間:20年度～22年度 事業費:127,418千円(3年度合計) 市の単独事業でない</p> <p>概要:地域雇用開発促進法に基づき、市町村及び経済団体等で構成される地域雇用創造協議会から提案される雇用対策事業のうち、コンテスト方式で雇用創出効果の高いものを選抜し、厚生労働省が協議会に委託(3年度間を上限)して実施する。豊中市地域雇用創造協議会は、豊中市、豊中商工会議所、豊中市介護保険事業者連絡会、財団法人とよなか男女共同参画推進財団の4者で構成している。平成20年10月に設立され、平成20年(年度途中)から厚生労働省委託事業「地域雇用創造推進事業(新パッケージ事業)」を受託し、豊中市地域の雇用創出に向けて、人材育成や就職促進のための事業を行っている。</p> <p>成果:平成20～21年度において事業を活用した事業所(アウトプット)は312社、セミナー等を受講した方は908人であり、多数の方にご利用いただき、事業所の労務雇用管理体制の向上、また市民の就職に向けてのスキルアップに貢献した。また、当事業を活用して就職した(アウトカム)人数も303人に上り、求職者の就労に寄与した。</p> <p>課題:制度は3年間であり、制度終了後の継続した支援策が課題となっている。</p>
吹田市	<p>事業名:吹田操車場跡地再生計画「東部拠点環境先進まちづくりプロジェクト」</p> <p>事業期間:19年度～22年度 市の単独事業である 関連計画:「東部拠点のまちづくり計画」</p> <p>概要:吹田市では、吹田操車場跡地を東部拠点として位置づけ、「緑と水につつまれた健康・教育創生拠点」の創出をまちづくりの基本方針とし、高度先端医療機関との連携のもと、メディカルな機能と環境先進性・持続可能性を備えたエコロジカルな機能とが融合した「エコメディカルシティ」として世界に発信できるようなまちづくりを進めている。この地において、快適性、利便性と環境先進性との共存を目指す脱温暖化都市モデルの創出にチャレンジし、環境を中心としたまちづくりにより地域の活性化を図ること、また、この地域での取り組みがほかの地域に波及効果をもたらすことを目標としている。この目標を達成するため、国土交通省、環境省、経済産業省、大阪府、摂津市、都市再生機構との横断的な議論の場(共通プラットフォーム)にてまちづくりに対する総合的な視点からの助言やプロジェクトの支援を受けるために、特定地域プロジェクトチームとして「吹田操車場跡地での環境再生推進会</p>

市名	地域再生に向けた先進的若しくは特色ある取組概要
	<p>議」を設置し、環境先進のまちづくりをすすめるためのガイドラインとなり、事業者選定を行なう際の環境先進性評価指針となる「先導的都市環境形成計画 東部拠点環境まちづくり計画」を策定した。</p> <p>成果:「先導的都市環境形成計画 東部拠点環境まちづくり計画」の策定 課題:環境先進のまちづくりを実現した医療施設の立地誘導と事業者募集選定</p>
高槻市	<p>事業名:「高槻市子育て安全安心情報提供システム」(カルガモナビ) 事業期間:21年度～ 事業費:9,487千円 :市の単独事業である 関連計画:「e-たかつき計画Ⅱ」 概要:携帯サイト「カルガモナビ」を介して、市内の子育て支援施設の詳細な地図、写真及び経路等の情報を提供することにより、市民等に利用可能な子育て支援施設を周知し、子育て支援施策の推進を図る。 「カルガモナビ」サイト→http://wagmap.jp/karugamo/ 市ホームページ→ http://www.city.takatsuki.osaka.jp/db/hukushi/karugamonavi.html</p> <p>成果:平成22年3月31日の運用開始以来、本サイトへのアクセス数は4,636件である。(平成22年10月末現在) 課題:子育てイベント等さらに多くの子育てに関する情報を発信し、利用者にとってより有益なシステムとしていく必要がある。</p>
枚方市	<p>事業名:「地域づくりデザイン事業」 事業期間:19年度～ 事業費:4,600千円 市の単独事業である 関連条例名:「枚方市地域づくりデザイン事業補助金交付要綱」 概要:地域住民が創意と工夫にあふれた「地域づくりデザイン」を発案・企画し、その「テーマ」や「目標」を自ら示すことによって、地域に対する住民共通の理解と関心を深め、校区の特色を生かした地域づくりに主体的かつ持続的に取り組んでいただくことにより「地域力」の育成と地域自治の促進を図ることを目的とし、市はその活動に対して、計画策定・事業実施の各段階において経費の一部助成及び、必要な情報提供などの支援を行う。応募対象は、校区コミュニティ協議会とし、応募された事業は、学識経験者、コミュニティ・NPO関係者、市職員で構成する「地域づくりデザイン事業審査委員会」において審査を行う。</p> <p>【支援内容】 (1)計画策定に対する支援 ・計画の策定に向けた地域課題の精査、アンケート調査の実施、住民意見の集約、計画のまとめ等の作業にかかる経費の一部を1校区につき最大10万円を限度に助成。 ・課題抽出・精査を行うための専門の講師の派遣や紹介、計画策定のためのコーディネーターの紹介 (2)事業実施に対する支援 ・事業実施に伴う経費を1校区につき最大300万円を限度に助成。 ・他の助成制度の活用や広報等のメディアの活用など、事業の持続・発展のため行政として可能な範囲での支援。</p> <p>成果:地域住民が主体的かつ持続的にやりがいと魅力のある地域づくりに取り組むことによって、「地域力」の育成と地域自治の促進を図ることができる。 課題:地域住民の相互理解と合意形成のプロセスを得て、事業に取り組んでいただく必要があるが、その課題整理等に相当な労力を要するため、結果として事業実施までに時間を要する。</p>

市名	地域再生に向けた先進的若しくは特色ある取組概要
	<p>事業名:「見山の郷交流施設整備補助事業」 事業期間:1期 13年度～14年度 事業費:55,794千円 2期 16年度～ 事業費:24,921千円 市の単独事業でない 関連計画「茨木市農村総合整備計画」 概要:当施設がある見山地域は、本市の山間部に位置し、農業が盛んに行われており、都市農村交流活動推進委員会も組織され、地区内各集落において交流イベントが実施されていた。また、女性グループが地場産米や大豆を使って、みそ加工を行っており、好評であったことから、自分たちの加工施設や直売所が欲しいという気運が高まってきていた。そのようなことから、国庫補助事業を導入して当施設を建設するにあたり、自主的な運営を行ってもらうため、農事組合法人を設立してもらい、事業実施主体となり実施された。施設の約半分がみそや惣菜の加工施設であり、残りが野菜などの直売と食事スペースとなっている。開設以来、好評で多数の来場者があり、加工品を増やすため、豆腐・米粉パン工房を増設された。また、当初から年間6回程度、都市住民との交流イベントを実施している。</p> <p>成果:直売活動を通じた、地産地消を基軸とした農業振興に大きく貢献するとともに、加工や販売における農家女性を中心とした雇用が確保された。販売が確保されることによる新たな栽培品目の生産意欲が高まっている。 課題:開設当初より、休日には午前中で野菜が売り切れてしまっており、生産量が需要に追いついていない。また、出荷者の大半は高齢者であり、増産は困難である。春・秋には、周辺の自然を求めて多数の来場があり、施設周辺道路への駐車や勝手に農地に入るなど、営農環境に悪影響を与えることもある。</p>
茨木市	<p>事業名:「茨木市地域担当職員制度」 事業期間:20年度～22年度 事業費:15,960千円(H20～H22) 市の単独事業である 関連計画:「総合計画」、「都市計画マスタープラン」 概要:様々な地域課題が生起する中、また、地域の連帯感が希薄化する中で、地域の課題を地域自らが発見し、解決に向けての議論をし、その答えを見いだしていくことが求められている。そのためにも、地域の様々な団体等が横のつながりを深め、効果的、効率的に地域課題にあたっていくための組織化が必要である。これは、各地方公共団体で進められている「地域街づくり協議会」であるが、従前のように行政が主導して、このような組織の構築をということであれば、地域の主体的な動きは期待できない。まずは、地域の横のつながりを深める様々な事業を職員がサポートし、それに参加し議論すること、そして、決定していく過程を実践していくことを進めているものである。加えて、これまでの地域との関係をシステム化し、縦割りによる弊害を少なくし、よりよい地域との協働関係を構築していこうとするものである。</p> <p>平成20年度からモデル事業として、2校区で2か年実施し、22年度からは、新たに2校区を加え、全32校区中、4校区で事業を進めているところである。今後も、段階的に、対象校区を拡大していく。</p> <p>成果:防災関連での地域の議論などは大いに深まってきている。また、総論的には、概ね地域の反応は良好である。また、対象校区となっていない校区でもその動きが顕著なところもある。 課題:総論賛成、各論反対といった意識が地域にはある。また、職員の処遇など、新たな職務に対する負担感なども生起している。</p>
寝屋川市	<p>事業名:「市民がふれあい、いきいきと活動できるまち・寝屋川づくり」 事業期間:17年度～21年度 事業費:232,589千円 市の単独事業である 関連計画:「地域再生計画」 概要:旧池の里小学校の校舎等を活用し、市の歴史や自然について市民が学習</p>

市名	地域再生に向けた先進的若しくは特色ある取組概要
	<p>し、次世代に引き継いでいくための埋蔵文化財資料館、自然資料室、また、市民の自主活動・自主学習への支援や団体相互の交流を促進するための社会教育関係団体、福祉関係団体の活動室や地域活動室、「いきいき教室」(高齢者交流施設)等を整備するとともに、地域のスポーツ団体と市が現在、組織化を検討している地域住民のスポーツクラブ(総合型地域スポーツクラブ)による体育館・グラウンドの活用など市民の生涯学習やスポーツ活動の場、高齢者の交流の場を整備した。また、旧明徳小学校の校舎の一部については、公民の連携・協働による地域福祉を推進し、地域コミュニティを担う高齢者の活動を促進する拠点や交流施設等の整備が必要であることから、地域活動室、「いきいき教室」(高齢者交流施設)、読書活動ができる図書館機能を備えた施設を整備した。これらにより、市民活動の活発化、健康意識の高揚などにより、「市民がふれあい、いきいきと活動できるまちづくり」を推進した。</p> <p>成果: ①多目的室の利用者数:H19年 延10,298人→平成21年 延20,724人(10,426人増) ②体育施設の利用者数:H19年 延47,797人→平成21年 延52,530人(4,733人増) ③いきいき教室の利用者数:H18年 延722人→平成21年 延3,349人(2,627人増) 課題:今後も利用者の増加を図るため、適宜周知に努める。</p>
神戸市	<p>事業名:ICTツールを活用した認知症予防プログラムの調査研究 事業期間:20年度~22年度 事業費:35,700千円(3か年合計) 市の単独事業である 関連計画:「こうべ「健康を楽しむまちづくり」構想」 概要:地域再生計画と連携した厚生労働省の施策である「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトのうち「老人保健健康増進等事業」の採択を受け、地域の知の拠点である神戸大学との連携のもと、地域において自立的・継続的に取り組むことのできる認知症予防プログラムの開発等を目的とした調査研究を実施している。具体的には、NPO法人が運営する介護予防型デイサービスの利用者約100名を対象に、介入群と非介入群を設け、デジタルペンやPCといったICTツールを活用することで、認知機能評価に係るデータを効率的に収集する方法や、高齢者が楽しみながら自立的・継続的に取り組むことのできる認知症予防プログラムの開発及びその有効性検証などに関する研究を行っている。</p> <p>成果:介入群と非介入群との間で、認知機能に関する国際的評価スケールである「MMSE (Mini Mental State Test)」等において有意差が見られたが、詳細については引き続き検証中である。 課題:研究成果の保健福祉施策としての展開</p>
姫路市	<p>事業名:「賑わいと活気あふれる中心市街地再生計画」 事業期間:17年度~ 事業費:1,000千円(H22年度) 市の単独事業である 関連計画:「姫路市中心市街地活性化基本計画」 概要:中心市街地の賑わいづくりと、国際観光都市づくりに向けた姫路の更なる魅力向上を図るため、中心市街地の大手前通りや商店街の公共空間を活用し、オープンカフェやお休み処を設置する。 実施主体:姫路市中心市街地公共空間活用連絡協議会 構成:大手前通り街づくり協議会、姫路市商店街連合会、姫路商工会議所、姫路市 実施時期:4月~5月の5日間程度、10月~11月の5日間程度</p> <p>成果:まちなみ景観の向上や賑わい創出に一定の効果 課題:現在、資金面、運用面において行政が一定の支援を行っているが、より自立的に運営されるような仕組みづくりが求められる。</p>

市名	地域再生に向けた先進的若しくは特色ある取組概要
	<p>事業名:「魅力ある教育創造計画」 事業期間:19年度～26年度 事業費:1,611,862千円 市の単独事業である 概要:姫路市では、教師への信頼感や子どもの学ぶ意欲の低下等の課題に対応していくため、職員の資質向上支援及び子どもの発育・発達の連続性を重視した制度の見直し等を行うことにより教育の質の向上を図る教育改革構想「魅力ある姫路の教育創造プログラム」を策定した。この一貫として利便性の高い市中心部において歴史と伝統を誇る白鷺中学校、白鷺小学校を小中一貫教育推進モデル校に指定するとともに、教育研究・相談等に一元的に対応できる総合教育センターの整備を図り、魅力ある姫路の教育の創造を推進している。</p> <p>成果:中学1年生の問題行動件数が減少傾向にあることに加え、利便性の向上や相談体制の充実による教育相談等の件数の増加が認められる。 課題:「魅力ある姫路の教育創造プログラム」の進行管理においては、3年に一度の検証を行うこととしており、その過程で、本プログラムの目的がより達成されるよう、事業の精査を行う必要がある。</p>
奈良市	<p>事業名:「新奈良ブランド発信事業」 事業期間:18年度～ 事業費:30,000千円 市の単独事業である 概要:次世代が夢と誇りを持ち、躍動する国際文化観光都市・奈良の活性化を図るため、観光客誘致等を積極的に推進するための基本的な方向並びに具体的な戦略策定を図るため、「奈良市地域ブランド向上3ヶ年計画」を策定した。 初年度の平成18年度は、「奈良市地域ブランド向上3ヶ年計画策定委員会」を組織し、地域ブランドづくりの基本的な指針並びに基本的な方向を取りまとめた。二年目の平成19年度からは、具体的な新奈良ブランド開発計画として、①新たな奈良の魅力づくりとして新資源の発掘と活用、②特産品づくりとブランド化として魅力ある食づくりの具体化、③観光ブランドづくりとしてならまのブランド化についてそれぞれ具体的な事業を展開している。</p> <p>成果:新奈良ブランド開発計画に基づいた事業を進めてきた結果、観光ブランドづくりのなかで一定の成果が見られる。とくにならまちブランドについては認知度が高まっており、観光客も増加傾向にある。 課題:それぞれの事業をより充実させ、継続的に実施していくことが必要である。また、民間等との協働による事業実施も推進していく必要がある。</p>
岡山市	<p>事業名:「おかやま水環境再生計画」 事業期間:17年度～21年度 事業費:4,485,845千円 市の単独事業である 関連条例名:「岡山市下水道条例、岡山市農業集落排水処理施設条例」 関連計画:「岡山市公共下水道事業計画」 概要:汚水処理施設の整備は、都市計画・市街地の連担性などを勘案して、公共下水道事業・農業集落排水事業・合併処理浄化槽設置整備事業を実施した。この中で公共下水道は、岡東処理区その他12処理区において下水道法に基づく事業認可を受け実施している。農業集落排水においては現在、紙工地区において事業採択を受け実施した。本計画では、汚水処理施設整備交付金を活用し、公共下水道認可区域及び農業集落排水区域において、公共下水道事業及び農業集落排水事業を展開し、生活排水の適切な処理を推進するとともに、その他市内全域について、浄化槽整備事業(個人設置型)を促進し、農山村地域等の河川の水質向上を図ることを目的としている。さらに、自発的に環境を保全・創造する活動を実践する市民や団体等を支援する「環境パートナーシップ事業」や環境学習の機会としての「環境学習事業」を引き続き行い、市民の自主的・主体的活動を促進し、快適な水辺環境づくりを行う。</p>

市名	地域再生に向けた先進的若しくは特色ある取組概要
	<p>成果：・汚水処理人口普及率が64.3%→65.7%となり、生活環境が改善した。 ・児島湾における化学的酸素要求量が減少(約10%)し、水質の向上につながった。 課題：本計画により生活環境の改善に寄与したが、岡山市の汚水処理人口普及率は全国平均と比較して低い状況にあるため、引き続き汚水処理施設整備の推進が必要である。</p>
福山市	<p>事業名：「福山市高齢者おでかけ支援事業」 事業期間：21年度～ 事業費：15,000千円 市の単独事業でない</p> <p>概要：高齢化や公共交通機関が利用しにくいなどの状況から、外出することが困難な高齢者が増加していく中、外出支援を必要とする高齢者が積極的に地域活動や社会参加ができるよう、原則小学校区を単位として、地元住民・団体と協働して、地域での支えあいによる高齢者の外出支援を行っている。利用対象者は、他に移動手段がなく、外出することが困難な介助の必要のない75歳以上の事前に会員登録した高齢者で、地域において運転ボランティアを募集・登録し、概ね中学校区内を基本としてバス停までの送迎や通院・買物等のための送迎など実施団体が定める運行ルートによる定期的な送迎(週3日程度)や地域活動参加のための送迎を無償で行っている。事業実施にあたっては、事業実施の希望・提案のあった地域の中からモデル地域を選定し行っている。</p> <p>成果：・外出に困っていた高齢者が気軽に通院や買物ができるようになり大変喜ばれているうえ、外出することで本人の生きがいや健康保持にもつながっている。 ・事業の実施により、会員登録した高齢者のみならず、運行を支えるボランティアの生きがいづくりや健康づくりにつながり、地域の活性化にもつながっている。</p> <p>課題：・地域において運転ボランティアを募集し実施しているが、現在の運転ボランティアは60代の方が多く、新たな運転ボランティアを確保する必要がある。また、この事業を継続実施していくため、事業を引き継いでくれる担い手を確保することも必要である。 ・当該事業と公共交通がお互いに補完しあえるような環境づくりが必要である。</p> <p>事業名：「福山発！地産地消推進運動」 事業期間：21年度～25年度 事業費：9,289千円(21年度当初予算) 22,799千円(22年度当初予算) 市の単独事業である</p> <p>概要：重点政策としての取組 市民への安心・安全な食の提供と市内の食料自給率の向上に向けた取組の第一歩として、平成21年度から、「福山発！地産地消推進運動」を市の重点政策に位置づけ取り組んでいる。農業担い手の育成や産直市・生産者への支援などを行うとともに、学校給食へ地場産農林水産物を積極的に使用する。また、消費・流通・生産等の各分野との連携の下、協働による「地産地消モデル地区」を設定し、地域での地産地消を進める。</p> <p>成果：■2009年度(平成21年度)取組 ○地産地消推進運動を機能的に展開するための庁内体制として、関係課10課(現在：11課)で、「福山市地産地消推進運動プロジェクト会議」を設置した。(5月) ○地産地消を全市的に推進するため、市内の生産、流通、消費などの関係団体と行政11団体で、「福山市地産地消推進協議会」を設立した。(7月) ○市民が農林水産物及びその加工食品を選ぶときに一目で市内産であることが分かるための目印及び市内の地産地消を推進するためのシンボルマークを公募し、地産地消推進のシンボルマーク・愛称「ふくやま生まれ」を制定した。(10月) ○市内の産直市を一堂に集めた「福山発！地SUN地SHOW産直市フェスティバル」を開催し、地産地消推進運動の周知啓発を行った。(11月) ○福山市とJA福山市の間で、学校給食への市内産農産物の使用拡大のため、学校</p>

市 名	地域再生に向けた先進的若しくは特色ある取組概要
	<p>給食の地産地消推進に関する協定を締結した。(3月)</p> <p>○将来にわたって再び荒廃することのないよう農地としての利用を定着させるため、モデル地区を8地区指定し、福山市耕作放棄地再生活用モデル事業を実施した。</p> <p>■2010年度(平成22年度)取組</p> <p>○地産地消モデル地区の設定 地域での耕作放棄地対策及び地産地消の優れた取り組みを行う地区をモデル地区とし、広く市民に紹介することにより、他の地区における取り組みを喚起するとともに、地区内における地産地消をより一層推進するため、モデル地区を2地区設定(7月)</p> <p>○産直市への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季の品揃えの確保などのためのパイプハウス導入費の補助 ・「福山市内産 産直市マップ」の作成(11月) <p>○学校給食への市内産農産物の使用拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市制施行記念日(7月1日)、学校給食「地場産物100%給食の日」の実施 ・市制施行記念日(7月1日)、保育所給食「1食材でも多く地元産物を食べよう！」の取組 ・学校等への農業者の農産物直接納入の拡大 <p>○食育推進との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月19日の「食育の日に市内産食材を使用した試食会の実施(6月～3月) ・子ども料理教室の開催(7月～8月) ・ふくやまの郷土料理レシピ集の作成(3月予定)・食育講演会開催(3月6日予定) <p>○福山市耕作放棄地再生活用モデル事業の実施</p> <p>課題：○地産なくして地産地消を推進することはできない。現在、大型小売店でのインショップ設置要望の高まりなど、市内産農林水産物の需要が増えているが、供給が追いついていない状況であり、担い手の育成確保が喫緊の課題 ○試行中である、学校給食への地元農業者の農産物直接納入システムの確立 ○農業外企業参入や集落法人など比較的経営規模の大きい経営体の安定した販路の確保 ○安定した販路確保には流通改善が伴う場合があり、流通業者との連携</p>
下関市	<p>事業名：「下関駅にぎわいプロジェクト(下関駅周辺整備事業)」</p> <p>事業期間：21年度～25年度 事業費：15,000,000千円 市の単独事業でない</p> <p>関連計画：「下関市中心市街地活性化基本計画」「定住自立圏構想」「社会資本総合整備計画」</p> <p>概要：下関駅周辺地区は、本市の玄関口にふさわしい魅力ある集客・交流機能の導入や、商業施設、地元商店街、市民会館、市民活動センター等の既存施設と十分連携した相乗効果の期待できる拠点整備を行い、駅周辺の回遊性を高め、交流によるにぎわい創出を図る必要があります。このため、下関駅にぎわいプロジェクト地区(面積：約98ha)では、「下関駅周辺のにぎわい・交流拠点の創出、街なか生活の再生、街なか回遊を創出するまちづくり」を目標に掲げ、官民の連携により事業を推進しています。</p> <p>事業内容：社会資本整備総合交付金事業(都市再生整備計画事業)市施行</p> <p>①東口、西口駅前広場・南口交通広場・進入路整備②自由通路整備(既存人工地盤～開発ビル1,2階～駅中2階～西口)③高架下北側通路整備(駐輪場・公衆トイレ整備含む)④公益施設整備(次世代育成支援拠点施設)⑤下関港国際ターミナル施設整備⑥国際通り整備事業、国際通り商店街PR事業(暮らし・にぎわい再生事業)民間事業者施行</p> <p>①開発ビル整備(都市機能導入施設) [規模] 敷地面積：約3,700㎡</p> <p>②集客施設・立体駐車場整備 [規模] 敷地面積：約5,400㎡</p>

市名	地域再生に向けた先進的若しくは特色ある取組概要
	<p>(主な経緯)・平成21年11月 集客施設・立体駐車場整備について、下関商業開発株式会社と事業協定締結。・平成22年7月 プロジェクト全体について、西日本旅客鉄道株式会社と事業合意。</p> <p>事業の特色:本プロジェクトは、市にとって長年の懸案事項であり、市民の願いであった駅舎改築と駅周辺整備を進めるため、平成21年度に国の補助採択を受け事業に着手いたしました。事業の実施にあたっては、市及び民間事業者がそれぞれの役割を定め、官民一体となったまちづくりを進めています。</p>
高松市	<p>事業名:「いざり山市民活動支援事業」 事業期間:21年度～24年度 事業費:8,400千円 市の単独事業である 関連計画:「第5次高松市総合計画」 概要:市内に点在する、メサやビュートと称される、高松の特色ある里山を保全するとともに、市民が身近な自然を見直すきっかけとして、地域住民、ボランティア団体、NPO、企業等が行う、市街地近郊の整備・保全可能な里山について、市民活動団体の設立や活動を支援するものである。支援対象とする活動内容は、植樹はもとより、清掃、草刈、自然環境学習、自主的イベントなどのソフト的事業を主体とした、里山の保全に関連する幅広い活動をしている。現在、10箇所地元活動団体と協定を結び、地権者の同意を得た区域で行う植樹のほか清掃、草刈活動に要する整備器具など様々な里山の保全に関連する事業に支援をしている。</p> <p>成果:1年目の平成21年度は8箇所の里山で市民活動を支援した。平成22年度は、追加募集により2箇所が加わった。また、里山を毎日訪れる人も多く、里山とのふれあいが広まっている。</p> <p>課題:本事業を広く周知し、できるだけ多くの市民に活動団体に参加していただき、里山保全の意識高揚に寄与するのが望ましい。</p> <p>事業名:「空き店舗活用事業支援補助制度および中央商店街南部エリア活性化事業」 事業期間:21年度～23年度 事業費:55,372千円(22年度) 市の単独事業か否か:両方 関連計画:「高松市中心市街地活性化基本計画」 概要:高松市は、中央商店街の空き店舗率の減少を図るため、商店街振興組合等が空き店舗を活用し、にぎわいを創出する事業について、賃借料や改装費の3分の2以内を助成(空き店舗率が25%以上の商店街における事業の場合は10分の9以内)する高松市中央商店街空き店舗活用事業支援補助制度を、平成20年度に市単独事業として創設(23年度末までの時限措置)し、中央商店街の活性化に努めている。また、中央商店街南部エリア(常磐町商店街、南新町商店街、田町商店街など瓦町駅周辺)の活気を取り戻すため、南部エリアの商店街振興組合が中心となり、21年度に本市の助成を受け開設した、交流拠点施設「ブリーザーズ スクエア」(通称:ブリスク)の運営を支援している。ブリスクは、「音・楽・街」をキーワードに、若者をターゲットとした最新の音楽などの情報発信や、創意工夫を凝らした様々なイベントなどを行い、南部エリアのにぎわいづくりに努めている。なお、ブリスクのスタッフ5名のうち4名は、香川県ふるさと雇用再生特別基金事業を活用して雇用している。</p> <p>成果:中央商店街において、空き店舗率の改善傾向が見られた。特に、常磐町商店街の空き店舗率では、20年6月の36.5%から、22年6月には、26%と大幅に改善されるとともに、ブリスクが行う若者をターゲットとしたイベント等により、南部エリアのにぎわいづくりが図られている。</p> <p>課題:空き店舗活用事業支援補助制度と、ブリスクの運営財源である香川県ふるさと雇用再生特別基金事業は、共に23年度末で終了となることから、24年度以降の、より効果的な制度の在り方や、ブリスクの財源・運営手法等についての検討が課題である。</p>

市名	地域再生に向けた先進的若しくは特色ある取組概要
松山市	<p>事業名:「『坂の上の雲』を軸とした21世紀のまちづくり(都市再生整備計画事業 松山市中心地区(H16-20))」 事業期間:16年度~20年度 事業費:7,000,000千円※「都市再生整備計画 松山市中心地区(H16-20)」の事業費総額 市の単独事業でない 関連計画:「『坂の上の雲』を軸とした21世紀のまちづくり基本構想」(H11策定)、「『坂の上の雲』を軸とした21世紀のまちづくり基本計画」(H12策定)、「『坂の上の雲』のまち再生計画(H16-19)」、「都市再生整備計画 松山市中心地区(H16-20)」</p> <p>概要:松山市では、小説『坂の上の雲』をモチーフとしたまちづくりに取組み、創意・工夫を凝らした個性と魅力あふれる「松山らしさ」を探求しつづけている。松山には、子規堂、愚陀佛庵、秋山兄弟生誕地をはじめ、小説『坂の上の雲』ゆかり地域固有の資源が数多く残っている。それらを結びつけ、松山を訪れた方に、まち全体を屋根のない博物館として見ていただくというのが「フィールドミュージアム構想」。この構想に基づき、「松山城周辺センターゾーン」と「道後温泉サブセンターゾーン」において、道後温泉本館周辺の景観整備やロープウェー通りの道路整備、駅舎の改築、堀の内の公園整備、坂の上の雲ミュージアムの建設、その他道路のバリアフリー整備など各種事業に取組んだ。</p> <p>成果:スペシャルドラマ効果ともあいまって観光入込客数が平成21年には525万人に回復した(平成11年の609万人をピークに平成17年には482万人まで漸減していた)。特に、松山城へのアクセス動線として重点的に整備したロープウェー通り周辺においては、地方の商業地では稀な地価上昇が起り、休日の歩行者数が3.5倍に増加、更に、商店街の営業店舗数も増加している。</p> <p>課題:主な基盤整備は一定の効果が現れているので、今後はソフト中心の展開となるが、その際には地域固有の歴史・文化資源を活用する市民団体が主体となって推進し、行政は情報発信や団体間の連携等の側面支援を行う。また、スペシャルドラマを契機とした市全体の機運の盛り上げを行い、また、ドラマ効果を維持させる事業展開を検討し、ドラマ効果の最大化、持続化を図る。</p> <p>事業名:「松山島博覧会(しまはく)」の開催 事業期間:22年度~22年度 事業費:62,308千円 市の単独事業である</p> <p>概要:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 目的 島嶼部の地域振興のため、島の有する地域資源に付加価値をつけ情報発信するとともに、地域資源相互の連携(島内連携、広域連携)を図り、多くの方に島の魅力を伝えることにより、交流、体験、滞在につなげる。また、「しまはく」開催を契機として、新たな観光ルートの構築や雇用の創出をめざす。 2. 実施時期 <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度 プレしまはく(試行期間) ・平成22年度 4月~10月(本番)※一部、11月以降も実施 3. 主催 松山島博覧会実行委員会と松山市の共催 4. 実施エリア 9つの有人島及び無人島の鹿島が中心 5. 実施事業 大きく次の事業で構成されている。 <ol style="list-style-type: none"> ①中核事業(コアイベント) 各島の住民の方からのアイデアをもとに行われる、農業・漁業体験、自然や地域の特産物を活用したイベント。 ②集客事業 大規模に集客を図り、情報発信を行うイベント。「しまはく」の開催や島のよさをアピールする。 ③広域連携事業 各島や地域を結び、広く島の良さを知ってもらうイベント ④あいのり事業 既にある行事やイベントを紹介したり、「しまはく」にあわせて新たに海洋体験メニューを加えたりして行うもの。 <p>成果:①オープニングイベント(集客イベント)の2万4千人来場を皮切りに、各</p>

市名	地域再生に向けた先進的若しくは特色ある取組概要
	<p>島で実施された約100のコアイベントには約1万8千人の方が訪れた。②「しまはく」を通じ、島の方々に「元気な島づくり」へ取り組む意欲が醸成されてきた。③島を訪れた方々に、島でしか感じられない「ありのままの心地よさ」を体験してもらうことができた。</p> <p>課題：本年度開催した「松山島博覧会」を一過性のものに終わらせないために、次年度以降の継続的な取組が必要。</p>
高知市	<p>事業名：「龍馬伝推進事業」 事業期間：21年度～22年度 事業費：(H22予算) 24,000千円 市の単独事業である 概要：NHK大河ドラマ「龍馬伝」の放送にあわせ開催される「土佐・龍馬であい博」と連携し、新たな観光資源の創出や受け入れ態勢の充実などの各事業を実施し、大河ドラマ「龍馬伝」を契機とした観光振興を図るもの。</p> <p>成果：県内4会場で開催された「土佐・龍馬であい博」（期間：平成22年1月～23年1月）には、予想を大幅に上回る92万人が来場。メイン会場であるJR高知駅前の「高知龍馬ろまん社中」の入場者は63万5,000人を超えた。また、平成22年の高知県の観光客入込数は目標の400万人を上回ることができた。</p> <p>日銀高知支店は、県内における宿泊客数は前年度比+19%、日帰り客数は同+29%となるなど、「龍馬伝」が高知県経済に与える波及効果の着地額は、535億円と試算している。</p> <p>本市では、「土佐・龍馬であい博」に合わせて観光ガイドと巡る「龍馬の生まれたまち歩き～土佐っ歩」をスタートさせ年間1万人を超える方々に参加いただき高い評価を得た。また、龍馬伝関係自治体首脳会議「龍馬伝サミット」の開催による参加各市との相互送客の取り組みや、多様なニーズに対応する着地型観光素材の創出など積極的な取り組みを行ったことが多くの観光客の誘客につながった。</p> <p>課題：「龍馬伝」効果を一過性に終わらせずにぎわいの継続を図ることが求められている。高知県では平成23年3月から1年間、歴史・花・食・体験など土佐の風土をまるごと体感する「志国高知 龍馬ふるさと博」を開催しポスト「龍馬博」の観光振興に取り組む。</p> <p>事業名：「環境民権運動推進事業」 事業期間：21年度～24年度 事業費：(H22予算) 900千円 市の単独事業である 関連計画：「高知市地球温暖化対策地域推進計画」 概要：地球温暖化に関する様々な問題は、我々の生活と関連しているとの認識の下、これまでのライフスタイルからの脱却を目指し、大量生産、大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを基調とした事業活動や生活様式を見直しながら、温室効果ガスの発生を抑制し、環境への負荷の少ない低炭素社会の構築に向けて取り組む。その一環として、積極的な環境保全活動に取り組む事業者や市民団体との間に、エコ活動に関わるパートナー協定を締結し、また、協定を締結した事業者等と協働で市民啓発イベントを実施するなど、事業者・市民・行政が一体となった環境保全に向けた取り組みを実施していく。</p> <p>成果：平成21年度に、市内量販店と市民団体等とお互いの役割を認識し、協働して環境活動を推進することを目的とした環境協定を締結。協定締結事業所のレジ袋削減枚数等を市ホームページで公表している。22年には、夏休み中に小学生児童と保護者を量販店の店舗に招待し、店舗でのエコ活動の説明やエコバッグ作りを実施。10月には、各店舗がリサイクル推進や省エネルギー化などの環境保全に取り組んでいる地元商店街を「こうちエコ・ニコ商店街」として認定した。</p>

市名	地域再生に向けた先進的若しくは特色ある取組概要
	課題：他業種との協定締結及び協定締結事業者のさらなる拡大、より多くの市民への運動の周知
北九州市	<p>事業名：「団塊の世代等を対象とした生涯現役型社会の環境づくり」 事業期間：18年度～20年度 事業費：不明※国から直接事業実施団体へ交付されたため、金額については不明市の単独事業である 関連計画：「第一次北九州市高齢者支援計画」 概要：「団塊の世代」が高齢期を迎えるに当たり、退職後もその技術や経験、能力や人脈などを活かし、生涯現役として経済活動や社会貢献活動などの担い手として活躍していく人材の発掘と育成を行うとともに、本市の地域経済の活性化を図るもの。</p> <p>(1)生涯現役夢追塾(平成18年度～) ・基礎課程・夢探し、自分探し ・専門課程 ①NP0コース②コーチングコース③コミュニティビジネスコース④起業独立コース</p> <p>(2)夢追サミット 平成19年3月3日に実施し、基調講演やパネルディスカッションを行ったもの。また、交流・交歓の場を設け、団塊の世代のネットワークの基礎固めを行った。</p> <p>成果：(1)平成21年度までに189人の卒塾生を輩出し、卒塾生は、NP0法人や会社を設立したり、コンサルタントとして独立するなど多方面で活躍し、一定の成果を挙げている。また、塾生同士のネットワークを活かし、地域活性化のイベント等を企画、実施している。(2)団塊の世代の社会参加の意識の醸成とネットワークの構築ができた。</p> <p>課題：卒塾生の夢追塾の実現率の向上と入塾者数の増加を図ること。</p>
福岡市	<p>事業名：九州・アジアの賑わいの都「福岡」 事業期間：19年度～25年度 市の単独事業である 関連計画：「構造改革特区(福岡アジアビジネス特区)」、「都市再生プロジェクト(北部九州圏におけるアジア産業交流拠点の形成)」 概要：福岡市では、アジア各国の発展や、九州とアジアとの関係緊密化の動きを捉え、訪問客受入のための環境整備等によるビクターズ・インダストリーの振興やアジアとの交通・人的ネットワークを活かした流通産業の振興、「アイランドシティ」の整備、大学等知的基盤の集積を活かし新たな産業の醸成を図ることにより、九州・アジアの中の経済活動の拠点「賑わいの都」づくりを進める。このため、地域再生の支援措置を活用し、構造改革特区及び都市再生プロジェクト等の取組との一体的な運用を図りながら、地域経済の活性化と雇用の創造を図る。</p> <p>成果：入り込み観光客数 1,635万人(2005)→1,660万人(2008) 延べ宿泊客数 484万人(2005)→499万人(2008) 外国人入国数 404,108人(2005)→70万人(2008)</p> <p>課題：支援措置によっては、地域再生計画が支援事業の採択に効果があるかどうか不明確なものがある。</p>
長崎市	<p>事業名：「亀山社中跡施設整備事業」 事業期間：20年度～21年度 事業費：35,595千円 市の単独事業である 関連計画：「長崎ふるさと情報館整備事業、長崎歴史の道整備事業」 概要：歴史的価値のある亀山社中跡について、新たな観光資源としての活用を図るため、一般公開へ向けた施設改修、展示資料の整備を行う。</p> <p>成果：長崎市亀山社中記念館として開館後多くの入館者を呼び込むことができた。また、「長崎まちなか龍馬館(長崎ふるさと情報館)」や「長崎龍馬の道」</p>

市 名	地域再生に向けた先進的若しくは特色ある取組概要
	<p>を整備し、大河ドラマをはじめとする「龍馬」効果を活用し、長崎と龍馬の関わりや幕末の魅力を発信する基礎を構築することができた。</p> <p>※1 平成21年8月1日開館 ※2 平成22年10月31日現在の入館者30万人 課題:観光リピーター客の獲得に努める必要がある。</p> <p>事業名:「長崎さるく幕末編」 事業期間:21年度 事業費:48,967千円 市の単独事業である 関連計画:「長崎さるく」 概要:2009年の安政の開港150周年と、2010年NHK大河ドラマ「龍馬伝」等を活用したまちづくりを推進し、観光振興の効果を最大限に上げるため、幕末の長崎をテーマとしたまち歩き、洋館活用、その他イベント等を行う。</p> <p>成果:長崎と龍馬の関わりや幕末の魅力を発信の基盤となり、観光客数は、前年度と比較し0.5%増加した。</p> <p>課題:長崎さるくの運営の更なる効率化を図るとともに、より戦略的な観光宣伝を展開しながら、長崎さるくをきっかけとした「長崎ファン」(観光リピーター客)の獲得及び滞在型観光の推進に努める必要がある。</p>
熊本市	<p>事業名:「熊本城復元整備事業」 事業期間:10年度～29年度 事業費:11,272,000千円(復元整備のみ) 市の単独事業である 関連計画:「熊本城復元整備計画」 概要:加藤清正が築城した98ヘクタールの城郭全体を対象に、往時の姿に復元整備するとともに市民や観光客に愛され利用される整備を目指している。 平成10年度から熊本城の復元整備事業(第Ⅰ期)に取り組み、平成19年度までに本丸御殿大広間をはじめ、6つの建造物の復元を行った。復元にあたっては、「一口城主制度」による寄付者からの復元募金を財源の一部にあてており、全国からの募金額は約12億円となった。また、現在は、平成20年度から平成29年度までの10年間を目処に、第Ⅱ期復元整備事業に取り組み、行幸坂から見た往時の熊本城の復元整備を図るため、「馬具櫓一帯」、「平左衛門丸の堀」、「西櫓御門及び百間櫓一帯」の区域の整備を進めているところである。</p> <p>成果:本丸御殿大広間の復元や平成19年の熊本城築城400年を記念した各種事業の効果により、年間入園者数が100万人以上に回復し、平成20年度には熊本城来園者数が222万人に達し、城郭日本一になるなど、本市の観光振興に大変効果が大きかった。</p> <p>課題:熊本城の平成21年度の来園者数は177万人に減少しており、熊本城本丸御殿復元等の効果を一過性に終わらせないことが課題となっている。平成23年3月の九州新幹線鹿児島ルート全線開通に合わせて、熊本城桜の馬場地区に、歴史文化体験施設や飲食・物販施設等による「桜の馬場 城彩苑」が、同じく3月にオープンする予定であるが、来熊者の熊本城における滞在時間の増加や、城下町にあたる中心市街地との回遊性向上等を図り、本市の観光振興や魅力の創出につなげていきたいと考えている。</p> <p>事業名:「地下水保全への取り組み」 事業期間:18年度～ 事業費:184,000千円 市の単独事業である 関連条例名:「熊本市地下水保全条例」 関連計画:「くまもと水ブランド創造プラン」、「熊本市地下水保全プラン」 概要:熊本市は、73万市民の水道水源を全て地下水で賄っていることから、地下水は本市にとって、大変貴重な資源である。こうしたことから、本市では地下水の質と量の保全に取り組むとともに、地下水を生かした都市ブランドづくり等に取り組んでいる。地下水保全の取り組みとしては、地下水の涵養地域である周辺町と協定を結んだ水田湛水事業や、涵養林の植樹等に取り組む他、生活用水使用量が増える夏場を中心に(平成20～22年度は節水強化月間として設定)、全市的な節水市民運動を展開するなど水量の保全に取り組んでいる。また、くまもと「水」</p>

市名	地域再生に向けた先進的若しくは特色ある取組概要
	<p>検定制度やくまもと水守制度の導入による人材育成、熊本水遺産登録制度など地域全体への水文化の普及啓発などの取組みも推進している。</p> <p>成果:平成の名水百選に本市の湧水地が2箇所選ばれる他、本市の地下水保全の取組みが評価され、第10回日本水大賞グランプリ(2008年度)を受賞するなどの成果をあげているが、何より本市の地下水保全や水ブランド戦略の取組み等が、市民レベルで浸透してきていることが大きな成果である。</p> <p>課題:節水市民運動の定着、地下水かん養量の確保、硝酸性窒素濃度対策など水量・水質両面における地下水保全対策が喫緊の課題となっている。</p>
大分市	<p>事業名:「ご近所の底力再生事業」 事業期間:18年度～ 事業費:41,332千円(H22当初) 市の単独事業である 関連計画:「大分市市民協働基本指針」</p> <p>概要:</p> <p>目的 自治会が行う地域コミュニティの再生及び地域のさまざまな課題の解決を図るための事業を支援する。</p> <p>対象事業 地域の安全を守る事業、青少年の健全育成に関する事業、地域福祉の向上に関する事業、世代間交流の促進に関する事業、地域の環境の美化又は保全に関する事業等</p> <p>対象経費 材料費、印刷代、消耗品費(人件費除く)等で、世帯数により限度額がある。30千円(30世帯まで)35千円(50世帯まで)以後50世帯につき5千円の増額</p> <p>対象地域 市内全自治区(674)</p> <p>成果:・地区の祭りやイベント等により、地区住民の世代を超えたふれあいが図られた。・防災訓練や環境美化活動により安全で美しいまちづくりの取組みが行えるようになった。</p> <p>課題:この事業は、市民と行政が連携・協力して取組みを進め、地域コミュニティを再生しようとするものであるが、自治区によっては人口減少や高齢化等により自治会活動に生じている状況がある。また、マンション世帯等自治会に加入していない世帯も多数あり、自治会活動に影響が出ていることが課題としてあげられる。</p> <p>事業名:「頑張る集落たすく隊事業」 事業期間:22年度～ 事業費:998千円(H22当初) 市の単独事業である</p> <p>概要:</p> <p>目的 過疎化が著しい集落に住む住民が元気で安心して暮らすことができるように近隣自治区や企業等の団体による社会貢献活動としての集落支援の取組みを促進し、集落の課題となっている共同作業等の円滑な実施と集落の活性化を目指す。</p> <p>対象事業 道路の草刈り、共同利用を行う施設の清掃、その他集落において支援を必要とする事業</p> <p>対象経費 材料費、燃料費、消耗品代等(人件費除く)で、同一年度の限度額は60千円</p> <p>対象団体 70歳以上の人口が50%以上の自治区で結成された自治会</p> <p>支援団体 対象となる自治区以外に居住する住民、企業、NPO等5名以上で構成する団体</p> <p>成果:人口減少や高齢化等により、自らの自治区や集落で抱える課題の解決が困難な場合、外部の第三者からの協力により共助の取組みを行うことで、集落維持機能の確保や住民の元気で安全な暮らしに役立つことが可能となる。具体例としては、道路等の草刈り、法面の竹切り等を行った。</p> <p>課題:対象団体の条件を「70歳以上の人口が50%以上の自治区」としているが、条件に満たない自治区において、集落の課題解決が困難なケースがあることから、対象団体の検討が必要であると考えられる。</p>

市 名	地域再生に向けた先進的若しくは特色ある取組概要
那覇市	<p>事業名:「周辺環境調和型『亜熱帯庭園都市』による地域活力の再生」 事業期間:19年度～23年度 事業費:30,000,000千円 市の単独事業でない 概要:那覇市は沖縄本島の南部に位置し、沖縄県の政治・経済・文化の中心地であるとともに、南国特有の自然特性をもち、観光・リゾート産業を基幹産業とする地域である。しかし、県民所得は依然として低く失業率も全国平均に比べ非常に高い水準で推移しており、地域経済の活性化、雇用機会の創設が強く求められている状況である。そこで当市では、民間事業者の活力も生かしながら、観光や情報通信関連の産業振興及び新規企業立地を図り、地域経済の活性化と就業の場を創出することで、厳しい経済・雇用状況を改善し、地域の活性化を図る。</p> <p>支援の内容 「公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大」を活用し民間事業者の活力を活用した土地利用を図ることとした。</p> <p>成果: ①地域経済の活性化 ・総事業費約 300億円 ②雇用機会の創出見込み ・施設整備段階（調査、設計、建設等に伴う雇用発生数）延べ30万人 ・施設稼働段階（商業・業務等） イ)域内雇用者（商業・業務棟）約1,500人/日 ロ)その他施設維持管理スタッフ、警備等（敷地全体）延べ約7,000人工/年 課題:那覇市土地開発公社により、公有地の拡大の推進に関する法律（以下「公拡法」という。）第6条に基づく先買い制度によって確保された公共公益施設用地の一部について、当市の財源確保の困難性などの理由から、施設建設の目途が立たずに長期保有となっていた土地が大きな課題となっていた。</p> <p>そのなかでも、那覇市新都心地区において新庁舎建設のための庁舎候補地とされていた土地は、当市における厳しい財政状況や、現庁舎が位置する中心市街地の活性化の問題、市民・議会の合意形成などの事情により長期にわたって移転・建設の見通しがたたず、土地利用の在り方が大きな課題となっていた。</p>

問10-2 貴市の地域再生に向けた新しい取り組みで実施予定にあるもの若しくは構想段階(中長期的な構想)にあるものがありましたらご記入下さい。

回答は11市16取り組み。うち、実施予定は9取り組み、構想段階は7取り組み。11市の施策を問10-1のとおり整理すると、下表のとおり。11市の施策で注目すべきは、「アジア諸国等との経済圏の形成による地域再生」が2市に上ること。ここでも、今後の地域再生は国内のみならず、海外との連携強化を地域再生の礎としようとする考えが窺えた。

分野	市数
1. 地域経済の活性化による地域再生	9市
2. 協働による地域再生	5市
3. 社会資本整備による地域再生	5市
4. 地域の環境整備による地域再生	4市
5. 医療・福祉・少子高齢化対策等の充実による地域再生	3市
6. 安全・安心なまちづくり(防災・防犯対策)	2市
7. アジア諸国等との経済圏の形成による地域再生	2市※1

※1 7.の2市は千葉市、熊本市

市名	取組段階	地域再生に向けた新しい取組概要
新潟市	構想段階	事業名：超高齢社会に向けた諸施策 概要：本市全体の高齢者数は、2010年～2020年の10年間で5万1,000人増加し、2,030年には人口の33.6%を占めることが予測される。こうした「超高齢社会」を迎えている状況を踏まえ、今後市民がこの問題を自らの問題ととらえ、行政、地域、ボランティア、民間企業などがそれぞれの役割を果たしていくための具体策を練り上げていく。
八王子市	構想段階	事業名：「八王子市中心市街地活性化基本計画策定」 市の単独事業である 概要：本市では、八王子市の実態にあった独自の視点から、地域の特性や住民意向等を総合的に捉えた「中心市街地の活性化に関する法律」に基づく、中心市街地活性化基本計画を策定し、国の認定を目指している。本計画における主な市の実施事業としては、駅前広場の改善、各種道路工事、空き店舗対策、インフォメーションセンターの設置、また、主な民間(商工会議所、まちづくり八王子等)実施事業として802野菜市場、ハチカフェ、八王子大学等の事業が予定されている。これらの事業を実施していくことにより八王子の顔である中心市街地を活性化させていき、八王子のまちづくりや地域経済の発展に寄与し、八王子市全体の活性化を促進させる。

市名	取組段階	地域再生に向けた新しい取組概要
川口市	実施予定	<p>事業名:「芝地区住宅市街地総合整備事業(密集市街地整備型)」 事業期間:21年度～32年度 事業費:6,147,000千円 市の単独事業でない 概要:本地区は、40年以上前に土地区画整理事業における「区域の都市計画決定」を受けている地区であります。整備手法の考え方等、市街地の状況や住民ニーズの変化等があり、土地区画整理事業として、事業推進が難しい状況となっています。また、地震時に大きな被害が予想される危険な重点密集市街地を抱える地区でもあり、早急な安全性の確保が望まれております。こうしたことから、土地区画整理事業による整備から住宅市街地総合整備事業による整備へと転換を図るため、説明会を開催しております。</p>
	構想段階	<p>事業名:「西川口駅周辺のまちづくり」 市の単独事業でない(見込み) 概要:西川口駅周辺地区は、かつて違法な性風俗店が多数立地していましたが、平成17年から埼玉県警による一斉摘発によって多くの空店舗が発生し、「がらんだ街」になりました。平成19年度には川口商工会議所に「西川口西口再生会議」が発足し、20・21年度には内閣府の「地方の元気再生事業」の採択を受け、健全な歓楽街の再生を目指し、「B級グルメ」のイベント誘致等の取り組みがきっかけとなって、地域主体のまちづくりが活発になってきております。現在、町会、商店会、県議会議員、市議会議員・関係団体等の連携体制による西川口まちづくり懇談会(事務局川口市)が設立され、西川口駅の東西口周辺を一体的にとらえた安全・安心で魅力あるまちへの再生と活性化のためのまちづくりビジョンの策定を行っていくことになっております。</p> <p>また、平成22年度から、市民事業の多様なチャレンジの受け皿として、(財)民都機構、地元寄附、川口市によるファンドを構築し、西川口駅西口再生支援事業(H22年度～H24年度)を実施しております。</p>
千葉市	実施予定	<p>事業名:「姉妹友好都市との国際経済交流の推進」 事業期間:平成22年度～ 市の単独事業である 概要:千葉市は「千葉市国際化推進基本計画」の基本理念にのっとり、既に交流の実績がある姉妹都市・友好都市を対象とし、それぞれの産業状況と本市の地域特性を考慮した互恵的な経済交流を実施する。今年度は、1972年に姉妹都市を提携したヒューストン市と、発展的かつ持続的な交流を目指すこととし、経済交流に特化した文書合意を行った。また、この一環として、市内に所在する千葉市ビジネス支援センター、千葉大亥鼻イノベーションプラザの両インキュベート施設とヒューストン・テクノロジー・センターとの経済発展分野における相互交流の協定を締結し、ベンチャー企業の相互進出、施設間の連携など新事業創出を両市間で後押しする。</p>
	構想段階	<p>事業名:「千葉市科学都市戦略の推進」 市の単独事業である 概要:市内の産業、大学、研究機関等の集積状況を勘案し、これらと連携を図った科学都市「千葉市」の実現を目指す戦略を策定する。目指すべき都市の姿は「日常生活に科学が溶け込んだライフスタイルが根付き、科学への興味・関心が世代や立場を超えて幅広く浸透し、科学を身近に感じる土壌が醸成される」もので、市、産業界、大学等研究機関、市民団体等が共通の認識と理解を持ち、連携を深め、人材の輩出や産業・技術の振興など未来に希望を持てるまちづくりを行っていく。現在、企業・大学等からの提案公募を行い、専門家からの意見を聴取している。平成23年3月の策定を目指す。</p>

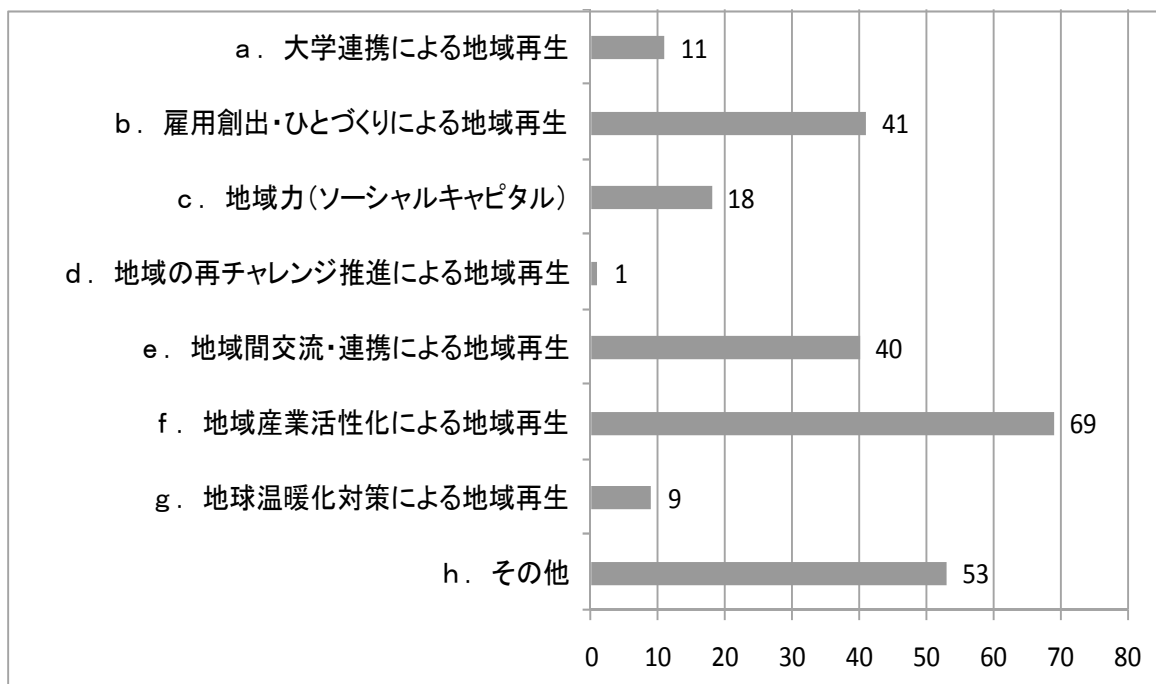
市名	取組段階	地域再生に向けた新しい取組概要
堺市	実施予定	<p>事業名:「新病院整備事業」 事業期間:22年度～26年度 事業費:20,000,000千円 市の単独事業である 関連計画:「自由都市・堺ルネサンス計画」 概要:三次救急医療を担う救命救急センターを整備するとともに、現病院機能を一体的に移転し、三次と二次が一体となった救急医療、急性期医療、がん等を主体とする高度専門医療を提供する、地域における救急医療の核となる新病院を整備。併せて病院敷地内に救急ワークステーションや小児科を主体とする急病診療センター等を整備。</p>
	実施予定	<p>事業名:「新名神推進事業」 事業期間:平成23年度～25年度 事業費:227,800千円 平成27年度～30年度 事業費:448,000千円 市の単独事業でない(国の交付金あり) 関連計画:「西日本高速道路(株)による新名神高速道路建設事業」 概要:茨木市千提寺地区にインターチェンジ及びパーキングエリアができることにより、地域が分断され、生活基盤が減少するため、新たな将来計画を策定し、社会資本整備総合交付金制度を活用し、道路・里道・交流拠点広場等の整備を実施する。</p>
茨木市	構想段階	<p>事業名:「浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)」 市の単独事業でない 関連構想:「第4次茨木市総合計画(平成17年3月)」「茨木市生活排水処理基本計画(平成16年3月)」 概要:本市では、公共用水域の水質改善とともに快適な生活環境を構築する目的で、「茨木市生活排水処理基本計画」を平成15年度に策定。その中で「茨木市流域関連公共下水道事業認可区域」を除いた地域において、「下水道」、「農業集落排水」、「合併処理浄化槽」の3種類の事業手法について、建設・設置から維持管理までの費用比較を行い、それぞれの各地区の特性に適した事業手法を検討し、下水道整備区域以外の区域については、「合併処理浄化槽整備区域」として定めた。また、合併処理浄化槽の整備手法については、設置主体によって「個人設置型」と「市町村設置型」の2種類あるが、個人設置型の場合は、維持管理を個人で行うため、浄化槽からの放流水の水質が適正管理されない事例があり、公共用水域の保全を担保するために、合併処理浄化槽の設置から維持管理までを市で行う「市町村設置型合併処理浄化槽整備事業」に決定した。なお、対象戸数は317戸、設置基数は260基、維持管理基数は317基を予定している。(平成22年3月現在)</p>
	実施予定	<p>事業名:「鉄道4駅起点プロジェクト『香里園ブランド』」 事業期間:22年度～ 事業費:H22)2,100千円 市の単独事業である 関連計画:「寝屋川市ブランド戦略基本方針(ワガヤネヤガワproject)」 概要:本市のブランド戦略は、地域資源の再発見・掘り起こし・創出・組み合わせに取り組むことを基本とし、市内鉄道4駅を起点に、平成22年度は対外的にもっとも知名度が高く良好なイメージをもつ「香里園」をブランドとして位置付け、情報発信の分野で複数のプロジェクトに取り組み、ブランド力向上を図ることで、“ねやがわブランド”形成の牽引役とする。 平成22年度は京阪香里園駅を起点とした地域資源の情報や案内図を掲載したマップを作成する。他の市内鉄道駅についても、駅を起点とした地域資源の情報発信等の取り組みを、年次的に順次展開していく。</p>
寝屋川市	構想段階	<p>事業名:「京阪電車寝屋川車両基地びわこ号復活プロジェクト」 市の単独事業である 関連構想:「寝屋川市ブランド戦略基本方針(ワガヤネヤガワproject)」</p>

市名	取組段階	地域再生に向けた新しい取組概要
		<p>概要:寝屋川市ブランド戦略基本方針(ワガヤネヤガワproject)の中で「ブランド・プロジェクト」と位置づける重点取組。昭和初期に京阪本線の天満橋と浜大津を直通で結んでいた特急「びわこ号」の車両が京阪電車寝屋川車両基地に眠っている。鉄道遺産としてもたいへん貴重なこの地域資源を市民みんなの力でもう一度走らせようというプロジェクト。夢を実現することで、みんなのまちに“笑顔”と“自信”を満たし「元気都市寝屋川」のシンボルに。平成22年度は京阪電車と市がプロジェクトのフレームについて協議し、平成23年度より本格的な取組を開始する予定。</p>
京都市	実施予定	<p>事業名:「岡崎地域の活性化」 事業期間:22年度～ 事業費:未定 市の単独事業でない 関連計画:「京都市基本計画(平成22年度策定予定)」「岡崎地域活性化ビジョン(仮称)(平成22年度策定予定)」 概要:明治28年に開催された第4回内国勸業博覧会跡地を中心に国内でも類を見ない多くの文化交流施設、琵琶湖疏水などの近代遺産が集積した岡崎地域は、京都の近代化のシンボリックな地域であり、国内外から年間延べ500万人を超える方々が訪れる「国際文化観光都市」京都の顔となる重要な地域である。岡崎地域の優れた都市景観を将来へ保全再生しながら、世界に冠たる文化・交流ゾーンとしての機能を一層発揮するとともに、更なる賑わいを創出するため、同地域で展開している京都市の様々な施策(動物園や京都会館の再整備等)を融合しつつ、官民連携により岡崎地域の資源・ポテンシャルの更なる活用を目指したビジョンを平成22年度に策定する予定。同ビジョンに基づき、京都を牽引する更なる魅力的な地域として岡崎地域活性化の各種取組を進めていく予定である。 (参考)ビジョン検討委員会の委員会資料 http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/soshiki/2-11-3-0-0_10.html</p>
姫路市	実施予定	<p>事業名:「野里街道での歴史まちづくり」 事業期間:平成22年度～ 事業費:6,250千円 市の単独事業でない 関連計画:「姫路市景観計画」、「城下町再生プラン」 概要:世界文化遺産・姫路城のバッファゾーン内において、歴史的な建造物が多く残る「野里街道周辺」において「景観ルール」と「町並み整備」による歴史まちづくりを行います。具体的には「姫路市景観計画」において、野里街道周辺を「歴史的町並み景観形成地区」に指定し、町並みを守り・育てるための景観ルールを定め、規制誘導を行うとともに、「街並み環境整備事業」を活用し、国の支援のもと野里街道の町並みを整備します。 【整備事業】 ・町並み修景助成制度;商店・住宅等の修景工事に対し、一定の助成金を交付 ・舗装の美装化;町並みに調和する地道風舗装に改装 ・和風街路灯の設置;老朽化が進む鈴蘭灯を和風の街路灯に変更 ・町並み拠点施設の整備;まちづくりの拠点となる施設を整備</p>
	構想段階	<p>事業名:「播磨臨海地域道路網構想」 市の単独事業でない 概要:播磨臨海地域とは、播磨地域の臨海部に位置する姫路市、高砂市、加古川市、明石市、播磨町、稲美町の4市2町で構成される地域のことであり、平成20年の製造品出荷額が約6兆5千億円を誇る、日本を代表する製造拠点群が集積するとともに、世界文化遺産・姫路城をはじめとする多種多様な文化資源を有しています。しかしながら、その経済活動や地域間交流の基盤となる東西方向の幹線道路は、国道2号線バイパスのみ</p>

市名	取組段階	地域再生に向けた新しい取組概要
		<p>であり、13万台/日を超える交通が集中して、渋滞が常態化し、活力ある地域の産業競争力低下や安全・安心な日常生活への支障を招くなど深刻な状況に陥っています。そこで、国道2号姫路バイパス、加古川バイパスの慢性的な交通渋滞を解消するとともに、神戸西バイパスや阪神高速道路網と一体となって、播磨臨海地域と国際物流拠点であるハイパー中枢港湾・阪神港や特定重要港湾・姫路港、さらには世界への玄関口となる関西国際空港、神戸空港との人・もの・情報の迅速かつ円滑な流れを促進することにより我が国の国際競争力強化に資するため、播磨臨海地域道路の早期実現を目指した取り組みを進めています。</p>
高知市	実施予定	<p>事業名：「はりまや橋周辺から高知城までの東西軸エリア活性化プラン事業」 事業期間：23年度～27年度 事業費(23年度)：予算要求中市の単独事業でない 関連計画：「高知県産業振興計画」「高知市総合計画」 概要：本市の中心市街地は、歩行者数、商店数、居住者数などあらゆる指標で衰退の一途をたどっており、県と市が連携して何らかの手立てを講じなければならない時期にきている。そのため、本県・市の中心市街地・商店街の生命線である「はりまや橋周辺から高知城に至る東西軸一帯」のこれ以上の衰退を抑止し、その活性化に取り組むためプランを策定し、平成23年度から事業を実施する予定。 ※東西軸エリア活性化プラン素案の内容 ○目指すべき姿⇒東西軸エリアに多くの人が集まり、誰もがゆっくりと、楽しみながら気ままに「まちぶら」できるエリアを目指す。 ○目指すべき姿を実現するための4つの基本方針 ①強み(魅力)を余すことなく活用する⇒3つのテーマ(歴史・文化・食)に基づく9つの「中核的地域資源」の活用 ②まずは東西軸エリアに重点化する⇒はりまや橋周辺から高知城までの東西3つのラインに沿ったエリアの重点的整備 ③地元で支持される商店街づくりを進める ④まち歩き観光により経済効果を高める</p>
熊本市	実施予定	<p>事業名：「熊本市東アジア戦略の推進」 事業期間：22年度～市の単独事業である 関連計画：「熊本市東アジア戦略」 概要：平成23年3月の九州新幹線の開業、平成24年4月の政令指定都市への移行など、本市は大きな転換期を迎えており、更なる発展が予想される東アジアに目を向けて、様々な交流拡大を図ることが、本市の九州中央という地理的特性からも重要との認識の下、平成21年度に「熊本市東アジア戦略」を策定した。本市は、熊本城を中心とした歴史・文化、73万人市民の水道水源をすべて地下水で賄う日本一の地下水都市、全国の市町村でベスト10に入る農業産出額、一人あたりの高等教育機関、医療機関数が多いなど、暮らしやすい都市としての機能を有しており、今後、こうした特性にさらに磨きをかけながら、東アジアの人々から選ばれる都市になることを目指し、各種施策等に取り組むこととしている。</p>

問 1 1 貴市で認定された地域再生計画の内容を記述下さい。

回答は 71 市 166 件の地域再生計画。具体的な取組内容は下表のとおり。これを見ると、今日の厳しい雇用情勢を反映し、「地域産業活性化による地域再生」69 市の回答が最も多くなっている。



※事業内容の分類（下記の a～f までのなかから選択下さい。）（複数回答）

- a. 従来、国で行っていた機能に関するもの
- b. 大都市に集中していた経済機能に関するもの
- c. 人口の分散化に関するもの
- d. 社会資本整備に関するもの
- e. 安全・安心なまちづくり(防災・防犯対策、社会環境・生活環境整備)に関するもの
- f. その他

※具体的な取組内容（下記の a～h までのなかから選択下さい。）（複数回答）

- a. 大学連携による地域再生
- b. 雇用創出・ひとづくりによる地域再生
- c. 地域力（ソーシャルキャピタル）
- d. 地域の再チャレンジ推進による地域再生
- e. 地域間交流・連携による地域再生
- f. 地域産業活性化による地域再生
- g. 地球温暖化対策による地域再生
- h. その他

市名	地域再生計画の名称	認定回数 認定日	計画期間	事業内容の分類	具体的な取組内容	講じられた支援措置
札幌市	にぎわいと感動のまちづくり	旧プログラム 第1回 16.6.21	16年度 ～ 26年度	d	c	道路使用許可、占用許可の円滑化等
	先進性を活かしたニュービジネスの街、人にやさしい街“おもてなしの街”“さっぽろ”雇用創出計画	第1回 17.7.19	17年度 ～ 19年度	f	f	地域提案型雇用創造促進事業
	アートツールを活用した地域コミュニティの再生	第4回 18.7.3	18年度 ～ 19年度	f	c	市民活動団体等支援総合事業
	さっぽろ発☆ブランドに磨きをかける食・健康・新産業人材雇用創出プロジェクト	第10回 20.6.25	20年度 ～ 22年度	f	b	地域雇用創造推進事業
函館市	函館雇用創出計画	第1回 17.7.19	17年度 ～ 19年度	f	b	・地域提案型雇用創造促進事業
	函館雇用創出計画～世界にひらかれた交流都市をめざすひとづくり・ものづくり～	第13回 前半 21.6.30	21年度 ～ 28年度	f	b	・地域再生支援利子補給金 ・地域雇用創造推進事業 ・地域雇用創造実現事業
	函館国際水産・海洋都市構想の推進～新水産・海洋都市はこだてを支える人材養成～	第13回 後半 21.7.17	21年度 ～ 30年度	f	b・f・h (産学官連携による地域再生)	・地域再生支援利子補給金 ・科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム
旭川市	旭山動物園を起爆剤とした観光振興による地域活性化再生構想	第1回 17.7.19	17年度 ～ 22年度	f	b	・地域提案型雇用創造促進事業 ・地域雇用創造推進事業
青森市	市民の活力による雇用促進プラン	第1回 17.7.19	17年度 ～ 18年度	f	b・f	地域提案型雇用創造促進事業
	「次世代に引き継ぐ豊かで美しい自然環境」計画	第3回 18.3.31	18年度 ～ 22年度	d	f	汚水処理施設整備交付金
	遊休農地等を活用した新たなチャレンジ計画	第4回 18.7.3	18年度 ～ 22年度	f	b	地域再生に資するNPO等の活動支援
	地域の人材を通じた中心市街地活性化と企業誘致による雇用創出プラン	第10回 20.6.25	20年度 ～ 22年度	f	b・f	地域雇用創造推進事業

市名	地域再生計画の名称	認定回数 認定日	計画期間	事業内容の分類	具体的な取組内容	講じられた支援措置
盛岡市	「まちなか観光」と「まちなか居住」による元気なまちの再生	第2回 17.11.22	17年度～ 21年度	f	b・e・f	・地域再生に資するNPO等の活動支援 ・官民パートナーシップ確立のための支援事業
仙台市	クリエイティブ・クラスターを形成する地域活性化を担うクリエイター育成プログラム	第16回 22.6.30	22年度～ 26年度	f	a. b. c. f.	科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム
秋田市	秋田水環境創造計画	第6回 19.3.30	19年度～ 23年度	d	c	汚水処理施設整備交付金
	秋田地域雇用創造計画	第7回 19.9.20	19年度～ 21年度	b	b・f	地域雇用創造推進事業
山形市	「人と自然を大切にすまちなか」山形市	第1回 17.6.17	17年度～ 20年度	d	f	公共下水道及び浄化槽設置に対する補助金交付措置
福島市	飯坂地区都市再生	旧プログラム 第3回 17.3.28	18年度～ 22年度	d	f	まちづくり交付金
	福島市都市農村交流促進計画	第1回 17.6.17	17年度～ 20年度	d	f	道整備交付金
	快適なふくしまの暮らしの場創出計画	第1回 17.6.17	17年度～ 20年度	d・e	f	汚水処理施設整備交付金
郡山市	全市域水クリーンアップ構想	第1回 17.6.17	17年度～ 21年度	d・e	h	汚水処理施設整備交付金
いわき市	いわきの戦略産業「観光・環境産業」振興計画	旧プログラム 第1回 16.6.21	16年度～ 20年度	f	f	・映画ロケ、イベント等及びカーレースに伴う道路使用許可の円滑化 ・「一地域一観光」を推進する「ひと」「情報」の充実 ・環境の経済の好循環のまちづくりに対する支援 ・エコタウン事業の補助採択の要件緩和
	中心市街地整備改善による地域再生	旧プログラム 第1回 16.6.21	16年度～ 20年度	d・f	f	・まちづくり交付金の創設 ・道路占用許可弾力化(オープンカフェ等) ・道路占用における「市町村推奨ルール」の導入 ・道路使用許可 ・道路占用許可の手續改善

市名	地域再生計画の名称	認定回 認定日	計画 期間	事業内容 の分類	具体的な 取組内容	講じられた 支援措置
	活力に満ち、創造力あふれるまちづくり計画	第1回 17.6.17	17年度 ～ 21年度	d	e・f	道整備交付金
		第3回 18.3.31	17年度 ～ 21年度	d・e	e・f	道整備交付金
		第15回 22.3.23	22年度 ～ 26年度	d	e・f	道整備交付金
新潟市	“水の都にいがた”水辺空間にぎわい再生計画	旧プログラム 第1回 16.6.21	16年度 ～ 18年度	d	h	①地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチームの設置」②道路占用許可の弾力化③河川占用許可の弾力化
	環日本海物流拠点機能	旧プログラム 第1回 16.6.21	16年度 ～ 20年度	d	g	スマート IC の社会実験の実施
	公共施設の転用による福祉水準向上計画	旧プログラム 第2回 【新規】 16.6.21 第6回 【継続】 19.3.30	第2回 16～18 年度 第6回 19～23 年度	d	h	補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化
	水と緑の田園都市を健やかに育む白根の水環境保全計画	第2回 17.11.22	17年度 ～ 21年度	d	h	汚水処理施設整備交付金
長岡市	山の暮らしの再生計画	第1回 17.7.19	17年度 ～ 27年度	b・c・e	a・e・f	地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成
	越路・小国地域の優れた自然環境と観光資源が広域的に連携した観光交流ネットワーク計画	第9回 20.3.31	20年度 ～ 24年度	d・e	e	道整備交付金
富山市	とやま緑豊かな国際都市づくり計画	第1回 17.6.17	17年度 ～ 21年度	d	h	道整備交付金
	富山市「共生・交流・創造」のまちづくり	第2回 17.11.22	17年度 ～ 21年度	d	h	汚水処理施設整備交付金
	富山地域にぎわいと自然が調和する地域づくり計画	第15回 22.3.23	22年度 ～ 26年度	d	h	道整備交付金
金沢市	金沢型地域パートナーシップ推進計画	旧プログラム 第1回 16.6.21	16年度 ～ 18年度	f	f	生涯学習まちづくりモデル支援事業の活用

市名	地域再生計画の名称	認定回数 認定日	計画期間	事業内容 の分類	具体的な 取組内容	講じられた 支援措置
	自然と共生するまちづくり推進計画	第1回 17.6.17	17年度 ～ 21年度	d	e・f	道整備交付金
福井市	福井しあわせの道 ネットワーク化計画	第1回 17.6.17	17年度 ～ 21年度	d・e	e・f・g	道整備交付金
	暮らし彩りの里計画	第1回 17.6.17	17年度 ～ 21年度	d・e	e・f・g	汚水処理施設整備交付金
	住みたい澄ませたい 福井再生計画	第1回 17.6.17	17年度 ～ 21年度	d・e	e・g	汚水処理施設整備交付金
	安心、安全で活力ある ふくいまちづくり計画	第15回 22.3.23	22年度 ～ 27年度	d・e	e	道整備交付金
長野市	戸隠地区再生計画	第1回 17.6.17	17年度 ～ 21年度	f	e・f	道整備交付金
	「自然とふれあう」清流再生計画	第1回 17.6.17	17年度 ～ 21年度	e	h(都市環境の再生)	汚水処理施設整備交付金
	子育て支援施策と生涯学習施策による中心市街地の再生	第5回 18.11.16	18年度 ～ 19年度	f	a	現代的教育ニーズ取組支援プログラム
	自然豊かなフルーツと伝説の里づくり計画	第6回 19.3.30	19年度 ～ 23年度	f	e・f	道整備交付金
	“ながのブランド郷土食”創出に向けた人材育成計画	第7回 19.7.4	19年度 ～ 23年度	f	b	地域再生人材創出拠点形成プログラム
川崎市	「音楽のまち・かわさき」推進計画	第1回 17.7.19 20.7.9 変更	17年度 ～ 22年度 (予定)	f	b・e・f	文化芸術による創造のまち支援事業の活用
	「川崎ものづくり産業の高度人材育成」推進計画	第4回 18.7.3	18年度 ～ 20年度	f	b・f	地域提案型雇用創造促進事業
	川崎市企業誘致・産業立地促進計画	第8回 19.11.22	19年度 ～ 22年度 (予定)	f	f	公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大
	『かわさき基準(通称 KIS:Kawasaki Innovation Standard)の理念を活かす産業人材育成』推進計画	第13回 21.6.30	21年度 ～ 23年度 (予定)	f	b・f	地域雇用創造推進事業

市名	地域再生計画の名称	認定回 認定日	計画 期間	事業内容 の分類	具体的な 取組内容	講じられた 支援措置
平塚市	自然との共生を めざした環境づ くり	第3回 18.3.31	18年度 ～ 23年度	d・e	c・g	汚水処理施設整 備交付金
相模原市	相模原市新都市 農業推進計画	旧プログラム 第1回 16.6.21	16年度 ～ 22年度	f	a・e・f	日本政策投資銀 行の低利融資 ・民間事業者等の 経済活動に伴う 道路使用許可の 円滑化等7項目
	「農」と「健康」の 発信拠点整備に よる多様な主体 参加型地域活力 再生計画	第1回 17.7.19	17年度 ～ 27年度	f	b・f	公立学校の廃校 校舎等の転用の 弾力化
	相模原市「水源 地域再生計画」	第3回 18.3.31	18年度 ～ 22年度	d	e	汚水処理施設整 備交付金
宇都宮市	大谷地域文化観 光再生計画	旧プログラム 第1回 16.6.21	16年度 ～ 18年度	e・f	e・f・h (観光・文化 芸術の振興 による地域 再生、地域 の安全対策 による地域 再生)	・文化芸術による 創造のまちづく り ・エコツーリズム に対する支援 ・案内標識に関す るガイドライン の策定
	魅力あふれる地域 あすの活力を育む うつのみやのまち づくり計画	第6回 19.3.30	19年度 ～ 23年度	d	e・f・h (観光振興 による地 域再生)	市道及び林道整 備
前橋市	街と自然が共生 する「こころの 風“あかぎ”」推 進計画	第1回 17.6.17	17年度 ～ 21年度	d	e	道整備交付金 汚水処理施設整 備交付金
	街と自然が共生 する“赤城のめ ぐみ”推進計画	第15回 22.3.23	22年度 ～ 26年度	d	e	道整備交付金
高崎市	高崎市「自然と 共生する環境保 全都市」計画	第3回 18.3.31	18年度 ～ 22年度	e	h	汚水処理施設整 備交付金
さいたま市	さいたま市水辺 空間の保全と再 生計画	第2回 17.11.22	17年度 ～ 21年度	d・e	c・f	汚水処理施設整 備交付金
川越市	川越市中心市街 地跡地再生計画	旧プログラム 第2回 16.12.8	17年度 ～ 18年度	d	e・f	まちづくり交付 金の創設
	産業観光の振興 に向けた伝統産 業再生計画	第2回 17.11.22	17年度 ～ 20年度	d	b・c・f	地域再生に資す る NPO 等の活動 支援
川口市	市民・事業者・市の 協働による地球高 温化防止計画	第13回 21.7.17	21年度 ～ 23年度	f	c・e・g	CO2削減のため の省エネ運動

市名	地域再生計画の名称	認定回 認定日	計画 期間	事業内容 の分類	具体的な 取組内容	講じられた 支援措置
越谷市	水辺空間活用再生計画	旧プログラム 第1回 16.6.21	16年度 ～ 21年度	e	h(親水空間の創出)	・まちづくり交付金の創設 ・「水辺の自由使用ガイドライン」の策定
	越谷市水辺再生計画	第2回 17.11.22	17年度 ～ 21年度	e	h(水質悪化の改善)	・污水处理施設整備交付金
船橋市	生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし	第2回 17.11.22	17年度 ～ 21年度	d	h	污水处理施設整備交付金
柏市	子どもスポーツ苦手解決 柏プロジェクト	第13回 21.7.17	21年度 ～ 21年度	e	h	官民パートナーシップの確立
静岡市	静岡市いきいき交流まちづくり計画	第1回 17.6.17	17年度 ～ 21年度	d	e	道整備交付金
	静岡市きれいな水のまち計画	第2回 17.11.22	17年度 ～ 21年度	d・e	h	污水处理施設整備交付金
	静岡市学校施設を経営資源とした市民協働型まちづくり計画	第7回 19.7.4	19年度 ～ 21年度	f	h	公共施設を転用する事業へのリニューアル債の活用
	静岡市いきいき交流まちづくり計画(第2期)	第15回 22.3.23	22年度 ～	d	e	道整備交付金
浜松市	浜松市中心市街地公共空間利活用計画	旧プログラム 第1回 16.6.21	16年度 ～ 25年度	f	h	道路使用許可円滑化・道路占用許可弾力化
	浜松市天竜美林再生計画	第1回 17.6.17	17年度 ～ 21年度	d	f・h	道整備交付金
	うるおいのある水辺空間と良好な生活環境の創出	第1回 17.6.17	17年度 ～ 22年度	d	f・h	港整備交付金
	知の拠点活用によるものづくり産業再生計画	第4回 18.7.3	18年度 ～ 22年度	f	a・b・c・f	・外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業 ・科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム ・現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代GP) ・地域企業立地促進等補助事業 ・外国企業誘致地域支援事業 ・中小企業地域資源活用プログラム

市名	地域再生計画の名称	認定回数 認定日	計画期間	事業内容 の分類	具体的な 取組内容	講じられた 支援措置
						・地域新生コンソーシアム研究開発事業 ・地域新規産業創造技術開発費補助事業
豊橋市	次世代型とよはし農業創造計画	旧プログラム 第1回 16.6.21	16年度 ～ 20年度	a・e	a・e	・補助対象施設の有効活用 ・市民農園で生産された農作物の販売が可能な範囲の明確化 ・バイオマスタウン(仮称)の実現に向けた取組み
	東三河の顔再生計画	第4回 18.7.3	18年度 ～ 22年度	a・c・d	b・c・f	日本政策投資銀行の低利融資等
岡崎市	三河を拓くトライネット圏域創造計画	第1回 17.6.17	17年度 ～ 21年度	d・e	e・f	道整備交付金
	快適で環境にやさしいまちづくり～おかざき都市環境の整備計画～	第2回 17.11.22	17年度 ～ 21年度	e	h	汚水処理施設整備交付金
	岡崎都市圏/危機管理能力高度化計画	第15回 22.3.23	22年度 ～ 26年度	d・e	e・f	道整備交付金
一宮市	駅周辺のストックを活かした「歩いて暮らせる中心市街地にぎわい再生計画」	旧プログラム 第1回 16.6.21	16年度 ～ 23年度	d・f	c	道路占用許可弾力化(オープンカフェ等)地域再生支援チームの設置など
	水うるおい緑が映える田園空間	第1回 17.6.17	17年度 ～ 19年度	e	h(汚水処理施設の整備等、水環境改善による地域再生)	汚水処理施設整備交付金
	水うるおい緑が映える青木川再生計画	第9回 20.3.31	20年度 ～ 23年度	e	h(〃)	汚水処理施設整備交付金
豊田市	水と緑のゆたかさ創造都市づくり計画～都市と農山村の共生～	旧プログラム 第3回 17.3.28	16年度 ～ 22年度	d・e	b・c・e・ f・g	・市民農園で生産された農作物の販売が可能な範囲の明確化 ・「一地域一観光」を推進する「ひと」「情報」の充実 ・「地域交通会議(仮称)」の設置 ・コミュニティバス、乗合タクシーの許可に関する

市名	地域再生計画の名称	認定回数 認定日	計画期間	事業内容 の分類	具体的な 取組内容	講じられた 支援措置
						基準の弾力化等 ・NPO 等によるボランティア輸送の全国展開 ・まちづくり交付金の創設 ・「水辺の自由使用ガイドライン」の策定 ・都市と農山漁村の共生・対流に関する施策の連携強化 ・案内標識に関するガイドラインの策定 ・良好な景観形成の推進
	とよた藤岡アメンティ再生交流計画	第1回 17.6.17	17年度～ 19年度	d	g	汚水処理施設整備交付金
	とよたみよし活き活き交流まちづくり計画	第1回 17.6.17	17年度～ 21年度	d	e	道整備交付金
	階層的製造業人材育成の推進	第13回 21.7.17	21年度～ 25年度	f	b・f	科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム
	「おいでん」とよた「いいじゃん」みよしまちづくり計画	第15回 22.3.23	22年度～ 26年度	d	e	道整備交付金
津市	伊勢湾内のイカナゴ漁を守る、安心安全、活気あるみなとづくり	第6回 19.3.30	19年度～ 23年度	d	f	防波堤の整備に対する補助金
	「山、川、海、人が共生する元気なまち津」清流計画	第15回 22.3.23	22年度～ 26年度	d・e	h	・個別浄化槽設置に対する補助金 ・公共下水道整備に対する補助金
	「歴史、文化が息づく活力あふれる自然ゆたかな地域づくり計画」	第15回 22.3.23	22年度～ 26年度	d	e	林道、市道整備に対する補助金
四日市市	市民活動による地域再生計画	第1回 17.7.19	17年度～ 19年度	e・f	h (NPO 等の活動支援)	地域再生に資する NPO 等の活動支援
	「泗水の里」清流再生計画	第2回 17.11.22	17年度～ 21年度	d・e	h (汚水処理施設の整備)	汚水処理施設整備交付金
堺市	「自由都市・堺」再生計画	第1回 17.7.19 第3回変更 18.3.31 第11回変更 20.11.11	17年度～ 28年度	d・f	b・f	・地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の設置 ・地域提案型雇用創造促進事業 ・地域再生支援利子補給金

市名	地域再生計画の名称	認定回数 認定日	計画期間	事業内容 の分類	具体的な 取組内容	講じられた 支援措置
豊中市	大阪国際空港周辺地域における移転補償跡地の有効活用による「まちづくり」と「産業再生」計画	第4回 18.7.3	18年度 ～ 22年度	d・e	h(移転補償跡地の有効活用による地域再生)	地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成
	大阪国際空港周辺地域における移転補償跡地の有効活用による「まちづくり」と「産業再生」計画	第11回 20.11.11	20年度 ～ 22年度	f	b・f・h(移転補償跡地の有効活用による地域再生)	・地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成 ・地域雇用創造推進事業
吹田市	吹田操車場跡地再生計画「東部拠点環境先進まちづくりプロジェクト」	第8回 19.11.22	19年度 ～ 22年度	f	h	地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成
高槻市	大阪元気コミュニティ創造サポート計画	旧プログラム 第1回 16.6.21	16年度 ～ 20年度	a	c	補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化
枚方市	枚方市地域活性化支援計画	第1回 17.6.17	17年度 ～ 22年度	b	b	地域提案型雇用創造促進事(パッケージ事業)
	枚方市東部地区再生計画	第1回 17.7.19	17年度 ～ 19年度	d	h	汚水処理施設整備交付金
八尾市	「ものづくりのまち・八尾」担い手育成計画	第1回 17.7.19	17年度 ～ 19年度	f	b	地域環境型雇用創造促進事業
寝屋川市	市民がふれあい、いきいきと活動できるまち・寝屋川づくり	第2回 17.11.22	17年度 ～ 21年度	f	e	・補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化 ・公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除 ・公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置
京都市	伝統技能と科学技術の融合による先進的ものづくりのための人材育成計画	第4回 18.7.3	18年度 ～ 22年度	f	b	人材育成に関するインターンシップ等
	NPO・行政・第三セクターの協働による都心部公共空間の再生と「新しい公共」の創生	第11回 20.9.22	20年度 ～ 22年度	e(社会環境・生活環境整備)	c・e	請負契約を実施するために必要な経費の支出

市名	地域再生計画の名称	認定回 認定日	計画 期間	事業内容 の分類	具体的な 取組内容	講じられた 支援措置
大津市	湖都大津「安心・安全のまちづくり」計画	第3回 18.3.1	17年度 ～ 22年度	e	h(既存公共施設の充実・再配置や都市防災基盤の整備により「安心・安全のまちづくり」の実現を目指す。)	公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除
	大津の歴史と文化を再発見プロジェクト	第13回 21.7.17	21年度 ～ 21年度	f	b	官民パートナーシップ確立のための支援事業
神戸市	神戸観光再生計画	旧プログラム 第1回 16.6.21	16年度 ～ 22年度	f	f	なし
	こうべ「健康を楽しむまちづくり」構想～安心で健やかな地域社会をめざして～	第4回 18.7.3	18年度 ～ 22年度	e	a	・「高齢者活力創造」地域再生プロジェクト ・市民活動団体等支援総合事業
姫路市	賑わいと活気あふれる中心市街地再生計画	旧プログラム 第3回 17.3.28	17年度 ～6年 程度	f	h	・道路使用許可の円滑化 ・道路占有許可の弾力化
	魅力ある教育創造計画	第9回 20.3.3※ 認定変更 21.11.26	19年度 ～ 26年度	f	h	・社会福祉施設の転用の弾力的な承認 ・補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化 ・公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除
尼崎市	ものづくり「産業・キャリア」サポート計画	第1回 17.7.19	17年度 ～ 19年度	f	b・f	1 ものづくり人材マッチング事業①データベースの作成②データベースの活用(情報提供・雇用促進)③雇用の方法 2 ものづくり人材アシスト事業①事業所研修ネットワーク②キャリアアップ研修(対象:若年求職者)③合同就職相談会 3 パートタイマーサポート事業 4 就職情報リサーチ事業①企業の採用等の動向

市名	地域再生計画の名称	認定回数 認定日	計画期間	事業内容の分類	具体的な取組内容	講じられた支援措置
西宮市	ひょうご・芸術文化あふれるまちづくり計画	旧プログラム 第1回 16.6.21	17年度～ 21年度	d・f	c・f・h (公共施設利用に伴う規制緩和)	H17まちづくり交付金の交付
奈良市	生活観光を通じた奈良ブランドの再生計画	第8回 19.11.22	19年度～ 21年度	f	a	現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代GP)
和歌山市	「住みたい、住ませたいまち」わかやま市	第4回 18.7.3	18年度～ 22年度	d・e	h	汚水処理施設整備交付金の活用
	つながり力を共に育む わかやまし	第13回 後半 21.7.17	21年度～ 21年度	f	c	官民パートナーシップ確立のための支援事業
岡山市	おかやま水環境再生計画	第9回 17.10.4	17年度～ 21年度	d・e	h(汚水処理施設整備)	汚水処理施設整備交付金
	おかやま水環境再生計画 第2期	第15回 22.3.23	22年度～ 26年度	d・e	h(汚水処理施設整備)	汚水処理施設整備交付金
倉敷市	魅力ある漁業を目指して	第1回 17.6.17	17年度～ 21年度	d・e	f	港整備交付金
広島市	「水の都ひろしま」市街地周辺水資源再生計画	第9回 20.3.31	20年度～ 24年度	d	h(下水道、集落排水施設、浄化槽を一体的に整備し、地域の生活環境を改善することによる地域再生)	汚水処理施設整備交付金
呉市	安全で安心な「みなと・ネットワーク」の創出計画	第1回 17.6.17	17年度～ 21年度	b	f	港整備交付金
	呉ものづくり産業振興・雇用創造促進計画	第2回 17.11.22	17年度～ 21年度	b	f	地域提案型雇用創造促進事業(パッケージ事業) 日本政策投資銀行の低利融資等
	「海・技・人が光るまち くれ」水環境再生計画	第15回 22.3.23	22年度～ 26年度	e	h	汚水処理施設整備交付金
福山市	自然・歴史・文化に調和した「美しいみなと」の創出計画	第1回 17.6.17	17年度～ 21年度	d	h(観光資源の整備による地域活性化)	港整備交付金
下関市	「しものせき」山里海を活かした交流のまちづくり計画	第15回 22.3.23	22年度～ 26年度	d	e・f	道整備交付金 7億5,500万円

市名	地域再生計画の名称	認定回 認定日	計画 期間	事業内容 の分類	具体的な 取組内容	講じられた 支援措置
徳島市	とくしま・水のかがやき再生計画	第2回 17.11.22	17年度 ～ 19年度	d・e	h	汚水処理施設整備交付金
	とくしま・水のかがやき再生計画	第9回 20.3.31	20年度 ～ 22年度	d・e	h	汚水処理施設整備交付金
	「LEDが魅せるまち・とくしま」推進プロジェクト	第11回 20.11.11	20年度 ～ 22年度	f	f	・官民パートナーシップ確立のための支援事業
高松市	高松市地域コミュニティ活性化プログラム	旧プログラム 第1回 16.6.21	16年度 ～ 21年度	e	c	まちづくり交付金の創設
	高松市新都市拠点創成計画	旧プログラム 第1回 16.6.21	16年度 ～ 19年度	d	f	・映画ロケ、イベント等及びカーレースに伴う道路使用許可の円滑化 ・道路占用許可弾力化 ・まちづくり交付金の創設
	牟礼町まちづくり計画	旧プログラム 第1回 16.6.21	16年度 ～ 18年度	f	f	「一地域一観光」を推進する「ひと」「情報」の充実
	心と体のリフレッシュの舞台となるオアシスゾーンを目指して	第6回 19.3.30	19年度 ～ 23年度	d	f	道路整備交付金
松山市	「坂の上の雲」のまち再生計画	旧プログラム 第1回 16.6.21	16年度 ～ 19年度	b	e・f	・日本政策投資銀行の低利融資 ・下水道補助対象施設における目的外使用承認の柔軟化 ・地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の設置ほか
	「まちを知り、愛します松山」俺たちにできるまち再生計画	第1回 17.7.19	17年度 ～ 19年度	f	a・c	地域再生に資するNPO等の活動支援
	健康志向 高品質かんきつ産地形成による再生計画	第4回 18.7.3	18年度 ～ 22年度	b	a・f	地方大学等の知的・人的資源活用による農林水産研究の実用化促進
	松山ふれあい・島めぐり港再生計画	第6回 19.3.30	19年度 ～ 23年度	d	e・f	港整備交付金
	「坂の上の雲」のまち松山 安全・安心のみちづくり整備計画	第12回 21.3.27	21年度 ～ 25年度	d	e・f	道整備交付金

市名	地域再生計画の名称	認定回 認定日	計画 期間	事業内容 の分類	具体的な 取組内容	講じられた 支援措置
	魅力と活力あふれる産業・経済の振興と物語のあるまちづくりによる雇用創造	第16回 21.6.30	21年度 ～ 23年度	b	b・d・g	地域雇用創造推進事業
高知市	高知市「海と森が映える水とみどりのまちづくり」水環境再生計画	第2回 17.11.22	17年度 ～ 21年度	d	h	汚水処理施設整備交付金
	県都がリード！観光、ものづくり産業と中小企業の活性化で輝く未来の創造をめざす人材育成・雇用創出事業	第7回 19.9.20	19年度 ～ 21年度	f	b	地域雇用創造推進事業
	成長可能性の高い分野で、高度人材を実践的に育成し、さらなる安定雇用を創造！	第16回 22.6.30	22年度 ～ 24年度	f	b	地域雇用創造推進事業
北九州市	市民力が創る「環境首都」北九州	旧プログラム 第1回 16.6.21	16年度 ～	e	h	地域通貨モデルシステムの導入支援
	小倉都心・門司港 レトロ地区集客活性化事業	旧プログラム 第1回 16.6.21	16年度 ～	f	h	公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置 ほか
	若年人材の育成による重点産業活性化事業	第1回 17.7.19	17年度 ～	f	b	地域提案型雇用創造促進事業
	団塊の世代等を対象とした生涯現役型社会の環境づくり	第5回 18.11.16	18年度 ～ 20年度	f	b	地域再生に資する NPO 等の活動支援
福岡市	九州・アジアの賑わいの都「福岡」	第7回 19.7.4	19年度 ～ 25年度	f	a・b・e	・地域再生人材創出拠点の形成 ・集客産業の振興
久留米市	「水と緑の人間都市」くるめ再生計画	第2回 17.11.22	17年度 ～ 21年度	d・e	f・h(生活排水対策)	公共下水道、浄化槽の設置等
	「水と緑の人間都市」くるめ再生計画	第15回 22.3.23	22年度 ～ 26年度	d・e	f・h(農業排水対策)	農業集落排水、浄化槽の設置等
長崎市	長崎市地産地消推進計画	旧プログラム 第1回 16.6.21	16年度 ～ 20年度	f	f	補助対象施設の有効活用
	交通ネットワーク整備を中心とした長崎市活性化計画	第3回 18.3.31 変更 20.3.31	18年度 ～ 22年度	d	e	道整備交付金

市名	地域再生計画の名称	認定回数 認定日	計画期間	事業内容 の分類	具体的な 取組内容	講じられた 支援措置
	「ものづくり」と「観光」のまち長崎の再生を核とした雇用創出計画	第4回 18.7.3	18年度 ～ 20年度	f	b	地域提案型雇用創造促進事業
	ものづくり・観光・福祉・情報関連分野を活かした長崎地域の雇用創出計画	第13回 21.6.30	21年度 ～ 23年度	f	b	地域雇用創造推進事業
熊本市	熊本市「路面電車で誘う WELCOME TO KUMAMOTO」	旧プログラム 第1回 16.6.21	16年度 ～ 20年度	d	f	・特定地域プロジェクトチーム」の設置 ・道路使用許可の円滑化 ・地域再生支援チームの設置
	熊本市「水と緑の都」水環境再生計画	第1回 17.6.17	17年度 ～ 21年度	d	h	汚水処理施設整備交付金
大分市	あらゆる世代が安心していきいきと希望をもって暮らすことのできる「元気な大分」づくり計画	第1回 17.6.17 変更 18.3.31	17年度 ～ 21年度	d	e	道整備交付金
	「豊の川・豊の海」水環境再生計画	第2回 17.11.22	17年度 ～ 21年度	d・e	h	汚水処理施設整備交付金
宮崎市	みやざき太陽都市構想(中心市街地活性化プロジェクト)	旧プログラム 第2回 16.12.8	17年度 ～ 22年度	e	f	・まちづくり交付金の創設 ・道路使用許可の円滑化 ・道路占用許可の弾力化
	宮崎市「清らかな水環境」再生計画	第1回 17.6.17	17年度 ～ 21年度	e	h(定住人口増加を通じた地域再生)	汚水処理施設整備交付金
	みやざき IT クラスタ形成による雇用促進プラン	第1回 17.7.19	17年度 ～ 19年度	b	b	地域提案型雇用創造促進事業
鹿児島市	かごしま清流と水辺の再生計画	第1回 17.6.17	17年度 ～ 21年度	d・e	h(公共下水道と浄化槽の一体的整備、住環境・コミュニティ再生)	汚水処理施設整備交付金の活用
	かごしま清流と水辺の再生計画(第2期)	第15回 22.3.23	22年度 ～ 26年度	d・e	h(〃)	汚水処理施設整備交付金の活用

市名	地域再生計画の名称	認定回 認定日	計画 期間	事業内容 の分類	具体的な 取組内容	講じられた 支援措置
	桜島と共存・共栄する「安心・安全で活気のある港」づくり計画	第3回 18.3.31	18年度 ～ 22年度	e	f	港整備交付金
	「にぎわいと活力あふれるまち元気都市・かごしま」を目指す人材育成・雇用創出事業	第1回 20.5.16	20年度 ～ 22年度	f	b	地域雇用創造推進事業
	豊かな自然と人のふれあう地域づくり計画	第1回 22.3.23	22年度 ～ 26年度	d	e	道整備交付金
那覇市	なは情報通信産業の構築・振興による地域活性化計画	第4回 18.7.3	18年度 ～ 22年度	f	b・f	科学技術振興調整費、「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム
	周辺環境調和型「亜熱帯庭園都市」による地域活力の再生	第7回 19.7.4	19年度 ～	f	b・f	公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大
	「飛び立て社会へ」自立支援応援隊	第12回 21.3.27	20年度 ～ 23年度	f	b・f	「地域における若者自立支援ネットワーク整備モデル事業」のうち地域若者サポートステーション事業に係る支援

◎市議会における取り組み(市名を公開します)

問 1 2 - 1 貴市議会において、過去5年間(平成18年1月1日以降)で実施している若しくは実施していた地域再生の取り組みの概要をご記入下さい。

回答は27市より46取り組み。この46取り組みを分野別にみると、下表のとおり(複数回答)。これをみると、「1. 地域再生をテーマにした講演会・研修会・勉強会など」(9市14開催)が最も多くなっている。これは、学識経験者の講演により、一層の地域再生の認識を深め、これを市政に反映しようという考えが窺えた。次いで、「子ども議会、議場コンサートなどイベント」(8市11開催)や「各主体との意見交換」(4市8開催)が多いのは、次世代を担う子どもたちに地域再生への関心を深めるとともに、各主体からの幅広い声を拾い集め、そこから多面的な地域再生の道を探ろうとの考えが窺えた。

分 野	市数	開催数
1. 地域再生をテーマにした講演会・研修会・勉強会など	9	14
2. 子ども議会、議場コンサートなどイベント	8	11
3. 市民・NPO法人・民間企業・研究者らとの地域再生に向けた意見交換など	4	8
4. 議員連盟、協議会による活動	5	7
5. 常任委員会・特別委員会の活動	3	4
6. プロジェクト会議の設置	1	—
7. 議員提案による政策条例の制定	1	—

市 名	市議会における地域再生の取組概要
旭川市	取組名:「中心市街地活性化等調査特別委員会」 実施期間:21.7.7~22.4.8 概要:丸井今井旭川店閉店問題や駅周辺開発などを含めた中心市街地活性化及び経済振興に関する調査
盛岡市	取組名:「平成20年度盛岡市市政調査会研修会」 実施年月日:20年7月3日 概要:「地域連携の推進」をテーマに、谷藤裕明・盛岡市長による講演会を行った。 取組名:「平成21年度盛岡市市政調査会研修会」 実施年月日:22年2月10日 概要:「小さくても輝く地域・自治体から何を学ぶことができるか」をテーマに、岩手県立大学総合政策学部の柴田但馬氏を講師に、講演をいただいた。
仙台市	取組名:「自動車の『仙台』ナンバー創設を求める議員連盟」 実施年月日(実施期間):14年12月26日~(4ヵ年) 概要:自動車の「仙台」ナンバー創設を目指し、市民市地域各団体に対し広く賛同を呼びかけるとともに、国の関係省庁及び県に対して実現に向けた働きかけを行った。仙台ナンバーが平成18年10月10日から導入された。

市名	市議会における地域再生の取組概要
	<p>取組名：「子ども議会（議会体験プログラム）」 実施年月日（実施期間）：22年10月27日、11月10日（半日） 概要：地方議会の役割や仕組みについての体験学習を通じて、子どもたちが政治に対する興味を持つ機会をつくる。小・中学校での総合的な学習の時間や社会科の授業の一環、地域の子供会の夏休み行事として学ぶことができる。 平成15年度から実施、平成21年度は3回開催。</p>
山形市	<p>取組名：「議員研修会」 実施年月日：平成19年2月21日 概要：株式会社 玄 代表取締役の政所利子氏を講師に迎え、観光振興による地域の活性化やまちづくりについて「“山形力”スキルアップ・観光戦略大作戦」と題して議員研修会を開催した。</p>
福島市	<p>取組名：「仙台・福島・山形市議会広域観光連携推進協議会」 実施期間：19年1月～ 概要：観光事業を通じて、地域の活性化や魅力あるまちづくりを推進するため、県境を越えて広域的に連携・協力し、仙台市、福島市、山形市の観光の振興を図ることを目的に設立された。毎年、三市議会の議員を対象に研究会（講演、観光ルート視察等）を開催し、広域観光について調査・研究を重ねている。</p>
新潟市	<p>取組名：地域再生（経済活性化）をテーマにした研修会：「地域経済活性化」 実施年月日：22年3月18日 概要：議長を会長とし、全議員で構成する新潟市議会市政調査会で「地域経済活性化」をテーマに講師を招き研修会を開催。世界的な金融不安から端を発した経済情勢の急激な悪化により、地域産業を取り巻く環境が変化し、特に中小企業の経営環境は非常に厳しい状況にあるため、地域経済・中小企業をめぐる現状や課題、地域経済の活性化策、地域産業振興への取り組みの方向性などについて講演いただいた。</p> <p>取組名：地域再生（観光政策）をテーマにした研修会：「新潟市の地域活性化における“今、そこにある危機”」 実施年月日：22年9月28日 概要：新潟市議会市政調査会で「観光政策」をテーマに講師を招き研修会を開催。国においても「観光」が重要な政策として位置づけられており、地域活性化という意味でも「観光」の位置付けはますます大きくなっている。「観光」の振興によりさらなる交流人口の拡大を図り地域活性化につなげていくため、国の観光政策の動向や、新潟市における課題、「観光」による地域活性化のヒント、観光を取り入れた地域振興策の先進事例などについて講演いただいた。</p>
長岡市	<p>取組名：「地域活性化策講演会」 実施年月日：平成22年6月25日 概要：「地域活性化策」をテーマに一会派が主催となって講演会を開催したものの。講師に（財）地域活性化センター理事長の石田直裕氏を招き、市議会議員17名の出席があった。</p>
富山市	<p>取組名：「富山市中学生議会」 実施年月日（実施期間）：18年8月21日（平成13年度～平成19年度まで年1回実施） 概要：○主 催：富山市、富山市教育委員会、富山市中学校長会 ○議会の関わり：議場等の提供、議場システム操作、次第書等進行のアドバイス等 ○テーマ：新しい富山市ー私たちができること・望むことー ○参加者：富山市内中学生 48人 ○運営方法： (1)委員会活動 ・中学生議員はテーマ別に構成する委員会（平成18年度は、富山の夢、福祉、環境、</p>

市名	市議会における地域再生の取組概要
	<p>交流の4委員会)のいずれかに属し、本会議で発表する提案と資料を作成する。 ・正副議長、正副委員長、各委員会での役割分担を決め、自主的に活動する。 (2)本会議 ・各委員会は、作成した資料をもとに、委員会活動結果を報告し、他の委員会に属する中学生議員からの質問や意見に対応し、委員会としてのまとめを提案として発表する。 ・各委員会からの提案をまとめ、「中学生議会の提言」として採択する。</p>
八王子市	<p>取組名:「議場コンサート」 実施年月日(実施期間):平成10年3月2日(以後、毎定例会の初日に実施) 概要:「議場コンサート」は、「地方議会の活性化」を盛り込んだ政府の地方分権推進委員会の第2次勧告(平成9年7月)を受けて、市民の皆様が市議会に関心を持っていただき、開かれた親しみのある議会を実現するため、平成10年3月の第1回市議会定例会から始めた試みであり、これまでに52回実施した。全国でも有数の学園都市である本市の特性を活かすべく、主に大学等の音楽サークルに出演頂いている。</p>
町田市	<p>取組名:市制50周年記念事業「一日体験議会DAY・まちだ中学生議会」 実施年月日:平成20年10月19日(午前9時～午後4時30分) 概要:目的:1.市制50周年を契機として、町田市議会に対する市民の理解を深めるとともに、町田市の未来を担う中学生が議会の他見を通じて、地方自治のしくみや市議会の役割を学習し、市議会への関心を深めるため、「一日体験議会DAY・まちだ中学生議会」を開催する。2.中学生議会において、身のまわりの地域や将来の町田市について、中学生の自由な発想による意見や新鮮な感覚を生かした提案を町田市政に反映させ、魅力ある町田市の実現を目指していく。 テーマ:「こういう町田になってほしい～もし私が市長だったら～」 主催:町田市議会、町田市、町田市教育委員会 参加者:市内中学校から応募があった23校、31名</p> <p>取組名:第2回「一日体験議会DAY・まちだ中学生議会」 実施年月日:平成21年11月1日(午前9時～午後4時30分) 概要:目的:1.町田市議会に対する市民の理解を深めるとともに、町田市の未来を担う中学生が議会の他見を通じて、地方自治のしくみや市議会の役割を学習し、市議会への関心を深めるため、「一日体験議会DAY・まちだ中学生議会」を開催する。2.中学生議会において、身のまわりの地域や将来の町田市について、中学生の自由な発想による意見や新鮮な感覚を生かした提案を町田市政に反映させ、魅力ある町田市の実現を目指していく。 テーマ:「こういう町田になってほしい～もし私が市長だったら～」 主催:町田市議会、町田市、町田市教育委員会 参加者:市内中学校から応募があった20校、30名</p>
宇都宮市	<p>取組名:「議員研修会」 実施年月日:18年9月25日 概要:テーマ「大都市化・分都市化時代における宇都宮市の構造変化と中心商業地の再生方策」 講師 高崎経済大学地域政策学部 戸所 隆 教授 内容 宇都宮市の都市構造と今日的課題点、中心市街地のまちなか再生、コンパクトなまちづくりと公共交通の重要性、大都市化・分都市化時代における宇都宮市の今後のあり方などについて</p>

市名	市議会における地域再生の取組概要
	<p>取組名:「議員研修会」 実施年月日:21年9月28日 概要:テーマ「地域観光まちづくりと都市ブランド戦略」 講師 (株)JTБ法人東京コミュニケーション事業部 柏木 千春 氏 内容 国内旅行市場の実態、地域観光まちづくりの挑戦事例の紹介、都市ブランド構築の意義とブランディングの手順、課題、解決に向けての地域の資源や人材の活用による観光振興方策等について</p> <p>取組名:「議員研修会」・議会の政策立案や審議機能の充実を図ることを目的として、全議員を対象に毎年2回実施している。 実施年月日:平成22年9月27日 概要:テーマ「プロスポーツを核としたまちづくり」 講師 (株)リンクスポーツエンターテインメント代表取締役社長 山谷拓志 氏 内容 プロスポーツチームの活躍は、経済の活性化や地域の連帯感、知名度の向上等、社会の公器として自治体に与える影響は非常に大きい。昨年、JBLで優勝したリンク栃木ブレックスの代表としての経営・運営のスタンス、プロスポーツを「地域の媒体」としたメッセージの発信や社会・経済の活性化策の提案などについて</p>
前橋市	<p>取組名:「市街地活性化に関する意見交換会」 実施年月日:18年1月18日 概要:市街地活性化特別委員会の委員と中心市街地各団体の代表者が意見交換を行った。団体の代表者から、フリーマーケット、ポイントカードなどの取り組みが紹介された後、中心商店街の役割、定住人口の増加、近年の若手経営者の動向、各種イベントの効果や商店街同士の連携などについて意見が交わされた。</p> <p>取組名:「市街地の活性化と都市政策についての講義」 実施年月日:19年7月23日 概要:市街地活性化特別委員会が、前橋工科大学の教員を講師に招き、市街地の活性化と都市政策についての講義を行った後、意見交換を行った。</p> <p>取組名:「市街地活性化に関する意見交換会」 実施年月日:20年7月31日 概要:前橋商工会議所から、まえばし健康医療都市構想実現化プロジェクトについての現況説明があった後、市街地活性化特別委員会の委員と前橋商工会議所の代表者等が意見交換を行った。</p> <p>取組名:「前橋プラザ元気21 テナント入居者との意見交換」 実施年月日:20年8月26日 概要:前橋市が中心市街地の大型空き店舗を再活用しオープンさせた複合施設「前橋プラザ元気21」のテナント入居者と市街地活性化特別委員会の委員が意見交換を行った。</p>
高崎市	<p>取組名:「こども議会」 実施年月日:18年11月26日 概要:市町村合併による新高崎市誕生を記念した事業として開催</p> <p>取組名:「こども議会」 実施年月日:22年2月13日 概要:高崎市制110周年を記念した事業として開催。</p>
さいたま市	<p>取組名:「経済・雇用対策プロジェクト会議を設置し、市長に提言書を提出」 実施期間:22年6月25日～22年9月29日 概要:さいたま市を取り巻く経済・雇用の危機的状況に鑑み、議会としてもその対策を協議・検討することを目的に、議長を座長、副議長を座長補佐、各党派及び無所属議員各1名で構成する経済・雇用対策プロジェクト会議を設置した。市への提言についてプロジェクト会議という形態で検討・協議するのは、本市議会初の試みである。会議では、取り組むべきテーマの決定、市内の経済・雇用状況の把握、経済界・教育界等有識者からの参考意見聴取等を経たうえで、</p>

市名	市議会における地域再生の取組概要
	各委員が施策・意見を提案。内容や効果を総合的に勘案し、提言事項を「早期に効果が見込まれる施策」「将来を見据えた中長期的な施策」にわけて提言書としてまとめた。提言書については市長に提出し、提言事項の速やかな実施と各種施策の果敢な取り組みを要望した。
松戸市	取組名：「議会研修」 実施年月日：21年11月19日 概要：分権時代に求められる議会改革 会派単位（6会派）の勉強会については、回数等を把握しておりませんが、日常的に実施しております。
静岡市	取組名：議員提案による政策条例「静岡市めざせ茶どころ日本一条例」の制定 実施期間：平成20年度 【条例制定までの経緯等】 平成20年度、静岡市議会では静岡市を日本一の茶どころとして育て次世代に継承していくため、全会派から選出された委員で構成される条例の検討会を立ち上げ、市民からの意見募集や茶の関係団体との意見交換会などを実施しながら条例制定に向け検討を重ね、平成20年11月定例会において、静岡市議会初となる議員提案による政策条例「静岡市めざせ茶どころ日本一条例」を全会一致で可決。 【条例の目的等】 静岡市内で生産されるお茶はもちろん、静岡市内で加工・流通するお茶すべてを「静岡のお茶」として定義し、市、市民、茶業者等がそれぞれの役割を理解し、互いに連携しながら静岡のお茶の魅力を高めていくための施策を推進することによって、静岡のお茶に関する産業の振興及び市民の豊かで健康的な生活の向上を図ることを目的としている。 【条例の特徴等】 茶どころ日本一計画の策定、茶どころ日本一委員会の設置、お茶の日の制定、施策の実施状況の議会への報告等を規定。条例には基本的な項目を規定し、具体的な施策については、「茶どころ日本一政策提言」としてまとめ、条例可決後に市議会から市長に対して政策提言を行った。 取組名：「高規格道路整備促進静岡藤枝地域議員連盟」 概要：本議員連盟は、静岡市・藤枝市議会議員で組織され、国道一号バイパスと中部横断自動車道の整備促進を図り、静岡県中部圏の活性化に寄与することを目的に設立されている。中部横断自動車道沿線の経済会・市等が開催したシンポジウム及び交流会に参加し、整備事業に関する情報を収集し、関係団体との意見交換を行い、早期実現に向け活動を行っている。
豊田市	取組名：「議員定数に関するシンポジウム」 実施年月日：21年9月20日 概要：「住民意思の反映と議会の役割」について、元全国都道府県議会議事調査部長の野村稔氏による基調講演を実施。引き続き「議会の活性化と議員の役割・責務」について、シンポジウムを実施した。
津市	取組名：「地域再生基盤強化交付金の復活もしくは代替措置を求める要望」 実施年月日：22年11月 概要：国において認定された地域再生計画により、環境改善や地域の活性化・地域の再生を図るための事業として、地域再生基盤強化交付金により、汚水処理施設整備、道整備、港整備等のインフラ整備を行ってきたが、平成22年6月に実施された内閣府の行政事業レビュー行動計画に基づく公開プロセスにおいて、平成23年度予算概算要求では、地域再生基盤強化交付金の廃止が決定された。既に国から認定されている地域再生計画に基づいて、平成26年度までの5カ年、インフラ整備を図るための諸事業を計画していたが、突然廃止され、また代替措置も明示されず、次年度以降の予算編成に支障をき

市名	市議会における地域再生の取組概要
	<p>たしており、地域住民にも事業説明ができない状況であることから、三重県市議会議長会を通じ、地域再生基盤強化交付金の復活、もしくは代替措置案の早期提示について、国に対して誠意ある対応を強く要望した。</p> <p>取組名：「地域意見交換会」 実施年月日：22年9月28日、10月28日 概要：総合計画において、一体感のある新しい県都を築くため、総合支所を拠点として、地域の特性や資源を活かしたまちづくりを推進する「地域かがやきプログラム」を重点プログラムの1つに位置付け、特色ある地域振興に取り組んでいる中で、市議会において設置されたまちづくり推進調査研究特別委員会が、自治会や商工会など地域団体の代表者等と意見交換を行い、各地域の実態把握に努めた。</p>
大阪市	<p>取組名：「大阪市会都市再生特別委員会講演会」 実施年月日：19年2月1日 概要：在大阪英国総領事館のポール・リンチ総領事を招き、「英国のブランド戦略について－クール・ブリタニアと都市再生－」の講演会を開催。</p>
堺市	<p>取組名：「道州制の課題と展望及び(仮称)関西広域連合について」 実施年月日：21年2月5日 概要：全議員を対象に、外部講師を招いて研修会を実施 (主な内容)・第28次地方制度調査会における道州制の考え方 ・自立的で活力ある圏域の実現 ・地方分権と道州制 ・道州制と行政の効率化 ・関西・大都市圏と道州制</p>
豊中市	<p>取組名：「空港問題調査特別委員懇談会」 実施年月日：22年1月14日 概要：空港問題調査特別委員会での協議の結果、豊中航空機公害対策連合協議会との懇談会を行うことが提案され、それを受けて意見交換を目的とした本懇談会が開会されるに至ったものである。</p> <p>取組名：「空港問題調査特別委員懇談会」 実施年月日：22年1月22日 概要：同様に、大阪国際空港及びその周辺地域活性化協議会と懇談会が開会されるに至ったものである。</p>
吹田市	<p>取組名：「こども議会」 実施年月日：22年11月13日 概要：こども議会実施要領 1 目的(1)未来を担う小学生がこども議会の体験を通じて、地方自治のしくみや役割を学習する。(2)市政への関心を深め、身のまわりの地域や将来の吹田市について、市議会本会議場において、小学生の自由な発想による夢や希望を発表してもらい、未来へのメッセージとする。(3)こども議会のメッセージを今後の市政運営に活かしていく。 2 開催日時及び開催場所 (1)こども議員認定式 平成22年7月29日(木)午後3時から午後5時まで 全員協議会室 (2)こども議会 平成22年11月13日(土)午前10時から正午まで 議場 3 主催者 吹田市、吹田市議会、吹田市教育委員会 4 こども議会議員定数 こども議会議員の定数は、35名とする。(市内各小学校から代表児童1名(小学生5・6年生から推薦)) 5 こども議会の議長及び副議長 こども議会の議長及び副議長は、あらかじめ決定した者を、吹田市議会議長が指名する。 6 出席者(こども議員認定式、こども議会とも) こども議会議員、市長、市議会議長、市議会副議長、教育委員会委員長、関係理事者</p>

市名	市議会における地域再生の取組概要
茨木市	<p>取組名：「龍谷大学と茨木市議会との地域人材育成に係る相互協力に関する協定」 実施年月日(実施期間)：22年2月3日～</p> <p>概要：市議会と龍谷大学が、双方のもつ知識や人的資源を活用し、地域社会における高度な識見を有する人材を育成することを目的として、「龍谷大学と茨木市議会との地域人材育成に係る相互協力に関する協定」に調印した。 龍谷大学から教員による議会改革に関する講演・研究支援の提供やインターンシップ生を市議会で受け入れることができるほか、大学院の「NPO・地方行政研究コース」への入学など、この地域連携協定により、知識・人材の相互交流が図られることになる。</p> <p>実績：①22年2月15日～3月31日、22年6月14日～9月30日 インターンシップ生として、同大学大学院生を受け入れ ②22年4月26日に本市議会議員を対象に研修を実施した。 (テーマ)「分権時代の地方議会について」 (講師)龍谷大学法学部教授 富野暉一郎氏 龍谷大学法学部准教授 土山希美枝氏</p>
神戸市	<p>取組名：「子ども議会の開催」 実施年月日：21年7月30日</p> <p>概要：神戸市次期基本計画の策定に当たって、将来を担う子どもたちからこれからの神戸づくりに対する提案や意見を述べてもらい、あわせて、議会の役割や運営について子どもたちに興味・関心を持ってもらう機会とするため、市会本会議場において開催した。</p> <p>◇主な出席者 市立中学校の代表生徒 166名(2名×83校) 市長、教育委員会関係者、企画調整局関係者 正副議長等</p> <p>◇発表内容 「2025年のわたしたちのまち神戸」はこのようにあってほしい、というテーマで、生徒会として取り組んでいる活動をもとに、各区の代表9名の子ども議員から提案・発表があった。また、その内容を踏まえて生徒全員より「神戸子ども宣言」が提案され、可決した。</p>
高松市	<p>取組名：「香川縣市議会議長会研修会」 実施年月日：22年1月29日</p> <p>概要：県内市議会議員を対象とした講演会を、「地域医療－再生への処方箋」のテーマで実施。地域医療を守るには、医師が勤務しやすい環境を作るとともに、住民意識の改革を図ることが必要。緊急性のない時は休日・夜間診療を受けない、軽い症状で大病院に駆け込まないなど、住民一人一人が正しい医療知識を持って、行動することが地域医療の再生につながる。</p> <p>取組名：「香川縣市議会議長会研修会」 実施年月日：22年7月29日</p> <p>概要：県内市議会議員を対象とした講演会を、「国土学再考－危機に立つ日本－」のテーマで実施。国土を子孫のためにより発展したものにするためには、他国との比較を行う中で、日本という国土の特異性、民族性、歴史などを踏まえた上で、それぞれの地域において、必要な公共事業とは何かを考え、道路や河川等の国土を生かすべく再考することが重要であり、それが、地域の活性化につながる。</p>
松山市	<p>取組名：「松山市議会観光振興議員連盟」 平成20年4月7日設立 メンバー：松山市議会議員45名</p> <p>概要：観光は地域経済の活性化に貢献する重要な分野である。「四国はひとつ」の理念のもと、各市が協力して観光振興を推し進め、地域経済の活性化に取り組むことによって、より一層の大きな成果をあげることが期待できることから、平成20年2月14日の四国市議会議長会支部長会において、観光振興に関する議員連盟設立の提案がなされ、まずは設立に向け、各支部で議員連盟を設立し、最終的には「(仮称)四国市議会観光振興議員連盟」の設立を目指す提案がなされた。そこで、松山市を拠点とする広域観光ルートの構築その他観光振興に向けた取り組みを進めるため、「松山市議会観光振興議員連盟」を設置することとなった。</p>

市名	市議会における地域再生の取組概要
	<p>【21年度の取り組み】・松山まつり(野球拳おどり)に参加 ・おもてなし事業(観光客にポンジュース、観光パンフレット等の配布) ・各委員会の行政視察先で松山市のPR ・観光振興学習会事業(「観光行政について」をテーマに学習会を開催)</p> <p>取組名:「愛媛県市議会観光振興議員連盟」 21年1月13日設立 メンバー:愛媛県下の市議会議員291名 概要:これまで県下各自治体等が様々なかたちで観光客誘致活動を展開していたが、国内における愛媛の認知度は低位であり、この向上とより一層の観光客誘致のためには、従来の行政単位を超えた交流・連携をより一層強化し、愛媛の観光戦略を推進することが肝要であることから、平成20年2月14日の四国市議会議長会支部長会において、「(仮称)四国市議会観光振興議員連盟」の設立を目指す提案がなされ、これを受けて平成20年4月11日開催の「愛媛県市議会議長会春季定期総会」において、県下の市議会議員観光議員連盟設立について、設立の提案がなされた。</p> <p>【取り組み】・広域産業観光ルート構築事業(共通観光パンフレットを作成)</p> <p>取組名:「松山子ども市議会」 実施年月日:平成21年2月17日※小学生130名 概要:次の時代を担う本市の小学生を招き、議場等の議会施設の見学や児童自らが実際に模擬市議会を体験することで、市政及び議会活動への関心と理解を深めてもらうとともに、議員との意見交換を通じて、小学生の貴重な意見をこれからの本市のまちづくりに生かしていくことを目的とする。 ※平成15年度より実施。</p> <p>取組名:「親しまれる市議会を目指して～今、議場がおもしろい～」 実施年月日:平成22年11月13日 概要:議場を市民に開放し、講演や軽音楽の演奏等を楽しんでいただき、市民に親しまれる開かれた市議会をめざす。 ・公募市民 約160名 ・講演 芸乃虎や志 氏(医師で日本笑い学会四国支部代表)「笑いの力」 ・演奏 津軽三味線・和太鼓 だんだん アンサンブルさくら ※平成15年度より実施。</p>
大分市	<p>取組名:「意見交換」 実施年月日:平成21年6月18日 概要:経済常任委員会委員9名、商工農政部長ら執行部とともに4つの商店街理事長らから中心市街地における現状・要望を聞き、活性化策についての意見交換を行った。</p> <p>取組名:「意見交換」 実施年月日:平成21年5月29日、7月10日 概要:にぎわい創出・複合文化交流施設建設特別委員12名と商店街理事長、青年部代表らにおいて中心市街地活性化について、意見交換を平成21年5月29日に行った。また、同委員12名と大分商工会議所会頭らにおいて中心市街地活性化について、意見交換を平成21年7月10日に行った。</p>

問12-2 貴市議会において、地域再生に向けた新しい取り組みで実施予定にあるもの及び構想段階(中長期的な構想)にあるものがありましたらご記入下さい。
回答なし

問 1 3 - 1 貴市議会の常任委員会において、過去5年間(平成18年1月1日以降)で地域再生対策関連を審議している若しくは審議していたものがありましたらご記入下さい。

回答は22市より58常任委員会。58常任委員会を名称別でみると、下表のとおり、「経済、産業」が16常任委員会で最も多く、やはり地域経済の活性化が地域再生の一番の有効策と捉え議論されていることがわかった。また、「協働による地域再生」、「財政健全化」も地域再生に欠かせないものとして議論されていると考察した。

名称	常任委員会数
1. 経済、産業	16
2. 建設、水道、消防	16
3. 総務、財政、市民、都市計画	15
4. 文教、厚生、環境、福祉	11

市名	名称	審議期間	審議内容
札幌市	総務委員会	18.1～	各所管事務に関する事
	財政市民委員会		
	文教委員会		
	厚生委員会		
	建設委員会		
	経済委員会		
富山市	建設委員会	18.1～	・都市計画に関する事 ・総合交通体系及び公共交通網の整備に関する事 ・都市再開発に関する事
八王子市	都市建設委員会	18.2～22.3 18.6～19.12	八王子駅南口地区市街地再開発に関する事 道の駅八王子滝山に関する事
	総務企画委員会	19.6～21.6 21.9～22.3	八王子駅南口地区市街地再開発に関する事 道の駅八王子滝山に関する事
	文教経済委員会	18.12～21.6	道の駅八王子滝山に関する事
	厚生委員会	21.2	道の駅八王子滝山に関する事

市名	名称	審議期間	審議内容
町田市	都市環境 常任委員会	18. 3. 22	町田市交通マスタープランについて
		18. 6. 15	①多摩地域における都市計画道路の整備方針(第三次事業化計画) ②忠生土地区画整理事業地内 39 街区保留地の処分方法③玉川学園コミュニティバスについて及び町田市民バス「まちっこ」公共施設巡回ルートの経路変更④鶴川駅北土地区画整理事業事業計画変更(第6回)
		18. 9. 14	①忠生土地区画整理事業の事業計画変更②「北部丘陵地域土地利用計画」(案) ③多摩ニュータウン環境組合広域化の取り組み
		18. 12. 13	①バスルート②忠生土地区画整理事業 39 街区の事業者公募③忠生・図師緑地のその後の経過
		19. 3. 14	①「多摩地区水道経営改善計画」②バスルート③忠生土地区画整理事業 39 街区の事業者公募④忠生・図師緑地のその後の経過
		19. 6. 20	①道路資産管理基本計画の策定②開発行為に関する町田市開発許可審査基準の改正③鶴見川流域水害対策計画の策定
		19. 9. 18	①景観形成への取り組み②「水道業務移行計画」
		19. 12. 12	町田市地域コミュニティバスの運行実績
		20. 3. 17	住宅防災対策促進事業
	20. 3. 18	町田市耐震改修促進計画	
	建設 常任委員会	20. 9. 18	①小田急多摩線延伸事業②住宅の耐震化推進のための新たな助成制度③町田市の市街化調整区域における土地利用のあり方④「(仮称) 町田市景観条例」案の考え方
		20. 12. 10	①受託事務解消に伴う「給水装置系業務の移行」②町田市住みよい街づくり条例に基づく「地区街づくりプラン案(小山田桜台まちづくり協議会)」の提案③町田市都市計画マスタープランの改定
		21. 2. 16	「町田市あきかん・吸い殻等の散乱防止に関する条例」改正素案についてのパブリックコメントの実施
		21. 3. 18	①「町田市景観条例(案)」の策定②「町田市市街化調整区域における適正な土地利用の調整に関する条例(案)」③町田市公共下水道人口普及率
		21. 6. 12	①「損害賠償(住民訴訟)請求事件」②「町田市橋梁管理計画(長寿命化修繕計画)の策定」③バリアフリー基本構想の策定
		21. 9. 11	①町田市緑の基本計画の改定②町田市住宅マスタープランの改定③(仮称)町田市景観計画(素案)④「小野路宿通り街づくりプラン原案」⑤「田中谷戸地区街づくりプラン原案」⑥能ヶ谷地区住居表示等整備事業の中間報告⑦町田市あきかん・吸い殻等の散乱防止等に関する条例にかかる喫煙場の設置
		21. 12. 11	①町田市下水道ビジョンの策定②町田市都市計画マスタープランの改定(中間報告)③町田市景観計画④緑確保の総合的な方針(案)のパブリックコメント
		22. 3. 18	①緑確保の総合的な方針(案)のパブリックコメント②町田市都市・地域総合交通戦略について
		22. 6. 11	①「緑確保の総合的な方針」②町田市内全域の移動等円滑化の全体方針(案)及び町田駅周辺地区バリアフリー基本構想(案)のパブリックコメント

市名	名称	審議期間	審議内容
	企画総務 常任委員会	19.12.13 20.3.13 20.6.13 20.9.17 20.12.11 21.6.15 21.9.10 21.12.14 22.6.14	鶴川駅前公共施設基本構想 町田市産業振興基本条例の考え方 ①(仮称)町田市産業振興基本条例案の考え方②北部丘陵整備事業用地の取得状況③町田市文化交流センターの開館状況④鶴川駅前公共施設の進捗状況 北部丘陵整備事業用地の取得 ①町田市産業振興計画の策定②町田市中心市街地活性化基本計画の策定 ①町田市中心市街地活性化基本計画の策定②北部丘陵整備事業用地の取得③「市有財産の戦略的活用に関する基本方針」の策定④町田市産業振興計画の策定にかかるパブリックコメントのまとめ⑤プレミアム付き商品券発行事業 「町田市中心市街地活性化基本方針(案)」パブリックコメント実施結果報告 中心市街地活性化に向けた取り組み ①町田市観光客数等実態調査の報告②北部丘陵整備事業用地の取得③(仮称)町田市北部丘陵活性化計画の検討状況
川崎市	市民 委員会	19.11	地域再生計画の設定に関すること
平塚市	環境厚生 常任委員会	18.2 ~ 18.3	平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例(さわやかで清潔なまちづくりを目的とした条例制定に関すること)
	都市建設 常任委員会	19.11 ~ 19.12	平塚市まちづくり条例(都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的とした条例制定に関すること)
		20.11 ~ 20.12	平塚市景観条例(個性的で魅力ある景観実現を図ることを目的とした条例に関すること)
	総務経済 常任委員会	21.11 ~ 21.12	平塚市農の体験・交流館の設置及び管理等に関する条例(農の体験・交流館設置及び管理等に関して必要な事項を定めた条例に関すること)
松戸市	総務財務 常任委員会	20.12 ~ 22.9	市民の安全対策
	健康福祉 常任委員会	〃 ~ 〃	子育て支援策
	教育経済 常任委員会	〃 ~ 〃	松戸市の産業の活性化
	都市整備 常任委員会	〃 ~ 〃	道路、交通機関、駅のあるべき姿
市原市	経済環境 常任委員会	18.1.1~	農・商・工業及び観光等の地域産業の振興対策について

市名	名称	審議期間	審議内容
静岡市	生活文化環境委員会	19年度～ 21年度	静岡市学校施設を経営資源とした市民協働型まちづくり計画に関する事
	経済消防委員会	22年度～	静岡市いきいき交流まちづくり計画に関する事
		18年度～ 21年度	静岡市きれいな水のまち計画に関する事
	都市建設委員会	22年度～	静岡市いきいき交流まちづくり計画に関する事
	上下水道教育委員会	19年度～ 21年度	静岡市学校施設を経営資源とした市民協働型まちづくり計画に関する事
		18年度～ 21年度	静岡市きれいな水のまち計画に関する事
浜松市	環境経済委員会	20.5～ 20.12	フォルテの今後に関する事
		20.11～	大型商業施設進出促進助成事業に関する事
		22.2～	商店街等地域活性化支援事業に関する事
豊橋市	総務委員会	21.11～	豊橋市のシティプロモーションについて
	建設消防委員会	21.1～	豊橋市地域公共交通活性化方策の検証について
	環境経済委員会	19.11～	食農産業クラスターの推進について 三河港関係について
		19.1～	産業振興プランについて
岡崎市	総務企画委員会	20.5	新中心市街地活性化基本計画
		21.1	地方分権条例 防災及び中心市街地活性化
堺市	地域再生対策関連の審議内容が全常任委員会の所管事項にまたがるため、個別の審議内容は確認できません。		
豊中市	建設水道常任委員会	18.1.1～ 現在	まちづくり推進部、土木部、上下水道局の所掌に属する事項
	総務常任委員会	18.1.1～ 現在	政策企画部、市民生活部等の所掌に属する事項
大津市	総務常任委員会	18.5.17～ 19.4.30	地域防災計画の見直しについて
		19.5.16～ 20.5.16	行政改革プランについて
		21.5.28～ 22.5.17	(新)大津市行政改革プランについて
		18.5.17～ 19.4.30	子育て支援施策について
教育厚生常任委員会	教育厚生常任委員会	19.5.16～ 20.5.16	高齢者福祉の現状と課題について
		21.5.28～ 22.5.17	大津市次世代育成支援行動計画について

市名	名称	審議期間	審議内容
	生活産業 常任委員会	19. 5. 16 ~ 20. 5. 16 20. 5. 16 ~ 21. 5. 28 21. 5. 28 ~ 22. 5. 17	大津市企業立地促進条例について 大津市公設地方卸売市場について まちづくりパワーアップ事業について
	施設 常任委員会	18. 5. 17 ~ 19. 4. 30 20. 5. 16 ~ 21. 5. 28 21. 5. 28 ~ 22. 5. 17	大津市都市計画マスタープランについて ライフラインの耐震対策について 市街地の高度利用のあり方について
姫路市	総務 委員会	関連の議案 及び報告事 項がある場 合は随時審 議している	市政の総合的企画及び調整や安全安心のまちづくりに関することなど
	文教経済 委員会	〃	魅力ある教育創造計画の策定など
	厚生 委員会	〃	社会福祉(少子高齢化対策等)に関することなど
	建設企業 委員会	〃	都市計画、都市開発、公共交通、道路整備に関することなど
	文教 委員会	〃	魅力ある教育創造プログラムの策定・実施など
	経済企業 委員会	〃	地域活性化対策(雇用・産業・観光振興、農林水産業振興等)に関することなど
	建設環境 委員会	〃	都市計画、都市開発、公共交通、道路整備に関することなど
	経済 委員会	〃	地域活性化対策(雇用・産業・観光振興、農林水産業振興等)に関することなど
建設 委員会	〃	都市計画、都市開発、道路整備に関することなど	
奈良市	産業文教 委員会	—	産業文教委員会の継続調査事項の1つとして、従来から観光、商工業について審査している。
岡山市	総務 委員会	22. 6. 11 22. 8. 17	地域活性化・経済危機対策臨時交付金活用事業関連の補正予算に関すること
徳島市	産業交通 委員会	21. 9~	LED が魅せるまち・とくしま発信事業に関すること
高松市	総務消防 常任委員会	20. 5~ 20. 11	地域コミュニティの育成及び支援について
	経済環境 常任委員会	22. 6~ 22. 12	産業観光の振興について
松山市	都市企業 委員会	20~22. 5	都市計画マスタープランの見直しについて
	産業経済 委員会	20~22. 5	観光客の誘致策について

市名	名称	審議期間	審議内容
久留米市	総務 常任委員会	20. 8. 22～ 20. 10. 27	久留米市のコミュニティの現状と課題について
	経済 常任委員会	18. 7. 28	中心市街地活性化事業について(現地調査)
		18. 11. 15 ～19. 1. 29	新久留米市中心市街地活性化基本計画について
		20. 2. 14	久留米市の観光振興について
		20. 4. 14	中心市街地活性化基本計画について
		20. 11. 21	観光振興について
		21. 1. 19	中心市街地活性化基本計画に基づく取組みの進捗状況について
		21. 7. 22	中心市街地活性化基本計画の概要と進捗状況について
大分市	総務 常任委員会	18. 3～ 18. 3～ 20. 3～	ご近所の底辺再生事業 地域まちづくり活性化事業 あなたが支える市民活動応援事業
	経済 常任委員会	21. 3～	団地間産直交流モデル事業

問13 - 2 貴市議会において、過去5年間(平成18年1月1日以降)で設置している若しくは設置していた地域再生対策関連を審議する特別委員会をご記入下さい。

回答は56市より186特別委員会の設置。186特別委員会を分野別でみると、下表のとおり。特に、「公共交通・まちづくり対策」(62特別委員会)や「地域活性化対策」(61特別委員会)を審議する特別委員会の設置が目立っている。これは、社会資本整備や地域経済活性化による地域雇用の創出等を議論し、そこから市民の住みよい都市の姿を見出し、定住人口・交流人口の増加などにより地域再生につなげようという節があると考察した。

分 野	設置数
1. 公共交通・まちづくり対策(道路整備、都市基盤整備など)	62
2. 地域活性化対策(経済活性化・雇用、産業・観光振興、中心市街地活性化、農林水産業振興、地域医療、スポーツ振興など)	61
3. 行財政改革、大都市行財政制度、政令市(中核市)移行、総合計画、合併問題、地方分権、自治基本条例制定、など	35
4. 少子高齢化・青少年・障害者対策	16
5. 防災・防犯対策(安全・安心のまちづくり)	10
6. その他	2

市名	名称	設置期間	審議内容
札幌市	税財政制度 調査特別委員会	15.5～19.4	大都市における税財源の拡充及び税財政制度の諸問題について必要な事項を調査
	出資団体等 調査特別委員会	15.5～19.4	本市が出資する団体の業務運営の実態把握及び今後の事業の在り方等について必要な事項を調査
	少子化対策・青少年育成 調査特別委員	15.5～19.4	少子化対策についての検討及び次代を担う子どもたちが心豊かに育つために必要な事項を調査
	税財政・地方分権 調査特別委員会	19.5～	大都市における税財源の拡充及び税財政制度の諸問題、地方分権に向けた大都市制度のあり方や道州制について必要な事項を調査
	出資団体改革 調査特別委員会	19.5～	効率的で質の高い行政サービスの実現の観点から、本市の出資団体改革について必要な事項を調査
	北海道新幹線・丘珠空港 調査特別委員会委員	19.5～	北海道新幹線札幌延伸の早期実現に向けた新幹線整備に関する本市の施策等及び丘珠空港に関する本市の施策等について必要な事項を調査
旭川市	中心市街地活性化等 調査特別委員会	21.7.7 ～ 22.4.8	丸井旭川店閉店問題や駅周辺開発などを含めた中心市街地活性化及び経済振興に関する調査
青森市	中心市街地活性化対策 特別委員会	18.11.29 ～ 22.11.25	中心市街地活性化に関すること 現青森駅周辺整備に関すること
	青森バイパス建設促進 対策特別委員会	18.11.29 ～ 22.11.25	・一般国道7号青森環状道路の4車線化の整備促進に関すること。 ・一般国道7号浪岡バイパスの早期建設促進に関すること。 ・一般国道7号青森西バイパスの4車線化の整備促進に関すること ・一般国道4号土屋バイパスの早期建設促進に関すること
盛岡市	地域活性化対策 特別委員会	19.6.29 ～ 21.3.26	1 自治会・町内会の現状と課題 2 地域コミュニティの活性化へ向けた方策 3 地域活性化への提言 4 これからの地域活性化へ向けて
	観光対策 特別委員会	19.6.29 ～ 21.3.26	1 映像メディアの宣伝効果を活かした観光施策 2 盛岡らしい観光施策推進に向けた具体的提言
	スポーツ振興 調査特別委員会	21.6.29～	1 行政におけるスポーツ振興の意義と、その果たすべき役割について 2 本市の競技スポーツ・学校スポーツを取り巻く現状と、その振興に必要な取り組みについて 3 本市の生涯スポーツを取り巻く現状と、その振興に必要な取り組みについて
	公共交通問題 調査特別委員会	21.6.29～	1 公共交通の利用者増加に向けた方策について 2 公共交通事業者の実態把握と今後の方向性について

市名	名称	設置期間	審議内容
	協働のまちづくり調査特別委員会	21.6.29～	1 協働のまちづくりのあり方 2 自治・協働の仕組みづくりについて
	子育て支援・少子化問題調査特別委員会	21.6.29～	1 子育て環境の現状と課題と政策について 2 子育て支援事業の充実について 3 幼稚園・保育園の現状と課題について
仙台市	東西線沿線整備促進調査特別委員会	15.6.16～	地下鉄東西線整備及びこれに伴う沿線地域のまちづくり推進、総合交通体系の確立
	地域経済活性化等調査特別委員会	15.6.16～ 20.6.1	新たな産業の創出、都市の魅力を高めるまちづくりの推進による地域経済の活性化
	観光振興調査特別委員会	20.6.11～	観光の振興を通じた都市としての誘客・集客力の向上、地域経済の活性化
いわき市	都市整備対策特別委員会	16.10.7～ 20.9.30	総合的な都市基盤の整備促進に関する事項の調査及び提言
	少子・高齢社会対策特別委員会	16.10.7～ 20.9.30	少子及び高齢社会対策に関する事項の調査及び提言
	行財政改革推進特別委員会	16.10.7～ 20.9.30	市立病院事業及び水道事業を含む本市の自治体経営全般の調査及び提言
	経済活性化・雇用対策特別委員会	21.2.26～ 設置中	本市の経済・雇用に関する諸課題に対する調査及び提言
新潟市	新潟駅連続立体交差事業調査特別委員会	19.6.15～ 現在	新潟駅連続立体交差事業、新潟駅周辺整備事業及び2014年問題にかかわる調査、研究
	総合交通体系等調査特別委員会	19.6.15～ 現在	新しい交通システム及び総合交通体系にかかわる調査、研究
	農業活性化調査特別委員会	19.6.15～ 現在	田園型政令指定都市における農業のあり方にかかわる調査、研究
	大都市行財政制度調査特別委員会	19.6.15～ 現在	地方制度改革、都市間協力、大都市税源・財源の拡充、その他大都市の制度と機能の改善及び出資団体のうち、特に公共性の強い出資団体の運営等にかかわる調査、研究
長岡市	克雪・危機管理・防災対策特別委員会	5.7～	克雪・危機管理、防災及び災害復興対策に関するもの
	長岡東西道路整備推進特別委員会	7.9～	長岡東西道路の整備推進に関するもの
	まちづくり対策特別委員会	15.9～	都市機能整備及び産業振興に関するもの、2014年問題及び広域交通体系に関するもの
	少子・高齢対策特別委員会	15.9～	少子・高齢対策及び青少年の健全育成に関するもの
富山市	まちづくりと公共交通対策特別委員会	18.9.25～ 21.4.23 21.4.30～	・まちづくりに関する調査・研究 ・公共交通の整備・促進に関する調査・研究
金沢市	安全対策特別委員会	18.3～	安全・安心都市宣言の具現化に向けた諸課題に関すること等
	ものづくり特別委員会	21.5～	ものづくりに関すること、雇用対策に関すること、商業の振興に関すること等
	新幹線対策特別委員会	18.3～20.3	新幹線開業に向けた諸課題に関する事項
	新幹線・都市間交流特別委員会	20.3～21.5	新幹線開業を初めとしたまちづくりに関すること

市名	名称	設置期間	審議内容
	新幹線・金沢魅力発信特別委員会	21.5～	新幹線開業に向けた金沢の魅力づくりに関すること等
福井市	県都活性化対策特別委員会	19.6.29～	中心市街地の活性化、総合交通計画に関する諸問題
	農林水産業振興対策特別委員会	19.6.29～	農林水産業の経営基盤の強化と人材育成、農山漁村の多面的機能保全と地域資源の掘り起こし、環境問題、食育・地産地消に関する諸問題
	産業・観光対策特別委員会	21.6.30～	産業誘致の推進、雇用、県外への広報・宣伝活動、観光資源の掘り起こしに関する諸問題
	行財政改革特別委員会	19.6.29～ 21.6.9	定員管理の適正化、徹底した事務事業の見直し、市の関連団体の財政の透明化、遊休資産の活用及び処分に関する諸問題
	子育て・青少年育成等対策特別委員会	19.6.29～ 21.6.9	子育て・少子化対策、青少年の安全・安心対策及び健全育成、高齢者等へのスポーツ普及・交流に関する諸問題
町田市	町田市庁舎及び庁舎移転に関する調査特別委員会	22.3.30～ 付議事件審査終了まで	①現庁舎・跡地に関する事項 ②新庁舎に関する事項 ③庁舎移転に冠する事項の調査・検討
藤沢市	都市整備特別委員会	10.4.20～ 22.5.17	交通安全及び交通環境の充実並びに良好な地域整備について
	行政改革等特別委員会	19.11.10	行政改革の推進について
	藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会	21.10.5～	藤沢都心部のまちづくり及び公共施設の再整備について
相模原市	交通問題対策特別委員会	S57.6.29～ 現在	交通網の整備について
	防災対策特別委員会	7.5.18～ 19.4.29	地震等大規模災害対策等について
	少子・高齢化対策特別委員会	15.5.16～ 19.4.29	少子・高齢化に伴う諸問題に係る対策について
	産業集積対策特別委員会	17.5.18～ 現在	産業集積に関する調査研究について
	水源地域対策特別委員会	19.5.17～ 現在	水源地域対策等について
宇都宮市	合併後のまちづくり調査特別委員会	19.7.2～ 21.6.5	・新市全体の均衡ある発展に向けたまちづくりについて ・地域の個性を生かした地域振興について
	公共交通調査特別委員会	19.7.2～ 21.6.5	・総合的公共交通体系について ・生活交通確保策等について
	農業問題調査特別委員会	19.7.2～ 21.6.5	・「農業王国うつのみや」を目指した農業振興について ・農業生産基盤の整備について
	都市基盤整備調査特別委員会	19.7.2～ 21.6.5	・高齢社会、人口減少社会における都市基盤整備について ・宇都宮駅東口、中心市街地の活性化に向けた都市整備について

市名	名称	設置期間	審議内容
	ブランド力を活かしたまちづくり調査特別委員会	21.6.25～ 在任中	・スポーツ、歴史、文化を通じた宇都宮ブランド戦略について ・観光資源等を活かした宇都宮ブランド戦略について
	環境にやさしいまちづくり調査特別委員会	21.6.25～ 在任中	・自転車のまちづくり(エコ・サイクルシティ)について ・脱温暖化、資源循環型のまちづくりについて
	福祉のまちづくり調査特別委員会	21.6.25～ 在任中	・子育てしやすい環境の整備について ・高齢者、障がい者支援対策について
	安心・安全のまちづくり調査特別委員会	21.6.25～ 在任中	・自然災害に対する防災力の強化について ・消費者行政の推進について(消費生活、食の安全等)
前橋市	市街地活性化特別委員会	17.6～ 21.2	中心市街地及びその周辺地域の活性化について
高崎市	中心市街地活性化対策特別委員会	15.6.27～ 18.1.22	活力に満ちた中心市街地の形成とにぎわいづくりに関する諸課題についての調査
	総合交通対策特別委員会	19.6.26～	市内循環バスの充実及び市内中心部と高速道路網を結ぶスマートインターチェンジ設置に向けた状況を調査
さいたま市	都市総合対策特別委員会	17.6.22～ 18.6.7	都市基盤整備の調査研究等
	市民生活・安全対策特別委員会	17.6.22～ 18.6.7	防災に関する調査研究 防犯に関する調査研究 等
	少子高齢化・青少年健全育成特別委員会	17.6.22～ 18.6.7	少子化対策に関する調査研究 いきがい対策に関する調査研究 等
	行財政改革推進特別委員会	19.6.20～ 20.7.9	行財政改革推進のための調査研究
	大都市行財政制度特別委員会	21.7.10～	行財政改革推進のための調査研究
	地下鉄7号線延伸事業化特別委員会	21.7.10～	地下鉄7号線延伸事業化に関する調査研究
	見沼田圃将来ビジョン特別委員会	21.7.10～	見沼田圃の将来ビジョンに関する調査研究
川口市	地域振興・環境対策特別委員会	19.6～	・産業の活性化 ・まちづくり ・環境対策(環境の保全と創造)
松戸市	市立病院建設検討特別委員会	14.3～18.11 18.12～22.11 22.12～	市立2病院の今後のあり方と建て替え等に関する方針
市原市	都市交流拠点の整備に関する調査特別委員会	19.7.13～	五井駅周辺地区の整備構想にかかわる諸問題について
	圏央道(仮称)市原南 IC開設に伴う南市原のまちづくりに関する調査特別委員会	19.7.13～	圏央道(仮称)市原南 ICの整備による南市原の活性化に向けた諸問題について
	交通問題に関する調査特別委員会	19.7.13～	広域市である本市の特性を踏まえ、少子高齢化が進展する中、公共交通機関を含む市民の交通利便性の確保、向上にかかわる諸問題について

市名	名称	設置期間	審議内容
	五井駅東口に関する調査特別委員会	17.3.23～ 19.6.15	五井駅周辺地区の東口整備構想にかかわる諸問題について
静岡市	中山間地域活性化及び有度山整備促進特別委員会	21.7～調査終了日まで	中山間地域の活性化及び振興策、有度山(山頂)の整備の調査
	新都市拠点整備及び公共交通対策調査特別委員会	21.7～調査終了日まで	JR 東静岡駅周辺地区の新都市拠点整備事業、公共交通のあり方、新公共交通システムの導入、自転車利用に関する整備策の調査
	大規模社会資本利活用調査特別委員会	21.7～調査終了日まで	新東名高速道路等の大規模社会資本の利活用による生活基盤整備、企業育成等の調査
浜松市	地域活性化特別委員会	～ 現在	・中心市街地活性化の推進について ・企業誘致等に関する調査研究について ・各地域の拠点整備に係る調査研究について
	行財政改革推進特別委員会	～ 現在	・行政経営計画について ・外郭団体のあり方について ・合併、政令市の検証について
豊橋市	都市機能整備調査特別委員会	19.9～	中心市街地活性化基本計画
	中心市街地活性化調査特別委員会	18.5～19.3	こども関連施設等運営計画調査概要
岡崎市	主要施設検討特別委員会	17.11～ 18.11	主要な公共施設の整備に関する事項
	観光活性化対策特別委員会	17.11～ 18.11	観光の活性化対策に関する事項
	地区活性化対策特別委員会	18.11～ 19.11	東岡崎駅周辺開発及び支所機能に関する事項
	東岡崎駅周辺整備検討特別委員会	19.11～現在	東岡崎駅周辺開発に関する事項
	公共交通対策特別委員会	20.11～ 22.11	バス路線対策に関する事項
一宮市	中心市街地活性化特別委員会	18.6.30～ 21.9.2	中心市街地の活性化を図るための対策、将来を見据えた JR 尾張一宮駅に求められる機能等の検討、新庁舎の建設に関する事項
豊田市	地域拠点整備活性化特別委員会	18.5～19.2	都市・農山村の活性化の場として効果的な地域拠点づくりのあり方
	中心市街地まちづくり検討特別委員会	20.5～21.2	中心市街地エリアの機能充実・相関性強化のための方策
	行財政運営検討特別委員会	21.5～22.2 22.5～	・経営資源の活用、歳出のスリム化長期の都市基盤整備のあり方 ・協会公社等の今後の方向性と市としての関わり方
津市	自治基本条例調査研究特別委員会	18.9.29～ 21.12.21	自治運営の基本理念や基本原則、市民・議会及び市長等の役割や責務等を明らかにし、市民自治を確立するため、条例制定に向けた調査研究を行う
	行財政改革推進調査研究特別委員会(1)	〃	合併後の厳しい財政の中、強固な行財政基盤の構築に向けて、健全で効率的な行財政運営のあり方、改革の基本方向等についての調査研究を行う

市名	名称	設置期間	審議内容
	行財政改革推進調査研究特別委員会(2)	22. 3. 25～調査終了まで	行財政改革前期実施計画に引き続き、中期実施計画が策定された中、実施状況、改革の方向性等について調査研究を行う
	まちづくり推進調査研究特別委員会	〃	総合計画を基盤として本市における望ましいまちづくりの推進について、調査研究を行う
	総合交通体系調査研究特別委員会	〃	合併後、一定の整理がなされたコミュニティバスについて検証するとともに、JR 名松線や海上アクセス等、本市における交通体系について調査研究を行う
四日市市	防災対策調査特別委員会	18. 3. 23 ～ 18. 12. 21	大規模地震等防災対策の推進に関する調査研究
	JR 四日市駅周辺活性化事業調査特別委員会	20. 12. 19 ～ 22. 3. 25	JR 四日市駅周辺活性化事業に関する調査研究
	地域産業創出戦略調査特別委員会	22. 6. 28～	地域産業の創出戦略に関する調査研究
岐阜市	総合交通対策特別委員会	1. 5. 19～	市内道路整備計画並びに本市に関連する主要幹線道路計画等の総合交通対策について調査研究を行うとともに、必要な道路施設等の建設促進を図る。
	高齢・少子化社会対策特別委員会	3. 5. 16～	長寿社会の到来及び少子化に伴う諸問題について調査研究を行い、高齢者が安心して暮らせる施策並びに安心して子供を産み育てる環境づくりなどを推進する。
	都市活性化対策特別委員会	19. 5. 22～	中心市街地活性化基本計画に基づく各種事業などに関する諸問題、さらには、地場産業の振興や企業誘致による産業構造の転換等について調査研究を行い、都市の活性化を図る。
大阪市	都市再生特別委員会	15. 5. 21～ 19. 4. 29	1 都市の再生に関すること 2 新産業の創出に関すること 3 近畿圏整備計画に関すること 4 関西国際空港問題等広域交通網に関すること 5 その他都市の魅力増進及び国際競争力の向上に関すること
	大都市・税財政制度特別委員会	15. 5. 21～	1 地方制度改革に関すること①地方分権に関すること②地方制度調査会に関すること③その他地方制度改革に関すること 2 市域に関すること 3 都市間協力に関すること 4 行政区の区域の変更等に関すること 5 大都市税源の拡充に関すること 6 大都市財源の拡充に関すること 7 その他大都市の制度と機能の改善に関すること
	市政改革特別委員会	18. 6. 6～	1 市政改革マニフェストの進捗状況の検証に関すること 2 局長・区長改革マニフェストの進捗状況の検証に関すること 3 その他市政改革に関すること

市名	名称	設置期間	審議内容
堺市	行財政改革特別委員会	9.12～18.5	本市の行財政の効率的な運営及び健全化に係る諸問題と対策について
	政令指定都市対策特別委員会	15.5～18.5	周辺自治体との合併及び政令指定都市移行に係る諸問題と対策について
	都市活性化・雇用対策特別委員会	15.5～18.5	本市の都市活性化及び雇用対策について
	少子高齢化・障害者対策特別委員会	15.5～19.5	少子高齢化社会及び障害者に係る諸問題と対策について
	観光文化振興・都市活性化対策特別委員会	18.5～19.5	観光文化振興及び百舌鳥古墳群の世界文化遺産登録に向けた取組をはじめとする歴史文化都市、国際交流都市づくりの推進による本市の産業振興と都市活性化対策について
	観光文化振興対策特別委員会	19.5～20.5	観光文化振興及び百舌鳥古墳群の世界文化遺産登録に向けた取組をはじめとする歴史文化都市、国際交流都市づくりの推進について
	新市建設対策特別委員会	17.5～	本市域の均衡ある発展を図るため、新市建設計画に基づく都市基盤の整備等について
	大都市行財政制度調査特別委員会	18.5～	大都市行政の実態に対応する行財政制度の確立を図るため
	子ども・青少年健全育成調査特別委員会	19.5～	いじめ、児童虐待、若年者犯罪など、子どもと青少年を取り巻く諸問題について
	都市魅力・観光文化対策特別委員会	20.5～	本市の都市魅力・都市活力の創出に資するため、観光文化振興及び百舌鳥古墳群の世界文化遺産登録に向けた取組をはじめとする歴史文化都市、国際交流都市づくりの推進並びに臨海部の活性化等について
豊中市	病院跡地利用等調査特別委員会	15.7.29～19.4.30	病院跡地利用等についての調査
	都市再生・活性化調査特別委員会	15.7.29～19.4.30	都市再生・活性化についての調査
	空港問題調査特別委員会	15.7.29～19.4.30 19.7.31～	空港にかかる問題についての調査
東大阪市	まちづくり特別委員会	20.5.30～	・市内交通機能の整備充実に関する調査 ・都市の整備改造に関する調査
	少子高齢化対策特別委員会	20.5.30～	・少子化に伴う諸問題に関する調査 ・長寿社会の到来に伴う諸問題に関する調査
	行財政に関する事務調査特別委員会	20.5.30～	・市民ニーズの的確な対応に関する調査 ・自治体運営の効率的な執行に関する調査 ・職員の労働組合活動等の実態に関する調査
吹田市	吹田操車場等跡利用対策特別委員会	19.6.5～	旧国鉄吹田操車場の跡地の利用などについて、本市のまちづくりに沿った利用計画を実現するため、対策を講じる。
	都市環境整備対策特別委員会	19.6.5～	市民の生活環境の保全と交通の利便向上を図るとともに、災害に強いまちづくりを目指し対策を講じる。

市名	名称	設置期間	審議内容
高槻市	市街地整備促進特別委員会	19.5～(再設置)	・JR高槻駅北東地区市街地整備について
	阪急高架・交通体系対策特別委員会	19.5～(再設置)	・新名神高速道路の整備促進について ・環状幹線道路等の整備促進について ・阪急京都線富田駅周辺の高架化について
	地方分権推進特別委員会	19.5～(再設置)	・地域再生及び構造改革特区への取り組みについて
八尾市	広域行政調査特別委員会	19.5～	近隣市との行政協力等について
大津市	交通対策特別委員会	18.5.17～ 19.4.30 19.5.16～ 22.3.19	・交通体系の整備について ・幹線道路網の整備及び都市交通環境について ・主要幹線道路の渋滞対策及び公共交通について
	新市のまちづくり特別委員会	18.5.17～ 19.4.30	・新しい大津のまちづくりについて
	地域活性化・観光振興対策特別委員会	19.5.16～ 22.3.19	・地域の個性や人材を生かしたまちの活性化について ・来訪者と地域住民の交流による地域の活性化について
	防災・防犯対策特別委員会 (H21.5.28から名称変更(防災対策特別委員会))	19.5.16～ 22.3.19	・安心・安全のまちづくりについて ・防災条例の制定について ・学校園における防犯対策・防犯教育について
神戸市	都市活力の創造に関する特別委員会	19.6.26～	新産業の創造、観光交流の促進などをはじめとする、神戸の活力ある将来のまちづくりに関する必要な事項について調査
姫路市	観光とにぎわい対策特別委員会	17.6～20.6	観光とにぎわいに関する事項
	合併問題調査特別委員会	15.5～18.5	合併問題に関する事項
	新総合計画策定調査特別委員会	18.5～21.6	新総合計画策定に関する事項
	鉄道高架対策特別委員会	S62.5～ 18.5	鉄道高架対策に関する事項
	姫路駅周辺整備特別委員会	18.5～	姫路駅周辺整備に関する事項
	政令指定都市推進調査特別委員会	19.5～20.6	政令指定都市推進に関する事項
	行財政改革特別委員会	20.6～22.6	行財政に関する事項
	姫路城改修・周辺整備特別委員会	21.6～22.6	姫路城改修・周辺整備に関する事項
	交通計画調査特別委員会	21.6～	交通計画に関する事項
	救急医療特別委員会	22.6～	救急医療に関する事項

市名	名称	設置期間	審議内容
岡山市	都市活性化調査特別委員会	17.5.18から 2年間	1 大規模跡地等の有効利用に関する調査 2 中心市街地活性化に関する調査 3 公共交通に関する調査
	都市づくり促進調査特別委員会	19.5.18から 2年間	1 中心市街地活性化に関する調査 2 大規模跡地等の活用に関する調査 3 全国規模の行事に関する調査
	都市活力創出調査特別委員会	21.5.21から 2年間	1 大規模跡地の活用に関する調査 2 観光資源の創出に関する調査 3 イベント、コンベンションに関する調査 4 情報発信に関する調査
倉敷市	地域活性化対策特別委員会	21.2～23.2	①中心市街地活性化基本計画に関すること ②倉敷駅付近の鉄道高架化等促進に関すること ③都市再生整備計画事業に関すること
広島市	大都市税財政対策等特別委員会	17.7.6～ 19.5.1	1 大都市税財政制度の充実強化について 2 地方分権の推進について 3 行政改革の推進について 4 指定管理者制度について 5 公益法人等の在り方について
		19.6.28～ 21.6.30	1 大都市税財政制度の充実強化について 2 財政健全化の推進について 3 地方分権の推進等について
		21.7.1～	1 大都市税財政制度の充実強化について 2 地方分権の推進について 3 新たな行政改革計画の策定について
	安心・安全なまちづくり対策特別委員会	17.7.6～ 19.5.1	1 災害に強いまちづくりの推進について 2 日常生活の安全や安心の確保について 3 危機管理対策について
	障害者支援・少子化対策特別委員会	17.7.6～ 19.5.1	1 障害者の自立支援の推進について 2 少子化対策について
	子育て支援対策等特別委員会	19.6.28～ 21.6.30	1 新児童育成計画の推進状況について 2 男女共同参画の推進について 3 その他子育て支援について
	安心社会づくり対策特別委員会	21.7.1～	1 新児童育成計画の推進状況について 2 新たな子どもに関する施策の総合的な計画の策定について 3 男女共同参画基本計画の推進状況等について 4 安全なまちづくりの推進に関する基本計画の推進状況について 5 新たな安全なまちづくりの推進に関する基本計画の策定について
	都市活性化対策特別委員会	17.7.6～ 19.5.1	1 新球場建設の促進について 2 広島大学本部跡地の有効活用の促進について 3 広島駅南口周辺地区市街地再開発事業(Bブロック)の推進について 4 その他多心型都市づくりの推進のための施策について
	都市・経済活性化対策特別委員会	19.6.28～ 21.6.30	1 現球場跡地の活用、広島大学本部跡地の活用、広島駅周辺の再開発等、当面する都市活力創造対策特別委員会活性化に関する

市名	名称	設置期間	審議内容
			課題について 2 新産業の育成や既存産業の振興等について 3 観光振興について
	都市活力創造対策特別委員会	21. 7. 1～	1 当面する都市活性化に関する課題について 2 経済危機対策の推進について 3 地球温暖化対策地域推進計画の推進状況及び改定について 4 里ライフ創造施策の推進について
呉市	幹線道路対策特別委員会	15. 5～19. 3 19. 5～	主要幹線道路〔東広島・呉自動車道、国道31号(広島呉道路を含む)、国道185号(休山新道を含む)、国道375号、国道487号(警固屋音戸バイパスを含む)及び主要地方道〕の建設、改良を促進するための調査、検討
	行財政改革特別委員会	19. 9～	危機的な財政状況を打開し、将来にわたる市政発展と市民の期待に応え得る効率的な行財政運営のあり方に関する調査・検討
	公共交通問題対策特別委員会	22. 9～	呉市交通局の民間委譲に係る諸問題及び住民生活に必要なバス路線の維持・確保に向けた諸施策についての調査・検討
福山市	都市整備特別委員会	16. 5. 12～	中心市街地活性化及び再開発に関すること
下関市	新市まちづくり調査特別委員会	17. 6. 27 ～ 19. 2. 12	新市建設計画における具体的施策・財政計画等について
	中心市街地活性化調査特別委員会	19. 6. 18 ～ 20. 12. 5	中心市街地における都市機能の充実及び経済活力の向上に関すること
高松市	公共交通対策特別委員会	16. 6. 25～	鉄道高速化の一つの手段であるフリーゲージトレインの導入及びLRT(次世代型路面電車システム)導入問題への対応を調査検討
	高松城跡整備・天守閣復元特別委員会	16. 6. 25～	市の貴重な歴史的文化遺産であり、観光資源としても重要な史跡高松城跡の保存整備や、高松城天守閣の復元を推進
松山市	都市活性化調査特別委員会	19. 3. 23 ～ 22. 5. 24	中心市街地の活性化、大規模跡地の有効活用、都市計画道路の整備について調査研究を行った。
高知市	都市再生調査特別委員会	19. 5. 10～	付議事件 1 高知駅周辺、はりまや橋周辺および帯屋町二丁目周辺都市整備に関する件 2 菜園場、万々、愛宕、升形地区等のまちづくりに関する件 3 土地利用に関する件
福岡市	交通対策特別委員会	15. 7. 4 ～ 19. 2. 13 19. 6. 28～	1 高速鉄道3号線と沿線のまちづくりに関する調査 2 福岡都市圏における公共交通機関に関する調査 3 道路交通の円滑化に関する調査 4 ウォーターフロント開発における交通対策に関する調査

市名	名称	設置期間	審議内容
	都市問題等 調査特別委員会	15.7.4～ 19.2.13 19.6.28～	1 福岡空港に関する調査 2 外郭団体のあり方に関する調査 3 広域的行政に関する調査 4 住民自治、地域コミュニティに関する調査 5 地方分権の推進に関する調査 6 震災対策に関する調査
	少子・高齢化対策 特別委員会	15.7.4～ 19.2.13 19.6.28～	1 高齢化対策に関する調査 2 少子化対策に関する調査
久留米市	新幹線建設推進 調査特別委員会	19.6.29～	新幹線建設推進について
	広域合併推進 調査特別委員会	16.6.23～ 17.6.29	広域合併推進について
	中核市移行 調査特別委員会	17.6.29～ 19.5.1	中核市移行について
	行財政改革 調査特別委員会	21.6.22～	行財政改革について
長崎市	観光振興 特別委員会	18.3.28～ 19.2.27	「長崎さるく博'06を初めとした観光イベントへの取り組み状況について」ほか
	地域振興 特別委員会	18.3.28～ 19.2.27	「旧7町地域の振興のための具体的な施策の推進について」ほか
		19.6.29～ 20.2.22	「市町村建設計画等の進捗状況について」ほか
	農業振興 特別委員会	18.3.28～ 19.2.27	「地産地消の推進と食育への取り組みについて」ほか
	産業振興 特別委員会	19.6.29～ 20.2.22	「地場農水産物の生産・消費拡大について」ほか
	安全・安心まちづくり 特別委員会	19.6.29～ 20.2.22	「安全・安心まちづくり推進事業の取り組み状況について」ほか
	世界遺産推進 特別委員会	20.3.17～ 21.2.24	「世界遺産の現状と登録に向けた課題について」ほか
	都市整備対策 特別委員会	20.3.17～ 21.2.24	「まちなか再生計画について」ほか
	産業振興・雇用対策 特別委員会	21.3.19～ 22.2.23	「本市経済及び雇用の現状について」ほか
	地域医療・新市立病院建設 特別委員会	21.3.19～ 22.2.23	「地域医療の現状と今後のあり方について」ほか
スポーツ振興 特別委員会	21.3.19～ 22.2.23	「本市のスポーツの現状と長崎国体開催の意義について」ほか	
大分市	地方分権等 調査特別委員会	8.6～	地方分権・行政改革推進
	にぎわい創出・複合文化交流施設建設 特別委員会	19.3～	中心市街地活性化・まちづくりなど
宮崎市	地域活性化対策 特別委員会	19.7.11～ 22.3.1	中心市街地及び地域の活性化と基幹産業の振興策の調査研究
		22.5.18～	中心市街地など合併地域の活性化の調査研究
	総合交通問題対策 特別委員会	19.7.11～ 22.3.1	主要交通網の整備にかかる諸問題への対処

市名	名称	設置期間	審議内容
鹿児島市	中心市街地活性化基本計画に関する調査特別委員会	19.7～20.2	中心市街地活性化基本計画
那覇市	観光と地域活性化に関する調査特別委員会	22.4.28設置	観光と地域活性化に関する調査
	公共交通と交通政策に関する調査特別委員会	〃	公共交通と交通政策に関する調査

問14-1 地方自治法第96条第2項に基づき、条例で「定住自立圏形成協定」など地域再生対策関連の計画等を議決事件に追加しているものをご記入下さい。

地方自治法第96条第2項に基づき、地域再生対策関連の計画等を議決事件に追加している条例の回答は7市7件。「定住自立圏形成協定（方針）」の回答が多いのは、同構想では「定住自立圏形成協定（方針）」が地方自治法第96条第2項に基づき議会の議決を経たものとされていることが挙げられた。このほか、市の基本計画を議決事件に追加し、計画作成段階から議会が関与し、地域再生に向け、議会の声を市政に反映しようとの考えがあると考察した。

市名	議案提出者	条例の名称	地域再生対策関連の議決事件	可決日
長岡市	市長	長岡市定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例	・小千谷市との間における定住自立圏協定の締結について ・見附市 〃 ・出雲崎町 〃	21.12.21
松戸市	議員	松戸市議会基本条例	基本計画	20.12
広島市	議員	議会の議決すべき事件に関する条例	広島市基本計画の決定、変更又は廃止	16.3.26
下関市	市長	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例	定住自立圏形成方針	21.2.27
徳島市	市長	定住自立圏形成協定に関する議会の議決すべき事件を定める条例	定住自立圏形成協定	22.12.16
高松市	市長	高松市定住自立圏形成協定の議決に関する条例	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の締結	21.2.19
高知市	市長	高知市定住自立圏形成協定に係る議決事件に関する条例	高知市定住自立圏形成協定に係る議決事件	21.12.22

問 1 4 - 2 議員若しくは委員会提案による地域再生対策関連の政策的条例(地方自治法第 9 6 条第 2 項に基づく条例を除く)をご記入下さい。

7 市 13 件の地域再生対策関連の政策的条例の回答があった。

これを分野別にすると、市の数では、地域経済の発展に関する条例が最も多い。特筆されるのは、静岡市議会で地域の特産物であるお茶を生かし、地域が一体となって地域経済の発展を遂げようと、議員提案で「静岡市めざせ茶どころ日本一条例」を制定したこと。一方、条例数では、「安全・安心のまちづくり」に関するものが多く、地域ぐるみで防犯・防災の強化を図り、魅力あふれる都市を実現することにより、地域再生を果たそうとの考えが窺えた。

市名	議案提出者	条例の名称	可決日
盛岡市	委員会	盛岡市商店街の活性化に関する条例	22. 9. 29
宇都宮市	議員	宇都宮市地産地消の推進に関する条例	18. 12. 11
川口市	議員	川口市中小企業振興条例	22. 3. 23
静岡市	議員	静岡市めざせ茶どころ日本一条例	20. 12. 12
大津市	委員会(防災対策特別委員会)	大津市防災対策推進条例	22. 3. 19
下関市	議員	下関市スポーツ振興のまちづくり基本条例	22. 3. 26
福岡市	議員	福岡市ピンクちらし等の根絶に関する条例 ピンクちらし掲示等に罰則を科し、ピンクちらしの根絶を図るもの。	14. 12. 18
	議員	人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例 路上喫煙に過料を科すなど市民等の各種モラルの向上等を図るもの。	14. 12. 18
	議員	福岡市ピンクちらし等の根絶に関する条例の一部を改正する条例 取締の実効性を高めるためピンクちらしの定義や禁止行為等を改めたもの。	16. 3. 26
	議員	福岡市風俗関連の営業に係る勧誘、誘引及び客待ち等の防止に関する条例 風俗関連の営業についての女性のスカウト行為や客の誘いかけ等に罰則を科した。	18. 9. 15
	議員	福岡市留守家庭子ども会事業の実施に関する条例の一部を改正する条例案 留守家庭子ども会事業に関して、基本利用料の有料化を維持しつつ、現在 3 年生までとなっている対象学年を 6 年生までに拡大するとともに(修正により、段階的拡大が可能となった。)、現在 18 時までとなっている利用時間を 19 時までに延長するもの。(基本利用料を無料化し、利用時間を 19 時までに延長する市長案への対案として提出されたもの。)	20. 3. 25
	議員	人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例の一部を改正する条例案 花火、爆竹、バーベキュー等を行う場合の配慮義務に関する規定を加えるもの。	20. 6. 20
議員	公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例案 生活交通の確保のため公共交通空白地等及び移動制約者に対する施策等を定めたもの。	22. 3. 26	

「都市の地域再生戦略」に関する調査研究報告書
～市民の明るい未来のために～

平成 24 年 2 月

発 行 都市行政問題研究会／全国市議会議長会
住 所 〒102 - 0093
東京都千代田区平河町 2-4-2 全国都市会館 6 階
T E L 03 (3262) 5237
F A X 03 (3263) 5751
HP アドレス <http://www.si-gichokai.jp/>

印刷・製本 株式会社 丸井工文社

本報告書は再生紙を使用しています。